

**中国経済と
日本企業
2023年白書**

**中国经济与
日本企业
2023年白皮书**

目次

ご挨拶-----	4	第3部-----	109	第8章	
2023年建議の訴求点-----	6	各産業の現状・建議		金融・保険業	
エグゼクティブ・サマリー-----	8	第1章-----	110	1. 銀行-----	262
第1部-----	21	農林水産業・食品		2. 生命保険-----	274
中国経済と日本企業の現状		第2章		3. 損害保険-----	282
第1章-----	22	鉱業・エネルギー		4. 証券-----	288
中国経済と日本企業の現状		1. 石炭-----	116	第9章	
第2部-----	31	2. 電力-----	118	観光・レジャー	
共通課題・建議		第3章		1. 旅行-----	298
第1章-----	32	建設業		2. ホテル-----	304
貿易		1. 建設-----	126	第10章-----	308
第2章-----	40	2. 不動産-----	132	高齢者関連サービス・産業	
投資		第4章		第4部-----	313
第3章-----	48	製造業		各地域の現状・建議	
競争法		1. 繊維・アパレル-----	138	第1章-----	314
第4章-----	54	2. 化学品-----	146	華北地域(北京市、天津市、山東省)	
税務・会計		3. 医薬品-----	154	第2章-----	332
第5章-----	60	4. 医療機器・体外診断用医薬品-----	158	華東地域(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省)	
労務		5. 化粧品-----	166	第3章-----	358
第6章-----	66	6. セメント-----	172	華南地域(広東省、福建省、海南省)	
知的財産権		7. 鉄鋼-----	176	第4章-----	364
第7章-----	78	8. 家電-----	182	東北地域(瀋陽市、大連市)	
省エネ・環境		9. 事務機器-----	188	第5章-----	370
第8章-----	86	10. 電子部品・デバイス-----	194	中部地域(湖北省、湖南省、江西省、河南省)	
技術標準・認証		11. 自動車-----	200	第6章-----	376
第9章-----	92	第5章		西部地域(重慶市、四川省、陝西省)	
物流		情報通信業			
第10章-----	98	1. 情報通信-----	204		
政府調達		2. ソフトウェア-----	212		
第11章-----	106	3. コンテンツ-----	220		
商工会組織		4. 広告-----	228		
		第6章			
		運輸業			
		1. 海運-----	234		
		2. 空運-----	244		
		第7章			
		流通・小売業			
		1. 卸売業-----	250		
		2. 小売業-----	256		

ご挨拶

日中両国は昨年、日中国交正常化50周年という記念すべき年を迎え、各種の記念事業が実施されました。また、本年は日中平和友好条約締結45周年に当たります。さらに、昨年末以降、新型コロナウイルスに関する防疫措置の緩和・撤廃に伴い、日中両国の交流やビジネスの基盤である人的往来も再開しつつあります。こうした背景のもと、日中の相互交流がいつそう活発になり、両国の経済発展をさらに推進していくことを期待します。

中国日本商会は中国の中央政府および地方政府とのさらなる対話促進を目的として、2010年から本白書を発行しています。本白書は、中国日本商会および中国各地の商工会組織の日系企業（法人会員8,353社）が直面している課題の分析および解決のための建議を取りまとめたものです。「中国経済と日本企業の現状」「共通課題・建議」「各産業の現状・建議」「各地域の現状・建議」の4部に分かれ、全28章、55の建議項目からなっています。描かれているのは、日本企業の目から見た中国経済の現在の姿にほかならず、中国全土で長きにわたり事業に携わってきた日系企業が、中国でのビジネスの過程で遭遇したさまざまな課題が浮き彫りになっています。

2023年3月に開催された第14期全国人民代表大会第1回会議では、質の高い発展の推進に力を入れること、改革開放を全面的に深化させること、外資の誘致・利用にいつそう力を入れることなどが示されました。本白書の主要な訴求点である「公平性の確保」はこれらの実現にあたっての土台となるものであり、中国が発展の質の向上を図るうえで不可欠なものです。本白書の建議には、中国政府が改革の深化を図るにあたり、ヒントとなるものが多く含まれていると確信しています。

中国経済の改革開放において、外資の重要性は計り知れず、中でも日本企業の果たしてきた役割は非常に大きいものがあります。また昨今、世界を取り巻く情勢の不透明感が高まる中で、中国日本商会は先人の業績を引き継ぎ、日中間の経済協力関係をさらに磐石で強固たるものとし、中国のビジネス環境をさらに良いものとするために、今後も中国の中央政府および地方政府に積極的に建議して参ります。

本白書は、すべて中国日本商会の会員である企業の方々から仕事の傍ら寄せていただいた玉稿から成っています。本白書には当会のみならず中国各地の商工会組織から集められた意見が反映されています。御尽力いただいた方々に心からお礼を申し上げます。

本白書を通じて日中両国の対話が促進され、両国間の絆が深まり、共にさらなる発展に繋がることを切に願っています。

本間 哲朗

本間 哲朗
中国日本商会会長

2023年建議の訴求点

<全体コンセプト>

「公平性の確保（特に予見性・透明性の向上）」

<建議の三要素>

1. 公平な競争

秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、公平競争の阻害となっている各種制度の見直し、政府調達や標準の策定等における国内企業と外資企業への公平な待遇、知的財産権制度の一層の改革を要望する。

2. 対外開放

経済のグローバル化に適応するため、製造・サービス業分野での外資参入制限の一層の開放、グローバルスタンダードのさらなる採用を要望する。

3. 行政の規制運用・手続

法治政府・サービス型政府の建設のため、行政手続の簡素化・迅速化、許認可・認証の大幅な廃止を要望する。併せて、制度の運用・解釈の統一や制度変更の際の十分な準備期間の確保を要望する。

<本年の重点分野>

1. 「税務に関する問題」

個人所得税について、外国籍人員が適用可能な免税措置の継続適用が2023年末までとなり、そのまま廃止されると外国籍人員を抱える企業の税負担が大幅に増加する。また、2022年7月に施行された印紙税法の関連公告の中で、海外企業が中国国内企業と課税文書を作成する場合、中国国外で作成しても顧客等の取引先が中国国内に存在すると当該海外企業も納税義務を負うことが明示された。個人所得税については外国籍人員に適用される免税措置の無期限延長を、印紙税に関しては当該規定の見直しを要望する。

2. 「データの越境・管理に関する問題」

データ三法の施行に続いて、データの国外越境移転に関する法規の整備も進み、今後、実際の運用が本格化すると考えられるが、前例がないことからユーザーである企業にとって手続等に不透明な点も多い。その運用に際しては、事前ガイダンスの提供や関係政府部門間の調整・連携を図るよう求めるとともに、外資企業が差別的に扱われないよう内外無差別の原則が貫徹されることを要望する。

エグゼクティブ・サマリー

中国経済の改革の方向と主要な建議

中国のビジネス環境の予見性向上への期待

2021年3月の第13期全国人民代表大会第4回会議（以下、全人代）で決定された第14次5カ年規画綱要（以下、第14次5カ年規画）の指導思想では、社会主義現代化国家の全面的建設に向けて良好なスタートを切るために、イノベーション、調和、グリーン、開放、共に享受する発展という5つの発展理念を徹底するとしている。また、サプライサイド構造改革の深化を主軸とすることやイノベーションを改革の根本的動力とすることが強調されている。

また、第14次5カ年規画においては、「国内大循環を円滑にする」として、「国内の統一された大市場の形成を加速し、国際的な先進的ルールやベストプラクティスをベンチマークし、異なる地域や業界の標準・規則・政策の調和・統一を促進し、地方保護や独占、市場分割を打破する」とされた。さらに、「国内・国際双循環を促進する」として、「国内大循環に立脚して、強大な国内市場の整備と貿易強国の建設を調和させながら推進し、世界の要素・資源をひきつける強力な重力場を形成し、内・外需、輸出入を促進し、外資誘致と対外投資を調和させながら発展させる」ことが盛り込まれた。「国内大循環の円滑化」が国内統一市場の形成や各種障壁の打破に、「国内・国際双循環の促進」が内需拡大によるビジネスチャンスの増大や対外開放のいっそうの拡大につながることを期待したい。

2023年3月の第14期全人代第1回会議の政府活動報告において定められた2023年の重点活動任務の筆頭には「内需拡大に力を入れる」が挙げられた。このほか、「外資の誘致・利用にいっそう力を入れる」が重点任務の4点目として挙げられた。同任務には「外資系企業に対する内国民待遇の徹底」や「外資系企業をしっかりとサポートする」といった内容が盛り込まれており、2023年は特に外資系企業に対する支援を重視するという姿勢が示されている。

他方で、依然として継続する米中間の経済貿易摩擦や各国による保護主義的行動等によって、日系企業のビジネスにおける不確実性が高まっている。このような状況の下で、中国におけるビジネス環境のいっそうの「予見性の向上」に資するような制度の整備や運用が期待される。

予見性の向上に関しては、2020年1月1日より、外商投資法が施行された。同法には、外商投資に関連する法令を制定する際、外資系企業の意見や建議を聴取しなければならないこと（第10条）、外商投資企業の政府調達活動への公平な参加を保障すること（第16条）をはじめ、日系企業等がこれまで「中国経済と日本企業白書」等において要望してきた内容が多数含まれている。同法は、中国とのビジネスを行う日系企業に大きな影響をもたらすものであり、同法が行政の各レベルにおいて条文の規定どおり執行されることにより中国市場がいっそう開かれたものとなることを期待する。また、2020年5月に

開催された全人代では、中国初となる「民法典」が可決・成立した。こうした法律の制定が日系企業にとっていっそうの「予見性の向上」につながることを期待したい。

日系企業は、2023年が「公平性の確保」された、「透明性の高い」ビジネス環境の整備につながる改革の深化が図られる重要な年となるよう期待しつつ、中国政府が改革の深化を図る上で、各種ビジネスなどを通じて積極的に貢献をする構えである。

第14次5カ年規画および2023年の政府活動報告において、中国政府はより高水準な開放型経済新体制の建設、一流のビジネス環境の構築、高水準な市場体系の建設を目指し、改革を深化させていく方向にあるが、日系企業が中国ビジネスの現場で直面している課題を、公平な競争、対外開放、行政の規制運用・手続の3つの観点から整理すると下記の通りである。

改革の深化にあたり、長きにわたり中国で事業に携わってきた日系企業が直面している課題の分析と解決のための建議を取りまとめた本白書にはヒントとなるものが多く含まれると確信している。この中の少しでも今後の政策運営の参考としていただきたい。

(1) 公平な競争

第14次5カ年規画の中では、高水準な市場体系を建設し、市場体系の基礎的な制度を完備し、平等な参入や公正な監督管理を堅持し、高効率で規範のある、公平な競争が行われる国内統一市場を形成することや、質の高い発展を制約する体制メカニズム上の障壁を打破すること、全国统一市場や公平な競争を阻害する規定等を整理・廃止していくことが強調された。また、2023年3月の政府活動報告においては、重点取り組みの『「二つの揺るぐことなく」を着実に実施する』の中で、「各種所有制企業に公正かつ自由に競争できる環境を整え、実のある方策で市場の期待と自信を向上させる」ことが、「外資の誘致・利用にいっそう力を入れる」の中で「外資系企業に対する内国民待遇を徹底する」ことが盛り込まれた。本白書ではこうした方向性に沿って、市場原理が十分に生きるように、公平競争の障害となっている各種制度の見直しや、透明性の高い市場経済ルールの整備とその適正な運用を要望する。

- **競争法**：改正された「独占禁止法」においては企業結合の分類・分級審査制度や重点分野に対する規制の強化等も明確にされており、この点については評価に値する。一方、企業結合届出の時点における「企業結合」および「支配力」の構成要件、企業結合届出の要否の判断基準、審査・決定上の基準や考え方は、なおも不明確な点があり、事業者側の判断が困難となるケースが存在している。これらの基準や考え方については、実施細則およびガイドラインの公布等を通じて明確にさせていただくよう要望する。
- **技術標準・認証**：
- 中国サイバーセキュリティ法を始めとするデータ関連法令に関し、その具体的な内容を定める弁法、細則、標準

等は、徐々に策定が進みつつあるが、いまだ未制定のものや意見募集段階のものも多い。これらの制定プロセスにおいて、外資系企業を含む関係者の意見を取り入れるとともに、クラウドサービスなどの新しいビジネスの発展を妨げたり、外国製品やサービスを差別的に取り扱われることがないように、制度の制定や運用面での配慮を要望する。また、施行に際しては必要な事前のガイダンスの提供や十分な対応期間の確保および円滑な施行に向けた関係政府部門間での調整・連携を要望する。

- 各制度の運用面においても、企業が法令遵守を適切に行うことができるよう、解釈の明確化、十分な準備期間の確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答および説明会の開催等、予見可能性を高める改善を要望する。

・政府調達：

- 現在、中国の政府調達では依然として国産品が主であり、輸入製品の調達に対する制限や排除が行われている。財政部が2021年10月に公布した「政府調達活動における内外資企業への平等な扱いの徹底に関する通知」の中からも、平等な待遇を受けることができる対象は外資系企業が中国国内で製造した製品（サービスの提供を含む）に限定されていることが見て取れる。現行の「政府調達法」の中にある、政府調達の対象範囲を本国の貨物、工事、サービスに限定する等の内容が早期に改訂され、輸入製品が政府調達市場に参入する際の制限が減らされ、政府調達市場の範囲がより開放され、輸入品と国産品が政府調達の市場競争へ平等に参与できる環境がづくられることを要望する。

- 財政部が2021年10月に公布した「政府調達活動における内外資企業への平等な扱いの徹底に関する通知」のうち、政府調達活動において中国国内に設立された内外資企業を平等に扱うという内容を歓迎し、高く評価する。しかし現在までのところ、依然としていくつかの地方の国有企業における入札募集の際、外資系企業の製品とサービスが除外されているという情報を耳にする。中国市場に秩序ある公平な競争の市場体系を構築するため、政府調達と公共事業への入札募集等活動において、外資系企業の製品やサービスを除外することなく、内資企業と外資系企業が平等に市場競争へ参与できる環境を構築することを要望する。

- 「安可」または「信創」にかかわるリストの存在や適用される製品の範囲、要求内容や基準を明確にいただき、市場参入の透明性、予見可能性を確保していただきたい。特に情報セキュリティ領域への参入基準や条件について明確な規定がなく、海外企業による参入を実質上困難にしている。加えて、予見可能性を高めるために、本件に認証された製品の情報公開を要望する。

- 医療機器・体外診断用医薬品：**既存の国産品が持っていない高度な機能、性能、仕様、臨床価値等を持つ外国産医療機器製品について、当該利点に対する現場医療ニーズが文書等で明確に示されている場合には対象となる輸入品が排除されず公正に供給されるよう、調達品選定プロセスの適正化を要望する。

(2) 対外開放

第14次5カ年計画の中では、「より高水準な開放型経済新体制の建設」として、対外開放のレベルを全面的に引き上げ、貿易・投資の自由化・円滑化を推進し、商品および要素の開放

を持続的に深化させ、ルール・規制・管理・標準等の開放を着実に進めることが示された。また、2023年3月の政府活動報告においては、重点取り組みの1つとして「外資の誘致・利用にいっそう力を入れる」が挙げられており、その中で「市場参入規制を緩和し、現代サービス業をいっそう開放する」ことが盛り込まれた。

2022年1月には、「外商投資ネガティブリスト（2021年版）」が施行され、外商投資の制限・禁止条項が33項目から31項目に減少し、一部の業種において外資の出資比率制限の緩和・撤廃が行われるなど、中国がより開かれた市場となるための取り組みが進展している。他方、ネガティブリストには規定されていないが、他の関連法令によって外資の参入が実質的に制限されている分野も存在する。習近平国家主席は2019年6月の大阪G20サミットにおいて、ネガティブリスト以外の外資参入制限は全面的に撤廃すると表明しており、今後はこうした他法令の改正が進むことを期待する。

また、2020年1月1日より、外資系企業にとって基本法となる外商投資法および外商投資法実施細則が施行された。上海市や広東省、深セン市などでは外商投資法の内容をより具体化した地方レベルの条例も制定・実施されており、今後も関連する法令・規定の改正が行われていくとみられる。引き続き外資参入規制分野のいっそうの開放、グローバルスタンダードのさらなる採用に向けた積極的な取り組みを要望する。

・投資：

- 2022年1月1日に施行された「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」では、制限・禁止条項が2020年版の33項目から31項目に減少し、一定の緩和が進んだことを評価するが、国家発展改革委員会および商務部に対して、さらなる制限・禁止項目の調整・削減を要望する。また、制限・禁止項目の調整・削減にあたっては、具体的にどのようなケース、業態であれば実際に参入できるのか、解釈や解説、ガイドライン等を併せて示すことによって明確化し、かつ、その内容が行政の各レベルにおいて徹底されるような環境整備や指導を要望する。

- 各種ネガティブリストの改定や、企業が新たな分野への参入を模索する中で、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」や「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」では制限されていないが、他の関連法令によって外資への開放分野が事実上制限されており、参入が難しいといった事例が生じる場合がある。外商投資法の大きな柱である「参入前の内国民待遇とネガティブリストによる外資投資管理制度」や「外商投資企業への公平な競争環境の確立」の実現にあたり、そういった事例に対応するため、国家発展改革委員会や商務部などに対応窓口を設け、問題の把握を行うとともに関連部門との連携により必要な関連法令の改正を行うことができるよう、体制の整備を要望する。

- 2022年1月施行の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」には、「インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）」という表現があり、「音楽を除く」となっていることから、外資がインターネット音楽商品を取り扱う可能性を見出せるが、実際は「ネットワーク出版サービス管理規定（工業情報化部、旧国家新聞出版広電総局）」の存在等

により難しいとされる。ネガティブリストを掌握する国家発展改革委員会および商務部と、同規定を掌握する工業情報化部等に対し、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」に合わせ、「ネットワーク出版サービス管理規定」を改正し、外資企業でも、インターネットでの音楽分野のサービスを運営できるよう要望する。

・ **情報通信：** データセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービスにおいて、依然として外資の参入規制が設けられている。外資系企業が自国で培ったノウハウを活用し、中国で魅力的なICTサービスを展開できるよう規制緩和することを要望する。上記については、外資系企業による付加価値電信業務参入の明確なガイドライン（ライセンス取得に必要な実務上の要件や手続）の提示を要望する。

・ **コンテンツ：** 中国コンテンツ産業の発展は国内企業の保護ではなく、健全な競争による国内企業・人材の育成が鍵である。また、市場ニーズがあるにもかかわらず海外正規版の市場参入が制限されれば、政府の事前審査や検閲を通過していない模倣品や海賊版のコンテンツが市場に蔓延する結果につながる。そこで、以下を要望する。

・ 外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等に対する各種規制や参入障壁を取り除くこと。

・ 外資系企業でも、インターネットでの音楽配信サービス等を運営できるようにしていただきたい。

・ アニメのインターネット配信の事前審査規制を緩和していただきたい。審査の際に動画サンプル全話提出を不要とすること、審査基準の緩和・明確化、審査の迅速化等をしていただきたい。

・ 海外市場との文化交流の促進や国内ゲーム市場のいっそうの発展のために、輸入ゲームの迅速な審査と版号の付与ならびに、より積極的な海外優良ゲームコンテンツの認可推進と関連政策の検討を要望する。

・ **旅行：** 外資独資旅行社に対する中国公民の出境旅游業務全面開放の早期実現を要望する。2011年以降、外資系合弁旅行社に対しては中国公民出境旅游業務の取扱いが一部条件のもと認可されているが、外商独資旅行社への全面的な取扱認可にはいまだ至っていない。そのような中、2022年10月8日に国务院より、「天津、上海、海南、重慶におけるサービス産業拡大開放の総合試験の同意に関する国务院の認可回答（国函〔2021〕37号）」に基づき、「上海市および重慶市に設立された適格な外商独資旅行社は台湾以外のアウトバウンド観光事業に従事することができる（2024年4月8日まで実施）」（国函〔2022〕104号）という通知がなされた。長年、日系旅行会社が本白書において要望してきた項目について上海、重慶という2都市、また期間も限定的ではあるが門戸が開かれたことを心より歓迎したい。アフターコロナにおける、中国公民の訪日旅行再開への期待の高まりが感じられる中、日本国内外のネットワークを持ち、長年にわたり日本国内旅行を取扱っている日系旅行会社のサービスや緊急対応体制、防疫対応には優位性があり、中国公民の快適かつ安全な訪日旅行実施に大きく貢献できるものと考え。今後のさらなる開放を要望する。

・ **損害保険：**

・ 「保険会社持分管理弁法」の2018年3月改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上

限（1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3）が厳格化された。一方で外資合弁損保会社におけるパートナー（中国の非保険会社）の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす（株主ガバナンス、財務能力、合弁目的等）外資損保会社の場合、外資損保会社におけるパートナーの出資比率に関しては、上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2（程度）まで緩和することを要望する。

・ 外資損害保険会社がサービスを総合的に行い、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、外資保険会社管理条例第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。

(3) 行政の規制運用・手続

第14次5カ年計画の中では、放・管・服（行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化）改革を深化させ、行政许可事項をスリム化することが強調されている。習近平総書記は、2022年10月に開催された第20回中国共産党大会において、「法に基づいて外資系企業の権利・利益を保護し、市場化・法治化・国際化した世界一流のビジネス環境を整備する」と表明した。また、2023年3月に開催された全人代の政府活動報告においても、2023年の重点取り組みの1つである「『二つの揺るぐことなく』を着実に実施する」において、「各種所有制企業に公正かつ自由に競争できる環境を整え、実のある方策で市場の期待と自信を向上させる」ことが盛り込まれた。これらは、本白書においても引き続き日系企業が多く分野で求めているものであり、今後もいっそう積極的な取り組みを要望する。

・ **貿易：**

・ 同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税區、物流園区または保税港区の運用や規則、規定に対する解釈が、地域や担当者により異なるケースがある。通関一体化の推進に伴い改善が見られる部分もあるが、海関総署等の関連部門に対して、窓口人員等への研修の強化やより詳細なマニュアルの整備などにより全国で統一的な運用を行うよう要望する。また、全国統一的な運用の実効性を高めるため、税関間の調整機能の強化を要望する。

・ 2012年、貨物貿易改革が行われ、対外支払時に通関データとの照合作業が不要となり、貿易決済の利便性が高まった。一方、貨物貿易にかかる外貨支払業務を行う際には、原則、輸入通関情報を照会する運用がなされており、その結果通関手続が終了するまで外貨支払ができず、支払が遅れる事象が起きている。また三国間貿易決済に関する規制は緩和されているものの、適用対象は限定的なものにとどまる。規制緩和の継続、会社規模にかかわらず信用良好な企業に対する運用のさらなる緩和を要望する。

・ **投資：**

・ 北京市、杭州市など一部の地域において、投資性会社の分公司設立が拒否されるケースが発生している。外商投資企業による投資性会社の分公司設立について、他地域では所在地の金融弁の承認を得てから、市場監督管理局にて設立手続を行うことで設立可能となっている。一方、北京

市、杭州市など一部の地域には明確な規定がなく、所管官庁（金融弁、市場監督管理局）の個別判断で拒否されている。外資系の投資性会社は統括機能を持ち、中国において各種の実質的な投資を行い、中国の経済発展に貢献している。投資性会社による各地での分公司の設立は、投資性会社が持つ本来の統括機能の高度化にとって欠かせない。外商投資企業の事業の継続や発展を支援していくためにも、法的根拠なく設立を拒否されることがないように、かつ他地域と同様に取扱いよう改善を要望する。

・ 税務・会計：

・ 個人所得税について、外国籍人員が適用可能な免税措置が2023年末に廃止される。当該措置は従来、2021年末に廃止となっていたが、追加の通達により2023年末まで継続適用されることになっていた。当該措置が廃止されると、住宅手当、言語訓練費、子女教育が課税処理されることになり、外国籍人員の個人所得税が大幅増になることが見込まれる。企業および外国籍個人の税負担を軽くする上で、当該措置の無期限延長を要望する。

・ 印紙税について、従来の印紙税暫定条例に代わって印紙税法が2022年7月に施行された。関連公告の中で、海外企業が中国国内企業と課税文書を作成する場合、中国国外で作成しても顧客等の取引先が中国国内に存在すると、当該海外企業も納税義務を負うことが明示された。日本では国外で作成された契約書等に印紙税が課税されることはなく、当該規定の見直しを要望する。また海外企業の納付にあたり明確な実施細則がなく、税務局によっても見解が異なる。具体的な実務運用に関するガイドラインの発行を要望する。

・ 医療機器・体外診断用医薬品：強制標準の実施に伴い、薬品监督管理局は各企業に対応措置を求めているが、一部の並列標準の未公布により、企業は直ちに関連検査を実施できず、同時に型式検査の検査期間を考慮すると、実施日前に強制標準更新の変更申請の完了は難しい。例えば、範囲が広いGB9706.1系列標準等において、その並列/専用標準が未公布という場合がある。よって、強制標準とその並列標準の同時公布を要望し、公布後の標準実施移行期間を3年まで延長することを要望する。

・ 化粧品：原料安全性登録情報に関し、十分な整備を行った上での運用を要望する。

・ 原料メーカーによるシステム登録情報と化粧品メーカー保有情報の乖離整備を考慮した運用細則を要望する。

・ ナノ原料に対し、安全性評価が過度な要求にならないよう、十分な市場実績を考慮した安全性評価基準の制定を要望する。

・ 銀行(リース)：融資租賃会社（ファイナンスリース会社）に対する省またぎ営業規制導入の中止

・ 2021年12月31日、中国人民銀行が公表した「地方金融監督管理條例（草案意見募集稿）」第11条に「地方金融組織（ファイナンスリース会社を含む）は地元サービスの原則を堅持し、地方金融監督管理部門が承認した区域範囲内で業務を展開し、原則として省級行政区域を跨いで業務を展開してはならない」という規定案が盛り込まれている。

・ 外資系融資租賃会社の大部分は限定的な拠点網のもとで営業活動を行っているところ、経営環境に大きな影響を及ぼす可能性がある当該規定案の削除を要望する。

・ 損害保険：地域限定でのライセンス制の緩和

保険業務は基本的に省・自治区・直轄市単位となる地域限定でのライセンス制が適用されているが、本制度の緩和を要望する。例外規定に該当する一部の大規模商業物件等の消費者だけでなく、営業地域を跨ぐ消費者にも均一的に保険サービスの提供を実現できるよう、全国営業ライセンス制等の導入を要望する。

2022年白書の建議のうち、改善がみられた主な項目

2022年白書の建議のうち、改善がみられた主な項目を例示すると次の通りとなる。これらの項目では、建議の方向に沿った改善がみられたと考えており、中国政府のビジネス環境改善に向けた取り組みに感謝する。しかし、これらの中にもさらなる改善が求められる部分が残されているものもある。また、これら以外にも改善を期待する分野は依然多く残されており、引き続き、改善の取り組みが行われることを期待する。

1) 【新型コロナウイルス防疫措置の大幅緩和および日中間の往来に関する規制の緩和】

2022年12月以降、中国では新型コロナウイルスに関する各種防疫規制の緩和が相次いで実施された。これに伴い、2022年白書で建議していた新型コロナウイルスの防疫措置に関する問題は多くの多くが解消された。他方、日本国籍者に対する15日以内の滞在にかかるビザ免除の再開や中国から日本への団体旅行の再開など、依然として解決されていない問題もあることから、こうした問題については引き続き改善を求めたい。

・ 2022年白書で建議していた主なコロナ関連事項

- ・ 日本との直行便の早期再開、路線の増便
- ・ 配偶者や子女、留学生を含むビザの迅速な発給、赴任や出張の制約になっている諸手続の緩和
- ・ 集中隔離環境の改善と集中隔離期間の短縮、集中隔離終了後の各都市における追加隔離措置の廃止
- ・ ファストトラックの運用手続の早期明確化・合理化
- ・ 中国発日本向けの団体旅行の再開
- ・ 感染拡大予防・抑制措置の終了時期の明確化
- ・ 「健康コード」等のシステムの運用における外国人の平等な利用の保障
- ・ 防疫措置に関する通知や指示の相互の矛盾の回避
- ・ 社区・街道など行政の末端レベルにおける規制運用の厳格化改善
- ・ 就労ビザ等の手続に関する問題(申請書類の追加など)の改善
- ・ 外国人の防疫措置に関する情報へのアクセスの改善
- ・ 日本国籍者の15日以内の中国滞在にかかるビザ免除の再開
- ・ 輸入冷凍食品に対する管理ルールの明確化、運用の統一
- ・ 航空会社乗務員に対する中国到着時のPCR検査免除
- ・ 防疫措置に関する情報の全航空会社への平等な開示、現場当局の運用責任の明確化
- ・ 国際旅客便スロットの貨物便への転用の承認
- ・ 空港検疫における消毒剤散布の対応改善
- ・ 乗務員等、空港関係者の専班管理の対象限定

- ・ 入国後隔離施設の増設
- ・ 封鎖式管理など感染拡大防止措置における商品物流への配慮
- ・ 中国への入境旅行の再開

2) 企業結合について(2022年版白書P60、「競争法」建議)

「国務院の事業者結合届出基準に関する規定」改正案(意見募集稿)においては、企業結合届出基準の1つである企業結合当事者のグループ全体の売上高の基準金額が引き上げられている。この点については評価に値するものの、同規定はなおも正式に公布されていないことから、早期に同規定の改正を完了し、これを実施していただくよう要望する。

3) 外商投資企業の外債枠について(2022年版白書P284、「銀行」建議②)

2022年10月、新型コロナウイルスを背景とした企業の財務悪化を防止するため、中国人民銀行と国家外貨管理局より「全範囲クロスボーダー融資のマクロブルーデンス政策因数の調整に関する通達」(銀発〔2022〕238号)が公布され、マクロブルーデンス方式の政策因数が1.00から1.25へ引き上げられたことにより外債枠は純資産の2.0倍から2.5倍へ拡大された。

しかし、外商投資企業の業績や資金繰りは新型コロナウイルス前の水準に必ずしも戻っておらず、外商投資企業の事業の継続や発展をいっそう支援していくため、外債枠のさらなる拡大を要望する。

4) 外資独資旅行社に対する中国公民の出境旅游業務の開放(2022年版白書P312、「旅行」建議①)

2011年以降、外資系合弁旅行社に対しては中国公民出境旅游業務の取扱いが一部条件のもと認可されているが、外商独資旅行社への全面的な取扱認可にはいまだ至っていない。そのような中、2022年10月8日に国務院より、「天津、上海、海南、重慶におけるサービス産業拡大開放の総合試験の同意に関する国務院の認可回答(国函〔2021〕37号)」に基づき、「上海市および重慶市に設立された適格な外商独資旅行社は台湾以外のアウトバウンド観光事業に従事することができる(2024年4月8日まで実施)」(国函〔2022〕104号)という通知がなされた。長年、日系旅行会社が本白書において要望してきた項目について上海、重慶という2都市、また期間も限定的ではあるが門戸が開かれたことを心より歓迎したい。アフターコロナにおける、中国公民の訪日旅行再開への期待の高まりが感じられる中、日本国内外のネットワークを持ち、長年にわたり日本国内旅行を取扱っている日系旅行会社のサービスや緊急対応体制、防疫対応には優位性があり、中国公民の快適かつ安全な訪日旅行実施に大きく貢献できるものと考え、今後のさらなる開放を要望する。

中国経済における日本企業の貢献

中国が成長の質と効率の向上を図りながら経済規模を拡大してきた中で、日系企業はこれまで非常に重要な役割を担ってきた。中国海関統計によると、日本は2022年の中国の輸出先として国・地域別で第3位、輸入先としても第3位となっており、中国にとって日本は引き続き重要な貿易パートナーとなっている。また、ジェトロが日本の財務省貿易統計と中国海関統計を基に2022年の日中貿易を日中双方の輸入統計でみたと

ころ、貿易総額は前年比4.6%減の3,735億3,743万ドルと、過去最高を更新した2021年からは減少に転じたものの、2011年(3,784億2,490万ドル)に次ぐ過去3番目の金額となった。

中国商務部の発表によると、2022年の全世界からの対中投資実行額(銀行、証券、保険は含まず)は前年比8.0%増の1,891億3,000万ドルとなり、安定的な成長を維持した。国家統計局によると、日本からの2021年の中国への直接投資実行額は前年比16.0%増の39億1,325万ドルとなった。中国側統計に基づいた日本の対中投資は2019年、2020年と2年連続で減少していたが、3年ぶりに増加に転じた。日本からの投資が全世界からの対中投資全体に占める構成比は、2020年と同水準の2.3%となった。

日本外務省の「海外進出日系企業拠点数調査令和3年版:2021年10月1日時点」では中国の日系企業の「拠点数」は3万1,047拠点となっている。また、ジェトロの調査(2022年度海外進出日系企業実態調査)によると、在中国日系企業(593社)のうち、45%の企業が、中国での累積収益額の「ほとんど」もしくは「半分程度」の割合を中国内での生産や販売の能力拡張のための投資(再投資)の原資として活用していると回答した。多くの日系企業が中国での投資から得られた収益を中国でさらに発展するために用いていることがうかがえる。

日系企業は経済がグローバル化し、サプライチェーンが複雑に絡み合った状況の中、今後も中国とともに発展しようとしている。他方、米中間の経済貿易摩擦等の影響により、日系企業が重大なビジネス上の意思決定を行うにあたっての不確実性が高まっている。日系企業は今後中国でのビジネスをさらに拡大させ、中国経済および社会の発展に貢献していきたいと希望するが、そのためにも、中国におけるビジネス環境の改善、予見性のいっそうの向上が期待される。

カーボンニュートラルと日本企業

中国政府は2030年までのカーボンピークアウトおよび2060年までのカーボンニュートラルを目標として掲げており、日系企業としてはビジネス活動を通じてこうした目標に積極的に協力・貢献していきたいと考えている。

ジェトロの調査(2022年度海外進出日系企業実態調査)によると、在中国日系企業(654社)のうち、脱炭素化(温室効果ガスの排出削減)にすでに取り組んでいる企業と今後取り組む予定のある企業を合わせると72.4%(前年は63.5%)となり、7割を超えた。「すでに取り組んでいる」と回答した企業を業種別にみると、製造業が38.2%(前年は33.2%)、非製造業が38.9%(前年は29.2%)となり、対応しているとの回答比率がいずれも前年比で上昇した。特に、電気・電子機器、ゴム・窯業・土石、小売業、金融・保険業といった業種では「すでに取り組んでいる」と回答した企業が5割を超えている。一般的に、多くの業種において取り組みに着手する企業の増加傾向がみられる。

具体的な取り組み内容としては、「省エネ・省資源化」が70.9%と最も多く、次いで「再エネ・新エネ(太陽光、風力、水素など)電力の調達」が38.6%、「環境に配慮した新製品の開発」が36.6%、「グリーン調達(調達先企業への脱炭素化の要請)」が34.4%、「調達・出荷の際の物流の見直し(低炭素排出車両の

利用など)が24.1%、「エネルギー源(熱、輸送燃料など)の電力化(建物の電化、EV導入など)」が21.2%となっている。

中国現地拠点において、「脱炭素関連の数値目標がある」と回答した企業は21.5%であった。そのうち、「本社が目標を設定した」との回答が49.2%、「現地拠点が自発的に目標を設定した」との回答(本社の指示により現地拠点で具体的な数値を設定した場合も含む)が42.3%、「現地拠点が顧客の要請を満たすために設定した」との回答が8.5%であった。また、現地拠点で数値目標を設定していない企業の中でも、56.6%が「本社には数値目標がある」と回答したほか、5.0%は「顧客からの要請で近く独自の数値目標の設定を予定している」と回答した。このように、在中国日系企業はカーボンニュートラル達成へ向けた取り組みをより具体的、積極的に検討・実施していることがうかがえる。

他方、脱炭素へ取り組むにあたっては、脱炭素投資の費用対効果や収益化、コスト負担の重さ、制度の不明確性や複雑性、補助金等の情報の把握が難しい点等が課題として挙げられている。「中国経済と日本企業2023年白書」においても、日系企業がカーボンニュートラルに取り組むうえで、エネルギー効率の高い技術や企業に対する優遇策の実施やコスト面での支援策を求める要望などがみられた。本白書において寄せられたカーボンニュートラルに関連する主な建議について以下の通り紹介する。

・省エネ・環境：

- ・CO₂排出削減に向けたエネルギー消費コントロール政策等を背景として、急な電力制限指示が常態化し企業活動にも大きな支障・機会損失が生じている。停電実施の際の通知の早期化、スケジュールや削減目標の可視化、一律の目標を課すのではなく環境貢献度の高い企業への制限免除や企業生産・経済成長の支障とならない目標設定、需要に合致した安定的な電力供給を要望する。
- ・CO₂排出削減のためには再生可能エネルギーの活用も重要であるが、2018年には導入にかかわる補助金が一部削減され調達・活用が以前より困難となった。今後も活用促進のため再エネの使用を拡大する企業に対する税制優遇策など各種奨励策を要望する。また、電力制限に対応するための発電機リースや自然エネルギー導入、エネルギー効率向上に向けた高効率設備導入に対する補助金の拡充を要望する。
- ・多様な再エネルギー調達ルートを構築し、容易に利用できるかつ合理的な価格の再エネ電力を提供し、電力業界で再エネルギー推進を含むグリーン改革を実現するため、例えば、国際再生エネルギー証書(I-REC)と中国政府が承認する再生エネルギー証書(GEC)の相互承認を要望する。また、積極的に再生エネルギーを導入するなど、カーボンニュートラル実現に向け先進的な取り組みを実現した企業に対し、税金面優遇や表彰など奨励政策の実施を要望する。
- ・CO₂排出削減をより積極的に進めていくため、省エネ、再生エネルギー、CO₂回収、DX等を行政と企業連合が積極的に推進するための窓口の設置、外資系企業を含めた連携・合作のよりいっそうの推進を検討いただくよう要望する。
- ・**化学品**：中国は2030年カーボンピークアウト、2060年カーボンニュートラルの目標に向け、関連する計画を策

定・発表し、その重要な柱の1つである再生エネルギーの発展を着実に進めており、2021年7月に発電業界を対象とした炭素排出権取引が全国的に開始された。今後は鉄鋼・石油・化学を含む7つの業界への拡大が検討されている。石油化学をはじめとする化学業界は発電業界とは比較にならないほど多くの事業者がおり、その事業規模は大小さまざま異なる状況にある。炭素排出権取引制度を導入する際には、排出量の算定、排出権の配分、取引方法など多くの課題が予想される。当局は事前に十分な計画を事業者へ説明し、事業者の意見も確認し、制度の導入においては十分な期間を確保するよう要望する。

- ・**電子部品・デバイス**：2022年も夏場における一時的な電力使用制限が依然として多く発生し、電子部品製造各社は工場操業停止・生産シフト・生産稼働率引き下げを実施した。そのため、電子部品全体のグローバルサプライチェーンにマイナスの影響をもたらした。中国政府は、2030年カーボンピークアウト・2060年カーボンニュートラル達成目標の取り組みを掲げ、エネルギーの効率的な利用を推進し、工業・建築・交通などの分野において低炭素生産への転換推進を強調している。この世界的な課題解決に向け、多くの日系企業も環境負荷ゼロを目指したカーボンニュートラルへのロードマップを策定し、積極的な推進を開始している。中国政府には、多様な再生可能エネルギーの調達ルートを構築し、利用が容易でかつ合理的な価格の再生可能エネルギーを国内企業へ供給し、グリーン改革を推進することを期待している。また、積極的に再生可能エネルギーを導入し、高い利用率を実現した企業への税制優遇などの奨励政策導入を要望する。

**第1部
中国経済と
日本企業の現状**

**第1部
中国经济与
日本企业的现状**

第1章 中国経済と日本企業の現状

2022年の中国経済の動向

2022年の中国経済は、オミクロン株の感染拡大に伴う厳格な防疫措置を背景にサプライチェーンの混乱や消費者マインドの悪化がみられたほか、不動産市況の悪化等の影響を受け、経済成長率は、中国政府の年間目標を下回る前年比3.0%となった。もともと、年末にかけ、政府が防疫措置の大幅緩和を発表したことを受け、感染が一服した都市については、経済活動が急速に回復へと向かった。ただし、12月に開催された中央経済工作会議においては、需要縮小、供給ショック、期待の低下の3つの圧力は引き続き大きく、中国経済回復の基盤はまだ強固でないとの現状認識が示されている。

表1: 主要経済指標と目標値

	2022年	
	目標	実績
経済成長率(実質)	5.5%前後	3.0%
消費者物価指数(CPI)	3%前後	2.0%
M2(注1)	n.a.	11.8%
全社会固定資産投資(名目)	n.a.	5.1%
社会消費財小売売上総額(名目)	n.a.	△0.2%
都市部調査失業率(注2)	5.5%以内	5.6%
都市新規就業者数(万人)	1,100以上	1,206
全国住民一人当たり可処分所得(実質)(注3)	n.a.	2.9%

注1: M2の目標値は、「政府活動報告」において、「(その伸び率が)名目経済成長との基本的な一致を保つ」とされた。

注2: 都市部調査失業率の実績は、1月～12月の平均値。

注3: 全国住民一人当たり可処分所得の目標は、「政府活動報告」において、「(その伸び率が)経済成長率とほぼ同じにする」とされた。

出所: 国務院「政府活動報告」、国家統計局、中国人民銀行

図1: 実質経済成長率と寄与度



出所: CEIC

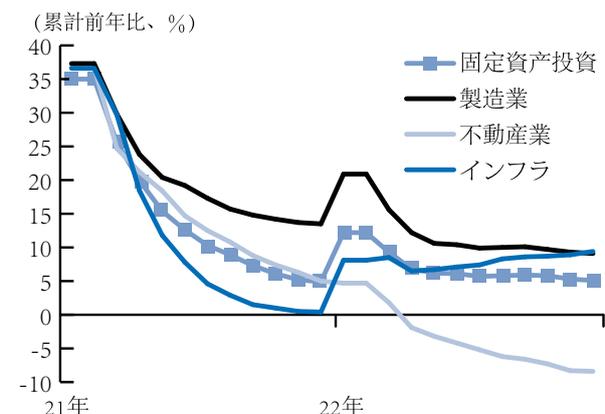
需要項目別動向

固定資産投資(農家を除く)は、通年で前年比5.1%増と、前年より伸び率を幾分高めた(2021年:4.9%増)。内訳をみると、不動産投資は、不動産企業の債務問題が住宅建設の停止や引渡し遅延を引き起こし、市況の悪化が進む中で低調に推移し、前年を大きく下回った。インフラ投資は、年後半に追加経済対策として示された地方専項債発行枠の拡大や政策性銀行の新規融資を通じた支援もあって、前年より伸び率を高めた。製造業投資は、サプライチェーンの混乱や年後半以降の輸出の落込み等を受けて、前年比伸び率は縮小したものの、総じてみれば堅調さを維持した。

消費(社会消費財小売売上総額)は、前年比0.2%の減少となった(2021年:12.5%増)。散発する感染拡大に伴う厳格な防疫措置の実行が消費者マインドの悪化や貯蓄志向の高まりを促し、飲食などの対面型のサービス消費を中心に落ち込んだ。

輸出(人民元ベース)は、前年比10.5%の増加となった(2021年:21.2%増)。高インフレを背景に各国が利上げを進める中で、年後半以降は外需の低迷が鮮明となり、欧米向けを中心に急速に落ち込んだことで、全体として見れば、前年と比べて伸びが鈍化した。

図2: 固定資産投資の推移



出所: CEIC

金融面での動き

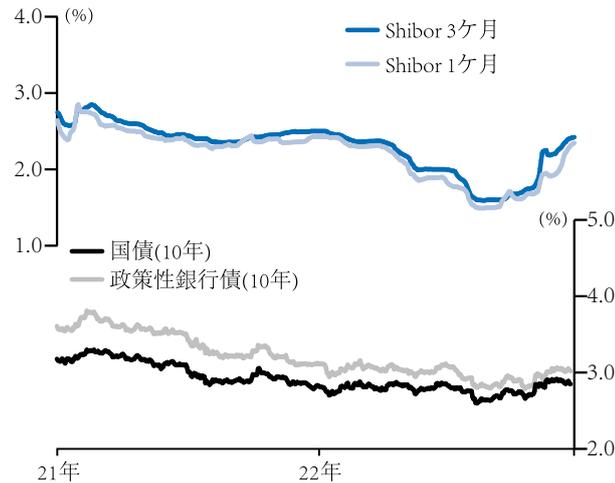
金融面をみると、中国人民銀行は、預金準備率引下げ、再貸出、再割引、MLF、公開市場操作等の多様な手段を用いて流動性を供給したほか、MLF金利の引下げを通じたLPR低下により、総合的な資金調達コストの低下を促すなど、金融市場はおおむね安定して推移した。

この間、構造的金融政策手段を引き続き積極的に活用し

ており、2022年には科学技術イノベーション向けや交通物流向けの再貸出を新たに設定するなど政策的なサポートを行っている。

金利動向をみると、緩和的な金融環境のもと低下傾向にあったものの、11～12月の防疫措置の大幅緩和を受けた経済回復期待の高まり等により、年末にかけて上昇に転じた。

図3: インターバンク金利と債券金利(10年)



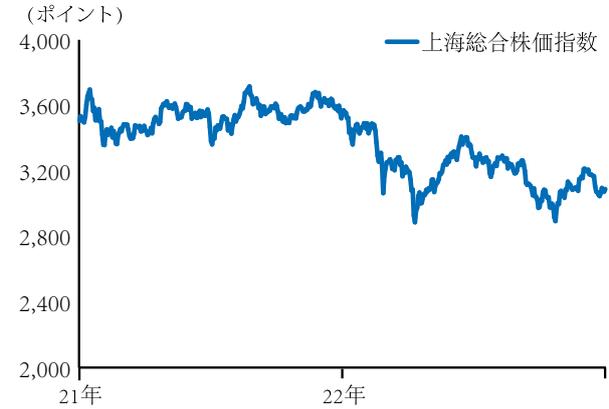
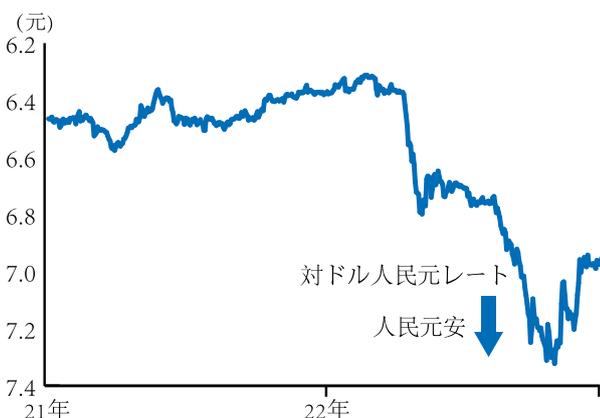
出所: CEIC

人民元および上海総合株価指数の動向

人民元対ドルレートは、中国が緩和的な金融政策を強化する一方で米国が利上げを進める下、米中の金融政策の違いが意識され、4月以降は急速に人民元安が進行した。もっとも、11～12月の防疫措置の大幅緩和を受けた経済回復期待の高まり等により、年末にかけて1ドル6.9元台まで上昇した。

上海総合株価指数は、年前半において上海ロックダウン等を背景とした低調な経済指標を受けて、2,800ポイント台まで下落した。その後は、「復工復産」の進展等で7月にかけて一時的な回復がみられたものの、散発的な感染拡大と厳格な防疫措置が経済を下押しする下で再び下落に転じ、総じてみれば軟調に推移した。

図4: 人民元対ドルレートと上海総合株価指数



出所: CEIC

2023年の展望

2022年12月に開催された中央経済工作会议では、2023年の政策運営においては質の高い発展を目指す方針が示され、安定した成長の重要性が強調された。具体的には、内需拡大を優先目標に位置付け、住宅の改善や新エネルギー車等の消費のサポートや、積極的な財政政策の強化、穏健な金融政策の継続的な実施といった政策対応が言及されている。2023年3月の政府活動報告においてもこうした方針が踏襲されている。

先行きのリスク要因としては、①防疫措置の大幅緩和後の経済活動の再開状況、②感染症再拡大への対応、③消費者マインド改善の遅れ、④住宅販売や不動産投資の低迷長期化、⑤地方政府財政の悪化とインフラ投資の動向、⑥世界的なインフレ動向と外需低迷、⑦国際情勢を背景とした米中対立の動向などを指摘でき、先行きについては引き続き注意深くみていく必要がある。

在中国日系企業の経営状況

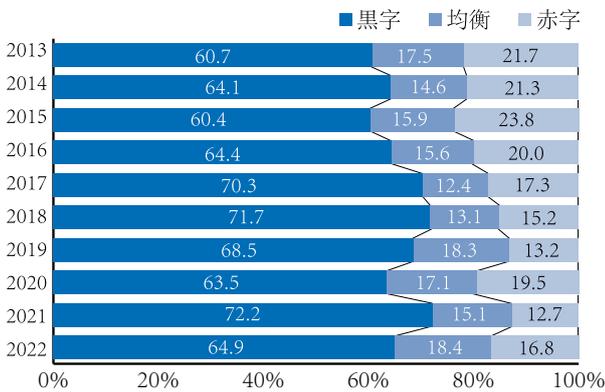
日本貿易振興機構(ジェトロ)は毎年、中国を含む各国の日本企業の現地法人を対象に「海外進出日系企業実態調査」(以下、調査)(注1)を実施し、海外における日系企業の活動実態について調査・公表している(2022年度は8月22日～9月21日実施。中国の有効回答企業数720社)。

調査によると、在中国日系企業のうち2022年度の営業利益(見込み)を「黒字」と回答した割合は64.9%だった。2021年度調査の72.2%から7.3ポイント低下した。同時に、「赤字」と回答した企業の割合は16.8%で、2021年度調査の12.7%から4.1ポイント上昇した。

産業別にみると「黒字」と回答した割合は製造業が63.8%(前年比7.1ポイント低下)、非製造業が66.3%(7.8ポイント低下)だった。黒字比率は2年連続で非製造業が製造業を上回った。

業績が前年より悪化した企業についてその原因(複数回答)をみると、「新型コロナに起因する行動制限の影響」が55.6%、「新型コロナに起因するコストの上昇」が30.9%と高い割合を占めた。

図5: 中国における営業利益(見込み)の推移



出所: ジェトロ「海外進出日系企業実態調査」

今後1~2年の中国での事業展開の方向性についてみると、「拡大」と回答した企業は33.4%と、2021年度調査の40.9%から7.5ポイント低下した。新型コロナウイルス感染拡大が始まった2020年度の36.9%も下回り、調査として比較可能な2007年度以降で最低となった。ただし、「縮小」は4.9%、「第三国(地域)へ移転・撤退」は1.4%と、両者を合わせた割合(6.3%)は前年比で2.5ポイントの上昇にとどまった。

「拡大」と回答した割合を産業別にみると、製造業が32.1%(8.0ポイント低下)、非製造業が35.2%(7.0ポイント低下)だった。また、多くの業種で「拡大」は前年比で減少したが、食料品(55.7%、前年比4.1ポイント増)、化学・医薬(50.0%、1.5ポイント増)、商社・卸売業(50.0%、2.2ポイント増)は「拡大」と回答した割合が上昇した。

調査からは、2022年の在中国日系企業は新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限などの影響により、業績が前年に比べると大幅に悪化し、全体としての事業拡大意欲は歴史的に低さとなるなど厳しい状況に置かれていたことがわかる。

一方、縮小、移転・撤退を検討する企業の比率はわずかな増加にとどまった。在中国日系企業の2022年度の業績は前年比では大きく悪化したものの、過去10年のデータを比較すると「黒字」と回答した割合は5番目の高さ、「赤字」と回答した割合は4番目の低さとなっており、厳しい環境の中でも利益を維持できるようになっている。

そのため、厳しい状況の中でも撤退や縮小を考えるのではなく、引き続き利益を上げることが期待できる中国にとどまり事業を行う企業が多数となっている。同時に、新たな投資については慎重な姿勢が広がっていることがわかる。

表2: 在中国日系企業の経営上の問題点

回答項目	2022年調査(%)
1位 従業員の賃金上昇	67.6
2位 為替変動	64.1
3位 調達コストの上昇	64.0
4位 競合相手の台頭(コスト・価格面で競合)	59.2
5位 新規顧客の開拓が進まない	47.0
6位 通関等諸手続が煩雑	45.1
7位 取引先からの値下げ要請	44.5
8位 従業員の質	41.4
9位 人材(一般スタッフ・事務員・一般ワーカー)の採用難	40.1
10位 限界に近づきつつあるコスト削減	38.9

出所: ジェトロ「海外進出日系企業実態調査」

調査では、経営上の課題についても選択式で回答を求めている。それによると、日系企業の経営上の課題の第1位は「従業員の賃金上昇」で67.6%だった。第2位は「為替変動」で64.1%、第3位は「調達コストの上昇」で64.0%、第4位は「競合相手の台頭(コスト・価格面で競合)」で59.2%、第5位は「新規顧客の開拓が進まない」で47.0%だった。

産業別にみると、製造業では「調達コストの上昇」が1位で71.5%、「従業員の賃金上昇」が70.7%で2位、競合相手の台頭(コスト・価格面で競合)が63.0%で3位と、コスト面の課題が上位を占めた。非製造業では「為替変動」が68.1%で1位、2位は「従業員の賃金上昇」で63.4%、3位は「新規顧客の開拓が進まない」で58.1%となっている。

半数以上の企業がサプライチェーンを見直し

調査では、今後サプライチェーン(生産・販売・調達)を見直す予定が「ある」と回答した企業が50.1%と半数を超えた。具体的な見直し内容を回答(複数回答)した企業のうち、「販売先の見直し」が34.9%、「調達先の見直し」が48.4%を占めた。

「販売先の見直し」については、中国内での見直しが45.2%と最大を占めた。また、中国内での販売を打ち切るという回答が15.1%を占め、日本から中国内へ販売先を切り替えるとの回答が9.6%となった。経営環境の変化の中で、中国内での販売を諦める企業があると同時に、日本へ輸出していた製品を中国内での販売に切り替える企業が増加している。

「調達先の見直し」についても、中国内での見直しが31.2%と最も多かった。次いで、日本から中国へ調達先を見直すとの回答が28.4%を占めた。調達先見直しの理由としては、「販売・調達先の稼働停止・閉鎖に伴うサプライチェーン途絶リスク」が55.9%、「物流の混乱に伴う今後のサプライチェーン途絶リスク」が44.1%となっている。

RCEP活用企業が増加

2022年1月1日にASEAN10カ国、中国、日本、オーストラリア、ニュージーランドについて「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」が発効、2月1日には韓国、3月18日にはマレーシア、2023年1月2日にはインドネシアについても発効した。

RCEPは日中間の初めての自由貿易協定となり、工業製品の貿易について双方の品目ベースで約86%の関税が撤廃される。中国の日本からの自動車部品や鉄鋼製品、化学品、家電、繊維製品などの輸入について幅広く関税が削減され、清酒や焼酎などの酒類の輸入も将来的に関税が撤廃される予定となっている。RCEPは日中間のさらなる貿易拡大に向けて大きな意味を持つ。

中国政府も1月26日に商務部など6部門が「RCEP協定の質の高い実施に関する指導意見」を発表するなど、RCEPの積極的な利用を後押ししている。

調査では、FTA・EPA・一般特惠関税制度（GSP）について、利用対象となる企業（注2）のうち60.4%が「利用している」と回答した。そのうち、最も利用率が高かったのはRCEPだった。FTA・EPA・一般特惠関税制度（GSP）を「利用している」と回答した在中国日系企業のうち、「輸出」で利用している企業の59.8%、「輸入」で利用している企業の64.2%がRCEPを利用していると回答した。

FTA・EPA・一般特惠関税制度（GSP）を「利用している」企業のうちRCEPを利用している割合を業種別にみると、「輸出」については製造業では繊維・衣服、電気・電子機器部品がともに87.5%、非製造業では商社・卸売業で58.3%、販売会社で55.6%が利用している。「輸入」については、製造業では電気・電子機器部品が83.3%、輸送機器部品で57.9%、非製造業では商社・卸売業で75.0%、販売会社、運送業でそれぞれ71.4%の企業が利用していると回答した。

日本における第一種特定原産地証明書（注3）の発給件数を見ると、2022年はRCEPは8万9,956件で、日本・タイ経済連携協定の9万3,459件に次いで対象となる協定の中で2位だった。さらに、RCEPの2023年1～2月の発給件数は対象となる協定の中で1位となっており、2023年はさらに活発な利用が期待できる。

注1：2019年度までは「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」として実施されていたが、2020年度からは「海外進出日系企業実態調査」として全世界で統一的に実施されている。アジア・オセアニア地域については中国、香港・マカオ、台湾、韓国、ベトナム、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ミャンマー、カンボジア、ラオス、インド、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、オーストラリア、ニュージーランドを対象に実施している。

注2：輸出入品目の一般関税が0%であったり、FTA・EPA・GSP以外の関税減免制度を利用している場合などを除く。

注3：日本商工会議所が第三者証明制度により発給するEPAに基づく原産地証明書。2022年1月時点で日本・タイ、日本・インドネシア、日本・インドなど15協定が対象となっている。

**第2部
共通課題・建議**

**第2部
共同問題及建議**

第1章 貿易

2022年の中国の貿易総額は前年比4.4%増の6兆3,096億ドルとなった。うち輸出は7.0%増の3兆5,936億ドル、輸入は1.1%増の2兆7,160億ドルとなり、前年に続き輸出入ともに過去最高となった。海関総署は2022年の中国の貿易について、国内外の複雑で厳しい情勢に直面しつつも、予想を超える衝撃に耐え、規模において新たな段階に達し、質・量ともに着実に高まったと評価した。他方、2023年については、外部環境の変動や不安定、世界経済の下押し圧力の増大など多数の困難に直面しているものの、中国経済が全体として回復する見通しであることは貿易の発展にとって有利と指摘した。2022年の貿易については、同年1月1日に発効したRCEP協定を活用した加盟国との貿易の活発化や、米中間の追加関税賦課等が継続する中でも米国との貿易額が過去最高となるなどの状況が見られた。2023年については外需が減速するとの見通しもある中、中国政府が貿易面でどのような取り組みを進めるか引き続き注目される。

2022年の日中貿易を双方輸入ベース（注1）でみたところ、総額は前年比4.6%減の3,735億3,743万ドルとなり、過去最高を更新した2021年からは減少に転じたものの、2011年（3,784億2,490万ドル）に次ぐ金額となった。日本から中国への輸出（中国の対日輸入、以下同じ）は前年比10.3%減の1,848億3,070万ドル、中国からの輸入は1.7%増の1,887億673万ドルとなった（注2）。その結果、日本の中国に対する貿易収支は、6年ぶりに輸入超過に転じ、38億7,602万ドルの赤字となった。

輸出は前年比10.3%減の1,848億3,070万ドルと、過去最高を記録した前年からは減少に転じたが、2011年（1,942億9,627万ドル）に次ぐ金額となった。日本からの輸出を品目別にみると、電気機器（第85類）は前年比8.2%減だった。同品目の40%を占める集積回路（8542）が10.0%減で寄与度マイナス1.1と、主要品目（HSコード4ケタベース）の中で最大の押し下げ要因となった。機械類（第84類）は前年比16.4%減となった。同品目の29.1%を占める半導体、集積回路またはフラットパネルディスプレイの製造用機器（8486）が16.9%減となった。車両（第87類）は2.8%減、精密機器（第90類）は22.9%減となった。

輸入は前年比1.7%増の1,887億673万ドルで微増となった。前年に続いて2年連続の増加となり、2012年（1,884億5,018万ドル）をわずかに上回り過去最高を記録した。ただし、伸び率は前年（13.0%増）より大きく鈍化した。日本の中国からの輸入を品目別にみると、HSコード2ケタベースで構成比1.0%以上の品目のうち、上位4品目が軒並み減少した。電気機器（第85類）は1.2%減となった。同品目全体の37.9%を占めるスマートフォンなどの電話機が、コロナ禍の

巣ごもり需要で増加した前年の反動もあり減少に転じ1.2%減となった。機械類（第84類）は同品目の40.1%を占める自動データ処理機械（8471）が9.7%減と2年連続の減少となり、品目全体では3.9%減となった。衣類・同付属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものに限る、第61類）は0.6%減、衣類・同付属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものを除く、第62類）は0.5%減となった。

日本の貿易に占める中国の構成比は、輸出が19.4%で前年比2.3ポイント低下、輸入は21.0%で3.0ポイント低下した。その結果、貿易総額に占める中国の構成比は20.3%と、前年より2.6ポイント低下し、2014年（20.4%）以来の低水準となった。また、日本の2022年の対世界貿易において、中国は輸出額で2020年以降3年連続で1位となった。また、貿易総額は2007年以降16年連続、輸入額は2002年以降21年連続で1位となった。

中国の統計によると、2012年末の在中国日系企業数は2万3,094社（中国貿易外経統計年鑑2013：注3）と2万社を超えている（なお、日本外務省の「海外進出日系企業拠点数調査：2021年10月1日時点」では中国の日系企業の「拠点数」は3万1,047拠点となっている）。日系企業は中国に生産・販売拠点を設置し、中国での競争力強化と内需開拓に向け経営資源を配分しつつ、積極的に事業を展開し、グローバルなサプライチェーンの中で日々貿易に従事している。

注1: ジェトロが財務省貿易統計と中国海関統計を基に分析したもの。貿易統計は輸出を仕向地主義、輸入を原産地主義で計上しており、香港経由の対中輸出（仕向地を香港としている財）が、日本の統計では対中輸出に計上されない。一方で、中国の輸入統計には日本を原産地とする財がすべて計上されることから、両国間の貿易は双方の輸入統計のデータがより実態に近いと考える。なお、中国の輸入統計はドルベース発表値、日本の輸入統計はGlobal Trade Atlasによるドル換算値を用いている。

注2: 日本の財務省貿易統計の円ベース（輸出確報・輸入速報、2023年1月27日）では、日中貿易総額が43兆8,411億円（前年比14.3%増）、輸出（日本の対中輸出）が19兆66億円（5.7%増）、輸入が24兆8,344億円（21.8%増）となった。

注3: 中国貿易外経統計年鑑では、2014年版以降は国別の企業数の統計が発表されていない。

貿易における具体的問題点

法制度・運用の不透明性

中国には通関拠点数が4,000近くある。これだけ多くの拠点があるためか、依然として各税関において税関審査や法制度の解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。また、同一商品であっても通関担当者によっては異なるHS番号区分と判定され、関税や輸出増値税還付率が異なるというケースも発生している。

通関手続および運用に関する問題

中国政府は通関の効率化やサービス向上のため、各種の努力を行っており、以前に比べると状況は大きく改善している。通関のペーパーレス化などの進展を評価する日系企業の声も聞かれる。他方で、通関手続やその運用において依然としてトラブル事例など問題がみられることもある。

例えば、政府が発行している通関オペレーションマニュアルに誤植があったために通関手続が滞るといった事例があった。こうした問題が発生しないよう、また、発生した際にはすみやかな情報の周知と改善を求めたい。

さらなる貿易自由化への期待

2022年1月1日より、RCEP協定が、中国のほか、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリアおよびニュージーランドの10カ国について発効した。その後、2022年2月1日には韓国について、3月18日にはマレーシアについて、2023年1月2日にはインドネシアについても発効した。2023年6月2日にはフィリピンとの間でも同協定が発効することになった。

ジェトロが2022年8月から9月にかけて在中国日系企業に対して実施したアンケート調査（720社が回答）によると、貿易を行っている中国進出日系企業のうち、FTA・EPAを活用している企業の割合は40.5%と前年より0.7ポイント上昇したものの、他の在アジア・オセアニア日系企業と比べると、その活用率は依然として低い。また、利用している企業の中で、RCEP協定を利用していると回答した企業が輸出では58社、輸入では61社となった。

中国は中央政府部門がRCEP関連規定を相次いで公布・施行したのをはじめ、商務部などが中心となって政府関係者や企業への研修を多数実施している。こうした取り組みにより、各地税関などの担当部門において協定内容の理解の深化や実施の徹底が図られることや、日系企業を含む多くの企業においてRCEPの利活用に関する情報が認知されることが期待される。他方、実際に協定を活用する中で問題となる事例も発生している。このようなRCEP協定の利活用における問題の発生については、日系企業も強く関心を持っているところであり、こうした事例が発生した場合にはすみやかに周知するとともに、対応について各地税関で運用が異なることがないよう徹底いただきたい。

このほか、中国は2021年9月16日にCPTPP（TPP11）への加入を、11月1日にはデジタル経済連携協定（DEPA）への加入を申請するなど、物品・サービス貿易における二国間・多国間の協定参加へ向けた取り組みを進めている。また、2023年3月に開催された全人代で行われた政府活動報告には、2023年の取り組みとして、「CPTPPなど高い水準の経済連携協定への加入交渉を積極的に推進し、関連ルール・規制・管理・基準に照らして制度型開放を着実に拡大する」ことが盛り込まれた。

中国政府が貿易のさらなる自由化のため、RCEP協定をはじめ、近年諸外国・地域とFTA締結に向けた取り組みを積極的に進めていることを歓迎する。今後も引き続き貿易自由化に向けた取り組みの進展が期待される。他方、FTAを

実際に利用するにあたっては、条文と矛盾したり、記載のない要求が行われている事例もあるため、運用面の改善が期待される。

2023年については外需が減速するとの見通しがあり、加えて、米中貿易摩擦による関税の引き上げ措置等も継続しており、中国の貿易は引き続きこうした動向に大きく左右される可能性が高い。このような状況の下、中国政府が今後貿易に関してどのような取り組みを進めていくか引き続き注目される。

<建議>

- ①通関に関する規制・制度の変更が直前に周知されるケースがある。WCO（世界税関機構）改正京都規約の一般付属書第9章では、税関はすべての利害関係者が関連情報を容易に入手できるようにすること、変更が発生した際には事前に十分な余裕を持って情報を入手できるようにすることを規定している。については、海関総署などの関連部門に対し、通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合には、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示時期および具体的実施方法について配慮するよう要望する。
- ②同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税區、物流園区または保税港區の運用や規則、規定に対する解釈が、地域や担当者により異なるケースがある。通関一体化の推進に伴い改善が見られる部分もあるが、海関総署等の関連部門に対して、窓口人員等への研修の強化やより詳細なマニュアルの整備などにより全国で統一的な運用を行うよう要望する。また、全国統一的な運用の実効性を高めるため、税関間の調整機能の強化を要望する。
- ③税関総署262号「税関事前裁定管理暫定弁法」により事前教示制度が明確化されている。また、2019年に新たな分類申請規定が公布され、税関へのHSコードの事前教示は輸入3カ月前に申請を提出しなければならない。申告を行う企業と税関との認識の不一致をいっそう低減させ、通関の円滑化をさらに進めるためにも、税関による事前裁定決定書交付までの期間短縮やルールの簡素化を要望するとともに、税関に対して簡易的かつ短期間で参考意見を求められるように事前教示制度を改善いただくよう要望する。
- ④税関の事後調査でHSコードの違いを指摘され、関連資料・説明書を提出したものの、2カ月以上回答を得られないケースが発生している。できるだけ早いタイミングで回答をいただくよう要望する。また、提出後の回答期限の目安を示していただくよう要望する。
- ⑤WTO貿易円滑化協定第7条では努力規定として

所要時間調査 (TRS) を定期的に実施し公表するように求めている。各税関の通関所要時間を可視化することにより、通関効率化への取り組み向上にもつながるため、税関ごとの通関所要時間を調査し公表するよう要望する。また、上記で収集したデータに基づき、引き続き通関、商品検査にかかわるリードタイムの短縮に取り組むよう要望する。

- ⑥輸入商品の法定検査について、「輸出入商品検査法実施条例」第16条に基づき通関申告地の出入境検閲検疫機構へ検査申請することになっており、かつ同条例第18条により目的地での検査を受けなければならないが、通関申告地と目的地の検査検疫組織間で申請情報の連絡がうまくできておらず、検査まで非常に時間を要したケースがあった。海関総署等の関連部門に対して、通関申告地においても法定検査を受検できるよう要望する。併せて商品検査検疫の迅速化、手続の簡素化、通関・検疫のペーパーレス化を早期に実現し、同一港湾のみならず全国で検疫一体化を実施するよう要望する。
- ⑦HS番号の対象品目を詳細に解釈した資料の公開を要望する。また、入港、接岸、荷役許可時の必要書類、所要時間も可能な限りの統一を要望する。また、政府から発行されているオペレーションマニュアルに誤植があったために通関手続が滞るといった事例があった。こうしたマニュアルは実務上非常に重要であるため誤植等が発生しないよう改善を要望する。また、誤植や誤記載等が明らかになった場合には、実務上のトラブルが生じないようにすみやかにその旨を公表し、かつ現場の通関担当者にも伝達することを要望する。
- ⑧「税関輸出入貨物通関申告書修正および取消管理弁法」第7条により、修正事由が通関業者に起因する場合は申告事項を修正できるが、それ以外の中国輸入者や海外輸出者等に起因する場合については修正の可否が規定されておらず、修正が認められない場合が多い。海関総署等の関連部門に対して、通関後の輸出入申告事項の修正の可否を明確にするとともに、FAQ等において自主的な修正申告が認められる事例を例示するよう要望する。
- ⑨天津爆発事故以降、各港によりIMDG (国際海上危険物) の取扱いCLASSが制限され、全CLASSの取扱いが可能な港は上海港のみとなった。その結果、上海での輸入を余儀なくされコスト上昇を招いている。他港でも従来通り全CLASSの取扱を可能とするよう改善を要望する。
- ⑩2012年貨物貿易改革が行われ、対外支払時に通関データとの照合作業が不要となり、貿易決済の利便性が高まった。一方、貨物貿易にかかる外貨支払業務を行う際には、原則、輸入通関情報を照会する運用がなされており、その結果通関手続が終了するまで外貨支払ができず、支

払が遅れる事象が起きている。また三国間貿易決済に関する規制は緩和されているものの、適用対象は限定的なものにとどまる。規制緩和の継続、会社規模にかかわらず信用良好な企業に対する運用のさらなる緩和を要望する。

- ⑪近年、税関によるロイヤルティ支払いや特殊関係間の取引価格にかかわる調査が強化されている。しかし、個々の案件について、税関からどのような根拠・基準に基づいて課税の必要性や価格の妥当性を判断しているかの情報が企業に十分に開示されていない。また、企業の主張および説明に対して税関が同意しない場合、その理由を明確にせず、企業に主張を立証するように一方的に求める事例がある。企業の対応負担を減らすため、海関総署から各地税関に対して、課税の可否や課税価格の判断根拠を明確に提示するよう指導することを要望する。
- ⑫中国からASEANや中南米向けに自由貿易協定 (FTA) を利用する際、その施行細則上に、原産地証明書に記載するHSコードを輸入国のHSコードとする旨の規定がある。しかし、輸入国と輸出国 (中国) のHSコードが異なる品目について、中国各地の原産地証明書発給機関が自国 (中国) のHSコードを記載するよう要求している。発給機関の要求通りに発給された原産地証明書は、輸入国では条文違反となることから、FTAが利用できない、あるいは発給機関との交渉に時間を要しFTAの利用に遅れが生じる場合がある。この問題は2016年白書で提起しており、その後も解消しておらず、最近においても同様な問題が発生しているため、中央政府から各地の原産地証明書発給機関に対して、FTAの条文と矛盾したり条文に記載のない要求を行わないよう、指導徹底いただく事を強く要望する。
- ⑬日中韓自由貿易協定 (FTA) の早期締結および東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 協定の協定内容の実施徹底に向けた取り組みを要望する。
- ⑭RCEP協定の利用にあたって、中日両国のHSコード分類判断が相違する場合、両国税関がコミュニケーション、協調体制を構築し、企業の実務における困難を解決し、企業がRCEP協定による減税の優遇を真に享受できるように要望する。
- ⑮「輸出監督管理倉庫および所蔵貨物の管理規定」によれば、中国の輸出監督管理倉庫のうち、国内結節点型倉庫は最低申請面積が1,000平方メートルとなっているために保有が困難となっている。海関総署等の関連部門に対して、最低申請面積の縮小を要望する。
- ⑯2022年10月より施行された税関総署公告2022年第106号「税関高級企業認証標準」によって、共通して適用される1つの基準が制定されたとともに、企業の種類と経営範囲の違いに基づいて個別に独立した基準が定められた点は評価できる。しかしながら、基準を満たすための条件

が画一的であり柔軟性に欠けている。例えば、二段階申告への変更や事前申告への対応等については、発生の都度総経理等に報告をしており、総経理も内容を認識しているが、輸出入認証企業の基準では、総経理等に対する定期的な研修が求められており、別途改めて研修を開催しなければならない。また、同じ輸出入者でも、自社工場で貨物を生産しているメーカーと生産工場を持たない貿易会社では、安全上の問題が発生する可能性が異なるため、求められるセキュリティレベルは異なってしかるべきである。したがって、海関総署においては、認証企業の判断基準を細分化するなど実態に合った対応を行うよう要望する。

- ⑰ AEO (Authorized Economic Operator) 制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化措置を提供する制度であるが、2018年の法改正以降、再認定作業が優先される傾向にあると思われるため、新規受付・承認・認定に時間を要しており、改善を要望する。また、再認定に伴う提出書類が多いことから、その簡素化も要望する。さらに、「認証に通らなかった企業は、1年以内は税関に認証の再申請をしてはならない」とされているが、問題点を改善した企業については、再認証の申請を早期に可能にするよう要望する。
- ⑱ 自社中国工場と中国顧客が登録している同一製品（部品）に対するHSコードが異なる場合、中国国内で同製品（部品）の保税工場間の移動ができないため、一度香港・日本等へ輸出し、再輸入している。EU内やマレーシアと同様、保税工場間は双方のHSコードが異なる場合でも、内陸輸送ができるよう改善を要望する。
- ⑲ 国内保税工場から物流園区等の保税地域を利用し中国国内へ貨物を輸入する場合の運用条件が厳しく、活用できない事態が発生しやすい。具体的には入区（輸出）と出区（輸入）の両者間で「HSコードが同一であること」「申告価格がマイナスではないこと」の両者を満たさない限り、貨物を出区（輸入）させることができないとされている。法令上の根拠が必ずしも明確とは言えない中で、長年そのような運用が続いていると理解しているが、法令根拠を含めた活用条件の明確化と、条件を満たさない場合に例外的に活用を行うためのルール整備を要望する。
- ⑳ 米中貿易摩擦の継続により、関税率の複数回にわたる引き上げが事前に十分な周知期間なく実施されていることにより、関税の引き上げに伴う負担の増加が継続している。このことにより、収益の悪化など深刻な影響を受けている企業もあり、早期の問題解決が望まれる。両国政府間で摩擦解消に向けた協議を加速することを要望する。また、昨今の香港をめぐる米中間の問題は、中国に拠点を置きグローバルでの活動を展開する企業各社にとって深刻な問題であり、香港が

グローバル貿易におけるハブ機能をしっかり堅持し、安定的で予測可能な位置づけを堅持することを要望する。

- ㉑ 2020年12月1日より輸出管理法が施行されているが、同法については施行後も具体的な規制対象が明確となっておらず、日系企業にとって事業運営上の不透明性が高まっている。関連細則や管理品目等を早期に整備し公表すること、その内容や運用が国際標準から乖離しないよう要望する。また、同法における輸出許可の要否に関する基準が明確となっておらず、許可が必要な場合は申請から許可取得まで最大45日間を要する。許可の要否に関する基準を明確化するとともに、許可申請から許可取得までに要する時間の短縮を要望する。

第2章 投資

商務部の発表によると、2022年の中国の外資利用額（実行ベース）は前年比6.3%増の1兆2,326億8,000万元となった（ドル建てでは同8.0%増の1,891億3,000万ドル）。

日本側統計（ネット）では対中直接投資額は減少した。実行額が減少した一方で回収額は増加し、全体として減少に繋がった。ジェトロの調査では在中国日系企業は新型コロナウイルスに伴う行動制限などにより、黒字企業の割合が減少した。事業の縮小や移転・撤退を考える企業は限定的なものにとどまったものの、今後1~2年に事業を拡大する企業の割合はこれまでで最低となった。

日本企業にとって中国は引き続き市場として重要な国であり、移転・撤退を考える企業はわずかであるものの、事業拡大の意欲は他国・地域と比べ弱い状態にある。また、輸出先としても他国と比べ相対的な重要性が薄れている。

中国政府は、外資に対するビジネス環境改善や法整備などを進めている。他方、2022年は2021年に引き続き、企業への対応が必要な法律が施行されたが、適用される対象や範囲が不明確なものもあり、外資系企業のビジネス上の予見可能性低下への懸念が増している。

2023年1月18日の商務部の発表によると、中国の2022年の外資利用額（実行ベース）は前年比6.3%増の1兆2,326億8,000万元（約24兆6,536億円、1元=約20円）となった（ドル建てでは同8.0%増の1,891億3,000万ドル）。産業別に見ると、製造業は46.1%増の3,237億元で、総額に占める割合は前年より7.8ポイント上昇して26.3%となった。ハイテク産業は28.3%増で、総額に占める割合は7.1ポイント上昇し36.1%となった。

投資元の国・地域別に見ると、主要国・地域からの投資が軒並み増加した。このうち、韓国、ドイツ、英国の対中投資がそれぞれ64.2%増、52.9%増、40.7%増と大幅に増加した。EUからの投資は92.2%増と急拡大し、「一帯一路」沿線国、ASEANはそれぞれ17.2%増、8.2%増だった。

日本側の統計（財務省発表の国際収支統計）で2022年の日本の対中直接投資額（フロー）を見ると、ネットでは1兆2,070億円だった。うち、実行額は1兆8,862億円、回収額は6,792億円だった。速報段階では前年比で実行額は減少、回収額は増加しており、ネットでは減少となった。

ジェトロが中国を含む各国・地域の日本企業の現地法人を対象に実施している「海外進出日系企業実態調査」（2022年度調査）によると、在中国日系企業のうち2022年度の営業利益（見込み）を「黒字」と回答した割合は64.9%となり、2021年度調査の72.2%から7.3ポイント低下した。業績が前年より悪化した企業についてその原因（複数回

答）をみると、「新型コロナに起因する行動制限の影響」が55.6%、「新型コロナに起因するコストの上昇」が30.9%となった。

また、今後1~2年の中国での事業展開の方向性について「拡大」と回答した在中国日系企業は33.4%だった。2021年度調査の40.9%から7.5ポイントと大きく低下し、調査として比較可能な2007年度以降で最低となった。一方で、「縮小」は4.9%、「第三国（地域）へ移転・撤退」が1.4%と、両者を合わせた比率（6.3%）は2.5ポイントの上昇にとどまり、「現状維持」が5.1ポイント増の60.3%となっている。

ジェトロが海外ビジネスに関心が高い日本企業（本社）を対象に実施している「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」の2022年度の結果を見ると、「今後海外で事業拡大を図る国・地域」（複数回答）は、1位が米国で29.6%、2位がベトナム26.5%となり、中国は26.4%で前年に続き3位となった。また、「最も重視する輸出先」について中国と回答した企業は23.1%（前年比4.7ポイント減）と第1位を保ったものの、2位米国の22.7%（0.7ポイント増）との差は0.4ポイントにまで縮小した。3位は西欧の11.6%（2.2ポイント増）、4位はベトナムの6.8%（0.2ポイント増）、5位はタイの5.9%（1.7ポイント増）となり、上位5位では中国のみ前年度で割合が減少した。

これらの調査を踏まえると、日本企業にとって中国は引き続き市場として重要な国であり、移転・撤退を考える企業はわずかであるものの、事業拡大の意欲は他国・地域と比べ弱い状態にあるといえる。また、輸出先としても他国と比べ相対的な重要性が薄れている。中国政府が白書の建議事項に対応することで、日系企業を含めた外資系企業の事業拡大意欲の増加につながることを期待する。

中国政府は2022年も引き続き対外開放を推進しており、外資系企業に対する法制度の整備などを含む、ビジネス環境の整備が進んだと評価できる。

1月1日には外資企業の投資を制限・禁止する分野を示した「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（国家発展改革委員会、商務部令2021年第47号）が施行された。2020年版リストと比較すると（1）完成車製造に関する持ち分比率制限および同類の完成車製造合弁企業数を2社以下とする規制、（2）衛星テレビ放送の地上受信設備と重要部品の生産に関する規制の2点が削減され、制限・禁止対象分野は全31項目となった。同日には「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（国家発展改革委員会、商務部令2021年第48号）も施行された。

3月25日には外資系を含むすべての企業に適用する

「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」（発改体改規〔2022〕397号）が施行された。2020年版と比較すると、禁止項目に「違法なニュースメディア関連業務の禁止」が追加されたものの、参入許可項目は7項目削減された。また、地方政府や関係部門による独自のネガティブリスト作成を禁止することが明示された。

10月8日には「天津、上海、海南、重慶での関連行政法規・規定の暫定的調整実施の同意に関する回答」（国函〔2022〕104号）により、サービス業の外資系企業に対する参入規制を、上記4省市に限り2024年4月8日まで試験的に緩和することが発表された。上海市と重慶市では、外資系旅行会社が中国居住者を対象とする国外旅行業務（香港・マカオ向け含む）に参入することを認め、天津市、海南省、重慶市では、外資系企業の資金援助によって非営利性養老機関を運営する民間の非企業組織の登録が認められた。

一方で、企業が対応を求められる可能性がある、新たな法規も施行された。

2月15日には「サイバーセキュリティ審査弁法」の改正版（国家インターネット情報弁公室令第8号）が施行された。「100万件を超える個人情報保有するインターネットプラットフォーム運営者」が海外での上場に当たっての審査対象となるなどの改正が行われた。

9月1日には「データ域外移転安全評価弁法」（国家インターネット情報弁公室令第11号）が施行された。2021年に施行された「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」で明文化された、重要データや個人情報の域外移転に対する安全評価義務の適用範囲や手続などが明らかになった。

10月28日には工業情報化部が「ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性収集プラットフォームの届け出管理弁法」（工信部網案〔2022〕146号）を発表した。弁法は2023年1月1日から施行された。弁法では、セキュリティ脆弱性収集プラットフォームを設立する組織・個人に対し、オンライン上で工業情報化部のサイバーセキュリティ脅威・脆弱性情報共有プラットフォームに関連情報について届け出を行うことを義務付けた。

2022年10月の中国共産党第20回全国代表大会における習近平総書記の報告では、「ハイレベルの対外開放を推進する」として、ルールや規制、管理、基準などの制度型開放を着実に拡大するとしている。また、外資参入ネガティブリストを適度に縮小し、法に基づいて外商投資の権利・利益を保護し、市場化・法治化・国際化した世界一流のビジネス環境を整備するとされている。

その上で、2023年3月の第14期全国人民代表大会における政府活動報告では「外資の誘致・利用にいっそう力を入れる」として、内国民待遇の徹底、制度型開放の拡大、外資系企業へのサポート強化などがうたわれている。

これらの方針に基づいて、中国においていっそうの対外開放と、外資系企業が平等に活動できるビジネス環境整備が促進されることを期待する。

投資における具体的問題点

公平な競争

秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営の改善に期待が寄せられており、法制度解釈の統一の運用、制度変更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善が引き続き望まれる。また、「信頼できないエンティティ・リスト規定」、「輸出管理法」、「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」、「外商投資安全審査弁法」について、どのように運用されるか、適用対象の定義がどのようなものかなどに不明確な点があるため、予見可能性が大きく低下しており、改善が求められている。

対外開放

2022年1月1日に施行された「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」では、制限・禁止条項が2020年版の33項目から31項目に減少し、一定の緩和が進んだことは評価できる。しかし、一部業種ではネガティブリストには規定がないものの他の関連法令によって外資の参入が実質的に制限されている分野も依然として残っている。そのような事例に対応するため政府内に対応窓口を設け問題を把握するとともに、関連部門との連携により必要な関連法令の改正を行うことができるような、体制の整備が求められている。

行政の規制運用・手続

国有資産の譲渡手続は通常の持ち分譲渡手続に加え、別途審査・許可取得、資産評価、公開取引等の一連の手続も必要とされるなど、実務上で所要期間が相当必要になっており、簡素化が求められている。税務登記抹消にかかる時間短縮の実現や登記簡易抹消プロセスにおける関連政府当局間の認識のばらつきは是正についても要望がある。また、一部の地域において、明確な規定なく投資性会社の分公司設立が拒否されるケースが発生しており、法的根拠のない設立拒否をしないことや、他地域と同様の取り扱いが求められている。

<建議>

- ① 外商投資法および外商投資法実施条例が2020年1月より施行された。既存の外商投資企業は2025年1月1日より前に、組織形態や組織機構の調整を完了する必要があるとされるなど、実務上、大きな制度変更に向直面することになる。一方で、こういった個別の変更に対する実務上の細則等の法令が十分に整備されていない。国家市場監督管理総局、商務部、国家発展改革委員会など関係機関に対して、実効性のある相応の関連法令が迅速かつ明確に制定されることを要望する。また、細則の整備にあたっては、外商投資法に則り、外国商会や外資企業の意見を聴取し、

反映するよう要望する。さらに、外商投資法実施条例の第29条、第30条に規定されている「外商投資企業クレーム申告業務メカニズム」について、実務上適切に運用されるよう要望する。

- ② 外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営について、法制度解釈の統一の運用、制度変更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。また、明文化されていない口頭での指導や規制の実施は行わないよう要望する。
- ③ 2022年1月1日に施行された「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」では、制限・禁止条項が2020年版の33項目から31項目に減少し、一定の緩和が進んだことを評価するが、国家発展改革委員会および商務部に対して、さらなる制限・禁止項目の調整・削減を要望する。また、制限・禁止項目の調整・削減にあたっては、具体的にどのようなケース、業態であれば実際に参入できるのか、解釈や解説、ガイドライン等を併せて示すことによって明確化し、かつ、その内容が行政の各レベルにおいて徹底されるような環境整備や指導を要望する。
- ④ 2022年1月施行の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」には、「インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）」という表現があり、「音楽を除く」となっていることから、外資がインターネット音楽商品を取り扱う可能性を見出せるが、実際は「ネットワーク出版サービス管理規定（工業情報化部、旧国家新聞出版広電総局）」の存在等により難しいとされる。ネガティブリストを掌握する国家発展改革委員会および商務部と、同規定を掌握する工業情報化部等に対し、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」に合わせ、「ネットワーク出版サービス管理規定」を改正し、外資企業でも、インターネットでの音楽分野のサービスを運営できるよう要望する。
- ⑤ 各種ネガティブリストの改定や、企業が新たな分野への参入を模索する中で、上記④のように「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」や「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」では制限されていないが、他の関連法令によって外資への開放分野が事実上制限されており、参入が難しいといった事例が生じる場合がある。外商投資法の大きな柱である「参入前の内国民待遇とネガティブリストによる外資投資管理制度」や「外商投資企業への公平な競争環境の確立」の実現にあたり、そういった事例に対応するため、国家発展改革委員会や商務部などに対応窓口を設け、問題の把握を行うとともに関連部門との連携により必要な関連法令の改正を行うことができるよう、体制の整備を要望する。
- ⑥ 国有資産の譲渡手続につき、「会社法」、「企業

国有資産取引監督管理弁法」等に基づき、通常の持分譲渡手続に加え、国有資産譲渡の審査・認可取得、資産評価、公開取引等の一連の手続も必要とされ、実務上で所用期間が相当必要となるため関連手続の簡素化を要望する。また、国有資産譲渡に該当するかの判断基準をより明確にするよう要望する（例えば、重大資産の定義の明確化など）。

- ⑦ 北京市、杭州市など一部の地域において、投資性会社の分公司設立が拒否されるケースが発生している。外商投資企業による投資性会社の分公司設立について、他地域では所在地の金融弁の承認を得てから、市場監督管理局にて設立手続を行うことで設立可能となっている。一方、北京市、杭州市など一部の地域には明確な規定がなく、所管官庁（金融弁、市場監督管理局）の個別判断で拒否されている。外資系の投資性会社は統括機能を持ち、中国において各種の実質的な投資を行い、中国の経済発展に貢献している。投資性会社による各地での分公司の設立は、投資性会社が持つ本来の統括機能の高度化にとって欠かせない。外商投資企業の事業の継続や発展を支援していくためにも、法的根拠なく設立を拒否されることがないよう、かつ他地域と同様に取扱うよう改善を要望する。
- ⑧ 市場経済化が進展する中で、競争の活性化を通じて、事業再編を余儀なくされる企業が出ることは自然な流れであり、撤退、分割、合併といった事業再編にかかわる時間的、費用的負担を軽減する制度整備を要望する。2020年1月に施行されたビジネス環境改善条例においても関連する方針が示されているが、税務登記抹消にかかる時間短縮の実現や、登記簡易抹消プロセスにおける関連政府当局間の認識のばらつきは是正などが求められている。こうした措置により、予見可能性が向上し、却って新たな投資をもたらすことや、中国の産業構造の適正化につながることを期待される。
- ⑨ 外国企業（非居住者企業）間における中国国内企業の株式譲渡において、株式を売却する外国企業は、「企業所得税法」および实施条例、「印紙税法」に基づいて、譲渡完了日から15日以内に譲渡対象企業が所在する地域の税務局に企業所得税および印紙税の納税申告を行う必要がある。実際には中国の代理人を起用して納税申告することが一般的となっているが、この方法であると申告漏れが発生する恐れもある。例えば、譲渡対象企業が株主名簿変更等の手続を行う際に同時に代理申告する仕組みにするなど、中国国内に所在する企業が代理申告、源泉徴収の義務を負うのが望ましいと考えるが、現状は明確な規定がない。企業投資性資産の入替え促進や申告漏れによるコンプライアンスリスク低減の観点から、譲渡や減資等にかかる手続の明確化ならびに簡素化を要望する。
- ⑩ 2020年9月施行の「信頼できないエンティティ・

リスト規定」について、処罰対象となる行為として提示されている「中国の国家主権、安全、利益の発展への危害」「正常な市場取引原則への違反」や「差別的措置」などが不明確な概念となっている。商務部等の関連部門においての同制度の運用にあたり、下位法令等により、これらの概念をより明確化することを要望する。また、同規定は米中摩擦も制定の背景として指摘されるところ、日系企業が米中間の対抗措置や恣意的な運用の対象とならないよう要望する。このほか、手続の透明性や公正性の確保、並びに日系企業の意見に十分な配慮を要望する。

- ⑪2020年施行の「輸出管理法」について、「再輸出」「みなし輸出」「法の域外適用による責任追及」などが定められているが、これらがどのように運用されるかが不透明である。これらは、運用の如何により、業界や企業のサプライチェーンを含めた既存のビジネスモデルへ大きな影響を与えるものであり、既存ビジネスの予見性の著しい低下および、新規投資を抑制する大きな要因となりえる。これらについて、早急に下位法令で明確化するとともに、その運用にあたっては日系企業を含む外資企業の意見も十分に踏まえるよう要望する。
- ⑫2021年1月施行の「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」について、中国政府が「不当な域外適用の状況にある」と判断した場合は、中国の法人等がその他国の制裁法規等に従うことへの禁止令を発出できるとされている。一方で、「不当な域外適用の状況」といった概念があいまいであり、ビジネス上の予見性の著しい低下につながっている。どのような場合に同規則が適用されるのか等の判断基準を明確にするよう要望する。また、日系企業へ恣意的に適用することのないよう要望する。
- ⑬2021年1月施行の「外商投資安全審査弁法」について、同弁法により、グリーンフィールド投資にまで外商投資の審査範囲が拡大された。かつ、審査範囲について明確な定義がないことから、審査当局に幅広い解釈の余地を残していることが指摘されている。自主申告が必要な範囲とされている「重要インフラ」「重要技術」「重要情報技術およびインターネット製品・サービス」などの範囲につき、いっそうの明確化を要望する。

第3章 競争法

中国においては2022年も独占禁止法の整備が進められた。「独占禁止法」に対する改正案の可決後に、同改正に伴って関連の実施細則の改正やその改正案意見募集稿も公布されている。法執行の視点では、独占禁止法違反行為に対する取り締まりが引き続き強化されている。「不正競争防止法」改正案（意見募集稿）においては商業賄賂に対する規制が強化されているほか、商業賄賂に対する当局の摘発活動が続けられているとともに、企業によるコンプライアンス管理制度の構築も奨励されている。

法令の改正と制度の改善

「独占禁止法」改正案は、2022年6月下旬に中国全国人民代表大会常務委員会において可決され、同年の8月1日から施行されている。同改正案においては、各独占行為に対する制裁や責任の追及が大幅に強化されているほか、違反行為に対する刑事責任の追及、公訴機関による公益訴訟の提起、信用失墜リストへの記載・公開等の制裁も、導入されている。

一方、「独占禁止法」改正案の可決や実施に伴い、関連の実施細則の改正案意見募集稿が公布されているが、一部の改正後の規定がいまだに正式に公布されていないこともある。独占禁止法の運用上の各指針についても、改正された「独占禁止法」に即して改定する必要がある。

独占的協定行為に対する規制の動向

独占的協定行為をめぐる国家市場監督管理総局は2022年内に民生分野を中心に10件以上の案件を摘発している。そのうち、水平的協定行為（カルテル）の面においては、雲南省・湖南省の運転教習業者、江蘇省のコメ事業者団体と事業者、貴州省のガス事業者、福建省・陝西省のコンクリート事業者団体と事業者、吉林省・山西省の自動車検査事業者、河南省の信用評価事業者団体と事業者、浙江省の爆破機器の事業者団体と事業者、安徽省の水上旅客運送業者等によるカルテル行為に対する処罰案件が公表されている。

垂直的協定行為の面においては、北京市における医療機器関連業者案件2件およびオンライン教育事業者案件、海南省の医薬業者案件などが公表されている。

市場支配的地位の濫用行為に対する規制の動向

市場支配的地位の濫用について、2022年内にはガス・水道等の公共事業等の業界における違反行為が主に摘発

されている。そのうち、寧夏回族自治区・安徽省のガス業者案件、安徽省・浙江省・貴州省・広西チワン族自治区・山東省の水道水業者案件、遼寧省の医薬業者案件、中国知網（cnki.net）案件などが公表されている。

企業結合行為に対する規制の動向

2022年においては、新型コロナウイルス感染拡大などの悪影響はあったものの、国家市場監督管理総局の審査実施決定件数は、前年の審査実施決定件数（727件）を上回り、794件に上っている。また、事前申告を行わなかった企業結合案件（ガン・ジャンピング）に対する処罰も強化されつつあり、30件以上の処罰決定が公表されている。

2022年において条件付きで認可された企業結合案件は5件公表されている。そのうち、半導体業界にかかわる件数が半分以上を占めている。

独占禁止法関連の司法の動向

2022年11月18日に中国最高人民法院は「独占民事紛争案件の審理における適用法の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」を公表し、公衆からの意見を募集した。

また、同院は同月の17日には独占禁止にかかわる代表的な司法事例を公表した。そのうち、独占禁止法違反の契約有効性の認定案件、知的財産権濫用行為の関連案件、薬品の特許リバースペイメント案件、スポーツイベントの独占放映権関連案件などが関心を集めている。

商業賄賂に対する規制の動向

立法や法令整備の面では、2022年の11月下旬に「不正競争防止法」改正案（意見募集稿）が公布され、商業賄賂に対する取り締まりが強化されてきている。

2022年においても企業によるコンプライアンス管理制度の確立が奨励されている。同年4月の中国最高人民検察院の公表によると、企業コンプライアンス不起訴制度（起訴猶予合意制度や訴追免除合意制度の中国版に相当）の導入試行を全国的に展開するようになった。また、「GB/T 35770—2022 コンプライアンス管理体系 要求および使用ガイダンス」なども公布されている。

法執行の面では、上海市、江蘇省その他の地方市場監督管理部門が医薬・医療機器、物流、電信、旅行等の分野における商業賄賂案件を摘発したことは印象的である。

<建議>

<中国における競争法関連法令の全般について>

- ①2022年6月の「独占禁止法」改正案の可決と公布に伴い、公平競争審査制度の確立、「セーフハーバー」制度の導入、違法主体の法的責任の強化、企業結合申告手続の改善、公益訴訟メカニズムの確立等の面において、中国の独占禁止法制度は整備されてきており、この点については評価することができる。一方、一部の関連の実施細則や運用ガイドラインの面においては、なおも相応に改正されていない。各法令の間における整合性の欠如を回避するためにも、改正後の「独占禁止法」に基づいた関連の実施細則と運用ガイドラインの改正も、早期に完了し、公布していただくよう要望する。
- ②2020年9月中旬に国務院独占禁止委員会によって公布された「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」においては事業者による独占禁止コンプライアンス管理体制の構築等が奨励されているので、この点については評価に値する。しかし、同ガイドラインにおける規定の指導性を高めるためにも、当該管理体制の具体的な運用方法、事例の解説および模範的な実践例を提供していただくよう要望する。
- ③改正された「独占禁止法」の第63条には2倍から5倍までの加重処罰制度が導入されている。しかし、この加重処罰の適用要件となる「本法に違反し、情状が特別に深刻で、影響が特別に劣悪であり、特別に深刻な結果がもたらされた状況」および処罰確定の基準については、詳細なガイドライン等の公布による明確化が行われていないことから、これらを明確化していただくよう要望する。
- ④独占的協定認定基準の適用免除に関する制度、市場支配的地位の濫用行為の認定、ならびに事業者の独占行為に対する処罰の基準および方法に関する明確な運用基準は、なおも欠如しており、企業が活動するに当たっての障害となっていることから、詳細なガイドライン等の公布を通じ、これらを明確にさせていただくよう要望する。
- ⑤「外商投資安全審査弁法」は2021年1月18日から施行されているものの、外商投資安全審査の適用範囲に属する具体的な業種、審査や決定の基準、認可審査プロセスの詳細等については、不明確な点があり、ガイドラインおよび実施細則の公布等を通じ、これらを明確にさせていただくよう要望する。

<独占的協定について>

- ⑥事業者の市場シェアが一定の基準に達していない場合における垂直的協定の適用除外というセーフハーバー制度が「独占禁止法」改正案に導入された後に、2022年の6月下旬に公布された「独占的協定の禁止に関する規定（意見募集

稿）」においては同制度の下における市場シェア等の運用基準が明確にされているが、2023年3月に公布された「独占的協定の禁止に関する規定」では、市場シェアの基準が削除されたので、早急に実施細則などを通じて同制度の運用基準を明確にさせていただくよう要望する。

- ⑦独占的協定に対する規制について、2022年6月に可決された「独占禁止法」改正案においては個人を対象とする責任追及制度が導入されているものの、その規定は依然として原則的なものにとどまっていることから、早急な実施細則およびガイドラインの公開等を通じて同制度の運用基準の詳細を明確にさせていただくよう要望する。

<市場支配的地位の濫用について>

- ⑧2022年の11月下旬に公布された「不正競争防止法」改正案（意見募集稿）の第13条においては相対優越地位の濫用に対する規制が導入されている。しかし、市場における企業の競争行為を過度に萎縮させないためにも、当該規制の導入については慎重に検討していただくよう要望する。もしも同規制の導入が必須な場合には、同制度と、独占禁止法上の市場支配的地位の濫用規制との適用上の相違点等を明確にさせていただくよう要望する。
- ⑨知的財産権の行使時に考慮すべき独占禁止法運用上の原則について、「知的財産権の分野に関する独占禁止ガイドライン」にも定められているとおり、FRAND原則の適用を受ける旨の宣言の有無を問わず、標準必須特許かそれとも標準必須特許ではない特許にかかわらずにFRAND条件の下におけるライセンスの実施を一律に強制するように、知的財産権を過度に制限し、イノベーションを阻害するのではないかと懸念も生まれている。特許権の独占的かつ排他的な権利という法的性質を考慮し、世界各国の法令運用の実状を踏まえた上で、法令およびガイドラインを整合的に運用していただくよう要望する。
- ⑩大手企業による下請業者に対する代金支払遅延等の市場における優位性の濫用行為に対する防止策として、国務院は「中小企業代金支払保障条例」や「ビジネス環境改善条例」等を公布および実施している。これらの条例の徹底化に向けて、中国の国有企業をはじめとする大手企業に買掛金や代金の支払を取引契約のとおり履行させるようにするためにも、政府による指導を行っていただくよう要望する。

<企業結合について>

- ⑪改正された「独占禁止法」においては企業結合の分類・分級審査制度や重点分野に対する規制の強化等も明確にされており、この点については評価に値する。一方、企業結合届出の時点における「企業結合」および「支配力」の構成要件、企業結合届出の要否の判断基準、審査・決定上

の基準や考え方は、なおも不明確な点があり、事業者側の判断が困難となるケースが存在している。これらの基準や考え方については、実施細則およびガイドラインの公布等を通じて明確にさせていただくよう要望する。

- ⑫「国務院の事業者結合届出基準に関する規定」改正案（意見募集稿）においては、企業結合届出基準の1つである企業結合当事者のグループ全体の売上高の基準金額が引き上げられている。この点については評価に値するものの、同規定はなおも正式に公布されていないことから、早期に同規定の改正を完了し、これを実施していただくよう要望する。
- ⑬企業結合の届出時においては、書類の提出から正式な案件受理までの期間は、ケースによって異なっており、長期化する場合もある。簡易届出制度の運用上の改善や、一部の簡易届出制度適用案件審査権限の地方独占禁止法執行機関への委譲等を通じて改善されてきてはいるものの、案件の受理や審査に要する期間については、関連制度の運用上のさらなる改善を通じ、これを短縮していただくよう要望する。

<商業賄賂について>

- ⑭2022年の11月に公布された「不正競争防止法」改正案（意見募集稿）においては、商業賄賂に対する取り締まりが強化されており、公正な競争環境の整備に向けた取り組みとして、この点については評価することができる。他方、同改正案においては取引の相手方も商業賄賂の対象に含まれるものと規定されており、このような規定の下においては取引の当事者同士の間における合理的な利益の提供も認められないこととなる。企業の経済活動を過度に萎縮させないようにするためにも、同改正案の内容を慎重に検討し、合理的な利益提供を適法化する法令改正を行っていただくよう要望する。
- ⑮現行の「不正競争防止法」においては、商業賄賂の認定にかかわるコミッションおよび値引きの「事実通りの記帳」に対する判断基準、「職権または影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織または個人」の具体的な範囲、商業賄賂と認定された場合において科せられ得る違法所得の没収や制裁金の徴収等の罰則の適用基準も、不明確な点があることから、今回の法令改正を機会に、これらの基準も明確にさせていただくよう要望する。

第4章 税務・会計

概要

2022年7月の新印紙税法の施行に伴い、海外企業が中国国内企業と課税文書を作成する場合、一定取引を行えば海外企業も納税義務を負うことが明示された。日本の制度との違いもあり、当該規定の見直しを望む声が数多く聞かれた。また2023年末まで延長されている個人所得税上の外国籍人員に対する免税手当措置についても無期限延長を望む声が出ている。さらには移転価格税制、組織再編、PE課税を含めて、日系企業は数多くの税務上の課題に直面しており、税務環境の改善が期待される。

税務

制度運用面

税務および税法通達の実務上の運用にあたっては、税務当局の担当官によって解釈がなされることがある。このため、税務当局の運用には地域差があり、窓口担当者によって対応が異なるケースが発生している。また通達の公布に関しては、突発的に公布もしくは改定されることから対応への準備期間が十分でないケースも少なからず存在する。納税者の利便性をさらに高め、スムーズな産業振興を遂行するために、同様の税務問題について全国各地の税務当局が共通した見解を持った上で統一性のある運用を行うとともに、ルール制定にあたってはある程度実務面まで配慮した細則と時間的猶予を確保するなど、納税者の対応に十分に配慮することを引き続き希望する。

現状の税収管理の通達上、税務当局の課税判定に不服がある場合、納税者に対する救済措置として上級税務機関への不服申立、さらには最高人民法院への提訴に加えて、国家間での二重課税が生じている際には相互協議に持ち込む方法が挙げられる。しかしながら、税務訴訟では納税者の主張が通りにくい。また、相互協議に委ねて問題解決するには多くの時間を要し、結果が出ても公正なものとは言えないことがある。税務当局への不服申立の実務運用への配慮および相互協議がよりスピーディーに機能することを引き続き希望する。

増値税

ここ数年で営業税から増値税への移行改革が完了し、その後も特定業種に対する追加の仕入控除や留保税額の還付など、増値税の負担軽減が進められたことは評価に値する。一方で、グループファイナンスを行うにあたり、受取利息に増値税が課されてしまい、効率的なキャッシュマネジメントを阻害するとの声が聞かれる。銀行の預金利息と同様に

非課税となる取扱いを検討してもらいたい。

また、デジタル対応の電子発票が実施されており、2021年より一部の地域での試験展開がスタートしている。フルデジタル対応の電子発票に切り替わるにあたり、紙媒体の発票をすぐ廃止することなく、十分な実務対応ができるような配慮をしてもらえるよう希望する。

所得税（個人所得税・企業所得税）

個人所得税は2019年に大幅な改正が実施された。具体的には、基礎控除額の引き上げ、新たな「専門付加控除」の導入、そして一部税率の実質的引き下げなど、特に中国籍人員に対して減税効果をもたらした。また同時に確定申告制度が導入され、月次申告にて税金納付の過不足があった場合でも確定申告期間に柔軟な対応ができるようになった。また、2019年の改正時には外国籍従業員の住宅手当、言語訓練費、子女教育に関する免税手当の措置が3年の過渡期を経て2021年12月末を以て廃止されることになっていた。しかし、2021年末に追加通達が公布され、免税手当の措置が2023年末まで継続適用できることが明確にされた。免税手当がなくなると外国籍従業員に対する納税負担が大幅に増加することが想定されるため、現行の免税手当を無期限で延長するよう希望する意見が数多く聞かれた。

企業所得税の分野では、税務当局による移転価格調査において、企業の機能およびリスク、業界動向、そして所得移転の蓋然性を十分に確認せずに高い利益率を追及する税務調査のケースが見受けられる。実務的に複数年の平均値を使った期間検証が認められずに単年で利益率検証が要求され、四分位レンジを使わずに比較対象企業の中央値にて更正される。さらには追徴課税になった際の利息も高い。地域によっては税務当局が低利益率（もしくは赤字）のみの理由で企業に自主調整を促す事例も出ている。移転価格リスクを排除するため、企業が事前確認制度（APA）を申請する動きも活発にみられるが、当局間の妥結まで長期間を要すると懸念する声が聞かれる。また、税務局がAPA申請を正式受理したと確認することが難しく、申請中においても調査する動きが散見される。税務調査の現場においては利益率の水準のみをもって追徴課税の判断根拠とするのではなく、企業の個別事情を十分に考慮し、税法の解釈方法も統一した上で移転価格税制を運用することが望まれる。

国際課税の管理強化（BEPS:税源浸食と利益移転）を受けて、中国の移転価格税制の基本ルールである特別納税調整実施弁法が改正された。これにより、現地法人が作成するローカルファイルに関して、「バリューチェーン分析」を行うよう要求された。親会社が作成するマスターファイルでも、「研究開発活動の人員状況」など、OECDが定めたBEPSの

行動計画には網羅されていない事項を記載することがルール化されている。また、租税条約にある優遇源泉徴収税率を享受するためには、Beneficial Owner(BO)の要件を満たす必要があるが、OECDのモデル租税条約にある規定よりも厳格で適用範囲が狭い。さらに、「千戸集団」(税務局が指定する大企業グループ)のリストに入ると、毎年、個別に財務、税務データを税務局に提出することが求められる。当該データについては税務局のインターフェイス規範に基づいて提出する必要があり、企業が採用する財務ソフトとは異なるため大きな作業量をもたらしている。このように近年、税務当局から求められる情報提供の量が増えており、OECDの規定をより厳格にしたようなルールも散見される。企業の負担を考慮したうえでOECDの規定に応じた執行を行うことを求めたい。

さらに日系企業の中には、重複した機能を統一して事業の効率的な運営を図るために、グループ企業間での組織再編を検討する企業が増えている。具体的には、会社の分社化、持分譲渡、合併、傘型会社を利用した組織再編を検討するケースがある。特に地域を跨ぐ組織再編や間接持分譲渡を進めるにあたっては実務面での行政手続の要件が不明瞭で手続も煩雑であり、再編がスムーズに進まない事象が発生している。課税繰延となる特殊税務処理の規定も存在するものの、適用可能なシナリオは限られており課税が生じるケースは多い。企業の負担を軽減するために特殊税務処理の適用条件の緩和を望む声も聞かれる。その他にも、繰越欠損の利用期限(5年間)の延長や連結納税制度の導入を期待する声もある。

印紙税

従前の印紙税暫定条例に代わり、印紙税法が2022年7月に施行された。関連公告の中で、海外企業が中国国内企業と課税文書を作成する場合、中国国外で作成しても一定の取引については当該海外企業も納税義務を負うことが明示された。日本本社が中国子会社や中国第三者と有形資産、無形資産、技術役務などの取引を行うことは多々あり、日本本社側で中国にて納税負担が生じることになる。日本では国外で作成された契約書等に印紙税が課されることはない。また既に日本でも印紙税を支払っていれば、日本本社が日本と中国の双方で印紙税を二重に支払うことになる。こうした状況を鑑みて、当該規定の見直しを要望する声が多く聞かれた。また海外企業の印紙税納付にあたって明確な実施細則が出ておらず、税務局によっても見解が異なる。具体的な実務運用に関するガイドラインを発行するよう要望する。

恒久的施設(PE)課税

日本をはじめとする海外からの出張者に対して、PE認定を受ける税務問題が各地で発生している。日本から中国への長期出張者が役務提供を行うにあたり、連続的な活動を伴わないにもかかわらずPE認定を受け、みなし利益率を乗じた推定課税により源泉徴収される事例が出ている。PE課税要否の判断における事実確認および納税申告の手続を明確にするよう望む声も聞かれる。

会計

新会計準則と国際財務報告基準の関係

現行の新会計準則(以下、新準則と略称)は2006年に公表され、2007年以降、すべての中国証券市場上場会社が新準則を採用している。新準則は、2006年当時の国際財務報告基準(以下、IFRSと略称)を参考に作成された会計基準であり、IFRSの改正に伴い新準則本文は修正されていないものの、財政部の指導指針である「企業会計準則講解」等により実質的にアップデートされてきた。また、IFRSの改正が大きいものについて順次、新準則本文の追加、修正が行われており、2018年以降の新準則の主な改正として、2019年1月に、IFRS16号への対応として「企業会計準則第21号リリース」が施行されている。

中国財政部による2010年の「中国企業会計基準のロードマップ」によれば、中国ではIFRSを直接採用(アドプション)せず、新準則にIFRSの内容を取り込むことにより同等性を維持するコンバージェンス(中国語原文では「趨同」)を採用している。経済大国として成長著しい中国の会計基準がIFRSをどのようにコンバージェンスするかは、世界におけるIFRS統一の動きに大きな影響を与えると考えられており、その動向が注視されている。

中国における日系企業に与える影響

中国における日系企業の多くは中国では非上場企業であるため、従来、新準則の適用は強制されず、多くの日系企業は「旧企業会計準則」および「企業会計制度」(両基準を合わせて、以下、旧準則)を採用してきた。しかし、近年、各地財政当局の指導により、非上場の大中規模企業に対しても新準則の適用が強制されている地域が増えており、日系企業においても新準則を採用している会社が増えている。今後も順次新準則の強制適用の動きが全国範囲に及ぶことが予想される。

さらに、2015年2月に財政部より発表された「财会2015.3号」では、旧準則適用企業が準拠していた「旧企業会計準則」が全て廃止された(旧準則体系中の、「企業会計制度」は残存)。同通達は、元々2つの会計準則が運用されている状況を是正するためのもので、早晚「企業会計制度」も廃止される可能性がある。財政部も新準則の適用を推奨しており、旧準則を採用している日系企業も新準則の適用が強制されると予想される。なお、新準則の適用が要求されているのは主に大中規模企業であり、小規模企業には簡便な会計処理が採用されている新小企業会計準則の適用も認められている。

新準則と旧準則における重要な相違点は、(1)旧準則では連結財務諸表の作成は強制されていないが、新準則では子会社があれば連結財務諸表の作成が強制される、(2)旧準則では税効果会計は任意適用であったが、新準則では強制される、(3)旧準則では金融商品会計はなかったが、新準則ではIFRSとほぼ同様の金融商品会計が採用されている、(4)旧準則では曖昧であった減損会計について、新準則では明確に定められている、(5)旧準則に比べ新準則では財務諸表および注記の記載内容が著しく増加し、実務担当者の負担

が増えることになる。

また、中国企業会計制度の特徴として、近年グローバルでIFRSへの移行が検討されている中、現状、中国では12月決算しか認められていないことも改善が望まれる点として挙げられる。

<建議>

<税務>

- ① 税収徴収管理において、重複した要求をなくして十分な納期も設定の上、納税者の負担を軽減してもらいたい。地域差や当局担当者による解釈の差異をなくし、法規の解釈に混乱が生じないような対応を引き続き要望する。
- ② 個人所得税について、外国籍人員が適用可能な免税措置が2023年末に廃止される。当該措置は従来、2021年末に廃止となっていたが、追加の通達により2023年末まで継続適用されることになっていた。当該措置が廃止されると、住宅手当、言語訓練費、子女教育が課税処理されることになり、外国籍人員の個人所得税が大幅増になることが見込まれる。企業および外国籍個人の税負担を軽くする上で、当該措置の無期限延長を要望する。
- ③ 二国間相互協議について、納税者の長期にわたる不安定な状況を排除するために相互協議がより円滑に機能するよう要望する。
- ④ 移転価格調査において、グローバル経済動向や企業のビジネス展開、地域性といった企業の実態があまり認められず、課税ありきの姿勢で一方的に調査が展開されているケースがある。企業側の主張も聞き入れた上での対応を要望する。
- ⑤ 重点企業グループの管理強化のため、「千戸集団」を設定した上で財務データの提供を求められる。その他にも、BEPSを受けて各企業にてマスターファイルやローカルファイルにて情報提供が必要とされる。多くの情報提供義務について、OECDガイドラインに準拠した執行を要望する。
- ⑥ 印紙税について、従来の印紙税暫定条例に代わって印紙税法が2022年7月に施行された。関連公告の中で、海外企業が中国国内企業と課税文書を作成する場合、中国国外で作成しても顧客等の取引先が中国国内に存在すると、当該海外企業も納税義務を負うことが明示された。日本では国外で作成された契約書等に印紙税が課税されることはなく、当該規定の見直しを要望する。また海外企業の納付にあたり明確な実施細則がなく、税務局によっても見解が異なる。具体的な実務運用に関するガイドラインの発行を要望する。
- ⑦ グループ会社の組織再編を進めるにあたり、実務面にて税務に関する行政手続の要件が不明瞭で手続も煩雑である。また、企業負担を軽減

するために課税繰延となる特殊税務処理の適用条件がまだ不明確な部分がある。組織再編がスムーズに進められるよう関連規定および手続のさらなる明確化を要望する。

<会計>

- ⑧ 現在グローバルベースでIFRS（国際会計基準）への移行が検討されているなかで、連結決算対応の観点より、現在の中国における12月決算のみではなく企業の自主的判断で決算期の設定を可能とする中国企業会計制度の柔軟な適用を要望する。
- ⑨ 新しい企業会計準則への移行措置が各地で異なっており、今後義務化するにあたり事前準備期間を考慮したうえで全国一律の対応を要望する。また、当該準則は2012年に欧州委員会によりIFRSと同等と認められたが、一部の処理において依然として差異が存在する。今後よりいっそうのコンバージェンスへの取り組みを要望する。

第5章 労務

2022年、中国政府は新型コロナウイルス感染症の情勢変化に基づき防疫政策を適時調整し、中国人と外国人の出入国措置をさらに最適化し、国際間のビジネス往来と経済交流を効果的に回復するとした。その一方、コロナ禍の影響から抜け出し、成長を回復していない企業に対し、企業の存続を維持するために雇用等のコスト圧力を緩和し、企業の困難緩和と雇用の安定をどのように支援するかが中国政府の「アフターコロナ時代」における新たな課題となっている。

2022年以降公布、実施された主な政策と行政措置

日本人向けの訪中一般ビザの発給再開

2023年1月29日、在日中国大使館は、同日より同館で日本人向けの訪中一般ビザの発給を再開すると通知した。同日、国家移民管理局は、2023年1月29日より、日本人向けの到着地ビザの процедуруを再開し、72時間/144時間の越境ビザ免除政策を実施するとの情報を発表した。日本に対する出入国政策の調整は、日本人の訪中ビジネス往来、業務、旅行、親族訪問等の面で便宜を供与するもので、日中間の往来を促進し、対外交流と提携の強化に資するものである。

外国人の就労許可証、居留許可証の最適化措置の推進

就労許可証の審査を所管する科学技術部門と居留許可証の審査を所管する出入国管理局の事務場所が異なるため、外国人が就労許可証と居留許可証を申請する場合、通常「2回出向く」必要があった。国務院は、2021年10月1日に公布した情報において、国家移民管理局は「就労許可証と居留許可証の同一窓口での共通手続、連携審査」を含む新たな措置を打ち出すとしていた。国家移民管理局の業務上の要請に基づき、各地の行政所管機関は、就労許可証と居留許可証に関する事務窓口の移転と統合作業を逐次推進し、就労許可証と居留許可証に関する事務窓口を隣接する窓口で調整している。北京市を例にすると、北京市政府は2023年2月2日、2月1日より、北京在住の外国人は、全員が就労許可証と居留許可証の「2証明書の連携手続」サービスを受けられるようになったという公告を発表した。現在、全国の中で北京市、山東省淄博市、広東省汕頭市等を含む一部の都市では、就労許可証と居留許可証の申請窓口の移転と統合作業が完了し、外国人が就労許可証と居留許可証の申請を行う際には、指定の場所に出向いて1回で就労許可証と居留許可証の手続が行えるようになり、外国人は、より便利で効率がよく、完全な「ワンストップサービス」を享受できるようになった。

新型コロナ感染症対策は「コロナ前」に戻り、感染期間中の賃金支給政策が変化

国家衛生健康委員会は、2022年12月26日に公告（2022年第7号）を公布し、2023年1月8日より、新型コロナウイルス感染症に対して採用していた「伝染病防止法」規定の甲類伝染病としての予防、対策措置を解除するとした。また、新型コロナウイルス感染症は、「国境衛生検疫法」規定の検疫伝染病としても管理されないこととなった。2022年第7号文書が公布された後、新型コロナウイルス感染症は、「伝染病防止法」第41条の適用対象ではなくなり、感染期間中は原則として賃金を全額支給することに関する規定は適用されなくなり、従業員から企業に病気休暇に関する証明書を提出すると、企業は、病気休暇として処理し、病気休暇賃金を支給するという処理ができるようになった。

最高人民法院が公布した労働者の適法な権益保護についての指導性事例

2022年7月4日、最高人民法院は「第32回指導性事例の公布に関する通知」（法【2022】167号）を公布し、聶美蘭氏が北京林氏兄弟文化を相手取って労働関係確認の訴えを提起した等7件を含む全て労働紛争関係の事例（指導事例179-185号）を公表した。公表された指導性事例から見て、司法機関の労働者の適法な権益に対する保護傾向の政策に変化は見られず、企業は労働契約の一方的な解除の適法性認定の根拠、競争制限等の問題に直面した際、より慎重になり、訴訟リスクを低下させる必要がある。

最高人民検察院が発表した労働報酬支給拒否罪の典型的な事例

2023年1月12日、最高人民検察院は、5つの労働報酬支給拒否罪の典型的な事例を発表した。発表された典型的な事例を見ると、司法機関は刑事手段を採用して責任を追及するかどうかという点での立場は相当慎重だが、十分に悪質な賃金欠配の事由を備える場合、刑事司法手続を使用している。労働報酬支給拒否罪の犯罪主体には、会社と個人が含まれる。このため会社、法定代表者および直接の責任者は、全て刑事事件の容疑者と被告になる可能性がある。たとえ刑事事件として立件されても、起訴の前には依然として積極的に労働報酬を支給し、被害者から理解を得る等の方法により、不起訴という結果を得られるチャンスがある。このため、一旦こうした案件が起きたとしても積極的に対応すべきである。

2023年の展望

定年延長の具体案公布を期待

2022年2月21日、国務院の公布した「『第14次5カ年規画』国家高齢事業の発展と養老サービス体系計画の公布に関する国務院の通知」（国発【2021】35号）および2022年12月14日に中共中央、国務院が公布した「内需拡大戦略規画綱領（2022～2035）」は、いずれも中国が段階的に法定の定年退職年齢を延長することに関する内容に言及している。社会保険加入料の圧力と養老金の支給圧力がさらに増大するに伴い、今後、定年延長の具体案公布が期待できる。

雇用安定手当政策の継続施行を希望

2022年、国務院、人力資源社会保障部等は、企業の雇用安定を支援するために有利な一連の措置を公布した。これには段階的な社会保険料率の引き下げ政策、社会保険料の納付猶予等が含まれ、企業の社会保険料納付負担を有効に軽減した。

2023年も関係する政府機関が雇用安定手当政策を継続施行し、雇用安定手当政策の実施期間を延長し、政策の適用範囲を拡大し、さらに企業の資金圧力が緩和され、雇用が安定することを期待する。

< 建議 >

(1) 就労・出入国関連

- ①2023年1月8日より、「新型コロナウイルス感染症」は、「伝染病防止法」規定の甲類伝染病として管理されなくなり、なおかつ、2023年1月29日より日本人向けの一般ビザの発給が再開された。この方法は、出入国する者にとって有益であり、これについて歓迎の意を表明する。現在訪中の際には、48時間以内のPCR検査で陰性という証明書を持参して入国する必要があるが、より両国の民間交流に便宜を図っていただくため、出入国管理機関等の所管機関が、入国に必要なPCR検査証明書の期限を適切に緩和するよう要望する。
- ②新型コロナウイルス感染症対策期間中、中国に在住し生活している外国人向けにパスポート情報をベースとした身分認証用のQRコードを提供していただいた。これについて、心から感謝の意を表明する。実務では、新型コロナ感染症予防ソフトウェアのほか、一部の生活や移動用のソフトウェアは、外国人の身分認証が複雑という場合が多く見られるため、この状況を改善するため、出入国管理機関は、外国人の中国国内におけるチケットの予約、銀行口座の開設および各種ソフトウェアで身分認証を行えるカード型の身分証明書の発行を要望する。
- ③外国人が異なる地域間で異動する状況は少なくない。科学技術部および出入国管理機関は、異動に必要な就労許可と居留許可に関する手続をより簡素化し、審査期間を短縮するよう要

望する。

- ④外国人が出入国管理機関で居留許可の新規取得、変更、延長、抹消等の手続を行う際に、パスポートの原本を行政機関に預けなければならない期間が長く、外国人に多くの不便をもたらしている。このような現状を改善し、所管機関でパスポート原本の預かり期間を短縮していただくとともに、手続の際、できる限り古いパスポートの原本を提出することは回避していただくように要望する。
- ⑤入国審査に自動化ゲートを採用することで、出入国者がスピーディーで効率よい審査を受けられるようになった。しかし外国人にとって、外国の電子パスポートおよび6カ月以上の居留許可を持ち、なおかつ、出入国管理機関に指紋と顔情報を届け出ている外国人が自動化ゲートを使用して入国審査をできるほか、他の外国人は依然として入国審査官との面接による入国審査が適用されているため、出入国検査機関が自動化ゲートの適用対象者の適用範囲を緩和し、6カ月以下の短期居留許可証を所持する外国人にも自動化ゲートが使用可能となるよう要望する。

(2) 社会保障

- ⑥社会保障関係を異動先の地方に移転して継続する際、手続および待遇の受領規則が複雑で、各地において養老保険の申請基準が不一致等により、異動に対する従業員の意欲が低下する原因となり、一部地域で労働力不足等の問題が起きている。このため人力資源社会保障機関が各地の社会保障政策を統一し、社会保障関係の移転による人員の異動への影響がより軽減されるよう要望する。
- ⑦実務において、企業の保険加入地とは異なる場所で勤務する従業員について、従業員の勤務先で社会保障を付保するには、分公司を設立するか、人材派遣会社に代理納付を依頼するしかなく、人員の正常な異動にとって不利だけでなく、企業の経営コストを増やすことにもなっているため、適法に設立した企業が従業員の勤務先に分公司を設立していない場合でも、社会保障を付保できるよう要望する。
- ⑧2019年9月1日より「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」が発効したことにより、外資系企業および外国人の社会保険料の納付負担が有効に軽減されたことは歓迎される。基本養老保険以外の医療保険、労働災害保険、失業保険等その他の社会保険項目についても、同様に法律の規定を改訂することによって、外国人の強制納付義務が免除され、中国国内で納付するか否かを自ら決定できるよう要望する。

(3) 労働契約

- ⑨市場の変動による受注急増や長期休暇明けの人手不足という問題が存在し、「月あたりの残業

時間が36時間を超えてはならない」という規定では企業の生産ニーズを満たすことができないため、人力資源社会保障部が「労働法」所定の「月あたりの残業時間が36時間を超えてはならない」という強行規定を調整し、企業、従業員、工会による協議合意のうえで、労働行政機関に特別申請するといった柔軟性のある方式の導入を認める等、月あたりの残業時間上限の合理的な確定を要望する。

- ⑩女性従業員の法定定年退職年齢には、女性従業員の身分によって区別が存在するため、ときおり女性従業員から企業に身分の変更申請が提起される状況が発生するが、各地によって女性一般労働者と女性幹部の身分を判断する基準が明確になっていないため、企業を困惑させている。人力資源社会保障部が定年退職年齢の段階的引き上げ政策を実施するまでに区分基準の明確化もしくは統一の定年退職年齢基準の制定を要望する。

(4) 労務派遣

- ⑪「労務派遣暫定施行規定」（人力資源社会保障部令2014年第22号）等の文書規定により、使用者における派遣労働者の使用人数は総従業員数の10%を超えてはならないとされているが、従業員が出産休暇や長期の病気休暇を取得した場合など一部の特殊な状況において労働力不足等の問題が起きやすいため、人力資源社会保障部は、当該強行規定を緩和し、企業が所属業界や特殊な状況に合わせてこの割合を適切に調整することが認められるよう要望する。

(5) その他

- ⑫たとえハイテク企業や先端技術企業が人材を惹きつけ、人材を安定させるという面で相当大的な力を入れていたとしても、企業の優秀な人材が流失するという問題は年々厳しくなっており、中央・地方政府は、これらの企業が優秀な人材のために就労居住証の取得申請をする場合、より高いポイントを与えたり、証明書取得に必要な年数の短縮等、人材を惹きつけ人材を安定させるための財政補助や政策上のサポートを提供することを要望する。

第6章 知的財産権

現状の概要

中国知的財産権の現状は、知的財産権強国へ向けて着実に歩んでいる状況であると言える。

政策面について、2020年10月の第19期中共中央政治局第25回集団学習会での「イノベーションは発展を導く第一の原動力であり、知的財産権を保護することはすなわちイノベーションを保護することそのものである。」という談話、2021年9月の「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」、2021年10月の「第14次5カ年規画（十四五）期間における国家知的財産権保護と運用計画」、2022年1月の「専利および商標の審査に関する第14次5カ年規画」等に基づいて、知的財産権の創造、活用、保護、管理とサービスレベルの全面的な向上が図られているところである。

知的財産権に関する主要な統計数字について、中国における特許出願件数は159万件(*)、権利存続中の特許件数は421万件、PCT出願件数は7万件、商標出願件数は752万件、権利存続中の商標件数は4,267万件であり、いずれも世界一位となっている。「第14次5カ年規画（十四五）期間における国家知的財産権保護と運用計画」における主要な定量目標である人口1万人当たりの高価値発明専利の保有件数、知的財産権担保融資の登記額、知的財産権使用費用の年間輸出入総額、専利集約型産業の付加価値のGDPに占める割合、知的財産権保護に対する社会満足度については、それぞれ、9.4件（12件）、4,869億元（3,200億元）、3,887億元（3,500億元）、12%(*)（13%）、81.25分（82分）となっている（括弧内の値は2025年目標値）。また、WIPOが公表しているグローバルイノベーションインデックスについては、年々上昇し、11位となっている。（本段落において、数値は、(*)が2021年、それ以外が2022年）

法制面について、2021年6月の専利法施行、2022年5月のハーグ協定加盟、2022年8月の独占禁止法改正施行、2023年1月の商標法改正意見募集といった知的財産権関連法律・条約の改正・加盟に加え、2020年11月の専利法実施細則の意見募集、2020年10月・2021年8月・2022年10月の専利審査指南の意見募集、2022年1月の商標審査審理指南の施行、2022年6月の知財権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定の意見募集といった下位法令等に関する整備が進んでいるところである。

知的財産権の権利化について、2022年1月の「専利および商標の審査に関する第14次5カ年計画」等に基づき、出願件数増に対しても着実な対応が行われており、2021年の特許審査、商標審査の件数は、それぞれ、126.6万件、1,056.8万件となっている。非正常専利出願および悪意による商標の冒認出

願に対しては、国家知識産権局による「藍天行動」等の厳格な対応がなされ、2021年には81.5万件の非正常出願および48.2万件の悪意による商標の冒認出願に対する処理や2,105社の代理機構への是正命令が実行された。

知的財産権の活用について、国家知識産権局や地方政府による各種の活用促進施策が実施されており、知財証券については2022年4月現在で総額158億円の商品が発行され、専利開放許諾については2022年5月の「専利開放許諾パイロットプロジェクト作業方案」に基づき2022年末までに1,000以上のライセンス成約が目標とされ、専利導航については2022年9月の「国家レベルの専利導航プロジェクト支援サービス機関の第1陣の決定に関する通知」に基づき26の同機関が決定されている。（知的財産権担保融資については既述。）

模倣品への対応について、国家市場監督管理総局、国家知識産権局、海関総署、公安部を中心にさまざまなキャンペーンが実施され、成果を上げている。例えば、国家市場監督管理総局による「鉄拳行動」、税関総署による「龍騰行動」（全面）、「藍網行動」（郵便）、「浄網行動」（輸出輸送貨物）、公安部による「崑崙行動」が実施されている。2021年には、専利権行政取締、商標権行政取締、公安取締、税関取締（ロット数）が、それぞれ、5万件、3.6万件、2.1万件、7.9万件となっている。

司法分野について、法院による典型事例の公表等により、継続的に訴訟判断の明確化が図られている。2022年には、専利権、商標権の民事訴訟第一審受理案件数が、それぞれ、3.9万件、11.2万件となっている。また、標準必須特許に関連して、最高人民法院により禁訴令やグローバルライセンス料率に係る判示がなされるなど、知的財産権のグローバルガバナンスの点で存在感が発揮されつつある。

以上のとおり、知的財産の保護強化に向けた取り組みに関する中国政府の姿勢にぶれはなく、目標の実現に向けた歩みは着実に進められているといえる。そのような状況を踏まえ、今後の方向性としては、諸外国の知的財産制度・運用とのさらなる調和を推し進め、内国企業・外国企業を問わずに企業間で公平・公正に競争ができる環境を構築していくことが、日本企業および中国企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。その観点から以下の課題について建議する。

知的財産の保護の現状と課題

出願権利化プロセス

意匠制度

製品の外観が販売等の前に公表されないようにするため

に、意匠公報の発行時期は柔軟に設定できることが望まれる。この点、中国の意匠制度においては、遅延審査制度が既に導入され、また、2022年10月公表の専利審査指南改正草案（再意見募集稿）では遅延期間が月単位で申請可能とされ、かつ、遅延審査申請の取下が可能とされ、制度の柔軟化が図られようとしていることを歓迎している。また、実体審査が採用されておらず、粗悪権利の濫用が懸念される。さらに実体審査を経た登録意匠を一定期間非公開にする秘密意匠制度は導入されていない。また、2021年6月施行の専利法において、意匠権の存続期間が延長された点は歓迎されるものの、依然として、欧州や日本と比較し、存続期間が短い状況にある。

商標審査

改正後の中国商標法においても、外国で著名な商標の第三者による出願を排除するためには、中国内での著名性を立証しなければならない。これらの出願による商標は市場を混乱させるとともに著名な商標権者の利益や中国での活動を不当に妨害し、ひいては消費者利益も害する。これらの出願による商標を排除するには、著名性を証明するため膨大な証拠資料の提出が必要である。また、証拠資料によっては審査されずに却下される場合があり、かつその審査に長期間を要しており、出願人のみならず当局にとっても相当な負担である。また、著名な漫画やアニメのタイトルや、他人の馳名（著名）商標等に係る出願が散見されるが、現行の商標審査審理指南においては、馳名（著名）商標の保護（商標法第13条）や他人の先行権利の保護（同第32条）に関する条文が実体審査の対象外とされており、正当な権利者にとっては、異議申立や無効審判請求を行わなければならない負担がある。

商標審査における情報提供

特許審査の場合と異なり、商標審査においては第三者による証拠資料の提出機会となる情報提供制度を有しておらず、安定性が十分でない権利が付与される懸念がある。

商標審査の延期

異議申し立てや無効審判が係属している商標権であっても、後願の商標出願を拒絶するための引用商標とされる場合がある。現状、後願商標出願の審査は延期されることなく、当該引例商標の存在を理由に拒絶されてしまう。このため先願商標権の権利消滅後に再度の商標出願が必要となり、出願人のみならず当局にとっても負担を強いることとなる。

専利権の冒認出願

他人の発明創造を第三者が不正に出願する冒認出願について、専利法には直接の排除規定がなく、第三者に冒認出願をされた真の発明創造者に大きな訴訟の負担を強いることとなる。これは冒認出願を有効に抑制する上で問題である。

特許請求の範囲および明細書の記載要件並びに補正制限

2017年4月1日施行の専利審査指南では、ビジネスモデル発明とコンピュータプログラム発明の審査基準が緩和され、登録後特許文書の特許請求範囲の補正方式も緩和された。これらの点については当局の取り組みに感謝している。一方、特許請求の範囲および明細書の記載要件は、いまだ諸外国に比べ

て厳しい審査基準により運用されており、その補正および訂正についても同様である。特許請求の範囲および明細書の記載についての過度に厳しい基準の要求や、その補正および訂正についての過度な制限は、発明の適切な保護に欠けることになる。

専利審査

専利の審査は、出願件数の増加にもかかわらず審査期間の短縮化・迅速化および審査の質向上・適格化が図られており、特許の適正な保護の観点から好ましい傾向であると評価している。また、現在試行延長中である日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、審査の迅速化のみならず出願人の負担軽減に大いに役立つものであり、試行およびその延長や申請必要書類の簡素化等の当局の取り組みに感謝している。一方、審査促進を図る制度として優先審査制度が設けられているところ、中国企業と比べて外国企業が実質的に不利に扱われる虞がある。例えば、優先審査は中国が初出願で外国出願予定の発明等に対象が限定されており、一般的に中国以外の国に初出願を行う外国企業はこの制度を十分には利用できないという問題がある。また、日中PPHについては、日本に申請する場合と異なり出願公開等が条件となっていることから、利便性に問題がある。そして、専利出願集中審査については、2019年9月3日に発表された「専利出願集中審査管理弁法（試行）」により導入が進んでいる事は歓迎されるが、集中審査請求の条件が厳しく制限され内容も不明確であるため、十分な制度の活用ができない事が懸念される。

PCT出願の国際調査・国際予備審査

国家知識産権局が国際調査・国際予備審査において進歩性を否定する見解を示す一方、各国の国内段階において進歩性が認められるPCT出願が散見される。出願人が各国への国内移行の判断を国際調査・国際予備審査で示される見解に基づいて行うことが困難な状況にある。

知的財産に関する競争環境の現状と課題

さまざまな模倣行為

再犯行為

日系企業は模倣業者に対する摘発に積極的に協力しているが、模倣業者は処罰を回避するため、手法の多様化、複雑化等さまざまな施策を講じている。一方で、模倣品摘発がなされても、侵害行為に比して制裁が十分なされない、再犯行為の定義が不明瞭、当局間の連携や情報共有の体制が不十分等、複数の要因により、模倣行為を意図的に繰り返す再犯者に対する十分な抑止効果が機能していない。

インターネットを介した模倣品販売

知的財産保護プログラムの整備

インターネットを悪用した模倣品販売について、ネットビジネス量の増加により模倣品業者が急増し、1つのサイトで数千にのぼる出品のうち相当数の模倣品が販売されているともいわれている。また、ECサイトによっては過去の販売数を表示する機能があるが、模倣品業者による偽造注文により見かけ上

の販売数を増加させ、販売実績がある信頼性の高い業者と消費者を誤認させる悪質な行為が行われている。各ECサイト運営者は、知的財産保護プログラムの整備や統一化、権利者との積極的な情報交換等の自主的な取り組みを行っているが、模倣品の多さに対応が追いつかない現実がある。また、ネット上の取引においては相手方の顔が見えないため、名称を変えれば容易に再犯がなされ、オフライン取引よりも模倣品業者の特定が困難である。さらに、インターネット上で、外国企業名の代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使ったウェブサイトが増えており、外国企業と正式に契約した企業であると消費者に誤認させる悪質な不正競争行為である。

当局も当該課題解決に向け、電子商取引事業者、電子商取引プラットフォーム事業者およびプラットフォーム内の事業者の負う義務および法的責任について規定した電子商取引法を2019年1月1日に施行し、2021年8月には改正法案の意見募集を行った。

模倣品の海外流出

実務において海関から権利者へ「確認知識産権侵害状況通知書」が通知される際、海関のサービスにより被疑製品の写真が添付される場合が多い。権利者にとって通知後3営業日以内に各地の海関に対して真贋鑑定を実施できる人材を派遣する、または、写真撮影等を行うスタッフを派遣し真贋鑑定を実施できる人材へ写真等を送付し知識産権の保護措置の可否を判断する体制を備えることは非常に困難である。そのため、海関から被疑製品の写真が提供されることは権利者にとって非常に助けになっている。一方、電子商取引（EC）の発展に伴い中国で販売されている模倣品に対して海外からのアクセスが容易になってきている。近年では特に小口郵便ルートの増加に伴い海関での模倣品の取り締まり件数が増加し、海関および権利者双方の対応負荷が増加している。

知的財産の流通

技術輸出入管理条例においては、特定の技術領域について、特許権の移転を含む技術移転が、禁止または制限されている。2020年に輸出禁止技術および制限技術の目録が更新されたところ、一部の制限技術（例えば、信号処理技術やドローン技術）について、その記載範囲が非常に広範なため、この分野における中国での研究開発活動や特許権の移転等への投資意欲を消極化させる懸念がある。2022年12月に技術輸出禁止・制限目録の改定案が公開され、目録の明確化を検討いただいている点を歓迎している。引き続き、合理的な目録の明確化を期待する。

知的財産に関する紛争処理の公平化・合理化

専利権侵害に対する行政権限の適正化

2021年6月施行の専利法において、行政執行の拡大が図られた（専利法第68～70条）。第13回全国人民代表大会第5回会議（2022年3月）で「専利侵害事件、特に意匠侵害事件を調査・処理する行政機関の権限を適切に拡大し、行政機関に自主的に調査・処理し、差押・押収その他の執行権限を与える」という提案あり（第6496号提案）。これに対し国家知識産権産

局は「当該提案について、専利法改正の過程で関連方案も提出されたが、関連事項について合意されなかったため、最終的には法改正内容に反映されていない。今後はこの提案とあわせてさらなる研究・実証を行う」と回答した（国知建提保書[2022]14号）。足元はこのように関連主体で議論されている段階である。

専利権の有効性判断や侵害判断は容易ではなく、所定の行政手続や司法手続を経て、最終的に権利が無効と判断される場合や権利非侵害と判断される場合も多い。ここで、専利侵害についての判断については、当事者双方の主張を十分に勘案し、専門的かつ客観的なプロセスを経て慎重に行なわれるべきである。また、当事者間に専利権の有効性や専利権侵害の有無などに争いがある場合は、最終的な判断は司法に委ねられるべきであると考えられる。

したがって、専利権侵害において、専利権の有効性や専利権侵害判断について当事者間に争いがある場合、専利行政部門が司法判断を待たずに早急に取り締り（執行）を行うことは問題であると考えられる。

知的財産権の濫用となる場合の基準明確化

2021年6月1日施行「専利法」第20条第1項では、専利権の濫用について規定をしている。2022年には独占禁止法の改正、市場監督管理総局による「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定（案）」および「反不正競争法（案）」、最高人民法院による「独占禁止分野における紛争解決規定（案）」が発行されるなど、関連する規定の整備が進展していることを歓迎している。その一方で、明確な規定と予見可能性の高い運用を期待する声も多い。

司法機関・行政機関の期日・期限設定

知的財産紛争において、在外者や意思決定機関が中国外にある当事者、意思決定が中国語以外の言語でなされる当事者（以下、在外者等）は、地理的・言語的負担を強いられることになる。ここで、中国の行政・司法実務においては、当事者の対応期日が期限・期日直前に設定されることが多々見受けられる。このような場合、在外者等は、中国国内にあり中国語で組織内の意思決定がなされる一般的な在内地者に比べ、地理的、言語的に著しく不平等な状況で、困難な対応を求められることになる。このような在外者等の地理的・言語的な不平等を救済するため、十分な期間において期日・期限を設定する国や、当事者からの申し立て等により期日・期限を調整可能とする国もある。中国の知的財産紛争においても、司法機関や行政機関が期日・期間を設定する場合、在外者等に対して、負担軽減の救済策が考慮されるべきと考えられる。

知的財産訴訟における技術調査

知的財産訴訟の専門性や重要性に鑑み、主要3都市（北京市、上海市、広州市）および2021年12月に海南省自由貿易港（海口市）へ知識産権法院が新設されると共に、多くの既存法院において知識産権法廷が設置されてきている。これらの法院や法廷の特徴の1つに、技術調査官制度の導入がある。現在の知的財産訴訟、特に専利関連訴訟においては、技術の高度化・複雑化の観点から、知的財産訴訟制度のユーザーたる当事者の技術調査官制度に対する期待は高く、また技術調

査官制度は近年良く利用されていると認識している。しかしながら、現在の状況では、技術調査官の関与の有無や、関与した内容、技術調査官の心証や意見については、当事者は十分に把握することができない状況である。すなわち、技術的に高度な理解が必要とされる知的財産訴訟案件（専利有効性判断、専利侵害判断）においても、当事者は技術調査官が関与しているかどうか把握できない。したがって、各当事者は明示的には技術調査官に対する技術説明の機会を与えられておらず、技術調査官の見解を直接確認して意見を述べる機会も明示的には与えられていない。また、技術調査官の意見は訴訟に大きな影響を与えるが、当事者は技術調査官の選定に関して関与する機会がない。

実用新案権および意匠権の行使

実用新案の出願・登録は近年急速に増加してきたが、実用新案および意匠権は実体審査を経ないで登録されるため、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。このような無効理由を有する権利は保護価値がないばかりでなく、権利行使がなされた場合は、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強いることとなり、さらに権利の濫用がなされた場合は産業の発達も阻害される。

先使用権制度の運用

企業活動においては、営業秘密として保護するため、または権利化には及ばないとして、研究開発成果の専利出願を行わない場合がある。しかしながら、情報漏洩等により後発的に第三者が同じ内容を専利出願し権利化される場合があり、このような場合に公平性の観点から認められるのが先使用権である。しかしながら、中国の先使用権は、発明ではなく実施製品についてのみ、使用を証明できた時点の製造能力の範囲内でのみ認められるにすぎない。同じ発明を利用した改良製品やその後拡大した製造範囲は先使用権が認められず、公平性の観点から先使用者の保護に欠ける場合がある。

判決の執行

訴訟により、知的財産権侵害が認められた判決を得られても、その履行が十分にはなされない執行難問題がある。強制執行制度はあるが、被執行人が執行通知を拒絶した場合や、財産を隠匿するおそれがある場合等に限られている。また、最高人民法院は、2013年7月に「信用喪失被執行人の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」を公布し、判決不履行者の社会的制裁を行うとし、また、2016年4月に「『2、3年間で執行難の問題を基本的に解決すること』の実行に関する業務要綱」の通知を発行したが、その実効性は不透明である。足元では、2022年6月「中華人民共和國民事強制執行法(草案)」意見募集を行っている。

情報公開

国家知識産権局の審決や知的財産事件の人民法院の判決の公開の促進、および公開促進に向けた当局の努力は評価できるものである。しかしながら、中間判決が未公開であったり、商標局による審決は未だ十分に公開されていなかったりなど、国家知識産権局の審決や人民法院が公開した判決書のみでは内容把握が難しい場合や公開に時間を要する場合が

ある。最高人民法院は、2013年11月に「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」を公布し、裁判文書の公開を進めているが、予見可能性を高めて公平性を担保するためにも、各案件についてさらに迅速かつ適切な範囲で利便性の高い公開がなされることが必要である。

ライセンス技術の保証期間等

技術輸出入管理条例では、ライセンサーに対して技術の完全性や有効性等の保証義務を課しているが、その期間・範囲については明確に定義されておらず、永久に広範囲の保証義務が課せられているとも解釈し得る。これは、外国企業が中国企業に技術をライセンスする場合の障害となり、中国政府が目指す技術取引の進展に影響を及ぼすものである。

懲罰的賠償

2021年6月1日施行「専利法」第71条や2021年6月1日施行「著作権法」第54条等では、知的財産権の侵害に対して懲罰的賠償制度を確立し、知的財産権に対する保護が強化された。これを受け、「北京市高級人民法院による知的財産権侵害民事案件に適用される懲罰的賠償の適用ガイドライン(2022)」、「山東省高級人民法院による知的財産権侵害民事案件に適用される懲罰的賠償の裁判ガイドライン(2022)」が発行され、懲罰的賠償の判断基準などがより明確になった。しかしながら、専利権や著作権においては懲罰的賠償が適用された具体的事例が十分ではなく、依然としてどのような状況がどのように判断されるのが合理的に予測し難い状況となっている。

<建議>

1. 知的財産の適切な保護の促進

(1) 出願権利化プロセス・保護期間の合理化・適正化

① 意匠制度の見直し(建議先: 国家知識産権局)

意匠について、審査主義(実体審査制度)を導入していただくよう要望する。また、遅延審査について現状よりも柔軟な遅延期間の設定を可能とし、遅延期間中の期間延長、および、期間短縮、遅延停止が可能とすること、または、柔軟な公表時期を設定可能な秘密意匠制度を導入することを要望する。また、存続期間を他国と同程度まで引き上げること、自己開示による新規性喪失の例外適用も導入していただくよう要望する。

② 適切な商標審査(建議先: 国家知識産権局)

外国で著名な商標の第三者による出願を排除するため、当該商標の外国における馳名(著名)性、商標標識の顕著性、地域ブランドを考慮した審査を行うとともに、異なる商品役務区分の馳名商標も考慮した類否判断を行っていただくよう要望する。併せて、当該審査について拒絶条文や基準の統一化を図るため、今後の商標法改正や、商標審査審理指南等への追加を要望する。さらに、馳名商標の認定審査および法院審理においては、現在のビジネス形態に鑑み、中国国内でのホームページ閲覧数やインターネット販売数、中国業界団体

との交流実績等の資料を出願人が提出した場合であっても、審査と審理の対象としていただくよう要望する。また、著名な漫画やアニメのタイトルといった他人の先行権利や未登録の馳名(著名)商標等を適切に保護するため、商標審査審理指南を改正し、商標法第13条、第15条および第32条を实体審査の対象としていただくよう要望する。

③ 商標審査における情報提供制度の導入 (建議先: 国家知識産権局)

権利の安定性を高めることは、権利者自身にとっても有益であることから、商標法等において、第三者による情報提供制度を導入していただくよう要望する。

④ 商標審査の延期 (建議先: 国家知識産権局)

先行商標がその存否に関する手続(異議申し立て、無効審判等)に係属している場合には、それを引用商標とする後願商標出願の審査を延期していただくことを要望する。

⑤ 専利権の冒認出願への対策 (建議先: 国家知識産権局)

他人の発明創造を第三者が不正に出願する冒認出願について、専利法には直接の排除規定がなく、専利実施細則に専利権等の帰属について各地域の知財業務を管理する部門が調停を行うことができるとの規定があるのみである。専利権の帰属については当事者間のみならず、社会的な影響を及ぼす虞もあるため、統一的な判断や、真の権利者からの移転請求権の明確化を要望する。

⑥ 特許審査の迅速化・的確化 (建議先: 国家知識産権局)

優先審査制度において、外国企業が実質的に不利に扱われないよう基準の明確化や公平な取り扱いを要望する。特に、2017年8月1日付施行の「専利優先審査管理弁法」第八条第一項および第二項では優先審査請求書に対して國務院関係部門または省級知識産権局の推薦意見記入が要求されているが、このような要件を削除いただくか、推薦基準を明確化いただくことを要望する。また、本弁法第三条(五)では「中国に初出願し外国出願するもの」が優先審査の条件に挙げられているが、この条件を緩和し、中国初出願でなくても外国関連出願が存在すれば優先審査の対象としていただくことを要望する。また、日中特許審査ハイウェイ(日中PPH)については、速やかな正式合意を行うとともに、出願公開前の受理等の条件緩和をしていただくことを要望する。

⑦ 専利出願集中審査についての条件明確化と条件緩和 (建議先: 国家知識産権局)

専利出願集中審査について、2019年9月3日に発表された「専利出願集中審査管理弁法(試行)」第3条の集中審査請求の条件として、(二)国家重点優位産業に係り、または国の利益、公共の利益に対して重大な意義を有することが要求されているが、具体的な基準の明確化を要望する。また、(三)1回の集中審査出願件数が50件を下回らず、かつ实体審査請求の効力が発生してからの期

間の幅が1年を超えていないことが要求されているが、集中審査出願件数が50件の条件を緩和していただくことを要望する。

⑧ 特許請求の範囲や明細書の記載要件および補正制限の緩和 (建議先: 国家知識産権局)

サポート要件等の特許請求の範囲や明細書の記載要件を諸外国のレベルに緩和していただくとともに、特許請求の範囲については、減縮を目的としたものであれば、明細書および図面に記載の範囲内での柔軟な補正や訂正を認めていただくことを要望する。

⑨ PCT出願の適切な国際調査・国際予備審 (建議先: 国家知識産権局)

PCT出願の国際調査・国際予備審査を、出願人が各国への国内移行の根拠とできる信頼性の高いものとするを要望する。

2. 知的財産にかかわる公正な競争環境の実現

(1) 模倣行為抑制に向けた諸施策

再犯防止 (建議先: 国家市場監督管理総局、海関総署、公安部)

國務院の機構改革を契機として、再犯に該当する行為の統一化を図り、中央および地方を含む市場監督管理総局、海関、公安機関による摘発の処罰情報の共有化を要望する。また、再犯行為(同一または異なる権利者に対する複数回の知的財産権侵害行為を含む)に対する厳罰化の法運用を引き続き適切に進めていただくとともに、適時、権利者に再犯か否かの情報を共有いただくよう要望する。海関は侵害認定をした場合、当該侵害品の通関情報の収発貨人に記載された依頼者に関する情報(住所等)を輸送業者から取得し、処理結果を権利者に通知する際、当該依頼者に関する情報を権利者に開示することができる法整備を要望する。

(2) インターネットを介した模倣品販売の対応

① 知的財産保護プログラムの整備強化 (建議先: 国家市場監督管理総局、国家知識産権局、工業・情報化部)

電子商取引法の改正により電子商取引(EC)サイト運営者による知的財産保護プログラムの整備がさらに強化され、模倣品販売サイトや他人の登録商標を不正に使用したサイトの迅速な削除、模倣品業者による偽造注文抑制の仕組みづくり、権利者がサンプル購入・真贋鑑定を行いECサイトに申請等した場合にサンプル購入をした模倣品販売業者の販売データを権利者に開示できる仕組みづくり、再犯抑制の仕組み作りおよびその運用がどのサイトにおいても均一になされるよう関係部門の指導が強化されることを期待する。また、改正電子商取引法の実効性をさらに高いものとするためにも、同法細則の策定および公布を要望する。

② 模倣品の海外流出への対応 (建議先: 海関総署)

海関から権利者へ「確認知識産権侵害状況通知書」が通知される際、真贋鑑定を円滑に行えるように海関が保有する被疑製品の写真等の情報を権利

者と電子的に共有する等、海関と権利者間の情報共有が容易になる施策の検討・実施を要望する。

(3) 知的財産の流通 (建議先: 商務部、科学技術部)

技術輸出入管理条例で定める制限技術リスト (例えば、信号処理技術やドローン技術) について、引き続き、より具体化・明確化いただくよう要望する。

3. 知的財産にかかわる紛争処理の公平化・合理化

(1) 専利権侵害に対する行政権限の適正化 (建議先: 国家市場監督管理総局、国家知識産権局)

専利権の有効性や侵害性について、当事者間に争いがある場合、行政機関は職権等に基づいて決定・執行を行うことは避け、法院との連携を取って司法判断に基づいて慎重に対応していただくよう要望する。

(2) 知的財産権の濫用となる場合の基準明確化 (建議先: 国家知識産権局、国家市場監督管理総局)

専利権の正当な行使が、専利権の濫用により公共の利益または他人の合法的な權益を害すると、安易に判断されることがないように、専利権濫用の判断基準および適用範囲の明確化と予見可能性の高い運用を要望する。

(3) 司法機関・行政機関の期日・期限設定における配慮 (建議先: 最高人民法院、国家市場監督管理総局、国家知識産権局)

知的財産紛争において、地理的・言語的不平等を解消するため、当事者の一方が外国企業・在外者の場合、司法機関・行政機関は相当な余裕を持って期日・期限の連絡を行うこと (例えば最低半月～1カ月前に当事者に連絡して調整)、または、当事者の申し立てにより期日・期限を調整可能とすることを要望する。

(4) 知的財産訴訟における技術調査官制度の拡充 (建議先: 最高人民法院)

技術的に高度な理解が要請される知的財産訴訟案件 (専利有効性判断、専利侵害判断) においては、原則として技術調査官を関与させることを要望する。この場合、技術調査官の選定過程に当事者が関与できるようにし、当事者双方による裁判官および技術調査官に対する技術説明の機会を設けると共に、技術調査官の見解を双方当事者に開示して、双方当事者に意見の機会を与える (技術調査意見の客観性と中立性を担保) ことを要望する。

(5) 実用新案権および意匠権行使時の注意義務化 (建議先: 国家知識産権局)

意匠制度については、上記のとおり審査主義の導入を建議するが、直ちに導入することが難しい場合、実用新案と合わせ、実用新案権および意匠権行使時の評価報告書提出の義務付けを要望する。それが難しい場合も、第三者による評価報告書請求を可能にする等、実用新案権および意匠権共に権利行使に一定の法的外および行政的制限を課していただくよう要望する。

(6) 先使用権制度運用の適切化 (建議先: 国家知識産権局)

先使用権の範囲 (先使用権として実施が許容される対象範囲、実施範囲) を拡大していただくよう要望する。すなわち、発明としての同一性や事業目的の同一性を失わない範囲内での実施形式・実施態様の変更を認めていただくよう要望する。

(7) 判決の執行強化 (建議先: 最高人民法院)

強制執行権の拡大、強制執行不可能時の社会的制裁の強化等により、判決による確定事項を確実に執行する仕組みを作っていただくよう要望する。

(8) 情報公開の促進 (建議先: 国家知識産権局、最高人民法院)

国家知識産権局・商標局の審決および人民法院の判決を終局判決の確定を待つことなく即時に公開していただくと共に、これら資料の電子版を各当局・人民法院のホームページ等から閲覧・取得できるようアクセス性を考慮した仕組みの整備を要望する。また、営業秘密情報を除き、誰でも審査資料、裁判資料の全部資料の閲覧を可能とする制度を設けていただくよう要望する。さらに、重要な情報 (全部もしくは要部) については英語などの他の言語での情報提供も検討いただくことを要望する。

(9) ライセンス技術の保証期間等 (建議先: 国家市場監督管理総局、商務部)

外商投資法第22条では、技術提携の条件は各投資当事者が公平原則に従い協議して確定するとある。技術輸出入管理条例におけるライセンス技術の保証期間・範囲等も、公平原則のもと、当事者間の協議により決定できることを明確にしておくよう要望する。

(10) 懲罰的賠償 (建議先: 国家知識産権局、国家版權局、最高人民法院)

2021年6月1日施行「専利法」第71条や2021年6月1日施行「著作権法」第54条等では、故意に専利権や著作権等を侵害し、情状が深刻である場合、法定の方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。このように懲罰的賠償による賠償金額の変動範囲は大きく、訴訟結果に大きく影響を与える規定となっている。訴訟結果の予見性の確保などの観点から、特に専利法や著作権法に基づいて懲罰的賠償が適用された典型事例の公表によって、倍率適用の根拠や基準を具体的に、かつ、明確にいただくことを要望する。

第7章 省エネ・環境

2023年2月に開催された全国生態環境保護活動会議では、2022年の生態環境質量改善目標の達成が報告され、2023年にはカーボンニュートラルに向けた取り組みや汚染対策をさらに推し進めて行くことが示された。今後も法整備が進むと考えられており、法の実効性を高めるため、情報公開の徹底、監視体制の強化や取り締まりなどの面での厳格かつ公平な執行が求められる。

また、日系企業としては省エネ・環境改善や法令遵守については誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、対応する際に問題点が発生することもあるため、関連業界・企業との情報交換、関係国の政府機関との調整も十分に行うことを要望する。

省エネ・環境問題の現状

2023年の政府活動

2023年3月に開催された第14期全国人民代表大会第1回会議における政府活動報告では、過去5年間の活動の回顧として、GDP1単位当たりのエネルギー消費量と二酸化炭素排出量がそれぞれ8.1%、14.1%低下、微小粒子状物質（PM2.5）平均濃度が27.5%低下、重度大気汚染の日数が50%以上減少し水質汚染改善や土壌汚染対策も進展するなど生態環境の改善と省エネ・低炭素化の進展が報告された。2023年も、GDP1単位当たりのエネルギー消費量と主要汚染物質の排出量の削減、化石燃料消費の重点的抑制と生態環境の着実な改善に取り組むことが提案されている。

大気汚染の現状

生態環境部の発表によると、2022年における大気汚染の状況は中国全体で見ると引き続き改善されている。全国339都市を対象としたPM2.5の1立方メートル当たりの平均濃度は29マイクログラムと、前年比3.3%減、PM10の濃度は1立方メートル当たり51マイクログラムと前年比5.6%減少した。各地域のPM2.5の平均濃度をみると、京津冀および周辺地域は44マイクログラム（前年比2.3%増加）、長江デルタ地域は31マイクログラム（前年と同じ）、汾渭平原は46マイクログラム（前年比9.5%増加）となっており、これまで重点的な対策の取られてきた地域での改善は比較的足踏み状況ではあったが、2013年の平均値（京津冀で106マイクログラム、長江デルタで67マイクログラム）と比較すると長期的には着実な改善が見られる状況となっている。

環境汚染防止に向けたさらなる取り組み

2021年11月に中国共産党中央委員会、国務院から出された「汚染防止戦略の深化に関する意見」では、環境汚

染防止に向けた目標が着実に達成され、生態環境は大幅に改善したことを評価する一方で、主要な地域・産業における汚染問題は依然として顕著で、カーボンニュートラルの実現には困難があり、環境保護の実現にはまだ長い道のりがあるとの見解が示されている。同意見では、2025年までの目標として、GDP単位あたりCO₂排出量を2020年比18%削減、PM2.5の10%減少、水質優良な沿岸海域の比率を79%以上とすること、揮発性有機化合物(VOCs)と窒素酸化物の10%削減、重度の大気汚染日数を1%以内に抑えることなどが掲げられている。

カーボンニュートラルの実現に向け

気候変動対策としてCO₂削減が国際的な政策課題となる中で、カーボンニュートラルの実現に向けた日中協力に対する期待も高まっている。2023年2月には第16回日中省エネルギー・環境総合フォーラムが開催され、エネルギー効率の向上や水素エネルギーの活用などが主要テーマとして取り上げられた。中国におけるCO₂削減等のグリーン市場に日本企業がより効果的に関与・貢献できるように、今後も積極的な関連情報の提供・交流促進が行われることを期待したい。

電力の供給制限

2021年は夏から秋に掛けて各地で電力供給が制限され、工場の輪番停電などにより日系企業の生産にも影響を及ぼす事例が見られた。2022年は全体として前年ほど顕著なものではなかったが、四川省や雲南省など水力発電の占める割合が多い地域を中心として電力制限が行われた。電力制限の背景としては、エネルギー消費の総量や原単位を抑制する政策に基づく規制や、石炭など資源価格の高騰、旱魃や気候変動による水力発電などへの影響が考えられる。突然の電力制限は企業の生産活動・業績に大きな影響を与え、生産設備や取引先への影響も懸念されるものとなる。企業への影響を最小限にするために、電力制限を極力回避する体制づくり、やむを得ず制限をする際には十分な準備時間を持たせた事前通知の徹底など、影響を最小限に留めるよう考慮しつつ制限対象となる事業者選定の公平かつ合理的なルールを構築いただきたい。

環境関連制度の状況と政策動向

2023年の環境汚染対策目標

2023年2月に全国生態環境保護活動会議が開催され、同会議では以下6項目の2023年の重点任務が示された。

- ①「美しい中国」の建設を積極的に実践すること。
- ②グリーン(環境配慮型)なCO₂削減を着実に実践すること。

- ③汚染対策の取り組みを徹底すること。
- ④生態環境の安全を効果的に維持すること。
- ⑤厳格な原子力および放射線安全規制。
- ⑥法律に則った生態環境保護の実施推進。
- ⑦現代的な環境ガバナンス体系の改善加速。

環境汚染対策には、日本企業も誠心誠意取り組んでいくが、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、生態環境部、応急管理部、地方政府当局が企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。

重金属汚染防止規制のさらなる強化

2021年11月に生態環境部から「重金属汚染防止規制のさらなる強化に関する意見」の意見募集案が公表された。同案では中国全土における主要産業の重金属汚染物質排出量を2025年までに2020年比5%以上削減するとの目標達成に向けて、重金属業界にかかわる汚染排出事業者に対して全面的に汚染排出許可制度を実施し、産業構造の調整、監督管理の強化を行うことなどがうたわれている。日本企業はこれまでも環境規制に対応するためさまざまな取り組みを行ってきたところであるが、新たな規制により不合理な負担を強いられたいり操業に影響が及ばぬよう配慮をいただきたい。

電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国版RoHS）

大量に販売される電子情報製品に関して、有害物質の含有量を削減し環境汚染を低減することを目的に2007年から施行されていた「電子情報製品汚染制御管理弁法」（旧中国版RoHS）に代わり、「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」（現行の中国版RoHS）が2016年1月21日に公布、同年7月1日に施行されており、その対象は、電子情報製品だけでなく、白物家電製品、照明機器、電動工具等を含む電器電子製品に拡大され、次のような制度となっている。

- (1) 対象有害物質：鉛、水銀、カドミウム（およびそれぞれの化合物）、六価クロム化合物、PBB、PBDE
- (2) 対象品目：電器電子製品 旧中国版RoHSの電子情報製品に加えて白物家電製品、照明機器、電動工具等の広範囲な電器電子製品に拡大されている（Q&Aで例示や対象外となるものについて説明あり）
- (3) 制度の概要：すべての対象品目に適用される「第1ステップ」と目録により指定された品目が対象となる「第2ステップ」がある。

[第1ステップ]

対象製品の設計および生産時に無毒・無害あるいは毒性や害の少ないもの等を採用し市場に投入する場合、製品あるいは説明書に環境保護使用期限、有害有毒物質の名称、含有量等を注記すること

[第2ステップ]

- ・汚染制御を重点管理すべきものとして製品を指定し、適用除外を除きその製品での有害物質の使用を制限し、含有したものの製造・販売を禁じる

- ・有害物質使用制限について合格評定制度を設け、認証機関による認証の他に、企業の自己適合宣言も認められる制度が構築されており、2019年11月1日より公開された公共サービスプラットフォームに適合情報の報告を行うことになっている。対象品目は2018年3月12日付工業情報化部公告第15号で冷蔵庫、エアコン等12品目が示されている。2023年2月末までの中国版RoHS合格評定制度の公共サービスプラットフォームの登録状況（工業情報化部発表）は、登録企業数計1,288社、合格評定資料の登録数計1万5,789件、関連製品登録数計2万3,913件となっている。

中国版RoHSでは、対象有害物質の追加（フタル酸エステル4物質）に関する法改正および関連標準の改訂が検討されているが、2022年12月12日にオンラインで開催された「日中電機・電子製品環境フォーラム」にて両国産業界の意見交換が実施され、今後もこうした交流の継続が期待されている。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（中国版WEEE）は、廃家電のリサイクルの促進を目的として2009年に公布され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目を対象に2011年1月1日から施行されたものである。このリサイクル制度は、対象製品の生産者および輸入業者がリサイクル基金を納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金が支給されることにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みである。

対象製品は当初の5品目に加え、2015年2月に温水器、レンジフード、携帯電話、複写機、プリンター、モニター等が追加されて14品目となり、追加品目については2016年3月から実施されることとなっていたが、2021年4月から実施の改定リサイクル料金表（財税[2021]10号）においても追加対象品目の詳細な定義、賦課金の徴収基準、補助金の額等が示されておらず、賦課金徴収等は開始されていない。

リサイクル工場に対する補助金については、リサイクル事業者が補助金申請後、交付が約1年以上遅延しているなど、制度の仕組み自体に改善を要する事項が残っている。

石綿の混入防止・管理

日本では、クリソタイルを含むすべての種類の石綿および石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製品の輸入が禁止されているが、2020年12月以降、中国で製造された珪藻土を主たる原料とする製品に石綿（クリソタイル）が0.1%を超えて含まれていた事例が複数確認されている。

天然鉱物である石綿は、特定の鉱物の中に不純物として微量混入していることも多く、製品中への石綿の含有を防止するためには、製造者等が製品の製造過程等において原材料における石綿混入の有無の確認を、分析試験を行う等により主体的に行うことが必要である。

他方、中国において、試験結果が国際的に認められるISO/IEC17025認証（CNAS認証等）を受けた石綿含有分析が可能な試験所は数少なく、輸出製品の産業チェーン・サプライチェーン上の企業において、石綿含有状況を把握・管理

することが困難な状況である。トレーサビリティが不明なままに、あるいは意図せず石綿が混入し、日本等の石綿を禁止する国に石綿を含有する製品や原材料を中国から誤って輸出するおそれがあることは事業活動上の大きなリスクとなっている。

<建議>

- ①中国各都市における環境汚染は年々改善されているものの、大気汚染、水質汚染、土壌汚染などの環境問題への対策が引き続き求められる。中国の環境問題改善のためには、生態環境部および各省・市のプロジェクトへのさらなる日系企業の参加とその技術・設備の導入・普及が寄与することが期待される。優れた製品や技術を普及させる観点から、プロジェクトに関する情報を早期に公示するなど、企業が申請や提案を検討するための十分な時間を持てるようにすることを要望する。
- ②2015年1月から施行されている環境保護法等によって、法令違反をした企業に対する罰則は強化されている。日系企業が法令遵守を適切に行うにあたり、当局による監視や取り締まりなど執行面において、担当者との恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。
- ③生態環境部等において省エネ・環境関連の政策・法律・計画の策定をする際、外資系企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めるとともに、実施細則等の規制の整備や解釈の明確化、問い合わせ窓口の明確化が引き続き必要である。また、新たな規制を執行する際、地方毎、局毎のGB、DBとの統一性を持たせうえで、既存設備への適用については、企業の能力を考慮しながら猶予期間・経過措置を設けるなど、必要な配慮を要望する。
- ④危険廃棄物について、資格のある業者への委託処理が必要となるが、業者の処理能力が不足しており、また、市外への持出処理については「中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法」等により受入地での承認が必要となっていることから、企業活動に影響を与えている。そのため、「国家危険廃棄物目録」に記載の危険廃棄物の区分別に処理ニーズ把握を行い、需要のある区分・地域に処理業者を早急に誘致し、市外、省外移転の審査手続をできるだけ簡易にすると同時に、危険廃棄物自社リサイクルへの規制緩和・奨励策の導入について要望する。
- ⑤2021年から全国排出権取引市場における取引が開始され、今後対象となる業界の範囲が広がられる予定であるが、関係事業への影響につい

での予見性、蓋然性を持つことができるよう、今後とも外資系企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めることを要望する。

- ⑥CO₂排出削減に向けたエネルギー消費コントロール政策等を背景として、急な電力制限指示が常態化し企業活動にも大きな支障・機会損失が生じている。停電実施の際の通知の早期化、スケジュールや削減目標の可視化、一律の目標を課すのではなく環境貢献度の高い企業への制限免除や企業生産・経済成長の支障とならない目標設定、需要に合致した安定的な電力供給を要望する。
- ⑦CO₂排出削減のためには再生可能エネルギーの活用も重要であるが、2018年には導入にかかわる補助金が一部削減され調達・活用が以前より困難となった。今後も活用促進のため再エネの使用を拡大する企業に対する税制優遇策など各種奨励策を要望する。また、電力制限に対応するための発電機リースや自然エネルギー導入、エネルギー効率向上に向けた高効率設備導入に対する補助金の拡充を要望する。
- ⑧多様な再生エネルギー調達ルートを構築し、容易に利用できる且つ合理的な価格の再生電力を提供し、電力業界で再生エネルギー推進を含むグリーン改革を実現するため、例えば、国際再生エネルギー証書 (I-REC) と中国政府が承認する再生エネルギー証書 (GEC) の相互承認を要望する。また、積極的に再生エネルギーを導入するなど、カーボンニュートラル実現に向け先進的な取り組みを実現した企業に対し、税金面優遇や表彰など奨励策の実施を要望する。
- ⑨2020年9月に、モビリティ分野で2025年までにモデル都市群（北京市、上海市、広東省、河北省、河南省等）へ奨励金を支給すること（都市群当たり17億元）を発表している。奨励金の金額算定指標の細かな発表はあるものの、外資企業として当該奨励金を検討・申請する際の具体的な対応方法が明確に分からない。水素ビジネスは日中の協業が有望視される1つの分野でもあり、当該奨励金を含めて実施規則・外資企業の対象有無等、外資企業への詳細説明を要望する。
- ⑩CO₂排出削減をより積極的に進めていくため、省エネ、再生エネルギー、CO₂回収、DX等を行政と企業連合が積極的に推進するための窓口の設置、外資系企業を含めた連携・合作のよりいっそうの推進を検討いただくよう要望する。
- ⑪電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国版RoHS）
 - ・2019年7月の「中日RoHS国際フォーラム」において、日系電機電子4団体より、合格評定制度のFAQ発行の建議を行った。しかし2023年1月時点で策定動向が把握できない。中国RoHS公共

サービスプラットフォームが2019年12月に正式に稼働し、電器電子製品の有害物質使用制限合格認定情報を統一的に管理し、合格認定結果を公開されている。2023年2月末現在、1,288社の企業がプラットフォームで合格認定情報1万5,789本をアップロードしており、製品数計2万3,913件に及んでいることからFAQの今後の公開に伴い、今まで登録したものに修正・追加が起こると大きなコストが生じること、また、そのようなリスクを抱えた状態は不安定であるため、早期のFAQ公開について引き続き建議する。さらに、フォーラム時の建議における電池の取り扱いについても、引き続き検討をお願いしたいと考える。

- ・今後の達成管理目録の収載追加や、対象物質および規制値として、「国が定めるその他の有害物質」との記載があることから、引き続き日本の電機電子4団体と工信部の間で、交流を継続していただくことを建議する。

⑫ 廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版 WEEE）

- ・リサイクル制度において、処理基金の徴収額の設定（決定）根拠、処理実態、補助金の支給やその他の基金使途の状況について不透明であり、公平性を確保するために公表を要望する。
- ・対象品目が追加され、2016年3月1日から適用されることとなったが、これらの追加品目を含め、品目の対象とその徴収基準額が処理実態を反映させ、公平性を確保するために、品目毎に基金が管理されること、また、その実態に合わせて補助金額や徴収金額の見直し、対象品の削除も含めて対象品目の見直しが適切に行われるよう要望する。
- ・また、当該制度に参加している事業者間の公平性を確保するためにも、認定リサイクル事業者への補助金の支払いが速やかに行われるよう要望する。

⑬ 固体廃棄物汚染環境防止法（拡大生産者責任（EPR）制度）

固体廃棄物汚染環境防止法に規定される拡大生産者責任（EPR）制度について、既に実施されている中国版WEEEとの関係で二重規制となることを避ける等、事業者にとって過度な負担が生ずることのない制度とすることを要望する。また、制度設計に当たっては、外資系企業を含む関係者の意見を十分に取り入れていただく機会を設けることを要望する。

- ⑭ 2020年に実施されたVOC規制（7つのGB規格）に関し、VOCs等の有害物質排出数値の低い生産企業もしくは十分な対策を取っている企業に対し操業制限措置が免除される施策が打ち出されたことは評価するが、対象企業に認定されるための費用が負担となるため軽減策を求めたい。

- ⑮ インキ中の一部重金属の限量（油墨中部分重金属の限量）につきWTO/TBT通報がされているが、インキは用途が広範囲で且つサプライチェーンが長く複雑なため対応準備に時間が掛かる。今回の標準案に対しても関係先と十分な協議を行い、2年以上の猶予期間を確保いただくよう要望する。

- ⑯ 輸出製品の石綿の混入を適切に把握・防止できるよう、天然鉱物を原材料とする製品を製造する企業の石綿管理対策を促進するとともに、ISO/IEC17025認証（CNAS認証等）を受けた石綿含有分析を行う機関をさらに育成するための制度の整備・充実について必要な施策を実施するよう要望する。

- ⑰ 石綿含有品の輸出入リスクをいっそう防止するため、今後、「石綿の使用における安全に関する条約」（ILO第162号条約）の批准を行うとともに、先進国と同様に、クリソタイルを含む全ての種類の石綿について、0.1%を超える石綿の含有を禁止するための措置を講じていくよう要望する。

- ⑱ COP15で「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されているが、生物多様性保護はグローバル的な問題点として注目されていると同時に、資金面や技術面ではさまざまな課題を抱えている。一部日系企業では「協生農法」のような生物多様性保護技術を活用した取り組みを行っているところだが、今後も外資企業との生物多様性保護技術の交流や技術導入を促進、税金面での優遇政策など政策面および経済面の優遇政策を要望する。

第8章 技術標準・認証

國務院は2015年8月に「標準化事業の改革深化にかかるプランの徹底実施のための行動計画（2015～2016年）の通知」（以下「行動計画の通知」）を發表し、また同年12月には、「国家標準化体系構築發展計画（2016～2020年）」を發表した。この標準化事業にかかる改革は、標準化の全体調整のための仕組みづくりのほか、①国、業界、地方のそれぞれが制定している強制的標準規格の統合と簡素化、②推奨標準規格の統廃合・重複排除などの改善と産業・技術の發展状況に適合しない標準の見直し、③学会、協会、商会、連合会といった民間の組織や産業技術連盟などの標準化団体による標準規格制定の奨励、④企業標準規格の規制緩和と活性化、⑤標準規格の国際化レベル向上、などがまとめられている。

外資企業の中国における標準化活動への公平な参加に関しては、2017年11月に「外商投資企業の中国標準化作業への参加に関する指導意見」が公布され、中国の標準化活動において外商投資企業も内資企業と同等の待遇を得るとの方針が示された。また、2019年3月15日に全人代で可決・成立した外商投資法の第15条においても外商投資企業の標準化活動への平等な参加を保障することが盛り込まれた。

新規標準化法の概要

新規標準化法では、標準の制定機関によって標準を国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、企業標準に分類している。

国家標準

国家標準とは、全国の経済、技術發展に重要な意義を有し、國務院標準化行政主管部門が批准して公布し、全国で統一的に適用する標準としている。また、国家標準は強制標準、推奨標準に分けられている。

強制国家標準

強制国家標準は、人身健康および生命財産安全、国家安全、生態環境安全および経済社会管理の基本的な需要を満たすために制定され、対象範囲内の製品やサービスなどに強制的に適用されている国家標準とされている。もし製品やサービスなどが強制国家標準に合致していない場合は製造・販売・輸入または提供・供給を行ってはならない。

強制国家標準は國務院、または國務院が授権した機関の批准後に公布される。

推奨国家標準

推奨国家標準は、基礎・通用の必要に応じて、または強制国家標準とセットで、あるいは各種関係業界に指導的な役割を果たす必要な技術要求を満たすために制定された国家標準と

されており、対象範囲の製品やサービスに強制的には適用されていない。通常、推奨国家標準は企業に強制的な拘束力がなく、企業が自主的に選択して採用するが、企業が推奨国家標準の採用を選択した場合は当該企業の製品やサービスは当該推奨国家標準の拘束を受ける。

業界標準

業界標準は、推奨国家標準が制定されておらず、関連業界範囲内で統合すべき技術的要求を満たすために制定された基準である。新規標準化法の実施前に制定された業界標準は強制標準および推奨標準があるが、新規標準化法の実施後に制定する業界標準は全て推奨標準になる。

業界標準は國務院関連行政主管部門が制定し、國務院標準化行政主管部門に届出する。

地方標準

地方標準は、地方の自然条件、風習などの特殊な技術的要求を満たすために制定される標準を指す。新規標準化法の施行前に制定された地方標準は強制標準および推奨標準があるが、新規標準化法の実施後に制定する地方標準は全て推奨標準になる。

地方標準は省、自治区、直轄市、区を設置している市（批准後）の人民政府の標準化行政主管部門が制定し、國務院標準化行政主管部門に届出し、かつ國務院標準化行政主管部門が國務院関連行政主管部門へ報告する。

団体標準

団体標準は、学会、協会、商会、連合会、産業技術連盟等の社会団体が関連市場主体と共同で、市場およびイノベーションの需要を満たすために制定する標準とされる。団体標準は、新規標準化法で新たに定められた標準であり、新規標準化法の実施前には団体標準は存在していない。

団体標準の制定については事前に行行政許認可を得る必要がなく、社会团体や産業技術連盟が自主的に制定して公布することができる。國務院標準化行政主管部門と國務院関連行政主管部門は共同で団体標準の制定に対してその規範化、指導、監督を行う。

企業標準

企業標準は、企業の社内で統合を必要とする技術的要求、管理的要求および業務的要求を満たすために制定される標準とされる。国家は、企業が国家標準・業界標準・地方標準より高く、競争力を有する企業標準を制定することを奨励している。

企業標準は企業が制定し、企業の法定代表者または授権された主管責任者が承認して公布する。

中国における標準化活動における外資企業の参加

2017年11月に国家標準化管理委員会、国家發展改革委員会、商務部は連名で「外商投資企業の中国標準化作業への参与に関する指導意見」を公布した。当該指導意見では、外商投資企業（外商投資企業は、中外合弁企業、中外合作企業および外商全額出資企業であって、海外の企業またはその他の海外の経済組織が中国国内に設置した支店機構を含まない。）は中国の標準化活動に参加する場合、内資企業と同等の待遇を得るとされている。これにより外商投資企業は

- ① 国家標準の起草活動と国家標準の外国語版の翻訳活動への参加、
- ② 全国専門標準化技術委員会（サブ技術委員会、活動グループなどを含む）に委員または観察員として参加、
- ③ ISOの関連活動への参加などが可能であると規定されている。

また、2019年3月15日に全人代で可決・成立した外商投資法の第15条においても外商投資企業の標準化活動への平等な参加を保障することが盛り込まれた。

なお、国家市場監督管理総局が2023年4月19日に発表した「中国標準化発展年度報告(2022年)」によると、2022年に全国専門標準化技術委員会に新たに参加した外商投資企業の委員は752人であった。また、792項目の国家標準においてISO、IECの国際標準が採用された。このほか、2022年には省エネ・低炭素排出、設備製造、サービス業等の分野における335項目の国家標準の外国語版が公布された。

標準に関わる特許に関する規定

国家標準化管理委員会と国家知識産権局は、2013年12月19日に「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」を制定し、2014年1月1日より施行した。これは、国家標準の管理業務を規範化し、イノベーションと技術の進歩を奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者および関連権利者の合法的権益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障するための規定であるとしている。その後、当該規定の実施規則として、2014年5月1日から、推奨標準であるGB/T2003.1「標準制定の特別手続第一部分：特許に関わる標準」が施行されたところ、当該規定の今後の運用について注視していくことが重要である。

また、標準必須特許の扱いについては、最高人民法院から公表された2016年4月1日から施行された「専利権侵害紛争事件の審理における法適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈（二）」の第24条に記載されているほか、國務院反独占委員会（当時）が2017年3月23日公表した「知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン」においても検討がされている。その後、同ガイドラインの進展はないところ、国家市場監督管理総局から公表された「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定」（2019年9月1日施行）では標準必須特許に関する規定が期待されたが、独占禁止行為一般への言及に留まるものであった。引き続き、同ガイドライン策定の動向を注視する必要がある。

個別事例（情報セキュリティ・商用暗号関係）

情報セキュリティに関する法規整備

中国政府は近年、「サイバーセキュリティ法」（2017年施行）、「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」（ともに2021年施行）のいわゆるデータ三法を整備したが、2022年9月にはサイバーセキュリティ法の改正に関するパブリックコメントを行い、アップデートも進めている。

これと並行して、下位法令についても、「サイバーセキュリティ審査弁法」（2020年6月施行）を2022年2月に改正したほか、データの国外移転に関する諸要件や認証手続を規定した各規則の整備が積極的に進められた。2022年9月に「データ越境移転安全評価弁法」、11月に「個人情報保護認証実施規則」、12月に「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン個人情報越境処理活動安全認証規範V2.0」、2023年1月に「工業・情報化分野データセキュリティ管理弁法（試行）」がそれぞれ施行された。また22年6月にパブリックコメントが実施された「個人情報越境移転標準契約弁法」は、23年2月に公布され、6月から施行される予定である。

このように、上位法であるデータ三法の下位法令についても徐々に制定が進みつつある状況である。今後は、各地域、各部門が制定するとされる重要データのリストの正式な公表等が待たれるところ、引き続き下位法令を含む関連法令の制定動向が注視される。

関連標準としては、全国情報安全標準化技術委員会より、2022年1月に「重要データ識別ガイドライン」、3月には「重要データ識別規則」のパブリックコメントがそれぞれ実施されるなど、各サイバーセキュリティ関連標準の整備も進められている。

商用暗号に関する法規整備

1999年に導入された商用暗号管理条例では、海外で生産された暗号化製品の中国への持ち込みや使用についても申請・許可が必要とされ、また、その対象製品は暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器およびソフトのみに限るとされていたものであったが、国家暗号管理局は、この商用暗号管理条例を改正すると2011年に声明を發出していたところである。この法改正の動向については、2017年4月および2019年7月に「中国暗号法草案」として2度のパブリックコメントが行われ、2019年10月に公布、2020年1月より施行された。また、2020年8月には、商用暗号管理条例修正草案のパブリックコメントが実施された。

中国暗号法においては、規定の1つとして商用暗号が位置づけられ、商用暗号製品の販売・提供に当たり、資格を有する機構による検査・認証を受けることが求められている。また、当該検査・認証について、サイバーセキュリティ法で規定される検査・認証制度の適用・制度の重複回避や、国による検査機構へのソースコード等の専有情報の開示要求の禁止が規定されている。

<建議>

標準化法改正により、強制標準の国家標準への一本化、団体標準の制定、各種標準間の整理、統廃合の取り組みといった制度改善に向けた進展があったことは評価できる。また、2017年11月に公布された「外商投資企業の中国標準化作業への参与に関する指導意見」（以下「外商投資企業標準化作業指導意見」）、2020年1月に施行された外商投資法第15条、2020年6月に施行された強制国家標準管理弁法第52条等において外商投資企業の標準化活動への平等な参加を保障することが盛り込まれたことは評価できるが、実態的な運用面でこの法律の精神に則った運用が保証されることを望む。

サイバーセキュリティ法に関する説明会も実施されており説明する努力は認められる。引き続き、国際的にオープンな形で透明性を高め、公平性を確保し、イノベーションを阻害し兼ねない制度や運用が改善されるべく、下記を要望する。

<透明性の向上、公平性の確保（※制度設計プロセスへの要望）>

- ① 国家標準の解釈や制度運用による混乱を防ぎ、認証、試験等にかかわる、さらなる手続透明化と合理化を図ることを要望する。
- ② 国家標準、業界標準などの公的標準策定プロセスにおいて、例えば会員資格、会員費用などを内資・外資で区別されることが依然見られるなど、標準工作组によって運営方法が統一されておらず透明性に欠ける。「外商投資企業標準化作業指導意見」が公布され外商企業と内資企業が標準化活動で同等の待遇を得るとの方針が示されたことは高く評価するが、この方針に則った対応が徹底されるとともに、標準化活動にかかる策定・改定過程は、公開を原則とし、外国企業の標準化技術委員会や標準化策定工作组などへの参加を中国企業と同等の条件とするなど、外資企業の参画も容易にすることで透明性と公平性を高めるよう要望する。
- ③ 強制標準や認証等の実施に当たり、企業に影響を与える規定や内部書簡、解釈、説明会の開催情報と一般的な質疑応答（FAQ）等に関する情報は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけでなく、関連する全ての機関・部門のホームページ上に即時かつ正式に公布するよう要望する。また、新規分野などについて、標準策定部門の早期明確化、提案窓口一本化に努めていただくよう要望する。
- ④ 標準の公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るよう要望する。特に強制標準については、公に誰もが入手可能となった日を起算日として、1年から3年程度の猶予期間を確保するべきである。また、強制標準の実施に伴って企業が対応措置を取る際に、並列標準が未公布であることにより、強制標準の実施日前に対応が完了できないことがある。強制標準とその並列標準については同時に公布するよう要望する。

<イノベーションの基盤として（※標準内容への要望）>

- ⑤ 一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や目標値、理想値のような高い数値設定が見受けられる。過度なスペックや、過度に詳細化した標準の策定は避けるよう要望する。技術水準や社会状況が考慮されない標準は、技術進歩や自由な競争を阻害しかねず、イノベーションを進める中国の政策の方向性にも反する。
- ⑥ 推奨標準の扱いについて、法令法規で引用されることにより強制化している懸念がある。標準作成を検討する際、事前に制度との関係が説明される仕組みの構築を要望する。

<情報セキュリティ認証制度>

- ⑦ 中国サイバーセキュリティ法を始めとするデータ関連法令に関し、その具体的な内容を定める弁法、細則、標準等は、徐々に策定が進みつつあるが、未だ未制定のものや意見募集段階のものも多い。これらの制定プロセスにおいて、外資系企業を含む関係者の意見を取り入れるとともに、クラウドサービスなどの新しいビジネスの発展を妨げたり、外国製品やサービスを差別的に取り扱われることがないよう、制度の制定や運用面での配慮を要望する。また、施行に際しては必要な事前のガイダンスの提供や十分な対応期間の確保および円滑な施行に向けた関係政府部門間での調整・連携を要望する。
- ⑧ 各制度の運用面においても、企業が法令遵守を適切に行うことができるよう、解釈の明確化、十分な準備期間の確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答および説明会の開催等、予見可能性を高める改善を要望する。
- ⑨ 個人情報や重要データの国内保存義務・国境移転制限（データローカライゼーション）規制は、グローバルな企業活動を阻害する恐れがある。データの流通は信頼に基づき自由に行われることが重要であり、データセキュリティにかかわる政策は、2019年6月のG20大阪サミットで提唱された「データフリーフローウィズトラスト（DFFT）」のコンセプトに基づき策定されることを要望する。
- ⑩ データ越境移転安全評価弁法では、法令で定められた要件を満たすデータ処理者は、事前にリスク自己評価を行った上で、当局にデータ越境移転安全評価を申告する必要があるが、その要件として挙げられている「重要データ」や「基幹（重要）情報インフラ運営者」が何を指すのが不明瞭であることから、具体的な例示を細則などで示すよう要望する。
- ⑪ 中国暗号法に基づく制度運用について、商用暗号管理条例改正の検討に際しては手続の透明性、公正性を確保し、日本の産業界の意見に十分に配慮することを要望する。

第9章 物流

コロナ禍3年目となる2022年は2月の北京冬季オリンピックに始まったがバブル方式による開催となり、3月末から2カ月以上に及ぶ上海ロックダウン、継続するゼロコロナ政策により消費は低迷、国家统计局公表による実質GDP成長率も3.0%と2021年の8.1%と比べて大幅に鈍化した形となった。

物流面では各社BCPプランに基づき試行錯誤しながら上海を迂回する輸送ルートを構築して対応した。12月になると大都市を中心に感染者が拡大し、新型コロナ防疫措置の調整により、検査・隔離措置が大幅に緩和されたこともあって、一気に感染者が急増した。一時的には物流面でも人員不足になる場面が見られたものの、荷主企業も従業員の感染で生産活動が停滞したこともあり、約3週間で8割以上が感染済みとなり収束に向かった。

2023年の年明けからは人の往来制限も緩和され、貨物への消毒作業も撤廃されており、生産活動の復興と貨物輸送スペース供給の回復が期待される。

経済環境

表1: 2022年の中国の対世界貿易総額および国・地域別貿易額 (単位: 億ドル)

	輸出		輸入		輸出入合計	
	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)
日本	1,729	4.4	1,845	△10.2	3,574	△3.7
米国	5,818	1.2	1,776	△1.1	7,594	0.6
EU	5,620	8.6	2,854	△7.9	8,473	2.4
ASEAN	5,673	17.7	4,081	3.3	9,753	11.2
アフリカ	1,645	11.2	1,175	11.0	2,820	11.1
対世界合計	35,936	7.0	27,160	1.1	63,096	4.4

出所: 税関総署

2022年の貿易総額は前年比4.4%増加、輸出入別では中国からの輸出が7.0%、中国への輸入が1.1%の増加となった。2021年の輸出入とも50%を超える前年比増加率と比べると鈍化こそしているが、コロナ禍終盤での中国各地におけるロックダウンを経た数字であることを割り引いて見ても一定の取引があったことを知ることができる。

米中両国にて2018年7月以降追加関税の応酬を展開してきた米中貿易摩擦により、ASEAN、アフリカとの貿易総額の比率が相対的に増える傾向は前年に続いて顕著にみられる。2023年に入り、1月にフィリピンのマルコス大統領、2月にカンボジアのフン・セン首相の訪中など、外交的にもASEANとの関係強化がうかがわれる。

表2: 2022年の中国の輸送モード別貨物輸送量

輸送モード	貨物輸送重量 (単位: 億トン)		貨物回転量 (単位: 億トン・キロ)	
	重量	前年比 (%)	回転量	前年比 (%)
鉄道	49.8	4.4	35,945	8.1
道路	371.2	△5.5	68,958	△1.2
水運	85.5	3.8	121,003	4.7
民間航空	0.06	△17.0	254	△8.7
合計	506.56	△14.3	226,160	2.9

出所: 交通運輸部統計

物流情勢

2022年は3月から5月にかけて上海ロックダウンにより中国への輸送ルートに大きな変更を余儀なくされた。

海上貨物輸送について、交通運輸部統計による中国主要港湾の2022年の貨物取扱量は(11月まで)143億1,000万トンで対前年同期比0.7%の増加にとどまった。月ごとの対前年比増加率では上海ロックダウンの始まりに伴い、3月にマイナスに転じ、9月以降プラスに戻った。同じく国際貨物は46億728万トンで通年の対前年比は1.9%の減少、コンテナ貨物量は通年で2億9,587万TEU、対前年比は4.7%の増加であった。

国際海上コンテナ輸送では特に中国発欧米向け遠洋航路の運賃がアジア向け近海航路と共に下落した。SCFI (Shanghai Container Freight Index=上海発輸出コンテナ運賃の指標)では、2022年1月に5,000超えを記録して以降下落し続けている。米国では流通大手や家具業界など、米国の輸入大手荷主が在庫の積み増しができたことにより発注を止めたことで需給が緩み、米国中西部向け貨物は混雑する西海岸を回避し、東海岸向けに切り替える荷主が増えたことで西海岸の本船沖待ちが解消し、公開定時制が回復したこともスペースをだぶつかせることとなった。欧州向けではロシア・ウクライナ戦争による原油調達懸念から電力価格が高騰したことにより購買力が低下し、海外発の調達需要が減ったことが要因となっている。欧米向けは主要船社がアライアンスを形成し、大型船を投入しているため、本船の他航路への振替など供給面の調整を臨機応変に行うことが困難な状況にある。

航空貨物輸送では、前年に続き、中国を発着する多数の国際旅客便が引き続き運休、旅客便ダイヤを利用して旅客を乗せずに貨物のみを搭載することも行いつつ、貨物専用機による輸送を中心に航空貨物需要に応じて供給スペースを調整しながら運用、航空会社主導でのマーケットが維持された。しかしながら世界各地で感染防止から経済復興へ

のシフトチェンジの動きがみられた2022年第4四半期以降、中国内でもこの動きを先取りするかのように値下げの兆しがみられるようになった。航空運賃も海運市況に追随する形で2021年12月をピークに輸送単価は下がりつつあり、2023年1月以降の旅客往来から始まった緩和を受け、まだまだ2019年以前の運行状況には戻っていないものの、今後の復便の動きを見越した単価下落は継続している。2019年9月に開港した北京第二の空港大興空港はコロナ禍で国際線の運航がなかったものの、2023年に入り再び国際旅客便の就航が予定されている。貨物の運用についても本格的に検討が必要となるが、現時点ではフォワーダー倉庫の開設を予定している業者はなく、今後貨物での活用方法が注目される。

2022年12月の感染拡大局面では中国内でPCR検査体制が維持できなくなったことを受け、急速に抗原検査キットと解熱剤、風邪薬の需要が高まることとなった。本来検査キットは医療機器、対処療法用の医薬品も正規の輸入手続には指定された輸入者による登録番号の取得を必要とするが、多くの日本企業においては2020年春のマスク不足の時と同様に中国現地従業員支援の目的で緊急輸送の引き合いが急増することとなった。個人向けギフトとしては一定の金額、容量の範囲内で輸入できる行郵税という制度があるものの、この期間中国国際宅配便や国際郵便によるこれらの支援物資輸入も止められ、必要な時期に必要な人に支援物資を届けることができなかつたことは今後も起こりうる感染症の拡大への備えとして課題となる。

トラック輸送では、各地で発生したコロナ市中感染によりその対策として地域封鎖とそれに伴う交通規制に影響を受け、国内の経済活動にも大きく影響が出た。自動車貨物の取扱量は2022年交通運輸部の統計から、371億1,928万トンで対前年比5.5%の減少であった。

鉄道輸送は、2022年も21年に引き続き増加しており、交通運輸部統計による通年の貨物総量は49億8,424万トンで対前年比4.4%の増加となった。都市のロックダウンにおいても比較的安定して決められた運航スケジュールで輸送できることが、環境への関心の高まりとともに認知されたことにより増加したと考えられる。

「一帯一路」政策の象徴である「陸のシルクロード」の国際鉄道輸送ルートである中国～欧州間の「中欧班列」は、2011年の運行開始以来2022年1月には累計運行本数が5万本に達したとされている。2022年8月21日には前年より10日速いペースで年初からの運行本数が1万本を超えたとされ、2022年末までに1万6,000本が運行され、2021年の1万5,500本に比べ、3.2%増加となっている。

2022年2月末から始まったロシアによるウクライナ侵攻により、欧州各国や日本の企業はロシアを経由する中欧班列の利用を回避することとなり、利用していないにもかかわらず、運行本数が増えている背景には中国とロシア間の輸送で利用されているものとみられる。ロシアを回避する鉄道輸送ルートとしてカザフスタン、一部カスピ海を船舶に利用して再度鉄道でイスタンブールを経由するルートの開発に日本の国土交通省も補正予算を計上し、支援する動きもみられ

るが、2022年は海上輸送運賃の下落もあり、安定した輸送ルートに日系企業の貨物は流れ、鉄道離れが進んだ。

一方で中国のASEANとの貿易が増えるにつれ、タイからラオスを経由して中国への鉄道輸送が注目され始めている。現時点ではまだ一部トラックへの積替えが必要な部分もあり、リースコンテナの管理など、課題も多いが、中欧班列に加えて新たな鉄道輸送ルートとして今後の開発が期待される。

各分野で情報のデジタル化が推進されてきているが、貿易・通関分野では段階的に貿易・通関業務のペーパーレス・EDI化・貿易関係行政部門とのデータ連動等のデジタル化が通関制度改革と一体で進展している。全国統一の「通関一体化」システムは、各通関プロセスの業務効率化・迅速化・低廉化を実現させている。他方、HSコードに紐づく他法令確認を示すコードについて、現場運用レベルでは依然として地域による対応の差があり、さらなる統一運用が望まれる。

2008年4月に施行された税関企業分類管理弁法で始まったAEO制度であるが、これまで政府より積極的導入推進が求められてきており、2011年以降3回にわたる見直しが行われている。直近の趨勢を見ると認証基準に対して得られるメリットが限られることから2018年の認証企業3万6,976社に対し、2020年は2万8,860社に、21.7%減少しており、コロナ禍で防疫の観点から更新時の監査も行われない状況が続いていた。今後、税関による各企業への定期監査が再開されるにつれ、各企業の動向が注目される。

日本においては、物流DX（デジタルトランスフォーメーション）が総合物流施策大綱（2021年～2025年度）で提起されているが、中国に比べ、日本の対応は出遅れている状況にある。2015年以降拡大し続けている越境ECの分野でも日本発中国、中国発日本向けのサービスでは共に元々物流企业ではない、中国系プラットフォーム企業主導によるサービスが構築されている。日本の宅配コストの上昇は中国企業にとっても関心事となっており、日本の宅配各社も置き配の推進で再配達頻度を下げるなどの企業努力は行っているが、長年の商習慣を変えていくには時間がかかり、日中間で使用される宅配ラベルの共通化、商品DBの通関における相互利用など、新たなアイデアで省力化することが今後のカギとなる。

<建議>

- ① 空港や港のCFSにおいて取扱される輸出入貨物は、施設置き場の汚濁、雨漏り等の整備不良や指定業者の手荒なハンドリングによるダメージのほか、税関検査時での商品の汚損・紛失、検査後の梱包不良などの問題が依然として頻発している。また、一部の空港貨物施設では、貨物荷受けエリアにおける搬入混雑に加え、雨天時のウェットダメージ対策も課題としてあることから、検査時の荷役品質の改善と貨物施設および周辺の整備、また、物流業者による立ち入り・立ち合い規制の緩和を要望する。

- ② コロナ禍において抗原検査キット、解熱剤といったOTCのニーズが2022年12月に一時的に高まった。本来個人輸入として行郵税方式による輸入では医療機器、医薬品の通常の手続による手順は省略できるものと理解しているが、政府指示により行郵税による輸入ルートが断たれた経緯がある。今回の事例は日本企業が自社現地法人の従業員を守るために緊急措置として輸送しようとしたものであり、緊迫した状況下で転売目的に輸送しようとしたものではないことは明らか。個人使用として認められる範囲のものは、人道的な観点からも、行郵税方式での輸入ルートを当局が恣意的に開け閉めすることが無いよう、安定的な運用を要望する。
- ③ 通関一体化により検疫部門と税関が統合され、通関手続の迅速化が認められるも、全国的には運用が統一されていないケースも未だ散見される。HSコード表に付随する規制管理コードは同じでも実際には異なる説明資料を要求される事例がみられる。また、税関の規定変更等の通知が事前ではなく、適用当日、あるいは、適用後に内容が判明することがある。規定変更等の重要な通知は事前に、書面あるいはウェブ告知による判り易い内容でいただけるよう要望する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、冷蔵・冷凍品の輸入食品の実務運用に混乱が見られた。今後も季節性インフルエンザ同様の感染対策が必要になる事態は想定されるが、取扱いについては科学的根拠に基づく、標準化、統一された規制が全国で適用されることを要望する。
- ⑤ 化学品、危険品の輸入通関に時間を要するケースが多々ある。ビジネス上、成分詳細を明らかにできないケースもあり、そのような場合には特に貨物検査に要する時間が膨大になる。手続の簡素化と柔軟な対応を要望する。
- ⑥ 危険品の輸送梱包に関する基準が国際海上輸送と中国国内輸送で求められる条件が異なるため企業側のコスト増の負担になっている。制度運用面での中国各港湾の運用も異なるため、統一される形での規制緩和を要望する。
- ⑦ 単一窓口プラットフォーム（通関申告システム）は、情報の提供元である「通関業者」に対して、データの統計ダウンロード機能を制限しているが、再開放を検討することを要望する（輸出入企業は自社貨物の申告データのダウンロード機能がある）。

第10章 政府調達

2022年11月7日に開催された2022年中国国際公共調達フォーラムの席上、中国財政部の副部長は、2021年の全国の政府調達規模は3兆6,399億元、財政部が2020年に発表した3兆6,970億6,000万元より571億6,000万元減で、下げ幅は1.55%、全国の財政支出に占める比率は10.1%、前年の10.2%に比べて0.1ポイントの微減であったと説明した。ただし中国物流調達聯合会が2022年4月7日に発表した「中国公共調達発展報告書(2021)」によると、政府の調達、国有企業の調達、学校や病院等の公共機関の調達等を含めた複数分野の2021年の中国公共調達総額は、45兆元を超過しており、前年比8%増以上であったという。

外商投資企業の政府調達への平等な参与については、2022年に新たに公布された法律、法規および規範性文書は見られなかったため、制度の改善や各地での実施状況は、なお注意深く見守る必要がある。

2022年以降に公布された関連政策および動向

中国政府の「政府調達協定」(GPA)加盟への継続的な努力

財政部と上海市人民政府は、2022年11月7日に中国国際公共調達フォーラムを共同で開催した。国連の在中機関、多国間開発銀行(MDB)、アジア・インフラ投資銀行(AIIB)、外国政府の在中公館、中央関連機関と全国政府調達取締機関の責任者、集中調達機関、政府調達代行機関と仕入業者の代表合計300名余りが、ビデオ会議方式で今回のフォーラムに出席した。財政部副部長、上海市人民政府常務副市長、世界貿易機関(WTO)事務局次長が、それぞれ祝辞を述べた。

財政部副部長は、中国政府は、断固として対外開放政策を堅持しており、政府調達分野でのハイレベルな対外開放を積極的かつ有効に推進すべく、現在なるべく早期にGPAに加盟することに力を入れ、実際の行動をもって多国間貿易体制を守ると述べた。上海市副市長は、上海市がGPA等の国際規則を参考にして、積極的に市場化、国際化、法治化されたビジネス環境を建設する上でのアプローチを行い、かつ、上海自由貿易試験区が率先してGPA規則に接続する政府調達規則を実施し、上海市が国内で最初に公布した外資系企業の投資を奨励する地方性法規「上海市外商投資条例」の中で上海市の政府調達において外資系企業が平等に参与することを保障すると明確に規定したと説明した。WTO事務局次長は、GPAの重要性や現在の進捗状況、第12回大臣級会議の国際公共調達における新型コロナ対策お

よび食料調達支持において重要な成果を得たことを説明した。中央政府の態度、地方政府の行動および世界貿易機関への働きかけを見れば、中国政府がGPA加盟へ積極的に継続的な努力を進めていることがうかがえる。

財政部から新版の「政府調達品目分類目録」を公布

財政部が2013年に公布した旧版「政府調達品目分類目録」では、予算管理業務全体の管理ニーズを満たすことができなくなっていた。また目録のサービス分類では、各新サービス業態を全面的に反映する必要があったため、財政部は2022年9月に新版「政府調達品目分類目録」(以下「新目録」という。)を公布した。

新目録では、サービス類品目が大幅に調整、補充、細分化され、変化が大きく、特に政府調達サービス目録において、新目録が「中央級政府調達サービス指導性目録」(以下「指導性目録」という。)と照らし合わせ、教育サービス、社会サービス、生態環境保護と整備サービス等の分類を調整し、新たに科学技術サービス、公共情報と宣伝サービス等の種類を追加し、指導性目録の中の全ての目録は、ひとしく新たな目録の中で具現化することとなった。

新目録の施行は、政府調達サービスの活動に大きな影響を及ぼし、政府調達サービスの範囲、政府調達サービス業務の展開方法を有効に制御することができる。新目録規定の「先に予算を手配し、後でサービスを調達する。」という原則は、予算の使用率を向上させ、事業単位の政府調達サービス改革の歩みを早めることに有益で、政府購入サービスの調達需給管理を強化する上でも有益である。新たに増えた公共サービス類は、政府調達サービスに重要な根拠を提供し、公共サービスの多元的な発展に有益である。新目録と指導性目録の統一は、政府調達サービスの調達効率向上にとって有益である。

「政府調達枠組協議調達業務の着実化に関する問題についての財政部の通知」の公布

「政府調達枠組協議調達方式管理暫定施行弁法」の施行業務を着実に行うため、財政部は2022年5月16日に本通知を公布し、各地財政機関が規則に違反して設置していた仕入業者バンク・名簿バンク・資格バンクの整理を命じ、合意供給や定点調達に関する制度規定に対して整理を行ない、合理的に各種製品の需要の基準とそれに相応する単価上限を確定し、明確な要求基準なく枠組協議による調達を行ってはならないとした。これと同時に、各級財政機関が公平公正の原則に基づき、競争を促進し、効率重視の原則により、集中調達機関を通じての枠組調達合意案に対する審査と届出を強化し、枠組調達合意の中でも各種政府調達政

策を着実化し、法に基づいて仕入業者の適法な権利を守るものとした。

「政府調達への中小企業支持力のさらなる強化に関する通知」の公布

2022年5月30日、財政部は「政府調達への中小企業支持力のさらなる強化に関する通知」を公布し、2022年7月1日から施行した。同通知では、各政府調達主体は、プロジェクト全体の予約、調達品目の合理的な予約、大企業と中小企業の連合体の要望、大企業の中小企業への下請け要請、零細企業に対するより大きな価格審査優遇幅の付与などの形をとり、中小企業の契約シェアを確保し、政府調達プロジェクトの中小企業向けの予約シェアを高めることを規定した。かつ、前払金の比率を高め、信用保証を導入し、適時調達資金を支払う等の方式で中小企業の資金圧力を軽減することとした。

安可(安全可控)/信創(信息化応用創新)制度について

2019年より一部の日系企業より、政府調達において外資企業製品であることを理由に政府調達を失注、あるいは入札に参加できなかったとの声が多数挙がっている。中国政府からの正式な通知等は出されていないが、地方政府においては、国産品を要件とする調達が実施されているほか、中国米商會白書等によれば、「安可(安全可控)」あるいは「信創(信息化応用創新)」と呼ばれる制度が2019年より施行され、何等かの基準を満たした製品が当該制度に基づきリスト化され、当該リストに掲載されたものしか政府調達において採用されないとの情報が寄せられている。

そもそもリストに関する正式な情報は外資企業には開示されておらず、また政府調達対象品に選定されるための条件や基準も同様に開示されておらず、著しく外資企業にとって不利な状況であるという指摘もある。

2021年を通じてこの傾向は継続しており、外資企業製品であることを理由とする政府調達の失注や入札へ参加できない状況は続いているが、かかる事態にいたった理由とされる「安可(安全可控)」、「信創(信息化応用創新)」に関する制度の実態は依然として不明である。

上述の通り、2021年10月には財政部より「政府調達活動における内外企業の平等な取扱いに関する政策の実施についての通知」(財庫〔2021〕35号)が発行され、政府調達への国内外の企業の平等な参加を保障するよう、政府調達を実施する各組織に対し、通知されたところであるが、残念ながら外資であることを理由に政府調達に参加できない事例が発生する状況に変化は見られない。

また、従来、安可/信創に関する中国国内の報道においては「国産品による(外国製品の)代替」が主張されており、製品の基幹部品/技術が中国企業により独自に開発・製造されたものであることが安可/信創リスト掲載の要件とされていたが、2021年3月には工業情報化部が管轄する中国電子学会より「中国信創産業発展白書」が発表され、同白書では「信創(信息化応用創新)」制度の対象について、製品分野として「基盤ハードウェア、基盤ソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、情報セキュリティの4つ」が示され、

中でも「チップ、完成機、OS、データベース、ミドルウェア」が最も重要とされている。また、応用領域として、党・政府のほか、金融や電気通信等の主要なインフラを含む計10分野が挙げられている。

さらに、同白書では、今後3年間(2021年—23年)に「信創(信息化応用創新)」制度が重点産業分野で全面的に普及するとの見込みが示されている。このため、現状は一部の商品分野でしか、信創(信息化応用創新)制度の影響は見られないものの、今後、広範な分野の商品・サービスにおいて基幹部品/ソフトウェアに中国企業が独自開発・製造したものの使用の強制が広がることも懸念される。リストの存在が一般的に確認可能な範囲で広く公開されていないこと、またその掲載要件が不透明であるが故に、外資企業は不当に広く排除されているのではないかと、不利益を被っているのではないかと懸念を抱かざるを得ない。

制度が正式に発表されたものではないことに起因する諸問題

しかし、中国国内では関連する多数の報道がなされており、事実として、外国資本企業の製品であることを理由に、調達に公平に参入できず、失注するケースがみられる。

他国における調達対象を限定する制度は、WTO政府調達協定に加盟した上で、その制度が公表されており、調達基準も示されている。さらに、国家安全保障にかかわる場面において限定的に運用されている。

また、中国においては、政府調達の範囲が国有企業による調達や政府補助を受けた企業による購買なども含み、その範囲が他国における政府調達の範囲よりも広いために、政府調達全体に安可/信創制度に基づくリストによる国産代替を適用した場合、外資企業の経営に大きな影響を与えかねない。不当な競争制限、あるいは貿易障壁と外国政府に捉えられる懸念もある。

2023年の展望

GPA加盟への各種取り組みの実行継続

新型コロナウイルス感染予防政策の影響により、2022年の中国GPA加盟への各種取り組みはやや鈍化したため、2023年には各取り組みが加速されるよう期待する。中国政府が各加盟国と積極的な交渉を行い、中国の政府調達制度を不断に改善する等の実質的な行動を通じて、早期に各加盟国との合意が達成されることを期待する。

政府調達関連法律法規の改訂

2022年3月29日に財政部が公布した「財政部2022年立法活動計画」には「政府調達法」の改訂計画が盛り込まれていたものの、同法の改訂はいまだに完了されていない。財政部により同法の改訂作業が積極的に進められ、早期に国務院へ報告し、全人代常務委員会での審議に提出するよう期待する。

外商投資企業の平等な政府調達活動への参与

財政部が2021年10月13日に公布した「政府調達活動に

おける内外資企業への平等な扱いの徹底に関する通知」(財庫〔2021〕35号)が徹底して実施され、外商投資企業による各級の地方の政府調達活動への有効な参与が真に実現することを期待する。

発展を成し遂げ世界をリードする中国にふさわしい政府調達制度への期待

中国が、その著しい発展の結果により世界経済をけん引する存在であることに疑いの余地はない。今や多くの国や地域が中国のやり方に倣って自国の発展を図ろうとしている。そのような国際環境下において、中国企業が開発・製造した物のみが安全と評価され、政府調達の対象となることは、他国に誤った認識を与え、ひいては中国製品の他国の調達における排除に繋がる可能性がある。

即ち、諸外国からは安可/信創制度による国産化を前提としたリストに基づく調達がローライゼーションによる国内産業の保護育成のために有力な手段とみなされ、それらの国々が同様のリストの作成を形式的に模倣する恐れがある。今や中国は技術先進国であり、中国企業の製品は多くの国々で使用されている。これらの国々が同様に国産製品のみを政府調達の対象とした場合、中国製品が排除される側となる。自由貿易を守る世界のリーダーにふさわしい、外資企業にも開かれた政府調達制度の導入・実施を期待する。

<建議>

①引き続きWTO「政府調達協定」(GPA)加盟交渉の推進を速め、早期のGPA加盟を要望

2019年10月、中国財政部はWTOに第7次オファーを提出し、財政部国庫司は2021年3月にGPA2021年の第1回交渉に参加し、2021年6月にEUおよびオーストラリアに対して中国第7次オファーおよび政府調達国情報告(2020年更新版)問題リストへの回答を提出した後、公開されたメディアの報道では、中国政府がGPA加盟のために進んでいる活動についての続報は見られない。現在、中国のGPA加盟が実現しないのは、依然として中国の政府調達の実体、政府調達の範囲に対する区分には国際ルールおよび市場経済の発達した国における区分と一定の差異があることや、調達基準額の引き下げが不十分である等の原因から、輸入した製品が中国の政府調達から排除される恐れがあるほか、中国で製造活動を行う日本企業が米国の政府調達に参加できないといった問題が依然として有効に解決されていない。

中国政府が2022年12月に新型コロナウイルス感染症に対する防疫政策を大幅に調整した後、中国国内の社会経済秩序および国際間の人的往来が迅速に改善しつつある。2023年に入ってから、中国政府がGPA加盟交渉を早め、GPAへの加盟が早期に実現することを要望する。

②日中韓自由貿易協定(日中韓FTA)の中に政府調達章節を盛り込み、政府調達章節を含め、RCEPの着実な実施を要望

政府調達章節を含めた地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が調印され、2022年1月1日に発効したことを歓迎する。同時にRCEP協定の内容に適合する政府調達が着実に実施されることを要望する。RCEPの政府調達章節がより近代化し、より高品質な方向に進化するため、日中両国が積極的に協力し、RCEP締約国間の対話継続を推し進め、世界経済のために貢献することを希望する。これと同時に、RCEPが日中両国を含めた最初の経済協力協定となり、確かに両国間の貿易と投資を推進する原動力となることを期待する。

しかし、現在のところRCEP政府調達章節の中には、GPAと「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」(TPP11)政府調達章節の中に規定されているような無差別待遇規則は含まれていない。このため、日中韓FTA交渉において政府調達章節を盛り込み、複数の協定交渉を通じて地方政府や国有企業をも含めたハイレベルな政府調達の市場開放が実現することに期待する。

日中韓FTA交渉開始後、貨物貿易や投資等、日中両国を含む貿易自由化の歩みが加速した。政府調達市場の相互開放は、各国がお互いの政府調達市場に参入できるだけでなく、本国の政府調達機関の調達費用を削減し、汚職の防止等にも効果的な補助効果を生んでいる。

③輸入製品の政府調達市場における待遇改善、輸入製品と国産品の公平競争の実現を要望

現在、中国の政府調達では依然として国産品が主であり、輸入製品の調達に対する制限や排除が行われている。財政部が2021年10月に公布した「政府調達活動における内外資企業への平等な扱いの徹底に関する通知」の中からも、平等な待遇を受けることができる対象は外資系企業が中国国内で製造した製品(サービスの提供を含む)に限定されていることが見て取れる。現行の「政府調達法」の中にある、政府調達の対象範囲を本国の貨物、工事、サービスに限定する等の内容が早期に改訂され、輸入製品が政府調達市場に参入する際の制限が減らされ、政府調達市場の範囲がより開放され、輸入品と国産品が政府調達の市場競争へ平等に参与できる環境がつけられることを要望する。

④外資系企業が平等に政府調達活動へ参与できる旨を保障した規定の徹底を要望

財政部が2021年10月に公布した「政府調達活動における内外資企業への平等な扱いの徹底に関する通知」のうち、政府調達活動において中国国内に設立された内外資企業を平等に扱うという内容を歓迎し、高く評価する。しかし現在までのところ、依然として幾つかの地方の国有企

業における入札募集の際、外資系企業の製品とサービスが除外されているという情報を耳にする。中国市場に秩序ある公平な競争の市場体系を構築するため、政府調達と公共事業への入札募集等活動において、外資系企業の製品やサービスを除外することなく、内資企業と外資系企業が平等に市場競争へ参与できる環境を構築することを要望する。

⑤「安可」または「信創」にかかわるリストの存在や適用される製品の範囲、要求内容や基準を明確にさせていただき、市場参加の透明性、予見可能性を確保していただきたい。特に情報セキュリティ領域への参加基準や条件について明確な規定がなく、海外企業による参加を事実上困難にしている。加えて、予見可能性を高めるために、本件に認証された製品の情報公開を要望する

⑥「安可」または「信創」にかかわる産業団体である中国電子工業標準化技術協会の情報技術応用革新作業委員会へ外資企業の参加を認め、外資企業が「安可」または「信創」にかかわる情報を適時入手できるように要望する

2021年3月27日に中国電子工業標準化技術協会の情報技術応用革新作業委員会が組織され、「安可」または「信創」にかかわる産業団体として重要な活動を展開しているが、参加資格として「支配株主が中国法人または中国国籍の自然人株主であり、法定代理人は中国国籍であり、外資拠出の割合は25%を超えない」ことが求められており、外資企業の参加を困難としている。同作業委員会へ外資企業が参加できるように参加資格を見直すと共に外資企業の同作業委員会への受入を通じて「安可」または「信創」にかかわる要求内容や基準、そのほかの関連情報が外資企業にも適時把握できるように中国政府より関係機関に対しご指導いただきたい。

⑦中国企業の開発・製造であることをもって、情報セキュリティの要求を満たす要件としないでいただきたい

2021年10月13日付で財政部より公表された「政府調達活動における内外企業の平等な取扱いに関する政策の実施についての通知」により国内企業と外資系企業の平等な扱いが政府調達を実施する単位に対し求められたことを大いに歓迎する。しかし、同時に国家安全保障にかかわる調達はこの内外公平の原則から除外されている。外国企業の製品であること、あるいは、中国製ではないという理由のみをもって外資企業製品が排除されることにより、高いセキュリティ機能を有する製品までも政府調達から排除されることは、不合理な差別であり、中国の対外開放の政策と相容れない。また、特に情報セキュリティの問題において、外資企業の製品を排除し、中国企業が開発・製造した商品を調達することは、情動的に安全性を高めたように感じられることは理解するものの、日々進化するハッキング等の不正手段に対し迅速に最適な防御を行う上

で、中国政府が取りうる選択肢を狭め、かえって脆弱性を生み出す恐れがある。中国における情報システムの安全性を担保するためにも、外資企業の製品に門戸を開くべきである。

第11章 商工会組織

2020年より施行された外商投資法では外商投資企業による商会の設立・参加が認められているが、細則が定められておらず、1989年の外国商会管理臨時規定によって管理されている。この規定により中国における日本の商工会組織のうち、中国日本商会が唯一の民政部から認可された商工会組織で、各地の多くの日系商工会組織は未公認組織のため活動に大きな制約がある。

また、同規定により、日本人であっても中国企業在籍者は、外国商会への加入が認められていない。

中国には、進出日系企業で構成される商工会組織が40以上も存在する。会員企業・団体数の多い商工会を順に並べると、上海(2,240)、大連(689)、広州(630)、蘇州(622)、香港(609)、北京(564)、深圳(401)、昆山(380)、天津(334)となる(出所:2021年全国日本人交流会会議資料)が、それぞれが独自に発足し、地域に根ざして独立して運営されている。

各商工会は、会員への情報の周知や事業支援、会員間の交流のみならず、地元政府・経済界との交流、地元社会への貢献なども行っており、中国の経済社会の発展、日中両国経済関係の深化、ひいてはグローバル経済の進展に大きな役割を果たしている。

また、専門的な技術的知見を必要とするテーマに関しては、各地の商工会を通じて地域を越えた交流へと発展しているケースもある。知的財産権(商標・特許等)に関するグループでは、北京市・上海市・広州市で情報を共有して連携を深めるとともに、さらなる成果実現に向け一体的な活動を行っている。化学品業界やライフサイエンス業界(医薬品・医療機器・化粧品の三分野)においては中国の関係当局との交流・対話を積極的に行い、ビジネスに大きな影響を与える政策・施策について、日中双方の政府当局者を交えた交流・対話がそれぞれの分野で実現するなど効果的な取り組みにつながっている。

このように重要な役割を担っている中国各地の商工会組織だが、外国商会管理臨時規定で各国の商工会組織は1つしか認可されないため、そのほとんどが未公認組織の位置付けとなっており、次のような運営上の困難に直面しているケースが少なくない。

- (1) 未公認組織であるため当該商工会組織名を提示できない場合がある。
- (2) 当該組織としての銀行口座を開設できない。
- (3) 事務所借用や専任職員の身分保証、ビザ取得などに苦慮する。

外商投資法第27条では、外商投資企業が商会・協会を設立・参加し、自らの適法な権益を維持・保護できることが規

定されており、各地域においてそれぞれ実情に合った商工会組織の設立・運営が可能となるような規制の緩和、あるいは融通性のある運用を要望する。中国は地理的に広大であり外国企業の進出先も大都市に広がっている。中国への投資を検討する企業にとって、当該地域に安定した自国商工会組織があることは、進出の大きなインセンティブとなり、企業の誘致につながると考える。

また、中国における在留邦人数は2022年10月現在10万2,066名(出所:令和4年度 外務省 領事局政策課 海外在留邦人数調査統計)となっている。この多くは中国各地の日系企業で働く者とその家族であるが、高度な技能を買われて中国の企業に勤める者もいる。中国企業に勤務する日本人が、邦人との交流や母国語での情報を求めて商工会活動への参加を希望する場合に、外国商会管理臨時規定第5条で個人会員資格が「商業機構と外商投資企業の非中国国籍の従業員」に限定されているため、この法令の下にある限り参加を認めることができない。高度技能人材が心身の健康を保ち、その能力をいかに発揮するとともに、商工会活動がよりいっそう活発なものとなるよう規定の改正を要望する。

<建議>

- ①各地域の商工会および日本人会が、それぞれ独立した組織として銀行口座の開設や各種の契約等を行えるよう、外国商会管理臨時規定の改正あるいは柔軟な運用を要望する。
- ②中国企業(非外商投資企業)に在籍する非中国国籍の従業員が商会に加入できるよう外国商会管理臨時規定の改正を要望する。

第1章 農林水産業・食品

新型コロナ禍の影響を受け、2022年の中国の1人当たり実質GDPはドル換算で1万2,741ドルとなった。実質GDPは前年比3.0%増となったものの、1人当たり消費支出は前年比0.2%減の2万4,538円となっている（中国国家统计局）。

2019年には1,000万人に迫った訪日中国人だが、2020年以降はコロナ禍により日中間の往来は極めて限定的な人数にとどまっている。中国では、2022年12月上旬以降ゼロコロナ規制の解除により移動や行動の制限や水際規制が段階的に緩和・撤廃されており、中国人の訪日への期待が高まっている。

中国の消費者の日本食、日本産食品への需要の大きさは衰えず、2022年1～11月累計の日本から中国向けの農林水産物・食品輸出額は前年同期比26%増の2,547億円に増加し、過去最高を更新し続けている（日本財務省）。

中国における日本食、日本産食品への高い関心は日系食品関連企業にとっては販売機会拡大の好機と捉えられると共に、日本と異なる法規制・工場事情・流通事情・商習慣に対応し、中国消費者の食生活の向上に貢献すると同時に、中国の食品関連政府部門に協力し、より健全な市場環境作りに尽力していきたいと考える。

農林水産業・食品の現状

食品製造業・小売業について

2020年以降、中国における新型コロナウイルス感染症が断続的に拡大し、繰り返される防疫措置や行動制約は食品製造業や飲食業に少なからぬ影響を及ぼしている。2022年の小売売上高は前年比0.2%減の43兆9,700億元となった。2022年の食品製造業の売上高は2兆2,542億元と前年比4.0%増、飲食業売上高は4兆3,941億元と前年比6.3%減少した（国家统计局）。

2022年9月末時点で中国飲食業全体のレストランは844万店舗で、前年同期比10万9,000店舗減少した。2022年通年の開店率は32.6%、閉店率は33.9%との見通しとなっている（2022年中国飲食ビッグデータ白書）。

消費グレードアップのトレンドはコロナ期間中も継続しており、食品、飲食サービス分野においても「高品質」「健康」「安全・安心」をキーワードとした需要は堅調であった。「オンラインデリバリー」も利用者の拡大が継続している。

食品関連法規について

2018年12月29日、「食品安全法」の改正案が全国人民代表大会で可決された。改正食品安全法では、保健食品、

オンライン上の食品売買、食品添加物など今までカバーされていなかった内容が含まれたほか、消費者利益を侵害した場合、小売業者も責任を負うことが明確になっている。また、監督管理機関を明確にし、オンライン上での販売者実名登録を義務付け、食品安全管理責任を明確にしている。

国务院食品安全委员会より2019年5月30日に「2019年食品安全重点作業計画」が発表された。食品安全強化、現代的な食品安全管理体制構築など食品安全に関する10大行動計画を含む21項目を発表し、食品安全に対する仕組み作りや管理強化策を打ち出している。

2020年、国务院は「冷链（コールドチェーン）食品追跡管理工務に関する通知」を発表した。各地方政府が追跡管理システムを設立し、海外から輸入した冷凍食品と生鮮食品（肉類と水産品を中心に）を対象に品目や数量、産地、検疫などに関するデータの登録を義務化する。

2021年4月12日、中国税関総署は「輸出入食品安全管理弁法」を公布し、2022年1月1日施行した。

2021年4月29日、全国人民代表大会はフードロスを禁止する「反食品浪費法」を可決、施行した。

2022年7月28日、中国国家衛生健康委員会と中国国家市場監督管理総局は、36項目の新規食品安全国家基準と3項目の国家基準の改正内容を発表、2022年12月30日施行した。

2022年10月9日、中国国家市場監督管理総局は「食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法」を発表した。生産者、販売者がその生産、販売する食品関連製品の品質安全に責任を負うことを規定している。食品関連製品の生産者は食品関連製品の品質安全適及制度を確立し、原材料と添加剤の購入から製品販売までのすべての段階が効果的に適及できることの保証を必要とする。2023年3月1日より施行された。

表：食品安全に関する法律および組織体制の整備

2009年	食品安全法施行、食品安全法实施条例施行
2013年	国家食品藥品監督管理総局（CFDA）設置 食品生産の衛生安全の一元管理
2015年	改正食品安全法施行
2016年	改正食品安全法实施条例施行
2018年	国家市場監督管理総局（SAMR）設置 流通分野も加え食品安全を一元管理
2019年	再改正食品安全法实施条例が2019年12月1日施行
2020年	冷链（コールドチェーン）食品のトレーサビリティ管理システムの設立
2021年	輸出入食品安全管理弁法施行 反食品浪費法施行
2022年	36項目の新規食品安全国家基準と3項目の国家基準の改正が2022年12月30日施行
2023年	食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法を2023年3月1日より施行

日本食レストランの動向

中国における日本食レストラン数は近年急増し、2019年に約6万4,873店と2017年の4万1,000店から1.6倍に増加し、国別では日本以外で世界1位となっている。また、ジェトロの調査によると、在留邦人が多い上海では日本料理店舗数は2020年末時点で4,447店舗と2013年と比べて2.6倍となった。また、四川省の成都は日本料理店の出店増加が特に顕著で、2020年末時点で1,665店舗と2013年と比べて7.6倍となった。

2021年中国における日本料理市場売上高は895億元となり、2022年は前の年を下回る見通しとなっている。日本食レストランは新一級都市と二級都市での割合が高く、それぞれ22.0%と21.7%と、一級都市の15.7%を超えた。その中では、広東省、江蘇省、浙江省の店舗数が多い(紅餐大数拠)。

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の状況

2020年11月15日、中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドとASEANの10カ国、合計15カ国が地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に署名し、農林水産品や工業製品にかけられていた関税の撤廃や引き下げなど20分野について合意した。今後中国向けのほたて貝や日本酒・焼酎などの農林水産品の関税が段階的に撤廃される。RCEP協定は2022年1月1日に発効した。その後、同協定は2月1日より韓国に対して、3月18日よりマレーシアに対しても発効した。同協定により、日中間の貿易拡大が期待される。

また、中国は2021年9月16日に、日本をはじめとする11カ国が参加する環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP)への加入を正式に申請した。

日系企業が直面している問題点

生産許可関係

- ①中国消費者の食生活が飛躍的に向上しており、海外から多くの食品や食スタイルが中国に入っている。その中に、中国の既存分類にない食品分野または新規開発商品が数多く存在する。現状では、これらの食品の生産認可は従来の基準に準拠せざるを得ず、これでは食品本来の風味や品質をすべて再現するのが難しくなる。中国消費者への海外食の広がりが制限されてしまっている現状である。
- ②中国では、フローズンチルド商品(冷凍状態で保管された食品を、流通段階で解凍し、チルドの温度帯で販売する商品)の販売は食品経営許可証の複熱商品の許可申請が必要であり、複熱商品取扱の場合保管、調理エリア、人員管理などの条件がある。現状流通過程での解凍作業を認める前例はなく、商品提供の選択の幅を狭くしている。

食品輸出入関係

- ①2011年3月の東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故の影響で、10都県産の多くの食品品目において輸入制限が行われているが、2018年11月28日公布の海関総署公告により、新潟産米の輸入が許可された。しかし、一般的にリスクが低い酒類など、ほかの多くの品目についてはまだ輸入許可がされていないので、引

き続き政府関連部門に規制緩和を働きかけなければならない状況である。

- ②輸入食品添加物は通関の際、規定に則った検査に合格しなければならない。中国国家標準(GB)において、規格・基準・試験方法が策定中の食品添加物については、試験方法が未定との理由で検査が実施されず、衛生証明が発行されない可能性がある。策定中の場合の救済措置も現状確認できない。
- ③2017年11月公布の「出入境検査検疫管理規定」で食品輸入手続のガイドラインが具体化された。これは地域によって通関業務の運用統一性が欠けていたことに対して、当局が対策を講じたものである。このガイドラインの徹底実施を引き続き期待したい。輸入食品の流通には、衛生証明書(2021年1月からは記載事項が追加)が必須になっているため、通関ができていても証明書の手続に時間を要すると、賞味期限の短い商品は廃棄せざるを得ない。現状では、輸入食品が中国の港についてから、実際流通するまでに1カ月以上を要しており、同じ品目を複数回輸入しても同様の手続を踏まねばならず、短縮されていない。これでは、日本から欧州(例えば英国)に船便で輸出するリードタイムと大差がない。
- ④2019年12月19日、中国海関総署と農業農村部の公告により、2001年から継続されていた牛肉輸入禁止について、生後30カ月以内の牛肉であれば輸入規制緩和の対象となった。しかしながら検査検査要求は別途決めるとの内容であり、早期の対応が望まれる。
- ⑤2021年4月12日、中国税関総署は「輸入食品海外製造企業登録管理規定」を公布し、2022年1月1日施行した。中国向けに食品を輸出する国外製造、加工、貯蔵企業は中国税関への登録が必要になった。また、中国向けに食品を輸出するに当たり、食品の内部と外部包装上に登録番号の記載が必要となっている。

飲食業関係

中国では飲食店で食事をする際、酒類を持ち込むことを許す商習慣が昔から存在する。酒類を飲食店に持ち込む行為は、当然飲食店の利益にダメージを与える。しかし、2013年12月9日、北京市工商局が「飲食店における六種の不公平行為の禁止」の通達を発表し、酒類および飲料の持込禁止が解除された。この通達に対して、消費者は歓迎するが、中国調理協会・中国観光ホテル協会などの業界団体は猛反発し、当時は激しい議論が続いた。

2014年2月14日、最高人民法院が最終見解を公表し、飲食店による酒類および飲料の持込禁止は違法との認識を明確にした。持込禁止は「契約法」および「消費者権益保護法」に違反する行為に当たり、消費者は飲食店に対して持込禁止は無効だと主張できるとしている。

一方、北京市工商局の見解によれば、持込禁止は違法だが、消費者から合理的な持込サービス料を徴収することは違法ではない。日系飲食店においても、非常に納得しがたい商習慣ではあるが、自己保護のためにも対応策を考える必要がある。

保质期の表示問題

中国では、食品安全国家标准「GB7718-2011包装食品ラベル通則」の規定により、食品包装には一律に「保质期」

の表示が要求される。これは日本の「消費期限」に相当する。一方、日本では腐敗しやすい食品には「消費期限」を表示し飲料や缶詰など比較的長期保存（3カ月以上が目安）できる食品には「賞味期限」を表示している。日本の食品関連企業は、食品の風味が変わり始める期限を賞味期限であると認識している。中国で食品の保質期を決める際、日本の賞味期限の考え方をそのまま保質期に適用すると、不利に保質期を短くしてしまう恐れがあるので、よく調査したうえで現地事情にあった対応を行うことが望まれる。

< 建議 >

1. 生産許可関係

① ラベルの原料記載内容の見直し

食品安全国家标准「GB7718-2011 包装食品ラベル通则」の規定により、食品包装のラベル記載事項に、原料欄には「その構成物質および一部の特殊な物質の配合量」等を表示する旨が明記されている。しかしその表示は企業ノウハウの漏えいにつながる恐れがあるので、詳細をラベルに記載せず、別途生産標準や製造規格書の提出等の対応を要望する。

② 新しい食品分野の基準策定

食品分野の許認可申請に関して、海外由来食品や酒類などの拡大のためにも、既存の食品分類にない新分類（日本式食品や清酒・みりんなど）の認可基準の策定を要望する。

③ 食品工場の立ち入り検査の基準統一

新しい法律、条例および通達等の施行に伴う政府関係各部署の生産現場立ち入り検査の際、担当者毎に、基準が異なる案件が度々発生している。食品工場への立ち入り検査は頻繁に実施されるため、基準の相違は、生産性の低下および大きな設備投資案件となり、非常に対応しにくい。担当者への研修強化などを通じた基準の統一を要望する。

2. 食品輸出入関係

④ 日本産食品の輸入規制の解除・緩和

2011年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故に伴い、2018年11月に新潟県産の米が解禁されたものの、それ以外の10都県産全ての農産物・食品に対する輸入規制措置が未だに執られている。また、残る37道府県においても野菜、果実、乳製品等の中国への輸入が事実上できない状況にある。さらに、37道府県産食品は成田空港等の10都県物流拠点を経由した輸出ができない状況となっている。震災から10年が経過し、多くの国・地域が規制を解除する中、中国は世界で最も厳しい規制を続けている。中国の消費者の食生活を豊かにするため、科学的な根拠に基づいて究明を早めていただき、これらの輸入規制措置の早期解除・緩和を要望する。

⑤ 輸入食品添加物のGB策定の加速

2018年6月公布の「GB1886.301-2018 食品添加

物 ガラクトマンナン」により、該当食品添加物の規格・基準・試験方法が策定されたことを評価したい。今後も中国の消費者の食生活を豊かにすべく、日本で安全に使用されている食品添加物（例えばクチナシなどの天然色素など）が輸入できるよう、ほかの輸入食品添加物のGBの策定も早期に進めるよう要望する。

⑥ 不正規輸入食品の取り締まりのさらなる強化

食品は消費者の健康に直接かかわるため、正規輸入によって検査検疫を受けることが非常に重要となる。密輸品、個人輸入品や越境ECの転売等により、市場では未だに輸入ラベルのない商品や偽造の輸入ラベルを貼ってある商品などが販売されている。このことは特に日本料理店など仕入れルートが監督管理しにくい販売先で見られる。不正規輸入食品の取り締まりのさらなる強化を要望する。

3. 食品物流関係

⑦ 食品物流車両の例外措置

大気汚染・赤色警報などの発令の際、急な車両規制は食品業界では賞味期限の課題があり、流通在庫が最低限のため、輸送の遅れは国民生活へ直結する。日常では車両GBに違反する車両の排除を優先し食品物流車両については規制対象から除外する等の例外措置を要望する。

⑧ 物流過程での温度帯変更

中国では、フローゾンチルド商品（冷凍状態で保管された食品を、流通段階で解凍し、チルドの温度帯で販売する商品）は現状流過程での解凍作業を認める前例はない。日本では、メーカー、中間流通業者は冷凍で商品を保管し、流通段階で自然解凍して店舗では冷蔵で販売する事で食提供の幅が拡大している。中国消費者の食の選択肢の拡大となるため、中国でも同様の対応を要望する。

⑨ 食品包装の消費期限細分化

食品包装の消費期限に関して、現在の中国国家標準では、食品の包装材料全ての消費期限が1年間とされている。環境の保護などを考えると、食品包装の消費期限が1年であることにより、包装材料の廃棄を発生させる機会が増えるのではないかと考え、科学的根拠を元に、使用方法によって消費期限を分類し、包材の廃棄を発生させないような消費期限の再考を要望する。

4. 消費者対応関係

⑩ 悪質クレマー行為に対する公正な判断

近年、人為的な賞味期限の消去や故意の異物混入等悪意のあるクレマー行為が散見される。2022年3月、国家市場監督管理総局が発行した「市場監督管理投訴挙報処理暫行弁法」（2022改正版）は2022年5月1日から施行され、苦情専門のプロが行う職業上の主張を規制するものであり、企業における監督管理部門の負担が軽減できると考えられ、暫定弁法より一步踏み込んだ対応を要望する。

第2章 鉱業・エネルギー

1. 石炭

中国の2022年の原料炭生産量は前年比10.5%増の45億6,000万トン、輸入量は9.2%減の2億9,300万トンとなった。一方、同年の石炭消費量は4.3%増となり、石炭消費量がエネルギー消費総量に占める比率は前年比0.3ポイント上昇して56.2%となった。

石炭価格は、国際的なエネルギー価格上昇の影響等を受けて第2四半期以降変動幅が大きく、年間を通じての価格差は1トン当たり900元に達した。10月以降は電力用石炭の需給状況の改善に伴い石炭輸入が急速に回復したことで、市場価格は下落を続け、年末の北方港湾の電力用石炭市場価格は年初の最高値に比べ1トン当たり500元下落し、合理的なレンジに回復した。

2023年は中国経済が全体として好転する中で、石炭は主要なエネルギー源としての役割を発揮し、石炭のクリーンで高効率な利用を推進することにより、石炭消費は成長を続けるとみられる。また、中国がグリーン転換を推進し、新エネルギーや再生可能エネルギーによる代替を進める中で、鉄鋼、建材等の主要な石炭消費産業の需要は一定程度減少する可能性もある。これらを踏まえると、2023年の石炭需要は適度な伸びを保つと予想される。供給面では、石炭生産量は増加を続けるものの伸び率は下落するとみられる。また、石炭輸入状況は改善しており、国内石炭市場における輸入炭の調節・補充機能がより発揮されるとみられる。石炭の中長期契約の対象も拡大していくとみられる。総じて、2023年の石炭市場の需給は基本的に均衡を保つとみられるが、国際的なエネルギー需給状況や異常気象、水力発電や新エネ発電の出力状況、安全・環境規制の影響により、地域的、時限的に石炭の需給ショックが発生する可能性には注意が必要となる。

<建議>

<石炭燃焼ボイラ向け先端技術導入に関する要望>

- ①石炭燃焼ボイラ向け省エネ・CO₂削減技術の導入
2021年11月3日、国家発展改革委員会と国家エネルギー局は、「全国石炭火力発電ユニット改造・アップグレード実施方案」を発表し、2025年における1キロワットアワーあたりの石炭発電消費量を標準炭換算で平均300グラム以下にすることを要求した。また、1キロワットアワーあたりの石炭発電消費量が300グラム（標準炭）以上の石炭火力発電に対しては、省エネ改造を実施し、第14次5カ年計画期間中の改造規模を3億5,000万キロワット以

上とするよう要求した。2060年カーボンニュートラル達成に向けて、石炭火力の高効率化に取り組むことは非常に重要であり、省エネ改造はコストが低く、効果が高いものが望ましい。既存ボイラの改造や追加設備もなく、現場作業量が少ない省エネ改造はさらに理想的だと思われる。例えば、設備改造を伴わない運転条件変更による炉内燃焼状況の改善や、ボイラ制御の最適化により、省エネ・CO₂削減が実現できるような先端技術は最も実現性の高いものではないかと思われる。そのような先端技術は、省エネ・CO₂削減効果と経済性が優れていれば、国内・海外を問わず、技術導入を検討すべきと考える。省エネ改善技術導入に関する政策面のサポートを要望する。

②石炭燃焼ボイラにおける石炭・バイオマス混焼の検討

カーボンニュートラルを実現させる方策の中で、石炭燃焼ボイラにおいてバイオマスを燃料として石炭と混焼する技術は効果的だと考えられる。バイオマスの原料は植物であり、成長過程で光合成により大気中のCO₂を吸収するので、燃焼時に排出するCO₂と相殺し、CO₂排出量は実質ゼロにカウントされる。従って、石炭燃焼ボイラにおいてバイオマスを混焼することにより、石炭使用量が減少するため、その分のCO₂排出量が削減できる。日本では、石炭燃焼ボイラにおける石炭・バイオマス混焼の技術開発と商業化が推進されており、石炭とほぼ同様なバイオマス燃料として、半炭化ブラックペレットが普及しつつある。その生産技術・設備は開発済みで、バイオマス混焼がボイラ設備へ及ぼす影響に対する課題解決や、混焼技術に関するノウハウも有している。バイオマス混焼はCO₂削減に対する実効性の高い方策の1つであり、中国のカーボンニュートラルに大きく貢献するものと考えられる。そのため、石炭・バイオマス混焼に関する政策面のサポートを要望する。

<石炭マーケット・データの発表に関する要望>

③石炭マーケット・データの発表

石炭市場の動向を正確に分析・判断し、透明性の高い商取引を実施するには、マーケット・データは不可欠である。また、企業活動の企画に対しても、マーケット・データは非常に重要である。今まで、関連機関より定期的に石炭マーケットの関連データが発表されてきたが、最近、一部のデータ更新や発表が停止されており、マーケットの不透明感が懸念される。従って、マーケット・データの定期発表に関するサポートを要望する。

2. 電力

2021年秋の発電用石炭の供給不足と価格高騰を背景とする全国的な電力需給逼迫を踏まえ、2022年に入り電力・エネルギー政策方針が修正されている。

2022年の中国の電力消費は通年で前年比3.6%増となり、実質経済成長率3.0%を上回る伸びを示した。このような需要の伸びに対応して発電設備の増強も行われたが、8月には、酷暑と渇水により四川省を中心として電力需給逼迫が発生した。

2022年の動向および回顧

2022年3月の全人代で示されたエネルギー政策

2021年9月に発電用石炭の供給不足と価格の高騰を背景として発生した全国的な電力需給逼迫を踏まえ、2022年3月に開催された全人代では、関連する政策実施手段の“不十分な点”をいち早く認め、政策方針を修正している。その内容は、エネルギー消費に関する年間目標数値の単純な地方への割り振りでは、エネルギー消費構造の本質的な改革は達成できないとの認識に基づいたものとなっている。

全人代で決定された「2022年政府活動報告」の第1部「2021年の活動の回顧」では、『政府の活動には不十分な点があり、形式主義、官僚主義が依然として目立ち、現実からかけ離れ、大衆の意見を無視した行動がしばしば見受けられ、“一刀両断”式あるいは“キャンペーン”的な硬直化した政策実施手法も見られた』として、政策実施のうえで不十分な点があったことを認めている。

政府活動報告の本文には、『不十分』とされた具体的な分野が何かは明記されていないが、国家発展改革委員会が全人代に提出したより具体的な計画である「国民経済・社会発展計画案」では、『一部の地方ではCO₂排出のピークアウトとカーボンニュートラルの目標に対する理解と認識にずれがあり』として、この分野が『CO₂排出のピークアウトとカーボンニュートラル』であったと明記している。

第2部「2022年の経済・社会発展の全般的要請と政策の方向性」に示されているマクロ目標には大きな変更がみられる。『エネルギー消費量のGDP原単位目標については、第14次5か年規画期間において統一的に考課すると同時に、適当な余地を残す』とされ、エネルギー消費のGDP原単位の2022年単年度の削減目標は示されていない。加えて、目標自体も『適当な余地を残す』と柔軟に取り扱うという大きな方針変換が打ち出されている。

エネルギー消費のGDP原単位の削減目標は、第14次5か年規画では、2025年までの5年間で13.5%削減となっている。前年、2021年政府活動報告では、2021年1年間で同指標を3%削減という目標が示されていた。

第3部「2022年の政府活動の任務」のうち、電力、エネルギーに関連する注目すべきポイントとして、まず、『食糧など重要農産物の供給を保障し、エネルギーと重要な原材料の

供給確保・価格安定を継続し、住民と企業の日常電力需要を保障する』と、経済活動と国民生活の安定のために電力供給を保障するとの方向性を示したことがあげられる。これは、2021年秋の電力需給逼迫を受けて盛り込まれた内容とも考えられる。

また、『“能耗双控”から、CO₂排出総量と原単位の2つの指標による管理への切り替えを促し、<中略>、グリーンかつ低炭素な生産様式・生活様式の形成を加速する』と、“3060目標”に向けてグリーン・低炭素発展を進めるうえで、“能耗双控”（エネルギー消費量およびGDP原単位の2つの指標によるコントロール）から、CO₂排出量とGDP原単位の“碳排双控”（たんはいそうこう）に切り替えるとしている。

もうひとつの重要ポイントとして、石炭の位置付けについての詳しい記述があげられる。『石炭のクリーン・高効率利用を強化し、秩序立てて石炭消費を削減し、または新エネルギーに代替し、石炭火力発電ユニットの高効率化改造、フレキシブル運用に向けた改造、熱電併給改造を推進する。大型風力発電基地、大型太陽光発電基地および関連する調整電源の計画・開発を推進し、揚水発電所の建設を強化し、電力網の再エネによる発電電力の利用能力を向上させる。』との記載となっている。前年、2021年政府活動報告での石炭についての記載が『クリーンで効率的な石炭利用を推し進める』であったのに対して、より具体的な記述となっている。

2022年の電力供給動向

2022年末時点の発電設備容量は、総計25億6,400万キロワット（速報数値を百万キロワット単位としている。以下、同様。）で、電源別の構成比をみると、水力4億1,400万キロワット（全体に占める比率は16.1%）、火力が13億3,200万キロワット（52.0%）、このうち石炭火力は11億2,300万キロワット（43.8%）、原子力5,600万キロワット（2.2%）、風力3億6,500万キロワット（14.3%）、太陽光3億9,300万キロワット（15.3%）となっている。2022年は太陽光発電の新增設が進み、年末時点の設備容量は初めて風力発電を上回った。

風力、太陽および水力にバイオ燃料火力を加えたいわゆる“再エネ電源”は、2022年末時点で12億1,600万キロワット、構成比は2021年の44.8%から47.4%に高まっている。「再エネ電源」に原子力を加えた「非化石電源」は12億7,200万キロワット（47.0%→49.6%）と全電源のほぼ1/2を占めるに至っている。

2022年1年間の新增設容量は総計2億キロワットで、風力および太陽光の新增設容量は、それぞれ3,800万キロワット、8,700万キロワットとなっており、両者あわせて新增設容量は2020年から3年連続して1億キロワットを超えている。一方、石炭火力の新增設も続けられており、2,000万キロワット前後の新增設であったと見込まれている。

一方、2022年1年間の発電電力量は、8兆7,000億キロワット時（速報数値を百億キロワット時単位としている。以下、同様。）で、電源別構成をみると、水力が1兆3,500億キロワット時（全体に占める比率は15.6%）、火力が5兆

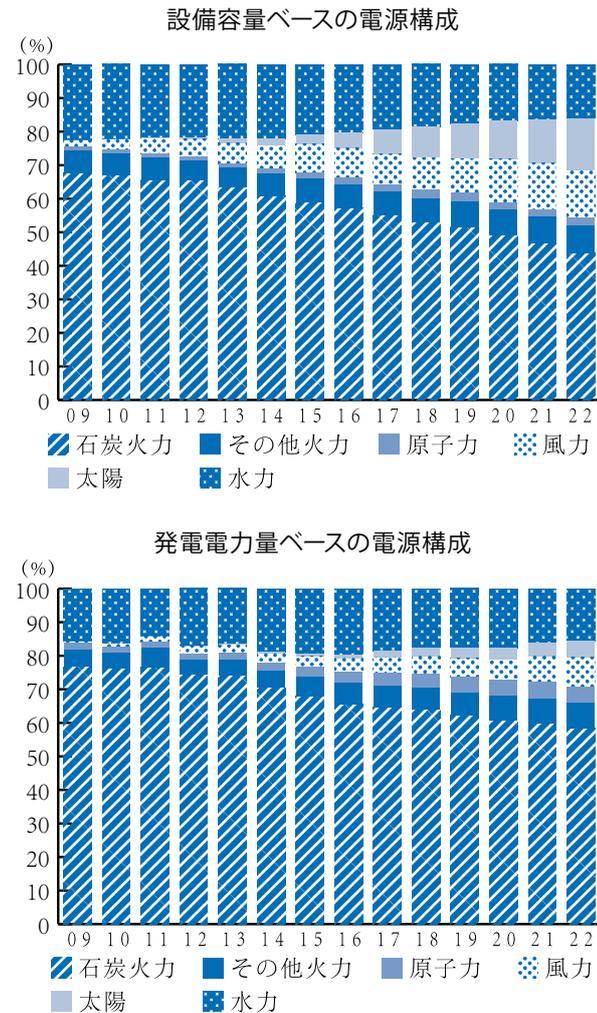
7,300億キロワット時 (65.9%)、原子力4,200億キロワット時 (4.8%)、風力7,600億キロワット時 (8.8%)、太陽光4,300億キロワット時 (4.9%) となっている。

石炭火力の2022年の年間の発電電力量は、5兆800億キロワット時で前年比0.7%の伸びとなり、全体に占める比率は、2021年の60.1%から58.4%に下がっている。

風力、太陽光はそれぞれ2021年比で16.3%、30.8%という高い伸びを達成し、再エネ電源による発電電力量の全体に占める比率は、2021年の29.6%から31.4%に、非化石電源比率は、34.5%から36.2%にそれぞれ上昇している。

図1に、電源構成の年度推移を示すが、風力および太陽光がその比率を拡大していることが読み取れる。

図1: 中国の電源構成の推移



出所: 中国電力企業聯合会の公表統計より作成

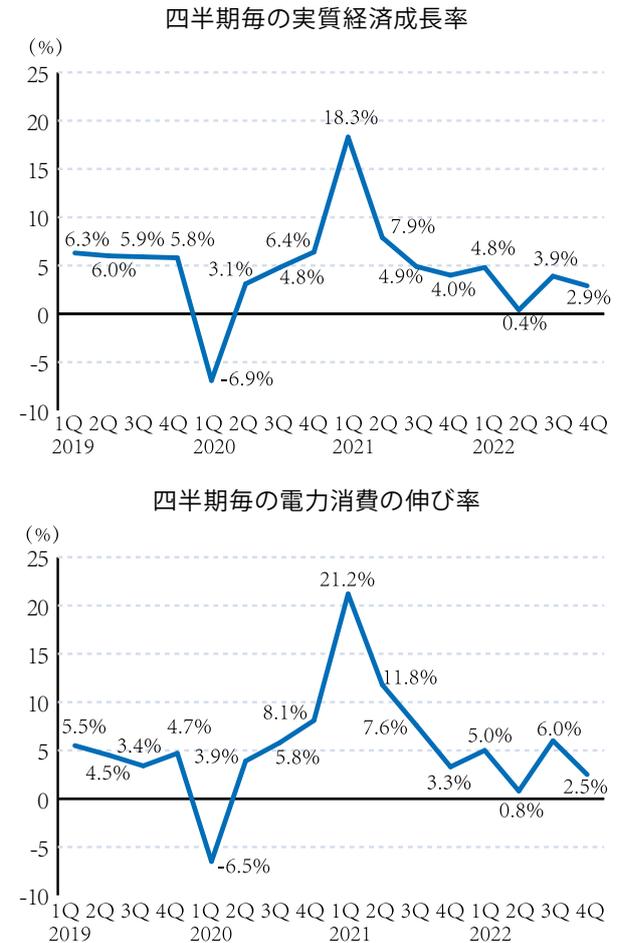
2022年の電力需給動向

図2に中国の実質経済成長率と電力消費伸び率の四半期推移を直近4年分示しているが、両者はよく同期したトレンドを示していることがわかる。

2022年は、第2四半期には上海市を中心とする厳しい感染症対策の影響で経済活動が大きく停滞し電力消費もほぼ横ばいとなっている。第3四半期には、華中地域など内陸部

で高気温が続き空調用の電力需要が急増したことなどから電力消費は回復傾向を見せているが、第4四半期は11月からの全国的な感染拡大の影響を受けふたたび低い伸び率となっている。なお、2022年通年の電力消費は、前年比+3.6%の伸びを示したと速報されている。

図2: 四半期毎の実質経済成長率と電力消費の伸び率

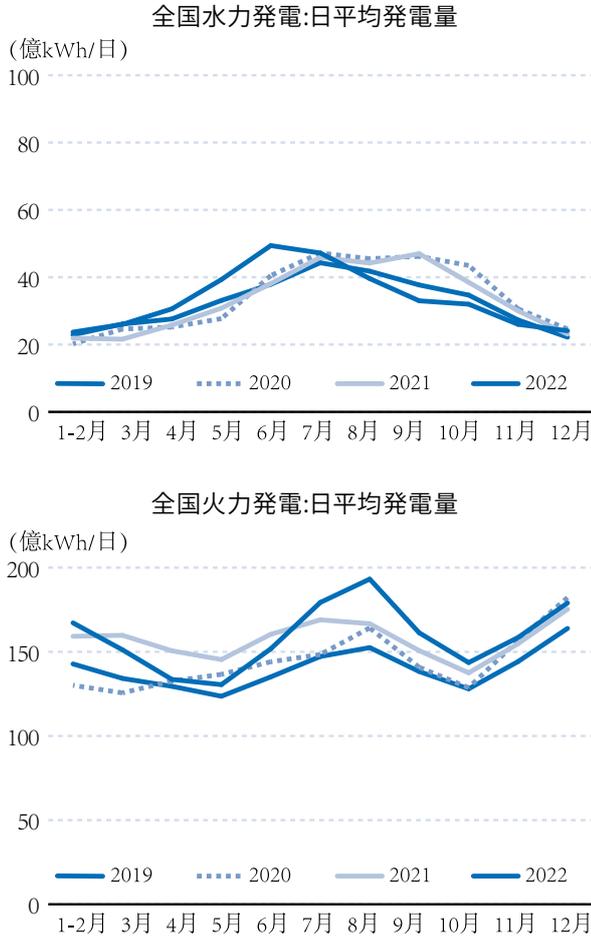


出所: 国家統計局四半期統計および中国電力企業聯合会の公表統計より作成

図3に、中国国内の水力発電と火力発電の発電実績の月推移を示す。同図は、2019年以降各年の実績について、毎月の発電電力量を1日あたりに平均した値を示している。

水力の発電実績の推移をみると、2022年が特異な動きを示している。通常、水力は夏場の発電量が多くなっているが、2022年は例年と大きく異なり、7月、8月、9月の発電実績が急激に落ち込んでいる。これは夏季の厳しい渇水の影響を受けた結果である。一方、2022年7、8月の火力は、水力の落ち込み分のカバーに加え、電力需要自体の伸びも加わり、急激に増大していることがわかる。

図3: 各月の水力/火力の1日当たり発電電力量の推移:
2019年、2020年、2021年および2022年



出所: 中国電力企業聯合会の公表統計より作成

2022年8月の電力需給逼迫

2022年8月に四川省を中心に発生した電力需給逼迫は、同地域が歴史上稀な酷暑と渇水に見舞われ、また、四川省が水力発電に電力供給の大半を依存しているため、供給力、供給電力量ともに水力以外の電源でバックアップができなかったということに尽きる。2021年9月の電力需給逼迫とはまったく背景が異なる。

四川省では、2022年7月から8月にかけて最高気温が40℃を超える日が連続する“歴史上稀”な高気温に見舞われたと報じられている。これにより、この時期、四川省内の最大電力が前年比14%増の5,910万キロワットを記録したほか、空調需要の増大により家庭用電力消費の日量平均が前年同期比で倍近い極めて高い伸びとなっている。

一方、この地域では2022年7月以降の降雨量が例年の半分程度となり、四川省内の水力発電所に流入する水量は、7月は例年の4割減、8月は5割減となり、省内の水力による発電電力量が半減している。四川省は、“水電大省”と称されるように、省内の発電設備容量、発電電力量に占める水力比率はともに約80%と極めて高い。

渇水に見舞われた四川省では、水力発電をバックアップすべき火力発電の設備容量が全電源の2割に満たないため、落

ち込み分を補うことができなかつたと結論付けられる。

四川省での需給逼迫に対する政府の対応は、2021年9月の需給逼迫時の反省を受け、社会不安につながるような市民生活の混乱回避を基本とした。結果的には、通常時とは逆に省外から四川省に向けて送電を行うとともに、工業生産を全面停止して市民への電力供給を守るという対応がとられた。

エネルギー消費およびCO₂排出のGDP原単位の動向

2022年のエネルギーの総消費については、2023年1月17日、国家统计局による記者発表の際に、“初歩的な集計”としながら、前年比2.9%の増加であったと発表されている。2022年の実質経済成長率が前年比3.0%であったことから、エネルギー消費のGDP原単位はほぼ横ばいと削減が進まなかったものと推計される。

CO₂排出のGDP原単位削減実績については、今後の関係機関からの発表が待たれるが、2022年は、電力消費の伸び率が前年比3.6%と実質経済成長率を上回ったこともあり、その削減レベルが期待した水準に達していないことも懸念される。

このような状況を踏まえると、第14次5カ年計画の残り3年間(2023~25年)は、両原単位の削減目標の達成に向け、関連する諸政策の加速が必要になるのではないかと考えられる。

在中国日系企業が直面している問題および中国政府への改善要望

在中国日系企業は電力ユーザーとして、かつて電力不足が定常的に発生していた時期には、電力供給の確保に加え、頻発する停電への対応に苦慮していた。しかしながら、その後の電力需給状況の改善により、かつての量的な電力確保から電力供給の質、コストおよび供給メニュー選択肢の多様化に関心が移ってきている。特に近年、地球環境問題に対する意識の高まりを受け、中国国内で活動する日本企業は電力のユーザーとしての立場からも、中国が進める低炭素社会実現に向けた取り組みの一端を担うことを希望している。

また、近年、電力需給は安定した状況が続いていたが、2021年秋の石炭不足に起因する電力需給逼迫に続き、2022年8月には四川省を中心に酷暑と渇水による大規模な電力不足が発生し、生産活動に支障を来す事態となった。このため、電力供給に関連する当局および企業には、電力の安定供給に向けた取り組みのさらなる強化を希望している。

<建議>

① 電力安定供給の確保

2021年9月に発電用石炭の供給不足と価格高騰により全国的な規模で発生した電力供給不足を受け、2022年政府活動報告では、「エネルギーと重要な原材料の供給確保・価格安定を継続

し、住民と企業の日常電力需要を保障する」として、中国国内における経済活動と国民生活の安定のために電力供給を保障するとの方向性が明確に示された。この政策方針は、中国国内で活動する日本企業としては、電力ユーザーの立場から高く評価できる。

しかしながら、2022年8月には、再び四川省を中心として水力発電の大幅な稼働低下による電力需給逼迫が発生している。歴史上稀な高気温と渇水が主な原因ではあるものの、同省が水力発電に過度に依存していることによるバックアップ電源の不足と省外からの電力融通が機動的に機能しなかったことも明らかになった。

このため、中央・地方政府の電力事業管理部門および関連する事業者は、より広域的かつ機動的な電力需給バランス調整への取り組みを強化し、電力ユーザーへのより安定した電力提供の実現を要望する。

あわせて、電力の供給制限を発動せざるを得ない緊急時には、電力ユーザーの安全確保および不合理な経済的損失の回避のため、供电当局から、十分な時間的余裕をもって電力ユーザーに対する事前の説明および連絡を徹底するよう要望する。

② 社会のグリーン化に向けた電力ユーザーの貢献

中国が国際社会に向け宣言した“3060目標”の達成に向け官民がいち早く具体的な取り組みを開始していることは、地球環境問題に対する中国の責任感と実際の取り組みの実績を示すものと高く評価できる。

中国国内での経済活動の一端を担う日本企業としては、中国が進めるこれらの取り組みに積極的に貢献できることを強く希望している。

については、省エネルギーの強化、電力消費のピークカット／ピークシフトやデマンドレスポンスに取り組む企業に加え、新型蓄電設備の導入や自家用再エネ電源の設置などを通じてグリーン化を積極的に進める企業に対して、税制面での優遇や電力供給制限／計画停電からの除外などのメリット付与政策を導入することを要望する。あわせて、電力ユーザーが再エネ電力など炭素フリーの電力を使用したことを国外にも証明できるグリーン証書による認証システムの確立を要望する。

③ 電力ユーザーの選択肢拡大の継続

2021年10月、工業・商業分野の電力ユーザーへの電力小売りが「石炭火力卸電力の市場化推進のための通知」（发改委価格司第1439号通知）により自由化され、従来の規制料金表の撤廃とともに、電力市場経由での電力調達が可能となったことにより、電力ユーザーがそれぞれのニーズに適合した電力を調達できる選択肢が広がったことは高く評価できる。

については、電力市場の取引ルールおよび運営の透明性が確実に保証されるとともに、合理的な価格によるグリーン電力調達をさらに多様・容易にする市場システムの整備を要望する。

第3章 建設業

1. 建設

概要

2023年の中国建設市場の展望は、ゼロコロナ政策の実質的転換による消費マインドの向上に伴う景気改善が期待されるものの、不動産不況による下押し、上海ロックダウンによる物流停滞、米国発の金融引き締めおよび米中摩擦の影響によりさほど期待はできない。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞による建設業界への影響は大きくなかったものの、2021年夏以降報じられた恒大集団の経営危機に端を発する建設・不動産市場への直接・間接的な影響が、引き続き懸念されている。

また、2022年は、同年4月5日から始まった上海ロックダウンの影響によるサプライチェーンの混乱や停滞による不確実性の増大、米中摩擦、地政学的リスク、半導体不足等々による投資減退要因が短期的にはマイナス要因となる。長期的には中国政府が力を入れる内需刺激策に期待したいところである。

建設業にかかわる問題点と改善要望

建設業が直面する問題には、外資系企業に特有の問題と業界全体としての問題がある。

日系企業を含む外資系企業特有の問題

外国人の関連資格取得に関する問題

建設工事の設計、施工の実施については、工事規模に応じた等級の「建築師」「建造師」資格保有者が設計者、現場責任者にならなければならないが、外国人が中国人と同じ条件（言語、学歴、中国での実務実績等）で試験を受験、合格しこの資格を取得することは困難である。そのため、「一級建築士」「一級施工管理技士」など日本の公的資格を保有し、中国人の資格保有者と同等の技術水準にある日本人技術者の工事現場での位置付けが不安定となり、またその扱いそのものが不平等となっている。

「房屋建築と市政基礎施設プロジェクトの工事総請負管理弁法」（建市規〔2019〕12号）では、設計施工一括方式・EPC方式で工事を進める方法が規範化されると共に、一級施工資質保有企業が施工実績を以て甲級設計資質を得ること、甲級設計資質保有企業が設計実績を以て一級施工資

質を得ることを推奨している。海外では設計施工一括方式・EPC方式の普及が早く、外資企業はこの方式の経験がある人材を自国に抱えるが、それら人材は資格保有者とみなされないため、外資企業が資格保有者条件数を確保し資質取得に進むことは難しい。外資企業が自国で持つ経験を中国国内で十分に発揮できないのは、中国の建設市場の発展、工事品質の向上にとっても不利であると思われる。

建設業界において普遍的に生じている問題

専門技術人員の職業資格取得・登録にかかわる社会保険納付証明についての問題

2018年に公布された「工事建設領域の専門技術人員の職業資質の『名義貸し』等違法行為を取り締まる通知」（建弁市〔2018〕57号）は専門技術人員の職業資格取得・登録について厳格に管理することを命じており、関連資格受験・登録者は所属企業の職員であることの証明として、所属企業（本社）と同じ地の社会保険納付証明や戸籍や居住証を求められるようになった。ここで社会保険納付について言及しておきたいのだが、それは所属企業の職員全員が本社登録地で社会保険を納付しているとは限らないという点である。その背景には、当人はマンション購入や教育および医療等の便宜を考慮のうえ、希望する地（分公司）で社会保険を納付することがあるという事情が挙げられる。

さて、建設業に従事して施工管理を担う技術系若手社員が最初に目標とする資格に二級建造師がある。この資格は省レベルで管理されるものだが、先述のように分公司の地で社会保険を納付する職員は本社登録地の社会保険証明を持ちえないため、資格受験・登録をできずにいるのが現状である。また、分公司は建設業関連資質（資格受験・登録の要件）を有さないため、分公司の地での資格受験・登録もできずにいる。これらの状況は該当職員自身の成長と企業の発展にとって大きな障害であることから、職業資格取得・登録にかかわる社会保険納付証明の取扱いが見直されることを期待したい。

品質終身責任追及制の問題

「建築プロジェクト五方主体プロジェクト責任者の品質に関する終身責任を追及する暫定弁法」（建質〔2014〕124号）により、五方（発注者、勘察、設計、施工、監理）の担当責任者個人は、工事対象物の設計使用年限（通常50年）において品質に関する終身責任を負うこととなった。

この責任は個人が所属企業を離職した場合でも、継続して追及され、品質問題が生じた場合は、資格停止処分等の行政罰の他、刑事罰を負うことも規定されている。

工事品質を重視するという政策意図は理解できるものの、経済のソフト化進展により建設業への従事希望者が年々減少している中で、このような政策はさらに建設業が敬遠される一因となることを懸念しており、規定の撤廃を含め、今後の見直しに期待したい。

施工許可申請における諸問題

建設工事施工許可は、施工地の建設行政機関に申請を行うが、地方により以下のような各種要求・指導が行われ、工事スケジュール、工事費に影響が出ている。

工事ボンド（保証状）についての問題

工事ボンド（保証状）とは、工事費支払ボンド、請負者契約履行ボンド等、請負契約当事者双方の債務不履行を担保するものであり、契約条件により相手方に差入れるものである。しかし、当事者間で差入不要と約定しても、一部地域では建設行政機関より差入（契約条件の変更）を指導されることがある。

要求されるボンドの種類・金額は地域により異なるが、契約当事者双方で一工事1,000万円以上の費用（ボンド費用）が発生する地域もあり、工事費増加への影響があるため、契約当事者間の合意を尊重した運用を期待したい。

施工契約モデル書式についての問題

上記と類似の問題であるが、一部の地域では工事請負契約約款について、施工地行政機関から「モデル書式」（住建部・各地建設局制定）の使用を強制されることがある。一方、日系を含む外資系工事の発注者からは、全世界の拠点で統一して採用している契約約款（FIDIC約款等）の使用が強く主張され、建設企業もこれに応じることが多い。しかし、当事者間で合意して発注者指定の契約約款を使用して契約締結しても、さらに当局要求により、「モデル書式」による申請用契約の締結が必要となることがある。これにより、両者の整合性確認に多大な時間・労力を要するほか、紛争発生時に混乱が生じるリスクがあるため、これも、契約当事者の合意を尊重した運用を期待したい。

農民工給与不払い防止政策に関する問題

農民工の処遇改善については中国政府が継続的に取り組んできている課題であるが、建設業界は農民工の給与が支払われない事件の発生頻度が高く、特に重視されてきた。2020年5月より施行の國務院「農民工給与支払条例」の中でも工事建設分野は特別に重点を置かれ、厳しい給与支払制度と監督責任体制が規定された。その給与支払制度では、建設プロジェクト毎に元請業者名義の農民工給与支払専門口座を開設し（施工許可要件の条件の1つともされる）、発注者は工事代金の他の部分とは分けてその口座に農民工給与を支払い、元請業者は給与を農民工各個人の口座に直接支払うとしている。

農民工の権利保護という立法の目的には大いに賛同するものではあるが、専用口座の開設に当たっては、一方で金融監督要求への対応もあり実務上の不便と時間ロスが生じている。工事プロジェクトのスムーズな進行のため、調整改善されていくことを期待したい。

施工許可の申請作業に関する問題

施工許可の申請作業が各地方政府でまちまちであり、業務フローを全国统一にして欲しい。また、中にはかなり理不尽な要求をする地方政府も存在する。

行政側の施工支援に関する問題

2021年の突然の電力供給停止により、新規投資や工場計画を中止または延期した外資企業が少なくない。今後同様の措置を講ずる場合は、計画的に事前の周知を持って影響が最小限になるように行って欲しい。また、従来同一地域において、工事現場で事故が発生すると当該地域全ての工事現場で作業停止が担当の役所から求められる。この措置は工期および品質等々に多大な影響が出るので、事故現場だけの停止としていただきたい。

<建議>

- ① 建築業に従事する外国人社員と現地社員の資格取得制度の不平等な取り扱いと法令の整備、具体的には日本の一級建築士、一級施工管理技術士などの資格を中国の建造師資格等と同等に取り扱うことを要望する。
- ② 二級建造師の受験に要求される社会保険納付証明について、本社と分公司を一つの企業と見做し、当該企業の職員であれば社会保険の納付先（地）がどこであろうと、制限されることなく受験・登録できることを要望する。また工事登録に必須の資格証書「八大員証書」について、発行機関の統一、地域別の変換手続を省略し、全国登録通用を期待する。
- ③ 中国における建築技術水準向上に資する建設関連資格制度の広範な普及を促進するという観点から、「プロジェクトに携わる発注者・勘察・設計・施工・監理責任者個人に対する品質終身責任制」の撤廃を要望する。
- ④ 各地域進出時、および施工許可申請時における以下の諸要求の緩和・地方毎の運用のばらつきを改善し、業務フローの全国統一化を要望する。
 - ・当事者間（発注者-請負者）では不要と合意している工事ボンドの発行要求。
 - ・請負契約締結にあたっての「施工契約モデル書式」の使用強制
 - ・法人身分証明書（外国人の場合パスポート）の提出。
- ⑤ 事故や規範違反によらない工事停止命令の抑制を要望する。公共イベント、大気汚染予防等、理由はさまざまであるが、地域一帯の工事停止命令や施工制限を突然命令されることがある。工事の停止は労働力・物資の経済的損失に直結する。事故や規範違反のない場合には発注者・請負者がその損失を負担すべきではない。抑制を要望する。やむを得ない場合も期間の短縮、相

当前もつての通知を要望する。

⑥ 農民工給与専門口座について、以下を要望する。

- ・ 農民工給与専門口座の開設に関して、企業法定代表人の確認（法定代表人自身が銀行支店を訪問する、身分証明書原本を持参する、銀行の専用アプリによる顔認証、等）の調整に時間とコストを要しており、特に法定代表人が国内常駐でない企業においては実現が非常に困難である場合もある。

例えば、Skype等世界で広く使用されているアプリでの遠隔での本人確認や、同目的での法定代表人確認を2度目以降不要とするなど、口座開設手続の簡易化を要望する。

- ・ また、現在、口座を開設する銀行は工事建設地毎に少数指定された銀行の中からしか選択できないが、企業の財務管理の視点から、自由に選択できるようになることを要望する。
- ・ 専用口座に預け入れる給与保証金の額は入金した工事代金の一定比率ではなく、実際の施工高に応じた割合または定額工事量による額とすることを要望する。

⑦ 駐在員が中国赴任時、一般的には会社登録地で就労および滞在許可を発行するが、建設会社の特徴として外地への現場赴任が多い。プロジェクト単位で外地へ進出した場合、支社がないため、プロジェクト所在地で外国人のために就労および滞在許可の申請ができない。その悪循環で公安局出入国管理機関等の行政機関から問い合わせがあり、また実際就業地とビザ登録地と一致しないことを理由とし、ペナルティーを課されるケースがある。

建設業の実情を考慮し、外国人の外地での就労および滞在許可の申請の簡素化、例えば、会社の保証で全国各地への赴任を許可する等々救済措置を求める。

⑧ プロジェクト単位で外地へ進出した際、国家税務総局の規定により、省を跨ぐ遠隔地工事に関して、プロジェクト契約社員の給与所得を工事所在地の税務機関に申告しなければならない。

現状、プロジェクトの規模を問わず、特に短工期で終わる小規模工事でも工事所在地の所管税務局ごとに申告しなければならない。個人所得税を転々として納付することになり、社員個人にとっても納税場所がころころ変わるため、納税記録の不連続性の問題が発生する。また企業としても手続上非常に煩雑でありコスト要因となっている。

省ごとに納税窓口を統一し、オンライン操作で一括納付、零細工事は「零申告」などの対応で要求の緩和を検討していただきたい。

2. 不動産

2022年中国不動産概況

2022年の中国の不動産業界は、マクロ経済が全体的に減速し、新型コロナウイルスが猛威を振り、長年にわたる不動産関連の規制強化により、産業全体の落ち込みが続き、一時は下落傾向が加速した。不動産経済のデータは総じてマイナス成長を記録し、その大半が大幅なマイナス成長であった。プラス成長を示す唯一の分野は未販売建物の在庫の増加であり、産業全体の悪化を実質的に表している。こうした状況は過去40年間で一度もなかった。

不動産関連の主要指標は年間を通じて月ごとに減速傾向となり、回復の動きが見られぬまま、下降の一途をたどり、産業政策にも市況回復の効果は見られなかった。不動産市場の現状は中国のマクロ経済の安定を脅かしている。

不動産投資は10%減

不動産開発の年間総投資額は前年比10.0%減の13兆2,895億元であった。そのうち、住宅投資は前年比9.5%減の10兆646億元、オフィスビル投資は前年比11.4%減の5,291億元、商業施設投資は前年比14.4%減の1兆647億元であった。

不動産開発企業の投資意欲は低下している。企業の戦略や方針においては、いずれも積極的ではなく保守的傾向が見受けられる。事業規模の縮小、負債の削減、完成建物の引き渡しの保証、高回転経営モデルの見直し、従業員の削減、苦境の克服、生き残り策が、不動産開発企業の最優先事項となっている。

図1: 全国不動産開発投資成長率



開発・建設の持続的縮小

全国の建物の新規着工面積は、前年比39.4%減の12億587万平方メートルであった。そのうち、住宅は前年比39.8%減の8億8,135万平方メートル、オフィスビルは39.1%減の3,180万平方メートル、商業施設は41.9%減の8,195万

平方メートルであった。

不動産開発企業は新規着工面積を大幅に減らしたが、これは実のところ、レバレッジと回転率を下げ、建物の完成を守るために土地の取得や新規着工を見合わせ、市場の行方を見据え、政策調整に期待を寄せているのである。

不動産開発企業による建物着工面積は、前年比7.2%減の90億4,999万平方メートルであった。そのうち、住宅は前年比7.3%減の63億9,696万平方メートル、オフィスビルは前年比7.5%減の3億4,917万平方メートル、商業施設は前年比11.8%減の7億9,966万平方メートルであった。

年間の新築分譲建物販売面積13億5,837万平方メートルに対し、着工面積90億4,999万平方メートルは7年分の総販売面積に相当する。こうした構造は資金の回転期間を大幅に引き延ばし、調達が困難な巨額の資金を大きく占用し、不動産投資の利益を大幅に減らしている。

全国の建物竣工面積は前年比15.0%減の8億6,222万平方メートルであった。そのうち、住宅は前年比14.3%減の6億2,539万平方メートル、オフィスビルは前年比22.6%減の2,612万平方メートル、商業施設は前年比22.0%減の6,800万平方メートルであった。

年間竣工面積は毎年、年間販売面積を大幅に下回り続け（新築分譲建物）、2022年は両者の間に約5億平方メートルの差が存在する。ここから、中国の不動産市場は先物取引が中心であること、先行予約販売が中心であること、さらに供給が需要を満たせていないことが見てとれる。今後もこのような状況が続くと見込まれる。政府が企業に「完成建物引渡し保証」を厳しく要求しているにもかかわらず、竣工面積は前年比15%減少しており、この現象はどう見ても通常とは異なっている。

土地買付面積と土地取引の成約価格は半減

全国の土地買付面積は前年比53.4%減の1億52万平方メートルであった。同時期の土地取引の成約価格は前年比48.4%減の9,166億元となった。

この数字はまず、土地買付面積の下げ幅が土地取引の成約価格の下げ幅を上回っていることから、2022年も土地市場価格が引き続き上昇していたことを鮮明に示している。次に、一級土地市場（土地使用権譲渡市場。国が所有者または管理者として、土地の使用権を使用者に譲渡する）では、たとえマクロ経済が予想を下回っても、その独占的な価格の構造を変えることには消極的であることが反映されている。最後に、今や開発企業は実際に土地を購入できなくなり、購入の意欲や勢いも衰えていることが見て取れる。

建物販売面積と売上高は4分の1反落

全国の新築分譲建物の販売面積は、前年比24.3%減の13億5,837万平方メートルであった。そのうち、住宅は前年比26.8%減の11億4,631万平方メートル、オフィスビルは前年比3.3%減の3,264万平方メートル、商業施設は前年比

8.9%減の8,239万平方メートルであった。

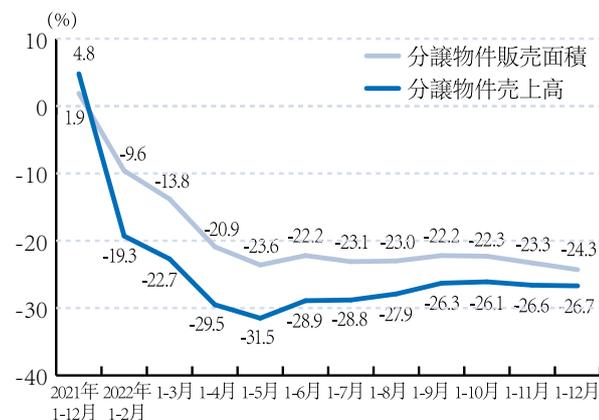
全国の新築分譲建物の売上高は、前年比26.7%減の13兆3,308億元であった。そのうち、住宅は前年比28.3%減の11兆6,747億元、オフィスビルは前年比3.7%減の4,528億元、商業施設は前年比16.1%減の8,127億元であった。

全国の各地域の新築分譲建物の販売面積と売上高がすべて減少した。販売面積では、東部、中部、西部、東北地域はそれぞれ5億6,388万平方メートル、4億750万平方メートル、3億4,590万平方メートル、4,109万平方メートルであり、前年比でそれぞれ23.0%減、21.3%減、27.7%減、37.9%減となった。売上高では、東部、中部、西部、東北地域はそれぞれ7兆7,413億元、2兆8,358億元、2兆4,456億元、3,080億元となり、前年比ではそれぞれ25.1%減、25.7%減、30.6%減、40.9%減となった。

2022年は新築分譲建物売上高の下げ幅が販売面積の下げ幅を上回ったため、両者の差は2.4ポイントとなった。そのうち分譲住宅の売上高の下げ幅が販売面積の下げ幅を上回り、1.5ポイント差となった。そのため、新築分譲建物の平均市場販売価格は1平方メートルあたり9,800円まで下落し、そのうち新築分譲住宅は1万円まで下落した。

不動産の販売面積と売上高のデータ指標は、不動産投資のデータ指標よりも重視されるべきである。土地の取得や新規着工への投資は、完成建物の販売を支え、成功か失敗かは完成建物によって判断され、それに左右されるものであるから、投資の目的はあくまで販売を実現させることにある。2022年に不動産投資は10%落ち込み、販売面積と売上高は約25%落ち込んだが、両者には比較にならないほどの差がある。未販売分譲建物の総量が再び増加したという要素を加えれば、現在の中国の不動産では、需要側が供給側に比べ、はるかに複雑で厳しい課題を抱えることが分かる。

図2：全国分譲建物販売面積および売上高の成長率



新築分譲建物未販売面積は10.5%増

12月末時点の全国新築分譲建物の未販売面積は前年比10.5%増の5億6,366万平方メートルであった。そのうち、住宅は前年比18.4%増の2億6,947万平方メートル、オフィスビルは前年比7.3%増の4,073万平方メートル、商業施設は前年比1.6%減の1億2,558万平方メートルであった。

前年の新築分譲建物の販売分は17億平方メートルで、未販売分は5億平方メートル近くであった。一方、今年の販売分は13億6,000万平方メートルであったにもかかわらず、未販売分は5億6,000万平方メートルであった。これが第一の問題点である。

以前はオフィスビル、商業施設が未販売の大きな割合を占め、在庫が急増していた。しかし今は、住宅の未販売量の伸び率がこの2つを大きく上回っている。これが第二の問題点である。

第三の問題点は長年の懸案となっているが、住宅未販売量のうち、政府が低・中所得者層に提供する「保障性住宅（低所得者向け、住宅の広さが限定されたほか、限られた価格または家賃で政府が提供する住宅）」が大きな割合を占めていることである。「保障性住宅」は好まれておらず、市場での在庫消化率が低い。

第四の問題点も同じく長年の懸案事項で、未販売分譲建物のうち、大部分をオフィスビルと商業施設が占めていることである。この問題は、この2つの分譲建物が計画から投資、販売まで、すべて余剰が深刻化しており、長期的には正されることなく、常態化していることを反映している。

不動産開発企業の調達資金は25.9%減

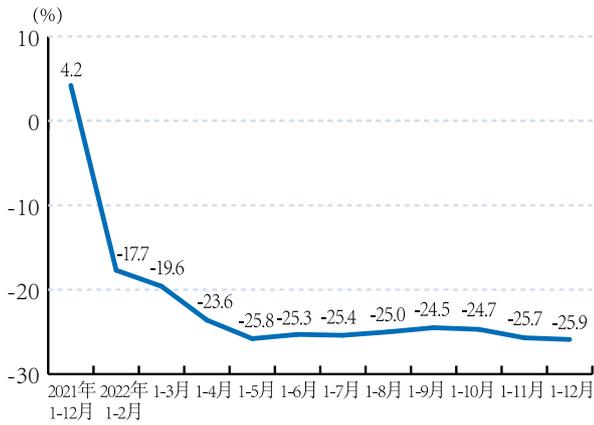
12月末時点の全国不動産開発企業の資金調達額は、前年比25.9%減の14兆8,979億元となった。そのうち、国内貸付は前年比25.4%減の1兆7,388億元、外資利用は前年比27.4%減の78億元、自社調達資金は前年比19.1%減の5兆2,940億元、手付金および前払い金は前年比33.3%減の4兆9,289億元、個人向け住宅ローンは前年比26.5%減の2兆3,815億元となった。

資金調達額とその内訳はいずれも大幅に減少した。背景には次のことが指摘される。開発企業の調達資金100元あたり、2022年の国内金融機関による貸付金は12元に届かない（業界平均）。

中国の不動産企業による外資利用はわずか78億元で、不動産企業の15兆元近くの調達資金に占める割合は非常に小さく、影響は微々たるものである。

自社調達資金、手付金・前払い金、個人向け住宅ローンが、不動産企業の投資資金の主な資金源である。しかし、2022年はどれも大幅に減少したため、多くの開発企業が資金繰りに苦しみ、資金の流出を抑えられなくなった。安値で資産を売り、株を売り、リストラし、給料を減らすことは、開発企業が苦境を乗り切るための重要な手段となった。

図3: 全国不動産開発企業の年間調達資金成長率



②オフィスの移転や開設時における工事の際に必要な建築委員会による消防審査だが、300平方メートル超かつ内装工事金額が100万円を超えるオフィスについては手続や審査に時間がかかり、手続も煩雑である。現行のルールを条件緩和することを要望する。

年末の全国不動産景気動向指数は94.35

正式名称は「全国不動産開発業総合景気動向指数」で、土地譲渡収入、土地開発完成面積、不動産開発投資、資金源、分譲建物販売価格、新築着工面積、家屋竣工面積、空き家面積の8分類の指数を合わせて算出する総合指数である。

105超がやや高い景気水準、100が適切な景気水準、105～95が適度な景気水準、95未満がやや低い景気水準となる。2021年12月は100.28だったが、2022年12月には94.35と、驚愕の、非常に厳しい数字となった。

2022年の全国不動産景気動向指数は月を追うごとに低下し、年末の94.35は年間を通じて最も低く、過去にこれよりも低かったのは1997年6月の88.8と2015年5月の92.4だけである。

図4: 全国不動産景気動向指数



注: すべてのデータは中国国家統計局の発表内容に準拠する

< 建議 >

①賃貸住宅や、不動産の売買に関するインターネットに掲載されている情報(広告)は、事実とは異なる情報が掲載されていることが多い。不動産の広告に事実と異なる情報の掲載ができないよう、政府に対し法細則の整備を要望する。

第4章 製造業

1. 繊維・アパレル

2022年の中国繊維産業は、新型コロナウイルスの感染拡大、国内景気の鈍化、欧米アパレル市況の悪化、物流費や原材料高騰などの打撃を受けた。国内ブランドは、これまでの勝ち組も苦戦するところが目立った。輸出向け工場は上半期については好調を維持したが、下半期になると一転し受注が低迷した。米中貿易摩擦を背景とした欧米ブランドの中国生産離れの影響も受けている。日本向け工場は、急激な円安進行により利益率が低下した。こうした背景から、輸出向け工場の多くが「中国内販シフト」を加速した。

年初は新型コロナウイルスの感染状況が落ち着き、国内消費は一時的な持ち直しが見られた。しかし、3月になると新型コロナ感染拡大とともに行動規制が強まり消費は低迷した。特に約3カ月に及ぶ上海のロックダウンは消費だけでなく、繊維製品の生産・物流にも大きな影響を与えることとなった。6月からは国内アパレル市場はやや回復したが、その後、新型コロナの感染が散発的に全国で発生したことにより、景気は再び減速した。2022年9月の衣料品小売総額は5月以来4カ月ぶりのマイナスとなり、前年同月割れは12月まで続いた。

一方、輸出は2022年上半期まで好調が続いた。2021年から欧米経済が好転する中、欧米ブランドが積極的に発注したことや、海運の停滞懸念から前倒し生産したところが多かったことが理由としてあげられる。下半期になると、ロシアのウクライナ侵襲に端を発したエネルギー価格高騰、インフレ加速、金利上昇などによって欧米の景気が急速に冷え込み、アパレル市況も悪化した。これらの影響を受け、繊維製品輸出は9～12月まで4カ月連続で前年同月割れとなった。

中国の繊維・アパレル産業動向

2022年の生産動向

中国国家统计局によると、2022年1～11月の繊維主要品目の生産量は、ほとんどの品目で前年実績を下回った。紡績糸は2,457万トン（前年同期比6.9%減）、生地は332億メートル（同6.1%減）となった。化学繊維は0.1%減の6,176万トン、うち合繊繊維は5,678万トンで0.1%増。衣類は211億着で3.4%減となった。

表1: 2022年1～11月繊維製品生産量

品目	単位	生産量	前年同期比 (%)
紡績糸	万トン	2,457.1	△6.9
生地	億メートル	332.9	△6.1
不織布	万トン	—	0.1
タイヤコード	万トン	—	△5.4
化学繊維	万トン	6,176.6	△0.1
うち合繊繊維	万トン	5,678.1	0.1
衣類	億着	211.6	△3.4

出所：国家统计局など

対象企業：年間主要業務収入2,000万元以上

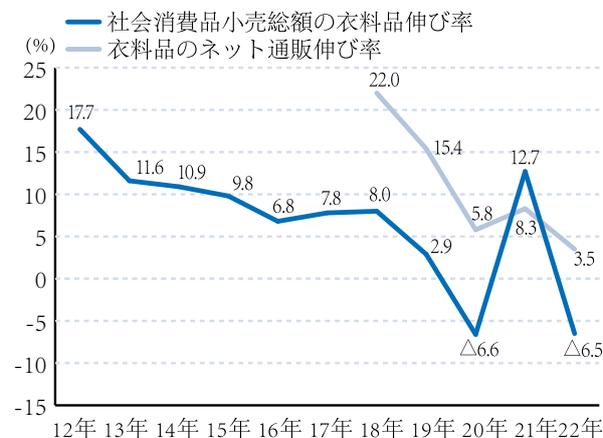
2022年の国内消費動向

中国国家统计局によると、衣料品（衣類・靴・帽子・ニット品）の2022年国内小売総額（小売売上高）は、1兆3,003億元で前年比の名目増減率は6.5%減だった。2020年（6.6%減）以来の落ち込みとなった。2022年のネット通販の衣料品小売総額は、前年比3.5%増だった。

こうした中、アパレル各社の2022年1～6月業績は厳しかった。高級レディースブランドを展開する赢家时尚（エッカ・グループ）は、売上が前年同期に比べ5.9%減の28億9,597万元、純利益が7.9%減の2億5,774万元だった。メンズ最大手の海澜之家は、売上が95億元、純利益が12億元で、それぞれ前年同期に比べ6.1%、22.7%減少した。

ファッションやカジュアルブランドが総崩れとなる中、スポーツとアウトドアブランドは踏みとどまり多くが前年同期比、増収増益を達成している。

図1: 中国衣類販売額の対前年推移



出所：国家统计局

2022年の貿易動向

中国海関総署によると、繊維品（紡績糸・生地・マスクなどの2次製品）と、衣類（防護服や服飾雑貨を含む）を合わせた2022年繊維品輸出は、前年に比べ2.6%増の3,233億ドルとなり、2年連続で過去最高を更新した。欧米アパレル市場の好調が前半まで続き、上海の都市封鎖などのマイナス要因をカバーした。うち繊維品は1,479億ドル、衣類は1,754億ドルで、それぞれ2.0%、3.2%増加した。

輸入は、19.2%減の224億ドルだった。国内アパレル市況の悪化を反映した。

表2：2022年中国繊維品輸出入

輸出			輸入		
	22年 (億ドル)	前年比 (%)		22年 (億ドル)	前年比 (%)
繊維品	1,479	2.0	繊維品	118	△24.3
衣類	1,754	3.2	衣類	105	△12.4
合計	3,233	2.5	合計	224	△19.2

注：繊維品は糸、生地、二次製品。衣類は服飾雑貨含む
出所：中国海関総署

中国繊維品進出口商会がまとめた繊維品の国・地域別輸出は、下半期からの欧米向けの減少に加え、急激な為替変動や中国からASEAN地域への生産移管により日本向けが減少した。半面、中国政府が関係構築に力を入れるキルギス向けが、75.2%増の83億ドルと大幅な伸びを示した。前年に2ケタ台で伸長したベトナム、バングラデシュ、マレーシアは、1ケタ台の伸びにとどまった。現地での素材開発が進んでいることなどを反映しているとみられる。

輸入は、国内景気の鈍化が響き、上位10カ国・地域すべてが前年を下回った。

表3：2022年中国繊維品輸出入(上位10カ国・地域)

輸出				
順位	仕向地	億ドル	前年比(%)	シェア(%)
	全世界	3,235.7	2.7	
	ASEAN	562.6	14.7	17.4
	欧州連合 (EU)	465.5	△0.9	14.4
①	米国	532.8	△5.3	16.5
②	日本	199.8	△0.2	6.2
③	ベトナム	190.1	8.1	5.9
④	韓国	103.0	2.6	3.2
⑤	バングラデシュ	92.1	7.7	2.9
⑥	ドイツ	86.5	△8.1	2.7
⑦	キルギス	83.9	75.2	2.6
⑧	オーストラリア	78.0	14.5	2.4
⑨	英国	76.4	△14.7	2.4
⑩	マレーシア	68.5	5.7	2.1

輸入

順位	仕向地	億ドル	前年比(%)	シェア(%)
	全世界	224.3	△19.1	
	ASEAN	67.3	△17.6	30.0
	欧州連合 (EU)	57.1	△9.5	25.5
①	ベトナム	44.3	△16.5	19.8
②	イタリア	35.1	△7.1	15.6
③	日本	19.9	△8.4	8.9
④	台湾	13.7	△16.1	6.1
⑤	韓国	12.7	△6.6	5.7
⑥	中国	11.7	△42.4	5.2
⑦	パキスタン	6.5	△31.4	2.9
⑧	バングラデシュ	5.8	△2.1	2.6
⑨	インドネシア	5.7	△27.7	2.6
⑩	タイ	5.7	△13.1	2.5

出所：中国繊維品進出口商会

2022年の投資動向

中国国家統計局によると、2022年の固定資産投資額（農業を除く）は、57兆2,138億元で前年に比べ5.1%増えた。インフラ投資などに支えられ、上げ幅は前年に比べ0.2ポイント拡大した。

繊維業は4.7%増で、前年（11.9%増）から鈍化した。衣類・服飾は25.3%増となり、上げ幅は前年（4.1%増）に比べ21.2ポイントも拡大した。化繊メーカーは21.4%増で、上げ幅は10.4ポイント縮小した。

2023年の展望

中国は2022年12月に新型コロナに関する新たな防疫措置を発表し、規制を大幅に緩和した。2023年1月に入ると各都市の商業施設の来店客が増え始め、多くのアパレルブランドの1月売上高も前年同月上回るようになった。1月の製造業購買担当者景気指数（PMI）も50.1と、好不調の分岐点となる50を4カ月ぶりに上回るなど、中国経済の底入れの兆しが見える。IMFや民間機関の多くが中国の2023年のGDP成長率が5%を超えると予想している。

個人消費の回復に加え、生産・物流の安定により、アパレル業界もコロナ禍の苦境から一定の回復が見込まれるが、コロナ禍の3年間を経て、消費者のアパレルへのニーズは変化した。着心地の良さや機能性、コストパフォーマンスの高さを求める傾向が強まっている。販売チャネルも、ネットの実況中継を通じ物販するライブコマースが普及するなど、オムニチャネルがますます重要になっている。また、スキーなど新しいスポーツ分野の拡大や、キャンプをはじめとしたアウトドア関連の市場が引き続き拡大することが想定される。アパレル各社には、こうした変化への対応が求められる。

欧米諸国が景気後退に向かっていることから、アパレル輸出は厳しい状況が続く可能性が高い。米中貿易摩擦や、中国での生産コストの上昇を背景とした中国生産離れもさらに進むとみられる。アパレルの輸出減少に伴い、原糸やテキスタイル分野は供給過剰が深刻化する可能性がある。

具体的な問題点と改善要望

日本の繊維産業にとって中国は最大の貿易相手であり、日本企業による中国への投資やサプライチェーン形成においても最重要国である。また中国側としても日本は主要な輸出先であり、近年では重要な投資対象国となっている。この様に相互に最重要パートナーという認識の下、両国業界は日本繊維産業連盟（日本繊維産連）と中国紡織工業聯合会（中紡聯）による業界間国際会議「日中繊維産業発展・協力会議」を2004年から開始し、各種情報、意見の交換を行ってきた。

その後アジアの繊維先進国として韓国を加え、3カ国で率直に議論を行うプラットフォーム「日中韓繊維産業協力会議」を発展的に2010年から立ち上げ、3カ国に共通するテーマを取り上げて専門家委員会による交流、協力関係をさらに発展させ、より掘り下げた活動を継続している。

2023年より、コロナ禍で中断されていた対面での交流を再開したい。

経済連携協定（EPA/FTA等）に向けた取り組み

前述の通り日中間の繊維貿易および投資、サプライチェーンによる経済規模は巨大であり、経済連携協定による効果は大きいと期待される。こうした中2021年に日中を含むメガFTAであるRCEPが発効し、制度の利用が拡大している。繊維産業においてもRCEP対象国は世界の中で非常に大きな位置づけにある。

RCEPの繊維分野における妥結内容をみると、まず原産地規則は原則1工程ルールが適用されているため、活用しやすいというメリットが考えられる。一方で関税撤廃については、特に日中韓が関与する範囲において「段階的な撤廃（ステー징）」や「除外」の品目が多く存在し、RCEP活用によるさらなるグローバルな繊維ビジネス高度化への期待は、中長期的なものに止まっている。

我々日本繊維・アパレル産業は、アジアの先進国である日中韓はRCEPよりさらに深掘した自由化を進めていくことが望ましいという立場であり、中国が2021年9月に申請を行ったCPTPPへの加盟動向は注視するものの、日本のアパレル製品の輸入先が、中国から関税障壁のない東南アジア諸国に急速に移っている中、現在交渉中の日中韓FTAが後回しになる等、ハイレベルな自由化への取り組みが滞る事態になれば、これを憂慮するものである。膨大な川上の生産能力を擁する中国としても、高レベルの自由な貿易と投資体制構築に加えて、川中・川下における高次加工技術の開発強化も見据えた知的財産権保護の問題、製品安全基準の統一等についても、日本政府や業界との情報交換、共同研究の推進に対する積極的な支援をいただくよう要望する。

繊維産業としてのサステナビリティへの取り組み

2015年に採択された国連SDGs、さらには2017年公表の「衣類・履物についてのOECDデュー・ディリジェンスガイダンス（以下「DDガイダンス」）」を契機として、世界の繊維産業に対する環境・温暖化対策・安全問題を始めとしたサステナビリティへの関心が大きく高まっている。

環境問題について、染色を始め製造業としての繊維産業に対して中国政府はすでに厳しい環境規制を実施し、有害化学物質の排出削減、大気汚染・水質汚濁防止等への対策を徹底している。日系進出企業もこれを高く評価し全面的に協力したい。ただし、運用に際しては、適切な時間的余裕や事業運営の実態にも配慮した実施をお願いしたい。温暖化対策やサステナビリティに関して、中紡聯による指導のもと、非石油由来製品等の開発や省エネ等の先進的な取り組みが行われている。これらの分野に関し、日本の繊維業界は先行して取り組みを行い、成果を上げてきた。政府として中国内において日本企業を含めた有効な繊維技術や製品が導入、活用されるようさらなる制度作りを要望する。

OECD「DDガイダンス」は衣類・履物セクターに対して12項目にわたるリスクへの対応を求めている。個々の企業ベースでの対応が主体になるものも多いが、日本繊維・アパレル産業界としては、環境問題に加えて製品安全にかかわる業界基準と運用に関する情報共有を推進し、共通の懸案課題の検討から着手して行きたい。

繊維産業のサステナビリティに関して中紡聯は2018年1月にOECDとMOUを締結し、国内では中国紡織サプライチェーン化学品環境委員会が設立される等、中国における対応も着実に進展している。この点でも両国の繊維産業界間で情報の共有化を図り、「日中韓繊維産業協力会議」の場でもテーマアップして、協同で取り組める分野の検討を希望する。

知的財産権保護について

知的財産権保護の問題については2008年末に日本繊維産連と中国紡織工業協会（現・中紡聯）の間で覚え書きを締結した。知的財産権の侵害で繊維産業においてもいまだに深刻なのは、i)商標の冒認登録 ii)インターネットサイト等での模倣品横行の2点である。冒認登録とは、例えば日本のアパレルの著名商標が中国の第三者によって中国で登録されてしまい、現地での販売行為に支障をきたすもの。模倣品は、日本アパレルのブランドやデザインを無断でコピーした商品がそのブランド価値や企業イメージを毀損するもの。日本アパレル産業協会によるとECの急激な増加を受けて偽ブランドがネット上でも増加している。前年度に引き続き商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を希望する。

投資、事業運営に関する障害、各種問題点の是正

- 輸出増徴税の還付手続について、生地取引の商売においてすでに仕入れて在庫しているものから輸出するケースもあるが、その場合には還付対象外となる現状ルールを緩和してもらうよう要望する。また輸出入手帳に関しては開設に要する期間の短縮（現状1カ月）、ならびに恒常的にロスが発生する生地の輸出入取引については、一契約においてある程度の許容数量を設ける事を検討いただくよう要望する。
- アパレル製品に関する品質表示基準は混率や組成および商品品質の分類も必要以上に細かく記載を求めている。品質表示の簡素化等、より適切なルール運用をしていただきたい。

- ・2020年12月に施行された輸出管理法については本「白書」の共通部分で触れている通りであるが、日本繊維・アパレル業界としても中紡聯との継続した緊密な情報交換を要望する。

<建議>

- ①経済連携協定に関し、2022年よりRCEP協定が発効し、繊維・アパレル業界でも活用が拡大していることは前向きに評価したい。しかしながら中国（韓国も含む）の輸入についての関税撤廃は長期ステー징品目が多い等の問題があり、東南アジア諸国との比較では競争力に欠ける。CPTPPへの加入に向けた活動とともに、日中韓FTA交渉においてはさらに高いレベルを目指して、中国政府としても積極的な支援を要望する。
- ②国連、OECDの動向もあり昨今関心が高まる繊維産業のサステナビリティへの対応という観点からも、従来からの温暖化対策を含めた環境対応での協力と情報交換を継続・拡大したい。また環境保護に有効な繊維製品・技術の積極的な導入政策の推進、製品安全にかかわる情報交換、制度情報の公開を引き続き要望する。

なお、製造業における環境対策、排出規制には全面的に賛同するが、事業運営の実態にも配慮の上での政策運用を要望する。
- ③知的財産保護については商標の冒認登録ならびにネットサイト等での模倣品に対する取り締まり強化を要望する。
- ④輸出増徴税に関する事務処理について、より現実の取引に即した改善を要望する。
- ⑤アパレル製品の品質表示法に関しては、簡略化してルール遵守可能な制度運用を要望する。

2. 化学品

2022年の中国の石油・化学工業全体の売上総額は前年比14.4%増の1兆5,600億元、貿易総額は21.7%増の1兆500億ドルで、両方とも前年より大幅に伸長したが、利益総額は1兆1,300億元で、前年比2.8%減少した。各種主要化学製品の生産量について、エチレンは前年比1.0%減の2,898万トン、合成樹脂は前年比1.5%増の1億1,367万トン、合成ゴムは前年比5.7%減の823万トン、苛性ソーダは前年比1.4%増の3,981万トン、化学肥料は前年比1.2%増の5,472万トン、タイヤは前年比5.0%減の8億5,600万本となった。

2022年、世界は未曾有の変化に直面し、産業変革やそれに伴う技術革新が大きく進展した。特に新型コロナウイルス感染拡大の継続、突然の国家間の紛争は世界の石油・化学産業の構造変化を加速させることとなり、このような状況の中、石油・化学工業全体売上の上昇と需要量の横ばいが顕在化した。

2023年は中国が第20回中国共産党大会の方針を実行に移す最初の年で、第14次5カ年計画の実現に向けた重要な年である。石油・化学産業は足元「需要縮小」「供給過多」による事業環境悪化の課題に直面していると推察される。外部環境は楽観視できず、需給ギャップがまだまだ大きい中で価格の上昇には大きな期待は持てないが、コスト圧力の緩和や需要の緩やかな回復から、2023年中国の石油・化学産業は徐々に改善、安定化へ向かうものと期待される。

原油需要は横ばい、輸入依存度はやや低下

2022年の中国の原油需要は、前年比微増の7億1,300万トンであった。国内生産量は前年比2.9%増の2億500万トンと4年連続の増産となった。それに対し、原油純輸入量は前年比1.0%減の5億800万トン、輸入依存度も前年比0.8ポイント減の71.2%となった。データからわかるように、中国の原油消費量の伸び率が鈍化し、国内の原油生産量が順調に増加するのに伴い、原油の外部依存度はやや低下している。これは国際原油市況の高止まり、国内生産量の増加、グリーン・低炭素化政策にかかわると分析されている。

表: 原油(単位:億トン)

	2019年 実績	2020年 実績	2021年 実績	2022年 実績
原油生産量	1.91	1.95	1.99	2.05
純輸入量	5.06	5.42	5.13	5.08
消費	6.97	7.37	7.12	7.13
輸入依存度(%)	72.6	73.5	72.0	71.2

出典: 中国国家统计局、中国税関総署、中国石油化工連合会

エチレンの生産能力は急成長を維持、生産量が減少

2022年、中国国内のエチレンの生産能力は急成長を維持

した。合計565万トンの生産能力が増加し、総生産能力は4,675万トンに達し、世界最大のエチレン生産国であった。エチレン生産能力の急速な成長に伴い、エチレン生産設備の大規模化、集積化も加速した。一方、経済成長の鈍化に伴い、エチレンの需要の伸び率は低下しており、2022年の生産量は2,898万トンであった。エチレン生産設備稼働率の問題が残っている。

生産安全状況は改善も、十分でなく安全管理政策は強化

2022年、全国化工企業の生産安全状況は比較的安定していた。全国化工事故発生件数は127件で、事故による死者数は143人であり、前年比それぞれ3件、11人減少した。そのうち、大規模事故(較大事故)発生件数は7件、死者数は24人であり、それぞれ2件、11人減少した。重大事故・特別重大事故は発生しなかった。全体的な生産安全状況は改善しているが、急速な発展のために蓄積された問題は根本的に解決されておらず、化学産業がハイリスク業種であることは依然として変化していないとされている。生産、貯蔵、輸送、廃棄物処理など一連のフローの中でのリスクはまだ高く、設備の老朽化というリスクも顕在化している。また、一部の東部沿海地区から中西部地区へ移転した化学産業プロジェクトや新設危険化学品プロジェクトは、受け入れ地域の承認手続不完備、脆弱な安全基盤や不十分な管理のため、事故が多発した。当局の今後の重点監督管理対象になると見られている。

安全管理政策については、「全国危険化学品安全リスク集中管理方案」、「国家安全生産に関する第14次5カ年計画」、「国家消防に関する第14次5カ年計画」、「危険化学品安全生産に関する第14次5カ年計画方案」、「危険化学品生産建設プロジェクト安全リスク予防・制御管理指南(試行)」、「危険化学品のインターネット販売に対する安全管理の強化に関する通知」などが公表され、今後当局の監督管理はより厳しくなり、化学企業に対してさらに高い安全レベルが要求されると見られる。

環境保護・化学品管理は強化、低炭素発展への転換は迫ってくる

「第13次5カ年計画」の目標を達成した後、中国の環境保護の基本的問題は減少したが、まだ厳密な処理が必要な問題は残っている。河川流域における生態環境の保護・回復については、「黄河保護法」、「太湖流域の生態保護補償メカニズムの構築の推進に関する指導意見」、「重点海域総合対策戦略行動方案」などの河川流域管理に関する政策が発表されたほか、「重点管理新汚染物質リスト(2023年版)」、「廃棄危険化学品等の危険廃棄物リスク集中管理工作方案」、「零細企業有害廃棄物回収パイロットの実施に関する通知」なども発表され、新規汚染物質や危険廃棄物への管理が強化された。

石油・化学工業は典型的な高エネルギー消費・高排出産業として、2030年カーボンピークアウト、2060年カーボン

ニュートラルの目標に向け、「工業グリーン発展に関する第14次5カ年規画」、「石油化学・化学産業の高品質な発展に関する指導意見」、「第14次5カ年規画期間における石油化学・化学産業のグリーン発展指南」など政策の要求に基づき、2022年、「第14次5カ年規画期間における石油化学・化学産業の高品質な発展の推進に関する指導意見」、「高エネルギー消費業界の重点分野における省エネ・炭素排出削減改造実施指南（2022年版）」などが策定され、具体的な目標や業種別のガイダンスも発表された。

また、地方も石油化学・化学産業に関するカーボンピークアウトに向け行動を開始している。江蘇省、河南省、山東省、湖南省、四川省、雲南省などはカーボンピークアウトに向けた実施計画や関連措置を発表した。例えば、江蘇省は窒素肥料、リン酸肥料、炭化カルシウム、苛性ソーダ、ソーダ灰、黄リンなどの新規生産プロジェクトへの承認を厳しく管理、ローエンドの非効率な生産装置の撤去を加速し、効果的に生産規模をコントロールするよう要求している。河南省、雲南省、湖南省などは石油化学・化学産業に低炭素化のためのグレードアップを要求している。石油化学・化学産業のさらなる発展のため、低炭素化への転換が迫ってくるとみられている。

＜建議＞

中国で事業活動を行う日本の化学企業は法規制のさらなる合理化および明確化に向けた施策を高く評価する。一方、法規制と標準の整合性や法規制・標準と実作業の整合性、部門間での調和が十分ではなく、また、安全や環境保全のための政策の実行に際しての企業の事業活動への配慮が十分であるとは言えない。実務における要求事項のさらなる明確化と文書化の改善余地がある。以上の観点から、化学産業にかかわる政策、法規制・標準とその執行に関して以下の通り建議する。

1. 全般

1) カーボンニュートラル

中国は2030年カーボンピークアウト、2060年カーボンニュートラルの目標に向け、関連する計画を策定・発表し、その重要な柱の1つである再生エネルギーの発展を着実に進めており、2021年7月に発電業界を対象とした炭素排出権取引が全国的に開始された。今後は鉄鋼・石油・化学を含む7つの業界への拡大が検討されている。石油化学をはじめとする化学業界は発電業界とは比較にならないほど多くの事業者がおり、その事業規模は大小さまざま異なる状況にある。炭素排出権取引制度を導入する際には、排出量の算定、排出権の配分、取引方法など多くの課題が予想される。当局は事前に十分な計画を事業者へ説明し、事業者の意見も確認し、制度の導入においては十分な期間を確保するよう要望する。

2) 化学工場への電力制限

「双控」政策をはじめ、エネルギー消費に関する政策は良く理解できる。しかし2022年度、8月に地方で実施された電力制限は、化学工場にとって問題が大きい。節電インシティブ発行等電力状況への注意喚起はあったものの、電力制限の通知が当日となるケースもあり、急な電力遮断による設備の急停止は、危険の増加要因となる。再生可能エネルギーへの切り替えや消費量を低減しつつも電力の安定供給を要望する。また、制限を行う場合、目的と内容を提示し、個別工場と協議し、安全面の確認の上、計画性を持って実施に移すべきである。短時間に一律実施の様な電力制限をしないよう指導を要望する。

3) 化学工場の強制移転

化学に限らず性急な工場移転を強制される場合がある。工場移転は産業構造改革のためにはやむを得ないとしても、その進め方に課題があり、対象会社だけでなく顧客も大きな迷惑を被っている。特に化学製品は所定の設備・製造手順において、顧客と取り決めた品質を安定的に確保し出荷する観点から、顧客から品質認証を得るために長期間を要する場合が多い。設備も特殊・高額なものが多いため移設せざるを得ず、この期間中の生産減による経済的損失も非常に大きい。特に供給責任に重点を置くファインケミカル製品への影響が非常に大きい。そこで移転実施の際には以下を要望する。

- ①顧客への説明準備のため、対象会社への事前説明から移転公表までの十分な準備期間の確保。
- ②対象工場の要望聴取による十分な配慮の実施。再設計・施工期間の確保、旧工場の撤退期限の緩和、新工場における品質認証に必要な期間の確保など。
- ③移転や撤退に際しては、適切な補償を含む政府からの手厚いサポート、手続上の支援。

4) 化学工場や化学品倉庫の設置基準変更

防護壁の厚さや制御室や分析室の設置場所、緑地面積等における工場の設置基準が改訂となり、その新基準に基づいた変更を指示する場合には、法対応のための変更工事に必要な期間の確保と対象となった工場の状況を踏まえての個別相談を要望する。

5) 法規制・標準の周知方法の充実

法体系が複雑で理解し難いため、中央政府および地方政府の所管部門のウェブサイト内に法規制等をすべて公開し一元的に調査・検索できるシステムの構築を要望する。また本文のほかに公的な解説書の充実を要望する。さらに、法規制・標準の制改定時には十分な周知・移行期間を設定し、周知・指導が確実になされることを要望する。

2. 安全および環境保全

1) 化学企業主要責任者の資格

2020年2月の「危険化学品安全生産の全面強化に関する意見」、2020年4月の「全国安全生産専門整治三年行動計画」を受けて、各地がそれぞれ「安全生産専門整治三年行動実施方案」を制定し、「危険化学品企業の主要責任者は化学専門短大以上の学歴、およびある程度の経験を持たなければならない」と要求している。外資系企業の主要責任者は管理などの理由で外国籍の場合が多い。彼らは就職前の学歴に関わらず、職域に応じた教育、研修の実施を通して、工場管理と事故防止に貢献している。これは外資系企業の事故が少ないことでも証明されている。主要責任者には過去の学歴要件を課すのではなく、就任後の育成を充実させるよう要望する。

2) 海洋プラスチック問題

プラスチックはその有用性により社会生活において必要不可欠なものとして幅広く利用されている。一方で、耐久性が高いがゆえに製品ライフサイクルにおいて適切な取り扱いがされない場合に、環境中に長く滞留する。海洋プラスチック問題はその一例である。2020年「プラスチック汚染管理を着実に強化する意見」において、2025年までの目標、および一部のプラスチック製品の生産、販売、使用を禁止、制限する意見が発表された。プラスチックの有効利用に向けた取り組みが進む中で、プラスチックリサイクルの比率も高まっていると思われる。その進捗を社会全体が共有できるよう当局はより正確なデータを収集・公表し、その効果を確認しつつ、さらなる施策立案時には、科学的、理性的な検討を要望する。

3. 化学品管理

1) 危険化学品登記制度関連

① 危険化学品法規制の制度上の齟齬の解消

2022年3月より「危険化学品登記総合サービスシステム」の運用が開始され、各省市では、このシステムの活用例として「一企業一製品一コード」が試行・検討されている。しかし、その運用において現行法との齟齬が散見している。例えば、「化学品物理危険性鑑定・分類管理弁法」で認められている「シリーズ鑑定と共同鑑定」の結果をどのように活用すればよいのか。化学品安全ラベル作成規範 (GB15258-2009) や危険化学品倉庫設置規範 (GB15603-2022) 等のGBにおいてQRコードの活用の記載がない、といった問題がある。QRコードを活用したいのであれば、国家強制標準であるGBとの整合性は必要ではないか。危険化学品の安全管理強化のためその管理方法の改訂が必要であることは理解できるので、各部門や地方政府との危険性データの共有化、関係するGBへの反映、危険化学品関連以外も含めた現行法との齟齬の解消、および文書等による十分な周知後の施行を要望する。

② 危険化学品の登記免除・鑑定免除

「危険化学品安全法 (意見聴取稿)」で研究開発、低量、高分子等の場合に登記免除としていることは歓迎する。登記免除が対象となる場合は鑑定も免除することを要望する。鑑定用試験サンプルもその目的から登記免除対象への追加、また、その免除対象が明確になるよう、ガイダンス文書や関連リストの整備を要望する。

2) 危険化学品の取扱い・貯蔵

① 危険化学品の貯蔵に関する改善

危険化学品は専用倉庫に貯蔵することが求められているが、現状専用倉庫として認められているのは火災危険性類別に応じた設計基準に適合した倉庫 (丙類以上) となっている。そのため、火災危険性類別がない危険化学品も専用倉庫に貯蔵するよう指導されることがあり、本来の専用倉庫の運用と異なっている。火災危険性類別の有無によって区別できるよう、危険化学品目録の見直しを要望する。

② 少量の危険化学品の取扱い・貯蔵の緩和措置の導入

特性上は危険性の高い危険化学品であっても少量であれば重篤な事故を引き起こす可能性は低い。輸送においても危険特性をUN番号によって区別し、これに従って量的な規制緩和が規定されている。輸送と貯蔵における危険管理の必要性が類似しているため、貯蔵においてもUN番号を元に緩和措置を導入することを要望する。

3) 新化学物質環境管理登記制度関連

① ポリマー備案排除状況の要求資料の明確化

SCC主催のセミナー (「2022年新化学物質環境管理備案專題培訓班」) で、ポリマー備案申請における課題として、ポリマー備案排除状況説明資料において熱安定性等のポリマーの物理化学性質や使用条件の説明不足が解説された。この説明資料の作成には大変苦慮しているため、このような説明は非常に有り難い。我々としてはセミナーでの解説だけではなく、事例を含めた排除状況説明書作成のための指南書の公開を要望する。

② 登記証上の社名変更手続期間の短縮

「新化学物質環境管理登記弁法」 (生態環境部令第12号令) 第30条では、登記証記載事項に変化があった場合は登記証変更の申請が必要と規定されている。「新化学物質環境管理登記指南」によると具体的な手続は簡易登記の手順に従うとされており、申請人の社名変更であっても、申請、受理、決定、公示の手順を経なければ変更が許可されない。社名変更は、環境管理制御措置、化学物質の同一性に影響を与えないことから、申請書類が法定形式に合致していることが確認され申請が受理された時点で変更が許可されたとみなすことを要望する。

③ 簡易登記の「管理累積値」の文書化

簡易登記申請受理の要件に「管理累積値」の確

認が含まれており、この「管理累積値」を理由に申請が却下される事例が発生している。ところが、「管理累積値」については、生態環境部令12号令および登記指南でその定義や説明が全く記載されていない。そのため、現状、申請者は申請前に何を確認すればよいのか全くわからない状況である。法令上、簡易登記申請却下でも上位の常規登記申請は可能であるが、簡易登記申請却下後からの対応では、年間数量確保に多大な影響を及ぼす。申請却下の事例から「管理累積値」の確認事項も複数あるようなので、事例を含めた「管理累積値」の説明の文書化を要望する。

4. 輸出入、通関関係

1) 易制毒化学物質GBLの閾値設定

GBL (γ -ブチロラクトン) は、体内で麻薬物質に変化する化学物質であるため、2021年9月に易制毒化学品第3類に指定された。しかし、一方で、GBLは凝固点が低く、沸点が高い安定な物質で、かつ特異な溶解性および電気特性を有するため、特殊樹脂の溶剤、写真や電池、電解液分野への応用、各種誘導体の合成等において幅広く使用されている。特に電子部品製造分野では重要な化学物質となっている。そこで、GBLに対して用途での除外規定や閾値（濃度50%以下）等の設定を要望する。

2) ペーパーレス化のさらなる推進

通関時には、HSコードに応じて多くの資料が要求される。ペーパーレス化は進められているものの、危険化学品のSDS等の書類は押印した原本の提出が必要とされている。同じ製品を複数回輸入する場合は都度原本を作成する必要があり現場の負荷は未だ多い。営業許可証やSDSのように内容が変わる頻度が低い書類については、さらなるペーパーレス化を要望する。

3) 組成情報開示方法の確立

通関に際し、SDSによる詳細な組成情報の開示を求められることがある。組成情報は重要な商業秘密であることから、製造事業者から輸入者・通関業者に対して開示されないことがある。HSコードの判定等のために組成情報が必要なことは理解しているが、詳細な組成情報が必要な場合は、税関への製造事業者もしくは代理人等による組成情報の直接提供やSDS以外での書面による組成情報の提供を認める制度を全国共通で制定することを要望する。

3. 医薬品

日本と中国は2022年、国交正常化50周年の節目を迎え首脳会談の中で、両首脳は「環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケアの分野などで協力を後押しすること」で合意した。

第20回中国共産党大会では科学技術イノベーション体系を整備する旨が報告されており、中国政府にはヘルスケア分野のイノベーション創出をいっそう加速する環境整備を期待している。高齢化という共通課題の解決に向けて、業界としてイノベーション創出に貢献していきたい。

日本企業の取り組みと問題点

2013年に設立された中国日本商会メディカルグループ（医薬品・医療機器企業団体）は、2014年に化粧品企業団体の正式加盟によりライフサイエンスグループとなった。この様な3業種（医薬品、医療機器、化粧品企業団体）が一体となった活動は他に類を見ない。2022年12月現在では同グループ48社のうち、医薬品企業は19社となっている。当グループのミッションは、業界を跨ぐハイブリッドな連携を推進し、日本政府とライフサイエンス業界の連携強化を行い、中国国内唯一の日系プラットフォームとして中国政府の取り組みを積極的に支援する事である。政策交流会・官民訪中などの活動を通じて、日中両国の医療・薬事当局による政策対話・交流を推進し、中国の患者により早く革新的な医薬品が提供される制度／体制整備に貢献したい。

現在中国で活動し、中国の医療に日々貢献している日系医薬品企業は発展と同時に以下の諸問題に直面しており、中国政府に改善を要望する。

イノベーションを推進するシステムの構築

2021年1月28日に医薬品の集中帯量購買の常態化および制度化に関する国務院による意見（国務発〔2021〕2号）が発表され、患者の医薬品へのアクセスの向上と品質の維持を促していただいた。

2015年に中央当局16部門が合同談判組織を結成し、国家談判制度は、2016年には3品目、2017年には36品目、2018年には18品目、2019年には128品目を談判品目に指定した。さらには、2020年の国家基本医療保険償還リスト（NRDL）において国家談判指定品目が162品目、2021年には117品目、2022年147品目と大幅に増加され、患者の医薬品へのアクセスの改善が図られた。一方、2022年の国家談判で最終的に通過した121品目の平均価格下落幅は60.1%であり、ここ数年で談判による50%以上の価格引き下げが常態化しており、医薬品の価値に見合った価格設定とは言い難い部分もある。NRDLに収載されなかった臨床ニーズの高い一部の医薬品も今後早期にNRDLに収載されることを期待する。

国家談判制度を通して、高価格の薬剤の価格を引き下

げ、患者の医薬品へのアクセスを良くするというシステムは多くの患者に大きな恩恵を与えるが、この国家談判制度において、対象とする品目の選定基準および価格決定プロセスには不明瞭な点がある。

国家談判制度の開始からこれまで、談判前に交流の機会が作られる、対象薬が明確にされるようになった、など談判プロセスの改善は図られているものの、談判によって大幅な価格引き下げが常態化している状況は継続しており、各企業とも将来に対する予見性が立てづらくなっている。さらには、医薬品の価格決定時には、薬剤の原価が最重視されているが、医薬品企業は市販後の有害事象調査、適正使用推進のための情報伝達活動や品質改善にも多くの投資をしており、これらのコストが価格に十分反映されているとは言い難い状況である。このようなことから、国家談判による品目の選定基準および価格決定プロセスのさらなる明確化を要望する。

また、2022年6月に第7回目（2022年12月現在）の実施を迎えた国家医薬品帯量購買制度および地方政府が実施する医薬品帯量購買制度において、過度な価格競争や頻繁な実施は内資外資を問わず製薬企業による安定供給体制の維持に影響を与えるため、長期的視野での公平なる運営を要望する。

新薬を開発する新しい制度

2017年のICH（International Council for Harmonization of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use、医薬品規制調和国際会議）加盟以降、中国ではICH基準に則った医薬品開発に関する法規の整備を進め、これまでに「薬品管理法」、「薬品登録管理弁法」を公示し、医薬品の開発と上市を促進する規制の再構築を進めてきた。さらに近年は各種規定に関する細則やガイドラインを整備し、精力的に医薬品開発の環境の整備を進めている。これにより中国を含めた国際共同試験によるグローバル医薬品開発がより実施可能となり、中国での新薬の開発環境も年々改善されてきている。

このような規制の変化は、中国市場で自社製品の開発・販売を長年願ってきた日系企業にとっては大変歓迎すべき改革であり、ICH地域で得られた臨床データが、中国および国際的な規制当局間で相互に受け入れられることを意味し、迅速で効果的なグローバル展開が可能となった。一方で、中国においてより効率的かつ迅速に上市を実現するためには少なからず課題もあると考える。例えば、中国のMAH品質責任者制度の確立・改善（特にMAHの海外企業から国内企業への譲渡）や薬品登録検査を基本とした薬品品質管理体系の見直し（輸入薬品の登録規格照合時のサンプル提供や関連手続の簡略化あるいは海外主要国既承認薬品に対しては登録規格照合の省略）、海外（特にアジア人）データの受け入れ、集中測定のための海外への検体持ち出しに関する規制緩和などは、国際的な調和について継続的に検討をお願いしたい。

これまで日中両国では医療衛生関連分野の事業の円滑

な展開を図るため、官民訪中ミッションやさまざまな交流会などを実施してきた。ここ数年は新型コロナウイルス感染予防等の影響もあり、十分な交流はできていないが、医療制度のさらなる向上のためには、日中間の政府・民間レベルでの交流は最も重要であると考え。引き続き日中関係当局による対話・交流の継続および促進、さらなる当局と民間の交流深化を要望する。

新しい「薬品管理法」に基づき各種法規・ガイドラインの作成・整備を進められている中、中国当局は事前に意見募集稿を公開し、広く意見を募集し、過去に発生したような法規、ガイドラインの変更による混乱防止に向けた取り組みが積極的に行われている。2020年7月には「薬品登録管理弁法」および「薬品生産監督管理弁法」が改定・施行され、MAH制度の全面的な実施や許認可プロセスの改善等について明確化されている。しかしながら、革新的医薬品開発における疑問や不安払拭に繋がるような実施細則（データ保護期間の設定や特許延長制度の詳細など）が発表されていないケースもあり、革新的医薬品の開発促進のために必要な実施細則の早期発布を期待する。

また、薬品管理法の理念に基づき、安全性を担保しつつ革新的医薬品の開発を推進するために、企業と管理監督機構・医療機関との円滑な連携が不可欠であり、事前相談会などが設置された。一方、医薬品の開発は近年ますます多様化しており、開発プロセスも複雑になっている。事前相談会の内容をより充実することにより、審査プロセスの効率化につながると考える。世界に先駆けて中国で革新的新薬を上市するためにも、事前相談会の内容の充実化やタイムリーな交流を要望する。

MAH制度の確立に伴い、日中両国間のMAH移管は法令で制限されていないが、実施細則や具体的な政策は整備されておらず、海外企業が中国企業にMAHを移管することは実質的に困難であるため、関連する実施細則や政策の策定と指導を要望する。日中両国間でMAHの移管が可能となれば、中国企業にとってもグローバル展開に極めて有効であると考え。

このように、開発の国際標準化を進め、新薬のイノベーションを実現するための法規が整備されつつあるが、確実にかつ効率的に実行するためにも当局と民間の交流深化が不可欠であり、実施細則の明確化、各種ガイドライン公布による実務の標準化、ICH実装のプロセスの確実な推進などを早期に改善することを要望する。

<建議>

1. 新法規作成・改正時につき以下の改善を要望する

- ① 日中衛生分野関係当局による対話・交流の継続、および当局と民間の交流深化を要望する。
- ② 新規法規施行時の関連ガイドライン等即時公布と猶予期間の設定などの運用に関する配慮を要望する。

2. 海外MAHに対する実施細則の早期公布および内外格差の是正を要望する

- ① MAH実施細則の早期公布を要望する。
- ② 海外品MAH譲渡の実現を要望する。
- ③ 海外品MAHの中国国内企業への製造委託の制度整備を要望する。

3. ICH実装のプロセスの確実な推進を要望する

臨床試験申請時のCMC関連の申請資料や上市許可時の中国当局による承認規格の設定など、独自の要求もあり、ICHガイドラインを中心とした国際基準への規制調和を要望する。加えて、中国における創新薬の早期承認のためアジア人の海外データの受け入れを要望する。

4. 中国国外への検体持ち出し制限の緩和および科学技術部による審査の簡素化を要望する

「人類遺伝子資源管理条例」により、中国での治験実施の際のヒト遺伝子資源に関する手続が必要であり、中国国外へのヒト血液・組織等のサンプルや関連情報の持ち出しを強く制限する中国特有の規制となっている。

この検体持ち出し規制が、国際共同試験を用いた世界同時開発展開のハードルとなっており、本規制の緩和を要望する。

5. 医薬保障改革につき以下の事項を要望する

- ① 国家談判における日系メーカーに対する政策交流会の実施を要望する。
- ② 国家医薬品帯量購買制度における品質の確保と公平性の確保を要望する。

6. 臨床試験計画や申請資料の質の向上による審査プロセスの効率化のために、当局相談制度のタイムリーな実施と交流のさらなる充実を要望する

7. 知財・特許/データ保護期間の設定を要望する

特許延長、パテントリンケージに関しては規制が発出されたものの、データ保護などに関して未整備の状態であり、改善を要望する。

4. 医療機器・体外診断用医薬品

中国の医療機器・体外診断用医薬品産業の現状

2023年以降経済発展に傾注すべく、新型コロナウイルス感染症に対して適切な対策を講じ一定の目途を付けた政策実行に対して心より感謝申し上げる。

近年中国は、急速な高齢化と生活習慣の変化により高血圧、糖尿病、心臓病等の慢性病が増加する中、より高度化する医療ニーズに加え、予防、早期診断・治療、リハビリ、介護等に対する基礎的医療へのニーズも拡大している。

一方、年々増大する医療費の抑制のため、医療保障局が中心となって陽光購買・集中購買といった調達方式が導入され、従来型のビジネスモデルからの転換も見据えた取り組みが求められており、外資企業による生産・開発拠点の開設や、中国国内メーカーとの提携といった動きが活発化している。同時に、中国における医療機器市場の継続的な発展には、品質、安全の面からいかに早期にかつ安定的により良い医療機器を患者に届けるかが重要となる。

法規制関連では、2021年6月1日に「医療機器監督管理条例」（國務院令第739号）（以下、「条例」）が施行されて以降、関連する法令やガイドラインも順次整備され審査・承認制度の改革や、品質・安全を監視する市販後監督管理など、国家薬品监督管理局を中心とした関係する政府当局による一連の取り組みにも感謝する。

「健康中国2030」の実現に向けた各種改革が進められる中、日本企業としても安全で高品質な医療機器・体外診断用医薬品の提供を通じて、中国国民の健康に貢献できる事を願うとともに、市場の健全な発展のために、自由で公正な市場競争環境が整備・維持される事を望む。

日系企業が抱える課題

薬事登録

「条例」の実施から一年、各種関連規則等が発出され、「条例」の全面的な実施が保障されると同時に、各指導原則と国家/業界標準の発布により、審査の要点が明確となり、企業の規範的登録を指導いただいている。薬品監督管理部門の不断の調整と改善に深く感謝する。

一方、登録申請上で企業はいくつかの問題に直面している。例えば、変更が製品の安全性有効性に影響ない場合でも、企業は変更登録申請を行うことを求められる。取扱説明書上の誤記等の軽微な訂正でも、企業は届出申請を求められる。変更登録では、原産国の製造販売証明が要求され、十分な証明資料を所持していても、企業は原産国承認を待つ必要があり、中国市場での変更遅延を招いている。臨床上、低リスク製品であっても、現在多くの評価資料が必

要とされる。上述の申請手続の簡素化は、審査評価機関および企業双方の負担軽減となる。

受付補正段階では、要求される補正内容が不明確でも有効な相談手段がなく、企業は対応に苦慮している。

第I類医療機器の届出申請時に、製品用途等の記述が目録の内容と完全一致できない場合、受理後に審査者から分類定義申請を要求される。

医薬品審査センターは研究開発や登録申請の技術審査に関する交流の仕組みを構築、開設しているが、医療機器等の審査には同様の仕組みがなく、臨床評価等について交流できる仕組みの早期導入が望まれる。

強制標準の改定では、企業は改定標準実施日前に変更登録を完了する必要があるが、一部の並列標準の発布時期が一般原則の標準に比べて遅れ、さらに検査センターの検査受諾能力獲得に時間が掛かるため、実施日前に強制標準の変更登録を完了することが困難となっている。

帯量購買（あるいは「集中購買」）、医療保障

中央政府は集中購買の対象について「臨床使用量が大きく、購入金額が高く、臨床使用が成熟し、市場競争が十分で、同質化レベルが高い高価値医療用消耗品を購入範囲に組み入れる」と表明している。さらに「高価値医療用消耗品の臨床使用特徴、標準化程度、参加企業数などの要素に基づいて、消耗品によって個々の政策を施す」として、高価値消耗品の購買に対して専門性を慎重に評価し、「一品一策」の集中統一購買戦略と方法が採られるべきであると表明されている。

各医療保障主管部門は新規医療サービス価格項目の管理を強化しているが、その移行期間中、国と省、また各地の間には新規政策に対する理解度と実施レベルに差があり、統一された管理方法の指導・徹底が不足している。医療サービスの価格改革はその成果として医療従事者の技能向上および医療設備・消耗品の品質向上が期待されているが、改革策の適切な策定には医療製品、診療項目、費用項目等の深い専門的理解が必要である。

「DRG/DIP支払方式改革三年行動計画」により、2024年末までに全国の全統一計画地区でDRG/DIP支払方式の改革を実施して、2025年末までに条件を満たした医療機関の入院サービスをすべて網羅すると明確にした。

近年政府の病院購買関連の規制により、一部の病院が輸入品に対する制限を設けるなどの問題点が表れている。2022年7月に公布された「政府調達法（改正草案意見募集稿）」で定められた「政府購買での中国製品の優先的調達」が拡大解釈される事例が散見され、患者が高品質な輸入機器を適切に利用できなくなる恐れがある。

市販後監督管理

「条例」の公布と実施に伴い、関連法規も続々と更新されている。医療機器の全ライフサイクル管理法規体系の持続的な整備により、全ライフサイクルにおける監督管理が強化され、医療機器産業の質の高い発展が促されている。市場監督管理局が、市販後を含めた監督管理を強化してい

ると企業は強く感じている。一方、監督管理上の問題も増加している。例えば、現場監査では、法規の適用について、監査官の法規解釈に関する理解が人によって異なり、ばらつきがある。各企業の法規理解が深まる中、法規の運用には広範囲に企業からの意見を収集し、不適用または不適切となる部分は適時、修正と改訂を行い、法規の細分化を完成させ、「放管服」の改革精神を確実に体现し、科学的な監督管理を行うよう希望する。

各地の監督主管部門による法令制度実施の不一致は、益々顕著になっており、企業の正常で秩序ある生産と販売活動に影響を与えている。国家薬品监督管理局が規制基準に関する統一的な解釈を出すことを企業は切望している。

2019年に「医療機器有害事象監視と再評価管理弁法」が実施されて以来、医療機関による有害事象報告数は増加し続けているが、有害事象に対する判断基準の認識が依然不足しており、報告された多くの疑似有害事象が実際には調査意義がないものとなっている。地方監督管理部門が審査職責を確実に負い、明らかに登録人が調査不要な事象の選別作業を強化できれば、企業の調査と処理の負担を軽減できる。有害事象報告の情報不備により調査ができない、連絡先が調査に協力しないことも多々あり、企業の正常な調査の妨げになっている。

通関・輸送関連

中国の経済発展に伴い、国家間貿易は活発となり、輸出入製品の種類も数量も増加の一途である。2017年に「全国税関一体化改革の推進に関する公告（税関総署公告第25号）」が公布され、税関一体化の全国展開が開始された。企業にとっては輸出入地の選択肢が広がり、貨物引き取りの迅速化が実現し、全国の複数の港で通関する際、統一的な監督と業務コンプライアンス保護のためのプラットフォームが提供された。税関総署の通関合理化に向けた取り組みと努力に、心より感謝申し上げる。貿易のさらなる発展のため、企業が直面する問題を以下に示す。

税関申告時の製品特性の説明では、長年申告された製品であっても、監査担当者の製品や規範申告の具体的な要求事項に対する理解が異なるため、申告の修正が必要となる場合がある。かつその審査期間中に申告する同類製品も変更を要求され、申告の修正量が増加し、企業信用度に影響を与えるリスクが生じている。

中古医療機器は<輸入禁止品目>にリストアップされているため、国内で生産し海外へ販売した医療機器を、国内の工場や修理拠点で修理・故障解析を行うことや、国内に開発拠点があり中古医療器を輸入し、研究や分析を行ったり、海外で製造した使用済み医療機器を国内の登録試験等のサンプルとして使用する等の、修理対応やコスト削減につながるニーズに対応できていない。

2018年に発布の「化学品監督管理条例实施细则」の第57条では、「各種化学品リスト」と「新第三類化学品リスト」で管理する化学品のうち、濃度が一定の閾値以下のものはデータ申告や輸出入許可が不要で、濃度の閾値は工業・情報化部が実情に応じて決定・調整すると定めている。しかし

濃度の閾値は、現在に至り公表されていないため、上記の化学品リストで管理する化学品がわずかでも含まれる製品の輸出入手続に支障をきたしている。

化学品は、国連が勧告する「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」や中国の標準GB/T17519-2013（化学品安全技术说明书編集指南）で危険有害性を正しく判断できるように規定されている。通関時にそれら規定に基づくSDS（安全データシート）を提出するが、危険化学品以外の全ての成分についても説明資料を求められる。全ての成分の開示は、上述の規定で要求されておらず、企業の技術的機密事項の漏洩につながる懸念がある。この要求は滞りを生み、タイムリーな通関の阻害となっている。

「国境衛生検疫法」およびその実施細則で規定される特殊扱いの物品は、NMPAに登録し、かつ有効期限内の製品であっても、特殊物品審査承認票の有効期限が最長で1年である。成分の変更がない場合も、期限を過ぎると更新を要求され、企業と通関検査業務の双方に毎年同じ製品に対し反復の業務負担が生じている。

<建議>

<薬事登録>

1. 登録申請

- ①「放管服」精神に基づき、申請項目の簡素化を要望する。実質的变化がなく、「名称、型番、製品技術要求、生産住所（輸入）」などの変化が安全有効性に影響しない場合、変更日から30日以内の元の登録部門への届出を許可するよう要望する。第I類医療機器の届出について電子化申請ルートを開き、同時に資料提出の簡素化、例えば製品技術要求、説明書および適合性声明のみの提出を要望する。説明書の軽微な変更、例えば誤記の訂正等は、企業の自己声明と内部システム制御による管理を許可することを要望する。輸入品導入を加速し、安定供給維持のため、検証資料が十分なことを前提に、原産国証明資料の省略も要望する。
- ②企業が的確に対応するため、補正問題において補正の必要がある内容の明確化を要望するとともに、立巻審査の相談コース（例えば電話相談、ビデオ相談など）を増設し、複雑な製品の技術審査の補正相談は、相談時間を柔軟に延長し、ビデオ相談後の電話相談等も要望する。
- ③製品特性を正確、かつ際立たせるために、第I類医療機器の届出の際、申請品の用途および製品説明を柔軟に記述でき、各企業の違いによる同類製品の重複分類確定申請を回避するため、記載内容と目録の内容がほぼ同等であれば完全一致でなくてもよいことを認め、定期的に第I類医療機器の分類区分の製品名称を品名例に追加することを要望する。
- ④体外診断試薬や能動機器では、成分や適用機

種等の変更申請の場合、臨床評価や分析性能評価の再実施が求められる。一方初回申請時に申請者は有効安全性および分析性能の十分な評価を行っており、変更申請では十分な説明により、必要な分析性能評価の一部のみを提出できることを要望する。また、分析性能評価が国際標準と同等に保たれ、国際標準に基づいて分析された検証データの受入れ、低リスク製品審査の簡素化を要望する。

2. 臨床評価

医療機器技術審査評価センター（CMDE）はNMPA医薬品審査評価センター（CDE）が制定した「薬物研究開発と技術審査評価の意見交換交流管理弁法」を参考に、臨床評価戦略に関する意見交換制度を構築・開設し、臨床関連問題を登録者と審査員が交流することを許可し、その会議記録を発行することを要望する。

3. 技術標準

強制標準の実施に伴い、薬品监督管理局は各企業に対応措置を求めているが、一部の並列標準の未公布により、企業は直ちに関連検査を実施できず、同時に型式検査の検査期間を考慮すると、実施日前に強制標準更新の変更申請の完了は難しい。例えば、範囲が広いGB9706.1系列標準等において、その並列/専用標準が未公布という場合がある。よって、強制標準とその並列標準の同時公布を要望し、公布後の標準実施移行期間を3年まで延長することを要望する。

<政府事務>

4. 帯量購買（あるいは「集中購買」）

- ① 帯量購買政策は政府、企業、病院の間で十分に協議の上、患者のニーズと業界の持続発展、製品の特性を考慮して慎重に制定されるべきである。製品に合わせた政策策定「一品一策」をもとに、数量を適切にコントロールしながら、段階的に分けて順次推進することを要望する。
- ② 購買数量と価格の連動原則に従った購買価格適用を要望する。購買数量を無視して一方的に全国の最低価格を上限購買価格に設定しないように要望する。
- ③ 適用対象品につき長期的な追跡と評価を行い、患者、病院、企業などの立場から影響範囲・程度を広く把握して、対象品の政策適用継続可否を適切に判断するよう要望する。

5. 医療サービス価格改革

- ① 医療サービス価格項目の国家レベルでの決定を加速し、省・地方レベルとの重複申請にならないような管理統一を要望する。
- ② 新技術がより早く患者に提供されるよう、イノベーション医療サービス項目の審査プロセスを最適化し、承認サイクルを速めることを要望する。
- ③ 医療製品と治療法の専門的検討のサポート役と

して、中央政府は企業に医療サービス価格改革関連法規検討と政策調査活動への参加を促し、医療サービス価格項目の調整、改訂の過程で企業に意見を申し立てる機会を与えるように要望する。

6. DRG/DIP

新しい医療手段は臨床的医療効果を高めるのに重要な意義がある。製品と技術の進歩状況をもとに、引き続きDRG/DIP支払い方式以外の試みも行い、イノベーション製品、医療サービスの単独支払いの範囲を拡大・明確化し、今後の新製品や新技術の支払い方式に土台を作るよう要望する。

7. 政府調達/病院調達

- ① 国家予算以外の自己資金を使った病院の購買行為は政府購買と見なさず、購買の審査段階で外国企業と国産企業に平等な扱いを与えるよう要望する。
- ② 既存の国産品が持っていない高度な機能、性能、仕様、臨床価値等を持つ外国産医療機器製品について、当該利点に対する現場医療ニーズが文書等で明確に示されている場合には対象となる輸入品が排除されず公正に供給されるよう、調達品選定プロセスの適正化を要望する。

<市販後管理>

8. 市販後監督規準の統一化

企業が検索し参考とできるよう、国家薬品监督管理局は統一した監督規準を構築し、各地の監督政策の統一化およびとりまとめを要望する。また、市販後の監督問題に関する相談ルートの設置を要望する。市販後監督中によく寄せられる質問および監督面で明確にされていない事項に対して統一的な解釈ができ、各地の監督部門の規制に対する理解の不一致を避けることができる。

9. 法規の具体的な要求の整備

国家と地方における医療機器登録者、届出人に対する延長審査の標準と流れを統一し、法規の具体的な要求の整備を要望する。また、一般的に使用する用語の定義の明確化を要望する。例えば、企業で一般的に使用する"製造日"や"有効期限"などの用語について、定義やガイダンスを提供することを願う。

コールドチェーンの輸送要求では、各企業の検証結果と製品の特性に基づき、適当な期間的余裕を与えることを要望する。

10. 有害事象モニタリング報告の質の向上

医療機関の有害事象法規に対する解釈と認識の強化を要望する。可能な限り確実に調査を必要とする有害事象を提出し、医療機器メーカーの調査作業に掛かる負担を減らしていただきたい。また、医療機関からの有害事象情報の完全

性と正確性を高め、メーカーの有害事象に関する調査に協力するよう要望する。地方監督部門はスクリーニング審査を強化し、有害事象データのレベルを高め、有害事象運用の有効性を確保していただきたい。

<通関と輸送関連>

11.税関申告時の製品分類における説明模範文の提示

税関は企業に対し製品の特性に応じた申告を義務づけているため、製品分類の説明模範文で明確化・標準化することを要望する。各企業での同類製品の申告において、表記が標準化・統一化され、全国の税関一体化がさらに促進できる。

12.特定目的の中古医療機器に対する輸出入許可

特定目的の中古医療機器の輸入の許可を要望する(例:故障解析、修理、開発研究、試験用サンプル等)。

13.化学品濃度閾値の公表

工業情報化部は、可能な限り早期に化学品の濃度閾値を公表し、通関業務に反映させることを要望する。

14.化学品を含む製品に対する成分説明要求への改善

化学品を含む製品の通関時に要求されるSDS(安全データシート)は、国連が勧告しているGHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)およびGBT17519-2013(化学品安全技术説明書編集指南)に準拠し記載していれば、100%の成分となる成分説明文の提出が不要となるよう要望する。

15.特殊品審査のフローのさらなる改善

NMPA登録品である特殊品については、成分の変更が特にならない場合、通関申請の許可が下りてからNMPA登録有効期限内においては有効とし、毎年必要とする事前許可申請の更新や鑑定の重複する作業の免除を要望する。

5. 化粧品

2022年は、収束を見せつつあった新型コロナウイルス感染症の再拡大、不安定な世界情勢が消費マインドに影響し、成長鈍化傾向を見せる1年であった。しかしながら、2023年は本格的な新型コロナウイルス感染症の収束を迎え、中国は今後さらなる世界経済の牽引役となることは間違いなく、いっそうの内需拡大や国際協力の促進に期待する。

我々化粧品業界も、変化を続ける消費者への權益の提供を通じ、中国化粧品市場へ貢献できるよう尽力していきたい。

2022年の回顧

中国消費市場は、国内での新型コロナウイルスの蔓延や不安定な世界情勢により消費者の消費マインドは落ち着き、市場は伸び悩むこととなった。化粧品市場も同様の傾向となり、また世界的な原料高騰から化粧品メーカーには厳しい年となった。一方で、オンラインを通じた購買体験の変化、2000年代生まれの消費者の台頭、高価格帯化粧品市場の拡大など変化があり、今後のさらなる市場拡大に期待できる1年となった。

市場動向

堅調に拡大を続けていたEC市場が2022年には成長が鈍化するも、市場におけるその存在感は依然大きく、2018年より急激に成長した「ライブコマース」販売においても同様である。加えて、メタバースを活用した新たな販売施策も登場し、オンライン上での経験を通じたブランディングや販売手法が多様化した。化粧品業界においても、市場の成長性鈍化や世界的な原料高騰による業績への影響など、多くの企業にとって厳しい側面はあったが、新たな時代への期待感が高まる1年となった。

消費者に目を向けると、全体的に支出は控えめにするものの生活の質は維持するといったような購買行動に変化が現れ始めており、商品知識の向上と相まって、商品を見定めるスキルの向上が見て取れる。特に、デジタルネイティブであり新たな価値観を持つ2000年代生まれの消費者はSNSを活用した情報収集から購入、発信までを当たり前に行い、また新たなデジタル施策にも寛容であることから、消費者としてだけではなく情報発信者としての存在感も増している。

こういった消費者の変化に対し、化粧品市場では付加価値の高い高価格帯化粧品や消費者変化への対応が速い中国ブランドが好調に推移している。

行政の動向

2021年5月1日「化粧品監督管理条例」の実施以降、申請関連およびラベル管理の下位法規制が順次推進され、その他にも随時、「化粧品生産経営監督管理弁法」、「児童化粧品監督管理規定」、「化粧品不良反応モニタリング管理弁法」、「化粧品取り出しサンプリング検査管理弁法」等の法規も公布された。これにより、化粧品業界は、生産経営管理、さらなる消費者保護、不良反応モニタリングおよび発売後

の検査等、さまざまな角度から規範的、かつ健康的に発展に導かれた。我々は関連部門の持続的な努力に対して感謝する。その他、2022年11月7日に国家薬監局総司より化粧品カスタマイズサービス試験運用の通知が公布され、この1年間の試験運用により、化粧品業界の新たな可能性が開かれた。中国の化粧品市場は、ますます整備される法制度のもと、今後も順調に成長していくことが想定される。

2023年の展望と課題

市場展望

2023年の中国化粧品市場は、本格的なアフターコロナの市場になることが考えられる。引き続きオンラインを通じた市場拡大、販売手法の多様化が期待され、消費者参加型のマーケティング手法の発展が見込まれる。一方、新型コロナウイルス感染症の終息により、リアルを通じた市場拡大、新たな体験型販売手法が進化し、消費者を巻き込んだオンライン、オフライン両面での発展が見込まれる。

一方で、世界的な化粧品技術開発面での進化も予想され、新原料や新技術を活用した既存化粧品の枠に捉われない商品設計、医療美容技術の活用、電化製品との連携など、新たな化粧品規制において中国における訴求の可能性を模索されていくものと考えられる。

日系化粧品企業が直面する課題

化粧品監督管理条例および関連下位法規実施後の実務運用対応

2021年1月1日化粧品監督管理条例が実施され、品質安全を消費者權益として堅守していく姿勢を示されたことに、我々化粧品業界として尊重共感するとともに、歓迎する。続いて実施された申請およびラベル関連法規群や新申請システムの運用開始に際し、意見徴収や勉強会の開催、猶予期間の設定を行っていただき感謝する。

しかしながら、運用開始後の過渡期であるが故、申請システムやその運用に関するトラブル、一部不明瞭な運用規則、地方間の意見相違など、申請実務が滞る事態が発生している状況であることから、各種法規の管理運用体制の整備と申請システムの適切な運用を要望する。

化粧品ラベル表示改定に伴う対応

2021年6月3日公布され、2022年5月1日より実施された「化粧品ラベル管理弁法」について、2023年5月1日前までの猶予期間を設けていただいたことに感謝する。我々化粧品業界は、消費者權益である品質安全情報としてのラベル要求を遵守すべく、他の関連法規との整合性も含めた多岐にわたる調整対応を継続している。

しかしながら、ラベル審査基準のバラつきや技術審査期間の長期化に伴う企業負荷が発生していることも事実であり、またラベル要求情報の増大による小容量容器への対応も課題となっている。消費者權益と企業負荷低減の両立を目的とした対話の継続と化粧品ラベル表示の規制緩和を要望する。

原料安全性情報登録対応

2021年5月1日より実施された「化粧品登録および届出資料管理規定資料規範」において、一般化粧品の製品安全試験における動物試験免除およびその免除における日本厚生労働省発行の化粧品製造業許可証明の有効性受け入れや原料安全性情報登録による各原料のコード化など、申請効率化を考慮した運用推進に感謝する。

一方で、そのデータベース構築に向けた、化粧品業界と原料業界、異なる2つの業界による登録情報の乖離や対応が困難な中小原料メーカーの存在、国際的にも整備過渡期であるナノ原料の取り扱いなどに課題が発生していることから、十分な調整期間の設定と円滑な対応整備のために国際標準や原産国標準の受け入れ促進を要望する。

効能効果訴求対応

2021年5月1日より実施された「化粧品分類規則および分類目録」および「化粧品効能訴求評価規範」において、各効能に対する評価方法選択肢の整備や実施前登録届出製品に関する2023年5月1日までの根拠概要公開猶予期間設定に感謝する。

しかしながら、効能自体の定義やその評価法が確立されていない効能分類に対する団体標準策定の必要性や製品毎の品質安全試験を要求する中国規制に対し、さまざまな団体標準策定など対応を進めているものの、設定猶予期間での対応困難な点も存在する。ついては、効能評価試験に関する柔軟な対応として、既存品の延長に関し、免除もしくは製品サイクル相当の5年間の猶予期間の設定、SPFや美白試験に関する海外資格ラボレポートの許容、運用効率化を目的としたRead-Across評価を認めることを要望する。

化粧品不良反応監測管理弁法対応

2022年10月1日から施行された「化粧品不良反応監測管理弁法」において、勉強会など通じ、業界の理解促進を促す活動を実施していただき、感謝する。

ただ現状、報告基準が明確でない部分もあり、対応すべき報告が多く企業の負担となっていることから、報告基準の国際標準を認めた運用を要望する。

化粧品新原料登録届出資料管理規定対応

化粧品監督管理条例改定に伴って発布された「化粧品新原料登録届出資料管理規定」以降、多数の新原料の登録備案が進められており、従来技術開発が止まっていた中国市場においても多様な商品提供につながる事が期待され、運用改定に感謝する。

ただ、依然新原料登録には動物試験など、世界的な流れに反する要求があるため、拡充するには高いハードルが存在することから、国際ガイドラインなど、代替試験を大いに取り入れた運用改定を要望する。

海外製造拠点査察対応

2021年8月6日公布「化粧品生産経営監督管理弁法」による経営者まで含む義務責任、2022年1月7日公布「化粧品生産質量管理規範」による化粧品生産標準が示され、消費

者權益を目的とした法整備をされたことに感謝する。

我々化粧品業界はこれら規制標準を遵守すべく対応を進めているものの、所在国、区域の法律法規が異なることや全品目の形式検査対応など課題が存在するのも事実であることから、所在国、区域の法律法規に準じた認可基準の拡大、検査検体数の調整など柔軟な運用を要望する。

<建議>

1. 化粧品監督管理条例に紐づく各種下位法規施行までの、管理運用体制の整備を要望する

- ①申請システムの確立や運用細則の明確化に要する期間も含めた十分な猶予期間の設置、および市場流通品の救済措置を要望する。
- ②中央官庁からの十分な指導の下、地方でも一貫した運用が成されることを要望する。
- ③運用開始に伴う勉強会などによる民間との対話・交流深化を要望する。

2. 申請システムの適切な実務運用を要望する

- ①システムにアップロードする紙資料に対し、電子印を認めるなど紙資料の削減、廃止の方策の検討を要望する。
- ②サンプル検査に関し、製造工場単位ではなく、同一処方単位でのサンプル検査の実施を要望する。

3. 化粧品ラベル表示の規制緩和を要望する

- ①ラベル変更申請における技術審査期間に対し、技術審査の簡素化を要望する。
- ②禁止用語に関する統一的な基準作成および公開を要望する。
- ③小容量の製品やサンプル等、ラベル要求対応が難しい製品形態に対する電子ラベル法規の早期整備を要望する。

4. 原料安全性登録情報に関し、十分な整備を行った上での運用を要望する

- ①原料メーカーによるシステム登録情報と化粧品メーカー保有情報の乖離整備を考慮した運用細則を要望する。
- ②ナノ原料に対し、安全性評価が過度な要求にならないよう、十分な市場実績を考慮した安全性評価基準の制定を要望する。

5. 効能効果評価に関する柔軟な運用を要望する

- ①美白試験などの試験効率化にあたって有効成分リストの作成やRead-Acrossの考え方を認めることを要望する。
- ②中国内CMA認証機関で実施されるSPFや美白試験に関して、海外資格ラボレポートの許容を要望する。
- ③既存品の延長に関し、免除もしくは製品サイクル

相当の5年間の猶予期間を要望する。

6.化粧品不良反応監測管理弁法に関する柔軟な運用を要望する

報告基準に関して、国際標準も認めた上での運用を要望する。

7.新原料開発において、国際ガイドラインも認めた上での運用を要望する

①中国市場へのIECIC非収載原料の投入に関し、国際ガイドラインの受け入れ、もしくは然るべき説明資料の提出によるIECIC非収載原料の使用を認めることを要望する。

②中国国内で代替法試験に関して、実施可能な施設の拡充を要望する。

8.海外製造拠点査察に関する柔軟な運用を要望する

①所在国、区域の法律法規に準じた認可基準の拡大を要望する。

②形式検査に関し、検査検体数の調整を要望する。

6. セメント

概況

2022年は、新型コロナウイルス感染症防疫対策の厳格化、不動産市場低迷等の影響を受け、セメントの需要は大きく落ち込んだ。セメント生産量は21億1,795万トンにまで減少（前年比10.8%減）。2014年に過去最多の24億7,619万トンを記録して以降、セメント生産量は高止まり状態から減少一途の道を歩み始めた。

中国のセメント生産量は、引き続き世界シェアの過半数を占め、37年連続で突出しての首位にある（2位インドの約6倍、3位米国の約22倍。日本の生産量は5,321万トン）。

中国全体のセメント生産能力については30億トン超に達していると推定され、生産量とのギャップが依然として大きい。今後は長期にわたり徐々に生産量が減少していくとの予測の中、業界最大の懸案である生産能力過剰問題は解決が先送りされている。

表1: 中国セメント生産量の推移 (単位: 百万トン)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
生産量	2,403	2,316	2,210	2,330	2,377	2,363	2,118
伸び率	2.5%	△0.2%	△5.3%	6.1%	1.6%	△1.2%	△10.8%

※生産量および伸び率は、中国セメント協会の毎年の公表数字を使用。

2022年の動向

2022年は、政府の財政出動によりインフラ投資が前年比9.4%と伸びたものの、セメント需要の約35%（地方によっては50%）を占める不動産市場関連の指標が悪すぎた。不動産開発投資、不動産新規着工面積の伸び率は、それぞれ△10%、△39%と大幅に減少した。これに伴いセメント生産量の伸び率も前年比△11%に落ち込み、1969年以来の2ケタ減となった。セメント生産量は2012年のレベルにまで下がった。

表2: セメントの全国平均市場価格推移(単位: 元/トン)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
価格	280	350	427	439	439	486	466
伸び率	12%	25%	22%	3%	0%	11%	△4%

出所: 「数字水泥」。普通珪酸塩42.5級、バラ品。

セメント価格については、一般品である普通珪酸塩セメント42.5級品の2022年全国平均市場価格は466元/トンで、史上最高値を更新した前年より4%下落した。要因としては、①不動産市場悪化や厳格な防疫対策による工事施工・輸送制限等に伴う需要減、②セメント需要低迷に伴う市場シェア奪い合い、③コスト上昇分の価格転嫁が充分でできなかったこと、が挙げられる。売価の下落に加え、燃料炭や輸送・環境対策等のコスト増加が響き、業界全体の利益は約680億元にとどまり、前年から1,000億元以上も減少した。セメント関連上場会社25社のうち18社が赤字転落または純利益の減少幅50%超の不振に陥った。

中国国内でのこれまでの安定需要・高価格相場の崩壊は、輸入情勢にも大きな変化をもたらした。中国からの輸出量が年々激減する一方、輸入量は沿海地区を中心に大幅に増加してきたが、2022年のクリンカ・セメント輸入量は表3の通り、一転して大幅な減少となった。主な輸入源（輸入総量の88%）であるベトナムが、原燃料調達価格、海運費の大幅上昇を受けて、輸出による利益獲得余地を失ったことも影響している。

表3: 中国のセメント・クリンカ輸出入数量推移 (単位: 千トン)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
輸出・セメント	8,146	8,765	7,535	5,085	3,043	2,034	1,865
伸び率	△11%	8%	△14%	△33%	△40%	△33%	△8%
輸出・クリンカ	9,631	4,099	1,504	441	85	167	94
伸び率	47%	△57%	△63%	△71%	△81%	96%	△44%
輸入・セメント	21	37	957	2,006	3,608	3,585	2,402
伸び率	△80%	80%	2,463%	110%	80%	△1%	△33%
輸入・クリンカ	44	871	12,669	22,743	33,366	27,719	8,385
伸び率	792%	1,869%	1,355%	80%	47%	△17%	△70%

出所: 「数字水泥」。クリンカは、セメントの中間製品である。

主な政策・行政措置

セメント業界における生産能力過剰対策は次の4つの柱で行われてきている。

生産ピークシフト政策

主に冬季の一定期間、セメント生産窯を停止させる措置であり、2014年より実施されている。2020年12月には工業情報化部と生態環境部が連名で「セメントのピークシフト生産常態化をさらに進めることに関する通知」を公布し、生産能力削減の強化を目的とし、2021年以降もピークシフト政策の実施を常態化させることを明確にした。

北方以外のほとんどの地方政府においても、春節期間や酷暑期間、雨季、または大気汚染時や重大行事の時期に一定期間の生産停止を企業へ求めるようになってきている。

生産能力置き換え政策

生産能力を増加させないという原則のもと、工業情報化部は2014年から新規増加の例外として生産能力の等量置き換えや、環境敏感区域での減量置き換えを認めてきた。その後も毎年のように生産能力置き換えに関する実施弁法・通知を公布してきたが、抜け道が多く生産能力削減効果は上がっていなかった。2021年7月には「セメント・ガラス業界生産能力置き換え実施弁法」が公布され、置き換え比率をさらに厳格化し、大気汚染防止重点区域では2:1、非大気汚染防止重点区域では1.5:1とし、等量置き換え(1:1)の例外はなくなった。

業界再編

優良企業をプラットフォームとして、政府指示ではなく市場化手段により合併再編を促し、自主的な過剰能力削減を目指す。大型合併再編は2017年までで一服し、それ以降は集団内部の再編はあるものの、大きな動きはない。市場需要

が頭打ちとなり生産能力の新增設が制限される中、生産能力置き換え政策を利用して置き換え枠を購入することが、規模拡大実現の主要な方法となっている。他方、収益率の鈍化や生産能力置き換え比率の厳格化に伴い、今後は大企業による中小企業の買収や大企業どうしの合従連衡が進むと思われる。

環境政策

環境基準を守らない企業に対し、政府当局が生産停止命令を出す等して淘汰していく。

2022年3月公布の「市場参入ネガティブリスト2022年版」においては、環境保護関連規定を根拠に、セメント生産能力の新規増加を厳禁とする旨が引き続き定められている。2022年6月にも生態環境部等が「汚染物・炭素排出削減の共同促進実施方案」を公布し、CO₂排出削減の観点からセメント生産能力の拡大を禁止する旨がうたわれた。

2023年の展望

2022年12月の中央経済工作会議においては、2023年の経済運営について、引き続き積極的財政政策と穏健な金融政策を実施し、景気の安定維持に注力する方針が示された。政府はインフラ投資の積み増しや減税策など景気下支え策を講じるとみられるが、不動産市場の停滞が経済を下押しする状況は変わらず、セメント需要の足を引っ張ることになる。先行指標となる不動産新規着工面積も2022年は前年比39%減、不動産開発企業による新規購入土地面積も同53%減と大幅に落ち込んでいる。中国セメント協会は、2023年のセメント需要量を「2022年と同等または微減」と予測。民間の水泥大数据研究院は「不動産市場の低迷により、前年比で減少するはずだが、大幅な下落にはならない」と予測している。

セメント産業の問題点

生産能力過剰問題

過剰生産能力の削減については、政府通達は多く出ているものの、具体的な生産能力削減方法・目標は示されていない。

セメントの生産量21億2,000万トンに対し、生産能力は30億トン超と見積もられている。2022年には、19基(クリンカ生産能力3,419万トン)もの新設生産ラインが稼働した。それに対して削減された生産能力は、新規増加分とほぼ同量にとどまっている。“ゾンビ生産能力”が置き換えに使われて新規プロジェクトになったケースも存在している。生産能力置き換え政策の内容不備・監督不備を指摘する声が多い。

生産ピークシフト政策の実施における課題

2021年よりピークシフト政策の常態化が定められ、原則として全てのセメント・クリンカ生産ラインは一定期間の稼働停止を行わなければならなくなった。一方で、廃棄物を処理している企業はピークシフト政策を強制実施しない、といった例外措置も規定されている。特に北方地区への規制が厳しいとの不公平感や、各地区での監督管理度合の温度差や恣

意的な規定策定を懸念する意見も出ている。

CO₂排出削減

セメント産業のCO₂排出は、全国の排出量の約12%を占める。2021年12月に中国セメント協会が公表した「中国セメント業界CO₂排出とカーボンピークアウトロードマップ」によれば、“生産能力の抑制、旧式設備の淘汰、省エネ技術の普及、原燃料代替の開発を推し進めることにより、2023年に排出ピークを迎え、政府公約の2030年までに余裕をもってピークアウト達成させる”としている。セメントの需要・生産量が今後、減少の一途をたどると予測される中、企業としては生き残りのため、脱炭コスト負担、脱炭技術開発の圧力にも立ち向かうことになる。

<建議>

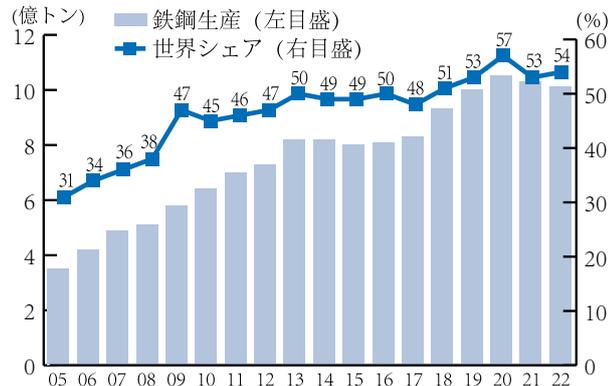
- ①セメント業界においては、生産能力過剰と環境問題を解決する措置として、「生産ピークシフト」策が実施されている。主に冬季(11月～翌年3月)にセメント生産窯を一律に運行停止させる措置である。競争力の劣る旧式設備の企業や省エネ・環境基準をクリアできない企業と、資金をかけて省エネ・環境対策を行っている企業を同一視せず、個別の状況に応じた措置とするよう、各地の工業情報化部門と業界協会に対して要望する。
- ②セメントの主原料である石灰石鉱山における採鉱権(採鉱許可証)を保有する企業(採鉱権者)が、採鉱許可証の期間満了に際して延長を希望する場合、「鉱産資源採掘登記管理弁法」第7条に基づき、期間満了の30日前までに採鉱登記管理機関において延長登記手続をしなければならないが、「30日前まで」ではあまりにも短すぎる。セメント製造企業にとって、採鉱権は土地使用権とともに事業継続に欠かすことのできないものである。土地使用権期間延長の申請受け付け期限は、期間満了の「1年前まで」と規定されており、事業継続の予見性・安定性を確保するためにも、採鉱許可証についても同様に延長の申請受け付け期限を「1年前まで」とすることを要望する。
- ③華東地域において、法律法規を順守し環境・省エネ・品質・安全に問題のないセメント生産工場およびその原料鉱山に対し、地方の都市計画や環境対策ということで事前通知なしに閉鎖命令を出すという事例があった。この種の閉鎖圧力や規制は科学的見地に欠け、公正な投資環境に影響を及ぼすものである。国の関連当局においては、各省市に対し適切な監督・指導をさせていただくよう要望する。また、当該地方政府は補償協議を特段の理由も示さず遅延させ、または合意成立後も財政難を理由に補償金の支払いを「補償協議書」の約定によらず遅延させている。政策性閉鎖とする場合には、日中韓投資協定に基づくなど、公正な市場価格にて遅滞なく補償するよう要望する。

7. 鉄鋼

中国鉄鋼業の概況

2022年の中国の粗鋼生産は前年比1.7%減の10億1,796万トンと2年連続の前年比マイナスとなった。なお、同年の世界粗鋼生産は前年比4.2%減の18億7,900万トンとなり、世界に占める中国のシェアは前年比1ポイント拡大し約54%となった(図)。

図: 中国の粗鋼生産量と世界シェア



出所: World Steel Association

中国鉄鋼業の2022年の状況と2023年の重点ポイント

2022年4月、国家発展改革委員会・工業情報化部は、同年の粗鋼生産量について、「大気汚染予防重点区域、および環境保護評価水準が低く、エネルギー多消費、加工設備水準が相対的に劣る粗鋼生産を重点的に削減することで、2022年の粗鋼生産前年比減を確保する。」と2021年に続き生産量を前年比で削減させる方針を明らかにした。

2022年の粗鋼生産は1~6月、前年比6.5%減の5億3,000万トン(年率10億6,000万トン)と減少、さらに4月以降、徹底した新型コロナ対応、不動産業の不振拡大などを受け需要が縮小、鋼材価格の急激な下落が続いたことから、前年の低水準により7~12月は同3.5%増の4億9,000万トンと前年比では増加も年率では9億6,000万トンと減産に転じた。暦年では、前年比1.7%減の10億1,796万トンと2021年に続いて前年を下回った。

国家統計局の統計では2022年の鉄鋼精錬・圧延加工業の売り上げは前年比9.8%減の8兆7,000億元、利益は同91.3%減の366億元と大幅な減少となった。

中国鋼鉄工業協会(CISA)の原料価格統計では1~11月、鉄鉱石価格は前年比26%下落も依然高水準であるほか、原料炭価格は同29%上昇、微粉炭は同27%上昇し鉄鋼ミルのコストは上昇した。

CISAは2023年の活動重点ポイントとして以下を挙げている。①業界のモニタリング強化による安定運営、②生産能力管理の新制度と統合・再編政策の改善、③三大改造PJ(生産能力置き換え、超低排出改造、エネルギー超効率)、④基石計画と鉄鋼応用開拓計画、⑤重要技術製品の

⑥スマート製造レベル向上、⑦業界イメージの向上。

鉄鋼需給~2022年の回顧と2023年の展望

2022年、鉄鋼需要の1/3を占める不動産業は低迷した。不動産投資額の3/4を占める商品住宅の販売面積は、前年比26.8%減、新規着工面積も同39.8%減と大幅なマイナスとなった。不動産開発投資全体は前年(同4.4%増)から同10.0%減とマイナスに転じた。

2022年の固定資産投資額(前年比5.1%増)は、不動産の落ち込みを、製造業(同9.1%増)と、インフラ投資(同9.4%増)の伸びで補う構図となった。

工業生産を見ると、自動車が前年比3.5%増と前年に続きプラスとなったものの、不動産の減速を受け油圧ショベルが21.7%減、工作機械も13.7%減と2ケタのマイナスとなった。

CISAは、2022年の粗鋼見掛消費は1~11月、前年比2.7%減の8億8,700万トン、2023年の鋼材需要については、「①不動産業の減速が緩和、②インフラが下支えの役割を發揮③自動車は増加を維持」といったプラス要因もあり安定すると予測している。

鉄鋼貿易~2022年の回顧と2023年の展望

中国政府は、2021年以降、鉄鋼業界に対して、資源と環境負荷の観点から輸出増値税還付を全品種取り消し、鉄鋼製品の輸出を奨励せず、銑鉄、スクラップ、半製品などは輸入促進する政策を実行した。

こうした中、2022年、鋼材輸出は前年比0.9%増の6,732万トンと概ね前年並みとなった。CISAは2021年の増値税還付取り消し以降、国際市場における中国製高付加価値鋼材が急激に競争力を失っていると分析、HSコード細分化の研究を展開し、政府部門に対し高付加価値鋼材の輸出奨励を提案、3つのコードが23年のHSコード調整に反映された。

一方、鋼塊・半製品の輸入は前年比53.5%減の640万トンと2年連続となる大幅なマイナスとなった。

鉄鉱石・鉄スクラップについて

工業情報化部などが2022年2月に発表した「鉄鋼業の質の高い発展の促進に関する指導意見」の方針に沿って、CISAは鉄鋼原料に関する「基石計画」を提案した。本計画は、鉄スクラップ、国産鉄鉱石、海外鉄鉱石権益の主要3原料について、2025年、2030年および2035年の供給目標を明確にし、鉄鋼資源の海外依存度を低下させ中国による鉄鋼資源確保の強化が目的であり、国家発展改革委員会、工業情報化部、自然資源部、生態環境部など中央政府とともに取り組みが開始された。

7月には鉄鉱石等重要な鉱物資源の集中調達や一括輸入業務を行うことを目的とし、中国鉱産資源集団が設立された。

また、同月、CISAは傘下の専門機関として鉄鉱石関連業務の自主管理能力および業界の自律性の向上を目指す「鉄鉱石工作委員会」を設立した。CISAは当委員会について「市場原理・法治化の要件に沿った中国国内の鉄鋼ミルの力の効果的な結集、鉄鉱石に関する重要課題の研究強化、

および鉄鋼業界の質の高い発展の促進に向けた重要な措置である。」とコメントした。

上述の通り2022年は、鉄鋼原料の安定供給に向けた中・長期的な政策、措置が開始され、対応する組織が設立された。

省エネ・環境保護に関する動き

2021年10月、国務院はカーボンニュートラルを目指すマスタープランとなる「新たな発展理念の完全、正確全面的な貫徹とCO₂排出ピークアウト、カーボンニュートラルの徹底に関する意見」を発表した。これを踏まえ2022年2月に発表された鉄鋼業の2025年までの計画を示す「指導意見」の中では「二酸化炭素排出量の削減における総量調整・抑制と科学技術革新の結合を堅持し、超低排出改造の推進による汚染低減と二酸化炭素削減に向けた連携対応を統一的に推し進める。」との方向性が示されており、二酸化炭素の総量制御、汚染物排出対策、二酸化炭素削減の複合の効果による発展を目指していることがうかがえる。

CISAは2022年12月、国家発展改革委員会、工業情報化部等が連名で通達した「エネルギー効率規制による重点分野における省エネ・CO₂排出量削減の推進に関する若干の意見」および「工業用エネルギー効率向上計画」を基に作成した2025年までに2~3億トンの生産能力がエネルギー効率のベストプラクティスレベル達成を目指す計画を発表した。

また、2022年5月には鉄鋼業界EPD(環境製品宣言)プラットフォームを開始、2023年1月にはこれまでの鉄鋼製品に加え鉄鉱石EPD報告書を公開した。CISAは「中国鉄鋼業が環境配慮型・低炭素発展に向けて取り組むポジティブなイメージを構築する上で非常に価値が高い」としている。

< 建議 >

① 鉄鋼生産について

2022年の鉄鋼生産は、粗鋼生産前年比減を確保との政府方針のなか、新型コロナウイルス感染による国民経済に対する下押し圧力、不動産業をはじめとする鉄鋼需要産業の鈍化、複雑な国際情勢などの困難もあり、2021年に続いて前年割れとなった。

これは「2030年までに二酸化炭素排出ピークアウト達成」という国家戦略を支える鉄鋼産業の政策と合致し、鉄鋼業の経済運営を安定的に進めるとの観点に沿ったものと認識している。

2023年も同国家戦略を見据えた産業政策が継続される中、鉄鋼業界の安定的な経済運営の観点からも市場動向を的確に見極めたくうえで対応を図ることが肝要と思料している。

さらに、中長期的には中国全体の製鋼能力(規模以上、10億9,486万トン、国家統計局、2021年末現在)に対しても、将来の需要を見据えた調整政策が必要と思料する。

中国政府、鉄鋼業界がともにこうしたルーティーンの構築に向けた動きを加速させるよう期待するとともに、日本鉄鋼業としてもこれまでの経験の共有など、中国側関係者への協力を惜しまない所存である。

② 世界の生産能力過剰問題に対する取り組み

2016年に発足した、鉄鋼業の世界的な過剰生産能力問題を協議する多国間の枠組みである「鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム」は、大多数のメンバーが取り組みを評価し、2023年以降も活動は継続される。中国政府は2020年以降参加していないものの、世界の鉄鋼の半分以上を生産・消費する責任ある一大鉄鋼生産国として本取り組みに対する中国政府の積極的な関与を期待したい。

③ 鉄鋼貿易

中国政府は、鉄鋼業に対する減産政策のもと、資源の安全保障と環境負荷の観点から汎用品の鋼材輸出を奨励しない方針を鮮明にしている。一方、2022年の鋼材輸出は5月以降8カ月連続で前年を上回り、累計では前年比大幅増加となった2021年を上回った。

日本鉄鋼業は、中国政府の輸出抑制方針は引き続き堅持されると思われるところ、鉄鋼企業の輸出動向に注視したい。

日中鉄鋼貿易においては、両国政府主催の日中鉄鋼対話というプラットフォームを通じ、引き続き相互理解の醸成を図り信頼関係を深めていきたい。

④ 省エネ・環境対策について

中国鉄鋼業はCISAが2022年8月、鉄鋼業の低炭素技術ロードマップを公表、現在~2060年までを4段階に分けた10年ごとの計画を明らかにし、カーボンニュートラルに向けた取り組みを強化している。

日本鉄鋼業は、2005年7月にスタートした日中鉄鋼業省エネ・環境保全先進技術専門家交流会での議論を通じて、中国鉄鋼業の省エネ・環境対策に貢献してきたと認識している。

脱炭素、地球温暖化対策は、鉄鋼業の持続的発展にとって世界共通の重要なテーマとなっており、日本鉄鋼業は、日中両国が同交流会を通じて引き続き知見を共有し、相互理解を深め、ともに取り組みを続けていくことに期待している。

⑤ 統計

中国国家統計局により、規模以上(年商2,000万元以上)企業の製鋼能力は2021年末現在10億9,486万トンと公表されている。一方で毎月国家統計局が発表する規模以上企業の粗鋼生産量から推計される製鋼能力は、ピークの2021年4月には12億トンに迫っており、齟齬が生じている。中国は世界の粗鋼生産の50%超を担ってお

り、より信頼性のある製鋼能力・生産統計の整備が急務であると認識している。

鋼材の品種別生産統計の公表は、2020年12月を最後にそれまでの24品種からわずか5品種に減少している。また、これまで中国税関総署より提供されていた輸出入統計が2018年3月を最後に停止されているが、鋼材の品種別生産統計とあわせて、早期に従前の公表形態に復することを強く要望する。

さらに鉄鋼生産統計においては、鋼材の重複計上問題が依然として解消されていない。将来に亘り鉄鋼業が持続的な発展を維持するためにも、重複を除いた統計の公表、あるいは重複分の調整方法についての開示を期待している。

8. 家電

2022年中国国内家電市場の総売上高は5,232億元で、前年の5,326億元から1.8%のマイナスで前年割れとなった。新型コロナウイルス感染症の拡大は、2022年3月末より2カ月間に及ぶ上海のロックダウンの影響により、消費のみならず、世界のサプライチェーンにも大きな影響を及ぼした。上海のロックダウン解除後も、中国各地で局地的な感染拡大が頻発し、店舗の強制休業や物流配送の規制を生んだ。12月はゼロコロナ政策緩和に伴う全国の急激な感染再拡大により、再度店舗営業や物流配送などが影響を受けた。

2022年家電オンライン市場金額の前年比は冷蔵庫104%、乾燥機159%、ドライヤー110%、掃除機の新たなカテゴリとしてモップ型掃除機が135%と前年成長した一方、オフライン市場は乾燥機106%、モップ型掃除機139%と前年成長も、美容家電はドライヤー71%、シェーバー65%と店舗客減少の影響を大きく受けて、小家電全体も92%と前年割れとなった。チャネル動向は、前年同様にオフライン販売の落ち込みにより金額ベースで前年比93%となった一方、オンライン市場は前年比107%でプラス成長となった。またオンライン市場構成比は金額ベースで61%となり、2021年の54%より7ポイント伸長した。

ゼロコロナ政策の下、自宅で過ごす時間も増え、需要はペットやアウトドアの他、内食も拡がりエアフライヤーや調理済食品が増加した一方、健康意識の高まりによるほろ酔い文化等、若者を中心に個性を重視した新たな中国トレンド“小さな幸せ”を求めるようになっている。

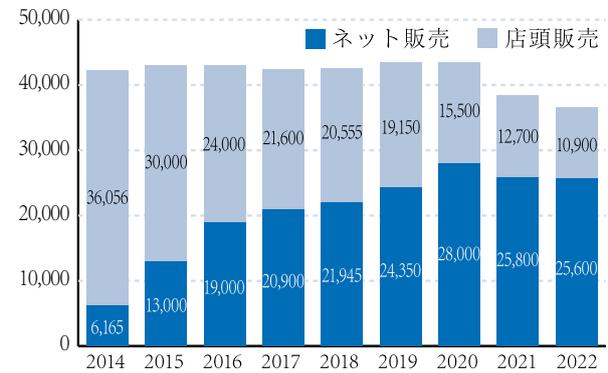
出所：泛博瑞諮詢、Cast Global Consulting

主要商品の概況

薄型テレビ

2022年のテレビ販売は、台数ベースで3,650万台と前年比で5%の減少となった。LCDパネルの価格下落により各社平均単価が下がり75インチ以上の大型の需要が盛り上がった。2022年のトレンドは、1) 疫病下でオフライン店舗への集客が伸び悩む中、オンライン販売比率が継続的に増加したこと、2) 低価格化によりさらなる大型化が進み、75インチ以上の大型が市場成長を牽引したこと、3) 消費者のライフスタイル変化と共にテレビでさまざまなUX（顧客体験）が実現、より能動的な機器へと進化していることである。

図1: テレビ販売台数 (単位: 1,000台)

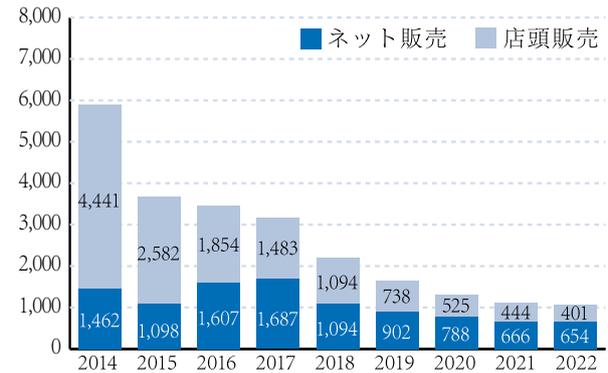


出所: AVC

デジタルカメラ

2022年のデジタルカメラ販売台数は、供給の回復により105万台程度と前年比並みの市場規模となった。VLOGやライブストリーミングに代表される動画撮影需要を主に若者層が牽引、市場を活性化させた。また高級レンズ交換式カメラについては、反射板なしのいわゆるミラーレスカメラが市場を牽引、動画撮影需要の興隆・各社新商品の投入により、プロ・アマ問わず旺盛な需要が観察された。

図2: デジタルカメラ販売台数 (単位: 1,000台)

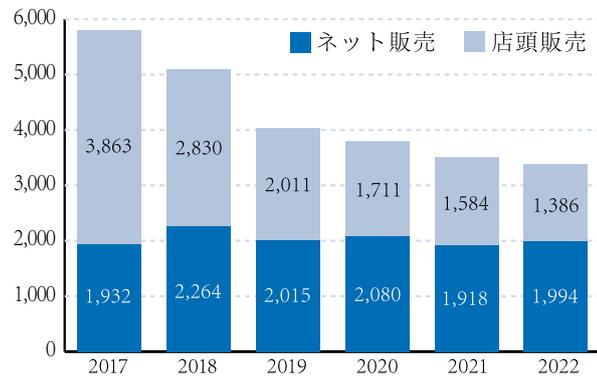


出所: GfK

エアコン

2022年の家庭用エアコンの総需要は3,415万台、新型コロナウイルス感染症による実需への影響が継続的し、全体では前年比2.5%減となった。APF (Annual Performance Factor) 一級商品の価格下落が継続した結果販売数量が増加し、金額ベースで見た場合、販売構成上最大のカテゴリとなっている。機能面では換気、除菌機能がスタンダード化し、無風感気流など快適な気流制御と併せての「健康」価値訴求には各社も注力しており、今後も継続的に成長する分野と見られる。その他、エアコン単体販売から居住空間に合わせてデザインを統一した家電シリーズの1つのキーアイテムとしての販売、空間価値を訴求するなど新たな需要創出の動きが期待されている。

図3: 家庭用エアコン販売台数 (単位:万台)

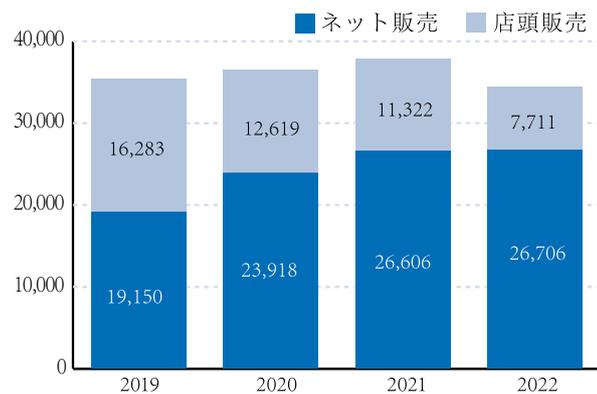


出所: CMM

冷蔵庫

2022年冷蔵庫市場は、販売台数が前年比9.3%減の3,442万台、売上が8.8%減の1,065億元でマイナス成長となった。オフライン市場は、前年同様に新型コロナウイルス感染症による店舗の営業中止やモール閉鎖の他、12月のゼロコロナ政策緩和による感染拡大の影響もあり、前年比23%減の422億元となった。またオンライン市場の構成比は、金額ベースで前年より7ポイント上昇の60%まで到達し、オンラインシフトは加速した。2022年は厳しいゼロコロナ対策に加え、感染再拡大による移動制限や外出自粛により、食品の大量保存需要の高まりと、殺菌や保鮮などの機能も備えた、薄型・ビルトイン型の商品が求められた。

図4: 冷蔵庫販売台数 (単位:1,000台)

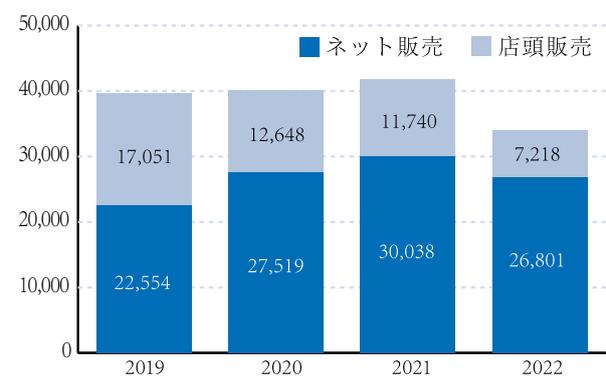


出所: 泛博瑞諮詢

洗濯機

2022年洗濯機市場は、販売台数が前年比18.6%減の3,402万台、売上が17.0%減の724億元でマイナス成長となった。オフライン市場は、冷蔵庫同様に新型コロナウイルス感染症による店舗営業中止などの影響も大きく、前年31.4%減の254億元となった。またオンライン市場の構成比は金額ベースで65%、前年より7ポイント伸長した。一方、乾燥機市場は2021年同様に大きく伸長し、前年比127%の111億元となったほか、消費者の洗濯機ニーズの多様化も進み、デザイン性・スマート機能等に加え、用途に応じた洗濯機も求められた。

図5: 洗濯機販売台数 (単位:1,000台)



出所: 泛博瑞諮詢

オンラインチャネル環境

2022年の双11ネット総取引額は、天猫と京東いずれも公表していないが、天猫は前年とほぼ同じ水準を保ったといわれている。OMO(Online Merge Offline)業態の「新小売」が拡大し、取引額は218億元と前年比2ケタ以上で伸長した。

消費者の購入プラットフォームは、従来小红书やTiktokなどから、天猫などのECプラットフォームへリンクし購入へつなぐ流れが一般的であった。一方2022年は、Tiktokや小红书などのコンテンツ配信プラットフォーム各社も、独自にショッピング機能を設けたことで、消費者のプラットフォーム利用の分散化を引き起こした他、ショート動画などの視覚的な訴求により、視聴者を楽しませ拡散することで大きな売上につなげている。Tiktokの公表データによると、2022年双11商戦の1日当たりの平均取引額は前年比156%と増加した。

出所: 泛博瑞諮詢、Cast Global Consulting

ライブコマース

近年急速に発展するオンラインショッピングの一業態であるライブコマースは、2022年双11商戦の取引額が1,814億元に達し、前年比146%と大きく伸長した。2022年はトップライバーのみならず、ミドルクラスや新人ライバーが大きく発展した。一方トップライバーも、引き続き大きな影響力を持つが、限定したプラットフォームへの出演だけではなく、Tiktokからタオバオ等へと活躍の場を拡げた。各プラットフォームは、ライブコマース映像技術やAR/VRを導入し、ユーザー体験を進化させている。京東はバーチャルライバーサービスを導入し、すでに数百店舗に導入するなど、ライブ配信の進化は進んでいる。

出所: 泛博瑞諮詢、Cast Global Consulting

新型コロナウイルス感染症による家電市場への影響

新型コロナウイルス感染症の影響は、自宅を過ごす時間の増加や、健康・快適さを意識させ、家庭の住環境や生活の質にこだわる消費者を増やした。また家電商品を求める消費者の多様化に伴い、商品カテゴリーの細分化も進んだ。家電市場において、最も需要が拡大した清掃用家電のモップ型掃除機は、家電各社が自動洗浄・乾燥・除菌などの機能訴求をあげ前年比135%と成長した。一方、調理家

電市場は金額前年比ベースで炊飯器97%、レンジ88%、オープン74%と低下傾向も、炊飯器は糖質カットや玄米専用など、消費者の求めるニーズに合わせた商品が展開された。2022年は新型コロナウイルス感染症に伴う大都市・地方のロックダウンなどの影響により家電市場はマイナス成長も、消費者はこだわりの家電商品活用による質の高い生活を追い求めるようになってきている。

出所：泛博瑞諮詢、Cast Global Consulting

<建議>

<廃棄電器電子製品回収処理管理条例関連>

- ①「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（中国版WEEE）は、2009年2月25日に公布、2011年1月1日に施行され、2019年3月に改正が行われた。また、「廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法」も2012年5月21日に公布、2012年7月1日に施行された。メーカーの立場としては、公平性と透明性確保の観点から、処理基金の徴収・使用実績に関して製品別や中国生産品・輸入品別などの詳細を公開いただくとともに、生産者・輸入者の処理基金納付額の定期的な見直しを要望する。
- ②2016年3月1日から中国版WEEE対象製品第2回目録により処理基金を徴収するとされているが、具体的な管理要求はまだ未公布の状況である。今後、新たな関連法律や政策を策定する際には、できるだけ企業に対し長い準備期間を設けるよう要望する。
- ③廃棄電器電子製品解体補助金の支払いが遅く、例えば、2018年3Q分の補助金が4年後2022年12月29日に支払われ、2018年4Q分以降の補助金は未払いケース等、著しい時間差が発生している。リサイクル経営をより積極的に行えるよう、支払いタイミングのいっそうの早期化を要望する。
- ④廃棄電器電子製品リサイクル企業の経営の健全性確保のために、廃棄電器電子製品回収体制および解体廃棄物処理施設の整備強化を要望する。
- ⑤生産者責任延伸制度は企業のみでの責任ではなく、政府・生産者・卸業者・消費者などにも責任があり、お互いに協力する必要がある。また、2022年からはローカル大手家電6社参加の廃旧家電回収目標責任制度の実証が開始されている。よって、生産者責任延伸制度の制定時には、上記実証活動の成果を公開、共有するとともに企業と十分に話し合い、企業の経営コストなどを十分に考えた上での判断を要望する。

<省エネ関連（エネルギー効率ラベル制度）>

エネルギー効率ラベル制度の対象製品となった場合、メーカーにとって、能率限度値および能率

等級の認証、試験、マーク添付等が煩雑でコストアップの要因となる。関連法規・基準の整理と効率的運用を要望する。特に施行前にすでに市場で販売している製品は、特定が難しく対応は現実的でないため、対象外とすることを要望する。

<製品標識標注規定の廃止後の対応>

国家質量監督検査検疫総局2014年の第70号公文書で「製品標識標注規定」を廃止すると公告された。それ以前に同規定に基づき表示していた内容について、今後の表示根拠、表示内容の正確さが把握できない状況にある。以下の2点に関する表示項目の明確化を要望する。

- ・輸入品および委託生産（ODM/OEM）製品の生産者名称の表示。以前の「製品標識標注規定」に基づき表示した場合の問題の有無。
- ・輸入製品の品質合格証の表示。以前と同様に、品質合格証の表示はなしでよいか。

<物流関連（輸送包装規制）>

中国で危険品の輸送包装に関する基準は厳しく要求されており、近年重要性が増している車載電池については9類危険品として、海上輸出ではII類包装規則が適用されている。

海上輸出梱包用の通い箱は、使用の都度、税関検査センターにサンプルを提出し、落下検査（1.2メートルの高さから5回）を受けて「包装性能証明書」を取得しなければならないが、検査期間だけで約2週間を要し、かつ「包装性能証明書」は1通に当たり最大通い箱1万箱の制限がある。（1万箱を超える場合、複数の申請が必要）

企業では生産・出荷量の変動に柔軟対応できるよう、実際使用量より1.5～2倍の通い箱を確保するケースが一般的な中、申請費用と梱包材コストも本来必要な金額に比べて高額となり、安価で大量輸送が可能な海上輸送へのモーダルシフトが進まず、コスト競争力の向上・物流分野における環境負荷低減の実現に困難が生じている。

包装認証の取得費用

- ・中国 約1,000元/インボイス（輸出毎）
- ・日本 20万円/年（輸出毎の認証は不要）

従って、同一商品に対する輸送包装に関する検査については、都度検査ではなく定期的（四半期あるいは半期に1度等）に検査・認証を受けて「包装性能証明書」を取得すれば、期間中の再検査を免除するなどの、基準の見直しを要望する。あわせて、「包装性能証明書」の箱数拡大（現行の最大1万箱→最大10万箱）を含めた規制緩和を要望する。

9. 事務機器

中国の事務機市場概況

中国の事務機器（OA機器）市場は、2008年のリーマンショック時、2012年以降の中国経済減速などにより一時的に鈍化した。習政権の「新常态（ニューノーマル）」政策による投資主導から消費主導への路線転換が成長を後押しした事もあり、基本的には堅調に推移してきた。2020年に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で、同年前半は前年を下回る状況ではあったが、政府による徹底した「ゼロコロナ政策」で感染を封じ込め同年後半には回復基調となっていた。しかしながら、これ以降断続的かつ大規模な都市封鎖により生産、販売共にこの政策の影響を大きく受ける状況が各社とも続いている。2022年12月に突如として「ゼロコロナ政策」が解除されたが、感染者の増加に伴い2023年も不透明な状況が続く恐れもある。中国の事務機器（OA機器）市場は、欧米と比較すると中期的にはまだ成長が期待できる巨大市場であり、今後も事務機メーカー各社は重要市場として注力していくであろう。市場の特徴としては、低価格セグメントのモノクロ機が主流である点が挙げられる。近年はカラー機の低価格化も進んでおり、カラー低速機の販売が大きく成長している。また、米中貿易摩擦を契機として2019年頃から政府系商談を中心に中国産/中国メーカー製造を指す「国産」要求が多く見られるようになり、業界の新たなトレンドとなりつつある。このような市場に対応するため、各メーカーは複合機の性能を限定して、価格を抑えた中国専用モデルやOEM製品の発売などで拡販に努めている。一方でアフターマーケット（トナー、インク、パーツ）は、模倣品等の影響により、他国とは異なり純正消耗品販売が市場の本体販売数の増加に連動して伸びないという状況に直面しており、各OA機器メーカーともさまざまな対策を長年に渡って講じているが効果の兆しが見えてきておらず、苦労している。

多様な販売ルート

OA機器の販売ルートに関しては、メーカーの直接販売もあれば、代理店を通じた販売もある。中国は国土が広く、直接販売はおおむね沿岸部の大都市が中心であり、内陸部は代理店を通じて販売する傾向にある。代理販売においてもエンドユーザーに直接販売する場合と、さらに二次卸店などの代理店を通して販売する場合に分けられる。近年ではSI（System Integrator）経由や京東などの巨大プラットフォームを展開するEコマースが新たな販売ルートとして確固たる地位を築きつつある。

PP印刷分野の拡大

各OA機器メーカーはProduct PrintingまたはProfessional Printing（以下PP）と呼ばれる、高速・高品質・大量印刷分野にも積極的に進出している。かつてオフセット印刷が担っていたこの分野は、デジタル化に伴い、OA機器メーカーが得意とする電子写真方式およびインクジェット方

式により拡大しつつある。このPP印刷分野、特に企業内印刷、グラフィックアートなどの分野に各社が積極的に市場進出、事業拡大をしており、OA機器業界のトレンドとなりつつある。近年は産業用印刷の分野にもOA機器メーカーが進出し、ますますオフセット印刷領域への浸透を図っている。

顧客ニーズの多様化

中国経済の発展に伴い、OA機器分野に対するエンドユーザーのニーズも多様化してきた。例えば、印刷環境の分析とデバイスの適正配置によるTCO削減、ICカード認証と連携したセキュリティ管理、PCやサーバーなども含めた総合的なIT環境ワンストップサービスなど、日本や欧米諸国と同じようなオフィス環境を求めるエンドユーザーも増加傾向にある。各社OA機器の機能がコモディティ化を迎えている背景もあり、メーカーは従来のOA機器単体の販売（いわゆる箱売り）からの脱却を図り付加価値の創出に奔走している。また、政府系顧客や中資系大手企業では、全国統括購買を採用する企業も徐々に増えてきた。購買仕様に比較的複雑なシステム構築を求める入札案件も増え、各メーカーには高度な案件対応、アフターサポートの体制作りが求められるようになっている。

中国事務機市場の特徴と問題点

中古機市場：本体販売への影響

中国のOA機器市場において特徴的な点が中古機販売ビジネスである。中古機販売のルートは、海外からの中古機の輸入再生による販売、また国内機器の回収による再販があげられる。特に後者の国内機器回収については商流が多種多様で、代理店の独自回収による再生販売、専門の中古機業者を介した販売など、長年にわたり確固たる販売網が確立されつつある。中古機市場については統計として正確なデータはないが、新品のOA機器市場と同等もしくはそれ以上の市場規模があるともいわれている。

また、近年はOA機器本体にスピードアップなどを施す改造機の実在もあり、純正のOA機器販売に影響を与えている。本体販売への影響は結果的にアフターマーケットビジネスにも影響を及ぼすため、各OA機器メーカーともこの中古機市場の動向については注視している。

中国政府は環境対策として、企業に対して生産、販売および回収まで含めた製品サイクルへの対応を求めており、廃棄電器電子製品回収処理管理条例（いわゆる中国版WEEE）がOA機器本体に適用された。条例の施行に伴い、各OA機器メーカーの社会的責任が増していくと同時に、すでに確立されている中古機業者と処理業者、回収業者との間の法整備などは、今後検討が必要になっていくことが予想される。

模倣品の存在：アフターマーケットビジネスへの影響

OA機器市場は、機器の販売とそれに伴うアフターサービスのビジネスが中心であるが、中国ではトナーやインク、パーツなどの消耗品に関し模倣品等の影響が大きく、日本や欧米諸国と比較するとアフターマーケットで売上および

収益を上げることが大変難しい状況にある。執行機関の摘発活動の強化や法制度の整備等により、公然と模倣品を製造販売する業者は減少しているものの、模倣品自体はいまだ市場に存在している。最近では模倣業者の分業化、巧妙化に加えてEコマース市場の拡大もあり、従前に比較して摘発活動の難易度は上がっている。また、日本や欧米諸国では一般的に採用されているOA機器のメーカーチャージ保守契約は、特に中資系企業において獲得が難しく、各OA機器メーカーの安定したアフターサービスビジネスに大きく影響を与えている。

製品に対する純正消耗品比率は各社および商品セグメントにより多少異なると思われるが、中長期での企業収益、事業基盤の安定のためには、その比率を向上させることがカギとなることは間違いない。特に中国市場では低価格機種が需要の半分以上を占めており、厳しい価格競争の中、OA機器本体で利益をあげることが難しくなってくる傾向にあり、アフターサービスによる安定収益獲得の重要性が増している。

中国事務機市場の将来

今後の成長と展開

中国のOA機器市場は、中長期的にみれば、先進市場と比較しても巨大な市場である。現状は低価格なモノクロ低速機が主流の市場ではあるが、過去の先進国と同様、経済の発展に伴い、次第にモノクロ中速機、およびカラー機の比率が上昇することが期待される。現に昨今の中国も例外ではない市場変化を見せつつあり、各OA機器メーカーはモノクロ中速機、カラー機の販売、またソフトウェアなどのソリューションを組み合わせた付加価値商談の提供に注力している。

また、中国国内におけるWeChatをはじめとしたSNSやEコマースの急速な普及に伴い、メーカー各社の販売やマーケティングの手法には市場への柔軟な対応が求められている。中国は前述のWeChatを用いたWeChatPayment(微信支付)やAliPay(支付宝)など、モバイル決済に関して世界一の利用者数を誇っている。OA機器の基本機能がコモディティ化し、価格競争が激化する中、人件費の高騰によりアフターマーケットビジネスの全体的な収益性低下も避けられない。モバイル決済による印刷料金支払いへの対応など、付加価値提供による差別化が今後のOA機器業界のトレンドとなっていくと思われる。日系企業は以上のような産業・市場認識の下、日々ビジネスに取り組んでいるが、その中で直面している問題・建議として、以下の内容を中国政府に改善要望したい。

<建議>

①製品標識標注規定廃止に対する代替措置

- ・同規定の廃止に伴い、産品質量法に従うと輸入製品についても国内製品と同様の記載が必要になっている。例えば、生産工場の名称と住所を

記載する必要があるが、国外生産委託製品の場
合、委託先の工場名や国外の住所を記載するよ
りも、標注規定で許されていた輸入業者または
販売者の情報を代替として記載する方が消費者
にとっては有意義と考えられる。製品標識標注
規定廃止に対する代替措置の検討を要望する。

②廃棄電器電子製品回収処理管理条例

- ・事務機製品は、一般消費者向けの製品とは異なり、大規模な中古品市場が既に確立しており、本体製造・販売企業による回収が困難な状態である。かつ国外からの横流れ製品もあり、実態の把握も困難である。その中古事務機製品の回収業者、販売業者、処理業者などは、利用価値の高い製品や部品を扱っており、制度の改善につながるよう透明性のある実態の説明や情報公開の法制化を要望する。

③電器電子製品有害物質制限使用管理弁法

- ・合格認定制度は正式運用が開始されているが、電池については技術的にも別途規定し、製品としても部品としても対象目録から除外し、EUなど他国の制度と整合性を取っていただくことを要望する。
- ・規制物質追加や標識要求が改定される場合、実施に向けての準備に配慮いただき、1年以上の十分な移行期間を設定することを要望する。

④模倣品(消耗品)取り締まり

- ・行政による模倣品の取り締まりは強化の方向にあるものの、依然として模倣品(消耗品)が多く存在している。懲罰的効果を高め、再犯を防止するためにも、トナーボトルやインクボトルのプラスチック成型用の金型(高価であり製造自体に時間がかかる)の押収を要望する。
- ・中国で生産される模倣品が海外へ輸出されることにより、海外市場での模倣品流通を助長する恐れがある。欧州で模倣品として差し止められた製品の出荷元の多くは中国および香港であるとするEUの報告もある。税関による模倣品輸出取り締まり強化を要望する。

⑤改造機を取り締まり

- ・事務機器の改造機は、外観の名称変更による虚偽表示から、事務機本体のコントローラーの改造によるスピードアップや機能の追加など多岐に渡る。改造方法は、年々巧妙化しており、組織的に改造を専門とする業者も存在しており、消費者は正規品であるか判断できないものが多い。消費者保護のためにも、引き続き改造業者の取り締まり強化を要望する。

⑥技術標準・製品認証

- ・2016年国务院弁公庁は統一したグリーン製品標準/認証/標識システムを構築する意見を発表した。しかし実態として、低炭産品、生態設計産品、緑色設計産品、緑色産品認証など新しい

製品環境標準および認証の検討が止まらず、従来からある標準と認証も併存し、企業にとっては対応すべきものが次々と増え負荷が大きくなる事が懸念される。統一計画を情報公開し、整理・集約を要望する。

⑦ 「安可」または「信創」

- ・「安可」または「信創」にかかわるリストの存在や適用される製品の範囲、要求内容や基準の明確化、市場参入の透明性、予見可能性を確保していただきたい。特に情報セキュリティ領域への参入基準や条件について明確な規定がなく、海外企業による参入を実質上困難にしている。加えて、予見可能性を高めるために、本件に認証された製品の情報公開を要望する。

⑧ 情報セキュリティに関する国産要求

- ・中国企業の開発・製造であることをもって、情報セキュリティの要求を満たす要件としないいただきたい。外国企業の製品であること、中国製では無いという理由のみをもって外資企業製品が排除されることにより、高いセキュリティ機能を有する製品までも政府調達から排除されることは、不合理な差別であり、中国の対外開放の政策と相容れない。

10. 電子部品・デバイス

概要

2022年は新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を経たものの、中国のGDP総額は120兆元と、2021年に比べ3.0%増加しており、国際通貨基金 (IMF) が2022年10月に公表した世界経済成長率3.2%に近いレベルに達した。上半期の中国経済状況を見ると、新型コロナ感染拡大の影響を受け、多くの産業が停滞または鈍化していたが、下半期に入ってからコロナ禍の一時的規制緩和に伴い、全体として力強い回復と成長を示した。

電子部品市場は、工業情報化部（以下「工信部」と略す）の関連データによると、2022年末時点での電子情報製造業のうち、一定の規模（年間営業収入2,000万元）以上の企業の営業収入は合計15兆4,000億元と、2021年に比べ5.5%増加したが、営業利益は7,390億元と前年比で13.1%減少した。主な原因として、一つには生産コストの上昇により、産業全体の営業収入が増加したにもかかわらず、利益が減ったことが挙げられる。また、国家統計局が公表した中国製造業の購買担当者景気指数 (PMI) によると、2022年のうち8カ月のPMI指数がコロナ禍の影響を受けて臨界値50%を下回っており、例えば、2022年12月はわずか47.0%に留まっていたことから分かるように、産業全体の需要と発注の減少に伴って伸びも鈍化した。

2022年において、中国各地では大規模なコロナ感染拡大が爆発的に増加した。特に上海市や北京市、四川省成都市など多くの大都市で相次いだ大規模なコロナ感染と政府によるゼロコロナ政策（外出制限政策）の影響で、国内企業の生産ラインがフル稼働していない時期が長く続き、2022年の各社生産量に大きなダメージが出た。各地方で大手企業向けの保護措置が講じられていたが、地域差があったため、産業全体の生産回復は想定通りに進まなかった。

一方、海外諸国ではコロナ規制緩和政策が相次いで発表され、自国の実情に応じた疫病予防対策が確立されるようになった。それによって地域経済へのコロナの影響が弱まり、各地域経済も着実に回復しはじめ、諸外国の多くでGDPが大幅な成長を示した。このような中、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う地政学リスクおよび世界各国がインフレ対策として実施した利上げ政策に伴う消費の落ち込みなどの諸課題は、依然として世界経済の回復に大きな影響を与えることとなった。

2022年12月に、中国政府は新型コロナウイルス感染症の管理レベルを引き下げた。それによって政府の重点任務はコロナ感染症への全面対応から、感染拡大防止に基づく経済回復への対応へ切り替えられた。内需拡大が2023年の重点経済任務として挙げられ、カーボンニュートラルなどの第14次5カ年計画で提起された経済的目標達成に向けて実行していく方針となっている。

国際通貨基金 (IMF) の見通しによると、2023年の世界経済が回復するための条件には依然として大きな不確実性が存在し、世界的なインフレ、ロシアによるウクライナ侵攻の激化、および中国などの新興国の景気回復の鈍化などの諸課題の克服

が鍵となると発表した。このような環境下、2023年の中国と世界経済は多岐に渡る複雑な課題に直面する可能性があるものの、中国経済は、中国政府による政策の実施、および中国市場における中国企業と外資系企業の協力推進により、早期の回復が期待できる。電子部品市場においても外資系企業との協調をいっそう強化し、あらゆる産業分野において基幹となる電子部品の高付加価値化やソリューションの提供により、中国国内産業全体のさらなる発展が見込まれる。

2022年中国電子部品市場の主な動き

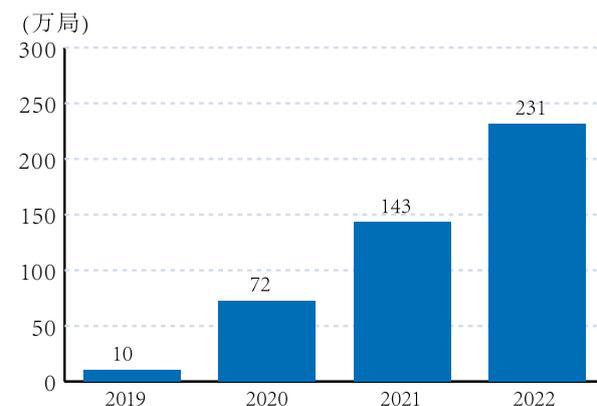
世界半導体市場統計 (WSTS) が発表した関連データによると、2022年11月時点での世界半導体市場規模は5,303億ドルで、2021年に比べ5.43%増加したが、その伸び率は過去の成長率と比べると明らかに鈍化したと言える。

工信部の関連データによると、2022年の中国国内の電子情報製造業全体はプラス成長を示し、一定の規模（年間営業収入2,000万元）以上の企業の営業収入は15兆4,000億元で前年比5.5%増加したが、営業利益は7,390億元で同13.1%減少した。電子部品全体の国際貿易もわずかながらも減少し、例えば集積回路の輸出状況を見ると、2022年の税関統計ベースの集積回路輸出量は2,734億件と、前年比12.0%減少した。

2022年においては、電子部品産業は新型コロナの大規模な感染拡大の影響を受けたものの、5Gおよび通信設備、新エネルギー自動車やロボットなどの産業発展と市場拡大により、電子部品産業に対する需要は拡大した。

工信部の関連データによると、2022年末時点の中国国内の5G基地局数は231万2,000局、そのうち新規基地局が88万7,000局となっており、国内9割以上の県と市をカバーしている。

図1: 5G基地局数



データ出所: 工信部

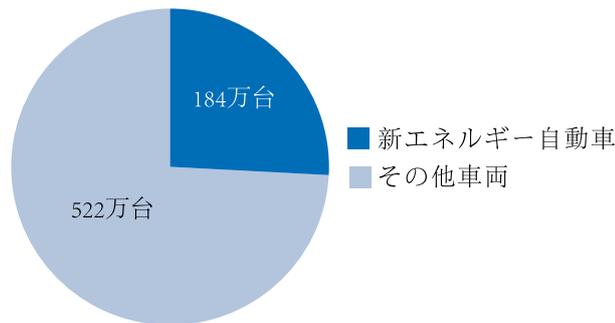
同時に、5Gスマホユーザー数も持続的に増加している。工信部の2022年統計データによると5Gスマホユーザー数は計5億6,100万台で、2021年に比べて12.9%増加し、2022年スマホユーザー総数の約33%を占めており、5Gスマホユーザーの市場規模は継続的に拡大している。

2022年の5G通信応用状況を見ると、5G通信技術は幅広い分野に浸透しはじめ、すでに高速通信を必要とする97分野のうち40分野を5G通信で網羅するようになり、応用事例も5万件を

を超えた。また、製造業、鉱業、医療、エネルギー、港湾などの諸産業で展開された。さらに、中国各地の500カ所の医療機関、1,700社余りの生産工場、200社余りの鉱業関連企業および200社余りの電力会社で5G通信技術の商業化が進められ、5G産業全体の2022年GDP貢献額は約1兆4,500億元に達した。

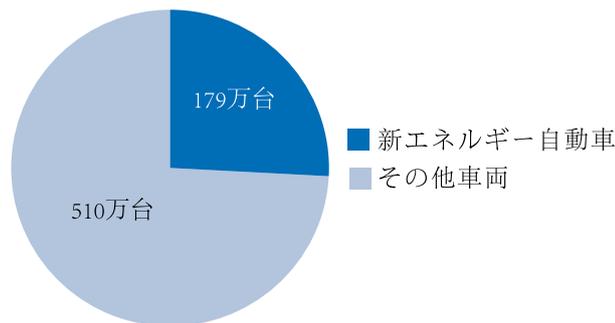
中国自動車工業協会の統計データによると、2022年の中国の自動車の生産台数と販売台数はそれぞれ2,702万台と2,686万台で、前年比それぞれ3.4%と2.1%増加した。自動車産業の拡大は主に自動車購入税の半減などの内需刺激策の実施とけん引効果によるもので、コロナ感染者の拡大、半導体チップの供給不足、原材料価格の高騰などのマイナス要因の影響を受けつつも、全体としてプラス成長を保った。

図2: 中国自動車の生産構成



データ出所: 中国自動車工業協会

図3: 中国自動車の販売構成



データ出所: 中国自動車工業協会

新エネルギー自動車の2022年の生産台数と販売台数はそれぞれ706万台と689万台で前年比90%増加しており、自動車市場全体に占める割合は約26%と、2021年に比べて明らかに上昇した。

産業ロボット市場を見ると、2021年末時点、中国はすでに9年連続で世界最大の産業ロボット消費市場となり、産業ロボット密度(従業員1万人あたりの稼働ロボット数)は労働者1万人あたり322台となった。中国ロボット産業連盟の統計データによると、2022年の一定の規模(年間営業収入2,000万元)以上のロボット企業の産業ロボット生産台数は年間44万台で、2021年の37万台に比べ21%増加した。

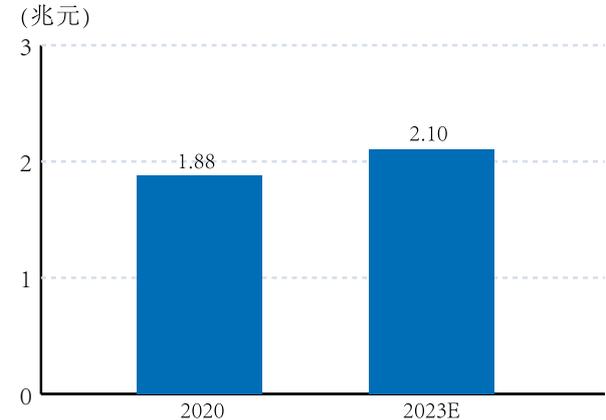
2023年の展望

国際通貨基金(IMF)は世界諸国の経済成長率を予測する世界経済見通しの中で、2023年の中国経済に対して明るい見

通しを示した。2023年の中国(経済)成長率は、今後の中国の経済活動正常化による早期の経済回復を背景に、2022年を上回る4.4%前後と見込まれている。

中国の各省・直轄市・自治区政府が発表した2023年の地域経済成長目標は主に5%~6.5%、中国全土の経済成長率は5~6%と見込まれている。新型コロナ規制緩和と経済刺激政策を実施した実績から見ると、当該目標は実現可能と見込まれる。

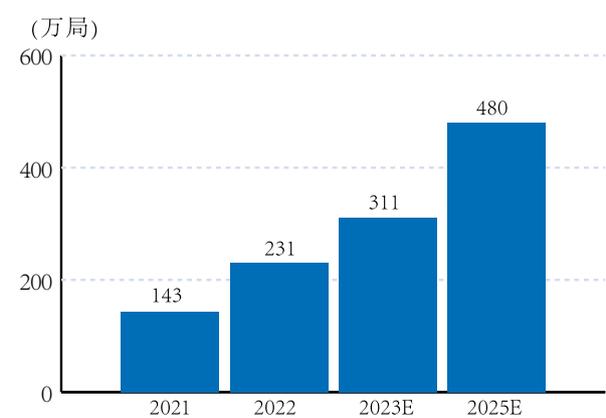
図4: 中国の電子部品販売状況(推測値)



データ出所: 「基礎電子部品産業発展行動計画(2021~2023)」

中国経済の成長に伴う電子部品に対する需要は依然として堅調であり、同産業全体は今後も持続的な成長を保つと見込まれる。工信部が2021年に公表した同産業発展計画において、2023年の中国電子部品販売総額は2兆1,000億元に達する見込みとなっている。

図5: 5G基地局配置数(推測値)



データ出所: 工信部

5G通信産業について、中国政府は引き続き5G基地局の建設と5G技術の製造業等への応用を進める方針で、2023年は基地局を約80万局新設予定である。2023年末時点での全国基地局数は300万局以上、2025年には480万局に達する見通しである。5G基地局建設のほかに、5G通信と産業ネットワークの統合応用が今後2年間の重点方針となる。工信部が2021年から実施した「5G応用『揚帆』行動計画(2021~2023年)」では、2023年に5G個人ユーザー浸透率を40%まで引き上げると明記しており、これを背景に、各通信キャリアは2023年に大量の5G端末機器を市場に導入し続けると予測される。

中国自動車工業協会は2023年中国自動車の生産・販売について、全体的に安定した成長を見通している。新エネルギー自動車に対する政府補助金は年々減少傾向にあるが、原油価格高騰等のリスク上昇もある中で、販売台数は2022年の700万台から900万台に増加する見通し。充電パイルなどの新エネルギー自動車関連の付属施設整備も着実に進捗するため、新エネルギー自動車市場は今後も引き続き拡大していく見通しであり、電子部品に対する需要も引き続き安定成長するものと見込まれる。

ロボット産業について、中国政府は2023年初に「ロボット+応用行動実施計画」を策定した。製造業、農業、建設、エネルギー、商業物流、医療健康、養老サービス、教育、商業コミュニティサービス、緊急安全確保および極限環境での応用など、10の分野におけるロボットソリューション開発と応用をいっそう加速し、ロボットの幅広い分野での活用、促進が見込まれる。このような工業改革の深化に伴い、ロボット産業は今後も持続的な成長を保つ見通しである。

今後注目される分野および動向

2022年において、中国経済下の各産業はコロナ感染拡大のダメージを受けたが、基本的な政府方針に大きな変更はなく、今後も引き続き「第14次5カ年規画」で提出した「新型インフラの建設、全局におけるイノベーションシステムの改善、グリーン化等の発展を加速させる」方針となっている。

中国政府は2023年の主要経済課題として、内需拡大と産業システムの現代化加速を取り上げている。民生分野においては新エネルギー自動車、スマートハウスなどの中・高級消費財をより多く供給することで、国内需要を拡大していく方針である。工業分野ではエネルギーや情報産業などにおけるインフラの建設、システムの構築と技術の融合を強化し、各産業での高度な技術革新を促す。中国市場においてはロボット、仮想現実技術（VR）、人工知能（AI）、産業ネットワーク技術などの幅広い分野での技術の融合が推進されるにつれ、半導体等の高付加価値電子部品に対する需要も持続的に増加すると見込まれる。また、既存設備の整備やインテリジェント化、各種ソリューションの新規開発および導入においても電子部品需要をもたらすことになる。

こうしたことから、世界の中でも中国は引き続き大きな発展が期待される重要な市場として、大幅な需要拡大が期待される。

<建議>

① 企業生産安全費積立の対象業種範囲見直し（建議先：国家発展改革委員会、商務部）

2022年11月の財資「2022」136号「企業生産安全費の抽出・使用に関する管理弁法」の通知により、2012年通知に対して対象業種の範囲が拡大され、電子部品製造（国民経済企業分類コード：39通信・その他電子機器製造-3989その他電子部品）も対象に追加された。

企業生産安全費の積立（借：売上原価／貸：株主

資本-特別準備金新設）は、前年度の売上を基準に通知に定められた料率にて毎月積立を行い、3年分を積立額上限とするものである。しかし、実際に毎年発生している生産安全費に対して、許容範囲を大きく超える積立を3年間行うこととなり、課税所得に大きく影響する。

鉱山やエネルギー採掘、運輸、建設などの危険リスクが高い企業であれば本積立の対象業種範囲として理解できるが、電子部品製造業など危険リスクが低い業種は対象業種範囲から除外する、もしくは企業生産安全費の積立を各企業判断にて実施するなど、通知見直しを要望する。

② 再生可能エネルギーの安定供給/利用促進（建議先：国家発展改革委員会、国家エネルギー委員会）

2022年も夏場における一時的な電力使用制限が依然として多く発生し、電子部品製造各社は工場操業停止・生産シフト・生産稼働率引き下げを実施した。そのため、電子部品全体のグローバルサプライチェーンにマイナスの影響をもたらした。

中国政府は、2030年カーボンピークアウト・2060年カーボンニュートラル達成目標の取り組みを掲げ、エネルギーの効率的な利用を推進し、工業・建築・交通などの分野において低炭素生産への転換推進を強調している。この世界的な課題解決に向け、多くの日系企業も環境負荷ゼロを目指したカーボンニュートラルへのロードマップを策定し、積極的な推進を開始している。

中国政府には、多様な再生可能エネルギーの調達ルートを構築し、利用が容易でかつ合理的な価格の再生可能エネルギーを国内企業へ供給し、グリーン改革を推進することを期待している。

また、積極的に再生可能エネルギーを導入し、高い利用率を実現した企業への税制優遇などの奨励政策導入を要望する。

③ 人材確保・人材育成（建議先：国家発展改革委員会、人力資源・社会保障部、地方政府）

電子部品は、電子機器や自動車の高機能・高性能化や新興国市場を含めた普及拡大により、継続的な市場拡大が予想されている。なかでも自動車のEV化や自動運転技術の高度化により、電子部品需要は中長期で飛躍的な拡大が見込まれている。

しかし、そのビジネスの基盤となる人材は、ハイテク企業・技術先進企業においても確保が年々厳しくなり、各社のR&Dセンターでは人材確保と育成に力を入れるものの、高い人材流動が継続している。一方、地方都市では、毎年労働人口の流出が深刻な状況にあり、電子部品製造工場の人材募集が困難となっており、持続的かつ安定的な製品供給に影響を及ぼしている。

そのため、地域の状況に応じた人材確保・育成に関する支援政策導入を要望する。

11. 自動車

(出所：2022年12月中国汽車工業協会発表資料より抜粋)

2022年の総括

2022年は、中国共産党第20回全国代表大会が成功裏に開催され、近代的な社会主義国家を全面的に建設する新たな道のりが開かれる節目の年となった。自動車業界は需要の縮小、供給不足、期待の低下という三重の圧力に直面しながらも、中国共産党中央委員会と国務院および各級行政当局の指導の下、および業界全体の同業者の共同努力により、多くの不利な要因による衝撃を克服し、年央の変動から抜け出し、持続的な回復・成長傾向を維持してきた。自動車の生産と販売は年間を通じて安定的に増加し、主要な経済指標は持続的に改善し、強大な発展の強靱性を示し、産業経済の成長を安定させる上で重要な役割を果たしている。年間の成長を見ると、自動車生産・販売台数はそれぞれ2,702万1,000台、2,686万4,000台となり、前年比でそれぞれ3.4%、2.1%増加し、前年の成長傾向を維持した。そのうち、乗用車は、安定成長、消費促進などの支援策に牽引され、比較的速い成長を見せ、年間の小幅な成長に重要な貢献をした。商用車は、重層的な要因により低い水準となった。新エネルギー車の爆発的な成長が続き、年間販売台数は680万台を超え、市場シェアは25.6%まで上昇し、徐々に本格的な市場拡大期を迎え、新たな発展・成長段階を迎えている。自動車の輸出は引き続き高水準を維持し、月次ベースで過去最高を更新、8月以降は月平均30万台を超え、年間輸出台数は300万台を突破し、業界全体の成長を効果的に牽引している。自主ブランドの業績は目を見張るものがあり、新エネルギー車の浸透とコネクテッド化の機会を捉えてシェアが全面的に上昇し、製品競争力は絶えず向上しており、その中で乗用車の市場シェアは50%近くに達している。

2023年の見通し

2023年、中国は引き続き安定を維持しつつ前進するという全体基調を堅持し、市場の信頼を大いに高め、内需拡大戦略を実施し、経済成長を積極的に推進している。経済運営の全体的な改善は、質の効果的な向上と量の適切な増加を実現する。関連支援方策の実施に伴い、市場主体と消費活性化がさらに刺激され、年間を通じた経済が好転すると確信している。加えて、2023年には半導体の供給不足などの問題が大幅に緩和されると予想され、自動車市場は2023年も引き続き安定的に好転する展開を見せ、3%前後の成長が見込まれる。

<建議>

1. ダブルクレジット規制(CAFC/NEV規制)について 下記の通り要望する

1) 全般

- ① 「2060年カーボンニュートラル」の目標達成にむ

け、各領域でCO₂低減活動が予想される。政府各々が自発的に施策を講じることで、重複規制・管理が行われることが懸念される。自動車業界に対し、現行のダブルクレジット・燃費規制でもCO₂低減の効果があることを鑑み、仮に別途CO₂規則を制定する場合は、本当に必要か検証いただきたい。検証いただいた上でCO₂規制制定が必要との結論であれば、自動車業界のCO₂低減目標や、管理対象範囲(WtT、車両製造、材料生産などの部分を含めるか)、主管部署などを早期に整理することを要望する。

- ② NEVの継続的な発展のためには、電力の発電MIX変化(発電CO₂の変化)への対応や、充電インフラ普及が必要であり、引き続き関連制度・政策の整備を要望する。
- ③ EV車同様HV車もCO₂削減に貢献する技術であるため、CAFCおよびダブルクレジット規制において2021年～23年に導入している低燃費車への優遇を2024年以降も継続するよう要望する。また、対象車種が過度に限定されないよう適切な条件にしていきたい。
- ④ NEVや省エネ技術の発展を促進するため、「CAFCクレジット譲渡の自由化」「NEVクレジット繰り越し比率100%」など、より柔軟な制度の運用を要望する。加えて、コンベ車の燃費改善を促進するため、第6段階CAFC規制に低燃費車優遇措置の新規導入を要望する。

2) CAFC(GB27999:第5段階企業平均燃費規制)

- ① 2025年までの導入が決まっているNEV電費を燃費換算時に0とする優遇を2026年以降も、少なくとも2030年までは継続するよう要望する。
- ② オフサイクルクレジット制度は省エネ技術の開発搭載を促進できる有効な手段である。燃費・電費改善につながると共に、国家CO₂ピークアウト・カーボンニュートラル目標達成にも貢献できると認識しており、長期制度として確立し、技術項目をさらに拡大導入する事を要望する。2020年実施のオフサイクル技術へのクレジット付与を2023年以降も継続することを要望する。

2. データセキュリティ関連規定について下記の通り要望する

- ① 「自動車データセキュリティ管理若干規定」、「データ越境の安全評価弁法」「情報セキュリティ技術 自動車のデータ収集に関するセキュリティ要件」等の関連規定について、意見募集の期間が十分に設けられず、順守に向け十分な準備ができない問題がある。自動車業界の意見を十分に聴取し実態を反映した上、適切なリードタイムを経た後に施行されることを要望する。
- ② 関連法案の要求について、法案間で整合が取れていないケースが散見される。また、定義や意図が不明確なケースがあり、対応に苦慮している。規定間の整合性を取り、定義や意図を明確にした上で発布されることを要望する。

- ③ 規定を發布する前に、事前に自動車業界に対する説明会の場を設けていただくとともに、不明点が生じた場合の対応方法・相談窓口の明確化を要望する。
- ④ 信頼できる開発基盤のある企業に対しては、開発やサービス目的等に応じ、特例申請・許可を可能とし、要求を緩和する制度を設けるよう要望する。

3. 「道路機動車両生産企業および製品参入管理弁法」について下記の通り要望する

工信部の参入管理弁法に関し、法人ベースで研究開発能力を要求することを緩和し、外資を含め、資本関係のある企業間の研究開発能力の調整、活用を認めるよう要望する。新技術導入の初期段階で、新技術の迅速な導入を進めるには、海外の親会社の開発能力を借りることも認めてほしい。また、資本関係のある生産企業間の委託生産、委託側が公告を申請することを認めてほしい。

4. CCC認証について下記の通り要望する

- ① お客様が自動車購入後のメンテナンスで使うわずかな輸入部品でも、CCC認証を取るためのコスト、時間がかかるため、メーカーの対応スピードが低下し、お客様の車両故障が迅速に修理できない恐れがある。自動車補修部品のCCC認証に関して、認証手続の簡素化を要望する。
- ② 車両メーカーはCCC認証を申請する際に、部品の任意認可証を提出する必要があるが、認証制度上は各CCC認証機関が発行した部品任意認可証の有効性の相互承認が可能ではあるものの、実際の運用において認められないケースもあり、部品のレポート・関連技術パラメーターを重複で提出することが発生。重複性排除のため、各CCC認証機関の部品任意認可証の有効性の相互承認の徹底を要望する。

5. GB/T (推薦性国家標準) について下記の通り要望する

- ① 本来推薦性で強制力のないGB/Tが、強制性の車両認証実施規則に引用され、実質的に強制化されているものもある。GB/Tの策定時には推薦性を意図して作成しても、認証実施規則の審議で突然引用され、企業に十分な準備期間を与えないままに強制施行されることもある。標準策定機関と認証機関が綿密に連携を取り、標準の策定段階で運用（強制性or推薦性）を決め、それを認証でも適用するよう要望する。
- ② CCC認証制度でGB/Tを引用する際は、GB/Tの要件適合のための開発や認可取得準備が必要となるケースが多いため、新型式車両/継続生産車両共に、認証制度上で適切なリードタイムを設定いただくことを要望する。

6. 購置税減税・補助金について下記の通り要望する

- ① 中国は他市場に比べて車両購入にかかる税負担が大きく、購置税減税が2019年以前および2022年に実施されたが、燃費・排ガス性能に優れた環境車を中心とした、購置税減税の恒久的な減税政策の検討・実施を要望する。

- ② 新エネ車の電池コスト上昇などを受け、ガソリン車とのコスト差が数年続くことから、購置税免稅や、補助金の継続を要望する。

7. リコール実施率向上の法規・施策について下記の通り要望する

- ① 2020年GBT欠陥自動車製品リコール過程トレーサビリティシステムの意見募集について、2018年以後のリコール案件が対象のため、2018年以前の案件も対象とするよう要望する。
- ② 2021年実施の「機動車安全技術検査項目と方法」(GB38900-2020) 第6.1条では、「検査に送る車両がリコール処理されていない場合、車両所有者へ速やかにリコール処理を行うよう注意喚起すること」と規定しているが、実際にはまだ正式運用されていないため、早く全国で運用するよう国からの働きかけを要望するとともに、実施開始のタイミングおよび計画の明確化を要望する。
- ③ さらにリコールの着実な実施を図るため、他国(日本、アメリカ(一部)、ドイツ、スイス等)で実施している車検止め/公道走行許可剥奪制度の導入を要望する。
- ④ 2021年11月実施の「個人情報保護法」第十三条(四)では「突発公共衛生事件あるいは緊急状況においては、自然人の生命健康および財産安全に必要」な場合は個人情報を処理することができると規定している。本規定に基づいて、リコール対象車所有者へ通知する時に必要な個人情報をメーカーへ提供、または個人情報処理者から対象者へのリコール通知発信する制度の導入を要望する。

8. 2017年に公布された自動車販売管理弁法について下記の通り要望する

純正同質部品とはどのような国家機関が、どのような基準に基づいて、市販の汎用部品を純正同質と定義しているのか不明である。対応の透明性確保および明確化を要望する。

<二輪車>

1. 二輪車の高速道路・都市中心部への乗り入れ規制について下記の通り要望する

多くの高速道路および都市中心部で交通安全、または環境保護を理由として二輪車の登録や乗り入れの制限を行っているが、二輪車は省エネ、省スペースを目指す都市に適したコンピューターであり、不合理な規制であるため規制の撤廃もしくは緩和を要望する。

2. 機動車強制廃車標準規定の二輪車使用期限13年について下記の通り要望する

二輪車製品は技術進化により、車両の性能や品質が昔より向上しているため、13年の使用年数期限は実態と合わない。まだ使用できる製品を強制的に廃棄すると社会資源の浪費にも繋がる。四輪車の使用期限も過去に見直されていることから、二輪車についても規制の撤廃や緩和を要望する。

第5章 情報通信業

1. 情報通信

2022年、中国の5G、ギガビット光ファイバー等の新型情報インフラ建設はさらなる発展を遂げた。2022年の電話サービス利用者は3,933万人の純増で18億6,300万人となった。うち、携帯電話は16億8,300万人、固定電話は1億7,900万人であった。また、ブロードバンドアクセスユーザーは5億9,000万人となった。

2022年の中国情報通信マーケットの状況

携帯電話利用ユーザー、ブロードバンドアクセスサービスの状況

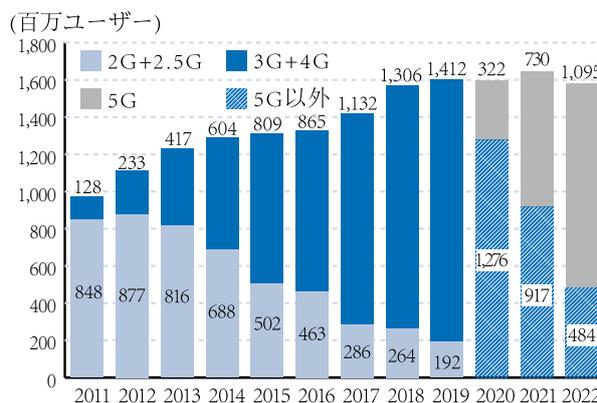
中国の携帯電話加入者数は、2022年12月末時点で16億8,300万人となり、年間4,062万人の純増となった。5Gの加入者数は5億6,100万人で、携帯電話全体の加入者数の33.3%を占めた。固定電話の加入者総数は1億7,900万人で、年間では128万6,000人の純減となった。2022年12月末時点で、ブロードバンドアクセスユーザー数は5億9,000万人に達し、年間5,386万人の純増となった。このうち、通信速度が100Mbps~1,000Mbpsのブロードバンドユーザー数は5億5,400万人で、年間で5,513万人の純増となり、前年末と比べて0.8%増加した。1,000Mbps以上のユーザーは9,175万人で、前年末から5,716万人の純増となった。

表1: 電話サービスとブロードバンドアクセスサービスのユーザー数 (単位:人、%)

携帯電話	ユーザー数	16.83億
	普及率	119.2%
固定電話	ユーザー数	1.79億
	普及率	12.7%
ブロードバンドアクセスユーザー数	ブロードバンドアクセスユーザー数	5.9億
	1,000Mbps以上	9,175万
	100Mbps以上	5.54億

出所: 工業・情報化部「2022年通信業統計公報」
(2023年1月19日発表)

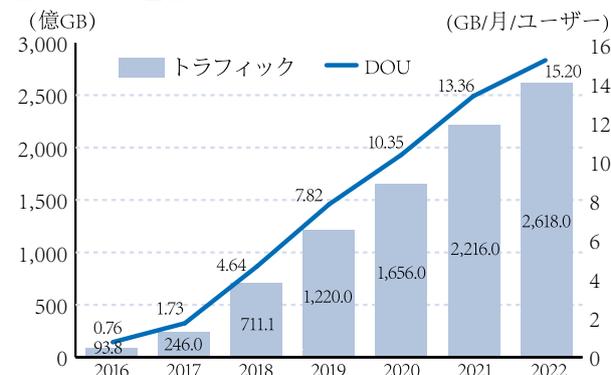
図1: 携帯電話ユーザー数推移



注: 1) 2020年以降は5Gユーザーと5G以外の2G+3G+4Gユーザーの合計
2) 2022年は中国聯通は5Gユーザー数のみ公開 (5G以外のユーザー数は非公開)
3) 5Gユーザーは三大通信事業者が公開した5Gプランの契約者数
出所: 中国移動、中国電信、中国聯通各社の公式ウェブサイト公開情報、ユーザー数は2022年12月末時点の数値

2022年、ネットショッピング、リモート勤務、オンライン教育等のモバイルインターネットの活用機会がさらに増大し、ショート動画、ネットライブ中継、5G新通話などの普及に伴い、モバイルインターネットトラフィックは継続的に増加した。2022年のモバイルインターネットのアクセストラフィックは2,618億ギガバイトで、前年比18.1%増加し、月間ユーザー当たりのトラフィック(DOU)は、15.2ギガバイト/ユーザーとなった。

図2: 移動通信トラフィック推移



出所: 工業・情報化部「2022年通信業統計公報」(2023年1月19日発表)

データセンター、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、モバイルIoTなどの新興業務は急速に発展し、新興業務の収入占有率は前年の16.1%から19.4%に上昇、特にクラウドコンピューティングは前年比118.2%増加した。2022年末時点で、モバイルIoTユーザー数は18億4,500万人（前年は13億9,900万人）に達し、携帯電話ユーザーの規模を上回った。

出所：工業・情報化部「2022年通信業統計公報」

中国通信キャリア3社の状況

5Gプランの契約者数は、2022年末時点で、中国移动が6億1,400万人、中国电信が2億6,800万人、中国联通が2億1,300万人と、3社合計で10億9,500万人に達した。中国移动は依然としてトップの地位を維持し続けている。

表2：中国通信キャリア3社のユーザー数（ ）内は前年比（単位：百万人）

		中国移动	中国电信	中国联通
ユーザー数	携帯電話	975.01 (1.89%)	391.18 (5.03%)	-
	5G	614.01 (58.74%)	267.96 (42.68%)	212.73 (37.31%)
	固定電話	-	104.95 (△1.58%)	-
	ブロードバンド (有線)	272.17 (13.35%)	180.90 (6.59%)	-

注：5Gユーザーは三大通信事業者が公開した5Gプラン契約者数

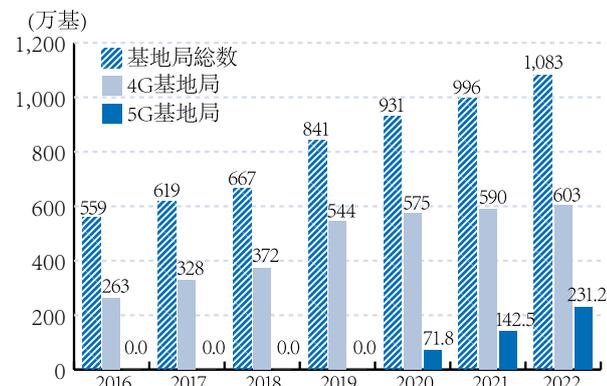
出所：中国移动、中国电信、中国联通各社の公式ウェブサイト公開情報、ユーザー数は2022年12月末時点の数値

その他設備の拡充状況

2022年に移動通信基地局は87万カ所新設され、基地局総数は1,083万カ所に達した。このうち4G基地局の総数は603万カ所、5G基地局は231万2,000カ所となった。

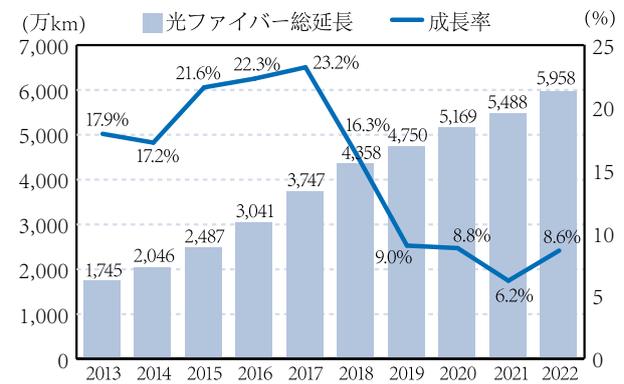
なお、2022年の全国の光ケーブル回線の総延長は5,958万キロメートルとなっており、前年比で477万2,000キロメートル延長された。

図3：基地局建設状況



出所：工業・情報化部「2022年通信運營業統計公報」（2023年1月19日発表）

図4：光ファイバー総延長推移



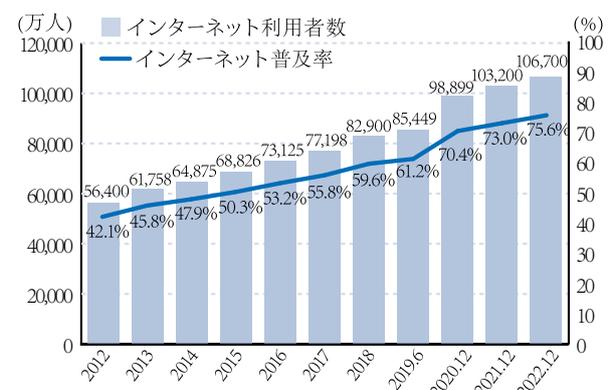
出所：工業・情報化部「2022年通信運營業統計公報」（2023年1月19日発表）

インターネット利用者の状況

2022年の中国インターネット利用者数は10億6,700万人となり、2021年より3,549万人増加した。インターネット普及率は75.6%に達した。また、「村村通」という農村部までインターネットサービスを提供させる政策の後押しもあり、2022年12月時点で、農村部のインターネット利用者数は3億800万人となり、全体利用者の28.9%を占めることとなった。

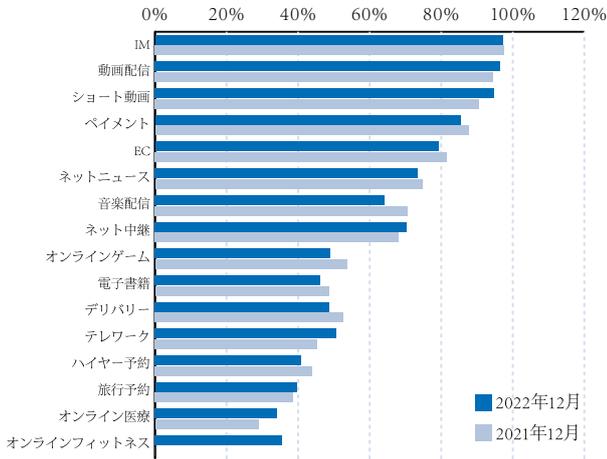
各種インターネットサービス利用も増加の傾向にある。2022年12月末時点で、IMの利用率は97.2%で、ユーザー数は10億3,800万人に達した。動画（ショート動画を含む）サービスのユーザー規模は10億3,100万人に達し、特にショート動画のユーザー数は10億1,200万人で、インターネット全利用者の94.8%に達した。ネット決済の利用率は85.4%で、ユーザー数は9億1,100万人に達した。

図5：インターネット利用者と普及率の推移



出所：中国インターネット信息中心「中国インターネット発展状況統計報告」（2023年3月）

図6: インターネットサービス利用状況



出所: 中国互聯網絡信息中心「中国互聯網絡發展狀況統計報告 (2023年3月)」

2022年の主なトピックス

- 北京冬季オリンピック・パラリンピックにおいて、感染症対策・飲食自動配送の5Gスマートロボットの活用、5Gブロードキャストによる360度VRライブ中継、「5G+北斗（中国版GPS）」の高精度測位と自動運転等の数多くのシーンで中国の5G技術のアピールがなされた。オリンピック後、クラウド中継、VR観戦、感染症対策の消毒ロボット等々、5G技術を活用した各種サービス/ソリューションのよりいっそうの普及が期待される
- 通信事業者の5G基地局数は当初目標を上回り、2022年末時点で、5G基地局建設数は累計231万2,000カ所、5G加入者数は5億6,100万人、5G携帯電話の累計出荷台数は1億9,100万台(11月末時点)となった。
- 2022年12月時点で、インターネット決済利用者は9億1,100万人に達し、前年同期比で781万人増加し、ネット決済利用者は全体の85.4%となった。また、中国人民銀行のデジタル通貨の試行運用も拡大し続けた。2022年12月時点で、デジタル通貨流通額は136億1,000万元、過去半年のデジタル通貨利用ユーザー数は1億2,800万人であった。
- 中国広電は、2022年末時点で当初目標の通りに中国移动と共同で700MHz帯の5Gネットワーク基地局を48万カ所構築した。また、6月に192携帯番号のブランドおよび通信料金プランを発表、2022年12月に5G契約者数は500万人に達したと発表した。
- 東部（経済の中心である中国沿海部）のデータを西部（人口密度が低く、各種資源が豊富にある内陸部）で計算するという「東数西算」という概念が示され、国家全体の算力（コンピューティングパワー）レベルの向上、有効な投資の拡大、グリーン化の促進、地域発展の最適化が益々促進されることになった。

2023年の展望

2022年1月、中国信息通信研究院からの発表「中国5G発展と経済社会影響白書（2022年）」において、2022年の5G

の直接経済総生産は1兆4,500億元（前年比12%増）、間接的経済総生産は約3兆4,900億元（前年比1兆2,700億元増）に達していること、また、今後の展望として、コンシューマー向けには、5Gキラーコンテンツの出現推進、VR/ARの軽量化・携帯化・低減化、超高精細携帯電話等の新端末の普及加速、端末モジュール等の設備コスト低減化がうたわれた。

また、エンタープライズ向けには、工業・情報化部による「5G全接続工場」の発表に代表される通り、次世代情報通信技術を活用した製造業のDX推進、工業用インターネットプラットフォームの普及と工業ビッグデータの利活用シーンの開発強化といった産業デジタルトランスフォーメーション政策の引き続きの推進が予想される。

一方、データセキュリティに関しては、「データ越境移転安全評価弁法」が2022年9月に発効し、中国国外への越境移転の関連法規の実務運用が本格化することが見込まれる。また、2023年早々に約1年半に及ぶ滴滴出行（ディディ）への国家安全上の理由による中国政府による審査完了、アプリの新規ダウンロードの停止命令の解除がなされたことは大きなニュースとなった。従来に引き続いて、中国政府によるプラットフォーム・データに対する規制と緩和のバランスの取り方がよりいっそう注目される。

<建議>

① 電信業務ライセンスに関する外資規制の緩和

魅力的なICTサービスを実現し、利用者の利便性向上と利用促進を図り、中国の情報通信市場の活性化、多様化をさらに進めることを目的に、外資系事業者に対する以下の規制緩和を要望する。

1) 外資系事業者による電信サービス再販へのさらなる規制緩和

トータルなICTサービス提供のためにはワンストップで顧客に提供することが求められる。特に外資系顧客には外資系事業者が顧客対応するケースが多い。すでに、工業・情報化部より、外資系事業者がモバイル通信の再販業務の経営を申請し、相応の電信業務経営許可証を取得申請することを認める関連政策が公布されているものの、外資系事業者が電信業務経営許可証を取得するにあたって直面する実際の困難は、国内資本事業者よりも大きいのが現状であるため、電信サービス再販に関するさらなる規制緩和を要望する。

2) 付加価値電信サービスのライセンス取得に関する外資規制の緩和

データセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービスにおいて、依然として外資の参入規制が設けられている。外資系企業が自国で培ったノウハウを活用し、中国で魅力的なICTサービスを展開できるよう規制緩和することを要望する。上記については、外資系企業による

付加価値電信業務参入の明確なガイドライン（ライセンス取得に必要な実務上の要件や手続）の提示を要望する。

② データ三法（サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法）に関する詳細規則等の早期制定・公布

2022年、データ三法関連で、6月24日に「サイバーセキュリティ標準実践指南-個人情報越境移転認証規範（v1.0-202206）」、6月30日に「個人情報越境移転標準契約書に関する規定（意見募集稿）」、8月31日に「データ越境移転安全評価申告ガイドライン（第一版）」、12月8日に「工業と情報化領域データセキュリティ管理弁法（試行）」、12月16日に「サイバーセキュリティ標準実践指南-個人情報越境認証規範（v2.0-202212）」が公布された。

また、「データ越境移転安全評価弁法」が7月7日公布、9月1日に発効され、中国国外への越境移転に関して、「安全評価」「標準契約」「個人情報越境移転認証」が規定されつつあり、データ越境移転の関連法規の実務運用が本格化し、インターネット弁公室への安全評価申告作業に着手している企業も散見される。

一方、「安全評価」の実運用で必要となる「重要データ」の識別カタログ制定がなされていない、また「標準契約」「個人情報越境移転認証」の細則が不十分な状況にあるため、外資系企業の事業活動のスピードアップ促進・安定的な事業運営を通じて、中国経済の発展に寄与するために、データ三法に関する運用等の詳細ルールの早期制定・公布に関する環境整備を引き続き要望する。

③ ローカル5Gに関するガイドライン（詳細ルール）の早期制定・公布

ローカル5Gについて、工業・情報化部は2021年6月1日に、「産業用インターネットとIoTの周波数利用ガイドライン」を公布し、電力・ガス・交通機関等の特定分野に関するローカル5G専用の周波数割当の申請が可能となった。また、工業・情報化部は2022年11月に国有企業向けに初めてローカル5Gの周波数割当を行った。

一方、日本の総務省は「ローカル5G導入に関するガイドライン」を公布して、2020年3月より民間企業に対してローカル5G免許交付を開始し、2022年11月30日現在、126社が免許を取得している。また、日本政府は日本の移動通信事業者を民間企業のパートナーと位置付け、民間企業のローカル5Gサービスの提供を支援している。中国においても、日本の民間企業がさまざまな分野でローカル5Gサービスを提供し、中国の経済発展に貢献できるよう、製造業向け等新分野へのローカル5G領域拡大と外資系企業が参画可能なローカル5G導入に関する詳細ルールの早期公布を要望する。

2. ソフトウェア

中国のソフトウェア産業は、日本を始めとする海外からのオフショア開発拠点として発展してきたが、世界経済の変化や中国経済の急速な発展に伴い、中国国内に巨大IT企業が誕生し、IT企業以外も含めソフトウェアへの投資が積極的に行われている。また、廉価な生産拠点という位置付けから、重要なマーケットとして捉えた企業進出が増加している中、ソフトウェア業界においてもこの傾向が増加しており、オフショアとしての生産拠点を有する企業に加えて、中国をソフトウェアビジネスの市場と捉える企業が増え、中国市場向けに転換する例が増えている。

ソフトウェアビジネス市場として特に有望な領域は、中国が抱える社会問題の解決手段を提供する分野である。環境汚染、交通渋滞、医療、高齢化、労働人口の減少等の諸問題を解決するための重要な役割として、ソフトウェアを活用したICTが期待されている。

ソフトウェア産業にとって、現地人材の育成が鍵であることは言うまでもないが、これに加えて、中国に適合したビジネスモデルの構築が重要である。特に最近のトレンドとなっているクラウド、IoT（モノのインターネット）、ビッグデータ、モビリティ、AI、情報セキュリティや、従来産業にインターネットによる付加価値を加える「インターネット+（プラス）」やデジタル技術を利用したDX（デジタルトランスフォーメーション）は、地場資本の企業も含めた在中企業にとって有益なものになると想定される。

さらに、外資を中心にソフトウェア業界において、仕事の仕方においても変化が表れている。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する環境下における「ニューノーマル」な対応として、在宅勤務、リモート会議等が拡大してきており、ICTの活用は在中企業においても今後拡大することが想定される。

中国のソフトウェア産業の変遷

日本企業にとって中国のソフトウェア産業は、長きに渡り日本向けのソフトウェアを廉価に開発する拠点としての位置付けである。これは、中国当局の外資誘致、外貨獲得および雇用増加といった基本政策にも合致するものであり、沿岸部だけでなく内陸部にもソフトウェアパークなどのインフラが整備され、ソフトウェア産業の誘致、助成の政策となって表れている。

一方、日本企業においては、自前で開発していた業務アプリケーション分野にまでグローバルなソリューションの適用が促進されており、ソフトウェア開発投資の一巡といったサイクルの重なりもあって、新規ソフトウェアの開発量が減少している。こうした開発量の減少傾向に加え、2022年のさらなる急激な円安の進展により、中国におけるオフショア開発拠点の優位性が崩れつつある。さらに、中国における人件費の高騰は、タイ・インドネシア・ベトナムなどのASEAN地域におけるオフショア拠点の優位性を高める結果となっている。

ただし、下記特性が強く求められる領域においては、他の国・地域での代替は困難な状況であり、中国がソフトウェア開発の中核リソース拠点として依然期待されている。

- ・ 漢字交じりの日本語や日本式の開発方式への対応力
- ・ 日本サイドでのオンサイト対応要員の充実度
- ・ 大型案件に対する多量の開発要員動員力

このような環境の大きな変化は、単なるオフショア開発拠点としての機能しか有さない会社を窮地に追い込む結果となっているが、中国国内向けのソフトウェアビジネスは確実に増大しており、これらのマーケットに対応できているソフトウェア会社は急速に成長している。そのため、多くのソフトウェア会社はオフショア開発主体のビジネスから在中企業・組織をターゲットとしたビジネスへとビジネスモデルの転換を図っている。

中国のソフトウェアマーケットの動向

正確なデータは取れていないが、中国国内のICTマーケットはすさまじい勢いで伸びており、スマートフォンを活用したインターネット通販や電子マネーとの連携を中心にさまざまなサービスが誕生し、利便性が急速に向上している。これに伴い、中国国内に巨大なIT企業が誕生し国内ソフトウェアマーケットを牽引している。今後も市民生活に直結したさまざまなサービスによりICTマーケットはさらなる成長が期待できる。このマーケット状況には、以下の様な顕著な傾向が見て取れる。

投資分野の変化

日系を含む外資企業が、中国を世界の工場から世界の市場へと位置付けを変え、生産中心のIT投資から販売領域へのIT投資（製販一体の仕組みや販売チャネルの確立など）が増加している。また、人件費高騰を背景にしたいっそうの効率化の追求、情報セキュリティ、スマートファクトリー（IoT活用）および環境対策といった新規分野への投資が顕著となっている。それに加え、インターネットやクラウド活用の増加やデジタル化の進展に伴いDX（デジタルトランスフォーメーション）による企業活動の高度化への投資が始まっている。

中国政府の国産品支持政策

工業大国から工業強国への転換を目指す中国政府が、インフラ整備を海外技術依存から脱却して中国国産品を優先させる政策も進行している。

新規ICT領域の進展とオープンソースソフトウェアの活用とアジャイル開発技法

ビッグデータやクラウドコンピューティング、モバイルインターネット、IoT（モノのインターネット）などのICT技術も進展しつつあり、ソフトウェア産業に新たな変革をもたらしている。また、一方で商用ソフトウェアのライセンス料の高騰もあり、オープンソースソフトウェア（OSS）の活用も積極的に行われている。また、アジャイル開発技法を取り入れ、素早くサービスを提供し、随時ソフトウェアを更新して、機能

強化を積み重ねることでサービス提供範囲を拡大するという手法が中国国内市場では活性化している。

中国のソフトウェア産業の方向性

このような状況変化の中で、中国マーケットにおけるビジネスの成長を目指す日系のソフトウェア開発会社やシステムインテグレータは、以下のような顧客の特性を理解し、これに対応しなければならない。

実績のあるソリューションの提供

在中企業においては、外資・内資にかかわらず、できるだけ迅速かつ安全にICT化を進めたいと考えている。そのため、一部の例外を除いて、実績のあるソリューションの活用を強く望んでいる。顧客が実際に、「目で見て」「操作して」導入後のイメージが体感できるパッケージソフトウェアの提供が強く望まれている。

ソフトウェアビジネスの現地化進展

中国におけるソフトウェア人材の人件費は上昇を続けているが、日本人駐在員あるいは、日本からの出張者による開発・実施に比べれば、コスト面の優位性を持っている。企業向けマーケットにおける、新たなソリューションの企画・開発においては日本に優位性があるが、導入後の維持や改善のコストダウンと迅速な対応を踏まえ、顧客側も中国人技術者がより広範囲に対応できるようにすることを求めている。

社会問題に対するICTでの取り組み

環境汚染、交通渋滞、医療、高齢化等の問題解決は、中央政府・地方政府が最も力を入れている政策である。日本ではセンサー技術、画像解析技術、ビッグデータ技術等の日本が有する先進的な技術を活用して、社会問題を解決する対応が活発に行われており、今後は蓄積したノウハウをベースとしたビジネス展開が中国においても期待されている。

SaaSをはじめとするサービスビジネスへの取り組み

ICTにかかわるハードウェアやソフトウェアを自前で購入して資産化するのではなく、費用として処理することのできるSaaS等のクラウドの提供など、ソフトウェアに基づいたサービスビジネスへの取り組みのニーズが中国においても高まってきており、政府の指示もあり、中国のクラウド産業の規模は急速に成長している。

具体的な問題点と改善要望

ソフトウェア人材育成

日系のオフショア開発企業においては、大量に採用した大学新卒者に対して高度なIT専門知識と日本語のカリキュラムを用意するとともに、実プロジェクト内でのOJTとの両輪で、オフショア開発に適した高スキル技術者の育成を図ってきた。さらに、インターシップで多くの学生を受け入れ、IT企業への興味を喚起することで、自社への就職誘導を活性化している企業もある。在中企業・組織を市場とするソフトウェア企業においても、日本語教育以外は同様の育成方法を行っている。

企業による人材教育投資は、結果的には教育を受けた中国人技術者のレベルアップにつながり、中国のIT産業発展に寄与するものとなるはずである。企業のソフトウェア人材育成に向けた教育投資を行い易くするための補助金制度等の継続性のある支援措置が望まれる。

日本への中国社員の出向・研修時の課税問題

ソフトウェア人材の技術レベル向上や日本人技術者との合同プロジェクトへの参加を目的に、中国人技術者を日本で研修させたり、出向させたりする事例が日常的に発生している。特に合同プロジェクト遂行のためには、派遣期間が長期に及ぶケースもしばしば発生する。しかしながら、両国における二重課税問題は、企業において日本への派遣がコスト高となってしまう、両国間の技術者の人材交流を阻害する要因となっている。

知的財産権保護、ライセンス支払いの土壌

ソフトウェア企業にとって、その知的財産権を侵害する模倣や許諾していない複製の出回りは死活問題であり、中国でのソフトウェア産業への投資を躊躇させている主要因の1つとなっている。このような状況は、結果的に中国国内のユーザーが最新のソフトウェアサービスを活用できないことにつながり、長期的な損失は計り知れないものとなる。不適切なコピー製品を活用している企業・個人に是正を促し、知的財産権保護に対して、先進国並みの断固たる処置を下す諸政策が期待される。

近年、ソフトウェアの開発コスト削減のため、オープンソースソフトウェア(OSS)の活用が活発化しているが、OSSには使用許諾条件(ライセンス条件)がある。特にソースコードの修正や他のソフトウェアと組み合わせてシステムを構築する場合は、専門家(法務担当や知的財産担当)に相談して、ライセンス違反の防止を図ることが必要である。中国においても、正しいライセンス条件下でのOSS活用普及を期待する。

ソフトウェア事業環境変化に伴う開発拠点のシフト

近年の都市部における人件費やオフィス賃料等の経費高騰によりソフトウェア産業の経営環境は年々厳しさを増してきている。その結果、開発拠点を都市部から低コスト化が可能な内陸の地方にシフトすることを目的に業務移管が行われてきている。そのために以下に示すような構造改革が必要となって来ているが、そのスムーズな実現を促進する方策として労働契約面、税制面、補助金制度等での支援処置・優遇策が期待される。

- ・都市部での人員削減および地方での増員の実施。
- ・地方における開発拠点の開設。
- ・会社間の吸収合併(特に地方の企業による都市部企業の吸収)。
- ・上記施策に対応した、都市部から地方への人材の移動やスキル・ノウハウの移転の実施。

なお、現在の優遇制度は、企業規模(事務所面積、納税額など)が基準となっているが、下記の基準についても検討を期待したい。

事業内容：中国の社会的課題解決へ貢献、新たなイノベーションを起こす、など

人材育成：新技術領域の技術者育成、グローバル人材の育成、など

中国社会における問題解決分野への参入促進

環境汚染、交通渋滞、医療・高齢化・教育・省エネ等の問題は、中国社会において早急に対応すべき課題である。この分野は日本が過去に直面し乗り越えて来ている分野であり、日本には行政および企業ともにノウハウ蓄積が十分あると考えられる。これらの諸問題は、技術領域、製品領域が多岐に渡るため、一企業での対応は難しく、関連する複数企業の強みを連携してこそ早期解決が図れると考えられる。しかしながら、現状は中国の各企業が地方政府や大学の研究機関と個別に連携はしているものの、全体的に整合性の取れた推進体制とはなっていない。対象分野ごとに、行政主導で課題解決のスキームを作り、先行する技術を保有する日本企業を積極的に活用することが、中国にとって有益と考えられる。

また、上記の社会問題解決分野に関しては、中央政府・地方政府や国有企業が関与する大型プロジェクトとして推進され入札をもって購買するケースが大半であるが、中国国産品が優先的に選択されることが多く、外資に対して公平な機会の提供が望まれる。

サイバーセキュリティ法関連法の明確化

2017年6月1日にサイバーセキュリティ法が施行された。さらに2020年6月にはサイバーセキュリティ審査弁法が施行され、データセキュリティ法（2021年9月施行）、個人情報保護法（2021年11月施行）、ネットワークセキュリティ審査弁法（2022年2月施行）、データ国外移転安全評価弁法（2022年9月施行）など次々と関連法案が施行されている。これらは中国国内のデータ管理体制の強化を目的にしていると考えている。データセキュリティ関連法案の法制化は、グローバルにサービスを提供している企業からみると、企業活動を制約される可能性がある。外資系企業のスピードアップを促進し、中国経済の発展に寄与するために、これらの審査基準や法令違反事例などについて、実務者レベルで容易に判断できるように明確化が必要と考える。

米中の技術競争の激化

米中貿易摩擦に端を発し、ハイテク分野の覇権争いへと拡大している。米国から中国への圧力の中でも、情報通信業やハイテク産業に対する圧力は、他の業種と比べても強く、米国が中国の脅威を最も警戒している領域であるため、対立の長期化は必至と考えられる。米国発の先進技術を中国企業に供与することに対して、厳しい制限がかかっている。

今後、こうした動きはますます激化するおそれがあり、対応を苦慮する日系企業が増えていることを懸念する。

新型コロナウイルス感染症の経験から

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人および企業の活動が制限される中、ソフトウェア業界は

比較的早く業務再開を実現した。リモートワークし易い業態であることに加え、リモートワーク可能な環境を有していたことが、早期の業務再開を実現できた要因であると考えられる。ただし、課題に直面し、苦労した点も多い。

- ・ネットワーク環境の増強（急激な利用者増加への対応：契約ライセンス増加や帯域拡大など）
- ・セキュリティの確保（リモートアクセス機能の活用、在宅勤務用のパソコンのリモート確認など）
- ・コミュニケーション密度の確保（ネットワーク会議の常時接続、SNSを活用したタイムリーな会議開催など）

これらには、実現性の高い事業継続計画と具体的な対応手段の準備が重要である。医療業界や生活必需品／防疫用品を生産する企業など、社会貢献度の高い顧客の業務継続にソフトウェア面から寄与し、ソフトウェア業界としての使命を果たしたい。

<建議>

①ソフトウェア人材育成

ソフトウェア開発事業においては、人材育成が極めて重要な課題となっており、企業としての投資も大きなものとなっている。下記に示す施策の推進を要望する。

- ・インターンシップ制度による学生の受け入れは、新卒新入社員選別の妥当性や育成・早期戦力化の点で企業・学生双方にメリットがある制度と思われる。そのためのインターンシップ制度の充実およびその普及を加速する学生支援策の実施を要望する。
- ・人材育成における企業への支援策として、社員トレーニング費用に対する補助金の増額、海外からの指導者招聘にかかわる規制の緩和と支援策の設定を要望する。

②日本への中国人社員の出向・研修時の課税などにかかわる問題

ソフトウェア人材のレベル向上のために、中国人社員を日本の本社等に1年以上出向させるケースが多々ある。この際に生ずる下記問題点・課題等が日本へ人材を派遣する際の阻害要因となっている。この問題の解決を要望する。

- ・個人所得税の二重課税。日本へ派遣した中国人社員に対して本来還付されるべき個人所得税が還付されず、結果として二重課税となっている事がある。諸手続の簡素化を要望する。

③知的財産権の保護

ソフトウェア産業における知的財産権の保護があることで、企業から中国への革新技术の開発移転や研究開発が進む。中国から見ても、ノウハウの蓄積や最先端技術の人材育成に影響を与えることになるので、必要な措置および具体的な対応を要望する。特に、ソフトウェア製品の模

倣行為の抑制に向けた諸施策の改善、強化を要望する。

近年、ソフトウェアの開発コスト削減のため、オープンソース(OSS)の活用が活発化しているが、OSSを活用するには、配布の際に遵守すべきライセンス規定が存在することを十分に理解することが重要となる。

④ソフトウェア事業環境変化に伴う優遇策

人件費、オフィス賃料の高騰、急激な円安等で中国における日系のソフトウェア産業の経営環境の厳しさは年々増してきている。特にソフトウェアの対日オフショア開発会社の経営環境は非常に厳しい状況に置かれている。その結果、都市部から内陸への業務移管のための組織再編や会社間の買収・合併が実際に行われており、また業務革新や中国国内事業への業務転換への取り組みが必須となっている。これらに関連して、労働契約の最適化、税制優遇等による事業変革への支援の実施を要望する。また、業務移管を受けて今後事業拡大を図る内陸への技術・ノウハウの移転を促進するため、都市部から的高级・熟練技術者の受け入れを支援するための優遇策の検討を要望する。

さらに、従来からソフトウェアの対日オフショア企業に対して実施されている関連支援政策（企業所得税、サービスおよび製品増値税優遇、税金還付手続の簡素化、諸支援金等）や新型コロナウイルス感染症環境下で事業継続性を確保するための、リモートワーク環境整備（ネットワーク環境の増強、パソコンの配備、セキュリティの確保等）への支援金等の維持・強化を要望する。

なお、現在の優遇制度は、企業規模（事務所面積、納税額など）が基準となっているが、企業規模以外の基準検討も期待したい。

⑤社会基盤整備等の政府主導プロジェクトへの参入機会の拡大

環境汚染、交通渋滞、医療・高齢化、教育、省エネ等の問題は、中央政府、地方政府が最も注力している政策である。ICT関連の日系企業はこれら領域に関して先進的なテクノロジーに基づく多くのソリューションを有している。この分野の関連政策策定での情報公開、参入機会の拡大を要望する。すなわち、上記社会問題に関連する領域は、国家安全・国家機密および災害救済に抵触するものではないと考えられ、政府調達法・入札募集法で規定する内国製品優先の対象外とし、参入に際して公平な機会が与えられることを要望する。また、先進的な製品を提供できる企業への優遇施策の検討を要望する。

⑥クラウド等ソフトウェアサービス事業の扱い

IaaS、PaaS、SaaS等のクラウドサービスは付加価値電信業務（増値電信業務）に該当すると解釈され、外資規制となっており、制限が年々厳

しくなっている。その結果外資企業がサービスビジネスを実施するうえでの障害となっており、さらに、在中企業がSaaS等で提供される経営上有効なサービスを利用する機会を損失させており、中国におけるソフトウェアサービス利用の発展を阻害していると考えられる。例えばB2BのSaaSは、特定のクローズされた顧客企業向けに当該企業のニーズに応じたビジネスプロセスを提供するものであり、電信市場に対する影響は極めて小さいと考えられる。海外クラウドサービス事業に関して、外資企業においてもサービスの提供が可能となるよう規制緩和を要望する。

⑦サイバーセキュリティ関連法に関する詳細規則等の早期制定・公布

2020年6月施行された「サイバーセキュリティ審査弁法」に引き続き、2021年9月施行された「データセキュリティ法」および2021年11月施行された「個人情報保護法」、2022年2月施行の「ネットワークセキュリティ審査弁法」など次々と関連法案が施行されている。これらは、中国のデータ管理体制におけるサイバーセキュリティ関連法体系の柱と認識しているが、①当局への協力義務、②安全リスク評価義務、③越境移動時の審査、④情報の中国国内保存義務、⑤標準策定、国外機関の国内データアクセスの際の事前承認などの内容が重複している。外資系企業の事業活動のスピードアップを促進し、中国経済の発展に寄与するために、実務レベルで判断が容易になるよう上記①～⑤に関する運用等のルールを定めた詳細規則等の早期制定・公布等の整備を要望する。

3. コンテンツ

中国市場には日本のコンテンツに対するニーズがあるものの、規制や参入障壁により自由な普及が確保されておらず、また、海賊版や違法配信も引き続き問題となっている。国内産業の保護よりも、健全な競争市場と適正な著作権保護体制の構築こそが、中国コンテンツ産業のさらなる発展には効果的であり、外国企業や海外コンテンツに対する規制の緩和や参入障壁の撤廃が必要である。

成長を模索する中国のコンテンツ市場

中国のコンテンツ市場は世界有数の市場規模を持ち、2019年まで年々拡大してきたが2022年は前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける状況となった。ショートムービーなど新たな分野が伸びる一方で、映画館やイベントの営業等が中止し、印刷物は減少しゲーム市場は利用制限強化等もあり伸び悩んだ。近年の市場概況は以下のとおり。

映画

2022年、ミニ動画の普及や新型コロナの影響等の関係で、中国映画の市場は全体的に厳しい状況にあり、映画年間興行収入は、前年比36.4%減の300億6,700万元であった。そのうちの84.85%が中国産映画となり、輸入映画の興行収入は前年比37.8%減の45億5,600万元となり、2019年の230億9,100万元からは激減した状態が続いている。輸入映画は新型コロナの影響、中国国内の「新時代」を語る作品(注1)を好む風潮のもとで有力作品の公開延期が引き続き見られる状況の中、中国産映画はヒット作も多く公開され年間興行収入上位10作品のうち8作品を中国映画が占めた。なお、日本の同年の興行収入は前年比31.6%増(2019年比18.4%減)の2,131億1,100万円(邦画の売上比率68.8%)であった。

注1: 中国の現代社会をテーマにした作品を指す。

出版

国家新聞出版署が2021年12月に公表した2020年新聞出版産業分析報告によると、2020年の出版、印刷、発行サービス業(デジタル出版は含まない)全体の売上は前年比11.2%減の1兆6,776億3,000万元であった。2019年の図書出版部数は2.1%増の103億7,000万冊、定期刊行物出版部数は7.0%減の20億4,000万冊、デジタル出版の売上は8.2%増の17億9,000万元となった。全体として印刷発行部数の減少傾向が続く中、中国の特色ある社会主義思想や貧困脱却、新型コロナ対策の成果などの特定テーマを扱う書籍がミリオンセラー作品全体に占める割合は6.4%増加した。

音楽

2020年の中国音楽産業の売上は前年比2.2%増の4,039億600万元であった。うち、デジタル音楽市場が710億元を占めている。かつて違法配信が流通していた市場に正規品が流通してきており、スマートフォンでの音楽アプリもサブスクリプション型のサービスを中心に成長している。主要な音楽配信アプリサービスとしては酷狗音楽、QQ音楽、酷我音楽、網易

雲音楽などが挙げられる。

ゲーム

中国ゲーム市場の2022年の売上は前年比10.3%減の2,658億8,400万元と推計された。ユーザー数は前年比0.3%減の6億6,400万人となり、近年の厳しい検閲規制、市場が飽和状態であることに加えヒット商品の減少、2021年8月に発表された未成年者のオンラインゲーム利用時間の制限強化等の影響も指摘される。売上の内訳は、モバイルゲームが14.4%減の1,930億5,800万元で全体の72.6%を占め、パソコン用オンラインゲームが4.4%増の613億7,300万元(全体の23.1%)、ブラウザゲームが12.4%減の52億8,000万元(全体の2%)などと続く。2020年は前年比44.2%増、2021年は2.7%増を記録したeスポーツゲーム市場は、2022年は16.0%減の1,178億200万元となった。また、中国産ゲームの中国外での2022年の売上は前年比3.7%減の173億4,600万ドルとなった。

オンライン動画

中国ネットワーク視聴節目服務協会の「2021中国ネットワーク視聴発展研究報告」によると、ネット動画配信市場はミニ動画(ショートムービー)、総合動画(ドラマ、映画、アニメなどのテレビ番組の配信を中心とする動画)、ネット生配信、OTT-TV/IP-TV(テレビをネットにつなぐことで、いつでも好きな時に、品揃えされている映画や番組を視聴できるサービス)、動画コンテンツ創作(動画配信の前に位置する、コンテンツ生産の段階のこと)、およびネットオーディオに分けられていて、それぞれの市場規模は以下の通りである。特に近年ミニ動画が急速に伸びている。

表: ネット動画配信市場の市場規模

下位区分の市場	2020年の市場規模	前年比成長率
ミニ動画	2,051億3,000万元	57.5%
総合動画	1,190億3,000万元	16.3%
ネット生配信	1,134億4,000万元	34.5%
OTT-TV/IP-TV	745億6,000万元	23.5%
動画コンテンツ創作	548億9,000万元	10.6%
ネットオーディオ	338億6,000万元	24.5%

出典: 「2021中国ネットワーク視聴発展研究報告」

外国企業や海外コンテンツに対する過度な規制が存在

従前より以下のような規制や参入障壁があり、日本企業の投資機会の損失につながっている。

映画

映画館設立への外資規制

2004年より施行された「外商投資電影院暫定規定」により、外資が独資で映画館を設立すること、および院線(映画館チェーン管理組織)を設立することが禁止されている。また、合資・合弁会社設立の場合は、登記資本金において中方の投資割合が51%以上であることが要件となっており、期限も30年以内と定められている。一方で「外商投資ネガティブリスト」の2019年版において、映画館の建設・経営における中国側の過半数出資を求める規定が撤廃されており、「外商投資電影

院暫定規定」との矛盾が生じている。

輸入・配給に関する規制

国家電影局が映画に関する管理を行っており、日本映画は2012年7月以降2015年4月まで劇場公開されていなかった。日本映画については、合作映画を除くと2015年は2作品、2016年は11作品、2017年は9作品、2018年は15作品、2019年は23作品が上映されたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり2020年は11作品、2021年は10作品、2022年も8作品にとどまっている。

厳しい契約慣行

多くの米国映画は、配給元と海外映画輸入会社（中国電影集团公司、華夏電影發行有限責任公司の2社のみが認可されている）の間で「分率」契約（利益分配方式）が締結され、共同配給の扱いを受ける。一方、慣行により日本を含む他国の映画には「フラット」契約（版權買いきり方式）が適用されているが、近年、日本映画も、実質的に利益分配方式に近い内容で契約する事例も増えてきている。

テレビ番組・ネット動画配信（アニメを含む）

テレビ制作会社の外資参入禁止

2004年に公布された「中外合資・合作廣播電視節目制作經營企業管理暫定規定」により、外資との合資によるテレビ制作会社の設立が認められた。しかし、2009年に公布された「一部の廣播影視に関する規定と規範的文書の廃止に関する決定」により、テレビ制作会社の外資参入が再び禁止された。

海外映画・ドラマの放送時間に関する規制

海外映画・ドラマはゴールデンタイム（19時から22時の間）にテレビ放送することが禁止されている。22時以降の海外枠も米国の大型映画が中心で、日本コンテンツの放送は極めて少ない。また、各チャンネルで一日に放送する輸入ドラマは、その日同チャンネルで放送されるドラマの25%を超えてはならないという規制もあり、海外ドラマが普及しにくい。

近年は海外番組（ドラマ・バラエティ番組）を中国企業がフォーマット購入して中国版を製作するケースも多くあるが、広発[2013]68号「2014年のテレビ番組編成および登記業務の実行に関する通知」（強化版限禁令）により、このような海外フォーマット番組もゴールデンタイムに放送してはならず、新規番組の放送は1年間で1番組を超えないことと規定された。また、同通知の全文は当局のホームページ上で公開されていない。

海外映画・ドラマのインターネット上での配信に関する規制

近時、海外の正規版コンテンツを海外における公開と同時にまたは直後に中国国内のネットで公開することによって、非正規コンテンツのネット流通を防ぐ対策に一定の効果が認められているが、2014年9月に公布された「ネット上の海外映画・ドラマの管理について改めて審査審理することに関する規定」に基づく事前審査等の新規規制により正規版コンテンツの迅速な公開が妨げられることによって、非正規コンテンツの流通が再び増加に転じることが懸念される。このように、コンテンツの流通に対する当該規制は、中国国内企業が近年構築してきた海外企業との商流に水を差すものである。

海外アニメに対する輸入規制・国産アニメ産業の過度な保護

アニメのオンライン配信について、従来、プラットフォームの自主審査のみを通過すれば配信できたが、2021年4月から、海外アニメのオンライン配信について、当局による検閲制度が導入され、配信前に、当局による内容審査等を通し許可を取得しなければならなくなった。この検閲制度の導入は、日本アニメの中国進出に大きな影響を与えている。具体的には、海外のアニメ制作業者の対応負担の急増（3カ月前までにすべての動画サンプルの提出を求められるが、アニメの制作実情からすればかなり厳しい納期である。また、事前審査基準の不明確さと厳しさも現場に混乱をもたらしている。）、配信本数・ライセンス料の減少（検閲対応負担増により海外アニメの購入取引が中止したり、検閲通過できないおそれのあるアニメのライセンス料が従来の5分の1～10分の1にまで抑えられたりする事案が増えている。）、検閲対応に基づく原作改編による中国視聴者・ファンの評価低下、日中同時正規配信の減少による海賊版被害の拡大等が挙げられる。

海外アニメに関しても、17時から21時までのテレビ放送は禁止されている。国産アニメの放送枠は、アニメ放送枠全体の7割を下回ってはならないという規制（2008年「テレビアニメ放送管理強化に関する通知」）や、国産アニメを制作した機関はその制作数量と同じ分まで海外アニメを輸入できる（2004年「わが国のアニメ産業発展に関する若干意見」）等の国内産業優遇制度が存在する。また、輸入済みアニメの放送認可が益々厳しくなっている上に、新規に輸入を申請してもなかなか許可がおりない状況が続いている。実際に、日本アニメの新規テレビ放送は2007年以降2020年まで許可されておらず、2021年2月に「はたらく細胞」が新たに放映されたのみで他は再放送のみであった。一方、日本アニメへの視聴ニーズは高いため、CCTVでは劇場版アニメをアニメ枠ではなく映画枠で放送したり、独自審査権により放送したりすることで対応しているが、他のテレビ局では同様の対応は取り難い。

出版

出版業務への外資参入は「外商投資参入ネガティブリスト（2021年版）」において、依然として禁止されている。また外国書籍の輸入は許可を得た国有企業のみ可能であるが、中国図書進出口（集団）総会社が国内の輸入図書市場の60%以上を取り扱っている状況である。原版の輸入ではなく、中国版を出版する場合は、書籍、漫画は書号（書籍コード）を取得すれば出版できるが、近年は海外の漫画作品の出版許可に対する審査・批准が厳しくなっている。雑誌の出版には刊号（雑誌コード）の取得が必要だが、海外雑誌コンテンツへの単独での新規刊号の認可はおりない。そのため、すでに刊号を取得している中国国内の雑誌と提携し、コンテンツを提供する形で市場参入しかできない。

音楽

「外商投資参入ネガティブリスト（2021年版）」においては「映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務」が外商投資を禁止する項目として挙げられている。海外の音楽ソフトの輸入については国家新聞出版署（国家版權局）の審査・批

准が必要である。音楽配信においては、国家著作権局は2017年9月より国内外の音楽関連企業に対して、1社への独占的なライセンスを避けるよう推奨しており、また、2021年7月24日、国家市場監督管理総局は独占禁止を理由に、テンセントに音楽独占配信契約の解除を命令した。これを受け、音楽配信の独占的なライセンスは徐々に減っている状況である。消費者の利益保障、ネット音楽産業の健全な発展等にとっては望ましいものの、一方で、1社のみに対しライセンスを与えることはライセンシーの営業意欲が向上し、ライセンサーとライセンシーの双方にとってメリットがあるが、そのメリットを享受することができなくなる。

ゲーム

ネットゲームの輸入の場合、新聞出版署のネットワーク出版サービス許可証を取得したインターネット出版サービスの資格を有する会社を通じて行う必要があり、外資系企業のみでの配信、課金活動は実質的に不可能である。ゲームの出版（発行）は国家新聞出版署（国家著作権局）の審査・批准を受ける必要がある。

2017年に456件が批准されていた外国製ゲームの認可件数は減少傾向にあり、2020年は97件、2021年は76件、2022年は44件が批准されたのにとどまっている。

メディアミックス・各種イベントの開催

外資企業や海外コンテンツへの各方面の規制・参入障壁が原因で、有力コンテンツを核とした、（例えばコミック出版×テレビ放送など）メディアミックスやマーチャンダイジング、イベント、プロモーション等の実施に大きな制約がある。本来コンテンツビジネス発展のためのプースターには、こうした施策の連動が不可欠であるが、現状では各分野の規制などを背景にして、それぞれが個々の展開に終始してしまっているケースが目立ち、結果としてコンテンツビジネスの大きな成功事例へと育ちにくい状況になっている。こうした分野で経験を有する海外コンテンツの成功事例は、国内コンテンツ企業発展のためにも寄与していくはずである。

著作権保護体制や商標冒認出願・行政手続における懸念事項

2021年6月から施行された改正著作権法では、短編動画などインターネット上の新しいコンテンツにも対応する形で権利体系の整理を図るほか取引ルールの整備・権利保護の強化に関する規定が設けられた。特に権利保護に関しては、司法救済において損害賠償額に新たな規定が追加され、故意など情状が重大な場合における5倍以下の懲罰的損害賠償が導入されるとともに、法定賠償額上限も500万円に引き上げられるなど一定の強化が図られた点は評価する。ただし、著作権法改正案や商標冒認出願・行政手続に関しては、依然として以下のような懸念がある。

法定許諾の範囲についての懸念

ラジオ局・テレビ局による放送、新聞・刊行物掲載記事の転載につき無許諾利用（法定許諾）を認める条項については、改正著作権法においては「単なる事実の報道」に限るなど範囲を限定した点は評価できるものの、事実上著作者からの許諾がなく著作物を利用できることにつながる恐れは排除

できない。著作物の利用は、著作権者との利用にかかわる協議を前提として、無許諾利用は原則排除すべきである。

著作権登録制度についての懸念

改正著作権法第12条では、著作物に署名した者を著作者とする旨の推定規則を示しつつ、著作権登録も実務上基礎的な証拠として扱われ、同条で登録制度は著作権を確定する上で著作者の推定規則と両輪を成すものとして位置付けられている。現状では登録権利の取り消し手続が未整備であり、著作権を冒認登録された場合に権利が守れない懸念がある。中国の著作権登録制度への理解、登録への意識が十分ではないことが多い海外企業の有するコンテンツにかかる著作権については特にこの危険性が高く、現行制度でも人気アニメのキャラクター等を始め日本の多くの著作権が冒認登録されている。

著作権集団管理組織に関する懸念

著作権集団管理組織について、主として音楽著作権に関して収入・配分情報等の不透明性に対する懸念が大きいところであるが、改正著作権法第8条によって、著作権集団管理組織制度が今後、強化、拡充されると思われるが、本改正法の実施により多くの権利者に対して情報公開が進むことを期待したい。その他、1つの分野で1つの著作権集団管理組織しか設立できない法制度になっていて、各組織の独占状態が許容されている状況があるが、著作権者の適切な選択権を確保するためにも今後の規制緩和が期待される。また、著作権集団管理組織に著作権の管理を委託しない権利者がそのことによる不利益が生じないよう、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮が必要である。

商標冒認出願に関する懸念

漫画やアニメの登場人物やタイトル等の商標冒認出願は依然として多発している。冒認出願には、登場人物キャラクター名・作品名等の変更を余儀なくされたり、冒認出願者から逆に権利行使されたりする等、中国におけるコンテンツビジネス展開に大きな支障をきたすリスクがある。

その他の懸念

- ・ 技術的保護手段回避が可能な要件が法定されることで、海賊版を助長する懸念がある。積極的な回避や改変行為を禁止する等の回避禁止規制にとどまるべきである。

行政手続の簡素化・迅速化

- ・ 映画、アニメ、ドラマ、出版物への事前内容審査・検閲が存在し、規制基準も不透明である。
- ・ 中国では、コンテンツソフトの制作から流通まで全てのプロセスに規制が存在し、複数の官庁が二重三重に規制に関わっている状況も生じており、手続に時間を要する。

非正規コンテンツの市場からの排除

中国では、あらゆる分野に非正規版が存在している。映画・アニメなどの映像についてはネットへの無許可・違法配信、漫画など書籍については海賊版およびネット海賊版、音楽については海賊版CDおよび無許可・違法配信、ゲームについては海賊版およびネットへの無許可・違法配信、キャラクター商品については模倣品および非正規ルートの販売などがある。

行政取り締まりの問題

商標権侵害と比べると、コンテンツの著作権侵害を理由とする行政取り締まりのハードルは高く、多くの著作権侵害の行政取り締まりにおいて、鑑定機構による侵害鑑定書の提出が求められ、権利者の権利行使の負担が増えるほか、適時に海賊版を差し止められないという問題が発生している。

インターネットでの無許可・違法動画配信問題

2022年6月時点の中国のインターネットユーザーは2021年12月より1,919万人増の約10億5,100万人、そのうち99.6%のユーザーが携帯端末によるインターネットを利用している。版權元にとって、インターネットでの無許可・違法動画配信問題は中国市場において常に大きなリスクである。近年主力動画サイトが日本の人気作品の正規版配信を積極的に展開するなど、一部で版權に関する意識が高まってきたことは、市場の健全な発展のためにも非常に好ましい。他方で、昨今、海外アニメのオンライン配信の事前検閲制度の導入等、海外映像コンテンツに対する政府規制が強化される動きがみられ、海賊版被害の拡大・市場健全化の流れに水を差すことが大いに懸念される。

産業発展や人材の創造性育成への障害

模倣品・海賊版の横行により、版權元が本来得べき利益を享受できていない。事業者の利益の保護や健全な市場競争こそが、事業者の創造性の育成や産業の発展につながる。また、非正規コンテンツへの対応・対策は事業者に負担を課すのみでなく、行政機関や国民にとっても社会的費用となる。改正著作権法では著作権侵害に対する罰則強化等、権利保護強化に関する規定が導入されている点は評価したい。また、さらなる運用の強化を期待したい。

<建議>

① 外国企業・海外コンテンツに対する規制の緩和・参入障壁の撤廃

中国コンテンツ産業の発展は国内企業の保護ではなく、健全な競争による国内企業・人材の育成が鍵である。また、市場ニーズがあるにもかかわらず海外正規版の市場参入が制限されれば、政府の事前審査や検閲を通過していない模倣品や海賊版のコンテンツが市場に蔓延する結果に繋がる。そこで、以下を要望する。

- ・ 外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等に対する各種規制や参入障壁を取り除くようにしていただきたい。
- ・ 外資企業でも、インターネットでの音楽配信サービス等を運営できるようにしていただきたい。
- ・ アニメのインターネット配信の事前審査規制を緩和していただきたい。審査の際に動画サンプル全話提出が不要、審査基準の緩和・明確化、審査の迅速化等をしていただきたい。
- ・ 海外市場との文化交流の促進や国内ゲーム市場のいっそうの発展のために、輸入ゲームの迅速な審査と版号の付与ならびに、より積極的に海外優良

ゲームコンテンツの認可推進と関連政策の検討を要望する。

② 著作権保護体制の整備・促進、行政手続の簡素化・迅速化、商標冒認出願の対応強化

中国コンテンツ産業の発展には、規制緩和とともに、著作権者の権利のさらなる強化が必要である。そこで、「著作権法」、行政手続および商標の冒認出願に関して、以下を国家版權局、国家知識產權局に要望する。

- ・ 著作権の冒認登録が行われた場合に、登録を無効なものとする手続を整備する。
- ・ 著作権集団管理組織の収入・配分情報、実態、権限等に関して情報公開を進める。また、著作権集団管理組織制度においては、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮し、競争原理を導入し、1つの分野で1つの著作権集団管理組織しか設立できないという制限を取り除く。
- ・ コンテンツに関する事前内容審査・検閲の規制基準を明確化する。
- ・ コンテンツ分野における行政手続の簡素化や迅速化を進める。
- ・ 漫画やアニメの登場人物やタイトル等の商標冒認出願の審査を強化する。冒認出願である場合、適切にその出願を拒絶する。さらに、冒認出願に関する情報提供制度を整備する（情報提供の窓口や手続の明確化等）。（「第2部第6章知的財産権」を併せて参照。）

③ 非正規コンテンツの市場からの排除

正規事業者の利益を保護し、中国のコンテンツ産業のさらなる発展を促進するためにも、以下を要望する。

- ・ コンテンツの著作権侵害を理由とする行政取り締まりを強化し、鑑定機構による侵害鑑定が不要とする等、取り締まりのハードルを下げる
- ・ インターネットを介した海賊版や無許可コンテンツの配信・ダウンロードサイトの管理監督を強化する。
- ・ 著作権に関する紛争が多く、当事者、行政、司法、社会にとって負担となっている状況を改善するため、著作権保護に関する普及啓発等を実施する。

④ バランスの取れたコンテンツ産業の育成

- ・ 中国は米国と並ぶ大市場だが、モバイルゲームがほとんどで、コンソールゲーム分野での各種人材、製作ノウハウなどの蓄積に乏しい。産業のバランスの取れた発展と成長を目指すうえで、コンソールゲームの発展を主眼においた政策インセンティブや特別な支援策の検討と推進を要望する。
- ・ コンテンツ産業全般の育成を図るため、中国国内市場における過度な規制を緩和し、新規に許認可制度や制限を導入する際には業界意見等を十分に考慮し慎重に実施されることを要望する。

4. 広告

中国広告市場の概況

大手調査会社CTR、AdexPower、iResearch、CODCが発表したデータによると、2022年の中国の広告市場規模は1兆7,156億元（約34兆3,000億円。為替レートは1元=20円（注1））、前年比20.1%減と、日本の広告市場規模7兆1,000億円の約5倍（出典：電通“2022年日本の広告費”）に達した。

2022年、4大伝統メディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌）の広告収入は7,099億元（約14兆1,000億円）、前年比15.4%減となり、全体に占める比率は41.4%だった。中国の伝統4大メディアの広告出稿額は日本のおよそ5.9倍（日本は約2兆4,000億円、前年比97.7%）である。

中国国内では2022年も引き続き新型コロナウイルス感染症が全体経済に大きな影響を与えた。事態の長期化による先行きの不透明感により消費意欲が低迷したことに加え、続発する大小規模のロックダウンなどにより前年まで好調だった屋外広告出稿も大きなマイナス影響を受けるなど、広告業界もその例外ではない。

注1：22年白書は1元=16円で計算を行っており、為替レートの大きな変動は留意の必要がある

メディアの内訳

表1：媒体別広告費（単位：億元）

	2021年	2022年	前年比 (%)	占有率 (%)
テレビ	7,992	6,772	△15.3	39.5
ラジオ	301	255	△15.3	1.5
新聞	49	33	△31.3	0.2
雑誌	45	38	△15.5	0.2
屋外	3,746	3,160	△15.6	18.4
デジタル	6,478	6,897	6.5	40.2
Total	21,475	17,156	△20.1	100.0

出典：AdexPower（4マスメディア）、iResearch（インターネット）、CODC（屋外）

広告市場の内訳

業種別の内訳

長く続いた新型コロナ禍の影響により冷え込んだ消費ニーズの影響を受け、業種別（注2）でもほぼすべての分野で投下広告費は大きく減少した。外出抑制の影響により、特にイベント（40.5%減）、化粧品（36.0%減）、パーソナルケア（30.0%減）が大きく下がった。逆に医薬品は新型コロナの感染拡大当初からずっと1位を保っている。食品については別の調査（注3）によれば健康意識の高まりやロックダウン対策などにより一般的に購買頻度が高まっており、その影響が考えられる。

注2：データ出典の都合により、4マスメディアのみが対象
注3：2023.1.16 “陽康”後中国消費者飲食習慣洞察(偉大航路咨詢)

表2：業種別の広告費（単位：億元）

業種別	2021年	2022年	前年比 (%)
医薬品	1,573	1,625	3.3
食品	1,312	1,363	4.0
飲料	840	695	△17.3
パーソナルケア	630	441	△30.0
酒類	442	366	△17.1
サービス業	427	362	△15.3
家電・日用雑貨	422	299	△29.1
娯楽・エンタティメント	356	286	△19.6
イベント	465	277	△40.5
化粧品・バスルーム用品	429	275	△36.0

出典：AdexPower

メディア別の内訳

テレビ・ラジオ・・・五輪消費が期待されたが低迷

年頭に北京冬季オリンピック・パラリンピックが実施され多額の広告効果が期待されたものの、テレビ（6,772億元）・ラジオ（255億元）ともに15.3%減と大きく減少した（2021年はテレビ2.9%増、ラジオ2.6%増）。さまざまな業界の業績不振による広告出稿総額の低迷が大きく影響しているものとみられる。またここにはOTT（注4）経由で閲覧されるネット動画などのコンテンツに紐づく広告が含まれておらず、そのシェアの高まりによりテレビ局が配信するコンテンツ（とそれに紐づく広告）の閲覧時間自体が下がっている可能性がある。

日本の広告費はテレビ約1兆8,000億円（前年比98.0%）、ラジオ1,129億円（同102.1%）であり、比較すると中国のテレビ広告は約7.5倍、ラジオ広告は約4.5倍の規模である。

注4：インターネット接続可能な、いわゆるスマートテレビ。動画サイト閲覧などに使われることが多いが、サイト内で閲覧された広告はテレビ広告費として計上されない

新聞・雑誌・・・他国同様長期低落。市場規模は日本を下回る

新聞と雑誌の出稿額はそれぞれ33億元（前年比31.3%減）と38億元（同15.5%減）であり、デジタル化の影響による長期的かつ大幅な低落基調が続く。毎年年末のメディアによる停刊・廃刊の告知はすでに季節の風物詩となっており、2022年末も「孤独星球（ロンリー・プラネットの中国版）」やライフスタイル系の有名誌「城市画報」などが停刊を発表した。

日本の広告費は新聞3,697億円（前年比96.9%）・雑誌1,140億円（前年比93.1%）であり、この分野では中国を上回る（新聞5.6倍、雑誌1.5倍）。ただし中国の大手新聞の人口当たりの発行部数は日本と比べても少なく（人民日報で300万部前後）、またそれらは商業化が進んでいない点には注意が必要だ。

プリントメディアとしての雑誌や新聞の発行部数自体は減り続けている現状ではあるが、いくつかの媒体は自らの知名度を利用して運営するSNS上の公式アカウント（いわゆる自媒体）を軸に経営を続けている。こちらは純広告では

なく主にタイアップ記事が収入源になっており、この統計には現れない。

屋外・・・広大な国土に応じた存在感、2023年は盛り返し

中国における広告出稿で使われることが多い屋外広告も前年比では15.6%減、金額では3,160億元（約6兆3,000億円）で日本（2,824億円）の22倍となった。国土が広い中国においては屋外広告の枠数も多く、幅広い層にリーチできるメディアと理解されているため、投じられる金額規模も大きくなる。総広告費支出の抑制だけでなく、外出の減少により広告に接触する人数が減り、媒体としての価値が下落したことが原因とみられる。屋外広告においても裸眼3Dなど、新しいデジタル技術を利用した人目を惹く形式も生まれてきており、新型コロナ関連の外出規制が収まった2023年は盛り返しが期待されている。

デジタル・・・全体の影響を受け成長鈍化、形式の多様化で「見えない広告費」増

中国広告市場全体の4割を占めるデジタル広告もまた広告費全体の減少トレンドの影響を受け、6.5%の低成長となった。新型コロナによる在宅時間増や社会のデジタル化によって生活者のデジタルメディアへの接触時間自体は増えているが、コンテンツのリッチ化・多様化に対して、本統計に計上されるような一般的な広告枠への出稿に含まれない協業方式（例えば、KOLやインフルエンサーに投稿を依頼する場合などは「コラボ」であり広告費用ではなくPR部門の費用として計上されることが多い）による「見えない広告費」増の影響を受けていることが考えられる。

インターネット閲覧の大部分の起点が検索エンジンだった時代は中国でも過ぎ去り、SNSを含むアプリを直接開き、わからなければその中で検索などを行うことが一般的になった。従ってデジタル広告の軸も変化しており、インフィード広告（SNSのタイムライン上に自然に現れる広告）とECプラットフォーム広告が約80%と大きな割合を占める。中国では日用品から車といった超高額商品までECでの購入が行われており、ECプラットフォーム広告は、数字が読める売上に直結する広告としてさまざまなブランドから重視されやすい。趣味や嗜好に合わせて表示される「インフィード広告」も、ターゲティングの精度を日々高めながら進化している。

表3: デジタル（インターネット）広告種類別売上額（単位：億元）

種別	2021年	2022年	同比 (%)	占有率 (%)
検索連動広告	757	462	△38.9	6.7
ECプラットフォーム広告	3,747	2,800	△25.3	40.6
バナー広告	458	290	△36.7	4.2
インフィード広告	3,438	2,745	△20.2	39.8
動画広告	159	97	△39.2	1.4
その他	785	503	△35.9	7.3
Total	9,343	6,897	△26.2	100.0

出典: 2021年中国網絡広告年度洞察報告—産業篇

消費者に起きている変化: 理性と感情の間で揺れる振り子

2022年は新型コロナの影響を特に強く受けた年だった。高度経済成長が踊り場に達したことに加え、2020年から始まった厳しいコロナ対策によって先行き不透明感がさらに増大した。感染力の強い変異株の増殖などで広範囲で断続的に行われたロックダウンも市民生活に大きな影響を与えた。その後年末には事実上コロナ対策を収束させたが（2023年2月に正式に発表）、急激な方針転換もまた少なからぬ混乱を生んだ。そうしたニュースの影に隠れがちだが、北京冬季オリンピック・パラリンピック開催や神舟14号、15号の打ち上げ成功といったポジティブなニュースもあった。

こうした状況は人びとのライフスタイルや消費にも大きな影響を与えた。将来的な収入見込みの不確実性により大きな消費は抑制され、身の丈にあった「理性的な消費」がキーワードとなった。ECサイトのキャンペーンなどを見てもタイムセールや数量限定といった衝動買いをあおる訴求は減り、商品の具体的な機能・使い方の提案やそれがもたらす生活の便利さなどに焦点を当てたものが増加した。

また感染症の流行は長期的に続く健康志向を加速し、自宅でできるフィットネスや自炊を含めた健康的な食生活、それらをサポートするグッズなどにも改めて注目が集まった。

「解压」= ストレス解消への渴望

いっぽう、行き先のないネガティブな感情の排泄も消費におけるポイントのひとつだ。「内卷（全体パイが増えない中での内向きの争い）」が流行語の域をこえ根付いているという事実が現在の大都市の若者の状況を表している。最も人気のあるIT業界がその典型で、10数年前のように毎年数十%の給与上昇が見込めるわけでもないのに、996と呼ばれる長い労働時間や頻繁にニュースになる大規模な解雇のプレッシャーは、必然的に若者たちの間に深い倦怠感を生んでいる。

流行する言葉もまたそうした状況を反映しており、「早C晚A」は朝コーヒー（“C”）を飲んで自分をなんとか仕事に向かわせ、夜にアルコール（“A”）を飲んで溜め込んだ一日のストレスを吐き出すという意味で、いまの若者たちの日常を表している。またちょっとつまめるファストフードやスナック菓子類の流行は、栄養の有無だけではなく、楽しさや息抜きの道具としてこうしたものが消費されていることを表している。食品そのもののみならず、例えば過去に日本でも見られたファストフードのおまけが話題になるといった現象も起こっている。社会全体がモノ（機能）消費からコト（感情）消費にシフトしていることの現れのひとつだろう。

また国外に旅行できない状況の中、手軽な息抜きとしての郊外へのお出かけやキャンプなどが流行した。屋外キャンプ場でのグランピングや少し豪華なオーベルジュ（中国語で“民宿”）のような小規模宿泊施設での滞在などが、より一般的な過ごし方となった。

「ハイクオリティなダラけ」生活の追求

ストレスなどから“懶人”= 怠ける人たちの生活をサポート

するビジネスやグッズも増えた。小型の掃除機や食洗機などの便利グッズ普及に加え、あらかじめ下ごしらえが済んでいる食材を詰め合わせたミールキットのような健康と手間のバランスが取れているものも人気となった。単に手間を省く・効率を上げるだけでなく、できるだけ高いQOLを保ちたいという意識がうかがえる。

また失業などにより自由時間が増えた人が家事や料理、買い物の代行などを提供することも増えた。こちらも自分が家でダラダラしている間に面倒事を解決してほしいというニーズを、一定のクオリティで解決するサービスであるといえる。

「懶(怠惰)」という言葉は単に文字上のネガティブな意味だけではなく、現実的に時間やエネルギーが限られている中で、それらを自分のやりたいことのために一極集中させるための取捨選択を行う賢いライフスタイルである、ということもできるだろう。

「厳選消費」：じっくり考え、ゆっくり選ぶ

新型コロナによる生活の不安定化により、買い物においてもさまざまな面から比較をした上で選ぶ慎重さが語られることが増えた。買い物の際に重視する点を訊いた調査によると、2015～2019年は「情感」が首位だったが、2022年は2015年以前にトップだった「機能」が返り咲いた。

また例えばECでの買い物でも、ひとつの商品を探す際に最大手の淘宝に加え京東や快手など複数のプラットフォームをまたいで比較することが一般化した。多少時間がかかっても複数を見比べて最適なものを選びたいという気持ちが強まっているのだろう。「最適」の基準が複雑化し、コストパフォーマンスや機能をじっくり見極めたいという気持ちに加え、自分なりのこだわりを満たすかもその判断材料となっている様子が見えてくる。

第6章 運輸業

1. 海運

中国に関連するコンテナ、バルク、LNGおよび成長著しい自動車輸送の各分野について、2022年の動向および2023年の展望を以下の通り総括する。

コンテナ船の動向

2022年回顧

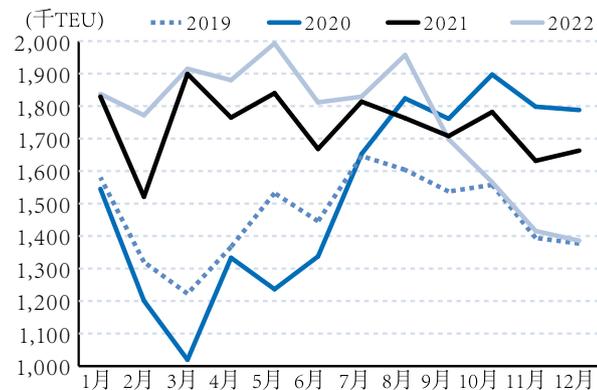
2021年から続いた旺盛なコンテナ荷動きは2022年8月にピークアウトして減速した。荷動き増減の背景として、コロナ禍の鎮静化による「巣ごもり消費」から「脱巣ごもり消費」への消費習慣の変化、物流混乱を背景に消費財の前倒し発注が重なったことによる消費地での過剰在庫、米国住宅需要が急速に冷え込んだことによるアジア-米国航路大宗貨物である家具類の荷動き需要の急減、などさまざまな要因が挙げられる。

アジア-米国、アジア-欧州を中心とする東西航路は2022年8月以降荷動きが急減した一方、アジア域内の荷動きは依然堅調に推移した。荷動きは全ての航路で一様に変化したのではなく、航路毎に異なるトレンドとなった。以下、主要航路毎に2022年のコンテナ荷動き状況を振り返る。

アジア-米国航路の荷動き状況

東航（アジア発北米向け）では、2020年8月以降「巣ごもり消費」の増加を受けて家具類や家電製品などを中心に増加し、荷動き需要は2022年半ばまで高水準で推移したが、2022年8月にピークアウトした（図1）。

図1: アジア-米国（東航）荷動き

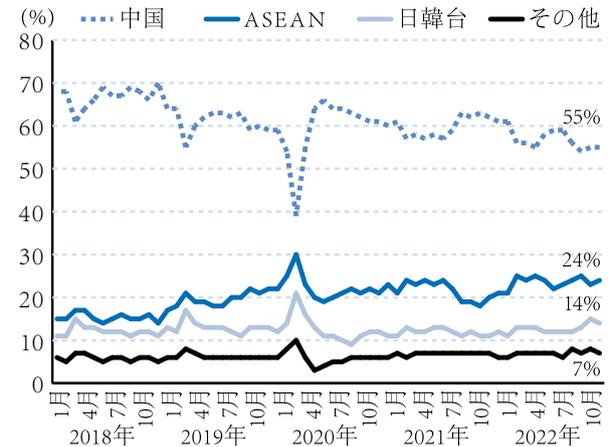


出典: JOC/PIERS

積地別のシェアでは、2021年後半ASEAN地域での感染

再拡大により同地域からの出荷シェアが下がったことで中国出しは上向いたが、2022年1月以降のASEAN出し荷動き回復により中国のシェアは低下し50%台となった（図2）。

図2: アジア-米国（東航）積地シェア推移（国・地域別）



出典: JOC/PIERS

2022年通年のアジア出しの国別・品目別荷動きは、「履物」（前年比25.2%増）、「自動車部品」（前年比12.3%増）、「建築関連の資材・工具」（前年比9.0%増）などで増加率が大きくなった。ただし、前述のとおり8月以降については、住宅需要の冷え込みと小売関連の在庫過剰の顕在化により家具や家電製品、アパレル関連などで大幅減となった（表1）。

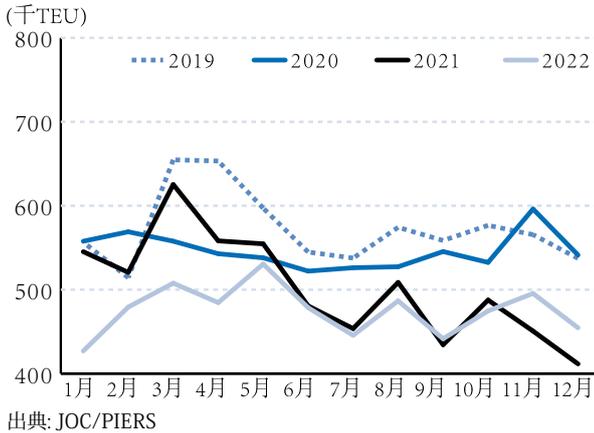
表1: 2022年通年（東航）アジア主要国・地域別・主要品目別荷動き動向（上段：年間TEU、下段：前年比増減率）

品目	中国	ベトナム	韓国	日本	台湾	インド	その他	アジア合計
家具・家財道具	1,980,770 △8.2%	956,175 1.1%	36,263 △1.1%	6,126 13.2%	70,289 △18.0%	95,147 1.5%	414,046 5.2%	3,558,816 △4.3%
電気機器	1,096,229 △12.8%	83,852 6.4%	188,953 △5.4%	28,226 13.6%	41,920 10.0%	31,409 32.8%	223,921 △9.2%	1,694,512 △9.3%
繊維・その製品	129,449 △3.4%	45,998 11.3%	36,200 △0.1%	12,092 70.2%	13,799 6.9%	64,230 △10.5%	66,247 10.0%	368,014 1.2%
建築関連の資材・工具	600,916 3.4%	107,999 35.0%	47,702 40.4%	15,186 22.7%	100,225 8.4%	41,540 19.5%	45,266 1.6%	958,835 9.0%
玩具	691,791 6.4%	48,484 19.4%	7,764 115.0%	2,581 74.2%	7,282 5.2%	6,079 4.6%	28,827 △18.8%	792,808 6.5%
自動車部品	304,622 10.1%	10,075 4.6%	141,370 18.0%	104,502 11.4%	80,440 12.6%	40,876 20.5%	38,361 5.5%	720,245 12.3%
履物	352,904 13.7%	189,534 39.9%	3,472 66.2%	132 △21.9%	1,687 △12.4%	11,306 74.9%	101,596 42.8%	660,631 25.2%
その他	7,117,326 3.6%	1,142,155 14.9%	764,122 16.2%	499,218 16.9%	491,792 △3.5%	872,246 11.1%	2,162,399 13.4%	13,049,257 7.4%
合計	12,274,006 0.3%	2,584,272 11.1%	1,225,846 12.5%	668,064 16.8%	807,434 △1.4%	1,162,831 10.2%	3,080,664 10.2%	21,803,117 4.4%

出典: JOC/PIERS

西航（北米発アジア着）では、2021年6月以降荷動きの低下が鮮明になった（図3）。特に中国向けについては、2020年9月から始まった固形廃棄物の輸入規制強化により古紙の荷動きが減少した。それに伴い、中国向けのシェアは低下し、ASEAN向けシェアは拡大傾向にある。

図3: 米国-アジア（西航）荷動き



欧州航路の荷動き状況

西航（アジア発欧州向け）について、2022年1～12月の荷動きは前年比15.9%減となった（図4）。2022年1月～2月は前年並みで推移したものの、2月のロシアによるウクライナ侵攻以降はロシアおよびウクライナ向け荷動きが剥落した。さらにインフレの進展やエネルギー価格の高騰により欧州の景況感が悪化し、消費が減退した結果、コンテナ荷動き需要は低迷した。

品目別動向についてEU貿易統計を参照すると、2022年1月～11月累計の中国からの主要輸入品目は「電気機器、AV機器など」（前年同期比19.9%増）、「プラスチックおよびその製品」（16.1%増）など「巣ごもり需要」と関係の深い品目で相対的に伸び率が高くなった。一方で「機械類」（12.0%減）、「家具、寝具など」（8.5%減）など容積が大きくコンテナ荷動きへの影響が大きい品目では顕著に減少した。

図4: アジア-欧州（西航）荷動き

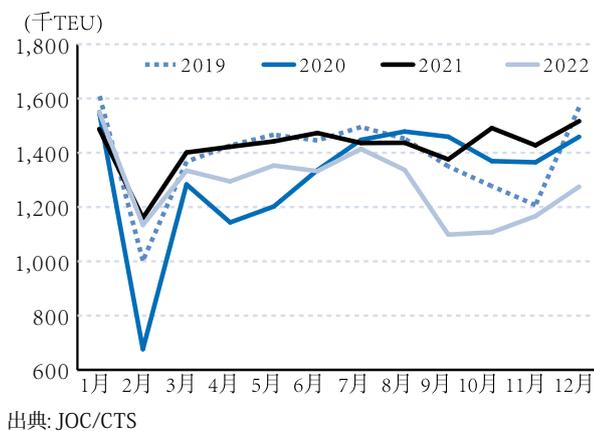


表2: 2022年11月末 中国出し主要品目

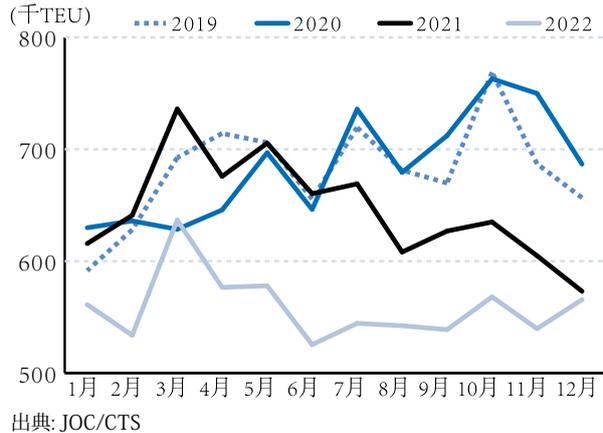
品目	2022年1-11月輸出量		前年比
	(1,000トン)	シェア	
電気機器、AV機器など	7,456	14.2%	19.9%
機械類	6,458	12.3%	△12.0%
鉄鋼製品	3,680	7.0%	5.5%
家具、寝具など	3,608	6.9%	△8.5%
プラスチックおよびその製品	3,512	6.7%	16.1%
繊維類およびその製品	3,100	5.9%	7.7%
有機化学品	2,914	5.5%	20.0%
玩具、遊戯用具、スポーツ用品	1,508	2.9%	△20.2%
無機化学品および希土類金属	1,435	2.7%	78.0%
卑金属およびその製品	1,411	2.7%	3.7%
木材	1,286	2.4%	19.5%
合計	52,653	100.0%	8.4%

出典: EU貿易統計

東航（欧州発アジア着）について、全体では前年同期比13.4%減の671万TEUで、そのうち中国向けは6.8%増の340万TEU、東南アジア向けは6.1%減の174万TEU、北東アジア向けは5.9%減の156万TEUであった。

品目別動向についてEU貿易統計を参照すると、2022年1月～11月累計の欧州から中国への輸出では、「木材」、「野菜・穀物類」、「塩、硫黄、土石類」「木材パルプ、古紙」など広範な品目で大幅に前年同期比減少した。

図5: 欧州-アジア（東航）荷動き



日中航路の荷動き状況

2022年通年における日本出し荷動きは前年比8.9%減の859万トンで、中国出しは前年比1.0%減の2,167万トンとなった。日本出し荷動きでは、中国のゼロコロナ政策下で自動車や機械など生産活動が抑制されたことで自動車部品、タイヤ、希土類金属の需要が減少したほか、不動産およびインフラへの投資の抑制を受けて鉄鋼製品の輸入も減少した（表3）。

表3: 2022年通年 日本から中国向け主要品目

品目	2022年通年輸出货量		前年比
	(1,000トン)	シェア	
プラスチックおよびその製品	1,878	21.8%	△11.3%
木材パルプ、古紙、板紙など	1,013	11.8%	6.8%
機械類	856	10.0%	△13.2%
鉄鋼	531	6.2%	△15.7%
銅およびその製品	528	6.1%	4.1%
有機化学品	369	4.3%	△11.3%
石鹼、調整潤滑剤など	315	3.7%	△13.1%
自動車部品など	311	3.6%	△20.4%
電気機器、AV機器など	234	2.7%	△2.9%
アルミニウムおよびその製品	213	2.5%	△13.3%
ゴムおよびその製品	206	2.4%	△14.5%
合計	8,599	100.0%	△8.9%

2023年展望

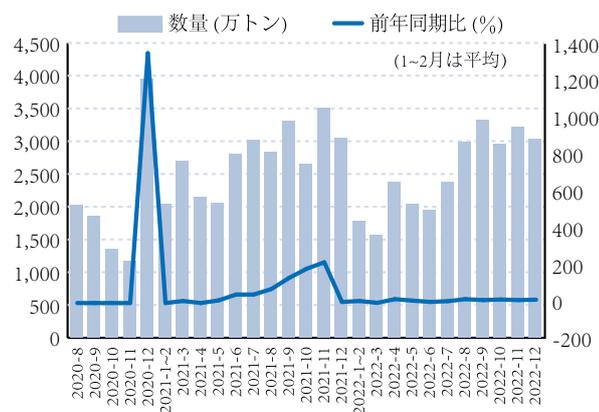
欧米のインフレ進展にピークアウトの兆しが見られ、また中国もウィズコロナ政策に転換したことで、消費者や企業の景気見通しに改善の兆候が見られる。物流混乱を経て消費財の前倒し発注の増加傾向が強まったことで消費地において生じた過剰在庫の解消が進み、個人消費の回復とあいまって、2023年央以降コンテナ荷動き需要は回復するとの見方が有力である。

バルク輸送の動向

2022年回顧

2022年の中国ドライバルク需要はやや弱含みで、輸入量は前年比2%減であった。鉄鉱石と大豆の輸入量はそれぞれ前年比2.0%減と5.6%減であった。石炭は環境政策の影響もあり、結果として前年比9.3%減の着地(図6)となった一方、国内石炭生産量は前年比9.0%増と、2021年の4.7%増を上回るペースで拡大した。

図6: 中国の石炭輸入量推移

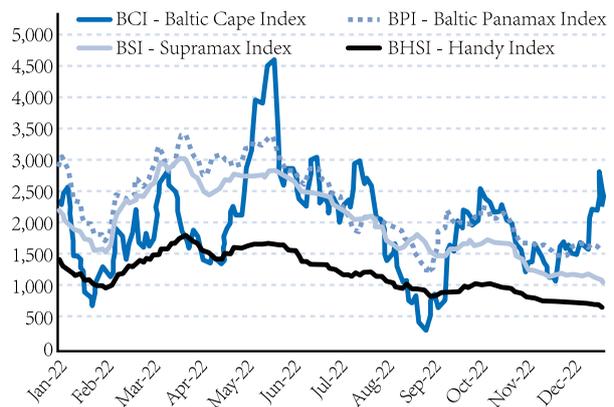


出所: 中国国家统计局

大型船の市況は、旺盛なインド向け石炭需要を背景に5月中旬にピークを迎えたが、世界経済の先行き不透明感に加え、新型コロナウイルス規制の緩和・撤廃による船腹稼働率上昇が船腹需給の緩みをもたらし、8月末までに大幅に下落した。その後、10月上旬の中国の悪天候を受け、滞船の増加から一時的に強含みする局面が見られたものの、

他のプラス材料に乏しく、年間を通して上値の重い展開が継続した。中小型船は、年初に旧正月要因で落ち込んだ後、3月の南米積み穀物の影響で上昇したが、6月の上海ロックダウン解除後も中国向け貨物の回復傾向がみられず、石炭需要も一服した事で緩やかな下落に転じた。この他、2月のウクライナ戦争を受けて、ウクライナ出しの小麦・トウモロコシが制限された事を背景に世界的な穀物の値上がりとなった。また、ドル高元安、国内の豊作などの影響により通期の穀物輸入量は前年比10.7%減と大幅減少となったが、金額ベースでは13.7%増となった。なお、マイナー貨物であるボーキサイトは成長が著しく、2022年に脚光を浴びた貨物であった。

図7: 2022年ドライバルクマーケット推移



出所: Baltic Exchange

載貨重量トン目安: Cape 18万t/Panamax 8.3万t/Supramax 5.8万t/Handy 3.8万t

2023年展望

中国冶金工業計画研究所は、2023年の鉄鉱石の輸入量を前年比2.4%減の10億7,500万トン、粗鋼生産量を前年比1.3%減の10億トン(2022年実績10億1,300万トン)と予測している。石炭は、エネルギーミックスの観点から欧米が石炭回帰の部分もあり、中国へのプレッシャーが低くなる事、また豪州炭の輸入解禁により2022年比で若干の輸入増を見込む。穀物に関しては、畜産業の安定成長に伴い、飼料用の大豆、トウモロコシ需要が堅調である一方、過去2年間は国際情勢に応じて先取りして輸入した部分があり、2023年に国際情勢が安定すれば、この部分の需要は減少する可能性がある。大型船の市況は、雨季によるブラジル鉄鉱石出荷の伸び悩みや豪州のサイクロン、積地メンテナンスによる出荷減が見込まれることから、2023年前半は上値が重い状況が継続されるが、後半は社会インフラ、不動産に対する政府支援により鋼材需要も復調し、市況は徐々に回復する見通し。

2022年12月のゼロコロナ政策撤廃以降、中国の国内経済は着実に回復しており、2023年の実質GDP成長率目標も5%前後と設定されている事から、海上荷動きの復調が期待できる。

LNG輸送の動向

2022年回顧

2022年、中国の天然ガス消費量は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け前年比1.0%減と初めてマイナス成長となった。天然ガス供給量の内訳をみると、国産ガスの産出量とパイプラインガスの輸入量はそれぞれ前年比7.6%増、6.8%増と順調に成長を遂げたが、LNGの輸入量は前年比21.6%減と大幅に減少している。LNG海上輸入量減少の主な要因は、ロシア・ウクライナ問題に端を発するLNG価格の高騰である(図8)。

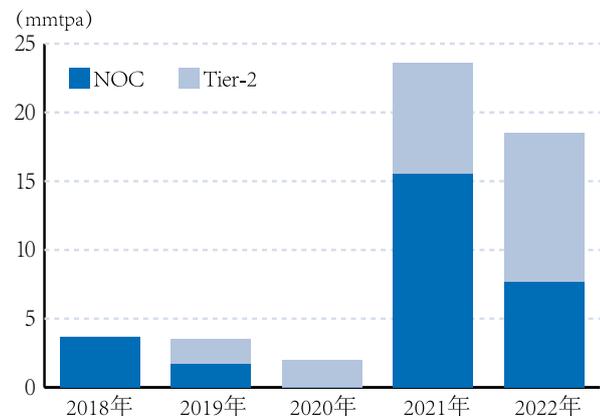
図8: 中国の天然ガス消費量と供給内訳



出所: 国家エネルギー局/SIA Energy

一方で、2022年は中国国営石油会社(NOC)と、それに次ぐ規模の地方政府系・民営エネルギー企業(Tier-2)による大型のLNG長期売買契約が相次いだ。LNGの契約数量ではピークの2021年には及ばないが、2022年の傾向として、Tier-2による契約数量の増加が顕著である。これらのLNG長期売買契約の多くは米国産のLNGであり、2026年以降に本格的に産出が開始する見込みである(図9)。

図9: 中国のLNG長期売買契約数量



出所: SIA Energy

2023年展望

SIA Energyの予測によると、新型コロナウイルス感染症でマイナス成長となった2022年から一転、2023年の中国

の天然ガス消費量は前年比8.0%増の3,980億立方メートルと予想される。国産ガスの産出量とパイプラインガスの輸入量はそれぞれ前年比6.7%増、9.5%増の2,393億立方メートル、691億立方メートルと引き続き堅調な成長が見込まれる。LNGの輸入量は前年比10.3%増の952億立方メートルと2022年比では大幅に回復するものの、輸入量がピークであった2021年の1,100億立方メートルには及ばないと予想される(図8)。長期的には、上述の長期購買契約の締結増により、LNGの海上輸送需要がさらに増加していくと考えられる。

自動車輸送の動向

2022年回顧

中国自動車工業協会(CAAM)の発表によると、2022年の中国の自動車輸出台数は、海外の供給不足と中国の自動車メーカーの輸出競争力の大幅な強化により、前年比54.4%増の311万台に達し、中国自動車業界全体の成長を牽引した。車種別では、乗用車の輸出が253万台で同56.7%増、商用車の輸出は58万台で、同44.9%増となった。新エネルギー自動車(NEV)の輸出は2021年の31万台から2022年は68万台に増加した。また、中国自動車工業協会がまとめた税関総署の統計によると、2022年1~11月の中国の自動車輸出台数上位10カ国のうち、アラブ首長国連邦とメキシコの市場需要が強く、それぞれ前年同期比2.7倍、1.6倍に伸びた。新エネルギー自動車(NEV)の輸出の上位3市場は、ベルギー、イギリス、フィリピンである(図10)。

海関総署の発表によると、2022年の中国の自動車輸出台数は、前年比6.5%減の87万8,000台となった。

2023年展望

2021年に中国の自動車の年間総輸出台数が初めて200万台を突破して以降、それまで長年100万台前後で推移していた局面を打破し飛躍的な増加を見せている。2023年も中国の自動車メーカー各社は新エネルギー車の競争力を生かして、さらなる積極的な輸出計画を立てており、増加が期待されている。

図10: 中国の自動車輸出台数推移

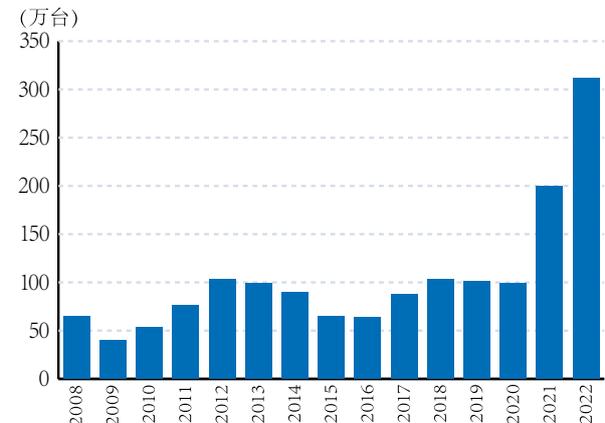
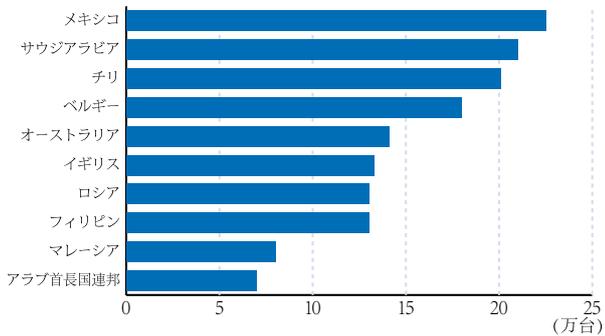


図11: 中国の自動車輸出台数(仕向け地別)



<建議>

- ① 外航海運にとって、船種を問わず中国は重要な寄港地であり、同地における船員交替は効率的な運航を行う上での要である。幸い、2022年年末より中国国内はポストコロナに向け大きく動いており、船員交替のプロセス円滑化も歩調を併せて進めることを要望する。
- ② 今後、両国の観光産業も活発化すると予想され、その需要に応えるべく中国客船の日本寄港、および日本客船の中国本土寄港が可能となる条件が早期に整備されることを要望する。
- ③ 中央・地方政府、港湾諸官庁から示される貿易上の制限、海運および港湾関連の規則の変更について、円滑に対応するためには一定の準備期間が必要となるため、具体的な規則・要領等をできるだけ事前に明示していただけるよう要望する。

2. 空運

2022年の空運事業における航空旅客輸送は、2020年から続く新型コロナウイルス感染症に対する中国政府のゼロコロナ政策による出入国管理と検疫の強化、旅客便に対するサーキットブレーカー措置や復便制限により業務渡航・観光ともに日中間の航空旅客需要の低迷が続き極めて厳しく、空運事業者にとって危機的な経営状態が継続した。加えて、空港業務に対する各種規制が強化され、各種対応に対する突然の変更指示や地域、空港ごとの裁量により異なる運用が設定される中、航空便の定時性や顧客サービス、防疫関連費用増等に多大な影響を与えてきた。

一方、航空貨物輸送においては2021年と同様に、旺盛な輸送ニーズにより好調であるが、空港業務に対する規制強化により需要に見合った貨物便の増便が迅速に実施できない状況が継続している。

2022年12月以降は、中国政府によるゼロコロナ政策の変更により各種制限が次々に撤廃され、中国民用航空局からは2023年サマーダイヤ以降の大幅な増枠対応方針が示されているものの、3年間のコロナ禍により低迷した航空需要からの復活に向けては航空関係事業を支えるための各種人材を確保する必要もある。日中間の空運の早急な復活を通じて、人的往来の回復による日中双方の経済回復を強く願っている。

日中両国の強固な友好関係と経済発展における空運事業の役割は極めて重要であり、その社会的使命に早期に貢献するためにも、2023年には両国の関係当局の連携による早急な対応を強くお願いしたい。

2022年の概況および2023年の予測

航空旅客

2022年、中国の航空旅客輸送実績（国内線、国際線合計）は2億5,171万人、前年比42.9%減となった。そのうち国内線旅客は2億4,984万人、前年比43.1%減、国際線旅客は186万人、前年比26.0%増となっており、国際線の航空旅客需要は中国の水際対策の緩和や復便に伴い増加した。しかし、2019年比では97.0%減といまだ低位である（出所：中国民用航空局、特に記載のない限り以下も同様）。

2022年は、7月のビザ申請時の特別招聘状提出を不要とする運用改善、および、隔離期間の短縮などの段階的な制限緩和により出張者・赴任者を中心に渡航者が増加した。その結果、中国からの訪日者数は、約18万9,000人まで回復した。しかし、2019年比では98.0%減の状況にとどまっている（出所：日本政府観光局（JNTO））。

2023年の航空旅客の動向については、ポストコロナに向けた中国政府の水際対策の早期の完全撤廃と空港受け入れ態勢の再構築、日本向け団体旅行商品造成が早期に承認されることにかかっている。中国国内で2022年12月に発生した新型コロナウイルスの感染急拡大も鎮静化し、2023年3月現在の各国政府による中国人旅客に対する入国管理

や検疫基準や日本人旅客に対するビザがさらに緩和されれば、航空旅客需要も急速に回復に向かうと期待している。

航空貨物

2022年、中国の航空貨物輸送実績は607万6,000トンであり前年比17%減となった。内訳は国内線が343万8,000トンで前年比26.1%減、国内線のうち、香港・マカオ・台北路線が14万7,000トンで前年比22.4%減、国際線は263万トンで前年比1.1%減であった。

2022年の国際貨物輸送は、1Qは前年並みの物量を維持したが、4月～5月の上海市での大規模な都市封鎖により華東地区を中心に生産活動の停止を招き物流にも混乱がみられた。封鎖解除後は一旦急速に回復したが、8月以降は前年を下回る水準に転じ、9月以降は大幅な減少となった。例年であれば秋から年末にかけて荷動きが増える時期であるが、感染防止を目的とする中国のゼロコロナ政策の継続により各地で散発的な都市封鎖が続き、グローバルな規模でのサプライチェーンの寸断やロジスティクスの混乱が発生した。一方で、製造業や小売業を中心に世界で在庫の積み上げ等の動きがみられ、ピークシーズンにもかかわらず北米向けを中心に荷動きが低下する異例の事態となった。

2022年においては、コロナ禍でのサプライチェーンの組み換えと再構築が大きな課題となっている。また、中国から東南アジア・南アジアへの生産シフトも進行する中で、ゼロコロナ政策の緩和により旅客便の復便も期待できるが、海運の安定化と荷動きの減退とともに航空貨物の需要は弱まりつつあり、航空貨物運賃は下落傾向が続いている。加えてウクライナ情勢や、米中の半導体を巡る対立など航空貨物への影響が大きい要素もあるものの、自動車・ECなどの需要は引き続き堅調に続くものと思われる。

今後の展望・課題

世界各国においては既に新型コロナウイルス感染症からの回復を遂げつつあり、航空各社は世界的に着実な復活を果たしつつある。一方で、日中間の航空便に限って見ると、2022年12月まで継続されたゼロコロナ政策による各種制限により、他の諸外国に比べて国際旅客便の復活が大幅に遅れている。これらの状況を日中の航空会社が早期に挽回し、世界の中で生き残るためにも関係当局が本建議事項について早急に対応を行うよう強くお願いする。

今回の建議では、新型コロナウイルス感染症による影響を早期に乗り越えるために不可欠かつ早急な対応が必要な課題に絞って整理した。これらの建議は、新型コロナウイルス感染症と戦い続けた中国政府のダイナミックな改革の力に期待して提案するものである。

建議事項の改善実現により、新型コロナウイルス感染症からの完全復活を果たすべく、官民一体となって困難を乗り越え、日中間のヒト・モノの往来の早急な回復を通じて、両国の友好関係や経済の復活に向けて、全力で取り組む所存である。

<建議>

① 定期便、不定期便に対する運航認可手続の迅速化

定期便、不定期便の申請に対し、運航直前まで認可を得られないケース、および、民航局と地方管理局の連携不足により、手続が円滑に進まないケースや、手戻りが発生するケースが多く、他諸国に比較して集客期間や販売期間が十分に確保できない事象が多発している。合理的、迅速、かつ、予測可能な承認の仕組みの構築を求める。その結果、中国発着の旅客便の復便が加速し、供給量増加による人的流動の増加が中国への投資、経済活動のさらなる活性化へ大きく貢献する。今後は、各種申請に対して、速やかな運航・販売計画が設定できるよう、スロット申請手続の国際標準化と共に各種申請の最終認可可否の早期通知を要望する。

② 外国商業航空運送事業者業務に関する承認期間の短縮

CCAR-129 (CHINA OPESPEC) の申請承認手続については、FSOP (Flight Standards Oversight Program) システムの導入によってWeb上での対応が可能となり、また2017年度は項目が再編され、以前より簡素化・効率化が進んできている一方、承認に必要な期間として20営業日が定められているが、実態はその限りではない。中国の航空行政に対する世界からの信頼と競争力を向上させるためにもIATA、ICAO加盟先進国と同水準による申請承認手続の簡素化を通じ、承認期間の短縮を要望する。

③ IATAスロット会議における各国航空会社要望に対する回答の早期化

中国は国内線に対するスロット承認を優先しており、IATAスロット会議において各社の国際線スロット要望に関する十分な回答を行っていない。IATA会議後の2-3か月後に中国国内スロット会議開催後に実質的な調整や回答を実施しており、早期化を要望する。また、IATA会議前後の各種スロットの問い合わせがメールで簡潔に実施されないことで調整に時間を要しており、地方管理局毎の手続の違いもあるが、仕組みが共通化していない。ポストコロナにおいて、煩雑で時間を要する手続は他国に比較して今後の中国発着国際線の復便を遅らせることとなり、ひいては中国経済の復活に悪影響を及ぼしかねない。運用の改善を要望する。

④ 混雑空港におけるスロット配分および運用についての、IATAルールの正確な適用と透明性のある運用

中国内の主要な空港は全て混雑している状況にあるが、その空港のスロット配分において、スロット前年使用実績の通知やスロットの交換、回答期限の設定など、引き続きIATAルールの正確な適用を要望する。また、主要空港のスロット

規制値や時間帯別の混雑状況、およびローカルルールを含めた運用状況を分かりやすく公平に公開し、透明性ある運用を要望する。

⑤ 外国航空会社への適宜適切な情報提供

中国においては、民航局による各種通達や空港関係の新規情報に関して、中国航空会社に中国語で通知する仕組みがある。外国航空会社に対して中国航空会社と同様の仕組みを共有するか、英語での各種通達や空港関係情報の通知頻度の向上を要望する。また、IATAやICAOで定められた新規情報の公開についても定められたリードタイムが守られないことが多い。外国航空会社に対しても適宜適切なタイミングで通知を行う公平な体制構築を要望する。

⑥ 中国発着便の管制事由による出発遅れの改善

2013年8月から8大空港の出発便について、フローコントロールの影響を受けない管制運用が発表され、一部その効果が現れている空港があるものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が出る前においては管制事由による航空便の遅れが常態化していた空港も多く、利用者の利便性を損ねていた。今後の国際線復便に備え、空域の有効活用や新規航空路の設定により、遅延幅そのものを少なくする取り組みに加え、遅延が発生した場合においては、ATM (航空交通管理/Air Traffic Management) やA-CDM (空港における協調的意思決定/Airport-Collaborative Decision-Making) 等のさらなる活用とその精度向上による抜本的な対策を可及的速やかに実行するよう要望する。例えば、悪天時には、管制より同一方面行き便は一律で出発を制限されるところ、A-CDMの観点から、遅延の理由を明確にし、運航可能と判断した運航者 (航空会社) には出発許可を出す運用を行う、あるいは標準航空路以外の使用リクエストを柔軟に受け付けるなど、各社の方針も反映できる仕組みを設けることで、遅延便数や混雑の緩和に繋がると思料する。

⑦ 空港制限区域内立ち入り許可証交付手続の迅速化

一部空港においては、空港制限区域内立ち入り許可証を取得するために申請から発行まで時間を要する場合がある。新入社員や転入者が、着任後すぐに空港業務実務につくことができるよう、民航局の指導のもと、全国で統一した交付手続の構築と手続期間の迅速化、標準化を要望する。また、空港制限区域内立ち入り許可証の仮発行から本発行まで1年を要する空港もある。空港業務実務を行う際、行動制限があるため、円滑な業務に支障がある。速やかに本発行ができるよう民航局による指導を要望する。加えて、一部の空港では出張社員のランプパスの発行に時間を要する、あるいは発行されない状況にある。運航便の維持に影響があるため速やかに発行できるよう民航局による指導を要望する。

⑧ 外国航空会社が中国空港に配置する航空機整備工具の保税扱い化

外国航空会社が所有している中国各空港配置の航空機整備工具については、全て関税を支払い内貨品としての保管が義務付けられている。航空機整備工具は空港エリア限定で、外国籍航空機への部品装着の利用に限られていること、また非常に高価なものも多いため、他の先進国と同様に保税扱いにもできるよう要望する。

⑨ 整備不具合で地上に駐機中の航空機に対する緊急通関の実施

航空機の不具合を修復するため、緊急的に本国より送付される部品・工具の通関については、現状として数日を要しており、例えば短時間で修復可能な不具合についても、作業完了までに相当な時間が掛かっている。諸外国と同様、航空機の不具合による部品等の送付については、短時間での緊急通関を可能とするとともに、中国各空港にて統一的な運用を行うよう要望する。

⑩ 中国サイバーセキュリティ法、個人情報保護法に対するガイドラインの迅速な提示

航空業界の世界的なビジネスモデルにおいては、事業の根幹となる予約、発券について世界で数社が運営するシステムを利用している。また、国際航空輸送においては、搭乗者情報を発地、着地の両方で同時に共有することは避けられない。この現状において、今後示されるガイドラインの内容次第では、世界各国の中国発着国際線の乗り入れが不可能となる。合理的なガイドラインの設定および提示を行わなければ、中国発着の国際線の継続に対して悪影響を与えることとなるため、事業実態を考慮し早期設定を要望する。

⑪ 新型コロナウイルスに対する各種防疫措置の早期撤廃

新型コロナウイルスに対する防疫措置については大幅な緩和が行われたが、日中間の人的交流、投資の誘導、中国経済復活へ貢献しようとする人的往来を停滞させないためにも、世界の主要国と連携し、これからもポストコロナに対応した防疫措置を国際的相互主義に基づいて、科学的、合理的に実施するよう要望する。

⑫ 日中間の人的交流の復活に向けた各種渡航制限の緩和、撤廃

2019年当時の状況への復元に向けた緩和措置として、日本人に対するビザなし渡航の復活、各種ビザ発給手続の迅速化および中国人に対する早期の各種渡航制限の緩和・撤廃（個人旅行、団体旅行の解禁の早期実現等）を要望する。

⑬ 貨物チャーター便設定上の制約の撤廃

貨物チャーター便を設定する場合、単一の用機者による販売のみが認められるルールとなっているため設定機会が限定されている。中国各地

において貨物チャーター便の設定の機会を増加させ、中国発着の物流のさらなる活性化を期待するため、一便に対して複数社による販売を認めるよう要望する。

⑭ 各種空港料金の見直し

2008年から導入された新空港料金体系について、国際標準を踏まえて見直しが必要だが、未だ実施されていない。以下の如き料金の是正を要望する。

- PSC (Passenger Service Charge) の航空会社負担から直接旅客負担への変更。
- TNC (Terminal Navigation Charge) を発着毎1回の請求にすること。(現状は着陸、離陸各々に請求されている)
- 着陸料に附加されるサーチャージ(着陸料の10%上限)の廃止。

第7章 流通・小売業

1. 卸売業

2022年、中国経済は国際情勢、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響を受け、需要の悪化、供給ショック、景気期待感の低下の三重の圧力により、GDPの実質成長率は3.0%(速報値)と、全体の経済成長は鈍化した。その中で新型コロナの影響、特に人の集中、接触を伴う消費が制限されたことが消費市場全体に大きく影響し、年間の社会消費品小売総額は前年比0.2%減少、最終消費支出のGDPに対する寄与度は1.0ポイントと、前年よりも減少した。2022年12月末から、一連の経済政策とゼロコロナ政策の調整措置が徐々に実行されており、今後、内需拡大策の進展に伴い、国内循環と国際循環が相互に促進する「双循環」の加速と消費市場の回復が期待される。

表: GDPおよび社会消費品小売総額の推移

暦年	2018年 (修正値)	2019年 (修正値)	2020年 (修正値)	2021年 (修正値)	2022年 (速報値)
実質GDP成長率 (%)	6.7	6	2.2	8.4	3
最終消費支出の 寄与度(ポイント)	4.3	3.5	△0.2	4.9	1
総固定資本形成の 寄与度(ポイント)	2.9	1.7	1.8	1.7	1.5
純輸出の寄与度 (ポイント)	△0.5	0.7	0.6	1.9	0.5
社会消費品 小売総額(兆元)	37.8	40.8	39.2	44.1	43.9
前年比伸び率 (%)	8.8	8	△3.9	12.5	△0.2

出所: 国家統計局

中国の卸売業界の歴史を振り返ると、1978年の改革開放以前は、1級卸(中央の部局・専業公司)、2級卸(省レベルの専業公司)、3級卸(市・県レベルの専業公司)の3段階に分けられ、地域別・商品別に国家が管理する配給システムが整備されていた。一方、改革開放以後は、3段階システムを担った国有卸売企業の統廃合や私営企業の新規参入などが進んだ。さらに1990年代後半には「外商投資商業企業試点弁法」により、条件付きながら外資の参入が認められるようになった。

中国のWTO加盟から3年後の2004年6月に「外商投資商業分野管理弁法」(商務部令「2004」第8号)が施行され、外資参入が原則自由になると、業界を取り巻く環境は大きく変化した。卸売企業の代表的な機能には、①物流機能(在庫・配送)、②金融機能(資金負担・与信管理)、③市場分析・予測、販路開拓などの情報機能がある。これまでのところ、メーカーの販売代理権を得て地域に特化した販売網を

持つ形態が多い。流通事業者においては、ここ十数年来の取扱商品の規模や幅の拡大、運営効率化ニーズの高まりなどに加え、ここ数年、ECや新小売への対応、ECのB2B浸食への対応、流通を介さないC2Mなど新たな対処すべき課題が出てきており、ビジネスモデルの再検討・再構築が必要となっている。

卸売業の展望

2022年、中国の名目GDPは121兆207億元に達した。このうち輸出依存度(=GDPに占める輸出の割合)は17.1%で、前年の21.9%から引き続き減少しており、「双循環」のうち、国内循環、つまり内需型経済への転換が加速していることが分かる。

2022年12月14日には中国共産党中央と国務院が「内需拡大戦略計画綱要(2022年～2035年)」を通知した。1) 消費および投資の促進による内需規模拡大、2) 分配構造の改善による内需の潜在能力の発揮、3) 供給品質の向上、4) 市場体制の改善による内需の刺激、5) 経済循環の円滑化による内需の持続的向上、を主な目標としている。同時に、中長期的な内需拡大に向けて、供給能力不足、分配格差、流通の現代化レベルの低さ、消費メカニズムの不健全性、投資構造最適化の必要性などの問題点を指摘している。そのため、中国政府は、競争秩序のある開かれた国内市場の構築、伝統産業の再生と新産業・新業態の発展の促進、流通の現代化レベルの向上と供給能力の増強などを通じて内需拡大を推進するものと思われる。卸売業界は、新たな成長の機会として、市場の拡大とレベルアップへの積極的な対応が求められる。

また「双循環」のうち、海外との循環については、貿易の多角化と促進を目指す方針を示している。2022年1月1日には、加盟国に日本、中国を含む、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が発効した。中国は環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP、TPP11)にも加入申請をしており、これらの経済連携協定を契機に、今後いっそう透明性の高い、自由な事業環境整備に向かうことを期待する。

卸売業の問題点

日系企業として直面している問題点について、以下に触れたい。

業界管理

流通業界全体の健全な発展のためには、メーカー、卸売・

流通業者、小売業者が相互に協力しあい、サプライチェーンを強化していく必要がある。しかしながら、違法行為者による信用性失墜やコンプライアンス遵守の妨害となる事例、取引条件における公平性の欠如と見られる事例が継続して生じている。公正かつ公平でオープンな市場を形成し、また一方で同業界に携わる業者が安心・安全な取引を継続的に進める業界秩序を守っていくことが肝要である。

政策支援

消費者の嗜好の多様化、安心・安全への意識の高まりなど、消費者ニーズの変化には流通業界としてきめ細かく対応していかなければならない。またネット販売事業が一般化した環境下、小売業のみならず卸売業もそれに対応していく必要がある。業界状況を詳細かつ正確に把握するための公的な統計指標やそれらを公開していくシステムなど、ソフト面での公的支援が不足している。また、低温物流体制の構築と普及、資源面での無駄の排除、統一した流通規範の整備、環境保護面での指導は政策として継続支援していくことが必要である。

許認可

経営範囲や通行証などの許認可においては、これまでも手続の遅さ、地域や窓口担当者による対応の差異を問題点として挙げており、引き続き手続の短縮に向けた改善、ならびに許認可の公平性・透明性を求めたい。

<建議>

①卸売等流通分野の対外開放のいっそうの拡大

2022年10月、当局は外資導入をよりいっそう進めるべく、外商投資企業が直面している際立った問題の解決、外商投資促進・サービスの全面的な強化、外資活用促進によるハイクオリティな発展のため、「製造業を重点とする外資の投資増加拡大、既存投資の安定、投資の質の向上促進に関する若干の政策・措置」を打ち出した。その中で、円滑な貨物輸送物流の強化、現代サービス分野への外商投資を奨励することを明言している。政府には外国企業の卸売り等の流通分野での対中投資の奨励継続、および関連する奨励措置の細則を早急に打ち出すことを要望する。

②経営範囲拡大手続の改善

取扱品目の拡充は、卸売業者にとって不可欠であり、かつバリューチェーンの強化にも寄与するものである。当局は、2018年より証照分離改革を推進しており、審査や行政許認可の簡素化、簡略化を進めている（「国務院 全国における証照分離改革推進に関する通知」（2018年10月公布））。また、2021年には証照分離改革をいっそう進める旨の通知があり、市場参入規制のさらなる緩和が進んでいる（「国務院 証照分離改革の深化による市場主体発展のさらなる活性化に関する通知」（2021年6月公布））。さらに、

2022年12月に国務院は「証照分離改革および暫定調整適用法に関する状況中間報告」を発表し、地方当局は証照分離改革を引き続き深化させ、多くの地方当局で細分化措置の実行など着実な改革を推進したと報告した。一方、まだ解決しなければならない問題があることも明確に指摘している。地域や部門を超えたデータ連携と情報共有の強化、電子許可情報化システム構築の改善により、広範囲の情報資源の共有を実現し、企業が関連事項を処理するために、よりいっそうの便宜を図ることを要望する。

③小売業者との公平かつ健全な取引へのさらなる支援、不正競争防止法の早期整備

優越的な地位を乱用した小売業者による不当な費用請求や小売業者側の販売不振による支払遅延、一方的な返品等の問題が継続して生じている。

「小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法」（2006年10月公布）や「大型小売店の供給業者に対する違法徴収の是正措置」（2011年12月公布）などの法令・措置に基づき取り締まりが行われ、統一的な監督管理窓口を設立した。これまで大手量販店チェーンや小売CVSチェーンにて商習慣化されてきたリストニングフィーが撤廃されたが、不平等な商行為は今なお続いている。例えば一部小売企業は依然として別の名目で料金を徴収している。

中小企業の合法的權益を守るため、2020年9月に国務院は「中小企業支払保障条例」を公布し、その中で「企業は契約中に明確かつ合理的な約定をしなければならない。中小企業に商業手形等の非現金支払方式の受入れを強制してはならない。商業手形等の非現金支払方式を利用して支払期限を不当に延長してはならない。」ことを規定している。しかし、実際には一部の大手企業がその優位な地位を利用して不合理な約定を設定し、商業為替手形などの非現金支払方式で支払期限を延長している。関連当局が「中小企業支払保障条例」を実施・徹底し、上述問題に対する監督と管理を強化し、健全で公平な取引を実現するよう要望する。

また、2017年11月に初めて大幅改正された「不正競争防止法」は、2019年4月に再改正された上、2022年3月に法解釈に関する通知が発表されている。2022年11月に市場監督管理総局が発表した「不正競争防止法（修正草案公開意見書）」では、新たに不正競争行為の類型を明示している。公正取引を害する行為を追加、類型化し、「二者択一」・強制販売等の6種類の行為を列挙した。さらに不正競争行為に対する処罰が強化された。関連部門には、早急に不正競争防止法意見募集稿の改訂を行い、改訂法案の早期実施を要望する。

④ 公平かつ透明な通行証発行基準の制定・運用、および共同配送に対する支援

都市部における小売店舗の増加に伴い、よりスムーズな配送が求められるが、当局より通行証を取得する際に、当局担当者によっては会社の規模・交通渋滞・環境問題などを理由に通行証の発行を認めないなどのケースがある。北京、上海、広州市などの一線都市では既に新しい通行許可証の発行が停止され、特に北京各区の通行制限区域は年々増加している。各区の交通当局に通行許可証を申請しても、許可手続が進まず、業務の拡大に一定の影響が生じている。地方交通当局には、通行証の発行や罰則の適用に関する公平かつ透明な基準を制定し、運用するよう要望する。

⑤ 違法行為者に対する取り締まり強化

卸売業者の一部はコンプライアンス意識が低く、ルールを守っている企業の競争力低下を招いている。例えば、1) 偽物を販売する業者や商品を不当に安く販売する業者が存在することでネット販売におけるサイトの信用度が失墜する事例、2) 過積載を前提とした料金を提示する業者が存在する事例、3) 発票を発行しない前提で税金分のコストを割引いた配送見積を提示する業者が存在する事例など。また卸売業者が「夜逃げ」し、取引先である日本の投資企業が、本来卸売業者が支払うべき増値税の支払要求を関係当局から受けたケースがあった。健全な業界発展のために、関係当局による違法業者の取り締まり強化とトラブルに巻き込まれた企業への合理的な対応を要望する。

⑥ 低温物流発展のための人的支援

中国の生鮮品販売の拡大、消費者の安全意識の高まりへの対応、また農村振興の観点からも低温物流の発展加速が急がれる。各地方政府は「低温物流の発展を加速させ、食品の安全を保障し、消費の高度化を促進することに関する意見」(2017年4月)、および「十四・五」低温物流発展計画の通知」(2021年12月)の要求に基づき、低温物流産業を積極的に推進してきた結果、低温物流産業を積極的に推進してきた結果、低温倉庫の新規建設は加速されつつあるが、低温運輸施設の設備開発、作業の専門技術水準の向上などには依然として課題がある。

また、多くの都市は新エネルギー車だけの物流許可証申請を受け入れているが、新エネルギー保冷車の発展は相対的に遅れており、大型新エネルギー保冷車がない状況下においては、関係当局が、大型内燃機保冷車の物流許可証申請もスムーズに受け入れを行うことを要望する。

さらに、各流通段階に求められている、低温商品の流通面における安全性確保、サービス高度化に応え得る専門知識・技術を有した人材育成、人材の認定などの人的支援制度の整備を要望する。

2. 小売業

新型コロナウイルス感染拡大で試練を受けた小売業界

2022年の中国小売総額（社会消費品小売総額）は約44兆円で、新型コロナウイルスの大規模な感染拡大を受け、前年比マイナス0.2%であった。主に生活必需品を販売するスーパー、コンビニはプラス成長を維持したのに対し、化粧品、アパレルなどの販売が中心の百貨店、商業施設は概ね減収減益であった。ニューリテールは勝敗が付き始め、事業戦略の重点が規模拡大から収益拡大へと転換しつつある。中国消費者の消費マインドも変化し続けている。ポストコロナで消費回復が期待される中、より消費者のニーズに合わせコストパフォーマンス重視の商品開発や品揃え調整に取り組む小売事業者、SDGsに積極的に取り組む小売事業者が、業績の回復と成長を遂げることができるだろう。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて軟調だった2022年の中国消費市場

2022年の中国小売総額（社会消費品小売総額）は約44兆元（前年比0.2%減）となった。中国消費市場は、2022年上期、3月以降の上海での新型コロナウイルスの大規模な感染拡大・ロックダウンやゼロコロナ政策の各種制約により大きな影響を受けた。下期に入り一連の消費促進政策の推進を背景に回復基調に乗り始めたが、第4四半期には再度広範囲にわたる新型コロナウイルスの感染拡大が発生したこと、上期の落ち込みを挽回できず、通期成長率は対前年比マイナス0.2%にとどまった。

一方、2022年末より新型コロナ防疫措置が大きく緩和されたことを受け、2023年年初および旧正月期間中の消費は旺盛となった。国家税務総局統計では、旧正月期間の関連消費額（小売、サービスを含む）は新型コロナウイルス感染拡大以前の2019年同期比で12.4%増加している。中国商業連合会は、中国消費市場は急速に回復し、2023年通期小売総額成長率は6%になると予測している。

消費市場の成長は、生活必需品・非必需品で明暗が分かれ、生活必需品中心の業態は微成長

2022年の消費市場全体は軟調だったが、カテゴリ別で見ると、食品、飲料・酒などの生活必需品では一定の成長が維持できている。特に食品は前年比8.7%増で、EC食品カテゴリは16.1%に達している（2022年EC実物商品販売成長率は前年比6.2%増）。新型コロナウイルスの感染拡大以降、中国消費者の食品の安全・安心を重視する傾向はより強まり、健康意識もより向上している。これを受け、健康に配慮した食品（例、「減塩」「無添加」「グルテンフリー」など）の売上が拡大している。また、外出・外食の減少に伴い、家で簡単に調理できるレトルト食品・冷凍食品・料理の素などの市場が大きく拡大している。小売業態別にみると、食品、飲料・酒を中心に扱うスーパー、コンビニは、それぞれ3.7%、3.0%のプラス成長を遂げている。

それに対し、アパレル、化粧品、宝飾品など生活非必需品を中心に扱う大型業態である百貨店、商業施設の多くは売上減、収益減になった。特に化粧品カテゴリへのダメージは大きく、中国化粧品市場規模は、2012年の約1,340億元から、2021年には4,000億元を超え、十年間で約3倍と飛躍的に拡大していたが、2022年は初めてマイナス成長を記録した。ブランド専門店、スキンケア専門店だけでなく、2021年まで店舗拡大していた化粧品サンプル専門店などにとっても、厳しい一年となった。2023年は、新型コロナウイルス感染拡大の収束で消費者が街に戻り、大型業態でも消費不況からの脱出が期待される。

「ニューリテール」は勝敗が付き始め、今後は規模拡大から収益拡大に転換へ

「中国ニューリテール（新小売）」とは、オフラインとオンラインが融合した小売りのビジネスモデルであり、無人業態、新型コンビニ、O2O（Online to Offline）スーパー、O2O生鮮EC、社区向け共同購入、デリバリーなどさまざまな新業態・サービスが出現した。その後ニューリテール企業の成長拡大が続いてきたが、2022年は経営破綻した企業もあれば、黒字転換した企業もありと、厳しい消費市場環境を経て、企業競争の勝敗が付き始めてきた年となった。

2022年6月、中国O2O生鮮ECをけん引してきた「毎日優鮮（MissFresh）」が突如サービス中止を発表、事実上経営破綻し、世間を驚かせた。2014年創業の「毎日優鮮」は、実店舗を持たず、アプリケーション経由で受けた生鮮食品の注文を、各生活圏に設置した小規模倉庫「前置倉庫」からデリバリーするビジネスモデルを構築した。流通取引総額は最大76億元（約1,500億円）、「前置倉庫」は最盛期には1,500カ所を超え、2021年6月にはナスダック上場を果たした。今回の経営破綻の直接要因は運転資金のショートだが、根本的な要因は収益を生み出すビジネスモデルになっていなかったことと見られている。生鮮食品の粗利率は低く、従来からスーパーでは集客用カテゴリと位置付けられているものであり、生鮮食品のみで収益拡大するのは非常に難しい。さらに「前置倉庫モデル」は「中央倉庫モデル」よりもコストが遥かにかさむ。「毎日優鮮」は、上場実現のために性急なエリア拡大を続け、最盛期には17都市に進出したが、その結果運営効率は低迷し、赤字がますます深刻化し、その経営は8年で終焉を迎えることになった。

これに対し、2015年創業のO2Oスーパー「盒馬鮮生」は、2022年に事業黒字転換を発表した。「盒馬鮮生」は、アリババ傘下のニューリテール事業であり、創業当初からオンライン（デリバリーサービス）とオフライン（実店舗）を融合させたビジネスモデルを構築している。2022年末には345店舗まで拡大し、また従来型総合スーパーより約5倍となる高い坪効率が注目されている。しかし、ここまでの道のりは平坦なものではなく、2016年から2018年は、2年間で全国約200店と急展開したものの、出店コストがかさんだために、事業は赤字であった。そこで2019年以降は、店舗拡大方針は維持するものの出店ペースは落とし、赤字店舗は早期撤退するように調整し、他にも質的強化を図るべくサプライチェーンやPB（Private Brand）商品開発などの強化にも取り組んできた。その結果、消費者からの支持を獲得し、売上対前年比25%増、PB商品比

率35%などの成果を上げた。同社のCEOは「運営効率と商品力の向上により黒字化が実現できた。『盒馬鮮生』は成熟期に入った。」と語っている。

表: 中国小売業ランキング(単位:億元)

	企業名	2020年 販売額	2021年 販売額	前年比 伸び率
1	天貓	32,020	34,640	8.2%
2	京東	26,000	32,969	26.8%
3	拼多多	16,676	24,410	46.4%
4	大商集团有限公司	3,289	3,502	6.5%
5	蘇寧易購集团股份有限公司	4,163	1,972	△52.6%
6	唯品会	1,650	1,915	16.1%
7	国美零售控股有限公司	1,407	1,469	4.4%
8	紅星美凱龍家居集团股份有限公司※	1,080	1,374	27.2%
9	居然之家新零售集团股份有限公司	657	1,048	59.5%
10	ウォルマート(中国)投資有限公司	874	990	13.3%
11	永輝超市股份有限公司	1,045	990	△5.3%
12	高鑫零售有限公司	954	980	2.7%
13	華潤万家有限公司	878	782	△11.0%
14	物美控股集团有限公司	629	699	11.1%
15	合肥百貨大樓集团股份有限公司	565	600	6.2%
16	聯華超市股份有限公司	568	557	△1.9%
17	王府井集团团股份有限公司	356	543	52.6%
18	長春欧亚集团股份有限公司	419	543	29.6%
19	步步高集团	430	427	△0.6%
20	広州商貿投資控股集团有限公司	360	409	13.5%

出所: 中国商業連合会

中国小売業界の課題

消費マインドの変化

2022年4月、消費者信頼感指数(消費マインドをアンケート調査に基づき指数化した景気関連経済指標)は、それまでの120から86.7に急落した。新型コロナウイルスオミクロン株の感染拡大は、中国消費者の経済面、生活面での先行き不安をもたらし、このような消費マインドの変化に伴い、ブランド価値より品質、原材料、機能性など商品価値をより追求する傾向、コストパフォーマンスを重視する傾向が顕在化している。日本企業は、従来からの強みである「品質」だけでなく、コストパフォーマンス向上が今後の課題になると考えられる。

社会環境の変化により、若年層を中心に中国消費者のサステナビリティ意識が向上

中国では、経済成長や教育水準の向上に伴い、かつては疎かにされがちであった環境汚染対策・地球環境保護、社会福祉などのサステナビリティに対する意識が高まりつつある。株式会社アスマークが2022年に日米中3カ国の15~39歳を対象に実施したサステナビリティに関するアンケート調査では、中国人の方がアメリカ人や日本人よりサステナビリティに対して肯定的な見方が多かった。日本企業は中国においてこれまでも地道にサステナビリティに関する取り組みを推進してきた企業は少なくないと思うが、今後はこれらの宣伝により、話題性やイメージ向上などの効果がより高くなる事が期待される。

<建議>

①市場の監督・管理面における内資企業・外資企業の平等性のよりいっそうの確保

中国経済は質的向上へ産業構造の変化が進み、小売業界においても、商品やサービスに対する品質や安全の重視、技術革新による需要の喚起に重点が置かれている。こうした構造変化に際しては、透明性が高く統一的な、ルール化された市場の確立が望まれる。小売業全体に対する行政による一部の規制について、外資企業に対しては厳格に施行される一方、内資企業には厳しい適用がされない場合がある。内資企業・外資企業が共に平等な環境で競争できる市場の確立が必要である。外資企業の合法的権益保護、知財保護をよりいっそう重視し、内資企業・外資企業を平等に扱うことを要望する。

②公平性

公平・平等の原則に基づき、内資系や外資系といった企業の資本関係、企業の規模(大型企業、個人営業など)によって、政府は異なる基準で管理するのではなく、同一基準で管理いただくよう要望する。

③タバコ、薬、書籍等の取扱制限

現在、タバコの販売は「烟草専売許可証管理弁法実施細則(国烟法[2020]205号)」により外資企業には販売が認められていない。このため、多くの外資小売店舗はテナントとしてタバコ取扱店を併設することで、消費者の利便性への要求に応じている。タバコ以外にも、薬、書籍等も、外資企業には取り扱いが認められておらず、販売が可能な内資企業との間で、直接的な売上に限らず、集客力の面においても、不平等な競争を強いられる要因となっている。消費者の利便性をより高めるためにも、同じ業態内において内資企業と同等の扱いとするよう、タバコ、薬、書籍等の取り扱い制限の撤廃、緩和を要望する。

④介護用品の取り扱いに関する規制

介護用品(主に、「医療機械分類目録」第一類・第二類に属する機器)の取り扱いについて、地域によっては、売場の最小面積について制限があると同時に、薬売場を併設した販売形態を取らなければならないと指導されるケースがある。薬局は他の薬局と直線距離で350メートル以上離れていなければ出店が許可されないため、薬売場との併設規制により、介護用品の取扱いは非常に困難になっている。高齢者の増加が進む社会変化に対応するためにも、介護用品を個別に買い求められる環境を整備していただきたい。介護用品と薬の販売併設に対する規制および、売場の面積制限に関する規制の撤廃を要望する。

⑤チルド即食食品の審査基準の適切な緩和と統一

チルド商品の保管条件はGBで定められているが、ハムは0~4℃、カット野菜は1~5℃とレンジが狭

く、商品特性を考慮しても10℃以下程度に緩和した方が、より美味しい状態で商品提供ができる。一部チルド商品の保管条件の10℃未満への緩和を認めていただくよう要望する。また、こうしたチルド即食食品については北京市・天津市で審査基準が示されているが、未だ他地区ではそれぞれの地区で解釈が異なり、対応が統一されていない。中国各地で統一した対応を要望する。

⑥ 冷蔵食品の生産許可申請

冷蔵食品の食品生産許可申請については、現在、国家基準や統一の審査細則がない。例えば北京市は「冷鏈即食食品生産審査実施細則」に準ずるが、地区により対応方式が異なる。特に生野菜を使用した商品（例：サラダ、サンドイッチ）は、「食品生産許可分類目録」に該当する項目が設定されておらず、生産許可を取得できる地区とできない地区がある。冷蔵食品に関する統一した規定、細則等の策定を要望する。

⑦ コンビニエンスストアでの食品加温販売許可

都市近代化により中国の伝統的なファストフード店が衛生・安全面から減少している中で、コンビニエンスストアはファストフード、おでん、包子などの安全・安心な提供を実現し、近代的な社会インフラとして民生の向上に貢献している。今後もさらに多くの商品やサービスの提供を促すためにも、コンビニエンスストアの現場調理に対する規制を適切に管理し、コンビニエンスストアが発展できる環境を整えていただきたい。2015年10月1日より「食品経営許可管理弁法」（2017年11月17日に最新改訂）が施行されたが、中国各地で対応が統一されていない。ファストフード、おでん、包子などの許認可が統一された対応となるよう、細則等の策定を要望する。

⑧ 食品生産許可証と食品安全国家基準食品添加物使用基準（GB2760-2014）の食品分類の不整合について

生産許可証32分類は旧国家食品薬品監督管理総局から公布された規定であり、食品安全国家基準食品添加物使用基準（GB2760-2014）食品分類は旧国家衛生計画生育委員会から公布された規定のため、両分類の整合性が取れていない部分がある。規定を厳守するため、新たに組織された国家市場監督管理総局と国家衛生健康委員会の業務機能範囲を調整することにより、両分類の整合性について統一していただくよう要望する。

⑨ 賃貸借契約に関する法律整備

中国では日本の借地借家法に準ずる法整備がなされておらず、借借人の立場が非常に弱くなっている。例えば賃貸借契約期間が短いため短期で収益を見込まなければならない、契約更新では、新たな賃貸借条件の合意ができなければ即撤退しなければならないため、中・長期で借借人の収益を見込むことができない。第三次産業の発展を促進するためにも商業物件借借人の権利保全を図る法整備を

速やかに行うことを要望する。

⑩ 日本産食品の輸入規制の解除・緩和

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故に伴い、日本からの農産物・食品は、多くの品目で事実上の輸入禁止となつたままである。原発事故から12年が経過し、国際原子力機関（IAEA）の評価にもあるとおり、放射能が残留するリスクは極めて低いことが、多くの商材に対して科学的に証明されている。日本国内でも問題なく流通消費がなされている商品については、輸入規制措置の早期解除・緩和を要望する。

⑪ 輸入手続

日本からの輸入に関して、福島第一原子力発電所の事故以降、通関、衛生許可を取得するのに約1カ月半から2カ月、以前に比べ1.5～2倍の時間がかかるようになった。通関に掛かる時間の短縮を要望する。

⑫ 模倣品の販売

正規商品ではない商品が多く販売されている。商標権を違法に侵害し、模倣商品を製造する業者、それを知らずながら販売をする業者に対する処罰を強化し、市場に流通する違法・規則違反の商品を取り締まっていたきたい。また、それら業者に対して正しい税金の徴収も行い公平な競争環境の確立を要望する。

⑬ “職業的クレーマー”による販売監視体制の見直し

小売の現場で販売されている商品の中から問題のある商品（異物混入、商品ラベルの誤表記など）を探し出し、企業に賠償金を請求する“職業的クレーマー”は、消費者権益保護にかかわる問題を消費者の立場から是正していくための仕組みとして適法とされている。「食品安全法」（主席令第二十一号）第148条の規定により、お客様が問題商品を購入された場合、販売者は販売価格の10倍（もしくは、与えた損失の3倍）の金額を賠償しなければならない。しかし、“職業的クレーマー”は一般消費者とは異なり、問題の商品を見つけると、事前に大量に購入した上で企業に多額の賠償請求をしているのが実態である。賠償金額を一律に10倍とする本規定を見直し、悪質な販売者とそうでない販売者の状況を見極め、“職業的クレーマー”を消費者代表のように位置付けることなく、本規定の見直しも含め、行政が主導する販売監視体制を構築することを要望する。

⑭ 就業制度

一般従業員の就業制度は総合労働時間制や不定時労働制を採用しているが、許可制となっている。産業構造が大きく変化する中、小売業における従業員の働き方に対しても多様な選択が可能となることが望ましい。従業員の就業制度は許可制ではなく、届出制もしくは企業の裁量での運用を認めるよう要望する。

第8章 金融・保険業

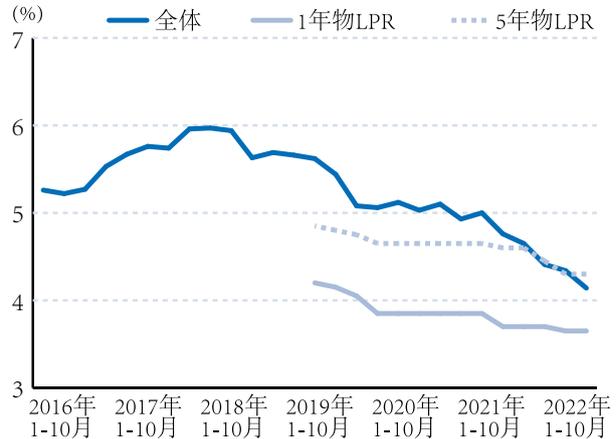
1. 銀行

2022年、中国では新型コロナウイルス感染症の拡大により景気下押し圧力が高まる中、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中小・零細企業への金融面での支援や、不動産市場の需給双方における規制緩和、中小銀行の再編等を通じたリスクの抑制・解消等、緩和政策による経済下支えと金融リスクへの対処の両面での取り組みがなされた。2023年においては、的確で力強い金融緩和により消費を始めとする内需拡大が目指されるほか、国务院金融委員会弁公室による旗振りの下、中小銀行の経営難や不良債権の増高、地方政府の債務リスク等への対応が一段と加速する見込みとなっている。

銀行業の経営状況

2022年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や不動産市場の低迷等による景気下押し圧力の増大を背景に、預金準備率やLPRの引き下げ、MLF等のファシリティを通じた市場への流動性供給等を継続的に実施し、小規模・零細企業を含む実体経済への支援を継続した。こうした緩和政策により、2022年末時点で、マネーサプライ(M2)の伸び率は前年比2.8ポイント上昇の11.8%となり、人民元貸出残高は前年比11.1%増となった。金利についても、2022年末時点で1年物LPRは3.65%、5年物LPRは4.30%と、前年同期比でそれぞれ0.05ポイント、0.30ポイント低下した。2022年末における加重平均貸出金利は4.14%と、前年同期比0.62ポイント低下した。そのうち、企業向け加重平均貸出金利は0.60ポイント低下の3.97%となった。

図1: マネーサプライと貸出の推移



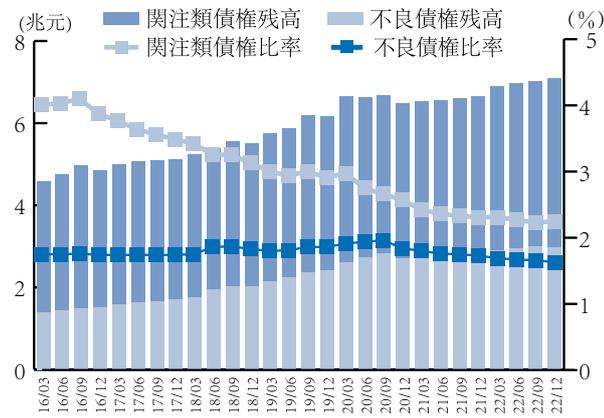
注: 2018年までは1月、四半期末値。グラフ内数字は最新月貸出残高前年比。

出所: 人民銀行、CEIC

こうした金利環境のなか、中国の商業銀行全体の2022年通年の純利益は2兆3,000億元と、前年比5.5%の増益となった。また、資産総額は前年比11.0%増の312兆8,000億元、負債は前年比11.4%増の287兆5,000億元、ROEは9.33%、ROAは0.76%でそれぞれ前年比0.31ポイント、0.03ポイントの低下となった。また、純資金利益率は、1.91%と前年比0.17ポイント低下していることから、利下げによる資金利鞘の縮小が貸出等アセット残高の拡大によって一定程度カバーされ、業績が下支えされている状況がうかがえる。

為替市場については、諸外国がインフレ抑制を目的に利上げを行う一方、中国では金融緩和政策が維持されており、元安圧力が高まった状況であったことから、2022年末時点で人民元対ドル為替レートは6.9514と前年同月比9.1%下落している。また、2022年の不良貸出の処理規模は2兆7,000億元に達したほか、各種企業支援策が打ち出されたことで不良債権残高の増加は抑制され、一方で貸出残高が堅調なペースで増加したことから、商業銀行の不良債権率は1.63%と2021年末より0.10ポイント低下した。

図2: 商業銀行の不良債権



出所: 中国銀行保険監督管理委員会、CEIC

2022年の銀行業の動向

2022年の銀行業には以下のような動きがみられた。

金融による小規模・零細企業支援を通じた実体経済下支え

2022年は、5月に国务院より公表された「経済安定のための包括的政策措置」6方面33項目の措置をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるロックダウンや移動制限等の影響を受けた小規模・零細企業を支援する政策が多数打ち出された。このうち、金融面での支援として、①預金準備率、LPR、MLFの引下げ、②貸出返済期限の延期(2022年末まで、その後再延長)、③特別再貸出枠の創設、④財政部による利子補給等が実行された結果、2022年末時点における小規模・零細企業に対する融資残高は23兆8,000億元と、前年比4兆6,000億元、23.8%の増加となった。

不動産関連の規制緩和

2020年、人民銀行や住宅都市農村建設部より不動産開発業者の資金調達規制である「3つのレッドライン」および「不動産貸出集中度管理制度」が施行されたことを契機に、一部大手不動産開発業者が資金繰りに直面し、2021年以降、債務不履行や予約販売物件の工事停止等が問題化した。これを受けた消費者不安の高まりや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費者マインドの低下等により、不動産市場の低迷が続く中、2022年に入った後、需要面、供給面それぞれにおいて各種規制緩和がなされた。

具体的には、需要面では、①2・3線都市を中心とする不動産購入規制の緩和(2021年12月以降)、②住宅ローン金利の引下げ(5、8、10月)、③住宅買替時の所得税還付(9月)が順次実施されている。また、供給面では、2022年11月、人民銀行および銀保監会が公表した「金融による不動産市場の安定的で健全な発展のサポートを徹底する通知」において、①不動産開発企業に対する融資の安定化、②住宅の確実な引き渡しを保証する特別融資の提供、③資産管理会社による資金難の不動産企業に対する支援の奨励、④住宅ローン利用者の権益保護など6分野・16項目の支援策

が示された。もっとも、2022年末時点では政策効果が十分に現れておらず、住宅販売面積は前年比26.8%減、販売価格も3・4級都市を中心にマイナス成長に転じている。

中小銀行等の経営リスクへの対処

中長期的に続く防疫措置による地方経済の減速等を背景に一部銀行で取付け騒ぎが生じる等、2022年も一部の中小銀行における経営リスクの高まりが注目された。こうした中、2021年に引き続き、2022年も銀保監会、財政部、人民銀行は地方政府特別債での調達を通じた中小銀行への資本補充を承認した(累計3,200億元)。また、2020年12月の銀保監会通知(「村鎮銀行のリスク解消改革・再編のさらなる推進に関する事項の通知」)に基づく中小銀行の合併再編が多数実施されたほか、12月には中国で初となる市級統一農商銀行として楽山農商銀行、巴中農商銀行の市内金融機関の吸収合併が批准される等、新たな取り組みも見られた(表1)。

さらに、こうしたリスク解消の動きと並行して、2022年4月、人民銀行は「金融安定法」の意見募集稿を公表した。金融機関の破綻に際しての、金融機関および株主、地方政府、管理監督部門の責任等の明確化を含む条項案が示されており、本稿が正式化されることで、各機関等による金融機関に対するモニタリングや予兆管理の強化、円滑な処理の実行等がいつそう強化されることが見込まれる。

表1: 中小金融機関の主な合併再編の動き

	存続銀行等	被吸収銀行等
2022/4	寧夏平羅農商行	平羅沙湖村鎮銀行(吸収)
	浙江農村商業連合銀行	82の農商行
2022/5	中原銀行	洛陽銀行、平頂山銀行、焦作中旅銀行
	瀋陽農商銀行	遼陽農商行、太子河村鎮銀行
2022/7	張家口銀行	武強家銀村鎮銀行、阜城家銀村鎮銀行
	富滇銀行	禄豊龍城富滇村鎮銀行
2022/12	ハルビン銀行	延寿融興村鎮銀行、巴彦融興村鎮銀行
	楽山農商行	四川犍為農村商業銀行等7行
	巴中農商行	南江県農村合作聯社等3機関

出所: 各種報道

トランジションボンドの基準公表

中国では2030年までの炭素排出量ピークアウト、2060年までのカーボンニュートラル実現という目標(「3060目標」)が掲げられており、2021年4月に国家発展改革委員会、中国人民銀行、証券監督管理委員会より「グリーンボンド支持プロジェクト目録(21年版)」が公表されたほか、同年7月より全国版炭素排出権取引市場が正式に運用開始される等、当該目標の達成に向けた制度上の手当てが進められてきた。

さらに、2022年2月、国家発展改革委員会と国家エネルギー局より「エネルギーのグリーン低炭素排出の転換体制メカニズムおよび政策実施の補完に関する意見」が公表され、グリーン転換のみならず、化石エネルギー企業の二酸化炭素排出削減プロジェクトへの金融支援が奨励されたことも背景に、同年6月、上海証券取引所からトランジションコーポレートボンドおよびトランジションリンクドコーポ

レート・ボンドが、中国銀行間市場交易商協会（NAFMII）からはトランジションボンドのガイドラインが、それぞれ公表された（表2、3）。

2022年末時点で、国営企業を中心に421億元のトランジションボンドが発行されており、今後も「3060目標」の達成に向け中国独自のマーケットとして拡大を続けていくことが予想される。

表2：上海証券取引所「特定銘柄社債ガイドライン」の概要

券種	トランジション コーポレートボンド	トランジションリンクド コーポレートボンド
定義	調達資金が企業のグリーン転換プロジェクトの推進に使われる社債	KPI（グリーン転換指標）を選定、目標達成期限を明確化。債券条件と発行体のグリーン転換目標をリンクさせた社債
適用分野	調達資金の最低7割は低炭素化転換分野に充当が必要。 ①多エネルギー消費業界における省エネ技術の研究開発と応用 ②石炭/化石燃料のクリーン高効率開発利用 ③新型インフラ施設の省エネ化 ④園区在省エネ・環境保護向上、等の分野が適用対象だが、これに限らない	特に制限なし
資金使途	①グリーン転換分野における技術開発、技術推進、設備購入・リース、サービス購入など ②グリーン転換プロジェクトの建設、M&A、附属プロジェクトの運転資金、または関連プロジェクトの負債返済 ③直接投資またはファンド投資を通じた、グリーン転換分野におけるエクイティ投資 ④その他低炭素化転換を満たす資金用途	特に制限なし
その他	情報開示、第三者評価、調達資金の管理について定義	

出所：上海証券取引所

表3：中国銀行間市場交易商協会（NAFMII）「トランジションボンドに関する通知」の概要

券種	トランジションボンド
定義	環境改善と気候変動への対応を支援するための、低炭素化分野に特化した融資ツール
適用分野	電力、建材、鉄鋼、非鉄、石油、化学、製紙、航空の8業種
資金使途	1.グリーンボンド支援プロジェクト目録の対象業種のうち、技術指標が基準を満たしていないプロジェクト 2.汚染物質の削減、炭素排出削減およびエネルギー効率向上を実現させるプロジェクト、下記の項目を含むが、これに限らない (一)石炭のクリーン生産および高効率利用 (二)天然ガスクリーンエネルギー利用; (三)8業界における生産能力等量置換 (四)グリーン装備/技術応用 (五)低炭素化を実現させるその他のプロジェクト
その他	情報開示、第三者評価について定義

出所：中国銀行間市場交易商協会

2023年の銀行業の展望

2022年は、度重なる新型コロナウイルスの感染拡大およびその対応に起因する内需の縮小、サプライチェーンの寸断のほか、不動産市場の低迷等もあり、経済への下押し圧力は増大した。同年の実質GDP成長率は前年比3.0%と、緩やかな金融政策等によって経済成長を下支えるも成長スピードは減速している。こうした状況を踏まえ、同年12月に開催された中央経済工作会議においても、先行きへの期待と発展への自信を取り戻すことで、経済の全面好転を目指す方針が示される等、経済成長を重視するトーンが示された。

2023年1月4日に開催された人民銀行工作会議では、本年の金融政策の基本方針を「穏健な金融政策を正確で力強く実施する」としたほか、前年同様、「貸出、社会融資総量の伸びを名目GDP並みにする」との方針も示しており、2022年と同水準の金融緩和政策が実施される見通しである。中小企業への資金供給等を含めた実体経済の支援をより強力に進めることで、経済成長を下支えするとみられる。

また、同会議では、主要任務として①主要な金融リスクに対する国务院金融委員会弁公室のいっそうのリーダーシップ発揮、②SIBsや金融持株会社、プラットフォーム企業の金融事業の監督強化、③サステナブル・ファイナンス等における国際金融協力や対外開放の深化、④監督管理の改善および強化を通じた金融改革の深化、⑤金融立法の持続的推進、デジタル人民元の試行等を含む金融サービス・管理レベルの全面的向上等を提示した。上述の緩和政策と並行して、中小銀行経営難、不良債権増加等の金融リスクへの対処を着実に進めつつ、金融行政の高度化も図る方針を示している（表4）。

さらに、2023年1月13日に開催された銀保監会工作会議では、監督当局として金融サービスの質を持続的に向上させながら、安定的な成長、就業、物価を維持するために、重大な金融リスクを有効に予防・解消し、銀行保険業の改革開放をより推進していくことを公表した。重点工作としては、①消費回復と拡大の支援を最優先課題とし、新規投資、農村振興等を中心に支援、②不動産や中小銀行に係るリスクの抑制および解消に向けた諸施策の実行、③保険会社、信託等のノンバンク機関の本源業務への回帰の積極推進、④不良債権処理の加速および地方政府債務リスクの解消、⑤金融機関のガバナンス強化、⑥監督管理の有効性の持続的向上、⑦銀行業、保険業における高レベルでの対外開放の継続が掲げられた（表5）。

表4: 中国人民銀行の2023年の主要任務 (2023年1月4日中国人民銀行工作会議)

<p>(1) 穏健な金融政策を適切かつ強力に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種金融政策手段を総合的に運用し、適度に潤沢な市場流動性を維持 M2と社会融資総量の伸びを基本的に名目経済成長率と一致 複数の措置を並行して実施し、市場の調達コストを軽減 人民元為替レートをおおむね合理的均衡水準で安定維持
<p>(2) 国内の需要と供給体系に対する金融サポートを強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費の回復と拡大、重点インフラと重要プロジェクト建設を支援 各形態の企業を同等に扱い、金融機関による民営零細企業への融資問題をより改善するように誘導 金融16条措置を着実に実行し、不動産市場の安定的かつ健康的な発展を支持
<p>(3) 金融リスクの予防および解消を継続的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国務院金融委員会弁公室のリーダーシップのさらなる発揮 金融安定保障基金管理制度の健全化
<p>(4) マクロプルーデンス管理システムを持続的に改善</p> <ul style="list-style-type: none"> マクロプルーデンス・ストレステストのメカニズムの進化 SIBsに対する監督管理の強化 金融持株会社に対する監督管理の強化
<p>(5) 国際金融協力と対外開放を持続的に深化</p> <ul style="list-style-type: none"> G20におけるサステナブル・ファイナンスの推進を牽引 諸規則、規制、管理手法、基準など制度の対外開放を着実に拡大 人民元の国際化を秩序良く推進
<p>(6) 金融改革を持続的に深化</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融インフラにおける全面的な監督管理の枠組みを持続的に改善 プラットフォーム企業の金融業務に対する日常の監督管理を強化 外貨分野における改革開放を持続的に深化
<p>(7) 金融サービスならびに管理レベルを全面的に向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融立法を持続的に推進 金融統計と研究活動を着実に実施 ペイメントビジネスに対する監督管理のレベルと効率を持続的に向上 フィンテックの応用と管理を深化 人民元の現金管理を強化 デジタル人民元の試行を秩序良く推進 国庫業務の情報化水準を持続的に向上 信用調査システムの構築を全面的に強化 マネーロンダリングに対する監督管理を着実に展開 金融消費権益の保護をより強化

表5: 銀保監会の2023年の工作重点 (2023年1月13日銀保監会工作会議)

<p>(1) 経済全面回復の全力支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費の回復と拡大を最優先課題として支援 新規投資に対する資金供給を確実に保障し、社会分野の資金不足を加速的に補強 輸出入貿易金融サービスを持続的に進化 ソーシャルファイナンスを発展させ、農村振興を全面的に推進
<p>(2) 金融と不動産の正常な循環を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「房住不炒(住宅は住むためのものであり投機するものではない)」の基本原則を堅持 「金融十六条」措置の確実な実行 「因城施策(各地の実情に合わせた施策)」に基づく異なる貸付政策の実施 不動産業における新しいビジネスモデルへの安定的移行推進
<p>(3) 中小銀行の改革、リスク解消の推進加速</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方銀行、農村信用組合などの改革・再編の着実な促進を通じたリスク解消 各種チャンネル活用の上、中小銀行の資本増強を奨励
<p>(4) 保険会社の本業回帰ならびにリスク対応の包括的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 悪質な過当競争状態の毅然とした整理 保険会社の監督評価ならびに分類制度を策定、発表
<p>(5) 信託等のノンバンク機関の本源業務への回帰の積極的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 信託会社の本源業務の発展支援 実質貸金業を営むシャドーバンキングの持続的処理 金融資産管理会社の改革の推進加速
<p>(6) 信用リスクの集中的なリバウンドへの有効的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の確実な資産査定を促進を通じた、不良資産処理のいっそうの加速 地方政府の債務リスク解消への積極的協力
<p>(7) 金融機関のガバナンス体制構築の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 党の指導と企業ガバナンスのいっそうの融合を推進 株主の資質審査ならびに行動管理の貫徹に注力 中小金融機関の特徴に合ったガバナンス監督・管理制度構築の研究 金融人材バンクの役割を発揮し、中小銀行・保険機関のマネジメント層の強化 投資家保護の着実な強化
<p>(8) 監督管理の有効性の持続的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融関連の法整備のいっそうの健全化 全業務プロセスに対する監督管理の整備 監督管理のデジタル化・知能化水準の向上 法律に基づく各種の金融活動の監督管理対象への組み入れ
<p>(9) 高レベルでの対外開放の持続的拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行業、保険業の開放政策の着実な拡大 一帯一路政策に合わせた金融サービスレベルの持続的向上 国際金融ガバナンスの構築への積極的な参画

<建議>

① 金融市場の自由化にかかわるロードマップについて

- 2018年には外資系金融機関の国内商業銀行への出資上限が撤廃されたほか、2019年10月には、外資系銀行に対して、個人向け人民元定期預金にかかわる最低預入額の引下げ(100万円→50万円)や、現地法人と支店の同時開設を認めるなど、金融市場の自由化は着実に進展していると認識している。
- 中国における金融自由化の動向は、中国の実態経済や企業活動のみならず、世界経済に大きな影響を及ぼすと考えられることから、今後の金融自由化に向けた動きがさらに加速すること、およびそのスケジュールがより具体化・明確化されることを要望する。

② 外貨管理規制について

- 大口の配当送金と遠隔地企業の決済については改善が見られるが、依然として遠隔地企業の決済などの際、外貨・人民元の対外受払ができない事象が発生している。また、域外貸付業務については、当局認可が下りない事例や、最低貸付期間や資金使途の厳格審査などの制約が存在している。
- 企業の実需に基づく合法的な対外決済に支障をきたせば、対中投資に対する潜在的リスクととらえられかねないことから、法令法規で明確な禁止規定がない限り決済に制限をかけない等、透明性の高い運用を要望する。また、当局担当者の交代に左右されない、全国で統一した、明確な外貨管理規定の定着化や、クロスボーダー人民元決済と外貨決済のルール統一化を要望する。
- さらに、2020年1月より施行されている「外商投資法」第3章第21条では、「外資系企業の中国域内における出資、利益、資本収益、資産処理所得、知的財産権使用料、法に従って取得した補償・賠償・清算所得等は、法に従い人民元または外貨により自由に仕向・被仕向決済を行うことができる」とされているが、同法は貨物貿易・サービス貿易などすべての対外決済を保障するものではない。自由な対外決済を担保する観点から、同法で認める対外決済の範囲拡大を要望する。

③ 貨物貿易決済について

- 2012年貨物貿易改革が行われ、対外支払時に通関データとの照合作業が不要となり、貿易決済の利便性が高まった。
- 一方、貨物貿易にかかる外貨支払業務を行う際には、原則、輸入通関情報を照会する運用がなされており、その結果通関手続が終了するまで外貨支払ができず、支払が遅れる事象が起きている。また三国間貿易決済に関する規制は緩和されているものの、適用対象は限定的なものにとどまる。規制緩和の継続、会社規模にかかわらず信用良好な企業に対する運用のさらなる緩和を要望する。

④ 事業法人が発行する事業債およびパンダ債引受主幹事資格の開放

- 日中ハイレベル経済対話を通じて要請してきた債券業務にかかわる資格について、2019年9月に日系金融機関に事業債引受資格が付与されるなど、一定の進展がみられた。もっとも、同月に外資系金融機関に対して付与された事業債引受主幹事資格は、依然として日系金融機関に付与されていない。また、2018年の日系金融機関による発行をきっかけに、日系事業法人の発行ニーズが高まるパンダ債についても、引受主幹事資格は開放されていない。
- 日系金融機関は、域内において金融債の引受主

幹事実績を積み重ねているほか、グローバルに展開する債券ビジネスを通じて蓄積した知見、経験、専門性、域外投資家とのアクセスを有していることから、中国債券市場の健全な発展にいつそう貢献できると考えている。事業法人が発行する事業債およびパンダ債の引受主幹事資格の早期付与を要望する。

⑤ 金利変動リスクヘッジ商品拡充について

- 2020年2月より、人民元金利にかかわるスワップションやキャップ・フロア取引が試験的に開始されるなど、金利系デリバティブの商品拡充には一定の進展がみられる。国債先物取引についても商業銀行にも解禁され、第一陣として中国5大国有銀行による参加が可能になったものの、さらなる対象の拡大は見込まれておらず、金利変動リスクにかかわるヘッジ手法は拡充の余地があると認識している。
- 人民元金利自由化以降、投資家や事業法人からはヘッジ手段の多様化を求める声は強く、また海外投資家にとっての参入障壁を引き下げる効果もあるため、早期の商品拡充を要望する。

⑥ 外商投資企業の外債枠について

- 2017年1月、中国人民銀行より「外商投資企業の外債にかかわる通達」（銀発〔2017〕9号）が公布され、投注差方式とマクロプルーデンス方式のどちらかを選択して外債を調達できる外債管理方式は、1年間の過渡期が終了後、当局が実施状況を評価のうえ確定するとされている。
- 外商投資企業が複数の外債管理方式から選択できるメリットは大きいことから、引き続き2つの方式を選択できる柔軟性の高い運用を要望する。
- 2022年10月、新型コロナウイルスを背景とした企業の財務悪化を防止するため、中国人民銀行と国家外貨管理局より「全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス政策因数の調整に関する通達」（銀発〔2022〕238号）が公布され、マクロプルーデンス方式の政策因数が1.00から1.25へ引き上げられたことにより外債枠は純資産の2.0倍から2.5倍へ拡大された。
- しかし、外商投資企業の業績や資金繰りは新型コロナウイルス前の水準に必ずしも戻っておらず、外商投資企業の事業の継続や発展をいつそう支援していくため、外債枠のさらなる拡大を要望する。
- また、自由貿易やグローバルな資金集約を促進する観点からクロスボーダーでの資金移動の完全自由化を目指す自由貿易試験区では、資金調達の多様化に繋がる規制緩和・撤廃を要望する。

⑦ 外貨リスク準備金について

- 顧客向け元売りの為替先物予約を取り扱う金融機関に求める外貨リスク準備金は、2020年10月に準備金率が20%から0%に変更されたが、2022年9月に再び20%に引き上げられている。

- ・準備金の預け入れは為替先物予約のコストアップにつながり、為替リスクヘッジを求める顧客へのサービス低下を招く恐れがあることから、本規制の撤廃、または準備金率0%への再引き下げを要望する。

⑧ 在外グループ金融機関による海外機関投資家への情報提供や勧誘行為の許容

- ・海外機関投資家による中国銀行間債券投資は徐々に拡大している。外資銀行は自社グループのネットワークを活かし、海外投資家に中国債券への投資を促進させたい狙いがあるも、海外所在の金融機関が海外において中国債券の勧誘行為を行うことの可否を当局が明確にしていなため、外資銀行の優位性が発揮できずにいる。
- ・外資銀行のグローバルなネットワークを活用することは、海外投資家の中国債券投資の促進につながるものと認識している。海外所在の金融機関による、海外での中国債券の情報提供や個別銘柄の勧誘行為に関する行為の可否について、法令や細則、または通達等の形式によって正式に明確化することを要望する。

⑨ 商業銀行従業員の基本報酬規定の弾力運営について

- ・CBIRC「商業銀行安定報酬監管理ガイドライン」第6条において、商業銀行の基本報酬が一般的に総報酬額の35%を超えてはならないと規定されている。外資銀行の従業員給与体系は、その銀行グループにおけるグローバル共通の給与体系に基づき設定されているため、基本報酬が総報酬額の大部分を占めている状況である。基本報酬額を総報酬額の35%に制限した場合、従業員は変動報酬に依存することにより、一部の従業員による不適切で高リスクな行動につながる懸念がある。また現状の基本報酬額の引き下げは、深刻な労働争議に発展する懸念もある。
- ・外資銀行の特徴と実情を考慮し、外資銀行に対しては、給与体系に関する柔軟運用の余地を与えることを要望する。

⑩ 「データセキュリティ法」と「個人情報保護法」の細則明確化について

- ・2021年に公布された「データセキュリティ法」と「個人情報保護法」はデータセキュリティと個人情報保護に関する事項が広範囲かつ多く規定されているものの、その多くは詳細が明らかにされていないため、コンプライアンスおよび法務の観点で、銀行にとって判断を困難にしている。
- ・多くの外資銀行は、海外にサーバーを設置していることから、クロスボーダーでデータの送受信を行っている。例えば、外資銀行の多くがグローバル戦略の観点で人事管理に関する情報をグローバルで共有している等、「データセキュリティ法」と「個人情報保護法」の規定するところによっては大きな影響を与えることから、細則の公布有無や時期等の明確化を要望する。

⑪ 融資租賃会社（ファイナンスリース会社）に対する省またぎ営業規制導入の中止

- ・2021年12月31日、中国人民銀行が公表した「地方金融監督管理條例（草案意見募集稿）」第11条に「地方金融組織（含、ファイナンスリース会社）は地元サービスの原則を堅持し、地方金融監督管理部門が承認した区域範囲内で業務を展開し、原則として省級行政区域を跨いで業務を展開してはならない」という規定案が盛り込まれている。
- ・外資系融資租賃会社の大宗は限定的な拠点網のもとで営業活動を行っているところ、経営環境に大きな影響を及ぼす可能性がある当該規定案の削除を要望する。

2. 生命保険

2022年、中国生命保険会社の収入保険料は2021年より2.8%増の3兆2,091億元となり、生命保険市場は新型コロナウイルス感染症の感染拡大およびゼロコロナ政策の影響を受けながらも収入保険料が若干伸びた。中国では人口が61年ぶりにマイナス成長になり、高齢化が深刻化している中、生保業界は「量」から「質」への成長を重視しなければならなくなっている。中国銀行保険監督管理委員会（以下、銀保監会）はソルベンシー、健全経営、消費者保護、ESG等の面において厳しい規制を続けている。各生保会社は業務のグレードアップ、保険代理人（募集人）チャネルの改革等に取り組んでいる。イノベーションを生み出し保険業務をパワーアップさせるIT/AI技術を通じてデジタル化を推進し、安定した成長を遂げ、顧客獲得に力を入れている。2023年上半年は経済活動の完全な活発化ができず、生保市場の急速成長も考えにくい、政府による現行の支援政策が維持されれば下半期からは回復を取り戻すと期待されている。

※為替レート1元=19円

生命保険市場概要

収入保険料の状況

2022年、中国生命保険会社の収入保険料は3兆2,091億元と、2021年より2.8%成長した。消費者が生命保険を以前より重視するようになったため全体の収入保険料は若干増加したのに対し、コロナの影響を受け、爆発的成長を実現できた生保会社は1つもなかった。各社は引き続き経営のグレードアップに取り組み、保障内容が充実した商品（後文を参考）の開発を重視している。

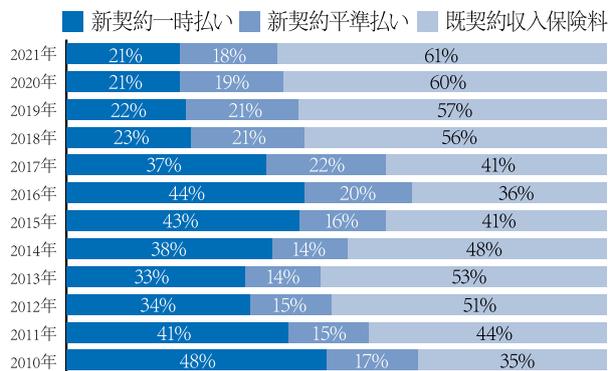
表1：2015～2022年の生命保険会社全般の収入保険料推移（単位：億元）

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
収入保険料	15,859	21,693	26,040	26,261	29,628	31,674	31,224	32,091
前年比	24.9%	36.8%	20.0%	0.8%	12.8%	6.9%	△1.4%	2.8%

出所：中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会）ホームページ

下図から、新契約の収入保険料割合は2010年のピークから減少する傾向が見える。2015年、「保険代理人（募集人）資格試験」が取り消され、多数の人々が保険代理人として生保業界に参入し、それに伴い、2016年の新契約の収入保険料が増加した。2017年、旧中国銀行保険監督管理委員会（以下、旧保監会）により短期高キャッシュバリュー商品の販売が制限され、新契約の収入保険料が減少し始め、2020年以降コロナの影響で新契約の保険料規模が縮小し続けている。

図1：保険料払込方式別収入保険料割合の推移



出所：2022年「中国保険年鑑」

生命保険市場における主要会社の収入保険料状況

現在、中国生保市場には生保会社が92社、うち内国系が67社、外資系が25社（外資独資3社を含む）ある。また、証券取引所に上場している5社は依然大手として、市場をけん引している。2022年、5社の収入保険料は合計1兆5,939億2,000万元と、前年と比べ0.3%のマイナス成長だったが、市場占有率は49.7%となっている。

表2：上場会社5社の収入保険料状況（単位：億元）

会社名	2021年	2022年	前年比
中国人寿	6,200.0	6,152.0	△0.8%
中国平安人寿	4,570.3	4,392.8	△3.9%
中国太平洋人寿	2,096.1	2,223.4	6.1%
新華人寿	1,634.7	1,631.0	△0.2%
中国太平人寿	1,486.9	1,540.0	3.6%
上記合計	15,988.0	15,939.2	△0.3%

出所：各社ホームページ上の公開情報

2023年2月7日現在、中国保険行業（業界）協会の公表によると、上場会社および情報未公開会社を除く、生保会社59社の収入保険料は合計9,579億4,000万元である。うち前年度データのある57社の合計は前年比7.4%増加し、さらに2021年より成長した会社は47社になる。外資系生保会社の状況は良好で、「中国保険年鑑」の統計によると、2021年の収入保険料の成長率は5.5%となり、市場シェアは10.7%に上り、成果が拡大している。

生命保険種類の状況

前述のように、2022年、生保業界ではグレードアップが続いており、当局が提唱している保障性原点に立ち戻り、「量」から「質」への成長重視により保障型商品は注目度がより高くなり、市場の主流商品になりつつある。普通生保商品の販売は第3分野である医療保険商品の販売を上回る状況となった。

表3: 種類別収入保険料の状況(単位: 億円)

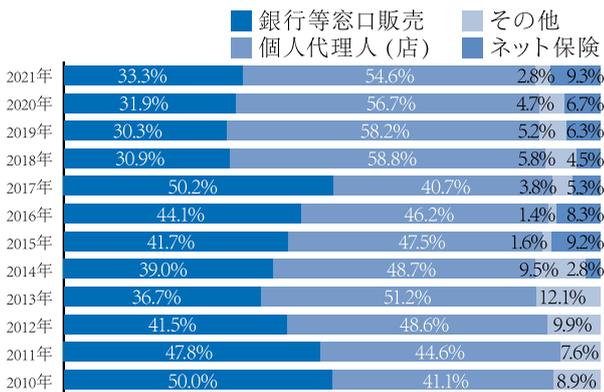
保険種類	2021年		2022年	
	収入保険料	シェア	収入保険料	シェア
普通生保	23,572	75.5%	24,519	76.4%
傷害保険	583	1.9%	499	1.6%
医療保険	7,069	22.6%	7,073	22.0%
上記合計	31,224	100%	32,091	100%

出所: 中国銀行保険監督管理委員会(銀保監会) ホームページ

販売チャネルの動向

2021年、保険代理人(募集人)チャネルの収入保険料は市場全体の大半を占めており、各販売チャネルのトップを維持してきた。ただ、数年前から起きている各社代理人チャネルの改革は、人数および業績を押し下げている状況である。一方、銀行窓口販売チャネルはここ数年成長している。ネット保険販売も引き続き成長している。各社はプラットフォームとの提携が主流で、ネットインフラを整備しつつ、販売を推進する方式を採用している。中国保険行業協会の統計によると、全社中60社の生保会社はネット保険チャネルを通じ、保険販売を行っている。

図2: 販売チャネル別収入保険料割合の推移



出所: 2022年「中国保険年鑑」および中国保険行業協会
 ※ネット保険チャネルの収入保険料は2014年から公表されるようになった。

生命保険業界の動向

保険代理人(募集人) 規模縮小および販売チャネルのグレードアップ

2015年8月、旧保監会は「保険仲介従事者管理問題に関する通達」を公表し、実質上「保険代理人資格試験」の実施を撤廃した。その後生保代理人の数が急増し、2019年にピークの900万人超(生損合計971万人)に上った。しかし、2020年年始のコロナ感染拡大および各地の外出制限に伴い、保険代理人は対面の新規開拓・アフターフォロー等ができずに大量脱落した。

2022年6月、保険代理人数は生損合計571万人(うち生保代理人数は401万人)になり、2021年同期と比べ200万人減少し、2020年6月より41.2%も減少した。

表4: 全国生損合計保険代理人数の推移(単位: 万人)

年度	2020年6月	2020年12月	2021年6月	2021年12月	2022年6月
人数	971	843	771	642	571

出所: 中国銀行保険監督管理委員会(銀保監会) ホームページ

上場会社5社の2022年6月の保険代理人数も2020年同期の半数以下になった。

表5: 上場会社5社の保険代理人数(単位: 万人)

会社名	2020年6月	2020年12月	2021年6月	2021年12月	2022年6月
中国人寿	180	146	122	82	75
中国平安人寿	115	102	88	60	52
中国太平洋人寿	41	38	39	39	40
中国太平洋人寿	77	75	64	41	31
新華人寿	53	61	44	39	32
上記合計	466	422	357	261	230

出所: 各社ホームページ上の公開情報

2022年7月、銀保監会は「保険募集行為管理弁法(パブコメ募集稿)」を公表し、保険募集や営業活動の規定および不正行為禁止等を明確にした。また、保険会社は販売商品のリスク状況、販売難易度等を基準にし、自社商品を区分けし、知識レベルに応じた保険代理人を配置しなければならないと規定した。さらに、中国保険行業協会により公表された「保険代理人(募集人)能力評価体系構築の計画」では、統一した保険代理人の育成体系、能力評価基準および区分管理体系の構築を目指すとして記述した。

近年、各社は業務のバージョンアップに取り組み、保険代理人数で勝負する「人海戦術」から転換している。保険代理人能力向上のための募集・育成の改善、ネット保険販売による顧客獲得、営業活動等の業務をサポートするIT/AI技術の応用等を通じ、保険代理人チャネルの管理水準を向上し、代理人が長く働き続けるように注力している。

IT/AI新技術の応用

コロナ政策により保険代理人の営業活動が影響されている中、多くの生保会社はネット上の保険商品販売を通じ顧客獲得に力を入れている。2021年から、銀保監会によるネット保険への規制が厳しくなり、特に長期的保険・年金保険商品の販売が許可される保険会社および仲介会社の条件を明確にした。

一方、生保会社はデジタル化(DX化)を引き続き推進し、顧客満足度を上げる多様化した商品およびサービスを提供している。2022年1月、銀保監会は「銀行業保険業デジタル化グレードアップに関するガイドライン」を公表した。2025年までにデジタル化金融・保険商品およびサービスが普及し、金融サービス水準が上がり、ネットセキュリティ、データセキュリティおよびリスク管理水準が全面的に向上することを目指す。多くの大手生保会社はフィンテック子会社の設立およびIT/AI新技術の応用に取り組んでいる。最近、人工知能を研究する団体「オープンAI」は高度な対話型AI「ChatGPT」と開発した。生保業界に活用されれば、多様な保険業務をサポートし、いっそうデジタル化(DX化)に

役立つと期待されている。

規制動向

ソルベンシー規制

2021年12月、銀保監会は「保険会社ソルベンシーⅡ規制」を公表した。2022年第1四半期から段階的に実施され、2025年には全国展開される。

注目は金利、資本等に対する評価方法の改善等が挙げられる。その他、外国のソルベンシー規制を中国当局が認めた場合、対象国の保険会社が中国における保険事業を展開する際、資本要件等の優遇条件を受けることができる。また、保険会社のリスク管理能力向上の観点から、資本政策規制、保険会社ソルベンシー情報開示内容の拡大、重大事項、管理層コメント等に関する情報の開示を追加すると規定されている。

ソルベンシーⅡ規制が実施開始以来、多くの保険会社はソルベンシーマージンが低下し、資本金増加および債券発行等を通じて資本金を充実させようとしている。

情報開示および消費者保護

2022年12月、銀保監会は「銀行・保険会社の消費者保護に関する監督指針」を公表し、2023年3月1日から実施している。商品の過度な宣伝、抱き合わせ販売等の不正行為を禁止し、個人情報の取り扱いについてもより厳しい規制を実施している。

2022年11月に公表された「生命保険商品情報開示方針」および2023年1月に公表された「1年期以上生命保険商品情報開示に関する通達」は2023年6月から実施される。開示資料は保険会社の本社が一元管理し、開示内容については約款、料率、加入条件、保障内容等と定められ、さらに契約期間1年以上の商品についてはキャッシュバリューおよび（重要事項）説明書を契約者に提供する必要がある。また、保険金請求の際には、保険会社は請求書類リスト、提出方法、支払期限、支払の進捗、保険金の計算方法等の情報を開示しなければならない。

高齢化および年金保険

中国国家統計局の公表では、2022年中国の人口はマイナス成長になり、少子・高齢化がさらに深刻化している。2021年12月銀保監会により公表された「養老保険会社（年金保険会社）の発展規範化および業務促進に関する通達」では、年金保険会社は年金保険業務、老後保障管理および企業年金基金の管理等を重点業務として取り扱うと規定されている。

2022年11月に公表された「保険会社の個人年金業務展開に関する通達」では、経営が健全で資本金のある保険会社は個人年金の参加者に対し、個人年金の関連規定に準じる個人年金商品等を提供可能と明確にされた。

ゼロコロナ政策の影響

2022年12月中旬、3年間続いていたゼロコロナ政策が撤廃された。この政策が保険業界に「一喜一憂」とされる影響を与えた。ゼロコロナ政策が実施された間、対面販売役

割を担う保険代理人（募集人）チャネルは、人的な活動を制限されたことにより、人員流失、業績不振等の悪影響を受けていた。一方、人々の貯蓄意識の高まりにより、コストの上昇状況にも関わらず、銀行窓販チャネルは成長を保っていた。さらに、短期保険を中心としたネット保険チャネルは、全チャネルにおけるシェアが低いものの、ネットアプリ経由の保険料規模が成長していた。

中長期の市場から見ると、生命保険に対するニーズが依然として存在し、消費者側の加入意識も上昇している。医療保険商品に加え、これから徐々に普通生保商品も売れ行きが改善される。また、スマホ依存の習慣性からオンライン販売は引き続き成長する。消費者がオンライン上で保険加入、オンライン上で保険サービスを受けることは常態化している。各保険会社もオンライン上、オフライン上におけるサービスの融合を促進している。

低炭素およびESG対応

2021年、中国保険行業協会傘下の資産管理協会にESG専門委員会を設立した。2022年6月、銀保監会は「銀行・保険業グリーンファイナンス（低炭素金融）ガイドライン」を公表した。低炭素対応は銀行および保険会社等の会社戦略命題として高い位置づけとした。低炭素金融の推進は会社の董事会（取締役会）または理事会の責任に置かれ、会社経営層は低炭素金融推進の目標、態勢、業務推進プロセス等を作らなければならないと規定された。また、銀行や保険会社は環境・社会・統制（ESG）のことを業務運営、リスク管理態勢に置かなければならない。これらの手段を通じ、社会全体を高炭素社会から低炭素社会に徐々に転換することを目指している。

2023年の展望および課題

2022年末頃、ゼロコロナ政策が撤廃されたのを機に、中国はウイズコロナ段階に入り、経済活動の活発化が大いに期待される一方、ゼロコロナ政策による経済成長停滞および国際的な環境の変化により、2023年上半年、生保市場は以前と同様な急速成長が難しいと推測されている。一般的には、政府による現行の支援政策が維持されれば、下半期から消費活動が徐々に回復するのではないかと見られている。また、中国国家統計局によると、2022年末、中国の人口は61年ぶりにマイナス成長に陥っている。この状況は今後数年間ですぐに改善されることはなく、引き続くことになる。高齢化に加え、シニア市場はどのように成長するかが課題としても注目される。保険会社は以前からシニア市場の開拓や老人・医療関連の事業展開を進めている中、多くの新商品・サービスが開発され、生保会社のシニア市場を含む生態圏の構築が急がれる。

同時に、当局としての銀保監会は厳しく監督する方針が変わらず、販売、商品開発、サービス、資産運用等の面において、各会社がこれまでのように規模を追求する「量」から質を重視する「質」の成長への転換を促す一方、IT/AI技術およびデジタル手法を通じ、業務の改善を促進するような監督方針となる見通しである。保険会社側もIT/AI技術を基

盤としたビッグデータ等により創客、生態圏構築、サービスの向上に力を入れている。

2022年末、人民元の国内預金残高は大幅に増加し、個人預金残高は前年比7兆9,400億元増となった。個人預金残高の増加は消費市場を抑制する働きがあるが、保険貯蓄商品を含む理財商品の販売にとっては押し上げる作用があると予測される。同時に銀行側は預金残高増加問題を解消するために保険会社との協力も盛んに行っており、銀行窓販は引き続き2023年の保険業務の重要な役割を果たせる。

<建議>

業界の情報開示について

中国保険年鑑等の整合性について

- ・中国保険年鑑等の統計データに連続性がないため、データそのものに対して確実性への疑問が残る。同年鑑は、省ごとの集計方法が異なっており、整合性が取れていないケースが散見され、データ収集が困難な状況である。統計の仕様や集計方法等を統一するなどの対応をするよう要望する。
- ・公式なリソースのなかでも、各社のチャンネル（個人、法人、窓販、インターネット・テレマ等）別業績データが公表されていないため、市場をより正確に把握するために公表するよう要望する。
- ・銀保監会が毎月公表していた個社ごとの保険料収入等のデータが公表されなくなった。各社のホームページを確認する以外にデータの取得ができないため、是非再開していただくよう要望する。

3. 損害保険

中国の損害保険市場は、1978年以降の改革開放以来、高い経済成長と国民生活の向上に伴い、飛躍的な発展を遂げてきた。2022年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実質GDP成長率が3.0%と伸び悩む中、元受収入保険料は前年比8.7%増の1兆4,867億元（約28兆7,082億円）と2020年の新型コロナウイルス感染症拡大後の最大の増率を達成した。

中国損害保険市場の現状

2022年の損害保険経営状況

損害保険会社の元受収入保険料総額は、1兆4,867億元で前年比8.7%増と2020年の新型コロナウイルス感染症拡大後の最大の増率を達成した。業界の最主力商品である自動車保険が2021年の5.7%減から5.6%増へとプラスに転じた事、ならびに保険料上位種目である健康保険、責任保険、農業保険の非自動車保険の3種目がそれぞれ2ケタ増率を達成した事が成長要因となっている。

2020年9月に実施された自動車保険総合改革により保険料単価が減少した自動車保険は改革以前の規模まで収入保険料が回復し、2022年はガソリン車と比べて保険料平均単価が高いといわれる新エネルギー自動車（NEV）の販売台数が新車販売台数に占めるシェアが25%を超え、自動車保険の増率に寄与する事となった。また、損害保険業界全体で推進している非自動車保険種目の拡大取り組みは、その商品構成比が44.8%と前年に引き続き40%を超える水準となった。健康保険と責任保険に続き、農業保険の収入保険料が初めて1,000億元を突破した。

2022年は新型コロナウイルス感染症対策による都市封鎖等で自動車の利用頻度が減少し、また大規模な自然災害が少なかった事から7割超の損害保険会社が黒字となり、損保業界として堅調な決算が見込まれる。

表1: 中国損害保険会社元受保険料・増収率の推移 (単位: 億元、%)

年	元受保険料	前年比
2012年	5,530	15.7
2013年	6,481	17.2
2014年	7,544	16.4
2015年	8,423	11.6
2016年	9,266	10.0
2017年	10,541	13.8
2018年	11,756	11.5
2019年	13,016	10.7
2020年	13,584	4.4
2021年	13,676	0.7
2022年	14,867	8.7

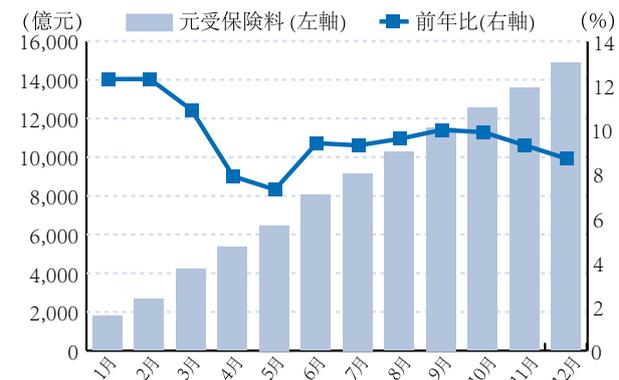
出所: 中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計

図1: 中国損害保険会社元受保険料・増収率の推移



出所: 中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計

図2: 2022年損害保険会社累計元受保険料・増収率の推移



出所: 中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計

表2: 2022年各種目別元受保険料・前年比・構成比

種目	元受保険料 (億元)	前年比 (%)	構成比 (%)
自動車保険	8,210	5.6	55.2
健康保険	1,580	14.7	10.6
農業保険	1,219	24.9	8.2
責任保険	1,148	12.8	7.7
傷害保険	574	△8.5	3.9
企業財産保険	553	6.3	3.7
保証保険	552	6.0	3.7
家庭財産保険	164	67.3	1.1
工事保険	145	0.7	1.0
その他	722	16.3	4.9
合計	14,867	8.7	100.0

出所: 中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計

損害保険市場の状況と外資系損害保険会社の現状

2022年末現在、認可を受けている損保会社は86社であり、うち中資系が65社、外資系は21社となっている。2022年大手3社の元受保険料は、PICCが4,854億元、平安が2,980億元、太平洋が1,708億元となっており、大手3社のマーケットシェアが前年比約3%増の66.8%を占める寡占市場であり、外資系は合計でも約2%程度の低位にとどまっている。

世界損害保険市場において中国はアメリカに次いで第2位の規模となっている。直近の2021年データによると日本

の3倍の損害保険市場であるものの、人口1人当たり損害保険料では日本の約4分の1、全世界平均の2分の1以下であり、中国の損害保険市場は持続的な成長が期待されるマーケットといえる。

表3: 2021年の世界損害保険市場規模比較

国・地域	保険料収入総額(百万ドル)	順位	世界シェア(%)	1人当たり保険料(ドル)	対GDP比(%)
米国	2,109,057	1位	54.6	6,356	9.1
中国	330,672	2位	8.6	229	1.9
ドイツ	165,818	3位	4.3	1,992	3.9
英国	114,858	4位	3.0	1,039	2.2
フランス	110,935	5位	2.9	1,486	3.4
日本	107,741	6位	2.8	855	2.2
カナダ	96,372	7位	2.5	2,520	4.8
韓国	91,142	8位	2.4	1,764	5.2
オランダ	78,872	9位	2.0	4,497	7.7
オーストラリア	56,540	10位	1.5	2,195	3.5
全世界	3,863,029	-	100.0	492	3.9

出典: Sigma World Insurance in 2021

表4: 2022年の外資系損害保険会社(合併含む)の総保険料(元受保険料および再保険料)および税引後利益

会社名(略称)	国・地域	総保険料(億元)	税引後利益(億元)
アクサ天平	フランス	60.7	△1.5
国泰	台湾	53.8	1.1
京東アリアンツ	ドイツ	52.6	△0.2
グルバマ	フランス	30.9	0.2
リバティ	米国	25.7	0.4
AIG	米国	19.0	2.2
三井住友海上	日本	15.4	0.9
あいおいニッセイ同和	日本	14.1	0.5
ゼネラル	イタリア	11.9	0.3
東京海上日動	日本	11.8	0.9
三星	韓国	9.0	0.8
スター	米国	8.9	0.03
チューリッヒ	スイス	8.7	1.2
損保ジャパン	日本	8.4	0.8
富邦	台湾	8.0	0.06
現代	韓国	6.7	△0.6
ロイズ	イギリス	5.3	0.6
スイス・リー	スイス	4.8	△0.2
KBFG	韓国	2.2	0.05
日本興亜	日本	0.5	△0.02
チャブ	アメリカ	0.3	△0.02

出所: 各種報道資料

新エネルギー車(NEV)に関する自動車保険の状況

従来の自動車保険の補償内容に加え、バッテリー火災など新エネルギー自動車特有の事故も補償する「新エネルギー自動車任意保険専用約款」は2021年12月より販売が開始された。2022年は新エネルギー自動車(NEV)の販売台数が前年比93.4%増の689万台となり新車販売台数に占めるシェアが25%を超過、保有台数は67.1%増の1,310万台に達しており、当該約款の保険料は数百億元規模に成長している事も予想される。

一方で、新エネルギー自動車(NEV)の損害率の上昇とい

う課題が徐々に表面化してきている。ガソリン車に比べて、新エネルギー自動車(NEV)は事故頻度が高く、また、バッテリー等の高額部品も多い事から修理代が高騰する傾向がある。損害率の上昇は消費者には保険料負担の増加を、保険会社には収支の悪化をそれぞれもたらす事から、これらの状況を回避するためにも、今後も販売台数の増加が見込まれる新エネルギー自動車(NEV)には、損害保険業界として事故低減策の推進や保険料改定、商品改定等の適切な対応策を展開していく事が求められる。

新エネルギー車(NEV)メーカーの保険業界への進出

新エネルギー自動車(NEV)の販売台数増加に合わせて、2022年は当該メーカーを中心に保険仲介機構を通じての保険業界への進出が目立つ年となった。1月にはNIO、3月にはBYD、6月には理想、9月にはBMWがそれぞれ設立や買収を通じて保険仲介機構をグループ系列企業に加えた。新エネルギー自動車(NEV)販売のビジネスモデルの1つである消費者への車両ダイレクト販売は、メーカー主導による自動車保険の契約獲得において連動性が高いといわれている。また、新エネルギー自動車(NEV)の特性の1つであるコネクティッド機能等を活用した保険商品開発が進むことも予想される。

小鹏やテスラ等もすでに保険仲介機構を設立しているが、これらの保険仲介機構の本格的な稼働はこれからであり、その実力は未知数だが自動車保険市場へもたらす影響が注目される。

< 建議 >

< 中国銀行保険監督管理委員会への建議 >

① 地域限定でのライセンス制の緩和

保険業務は基本的に省・自治区・直轄市単位となる地域限定でのライセンス制が適用されているが、本制度の緩和を要望する。例外規定に該当する一部の大規模商業物件等の消費者だけでなく、営業地域を跨ぐ消費者にも均一的に保険サービスの提供を実現できるよう、全国営業ライセンス制等の導入を要望する。

② 異地引受にかかわる制限条件の緩和(建議①地域限定でのライセンス制が緩和されない場合の建議)

同一グループに属する別法人に対し、中国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすることで、大手グローバル企業グループによる中国への投資をさらに促進させるべく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法人から同一グループに属する法人に拡大いただくよう要望する。また、大企業顧客への総合的なリスクコントロールサービスを可能にするため、大規模商業物件の引受対象種目を企業物件に必要な「全種目」に拡大していただくよう要望する。外資系損害保険会社の許認可取得地域外での損害保険の引き受けは、大規模商業物件(投資総額1億5,000万元超かつ企業の保険料総額が40

万元超の物件)に限定されているが、本規制が実施されて18年経過しており、今日的な情勢を踏まえて当物件の限度額引き下げも要望する。

③外資合弁損保会社におけるパートナーの出資比率制限の緩和

「保険会社持分管理弁法」の2018年3月改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上限(1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3)が厳格化された。一方で外資合弁損保会社におけるパートナー(中国の非保険会社)の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす(株主ガバナンス、財務能力、合弁目的等)外資損保会社の場合、外資損保会社におけるパートナーの出資比率に関しては、上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2(程度)まで緩和することを要望する。

④同業競争回避規定の緩和

2018年4月10日より施行されている「保険会社持分管理弁法」30条2項により、「投資者、その関連先および一致行動者は、保険会社のコントロール類株主と戦略類株主になる場合、合計2社を上回ってはならない」と定められ、同時に同条第3項により、保険会社が業務のイノベーションまたは専門業務化経営により保険会社を投資により設立する場合には、第2項の制限を受けないと規定された。この規定によって同業競争回避の制限が緩和されたといえるが、外資系企業が中国において2社を超える保険機構を同時に経営する(出資を含む)形態を展開していくうえで、保険会社として事業計画を立てにくいいため、本規定のさらなる緩和を要望する。

⑤外資保険会社の業務範囲拡大

外資損害保険会社がサービスを総合的に行い、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務(審査業務)サービスなどが提供できるよう、外資保険会社管理条例第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。

⑥自動車保険のリスク情報開示

自動車保険に関して、全社・全契約について、契約情報・事故情報を政府が監督するプラットフォームに接続して報告しているにも関わらず、リスクの高い運転者や車の情報が十分提供されていない。

中資大手社は、豊富な自社データによる分析ができるが、新興の外資は、それがなく、不利な競争(限られた情報でのリスク選択)を強いられている。

個人情報保護対応を十分行った上で、業界プラットフォームからのリスク情報開示を拡大いただくよう要望する。

⑦非執行董事や監事等の職務遂行に関する諸制限の緩和

非執行董事や監事の職務遂行時の場所的・時間的制限に関する規定を削除することを要望する。本来、専門人材が有効に職務を果たしていることが重要であり、たとえ海外所在の人材がリモートコントロール中心の形式であっても十分に当該職務を履行していれば、これは認められるべきである。

具体的には「保険会社董事、監事と高級管理人任職資格管理規定」第7条(三)における「在中国境内という記載、また「銀行保険機構董事監事履職評価弁法」第14条「履職時間の要求」の削除を要望する。

4. 証券

2022年末時点の世界の株式時価総額のうち、日中は、上海証券取引所が6兆7,245億ドルで世界第3位（前年も世界第3位）、日本取引所（東京）が5兆3,805億ドルで同5位（前年も世界第5位）、深圳証券取引所が4兆7,009億ドルで同6位（前年も世界第6位）であった。中国全体では11兆4,253億ドルとなった（2021年末時点では14兆3,745億ドル）。

2022年の世界の株式売買代金のうち、日中は、深圳証券取引所が19兆383億ドルで世界第3位（前年も世界第3位）、上海証券取引所が14兆2,792億ドルで同5位（前年も同5位）、日本取引所（東京）が5兆8,611億ドルで同6位（前年も同6位）であった。中国全体では33兆3,175億ドルとなった（2021年は39兆4,847億ドル）。

2022年の証券分野の市場開放の状況

証券業、資産運用業への外資参入規制の緩和

2018年4月のボアオ・アジアフォーラム（海南省）で、習近平国家主席が新たな対外開放政策を表明、その後、中国人民銀行総裁が金融業の対外開放に関する12項目を発表し、期限を区切って実施することを確約した。2019年は、7月20日に国务院金融安定発展委員会が金融業の対外開放に関する11条から成る措置を、6月13日に中国証券監督管理委員会（証監会）が証券業の対外開放に関する9項目から成る措置をそれぞれ発表した。さらに、2020年1月16日、米中両国政府は、金融分野も含め、第1段階の経済・貿易協定に署名した。前述の2つの措置と米中協定の結果、証券業および資産運用業（基金管理会社）では、2018年から見て3年後の2021年に外資出資上限を撤廃するとしていた方針を変更し、2020年4月に1年間前倒して撤廃した。

外資参入規制の緩和を受け、2022年以降の証券業の動きのうち、新設の合弁証券会社では、証監会は、2023年1月19日、スタンダードチャータード銀行（香港）の設立を認可し、初の外資100%出資による新設証券会社となった。また、証監会は、2022年1月7日、BNPパリバによる設立申請書類を、同年9月15日、伊インテザ・サンパオロによる申請種類をそれぞれ受理した。2023年1月末時点で、中国本土以外の外資による証券会社は計18社が設立されており、そのうち2社が日系（野村ホールディングス、大和証券グループ本社）でいずれも51%出資となっている。

2022年以降の基金管理会社の動きのうち、新設では、証監会は、2023年1月10日、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが100%出資（2億6,000万元）する施羅德基金管理会社の設立を認可した。既存では、証監会は、2022年11月18日、泰達宏利基金管理有限公司に対し、カナダ系のマニユライフ・インベストメント・マネジメント（シンガポール）が主要株主、マニユライフ・フィナンシャル・コーポレーションが実質的支配者として、前者が9,180万元（51%持分相当）を出資し、外資持分100%になることを認可した。続いて証監会は、2023年1月19日、上投摩根基金管理有限公司に対

し、JPモルガン・アセット・マネジメントが主要株主、JPモルガン・チェースが実質的支配者として、前者が2億5,000万元を出資し、外資持分100%になることを認可した。また、証監会は、同年2月3日、摩根士丹利華鑫基金管理有限公司に対し、モルガン・スタンレーが実質的支配者、モルガン・スタンレー・インターナショナルが1億2,750万元（51%持分相当）を出資し、同会社の単独株主になることを認可した（外資持分100%）。2023年1月末時点で、外資100%出資の基金管理会社は、新設で4社、既存で3社、計7社となっている。

中国向け投資規制の緩和

外国人投資家による国内証券市場への投資を認める適格外国機関投資家（QFII、Qualified Foreign Institutional Investorsの略称、2002年11月導入）制度、およびオフショア人民元を中国本土で運用するための人民元建て適格外国機関投資家（RQFII、RMB Qualified Foreign Institutional Investorsの略称、2011年12月導入）制度の下では、従来、個別機関投資の運用枠の上限を設けてきたところ、2019年9月10日、国家外為管理局は、上限規制を撤廃した。同時に、RQFIIについて、世界各国・地域市場に配分する運用枠も撤廃した。また、2020年9月25日、証監会、中国人民銀行、国家外為管理局は、従来、参入条件・投資対象等を別々に規定してきたQFII・RQFIIの規則の統合を目的とした「QFIIおよびRQFIIの国内証券・先物投資管理弁法」を公布した（同年11月1日施行）。

前後するが、2020年5月7日、中国人民銀行および国家外為管理局は、QFII・RQFIIの投資上限制度を撤廃するとともに（「適格投資家」に統一）、外貨・人民元の管理を一本化し、入出金・為替交換の登録制に移行することなどを公表した。この結果、対内証券投資の運用枠の統計は、2020年5月末時点をもって終了している。なお、2022年12月末で証監会に登録されている適格投資家は740社となっている。

対外投資規制の緩和

中国国内の金融機関による対外証券投資を認める適格国内機関投資家（QDII、Qualified Domestic Institutional Investorsの略称、2006年4月導入）制度の運用枠は、為替・資本規制により、過去に新規・増枠ともに認可が止まった時期もあった。2022年は、1月末時点の1,575億1,900万ドルから、12月末時点の1,597億2,900万ドルまで、22億1,000万ドルの運用枠が追加されている。中国本土・香港債券市場相互接続協力制度（債券通）のうち、香港向け債券投資制度（サウスバウンド）が2021年9月24日より始動している。

なお、2021年2月、国家外為管理局は、年間5万ドルを上限に設定した上で、中国国内の個人投資家が海外の証券・保険等に投資できる仕組みの検討を行う方針を示している。

越境証券取引制度の規制緩和

中国では、2014年11月17日から上海・香港間で、2016年12月5日から深圳・香港間で、それぞれストックコネクが始動している。ストックコネクの下では、参加する投資家を機関投資家に限定し、かつ外貨建てでの投資しか認めない既存のQFII制度とは異なり、①中国本土・香港の両サイドから双方向で、かつ、②人民元建てで投資を行い、③個人投資家も現

物株を直接購入できる。前述の12項目のうち、中国本土－香港間のストックコネクートの1日当たりの投資枠の4倍への拡大（上海・深圳の各投資枠を130億元から520億元に、香港株の各投資枠を105億元から420億元へ拡大）は、2018年5月1日より実施されている。また、2021年2月1日より、香港サイドから、①上証180・上証380に組み込まれている上海証券取引所・新興市場（科创板）の構成銘柄および②A+H株上場会社の科创板銘柄のA株が売買できるようになった。同時に、中国本土サイドから、科创板および深圳証券取引所でのA+H株上場会社のH株を売買できるようになった。さらに2022年12月19日、証監会と香港証券・先物事務監察委員会は共同で公告を出し、中国本土－香港間のストックコネクートの対象銘柄の範囲を拡大するとした。香港から中国本土上場銘柄向け投資のノースバウンドでは、①時価50億元以上の流動性基準等の条件に適合した上証A株指数および深証総合指数の構成銘柄、および②上海・深圳証券取引所のA+H株上場会社のA株が売買できるようになった。また、中国本土から香港上場銘柄向け投資のサウスバウンドでは、ハンセン総合大型株指数、ハンセン総合中型株指数、時価50億香港ドル以上のハンセン小型株総合指数の構成銘柄に組み込まれている香港が主要上場先の外国企業株式が売買できるようになった。2023年3月13日より対象銘柄の範囲拡大が始まった。

中国本土－香港間以外で新設された上海・ロンドンストックコネクートについては、2018年10月12日、証監会は「上海・ロンドン証券取引所による市場相互接続預託証券業務監督管理規定」を公布し（即日施行）、2019年6月17日、華泰証券のグローバル預託証券（GDR）がロンドンに上場した。その後、2022年2月11日、証監会は、同規定の名称を「国内外の証券取引所相互接続預託証券業務監督管理規定」に変更して公布し（即日施行）、これまでの上海・ロンドンストックコネクートをベースに、①中国国内では深圳証券取引所を追加し、②国外ではスイス・ドイツも売買市場に追加し、③海外発行体が中国国内で資金調達を行うことを容認した。また、新規定に対応し、上海・深圳証券取引所は、中国本土の個人投資家の預託証券業務への参加条件引き下げ（保有資産300万元以上→50万元以上）を行っている。欧州とのストックコネクートを活用して、2022年7月28日に第一陣として、格林美（電池メーカー）、国軒高科（車載電池大手）、科達製造（建材メーカー）、杉杉（服飾メーカー）の4社がGDRを発行している。

また、2022年は、香港の中国本土への返還25周年（7月1日）を機に、2つの新たなコネクートが創設されている。第一番目が、中国本土と香港の上場投資信託（ETF）の相互売買制度である「ETFコネクート」である。ETFコネクートによって、香港の適格投資家とブローカーは中国本土に上場するETF83銘柄を、中国本土の投資家は香港に上場するETF4銘柄をそれぞれ売買できる仕組みが同年7月4日に始動した。第二番目は、同年7月4日に発表されたデリバティブ（金融派生商品）の相互売買制度である「スワップコネクート」である。まずは香港サイドから中国本土の金利スワップを取引できるノースバウンドを6カ月後に開始する予定である。

QFII・RQFIIを含む国内投資規制の緩和による外国人投資家を含む機関投資家の参画は、(1) 市場への流動性提供、

(2) 新たな投資手法や評価手法の導入、(3) 企業のガバナンスの改善等の効果が期待され、市場の質的向上につながるものである。中国の株式市場における外国人投資家の株式保有金額は、2021年12月末時点の3兆9,420億元（保有比率4.3%）から、2022年はゼロコロナ政策の影響を受け、同年10月末時点で2兆7,680億元（同3.74%）までに減少している。また、2022年12月末時点の中国本土の時価総額78兆8,006億元のうち、外国人投資家の株式保有金額は3兆1,960億元（保有比率4.06%）となっている。なお、日本の株式市場の保有比率の場合、個人投資家が16.6%、外国人投資家が30.4%となっている（2022年3月末）。2023年2月1日、証監会は、上海・新興市場（科创板、2019年7月22日より）、深圳・新興市場（創業板、2020年8月24日より）、北京証券取引所（2021年11月15日より）で実験的に導入されてきた株式発行登録制度を、メインボードにまで全面的に拡げる株式発行制度改革案を公表し、同年2月17日より実施した。多様な投資家層の育成・存在が、株式発行制度改革後の企業の株式発行を支える上で重要である。

日中金融協力および日中証券市場協力

日中金融協力の本格的再開

2018年5月の日中韓サミットに合わせて来日した李克強首相と安倍晋三首相との間で行われた日中首脳会談では、2011年12月に合意した日中金融協力の本格的再開を確認している。2019年に入り、日本での人民元クリアリング銀行の設置では、4月17日に中国銀行東京支店の人民元クリアリング業務が始動した。続いて、同年6月27日、三菱UFJ銀行が、邦銀として初めて人民元クリアリング銀行に指定された。外銀としては米国でのJPモルガンに続いて2例目となる。RQFIIでは、2018年12月の三井住友銀行の運用枠（30億元）取得に続き、2019年5月21日、三菱UFJ銀行が60億元の運用枠を取得した。

2021年10月25日、中国人民銀行と日本銀行は、中国人民銀行において3兆4,000億円、日本銀行において2,000億人民元をそれぞれ引出限度額とする通貨スワップ協定を2024年10月25日まで3年間延長している。

日中証券市場協力の始動

2018年10月の安倍首相の公式訪中時には、新たに、証券市場での協力強化に関する覚書について、両首脳立会いの下、金融庁長官と証監会主席による署名が行われた。この日中証券市場協力は、①政府および市場関係者による多層的な協力強化（MOUを締結）、②「日中証券市場フォーラム」の相互開催、③日系証券会社等の中国市場参入の早期実現、④上場投資信託（ETF）の相互上場の早期実現、⑤市場監視分野における連携・交流の強化、⑥その他（人材育成、ESG投資、法制度に関する情報交換等）から構成されている。第1回日中資本市場フォーラムは2019年4月22日に上海で、第2回フォーラムは2021年1月25日にオンライン形式で開催されている。第3回フォーラムは、2022年9月7日にオンライン形式で開催され、日本側からは金融庁、日本取引所グループ、日本証券業協会、投資信託協会、中国側からは証監会、深圳証券取引所等が参加し、高齢化社会における資本市場の役割等についても議論

が行われた。2021年から始まった中国の第14次5カ年計画および中国共産党第20回党大会・政治報告の金融・証券分野では、「直接金融の割合の拡大」が目標とされている。金融・証券分野の日中の市場間協力が、中国の市場化改革をさらに進め、日系民間プレイヤーの市場参入にも資することが期待される。

＜建議＞

＜外資による中国証券業、資産運用業への参入規制の緩和ならびに撤廃＞

- ①外資による中国証券業、資産運用業への参入について、先物会社は2020年1月1日から、証券会社・基金管理会社は同年4月1日から、それぞれ外資出資比率が撤廃されている。一方、国家発展改革委員会および商務部は、2020年12月19日、「外商投資安全審査弁法」を公布し（2021年1月18日施行）、重要金融サービス分野への外商投資による実質的支配権の取得に関し、外商投資安全審査業務メカニズム弁公室への自主申告を求めている。同弁法に関し、「重要」な金融サービスの定義・基準、中国証券監督管理委員会（証監会）への外資系証券会社等の設立申請手続との関係・順番を、国家発展改革委員会、商務部、証監会に確認する。
 - ②2018年3月9日、証監会は「外商投資証券会社管理弁法」の草案を公表、パブリックコメントを実施し、同年4月28日に公布・施行したが、後に2020年3月20日になり、当該規定を修正した。2019年10月16日、國務院常務會議は、外資系証券会社、同基金管理会社に対する業務範囲制限の全面的な廃止を決定しており、同決定の趣旨に沿った開放政策を証監会に要望する。同時に、外資系証券会社等の設立申請から認可までの関係機関との手続に対する全面的支援を証監会に要望する。また、外資系証券会社、同基金管理会社の中国本土でのビジネスが、グローバルに一体管理できるような各種支援を証監会に要望する。
- ・持分比率について、当該弁法では、国外株主が累計して保有する（直接保有と間接支配を含む）外商投資証券会社の持分比率は、証券業の対外開放に関する国の方針に適合しなければならないと規定されている。非上場中資系証券会社と同様の出資比率の規定を外資にも適用する開放政策の全面的な実施を、証監会に要望する。
 - ・上記草案の中で、ライセンスについては、証券法125条（改正前）に定める業務を、原則、同時に4つまで申請することができるとし、1年後には追加申請ができ、毎回2つまで申請できるとしていた。その後、2020年3月1日から施行された改正後の証券法では、証券会社の業務を120条で、(1)証券ブローカレッジ、(2)証券投資顧問、(3)証券取引、証券投資活動と関連する財務アドバイザー、(4)証券引受およびスポンサー、(5)証券信用取引、(6)証券マーケットメイク取引、(7)証券トレーディン

グ、(8) その他証券業務、と定めている。ライセンスの申請手続については、「証券会社業務範囲審査・批准暫行規定」（2020年修正版）の7条において、新設の場合は4つまで、設立後の追加申請は1回につき2つまでとの規定が設けられている。設立後の追加申請ライセンス数に関する上限規制の撤廃を、証監会に要望する。

- ・ライセンス面で、投資銀行ライセンス取得に際しての最低人数35名および投資子会社設立に際しての最低純資本12億元について、それぞれ自社で判断して設定できるよう、証監会に要望する。また、投資銀行業務と関連するホールセール業務（機関投資家向けブローカレッジ業務、リサーチ業務、証券投資顧問業務等）の拡大やクロスボーダーM&A業務の展開支援を、証監会に要望する。
- ・上記の証券投資顧問業務のライセンスに関連して、1997年12月25日に証監会が公布した「証券、先物投資諮詢管理暫行弁法」（1998年4月1日施行）および中国証券業協会が公表している「証券業従事人員資格管理に関するよくある質問と回答」No.20では、①証券投資顧問業務（投資顧問）、②証券投資顧問業務（アナリスト）、③証券投資顧問業務（その他）の資格対象者を中国籍に限っている。外商投資証券会社のライセンスを証券投資顧問業務にも開放していく中で、同業務に従事する資格についても、内外無差別での取り扱いを、証監会に要望する。
- ・証券会社の人材管理面で、証監会は、2022年2月18日に公布した「証券基金経営機関董事、監事、高級管理者および業務人員監督管理弁法」の8条において、証券会社・基金管理会社の董事長、副董事長、監事会主席、高級管理者について、業界団体が実施する（法令の）理解度合いを評価する資格試験に参加することが可能であるが、参加しない場合には、就任できる要件の1つとして、中国本土での10年以上の証券・基金等の分野での経歴が必要としている。同管理弁法は2022年4月1日から施行されている。また、2022年2月16日に中国証券業協会が特定地域（上海市、海南省、重慶市、浙江省杭州市、広東省広州市、同深圳市）を対象に公布した「海外証券専門人材の業務従事実施の特別手続に関する通知」では、同人材の評価試験参加への利便性を図るため、協会は中国語・英語双方での法令試験および高級管理職向け評価試験を進めることと、海外での証券・基金等の分野での経歴を中国国内の経歴と同様に扱うこととしている。そうした中で、第一に、①上記弁法8条および「証券会社董事、監事、高級管理者および業務人員管理規則」が定める全ての評価試験での英語版の併用、②今後の法改正時の中国本土での業務経歴年数の引き下げ、または現行法での弾力的運用を、証監会に要望する。第二に、証券業従事人員評価試験に関しては、上記協会通知の趣旨を踏まえ、①一般評価試験の英語版の併用および上記通知の適用地域制限の撤廃、または②本国での評価試験結果の活用を、証監会に要望する。

第三に、証券会社の海外人材管理面での体系的なルール設定と分かりやすい運用を、証監会および中国証券業協会に要望する。

- ③ 2021年3月18日、証監会は「『証券会社株式持分管理規定』の修正に関する決定」を公表した。その第5条の規定では、株主を、保有比率によって、(1)支配株主(証券会社の50%以上の持分を保有する株主、または50%未満でも株主総会の決議で重大な影響力を有する議決権を持った株主)、(2)主要株主(証券会社の5%以上の持分を保有する株主)、(3)証券会社の5%未満の持分を保有する株主の3種類に分類し、保有比率が多いほど満たすべき基準が強化される構成となっている。2018年3月30日に公表された同規定の草案において、支配株主については、純資産1,000億人民元以上といった財務面での基準が設定されていたが、2021年3月18日に公布された「証券会社株式持分管理規定」では、支配株主について、総資産が500億元以上、純資産が200億元以上と財務面での基準が引き下げられた。今後も、基準の緩和(または引き下げ)を、証監会に要望する。
- ④ 証券投資顧問会社への外資参入規制の緩和と業務範囲(新三板業務、私募業務等)の拡大を、証監会に要望する。
- ⑤ 銀行理財子会社への外資参入について、孫会社形態も含め、「商業銀行理財子会社管理弁法」に基づく参入基準と業務範囲の明確化、および外資合弁理財子会社による養老理財商品テスト展開の指定基準の明確化を中国銀行保険監督管理委員会に要望する。

<国内外投資規制の緩和>

<中国向け投資規制の緩和>

- ⑥ 適格外国機関投資家(QFII)、人民元建て適格外国機関投資家(RQFII)、私募(PE)投資、不動産投資について、証監会(および項目によっては国家発展改革委員会および商務部)、中国人民銀行(元取引)、国家外為管理局(外貨取引)に、以下の通り要望する。
- ・ 上場会社への外資保有制限を外資参入特別措置(ネガティブリスト)に応じて緩和。
 - ・ 申請手続の登録制への移行・簡素化、報告方法の簡素化。
 - ・ 投資ロックアップ期間の撤廃、または可能な限りの短縮化。
 - ・ 対外送金規制の撤廃。
 - ・ 高頻度取引(HFT)に関するルール整備。

<対外投資規制の緩和>

- ⑦ 適格国内機関投資家(QDII)について、証監会、国家外為管理局に、以下の通り要望する。
- ・ 国務院が認可した中国全体の運用枠の公表および拡大。
 - ・ QDIIの個別運用枠の認可の拡大。

<越境証券投資制度の緩和>

- ⑧ 上海・香港および深圳・香港相互株式投資制度(滬港通、深港通)の売買対象銘柄の拡大(2022年12月19日付公告)の想定日通りの実現(発表から約3カ月後)、同投資制度の他地域(香港以外)への拡大継続、現物株以外の商品(上場投資信託(ETF)など)への拡大を、証監会、中国人民銀行に要望する。
- ⑨ 2022年7月4日、中国本土・香港間のデリバティブ(金融派生商品)の相互売買制度である「スワップコネクト」の導入が公表された。第一段階では、香港から中国本土の金利スワップを取引できるノースバウンドが公表から6カ月後に開始する予定であり、想定日通りの実現を、中国人民銀行に要望する。
- ⑩ 2018年11月23日、国務院は、「自由貿易試験区での改革・イノベーションを深化する若干の措置を支援することに関する通知」を公表し(国務院の承認は同年11月7日付)、第42項で自由貿易試験区での個人による対外証券投資の展開を支援としている。実施細則の制定を、証監会、中国人民銀行に要望する。また、2021年2月、国家外為管理局は、個人投資家による対外証券等投資制度(年間5万ドル上限)を検討するとしており、同局に、実施細則の制定と実施時期の公表を要望する。

<越境証券投資税制の明確化>

- ⑪ 対内証券投資、対外証券投資ともに、証監会、財政部、国家税務総局に、以下の通り要望する。
- ・ 利息・売却益・配当に対する所得税および増値税(旧営業税)の免税措置の明確化、恒久化。
 - ・ 課税か免税か明記されていない場合は、過去に遡って課税しない方針を明確化。

<ファイナンス規制の緩和>

<株式市場の活用>

- ⑫ 中国から見た居住者、非居住者ともに、外資企業の中国国内市場への株式上場、具体的には新三板や北京証券取引所への株式上場手続の明確化や、上海証券取引所・国際板の開設とその日程の公表を、証監会に要望する。また、2019年7月22日からは、上海証券取引所での新興市場(科创板)の創設・上場と、発行登録制度の試験運用が始まっている。深圳証券取引所の新興市場(創業板)でも、2020年6月12日に証監会が発行登録制度に関する規則を公布し、試験運用が始まっている。第14次5カ年規画には、発行登録制度を全面的に実行する方針が盛り込まれており、メインボードへの適用など、改革が着実に進められるよう要望する。
- ⑬ 2012年以降、中国企業の海外での全面的な株式上場規制の改正・緩和が行われてきた一方、2021年7月6日、国務院・中国共産党中央弁公庁は連名で「法に基づき証券違法行為を取り締まる意見」を公表し、海外上場の中国企業について、国境を越えるデータの流通や機密情報の管理に関する

法律・規制を整備するとした。その後、同年12月24日、証監会は「国内企業の海外での証券発行・上場に関する國務院の管理規定（案）」と「国内企業の海外での証券発行・上場登録に関する管理弁法（案）」を公表し（2022年1月23日までパブリックコメント募集）、後者については、2023年2月17日、「国内企業の海外での証券発行・上場管理に関する試行弁法」という名称に変え公布した（同年3月31日施行）。上記規定および管理弁法の中で、第一に、中国企業は、外商投資、ネットワーク安全、データ安全等国家安全に関する法令に基づき、証監会に登録申請を行う前に、同審査を受けなければならない。そのため、証監会は、国内企業の海外上場に関して部門横断的な管理監督メカニズムを確立する、としている。第二に、変動持株事業体（VIE）スキームの採用に基づく上場に関しては、国内の法令順守の下、登録申請した後に可能としている。第三に、主幹事になる海外証券会社も、業務開始後10営業日以内に証監会への登録が必要としている。さらに、2022年1月4日、国家インターネット情報弁公室等13部門は「ネットワーク安全審査弁法」を公布し（同年2月15日施行）、100万人以上の利用者の個人情報保有する中国企業が海外上場する場合、ネットワーク安全に関する事前審査を義務付け、かつ証監会への申請前の審査が必要としている。ほかに、2021年11月14日、国家インターネット情報弁公室は「ネットワークデータセキュリティ管理条例」の草案を公表し、パブリックコメントを募集した（同年12月13日まで）。同条例でも、100万以上の個人情報を保有するデータ取扱者が海外で上場する際には、当局によるサイバーセキュリティ審査を受けなければならないと義務付けるとともに、データ取扱者の香港での上場においても、国の安全に影響し、または影響する可能性のある場合も、審査が必要と規定した。中国企業の海外上場に関する関係部門の事前審査制度、証監会への主幹事証券会社登録制度など、新たな手続が追加されたことにより、中国企業の本土以外および海外上場に関する手続が実務的に円滑に進むよう、手続の全体像や審査基準に関する体系化・公開性の確保を、まずは証監会に要望する。

<債券市場の活用>

- ⑭中国から見た居住者、非居住者ともに、中国国内市場、具体的には銀行間債券市場や証券取引所での債券発行枠の明確化や、同枠内での発行促進に向けた措置（発行登録制の導入など）を、証監会、中国人民銀行に要望する。特に海外機関が中国本土で発行するパンダ債（非居住者人民元建て債券）の発行市場の中で、これまで、先ず証券取引所に関しては、証監会は、関係部門とともに「取引所債券市場における海外機関の債券発行管理暫行弁法」の制定を検討中と表明した（2019年6月13日）。次に中共中央弁公庁、國務院弁公庁が2021年1月に公布した「ハイレベル市場システムの構築に向けたアクションプラン」の中で、銀行間債券市場と取引所債券市場の対外開放を統括的に

計画し、参入基準、発行管理を最適化し、中国債券市場の対外開放にかかる全体的な制度枠組みを明確に示し、「取引所債券市場における海外機関の債券発行管理暫行弁法」の制定について検討していくことが提起された。その後、2022年12月2日、中国人民銀行と国家外為管理局は「海外機関による中国本土発行債券の資金管理事項に関する通知」を公布した。パンダ債は銀行間債券市場と取引所債券市場で発行されるが、発行資金の管理について、上記通知に基づき、前者に関する従来の「全国銀行間債券市場海外機関債券発行管理暫行弁法」と後者に関する従来の「公司债券発行・売買管理弁法」の適用が無くなり、両市場での資金登録、口座開設、外貨両替・使用、対外為替送金等の資金管理規則が統一された。債券流通市場については、2022年1月20日、上海証券取引所等は「銀行間債券市場および取引所債券市場の相互接続業務暫定弁法」を公布し（即日施行）、取引所債券市場の機関投資家と銀行間債券市場のメンバー（外資系銀行を含む）は相互の市場での口座開設が不要で、相手方市場の現物の取引ができることになった。今後も、銀行間債券市場と取引所債券市場の相互接続に向けた発行・流通市場の制度整備が着実に進展するよう要望する。

<相互上場の促進>

- ⑮（日本株を含む）外国指数ETFの上場申請手続の簡素化を、証監会、上海・深圳証券取引所に要望する。
- ⑯2018年10月の安倍首相の公式訪中時に締結された日中証券市場協力に関する覚書では、ETFの東京と上海での相互上場（ETFコネクティビティ）を実現するためのフィージビリティスタディを進めていくことが合意され、2019年4月22日には株式会社日本取引所グループと上海証券取引所による署名が、また2021年1月25日には同グループと深圳証券取引所による署名が、それぞれ行われた。日中のETF管理会社は、特別な投資枠を国家外為管理局より取得すれば、ETFフィーダーファンドスキームにて相手方ETFを主たる投資対象とするETFを組成することができるようになっており、日中ETFの相互上場（計6本）が実現している。今後も、ETF以外の商品の相互上場に向けた支援を、証監会、上海証券取引所、深圳証券取引所に要望する。

<中国発行体の資金調達支援>

- ⑰中国国有企業・金融機関の新規公開や株式売出を通じた資金調達支援のため、日本の金融機関も貢献すべく、主幹事獲得に向けた内外無差別の取り扱いを、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、証監会に要望する。

第9章 観光・レジャー

1. 旅行

- ・2022年は、中国の観光・レジャー業界にとって新型コロナウイルス感染症の影響を最も強く受けた1年となった。
- ・PCR検査、行程コード、健康コードの提示、省を跨ぐ移動の制限、入境時の隔離政策など、長く続いた厳格な新型コロナウイルス感染症対策の終了により、人の自由な往来も徐々に回復、2023年は暗いトンネルを抜けて、ようやく業界全体に明るい兆しが出てきている。
- ・中国公民の旅行の近代化と高度化、日中両国の相互理解促進を図るため、外商独資旅行社に対する中国公民の出境旅游経営の開放が求められる。

2022年の旅行関連産業動向を振り返って

新型コロナウイルス感染症は3年目に入っても収束を見せず、中国国内では上海での大規模な都市封鎖を筆頭に、各都市での厳しい感染症対策によって日常生活さえも大きく制限される状況が続いた。

中国の旅行関連産業においては、このような厳しい感染症政策の影響を直接受けることとなり、全国各地での市中感染の散発的な発生により、北京市をはじめとする全国の省・直轄市・自治区の文化・旅游局が、省・直轄市をまたぐ旅行の取り扱いを制限する通知を相次いで発し、旅行や出張など人の移動に対しての厳しい制限が1年を通じて断続的に行われた。また、ホテルなどでの会議、パーティー、商業施設でのイベントの開催なども、禁止もしくは厳しい人数制限措置と厳重な感染対策の下での開催となり、開催者にとっても来場者にとっても物理的にも精神的にも大きな負担を伴うものとなった。

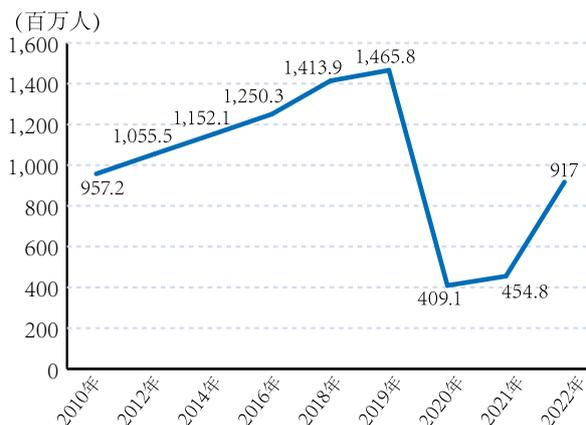
旅行関連産業は、世界的なパンデミックの中、事実上すべての国・地域で実施されてきた移動制限の影響を最も受けた業界の1つであるが、世界に目を向けると、国連世界観光機構（以下、UNWTO）の統計では、2022年の国際観光客数は予想を上回る力強い回復を遂げていることを示している。最新のデータによると、2022年の国際観光客数は9億人を超え、2021年比200%の伸び率である。2019年比ではまだ63%という水準ではあるが、世界の各地域において、国際観光客数の増加は顕著である。

また、日本政府観光局（JNTO）が発表した2022年の訪日外国人数は、383万1,897人と2021年比1,558%で急激な回復を示している。こちらも2019年比にすると12%という

まだまだ低い水準ではあるが、入国制限等の大幅な緩和により今後順調な回復が見込まれる状況にある。

UNWTOの2019年までの統計においては、世界各国の観光収入において中国人観光客は大きな恩恵をもたらしており、2022年12月に発表されたゼロコロナ政策の終了は、世界の観光関連産業にとっても今後の中国人観光客の回復に大きな期待を抱かせるものとなった。

図1: 国際観光客数 (単位: 百万人)



出所: UNWTOデータより作成

2023年の旅行関連産業動向の見通し

世界の中国人観光客への期待

前述のとおり、世界的にみると2022年からすでに国際観光客数は回復傾向にあり、UNWTOによる前向きなシナリオによれば、2023年の国際観光客数は世界経済の景気減速の程度、中国を含むアジア・太平洋地域での旅行需要の回復、ウクライナ問題の情勢次第ではあるが、コロナ前の2019年水準の80%から95%に達する可能性があるとして予測をしている。経済問題、公衆衛生問題、地政学的問題と多くの課題に直面しているにもかかわらず、UNWTOが2023年を通じて回復が続く前向きなシナリオを描いていることは、中国からのアウトバウンド需要が回復することを見越してのシナリオとも言える。2019年には世界最大のアウトバウンド市場であった中国における渡航制限の完全解除は、特に日本を含むアジアの国・地域の観光関連産業の復活の重要な鍵となっていることは明白である。

訪日インバウンド市場での中国への期待

日本のインバウンド関連事業者において中国人観光客復活への期待は高まっているが、その条件の1つは航空便の復便である。日本の国土交通省の日本の国際線就航状況

2022年度冬期データによると、中国本土を除いた国・地域からの就航便合計はコロナ前と比較して50%程度にまで回復しているものの、中国本土との便はわずか4%の回復にとどまっている。今後の中日間の航空便の速やかな復便が、中国からの訪日インバウンド復活のための必要不可欠な条件となっている。次に中日の旅行関連業者双方が首を長くして待ち望んでいるのが、2020年1月から続く「中国公民の日本行き出境ツアー取り扱い全面禁止」の解禁である。こちらについては、取り扱い可能な国が段階的に増えてきており、近い将来に訪日ツアーの取り扱いが解禁されることを大いに期待したい。

また、訪日外国人旅行消費額の点からも中国人観光客への期待値は高い。2019年に日本の観光庁が実施した訪日外国人の消費動向調査データによると、訪日外国人旅行消費額総額4兆8,135億円のうち、中国人観光客の消費額は1兆7,704億円と総額の36.8%を占めて旅行消費額の多い国ナンバーワンであった。1人当たりの旅行支出においても、平均15万9,000円に対して、21万3,000円とこちらも中国人観光客がナンバーワンであった。消費の内訳は買物代、宿泊代、飲食代で3/4を占めていたことから、観光関連産業のみならず日本での観光客が利用する小売業、飲食業においても、大きなウエイトを占めていたことがわかる。このような観点からも、中国人観光客訪日復活への期待値が非常に高いことが想像できる。

図2: 訪日外国人旅行者1人あたりの旅行消費額推移 (単位: 日本円)



出所: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」データより作成

中国国内旅行需要の回復

最後に中国国内の新型コロナウイルス対策による移動制限解除後の動向を見てみると、2023年2月の中国観光研究院の発表によれば、2023年の春節連休は、観光産業にとって新型コロナウイルス感染症が始まった2020年以来で最良のものとなり、年間の見通しにおいても安定的に高い成長を期待できると報告されている。また、中国国内の観光市場の見通しでは、4~6月の第2四半期により需要復活への期待値がさらに高まり、航空や高鉄等交通機関の座席数増加、観光施設の入場制限の撤廃など、旺盛な需要とサービス供給側とのバランスが適正化していくことで、8月の夏休み期間には全面的な回復をし、コロナ以前の水準に戻ると予想されている。2023年の中国国内旅行者数予測は2022年比で80%増の延べ45億5000万人と、コロナ前の2019年

比の76%にまで回復すると見込まれ、観光収入においても2022年比95%増の4兆元と急速な回復を予想している。中国国内旅行需要に関しては、海外旅行需要に先駆けてさらなる回復を遂げると予想される。

観光を通じた国際協力深化のために

新型コロナウイルス感染症による影響が長引いたこともあり、2019年以降に自由貿易試験区や北京市の外商投資優遇政策における緩和措置にともなって申請された出境旅游経営への許可は1社も出されていない。これまでも本白書において、中国系旅行会社の旅行サービス品質や安全・安心の観点について疑問を呈する見方が少なからず存在していることを指摘し、日系独資旅行会社が有する世界ネットワークと高水準な旅行サービス品質のノウハウを活用して出境旅游業務を行うことは、中国国内旅行会社の活性化、業界発展の加速化、投資の拡大、雇用創出、そして何よりも中国公民の海外旅行の高度化に大きく寄与できると主張してきた。

2021年に国務院が公布した「『第14次5カ年規画』の観光開発計画に関する通知」では観光産業の近代化について述べられているが、その中でも「観光サービス品質向上活動を実施し観光市場におけるサービス品質評価システムを確立」、「旅行会社の変革とアップグレードを支援し、観光地、ホテル、旅行会社、その他のサービスレベルを向上。」、「業界標準や現地標準を改善し標準の質向上を目指し、企業やグループ単位での標準の開発を促進。」、「観光分野における標準化パイロットモデル構築を継続し、観光標準の国際化を促進。」、「健康、グリーンツーリズムなどの新しいスタイルを確立するための、観光の悪い習慣の是正。」などに対しては、外商独資旅行会社が資することも多いと考える。

日本と中国は2022年9月に国交正常化50周年の節目を迎え、2023年は次の新しい50年、150年に向けての始まりの第一歩である。先に述べた観光産業の近代化の方針においても、アウトバウンド推進については観光での国際協力を深化させるとして「文化の多様性と社会的価値観をお互いに尊重する精神に基づき、近隣諸国との交流、協力をさらに深める」と記されている。

アフターコロナ時代における中国の旅行・レジャー産業のさらなる発展と中日両国の文化的、経済的交流促進のために、文化・旅游部および関連部門に対し、各外商独資旅行会社への中国国内の旅行会社同様の中国公民出境旅游取り扱いの正式開放を強く要請したい。

<建議>

① 外商独資旅行社へ中国公民に対する出境旅游業務の全面開放

外資独資旅行社に対する中国公民の出境旅游業務全面開放の早期実現を要望する。

2011年以降、外資系合弁旅行社に対しては中国公民出境旅游業務の取扱いが一部条件のもと

認可されているが、外商独資旅行社への全面的な取扱認可には未だ至っていない。

そのような中、2022年10月8日に国务院より、「天津、上海、海南、重慶におけるサービス産業拡大開放の総合試験の同意に関する国务院の認可回答（国函〔2021〕37号）」に基づき、「上海市および重慶市に設立された適格な外商独資旅行社は台湾以外のアウトバウンド観光事業に従事することができる（2024年4月8日まで実施）」（国函〔2022〕104号）という通知がなされた。長年、日系旅行会社が本白書において要望してきた項目について上海、重慶という2都市、また期間も限定的ではあるが門戸が開かれたことを心より歓迎したい。アフターコロナにおける、中国公民の訪日旅行再開への期待の高まりが感じられる中、日本国内外のネットワークを持ち、長年にわたり日本国内旅行を取扱っている日系旅行会社のサービスや緊急対応体制、防疫対応には優位性があり、中国公民の快適かつ安全な訪日旅行実施に大きく貢献できるものと考えられる。今後のさらなる開放を要望する。

②外国人旅行者への簡便なサービスインフラの改善とさらなる整備

昨今の観光施設等におけるスマートフォンなどを介した予約システム、インターネットサービスの充実は見張るものがあるが、予約画面において中国公民の身分証明書番号のみ入力が可能であるなど、まだまだ外国人旅行者はもちろん、中国に居留する外国人であっても利用に制約を受けることも多い。またキャッシュレス化が進んでいる電子決済サービスにおいても、中国国内の銀行に個人口座を持ち、実名登録に基づくスマートフォンを有することが求められ、短期滞在の外国人旅行者にとってはその条件を満たすことが難しい。豊富な観光資源を有する中国にとって、外国人に門戸を狭めることなく、中国公民と同様にサービスの恩恵を享受できる簡便なサービスインフラの改善、整備を旅行部門の主導の下に促進されることを要望する。

③観光施設、公共機関における多言語案内の整備と提供

昨今、国内旅行者向けには、微博や微信のミニプログラム等の公式アカウントでさまざまな観光情報の発信がなされているが、その案内言語は圧倒的に中国語のみのものが多い。また、一般的な外国人旅行者はインターネットでの情報収集がメインとなるが、微博や微信での中国語配信のみが頻繁に行われ、情報更新が行われていない各地の文化旅游局のホームページも散見される。また、観光施設のホームページにおいては、外国語によるバリアフリー案内や、授乳、オムツ交換などができる施設案内が無いものが多数である。さらに地下鉄においても、車椅子への対応が可能であるにも関わらず、その表示が不足している駅も多数存在している。先進的なテクノロジーやサービスが急速に進展する中国におい

て、外国人旅行者に対するサービス機能を進化させることが、今後の訪中旅行者の増加に大きく資すると考える。観光案内の多言語化については、観光地や歴史的建造物でQRコードをスキャンすることで観光案内を行っている事例もあり、これらの多言語化を旅行部門の主導の下に対応されることを要望する。

④国別入境旅游統計の定期的な公表

中国に入国する外国人人数について、国別、年齢別、入国目的別、男女別、入国交通手段別統計が公表されていたが、2016年以降、その発表が行われていない。そのため、日本での訪中旅行キャンペーンや文化旅游局と提携したプロモーション活動の成果検証が十分にできない状況となっている。速やかな公表の再開を要望する。

2. ホテル

2023年の中国ホテル業界は、2020年以降の徹底した防疫対策によって失われた収益機会を取り戻す一年となることが期待される。中国国内におけるホテル需要を「コロナ以前」の水準に回復するためには、防疫対策によって制限されていた海外からの渡航者の受け入れに加え、宴会や結婚式、MICE等の需要を喚起・促進するための施策が望まれる。

中国のホテル業界

業界動向：2022年はホテル淘汰が本格化

表1は文化旅游局による星級ホテル数と客室数の2019年以降の推移である。2010年代に入り星級ホテル数は減少傾向にあったが、コロナをきっかけによりいっそう厳しい市場環境に置かれることとなった。注視すべきは、2022年に入りその傾向がより顕著になっていることである。

表1：星級ホテル数と客室数の推移

		2019	2020	2021	2022 Q4	20vs 21	21vs 22 Q4
五星級	ホテル数(軒)	822	820	799	747	△21	△52
	客室数(万室)	26.0	26.4	26.4	N.A.	0.0	
四星級	ホテル数(軒)	2,443	2,399	2,324	2,071	△75	△253
	客室数(万室)	44.3	43.8	43.3	N.A.	△0.4	
三星級	ホテル数(軒)	4,350	4,074	3,686	3,024	△388	△662
	客室数(万室)	42.4	39.5	37.1	N.A.	△2.4	
二星級	ホテル数(軒)	1,268	1,100	853	614	△247	△239
	客室数(万室)	7.5	6.2	5.1	N.A.	△1.1	
一星級	ホテル数(軒)	37	30	14	9	△16	△5
	客室数(万室)	0.1	0.2	0.1	N.A.	△0.1	
合計	ホテル数(軒)	8,920	8,423	7,676	6,465	△747	△1,211
	客室数(万室)	120.4	116.1	112.1	N.A.	△4.0	

出所：文化和旅游部統計

注：2019年～2021年は年間統計、2022年は四半期統計より数値を抽出

市場分析：ホテルでの消費額と利用者数が共に減少

この統計は、ホテル業界が直面する3点の困難を示している。

1点目は消費者から選ばれなくなったホテルの淘汰である。これは主に3星級、2星級、1星級の中級・低級ホテルに見受けられる。その背景として、所得水準の上昇や消費者のニーズ・嗜好の多様化に加えて、「衛生・消毒・安全」の面からもコロナ以降は中級・低級ホテルは選ばれなくなっていることが推察できる。

2点目はホテルでの消費額が減少していることにある。背景として第一に、コロナによる影響が考えられる。2020年以降は市中感染が小康状態になると経済活動が回復する一方で、感染拡大が確認されると都市間移動が厳しく制限

されていたため、ホテル需要は限定的かつ不安定な状況にあった。そのため、需要不足すなわち稼働率低下に起因する客室単価への下押し圧力が継続していたものと考えられる(表2参照のこと)。

表2：星級別平均客室単価と平均稼働率の推移

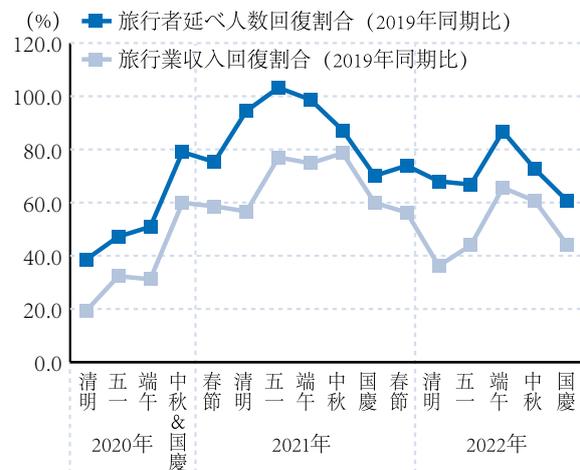
		2019	2020	2021	2022 Q1	2022 Q2	2022 Q3	2022 Q4
五星級	平均客室単価(元)	596.6	518.8	551.0	505.0	463.6	542.0	504.5
	平均稼働率(%)	60.9	40.4	44.7	32.5	34.9	50.0	36.8
四星級	平均客室単価(元)	331.6	300.2	310.3	289.9	296.2	314.2	307.7
	平均稼働率(%)	55.1	39.1	41.9	31.9	36.7	44.8	36.9
三星級	平均客室単価(元)	225.7	206.2	212.9	196.9	207.5	224.4	218.6
	平均稼働率(%)	52.2	38.0	39.9	32.3	38.4	43.7	37.0
二星級	平均客室単価(元)	179.4	161.9	172.3	151.8	167.5	178.3	177.7
	平均稼働率(%)	52.0	38.6	39.0	30.6	34.0	40.3	34.3
一星級	平均客室単価(元)	112.0	117.3	88.2	68.2	84.7	76.8	83.9
	平均稼働率(%)	51.4	35.7	38.1	26.5	32.9	40.7	39.0

出所：中華人民共和国文化和旅游部統計

注：2019年～2021年は年間統計、2022年は四半期統計より数値を抽出

加えて、消費者による旅行支出の変化がうかがえる。図1は文化和旅游局による中国の主要な連休での国内旅行の延べ人数と旅行業収入を、2019年と比較した際の回復状況の推移である。延べ人数の回復に比べて収入の伸びが鈍化、すなわち旅行での消費額が減少していることを示している。これは「周辺遊(周辺旅行)」に代表される支出を抑えた旅行や、「自駕+露營(キャンプ/グランピング)」の様にホテルでの宿泊を伴わない旅行方式の拡大が関係しているものと推測される。

図1：主要連休における国内旅行の旅行者延べ人数と旅行業収入回復状況(2019年同期比)

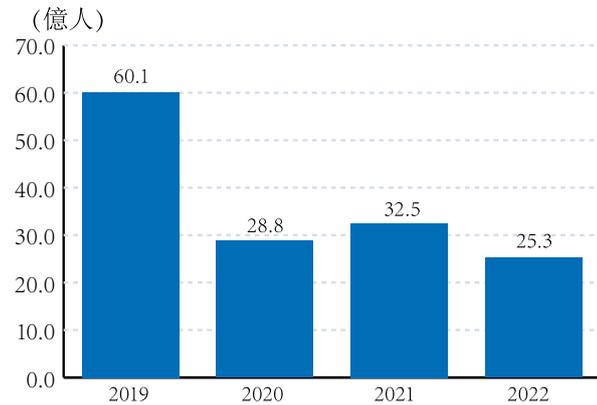


出所：中華人民共和国文化和旅游部統計

3点目は国内旅行者数の減少である。図2は2019年以降

の国内旅行者延べ人数の推移である。2020年下半期から2021年上半期に向けて回復した旅行者数も、それ以降は再び減少傾向に転じている。2022年以降のさらなるホテル数減少は、一時的な旅行者数の回復によって持ち堪えたが、回復の鈍化により廃業を余儀なくされたホテルの存在が垣間見える。

図2: 国内旅行者延べ人数推移 (単位: 億人)



出所: 中華人民共和国文化和旅游部統計

客室単価の低下と利用者の減少はホテル産業の統計数値に如実に現れている。中国星級ホテル業界の営業収入は、2019年には1,908億元であったのに対し、2022年は1,122億元と4割強落ち込んだ。注視すべきは、2022年の客室単価は2019年と比較してマイナス3%からマイナス16%の減少幅であったのに対し、平均稼働率はマイナス18%からマイナス42%の減少幅と、季節要因は存在するものの平均稼働率低下による影響が顕著であったことである(表3参照のこと)。

このような市場環境において収益機会を創出するために必要とされる政策は、端的に「利用者数を増やす」ことである。

表3: 星級ホテルの経営指標推移

	2019	2020	2021	2022 Q1	2022 Q2	2022 Q3	2022 Q4
平均客室単価 (元) ADR	353.0	313.9	335.0	300.8	297.9	342.2	321.5
平均稼働率 (%) OCC	55.2	39.0	41.8	32.1	36.7	45.5	36.8
1日1販売可能客室 当り客室収入 (元) RevPAR	194.8	122.4	139.9	96.6	109.4	155.7	118.3

出所: 中華人民共和国文化和旅游部統計

注: 2019年~2021年は年間統計、2022年は四半期統計より数値を抽出

2023年の展望: 全面開放をいかに需要喚起につなげるか

全面開放によって、PCR検査陰性証明やワクチン接種の有無を問わず都市間の移動が原則自由となった。そこからいかに「移動し、集まり、消費する」人々の絶対数を増大させられるかが課題である。

1つ目の建議は、海外からの入境者を増やすことである。

経済活動を活性化していこうとする動きが全世界的に見受けられる中で、海外から中国への渡航は引き続き限定的である。強制集中隔離や自宅観察等の入境時防疫措置の緩和のみでなく、査証取得の簡素化や航空便の増加など、観光・商務等の渡航目的を問わず、中国への入境者増加のための継続的な規制緩和を要望する。

2つ目の建議は、MICE需要を喚起することである。MICEは多くの集客交流を意図したイベントであるため、ホテル需要を促進する直接的な効果が見込まれる。またMICEはその性質上、企業・産業活動や研究・学会活動等と関連しているため、人の集積や交流から生み出される付加価値や経済的波及効果も期待できる。政府主催のMICEのみでなく、社団・民営・外資へのMICEイベント開催の動機付けとなる施策を要望する。

3点目の建議は、個人のホテル利用機会を創出することである。これには海外の政策を参考にできる。日本の「Gotoトラベル (2020年)」や「全国旅行支援 (2022年)」では、上限額を設定した上で旅行代金の割引と利用者に対してクーポンの発行を実施している。その他にも、イタリアやギリシャでは2020年に個人所得や世帯所得に制限を設けて宿泊施設での支払額を割引する政策を、シンガポールでは2020年末から2021年上半期にかけて観光施設や現地ツアー、ステイケーションに利用できるデジタルバウチャーを18歳以上の市民に配布している。観光振興を目的とした財政的インセンティブは旅行者数の回復に寄与することが期待されるため、個人向けの旅行支援策を要望する。

<建議>

- ①観光・商務等の渡航目的を問わず、中国への入境制限の継続的な緩和を要望する。
- ②行政府主導によるMICE機会の創出および事業法人等へのMICE需要喚起のための施策を要望する。
- ③国内旅行や婚礼等、個人のホテル利用につながる機会への支援策を要望する。

第10章 高齢者関連サービス・産業

2022年末時点で、中国の65歳以上の高齢者数は2億978万人で、前年比922万人増加し、高齢化率は前年比0.7ポイント上昇して14.9%に達した(国家統計局)。高齢化が急速に進展しており、中央政府は対策として高齢者向けサービス業の整備・発展を非常に重視している。

中国の高齢者関連サービス・産業関連政策には、長期介護保険制度のモデル事業の拡大、「放・管・服(地方行政への権限移譲、公正な監督管理による公平な競争の促進、効率性の高いサービスによる環境づくり)」、医療と介護の連携(医養結合)、消費メカニズムの整備、スマート健康養老産業の発展、社区養老サービス業発展への優遇政策(社区内でデイケア・リハビリ・食事や移動支援などを提供するサービスプロバイダーに対する各種割引や減免措置)、都市企業連動普惠養老特定行動、社区におけるリハビリ補助器具のレンタルサービス試行等、注目すべきものが多い。

中国における高齢者関連サービス・産業は、引き続き巨大市場としての成長が見込まれる。日中間の公的な枠組みに加えて、日中企業間の提携も活発化しており、同分野における日系企業の関心は引き続き高い。

中国の高齢化の特徴

高まる高齢化率と介護サービス品質向上政策

中国の高齢化の特徴として、高齢者人口の規模が大きいこと、高齢化のスピードが速いこと、高齢化社会が長期化することなどが挙げられる。2000年から2022年までに、中国における60歳以上の高齢者人口は1億2,600万人から2億8,004万人に増加し、高齢化率(60歳以上)は10.2%から19.8%に高まった。

中国国務院は2022年2月、「『第14次5カ年(2021～2025年) 規画』期間の国家高齢者事業の発展と養老サービス体系に関する規画」を発表し、2025年までに高齢者向けサービスの供給拡大、高齢者の健康支援システムのさらなる整備、高齢者サービスに関する多様な業態の融合発展などについて目標を設定した。養老サービス施設のベッド数を900万床以上にすること、大学、専門学校の養老サービス関連学科の学生募集数を大幅に増加させること、高齢者1,000人当たり配置するソーシャルワーカーを1名以上確保すること等の目標を設定し、ハードとソフトの両面から介護サービス品質の向上を目指すとしている。

高齢化分野における日中両国の動き

高齢化問題に関する公的な枠組み

日本は中国に先駆けて高齢化社会が進展しており、その豊富な経験をもとに、両国の政府関連機関はこれまでさまざまな形で協力してきた。2018年10月、厚生労働省と国家衛生健康委員会は「日本国厚生労働省と中華人民共和国国家衛生健康委員会との間の高齢者介護の協力に関する行動計画(2018～2022年)」に署名した。経済産業省は国家発展改革委員会との協力のもと、日中間の高齢化対応の中でのさらなる協力推進と両国経済界の交流を後押しすることを目的として「日中介護サービス協力フォーラム」を2018年10月は北京で、2019年9月は東京で開催した。国際協力機構(JICA)は民政部と2016年5月から2020年5月までの4年間にわたり技術協力プロジェクト(日中高齢化対策戦略技術プロジェクト)を展開してきた。

期待と展望

介護保険制度の確立

日系企業の関心が高いものの1つは、中国における国レベルの長期介護保険制度の実現である。人力資源社会保障部が2016年に「長期介護保険制度試行拠点の展開に関する指導意見」を公布し、15のモデル都市が相次いで長期介護保険制度の政策を打ち出した。モデル都市以外でも、少なくとも16の都市において長期介護保険制度が試行された。浙江省温州市などではパーソナル介護(非正式護理、親族や家政婦など非専門人員による介護)への支援の強化が顕著であり、また北京市海淀区では全国初の民間型商業性長期介護保険が誕生している。

2020年には、「長期介護保険制度試行拠点の拡大に関する指導意見」が発表され、長期介護保険制度試行拠点都市として新たに14都市が追加された。本意見の発表により、第14次5カ年(2021～2025年)規画の期間中に、中国の現状に合わせた介護保険制度の基本的な政策枠組み形成、国民の多様なニーズに合わせた多層的な介護保険制度確立を推進する方針が示された。また、「『第14次5カ年(2021～2025年)規画』期間の国家高齢者事業の発展と養老サービス体系に関する規画」の中では、長期介護保険制度の主な資金源として、企業と個人の保険料負担などを中心に、経済社会の発展と保護水準に見合った資金調達調整メカニズムの確立を模索する方針が示された。すでに運用が始まっているモデル都市におけるパイロット事業についても、保障対象や資金調達方式、給付方式、要介護認定基準、認定機関などが一様ではなく、パイロット事業はどの

ように収束するのか、国レベルの制度は実現するのか、引き続き注目は高い。

福祉用品市場（販売・レンタル）の拡大

日本では、2000年に導入された介護保険制度を基礎として福祉用品レンタルサービスが発展してきたが、中国でもレンタル事業への取り組みが始まりつつある。2019年9月に工業情報化部が公布した「高齢者用品産業の発展促進に関する指導意見（意見募集稿）」では、2025年までに高齢者用品産業の市場規模が5兆元を上回ることが強調されている。2019年6月、民政部等から「リハビリ補助器具の社区レンタルサービス試行拠点地区の確定に関する通知」が発表された。政府が監督管理、補助金を含む優遇策の制定を主に担当し、運営面では企業による参画が積極的に呼びかけられている。また、サービスを提供する企業のほか、用具の洗浄・消毒など関連企業の参入も歓迎している。本試行拠点の対象都市の1つで、サービスをいち早く開始した上海市では、75歳以上の高齢者および60歳以上の低収入高齢者を対象に、年間3,000元を上限にレンタル価格の50%を補助している。すでに市内150カ所にレンタル拠点を設置し、複数の日本企業もレンタル製品プロバイダーに選定され、レンタルサービスを提供している。

福祉用品の販売やレンタル、開発のいずれも、日本が介護保険制度を後ろ盾として20年近く経験を積んできており、福祉用品の種類やノウハウの多様さも日本に優位性があるといえる。しかし、ISO国際規格で採用されている基準が中国に根付いていない（医療業や旅行業など別産業の製品基準で代替されることが多い）、介護産業に特化した標準づくりが中国では進んでいない、といった課題が指摘されている。

介護人材は大幅に不足

2019年9月には、日本の介護福祉士（国家資格）に相当する「養老護理員」の技能水準を定める「養老護理員国家職業技能標準（2019年版）」が、2020年6月には、その育成方法を定める「養老護理員育成大綱（意見募集稿）」が発表された。10月には「健康養老職業技能教育計画に関する通知」が発表され、介護人材向けの教育を強化するとともに、人手不足の解消や技能レベルの向上を目指すことが打ち出された。とりわけ実務能力の訓練に重点を置き、特に要介護・認知症の高齢者向けのケア、リハビリサービスなどに関する教育を強化している。中国人力資源・社会保障部によると、中国で介護を必要とする高齢者数は約4,000万人とされている。しかし、2019年時点の養老護理員数は30万人にとどまっており、2022年末までに200万人まで増やす数値目標がありつつも、介護現場では人手不足が深刻な状況が続いている。各地方政府でも、補助金支給、若手介護人材の育成強化、介護施設の運営者や職員向けの研修の実施、介護職の社会的地位の向上に資する取り組みなど、さまざまな政策により介護人材の育成、定着を図っている。今後も民間企業による有料トレーニングの提供、日中の教育機関の連携による人的交流、オンライン教材の開発、スマート介護の促進、介護職員の待遇改善への取り組みなど、多岐にわたり日本の知見が活かせると思われる。

<建議>

①高齢者をはじめ福祉用車両に対する補助

現下、高齢者社会を見据えた各種政策が検討される中、重要産業である自動車福祉車両は、装備の観点からも通常車両に対して割高な価格となっている。福祉車両の認定制度とともに、（新エネ車両などと同様に）認定車両については購入補助支援などの後押しを検討いただくよう要望する。

②抗ウイルス製品の基準構築

抗ウイルス製品について、現状では、ISO国際標準化機構（ISO 21702試験）やJIS日本産業規格（R 1756試験）のように国際基準が定められているところ、中国国内においては、GB（中国国家標準規格）でこれらに相当する規定がないことから、カタログや広告に抗ウイルスの表記をした場合、広告法に抵触する可能性がある。

中国国内においても、抗菌・抗ウイルス製品の需要が高まっている中、GB（中国国家標準規格）にもこれらに対応する基準を設けることを要望する。

**第4部
各地域の現状・建議**

**第4部
各地区的现状及建议**

第1章 華北地域(北京市、天津市、山東省)

1. 北京市

2022年の北京市の域内総生産（GRP）の実質成長率は0.7%で、プラスにはとどまったものの前年比で7.8ポイント縮小した。投資（固定資産投資）は前年比3.6%増、うち、インフラ投資は5.2%増、不動産開発投資は1.0%増とプラス成長を維持したが、消費については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、社会消費品小売総額は前年比7.2%減となった。

2022年の経済状況

2022年の北京市のGRP総額は前年比0.7%増の4兆1,610億9,000万元となった。産業別にみると、第一次産業は前年比1.6%減の111億5,000万元、第二次産業は11.4%減の6,605億1,000万元、第三次産業は3.4%増の3兆4,894億3,000万元だった。工業生産額（一定規模以上の企業が対象、付加価値ベース）は前年比16.7%減とマイナスに転じたものの、ワクチン生産が大幅減となった影響が大きく、その要因を除くと2.5%増となっている。重点産業をみると、コンピュータ・通信・その他電子設備製造業が3.6%増、電力・熱生産供給業が9.8%増であった一方、自動車製造業は2.6%減、医薬製造業は58.3%減（ワクチン生産を除くと6.4%増）となった。

全社会固定資産投資総額は前年比3.6%増となった。このうち、インフラ関連投資は5.2%増と前年から増加に転じた。不動産開発投資は1.0%増と前年から伸びが減速した。産業別にみると、第一次産業が11.6%増、第二次産業が20.5%増（うち、製造業投資が18.4%増）、第三次産業が1.7%増（うち、科学研究・技術サービス業の投資が60.7%増、金融業の投資が41.3%増）となった。また、ハイテク製造業投資は28.3%増、ハイテクサービス業投資は41.3%増となった。

社会消費品小売総額は前年比7.2%減の1兆3,794億2,000万元で減少に転じた。消費形態別にみると、商品消費は6.6%減、飲食消費は15.2%減となった。自動車類商品の消費は13.4%減であったが、そのうち新エネ車の消費は17.1%増と堅調であった。

消費者物価指数（CPI）は前年比1.8%上昇した。北京市住民の1人当たり可処分所得は3.2%増の7万7,415元となった。なお、北京市の2022年国民経済社会发展統計公報によると、同市の2022年末の常住人口は前年比4万3,000人減の2,184万3,000人となり、5年連続で減少した。うち、都市部人口は1,912万8,000人と同市人口の87.6%（前年比0.1ポイント上昇）を占めた。

なお、北京市への対内直接投資実行額は12.7%増の174億

1,000万ドルとなり、前年に続き2ケタ増となった。

北京市の特徴

北京市は中国の首都であり、中国における政治・経済・文化の中心として発展を遂げてきており、世界有数の国際都市となっている。北京統計年鑑2022をもとにGRPの産業別シェア（2021年）をみると、北京市ではGRPに占める第3次産業のシェアが81.7%と高く、経済構造に占める存在感が大きい。

北京統計年鑑2022をもとに第3次産業における業種別シェア（2021年）をみると、金融（18.9%）、情報通信・ソフトウェア（16.2%）、科学研究・技術サービス（7.9%）、卸・小売（7.8%）、リース・ビジネスサービス（6.0%）の順となっている（リース・ビジネスサービスには統括拠点が含まれる）。特に情報通信・ソフトウェアと科学研究・技術サービスは先端的サービス業といえるもので、企業の開発力、技術力の向上をもたらし、産業高度化の過程において重要な役割を果たす。また、金融におけるフィンテックや卸・小売におけるIoTを活用した新形態の店舗の発展なども含め北京市におけるさらなるイノベーションの進展・生産性の向上に向けて、今後これらの産業の集積がよりいっそう求められる。

また、北京市には中国企業や日本を含む外国企業の統括拠点多いことなどから、北京市の先端的サービス業は同市のみならず中国全土を対象に幅広くサービスを展開していると考えられ、北京市におけるこれらの産業の集積は、中国全体の産業高度化においても重要といえる。

なお、これらの産業集積を進めるうえでは、引き続き日本を含む外国の統括拠点や先端的サービス業を含む先進企業のさらなる誘致を進めていただくことが有益と考える。

優れた人材・企業の集積、サービス業開放の促進に向けて

2018年4月に公布された「北京市人民政府が対外開放を拡大し、外資利用水準を高めることに関する意見」において、外商投資建設工程設計企業に対し、外国籍技術人員の比率条件を取り消すことや外商投資企業の北京市における高齢者サービス分野への進出を奨励することなどが示された。さらに、多国籍企業が北京市において地域本部を設けることを支持し、都市公共サービス施設やインフラ建設および政府調達プロジェクトに参加することを支持すること、イノベーション分野においても外商投資企業が研究開発費用の税制控除などの優遇策を適正に享受できるようにすることなどが示された。また、2020年7月16日には「北京市ポイント制戸籍管理弁法（京政弁発[2020]9号）」が公布・施行され、ポイント制による北京

市戸籍取得の条件や具体的手続が定められた。2022年7月には同手続による申請に基づいて約6,006人に新たに北京市戸籍を付与することが発表された。

上記を踏まえ、北京市において、日系企業がよりいっそう発展を遂げ、北京市の経済発展に寄与するために、課題となっている事項等について、以下の4点を要望する。

第一に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および先進企業の立地拠点に相応しい人材の集積を促進するため、先進的な人材政策の展開を要望する。北京市が目覚ましい成長を遂げている中国の首都としてさらに発展するためのカギの1つは人材にあると考える。

そのため、外国人材のさらなる活用は有益であり、豊富な経験を有する日本人などを柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、駐在員に係る過剰なコスト(社会保険や居留許可手続などにかかわる費用コスト、手続コスト)の軽減をお願いしたい。

加えて、中国の人材がさらに能力を発揮できるような環境を整えることも有益であり、優秀な中国人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、条件を満たす地方出身者へのインセンティブ強化をお願いしたい。

第二に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および科学技術分野の企業の集積を促進するために、透明性の高い政策運営、ハイテク企業や先端的サービス業への優遇強化および優遇策の確実な実施、行政手続の簡素化を要望する。

透明性の確保は、中国内外企業が積極的な事業展開を行ううえで不可欠であり、中国政府が進める「近代的な市場体系の完備」の前提ともいえるものである。統括拠点を設立し、「地域本部」として認定されたものの、税収の貢献度が少ないことを理由に補助金の支給が留保される事例が出ているので、改善を要望する。加えて、高騰する人件費やオフィス賃料をカバーするような、他の地域に劣らない優遇策の追加・拡大を検討いただきたい。加えて、地域再開発計画や環境規制などの実施の際には十分な対応期間を設けていただくことをお願いしたい。

また、北京市への先進技術の集積促進のためには、集積回路企業、ソフトウェア企業などを含めたハイテク企業に対して、優遇制度の拡充をお願いしたい。例えば、集積回路企業、ソフトウェア企業に対する企業所得税の減免期間の拡大や、同様の優遇制度の他のハイテク分野への拡大が考えられる。

さらに、首都にふさわしい産業構造を実現する上で、ハイテク企業とともに、前述の先端的サービス産業の立地の促進もさらに図る必要があると考える。日本ではこうした先端的サービス産業を産業の「頭脳部分」としてとらえ、頭脳立地法という法律で集積の促進を図った。税制優遇や政府系金融機関による低利融資を通じて、一定の成果を収めた経験がある。

第三に、北京市がサービス業拡大・開放総合試験を推進するにあたり、進出日系企業の声によりいっそう耳を傾けていただき、個別分野での積極的な規制緩和等を実施していただくことを要望する。

第四に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点等に相応しい生活環境を整備するために、生活に密接にかかわりを持つ分野において、総合的視野に立った取り組みを要望す

る。大気汚染や交通渋滞などの問題について、近年市政府はその取り組みを強化されているが、他省とのさらなる連携強化を図りつつ、引き続きこれらの問題を重視し、総合的視野を持って取り組んでいただきたい。

引き続き対話継続を

2022年も、北京市商務局、北京市投資促進服務中心、北京市發展改革委員会など北京市政府とのさまざまな交流が実施できたことに感謝したい。

ただし、さらなる相互理解が必要な部分もあり、引き続き中国日本商会との対話の機会をいただきたい。十分な意見交換の時間を確保するためにも、以前のように北京市と中国日本商会の2者の形での開催が望ましい。また、2014年より中国日本商会は、北京市投資促進服務中心およびジェトロの3者で意見交換の場を持たせていただいているが、引き続き、より多様なチャンネルを通じて相互理解を深めるため、北京市トップおよび市各政府機関との交流の機会をいただくことを希望する。

<地方政府との交流の状況>

北京市人民代表大会常務委員会との意見交換

- 開催日時：2022年7月6日
- 北京市側参加者：北京市人民代表大会常務委員会副主任、北京市商務局ほか
- 出席者：中国日本商会副会長、北京外商投資企業協会、中国米商會、中国EU商會、英中貿易協會、中国フランス工商會、中国ドイツ商會、中国香港商會
- 交流内容：中国日本商会からは、新型コロナ規制に関して、隔離に関する「7+3」方針の準拠、北京-日本の往復の直行便の再開、首都国際空港における非冷凍品に係る静置規制の緩和などを要望。

北京市政府研究室との意見交換

- 開催日時：2022年7月6日
- 北京市側参加者：北京市政府研究室ほか
- 出席者：中国日本商会、日中経済協会、ジェトロ北京事務所など。
- 交流内容：北京市大興区の中日イノベーションモデル区において8社・団体と北京市政府研究室および同市大興区委研究室などとの意見交換会を開催。北京市の課題や新規投資誘致方法などについて意見交換。

北京市發展改革委員会・経済社会發展研究院による内国民待遇に関する外資系企業との座談会

- 開催日時：2023年3月14日
- 北京市側参加者：北京市發展改革委員会外資処・経済社会發展研究院。
- 出席者：中国EU商會、日系企業5社、ジェトロ北京事務所など。
- 交流内容：日系企業より、国産品や国産化すべきコア部品の定義が曖昧であること、標準等を策定する会議に内国企業しか呼ばれないケースがあること、資金の越境流動の手続が煩雑であることなどを提起。

北京市人民代表大會常務委員會民宗僑外弁公室による「北京市外商投資條例」立法に関するヒアリング

- 開催日時：2023年3月17日
- 北京市側参加者：北京市人民代表大會常務委員會民宗僑外弁公室主任、北京市商務局、北京市發展改革委員會。
- 出席者：中国日本商会副会長、ジェトロ北京事務所など。
- 交流内容：北京市の「外商投資條例」を立案している北京市人民代表大會常務委員會民宗僑外弁公室と、外資を担当する市商務局、市發展改革委員會より日系企業と同條例への要望事項が聞きたいとのことでヒアリングを開催。日系企業からは、條例が守られるような仕組みを定め、区以下の行政の末端まで浸透させることや、外資系企業だからと不利な取り扱いをされることがないように要望。

北京市副市長と外国商会との座談会

- 開催日時：2023年3月23日
- 北京市側参加者：北京市副市長、北京市政府秘書長、北京市商務局、北京市投資促進サービスセンター、北京市發展改革委員會など。
- 出席者：中国日本商会会長、中国米国商会、中国EU商会など。
- 交流内容：中国日本商会会長が参加し、北京と日本との航空便往來の水準を新型コロナ前の水準に戻すことや投資性会社の分公司設立に関する問題などについて要望。

<建議>

①北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および先進企業の立地拠点に相応しい人材の集積を促進するために、先進的な人材政策の展開を要望する

豊富な経験を有する日本人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、駐在員にかかわる過剰なコスト（費用コスト、手続コスト）の軽減を要望する。

・ 居留許可手続

2013年7月から施行された「出入国管理法」により、居留許可手続の審査期間は従来の5営業日から「15営業日以内」に変更された。北京市では2015年8月より「10営業日以内」に短縮された。2018年からは新たな利便性措置が開始され、オンラインで居留許可申請手続を予約した場合、10営業日からさらに7営業日に短縮するという運用がなされている点は歓迎したいが、親族の不幸や、経営にかかわる緊急の出張が生じた際に一刻を争う海外出国ができない事態が起こりうるので、従前の5営業日に戻すことを要望する。

・ 外国籍人員の就業条件

2014年6月「北京市外国籍人員の雇用業務をさらに強化することに関する通知」が公布され、条件の1つに「学士以上の学位および2年以上の関連業務の経験を有すること」がうたわれている。その後、2017年3月29日に、国家外国専門家局より「外国人訪中就業許可サービスガイドライン（暫定施行）

の印刷発行に関する通知」が公布され、中国で就労する外国人の就労許可取得申請にかかる管理制度が簡素化され、事務手続の効率が向上したことは評価される。一方で、これまで北京市人力資源社会保障局から「北京市外国籍人員の雇用業務をさらに強化することに関する通知」を廃止したという通知は出されていないため、実務において法律適用に矛盾が生じないように運用の統一を要望する。

優秀な中国人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、地方出身者へのインセンティブ強化を要望する。

・ 北京市戸籍

北京市戸籍を有していなければ子女教育などにおいて影響を受けることから、地方出身の優秀な人材確保のため、一定の基準を満たす企業に対しては提供される北京市戸籍枠の増加を要望する。

②北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および科学技術分野の企業の集積を促進するために、透明性の高い政策運営、ハイテク企業や先端的服务業への優遇強化、行政手続の簡素化を要望する

<投資性公司に関する要望>

- 北京市において、投資性公司の分公司設立が拒否されるケースが発生している。外商投資企業による投資性公司の分公司設立について、他地域では所在地の金融弁の承認を得てから、市場監督管理局にて設立手続を行うことで設立可能となっている。一方、北京市には明確な規定がなく、所管官庁（金融弁、市場監督管理局）の個別判断で拒否されているとされている。外資系の投資性公司の北京市への設立をさらに促進し、外商投資企業の事業の継続や発展を支援していくためにも、法的根拠なく設立を拒否されることがないように、かつ他地域と同様に取扱うよう改善を要望する。

<外資研究開発センターに関する要望>

- 北京市政府は2022年3月に「北京市外資研究開発センターの設立と発展の支持に関する規定」（京政弁発〔2022〕11号）を公布した。「規定」には、人材サービス、科学研究の奨励、知的財産権、ビジネス環境、属地保障の5つの面から北京における外資研究開発センターの設立と発展を支援することが盛り込まれた。「規定」の第七条に、免税条件に符合する外資の研究開発センターは、中国で製造できないか性能が要件を満たすことができない科学研究、科学技術開発と教学用品の購入に対して輸入関税と輸入段階の増値税、消費税を免除すると明記されているが、実態的な運用面で特に税関にこの法律の精神に則った公平かつ透明性の高い運用が保証されることを望む。さらに、「規定」の施行前に設立された外資系研究開発センターであっても、中国の科学技術の発展に貢献していることには変わりはなく、施行前に設立された外資系研究開発センターも「規定」の政策の対象範囲に組み込むよう要望する。
- 現在、技術の輸出に関して、「技術輸出入管理条

例」と「中国輸出禁止輸出制限技術目録」が運用されている。しかし、新規領域の技術を輸出する際には、上記条例や目録に適切な規定がないため、北京市商務局にその都度諮問しなければならない。しかし、諮問先の情報として、北京市商務局のホームページに記載される代表電話番号しかなく、当該技術領域に関する専門知識をもった担当者の特定制と連絡に時間を要している。技術輸出に関する諮問方式について、北京市商務局ホームページに記載される電話番号だけでなく、技術領域を細分化するなど、多様な諮問方式を採用することを希望する。例えば専門技術領域ごとの諮問電話番号の設定や専門人員を配置すること等を要望する。

＜北京市による外資系企業へのサービス・情報提供に関する要望＞

- ・外資系企業に対する説明会等を実施する際には、日本語か英語の通訳を手配するよう要望する。また、通訳の手配が難しい場合においても、企業内で情報を共有できるようにするために資料配布を行うよう要望する。
- ・2020年4月28日より実施されている「北京市ビジネス環境改善条例」では、第48条において、「政府および関連部門は政府と企業のコミュニケーションメカニズムを設立し、企業の意見を聴取し、企業に政策情報を提供すること」、第66条では「政府および関連部門は企業の生産経営活動に密接に関連する政策措置を制定する際は、国の安全と公布後直ちに施行しないと施行に障害の及ぶものを除き、企業に対して30日以上調整期間を与えること」と規定されている。こうした規定を確実に実施していただくよう要望する。
- ・2023年の北京市の立法計画に、「北京市外商投資条例」の立法化が組み込まれている。同条例の制定にあたっては、外国商会をはじめ、外資系企業の意見を十分聴取することを要望する。
- ・北京市においては、進出企業向けのサービスとして、重点企業に対する「企業服務包」が存在すると承知しているが、同サービスの対象企業の選定基準が不明確であるため、選定基準を明らかにするよう要望する。また、同サービスの対象企業に限らず、すべての進出企業に対して相談対応、問題解決、情報提供といったサービスを強化するよう要望する。
- ・北京市の指導者レベルと中国日本商会、日系企業との常態化した交流メカニズムを構築していただくよう要望する。

③北京市がサービス業拡大・開放総合試験を推進するにあたり、以下のような個別分野での積極展開を要望する

- ・中外合弁、外資独資旅行会社に対する出境ライセンスの認可

2018年7月30日に「北京市の改革の全面深化、対外開放拡大に関する重要措置の行動計画」が公布され、同計画の47条において、北京市に設立された外商独資旅行会社については中国公民の出境

旅遊業務を試験的に認めるよう取り組んでいくと明記された。2019年2月22日、国務院より「北京市サービス業の開放拡大の全面的推進に関する総合試験活動案に関する国務院の認可回答」が公布され、北京市において、サービス業の開放拡大総合試験の継続と全面的推進が認可され、その期間は認可回答日から3年間とされた。2019年12月には北京市商務局より、外資系旅行会社、中外合弁（合作）経営旅行会社に中国人の海外旅行業務を認めるなどサービス業の規制緩和が発表された。その後、2021年10月18日に国務院より、北京市人民政府、商務部、司法部に対して「北京市において関連行政法規および国務院承認を得た部門規則の規定実施を一時的に調整することに同意する国務院認可回答」（国函〔2021〕106号）が出された。国函〔2021〕106号においては、旅行社条例第23条に規定された「外商投資旅行社による中国本土居住者の海外旅行事業の制限」について、「北京に設立された適格な外商投資旅行社は、台湾以外のアウトバウンド観光事業に従事することができる」ことを調整実施するとし、「国務院の関係部門と北京市人民政府は、上記の調整に従って、各部門と各市が制定した規定と規範文書を速やかに調整し、北京市のサービス業拡大開放の新型総合テストプロジェクトの深化と国家サービス業拡大開放総合モデル区の建設作業に適合する管理体制を構築する。国務院は、北京のサービス業拡大開放総合テストプロジェクトの新ラウンドを深化させ、全国サービス業拡大開放総合モデル区を建設する作業に応じて、この承認の内容を順次調整していく予定である。」と明記されている。

北京市関係部門に対し、上記の規定に基づき、すみやかに許認可の具体的な手続を進めていただくよう要望する。また、国函〔2021〕106号によって従来2022年1月末までとされてきた実施期間の制限がなくなり、対象業務の範囲が広がったと理解しているがこの点を改めて明確にしていただくよう要望する。

④北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点等に相応しい生活環境を整備するために、生活に密接にかかわりを持つ分野において、総合的視野に立った取り組みを要望する

- ・小売店舗

2017年から要望してきた小売店舗の営業許可の迅速化については大幅な改善が示されており、内外資の不平等を感じることも減少した。コンビニエンスストアは都市生活の象徴的な小売店舗であり、都市社会インフラにつながるものであることから、出店のみならずブランドイメージの維持・向上も含め、引き続き行政の改善・協力を要望する。

- ・交通渋滞

北京市の交通渋滞が深刻である。公共交通機関のいっそうの整備・拡充、交通整理の強化、駐車場の整備、違法駐車を取り締まり、市民の交通ルール遵守意識向上のための啓発など、引き続き改善に向けた取り組みを要望する。

2. 天津市

2022年の天津市の域内総生産（GRP）の実質成長率は1%となり、全国の実質GDP成長率（3%）を2ポイント下回った。天津市は、2022年新型コロナウイルス感染症の深刻な影響を受けたものの「穩中有進」（安定の中で前進する）・「穩中有固」（安定しながら強固にする）を方針として進み、製造業による地域振興で成果が現れたとした。2023年の経済成長率の所期目標は、4%程度としている。

2022年の経済状況

2022年の天津市の域内総生産（GRP）は前年比1%増の1兆6,311億3,400万元だった。GRPを産業別にみると、第一次産業は前年比2.9%増の273億1,500万元、第二次産業は0.5%減の6,038億9,300万元、第三次産業は1.7%増の9,999億2,600万元だった。消費者物価上昇率は1.9%（2021年は1.3%）、固定資産投資額（農家を除く）は前年比9.9%減（2021年は前年比4.8%増）、一定規模以上の工業生産は1.0%減（同8.2%増）、社会消費品小売総額は5.2%減（同5.2%増）だった。

全市住民1人当たり可処分所得は3.2%増の4万8,976元、都市部住民1人当たり可処分所得は2.9%増の5万3,003元となった。

貿易総額は、前年比21.1%増の2兆100億元、うち輸出は28%増の1兆600億元、輸入は14.2%増の9,500億3,000万元、貿易収支は1,099億7,000万元の赤字だった。天津市の貿易額は全国貿易額（42兆700億元）の4.8%を占めている。

天津市の特徴

天津市は中国4大直轄市の1つであるとともに、環渤海経済圏の中心に位置し、中国北方最大の沿海開放都市として、特殊な地理的位置にある。中央政府は、天津市の都市機能について、「一基地三区」、すなわち、全国の先進的製造・研究開発基地、北方の国際輸送の中核区、金融イノベーションモデル区、改革開放先行区と位置付けている。この位置付けは、中央政府が経済の新たな発展ニーズに対応すべく制定した地域発展計画である「京津冀（北京市、天津市、河北省）協同発展」戦略における、天津市の今後の取り組みの重点でもある。2021年6月には中国北部最大かつ国家級のコンベンションセンター（国家会展中心(天津)）が天津市にオープンした。これは北京の非首都機能の移転や京津冀協同発展の重要な役割を担い、また華北地方に大型展示会場がないという状況を一変させた。

天津市は、北京からの産業移転を受け入れ、サプライチェーンの連携を強化し、バイオ医薬、自動車産業など地域で特色のある産業を発展させている。また、科学技術イノベーションを中心とし産業のアップグレードをけん引して、製造業による地域振興戦略を継続し、経済競争力を高めている。第14次5カ年規画に消費を全面的に推進し、国際

消費中心都市を作り上げる目標が示され、天津市は5つ（上海市、北京市、広州市、天津市、重慶市）の国際消費中心都市建設の1つとなった。中国（天津）越境EC総合試験区の建設を加速し、天津国家コンベンションセンターを利用して北方最大の商品貿易基地を構築するとしている。

天津市は、「一帯一路」建設に積極的に参入し、一帯一路沿線のRCEP加盟国からの投資誘致を強化する。このほか、中国エジプトTEDASUEZ経済貿易合作区、中欧先進製造産業園、天津イタリア中小企業産業園、日中（天津）健康産業発展合作示範区などの建設を推進している。

質の高い発展を目指して

すでに進出している企業が天津市で継続的に発展できる環境を整備することが、先進的な取り組みをする外国企業の誘致につながり、天津市が目標とする質の高い発展に寄与すると考える。天津市に進出する日系企業が、いっそうの発展を遂げ、天津市の経済発展に寄与するために挙げた建議を整理すると、以下の3点に集約される。

第一に、企業活動の円滑化支援である。新型コロナウイルスの感染拡大以降、天津に進出している日系企業においては業界問わず大きな苦難に直面している。天津市政府からも、地場企業ならではの消費刺激策などを検討いただきたい。また、環境面に関してはカーボンニュートラルに貢献できる水素ステーション導入や関連車両の導入や補助、工場内設備の変更に関する規制の緩和等について検討いただきたい。突発的な工場への操業停止を避け事前通知を行う等、予見可能性の向上についても引き続き希望する。

第二に、交通環境の整備である。天津市と北京市および日本との往来に関する交通環境のさらなる整備を希望する。具体的には天津ナンバープレートによる北京への乗り入れ規制の問題がある。また、天津濱海国際空港では、未完成の国際線ターミナルチェックインエリア改造工事の早期完了を期待する。これらを含め交通利便性の向上のさらなる拡充を要望する。

第三に、優れた生活環境の整備である。天津は、中国他地区と異なる観光資源や食、文化や歴史などを多く持っている。その魅力を日本にいる日本人にもっと知ってもらうために天津の魅力について日本語による広報物の作成をお願いしたい。またデジタル化の進展による各種デジタルサービスを楽しむにあたりパスポートによる身分認証が煩雑な場合が多く存在している。利便性をいっそう高めるために在留許可をカード化し、同じプラットフォームでの各種認証などが進められるように検討いただきたい。

引き続き対話継続を

2022年12月、新型コロナウイルス感染拡大の中、天津市商務局と関連部局が厳しい状況にもかかわらず、オンライン共催で第7回目の日系企業との意見交換会の開催に尽力いただき実現できたことにお礼を申し上げます。企業の要望の中には、理解不足によるものもあり、意見交換会で当局か

ら説明を受けて解決したものもあった。企業の円滑な事業展開にはさらなる相互理解が必要な部分もあり、年1回の意見交換会にとどまらず、今後も継続的に天津市の各関係当局と在天津日系企業との対話・交流の実施を希望する。

<地方政府との交流の状況>

天津市と日系企業との意見交換会

- ・ 2022年12月16日
- ・ 天津市側参加者：商務局をはじめとする関係部局が参加。
- ・ 日本側参加者：日系企業18社、天津日本人会会長・副会長、ジェトロ北京事務所が参加。
- ・ 交流内容：建議の各内容について、担当部局から実態および市政府としての考え方の説明があった。

<建議>

①企業活動の円滑化、環境対応

優遇、補助政策

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大が始まった2020年以降、業界を問わず大きな苦難にある。在天津企業は、天津の一基地三区、京津冀、また北京からのサプライチェーンの移管という考え方に賛同し、投資を進め、日系企業においては一大生産拠点と言える状況に成長した。全国規模では、さまざまな消費刺激策により政府支援をいただいている中ではあるが、特に天津市政府からも、地元生産製造の消費材に限った補助金、または、政府関連調達では地元企業を優先的に調達するなど、地場企業ならではの消費刺激策などを検討いただきたい。
- ・ 現下、高齢社会を見据えた各種政策が検討される中、重要産業である自動車福祉車両は、装備の観点からも通常車両に対して割高な価格となっている。福祉車両の認定制度とともに、(新エネ車両などと同様に)認定車両については購入補助支援などの後押しを検討いただきたい。

環境、カーボンニュートラル

- ・ 近年、特に北京においては、水素ステーションを始め、水素関連技術の導入が足早に進んでいる。天津の一基地三区、京津冀、また北京からのサプライチェーンの移管という考え方に貢献すべく、北京同等、または北京以上の当該政策を期待、要望したい。特に、政府主導による水素ステーションの導入や、当該車両導入、購入に対する政府補助などにつき、検討をいただきたい。
- ・ 鉛バッテリーからリチウムイオン電池への入れ替えといったCO₂排出低減を行うことにより、カーボンニュートラル、コスト、環境面においてもメリットが大きいと考えている。他方で工場の規制により工場での設備導入が簡単にできない状況にあり、緩和されるよう検討いただきたい。

②交通環境の整備

北京との往来

- ・ 天津には、京津冀、また北京からのサプライチェーンの移管という考え方に賛同し、北京に本社や関連企業を設置しながら事業経営する企業も多い。そうした際、天津ナンバープレートでは北京への乗り入れができず、不便な事態が散見される。両地区への企業配置など、一定条件を満たした企業への限定配布でも、ダブルナンバープレートなど、「一体地域」としての利便性向上策を検討いただきたい。

日本との往来

- ・ 天津と日本を結ぶ直行便が再開し、増便されたことに対して感謝したい。今後は天津に住む多くの日本人が利用意向をもっている名古屋便についても検討を要望する。

天津空港を利用する旅客に、より良い体験を提供できるよう、現存の第一ターミナルの改造・改築の早期完了を要望する。また、直轄市に相応しい玄関口とするべく、出発ロビーにおける自動チェックイン機・自動バゲージドロップの設置、カウンター、ラウンジの改築・改善を要望する。

③優れた生活環境の整備

日本語による現地情報の発信

- ・ 港町であり、多くの外国文化を受け入れた天津は、中国他地区と異なる観光資源や食、文化や歴史などを多く持っている。その魅力を日本にいる日本人にもっと知ってもらうために、動画をはじめとする日本語の宣伝物の作成をお願いしたい。

パスポートによる認証の制限

- ・ 省を跨いだ場合や、一部生活アプリにおいてはパスポートによる身分認証が非常に煩雑な場合がまだまだ多く存在している。中国身分証と同様に、在留許可をカード化し、同じプラットフォームでの各種認証などが進められるように検討いただきたい。

3. 山東省

概況

山東省は人口が全国第2位の1億153万人（2021年、常住人口）、域内総生産（GRP）は前年比3.9%増の約8兆7,435億元と全国第3位となっている。また、農業生産額（農業、林業、畜産、水産）では全国第1位である。面積は日本の約4割で、省都の済南市を含む計16市で構成されている。在外公館は日本、韓国、タイが青島市に総領事館を設置しており、山東省全体の在留邦人数は2022年10月現在で1,555人となっている。山東省省内最大の日本人会として青島日本人会があり、2022年2月現在で280社が加入している。商工会各部会にはそれぞれ繊維部会に74社、食品部会に66社、機械・電気・化学品部会に106社、流通・サービス部会に97社が加入している。

山東省政府の2023年の主な目標では、GRP成長率は5%以上、都市での就業者は110万人増とし、都市の登記失業率は5.5%以内に抑えるとしている。

山東省の経済動向

2022年のGRPは約8兆7,435億元で前年比3.9%の伸びであった（2021年の伸び率は8.3%）。2021年の1人当たりGRPは7万2,619元で前年比12.5%増だった。また、青島市のGRP総額は1兆4,920億7,500万元で省内1位、2位は済南市、3位は煙台市であった。産業別にみると、第一次産業総額は4.3%増の6,299億元、第二次産業総額は4.2%増の3兆5,014億元、第三次産業総額は3.6%増の4兆6,122億元となった。一定規模以上の工業付加価値額は5.1%増だった。固定資産投資は6.1%増となった。

2022年の山東省の社会消費品小売総額は前年比1.4%減の3兆3,236億2,000万元であった（2021年は15.3%増）。業種別では、飲食業は3,627億7,000万元、小売商品は2兆9,608億5,000万元となった。インターネット小売額は7.5%増の6,698億7,000万元だった。

消費者物価指数（CPI）は1.7%上昇した（2021年は1.2%上昇）。都市住民の1人当たりの可処分所得は4万9,050元（前年比4.2%増）（2021年は4万7,066元）、農村住民の1人当たり可処分所得は2万2,110元（前年比6.3%増）（2021年は2万794元）となった。

貿易総額は約3兆3,300億元で前年比13.8%増であった（2021年は32.4%増）。うち輸出は約2兆300億元で前年比16.2%増、輸入は約1兆3,000億元で前年比10.3%増だった。国・地域別ではASEAN向けが53.1%増（2021年は42.7%増）、米国向けが9.4%増（2021年は37.3%増）、欧州向けが2.5%増（2021年は24.3%増）、韓国向けが3.6%増（2021年は29.7%増）、日本向けが5.8%増（2021年は16.5%増）で、また、ロシアとの輸出入額が急増し、59.2%増となった。

外資による直接投資件数は2,329件（2021年は3,064件）、金額（実行ベース）は約228億7,422万ドルで前年比6.31%増だった。うち、製造業が97億7,171万ドルで前年比49.22%増であった（表）。

表：山東省の経済動向（2022年）

項目	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	87,435	3.9
第1次産業 (億元)	6,299	4.3
第2次産業 (億元)	35,014	4.2
第3次産業 (億元)	46,122	3.6
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	-	5.1
固定資産投資額 (億元)	-	6.1
製造業投資額 (億元)	-	11.2
民間投資額 (億元)	-	1.3
社会消費品小売総額 (億元)	33,236	△1.4
貿易総額 (億元)	33,300	13.8
輸入額 (億元)	20,300	16.2
輸出額 (億元)	13,000	10.3
対内直接投資		
契約ベース (億ドル)	-	-
実行ベース (億ドル)	228.74	6.31
消費者物価指数 (CPI)	-	1.7
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	49,050	4.2

出所：「2022年山東省経済運行状況記者発表会」

2022年の動向（投資環境上の問題）

ジェトロが進出日系企業を対象として毎年実施しているアンケート調査の最新の結果（2022年8～9月実施）によると、在山東省の日系企業のうち、2022年の営業利益見込みが黒字となった企業は63.5%と、2021年調査の64.1%から0.6ポイント低下した。事業拡大意向についても34.8%と、2021年調査の45.6%から10.8ポイント低下しており、原材料・部品調達コストの上昇、新型コロナに起因する行動制限、現地市場での購買力低下に伴う売上減少による影響がうかがえる。一方、営業利益見込みが黒字となった企業を企業規模で分類した場合、大企業73.0%（全国平均71.7%）に対して中小企業54.1%（全国平均53.8%）と、全国平均よりもそれぞれ若干上回っている。日系企業の傾向からみた山東省の特徴としては、中国進出日系企業全体の売上高に占める平均輸出比率は31.3%であるのに対して、在山東省日系企業の輸出比率は45.5%と省市別でも遼寧省に次いで高い。また、その輸出先として、中国進出企業全体での日本向けは60.6%であるのに対して、在山東省日系企業の日本向け比率は71.3%と省市別でも北京市、福建省に次いで高い。営業利益改善の要因を見た場合、「輸出量の増加による売上増加」を挙げた企業は26.1%（全国：21.1%）と多い。一方で、同要因として「現地購買力増加による売上増加」を挙げた企業は13.3%（全国：16.1%）と他地域と比較して少ない。輸出中心の構造であるものの、「競合他社と比較した優位性の確立」を同要因として挙げた企業は30.4%（全国：23.3%）と省市別でも最も高く、今後はさらなる現地市場への販売が期待される。山東省におけるビジネス環境としては、2019年9月に国務院より

認可された「山東省自由貿易試験区」の重点項目として、日本との経済交流深化が明記されており、加えて、2021年からは山東省政府と日系企業間によるビジネス環境向上に向けた対話会開催といった取り組みもなされている。これらの背景も踏まえ、今後の省内におけるビジネス環境の改善もいっそう促進されることが期待される。

人材確保に苦しむ進出日系企業

引き続き、人材に関する問題に苦しむ企業が多く、在山東省の日系企業が挙げる経営上の問題点として「従業員の賃金上昇」以外に「人材(一般ワーカー)の採用難(製造業)」を挙げる企業の割合が高い。

法令・制度・運用変更時の情報不足

法令・制度変更が行われる際の事前周知・関連情報が必ずしも浸透していない場合や、極めてショートノータイスなものになる場合がある。このために、従来輸入できていた製品の輸入が突然に困難になるケースがあるなど、操業に際して意図せぬ困難が生じ得る状況がある。企業に対するさまざまな政策が出されているが、日系企業にとってこれらの情報を自ら円滑かつ網羅的に得ることは必ずしも容易ではない。

環境、安全生産に対する管理強化

- ・環境・安全面での管理が強化される流れにあるが、大気汚染対策に関しては、日頃規制を遵守し、汚染の少ない設備を導入している企業や天然ガスを使用している企業等であっても、当局から関連の対応を求められる事例もあり、安定操業、生産シフトの調整に大きな影響が生じ得る。
- ・安全管理関連等での工場への立入検査は、省・市・県といった各行政レベルの担当官が個別に行なう場合、あるいは年度によって担当官が異なった場合において、担当官ごとに指摘軸が異なり、対応に支障をきたすケースがある。また事前連絡のないケースもある。

移転・立ち退き要請に際しての配慮

進出より20年もたたないうちに政策による強制的な立ち退きを要請されるケースが複数発生し、やむなく撤退を決めた企業もある。工場の移転は事業継続において大きな負担に、新規進出検討企業にとっても土地計画画面での不明確性はリスクとなる。

外国人の生活に関する不便さ

- ・外国人は列車の改札などの場面で、対面でのパスポート提示を求められる。また、医療機関等各種サービスを受ける際に身分証明証の番号が求められることが多く、外国人の場合はパスポート番号で代用されるが、電子予約等一部サービス提供を不可とするケースが見受けられる。
- ・外国人の円滑な医療サービス享受に向けた環境改善等、外国人が安心して駐在・生活するためのいっそうの環境整備を希望する。
- ・歩道への駐車横行等一部地域の交通環境に芳しくない状況や一部高速道路の省内区間において、数年間の長期にわたり修理工事のため利用できなくなる見通し

が提示されている等の状況が存在する。主要都市にふさわしい生活環境を整備するために、生活に密接にかかわりを持つ分野におけるいっそうの環境整備が期待される。

<地方政府との交流の状況>

山東省・威海市政府への白書手交

- ・2022年8月4日
- ・政府側参加者：書記、市長 他
- ・日本側参加者：ジェトロ青島事務所
- ・交流内容：建議案の内容について日本側から説明。威海市政府からは改善に向けて働きかけをしたいとの回答。

中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) 青島市分会への白書手交

- ・2022年9月28日
- ・CCPIT側参加者：副会長 他
- ・日本側参加者：ジェトロ青島事務所
- ・交流内容：建議案の内容について日本側から説明。青島市CCPITからは改善に向けて働きかけをしたいとの回答。

その他、山東省書記、山東省CCPIT、威海市商務局、威海市CCPITに郵送で送付済み。

<建議>

①人材確保に対する支援

人材の確保が難しくなっていることは生産の拡大や研究開発を行おうとする企業にとって、大きな成長阻害要因となる。地場日系企業の時機をとらえた発展を支援いただきたく、地方政府には、高品質な人材の現地における輩出や、そういった人材の現地での確保容易化への配慮、などの施策・取り組みの継続・強化を希望する。後者に関しては、Uターン就職等地域への人材定着に向けた積極的なインセンティブ提供や、地元の学校と連携した実習生斡旋、就職説明会の開催並びに開催に際しての日系企業への積極的な周知等、現地での政経間連携にも基づいた支援を要望する。

②法令・制度・運用変更時の周知強化

- ・法令・制度変更の際には説明の場を設けるなどによる早期の情報提供を要望する。また企業からの質問や個別の相談にも積極的に対応いただき、それらを含めた疑義解釈についても当局の公式な解釈を示していただくよう要望する。対策を講ずるために必要なリードタイムを十分に設けていただくことを要望する。
- ・日系企業等にとって必要と思われる関連情報や地域情報を、分かりやすく迅速に発信する体制整備について、引き続き関連アプリ等公的媒体

への最新・詳細情報の集約等サポートの継続と充実を要望する。

③環境、安全生産に関するさらなる制度整備

- ・大気汚染による生産停止を求めるに際しては、環境負荷の高い熱源・設備を使用している企業・地域を重点としていただくことで、環境負荷の低い設備を導入している企業・地域の負荷を軽減していただきたい。併せて、環境負荷の低い設備を持つことができない中小企業に対して導入支援措置を講じることで、本質面での改善も推進していただきたい。また、生産停止の対応を要する場合には、操業への影響を最小限に留めるためにも計画的に実施・通知いただくよう要望する。
- ・行政各部門もしくは省・市・県等各行政レベルそれぞれにおいて企業に立入検査を実施する際などにおいては、それぞれの階層の法執行管轄権限、法執行範囲、法執行の重点を明確にし、複数の階層における法執行の重複の回避や検査内容の規範化、法的根拠の明確化をお進め願いたい。もしくは、各行政レベルで同一目的の検査を行う場合は、いずれかの行政レベルに授權、移管する形で一括して実施いただくよう要望する。また事前に連絡いただくよう要望する。
- ・これらの取り組みに関して、省政府におかれてはすでに措置を検討・推進いただき、一部地域での改善も進んでいることに感謝するとともに、今後のさらなる深化・広域化・推進に期待している。

④移転・立ち退き要請に際する配慮

- ・当該リスクの判断に資するべく、2035年までの国土空間計画の策定・公開を推進すると共に、それ以上の長期的な計画策定、もしくは長期展望の類推を可能とする当該地域開発の方向性を公開することを要望する。
- ・地域政府において中長期的な計画の整備をいっそう進めていただくとともに、工場移転を求める際には、前広な案内、十分な移転補償の準備、移転先の斡旋、周辺インフラ整備等サポート面で配慮いただくことを要望する。

⑤外国人の生活利便性向上

- ・サービス提供機関においてパスポート番号入力での受付を可能にする取り組みの推進、あるいは中国人と同じ様式の国内身分証明証の発行などにより、区別のないサービスの享受を要望する。
- ・特に、日本人が多く居住する地域において、医療機関での日本語を含む多言語対応促進策の整備を要望する。多言語対応医療機関マップの作製、受診に際しての多言語対応看護師によるタブレットを介した遠隔サポートの提供、多言語対応総合内科医師スタッフ配置の促進、等。
- ・公共交通機関のいっそうの整備・拡充の加速、

交通整理の強化、駐車場の整備、違法駐車を取り締まり、市民の交通ルール遵守意識の向上のための啓発など、インフラの整備推進に向けた引き続きの取り組みを要望する。

- ・状況に応じた山東省・日本間の航空直行便の復便・増便を要望する。

⑥定期的な意見交換会の開催

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効も相まって、山東省と日本のいっそうの相互理解が不可欠である。政府の具体的な政策やビジネス環境改善に関する議論の場として、省政府ならびに各地方政府とその地区の日系企業、在青島日本国総領事館、日本貿易振興機構（ジェトロ）青島事務所との定期的な意見交換会を引き続き開催いただくよう要望する。同時に、それらの枠組みや日頃の連携等を介して、省政府と多くの地域政府において各種課題に真摯に対応いただいていることに感謝を申し上げる。

第2章 華東地域(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省)

2022年、華東地域(上海市、江蘇省、浙江省)の域内総生産(GRP)は24兆5,243億元(全国のGDP121兆207億元の20.26%を占める)となった。省市別に見ると、上海市の実質GRP成長率は0.2%減、江蘇省は2.8%増、浙江省は3.1%増となった。3省・市の第三次産業のGRP全体に占めるウエイトは第一次産業、第二次産業と比べて高く、上海は74.1%、江蘇省は50.5%、浙江省は54.3%となり、第三次産業が大部分を占めている。2022年における華東地域の対内直接投資実行額は738億ドルとなり、地域別では、上海市は0.4%増、江蘇省は5.7%増、浙江省は5.2%増となった。貿易総額では、上海市、江蘇省、浙江省はそれぞれ前年比3.2%増、4.8%増、13.1%増となり、いずれもプラス成長となった。

上海市

上海市の経済動向

2022年の上海市のGRPは前年比0.2%減の4兆4,653億元(全国のGDPの3.7%を占める)となり、成長率は全国(3.0%)を下回った。産業別に見ると、第一次産業は前年比3.5%減の97億元で、第二次産業は1.6%減の1兆1,458億元、第三次産業は0.3%増の3兆3,097億元とGRP全体に占める割合が74.1%となり、前年比0.8ポイント高く、第三次産業が引き続き経済成長をけん引している。固定資産投資の伸び率は1.0%減で、全国の伸び率(4.9%増)より低かった。また、社会消費品小売総額は9.1%減で、全国の伸び率(0.2%減)より低い。不動産投資は1.1%減で、全国の伸び率(10%減)を上回った。貿易総額は3.2%増の4兆1,903億元で、そのうち、輸入額は0.5%減だったものの、輸出額は9.0%増だった。また、上海市の対内直接投資実行額は240億ドルで、中国全体(1,891億ドル)の12.7%を占めた。伸び率は前年比0.4%増で全国の平均伸び率(8%)を下回った。先行指標となる契約ベースでは402億ドルと前年比35.1%減少した(表)。

表: 上海市の経済動向(2022年)

項目	金額	伸び率(%)
GRP(域内総生産)(億元)	44,653	△0.2
第1次産業(億元)	97	△3.5
第2次産業(億元)	11,458	△1.6
第3次産業(億元)	33,097	0.3
工業生産付加価値額(一定規模以上、億元)	40,473	△1.1
固定資産投資額(億元)	-	△1.0
インフラ投資額(億元)	-	△7.9
民間投資額(億元)	-	-
不動産開発投資額(億元)	-	△1.1
社会消費品小売総額(億元)	16,442	△9.1
貿易総額(億元)	41,903	3.2
輸入額(億元)	24,769	△0.5
輸出額(億元)	17,134	9.0
対内直接投資	-	-
契約ベース(億ドル)	402	△35.1
実行ベース(億ドル)	240	0.4
消費者物価指数(CPI)	-	2.5
都市住民1人あたり可処分所得(元)	84,034	1.9

出所: 上海市統計局

上海市の対内直接投資を産業別にみると、2022年は第三次産業の実行額が前年比1.0%増の230億7,300万ドルとなり、上海市全体の96.3%を占めた。

2022年の上海市の輸出額は前年比9.0%増の1兆7,134億元で、主要国・地域別にみると、EU向け輸出が20.8%増で最も多く、続いてASEAN向け輸出が11.7%増、日本への輸出が2.8%増、米国向け輸出が1.9%増の順であった。一方、香港向け輸出は19.6%減であった。

2022年に上海市に新たに投資した外国企業数は4,352社で、前年比35.1%減少した。対内直接投資実行額は239億56万ドルで、前年比0.4%増加した。

2022年末までに、上海市に投資した国と地域は192に達し、上海市は多国籍企業の地域本部891社、外資研究開発センター531社を認定した。年内に多国籍企業の地域本部60社、外資研究開発センター25社が新規に増加した。

<地方政府との交流の状況>

上海市政府とは、上海日本商工クラブ事業環境委員会で取りまとめている「上海市のビジネス環境に向けた建議」をもとに、対話を続けている。副市長が出席するハイレベルな円卓会議から、複数回にわたる事務レベルでの対面での会議(分科会)を通じて、意思疎通や解決を図るようまで発展してきている。日系企業による各政府部門への要望活動は中国各地で行われているが、一問一答式で書面回答

が得られることはほぼなく、上海市政府の真摯な姿勢と併せ、価値ある取り組みとなっている。なお、2022年は防疫措置強化により分科会等対面交流は実現していない。

① 上海市対外友好協会陳靖会長と商工クラブのオンライン会合

- ・開催日時：5月12日
- ・中国側参加者：上海市対外友好協会
- ・日本側出席者：上海日本商工クラブ
- ・交流内容：食糧支援および复工復産に関する意見交換。

② 浦東新区と日系企業のオンライン円卓会議

- ・開催日時：5月16日
- ・中国側参加者：浦東新区、関係部局
- ・日本側出席者：日系企業9社、上海日本商工クラブ、在上海日本国総領事館、ジェトロ上海
- ・交流内容：复工復産にあたり日系企業の要望等をヒアリング、関係部局から回答。

③ 上海市商務委主催在上海日系企業复工復産オンライン座談会

- ・開催日時：2022年5月18日
- ・中国側参加者：上海市商務委員会副主任、上海市發展改革委員会、ミンコウ区経済委員会等の関係部局
- ・日本側出席者：日系企業7社、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海
- ・交流内容：复工復産にあたり日系企業の要望等をヒアリング、関係部局から回答。

④ 宗明上海市副市長と日系企業との复工復産オンライン座談会

- ・開催日時：2022年6月8日
- ・中国側参加者：上海市副市長、市衛生健康委員会、市商務委員会、税関等の関係部局
- ・日本側出席者：日系企業6社、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海
- ・交流内容：复工復産にあたり日系企業の要望等をヒアリング、関係部局から回答。

< 建議 >

① 環境規制

- ・中国ユーザーからの要望で化学品の機能改善目的で、化学品の成分は変更せずにその比率だけを調整する場合がある。化学品は成分比率が異なるだけでも別製品として取り扱われるが、成分調整でその化学品の危険性・有害性が高まらない場合は、備案形式で許可していただきたい。
- ・上海での危険廃棄物処理費が周辺地区よりかなり高い、価格指導、若しくは処理業者の競争を進めていただきたい。
- ・新たな規制や通知が公開され、その施行までの期間が短いケースが多い。日系企業としては対

応してゆきたいが、施行までの期間が短いとその対策や準備ができないため相応な猶予期間の確保をお願いしたい。

例

1. 電力調整による工場稼働制限
2. コロナ禍対策
3. 2022年6月20日にSIPGから着港24時間前における「危険特性分類鑑別報告」の提出による危険貨物コンテナの確認の通知があり、その施行が7月1日であった。ところが、現在、輸入時に税関から「危険特性分類鑑別報告」が求められていないため未取得の場合が多い。鑑定だけで14日かかるため対応できない。

- ・プラスチックは世の中一般の多くの商品に使用されており、今般導入されたプラスチック汚染防止の強化方案が各業界・企業に影響を与えている。特に食品業界では商品の包装に加えて、店頭での販売促進活動等に当たってプラスチックカップやビニール袋も常時使っているが、これらが新たに規制対象となれば、商品設計からビジネスモデルまで大きな影響が出得る。規制の検討に当たっては、企業のヒアリングを行い、経済や事業活動への影響も勘案しながら慎重に進めるようにしていただきたい。

プラスチック汚染対策メカニズムは現行の政策の執行状況に基づき、適当な時期に政策に対する調整を行い、調整前に各関係者の意見を聴取し、迅速に告知、発表すると回答いただいております。意見聴取の際には商工クラブ（農水食品部会）からもヒアリングしていただきたい。

- ・各種パッケージの脱プラスチック推進のため、市独自でインセンティブを付けたり、ブランドオーナーや消費者を誘導できるような制度を策定していただきたい。

なお、政府として検討している内容や、具体的な検討のスケジュールを示していただきたい。

例えば、脱プラを一定以上達成した企業に対する認証制度や表彰、補助金支給、減税といった優遇策や、日本のように、パッケージの材料につき重量比50%以上を紙にすれば「紙マーク」を付けられるようにすること、パッケージの脱プラレベルに応じて、1～5級のマークを印刷すること（家電の省エネ等級のイメージ）、脱プラパッケージを使用した商品を購入した消費者がメリットを得られるような仕組み構築（商品価格は少し高くなるが、脱プラ商品の売上の一部を市の教育助成に回す等。支付宝等のアプリとの連携も検討）などの方法を検討していただきたい。

- ・現在、大規模工場のみグリーンエネルギー購入枠が設けられているが、中小規模の工場にも購入枠を拡大していただきたい。

※大規模工場：電圧35kv以上、年間電気使用量5000万KWh以上

②安全規制

- ・華東地域（特に上海周辺）の危険品倉庫は引き続き少ない状況が継続している。中国国内・輸出入も含めて危険品倉庫へのニーズは引き続き高い状況は継続しており、危険品倉庫の新規設立を継続検討願いたい。スポットで利用できる危険化学品倉庫を見つけることは引き続き困難であり、危険化学品倉庫の数を増やすよう取り組んでいただきたい。
- ・電子材料用途で使用される化学物質は、クリーンルームで使用されることが多い。しかし、クリーンルームの仕様上、危険化学品の保管条件に合致させることが困難である。少量危険化学品についてだけでもクリーンルーム内で保管できる取扱いとしていただきたい。
- ・2022年8月8日に「上海進一步加強本市危険化学品道路運輸儲運環節管理的通告」が公布され、上海市では危険化学品道路輸送ならびに保管の安全管理が強化された。また新たに加わった「危険貨物（危険化学品）道路運輸全過程管理系統」に関しても運用および日常監督の混乱発生などが懸念される。これらに限らず日系企業が抱える危険化学品・危険貨物取扱の課題や不明点について、定期的に応急管理局と実例を交えた意見交換、情報交換を行うことは双方にとって非常に有益であると考えている。是非、2021年に開催した分科会の再開をお願いしたい。
- ・危険化学品経営許可証への追加申請を簡略化し申請から許可証発行までの期間を短縮していただきたい。

事例：危険化学品目録（2015）の第2828項目に該当する混合物の品目追加申請は、区の応急管理局担当での資料確認→区の応急管理局承認→上海市応急管理局承認を経た後にシステムにて追加申請を行い、危険化学品経営許可証に品目が追加される。最初の区の応急管理局担当の資料確認から危険化学品経営許可証への品目が追加までに最短でも2カ月を要している。区および市の承認を得るには都度各々の窓口で書類の授受が必要なので、申請から品目追加までの一気通貫での処理をお願いしたい。

・混合物登記

危険化学品目録実施指南5条により、混合物に含まれる成分が危険化学品目録に記載されており、主成分の質量比または体積比の合計が混合物の70%以上である場合、当該混合物を危険化学品経営許可証に登録すべきとされている。さらに、許認可登録の際に混合物の商品名と主成分の含有量を明記する必要があるとされている。

一方実務上は、混合物の種類がかなり多く、同一の混合物でもメーカーにより含有比率が異なる場合が多くある。このような事情から扱うすべての混合物の名称と主成分の含有量を明記する

ことは煩雑なため、シリーズ商品の登録を認めるなど登記の簡素化をお願いしたい。

- ・2018年10月31日に上海浦東国際機場貨運站有限公司および東方航空物流股份有限公司の貨站事業部安検站からそれぞれ出された通知広告（安検站[2018]101号）により、0.3Whを超える電容（コンデンサ）は危険品として取り扱われることになったが、それに該当しない場合も、両社の貨站事業部安検站の指示により上海化工院から発行される鑑定書原本を毎回提出することとなっている。安全規制上の指示で有り、政府による監督に基づくものと思料される。

同様の鑑定書原本の提出が行われている青島空港の例では、初回のみ鑑定書原本の提出が必要であり、一度提出するとシステムに登録されるため、鑑定書原本の毎回提出は不要となっている。

0.3Whを超えない製品については、鑑定書の原本の提出の免除（青島同様のシステムまたはコピー等による代替等）を許可いただきたい。

③貿易

- ・輸入申告を行う企業として正しいHSコードでの申告を心がけている。しかし、現在の事前教示制度は回答までの時間が長いこと、正式な照会のみでの対応等必ずしも使いやすい制度ではない。短期日で参考意見を求められる等の簡易的な制度を設けより簡便に活用できる制度としていただきたい。また、さらなる照会期限の短縮化等、引き続き制度改正に向け税関総署への働き掛けをお願いしたい。
- ・税関の事後調査でHSコード違いを指摘され、関連資料・説明書を提出したものの、2カ月以上回答が来ないケースが発生している。

できるだけ早いタイミングで回答（単一窓口システム上で、Close（弁結）と表示）をいただきたい。また、提出後の回答期限の目安があれば教えていただきたい。

- ・製品品種が多い会社は作業性改善のため押印する原紙枚数は減らしたい。電子通関も導入されている現在において、SDS・製品ラベルはファイルでの提出が可能ではないか。
- ・化学品の輸入通関において、税関から輸入品の危険化学品の該非やHSコードを確認目的のためにその成分情報の開示を求められることは理解している。成分確認に際して、税関担当者から成分の化学品名ではなくcas番号の提示が良いとされることがある。しかしながら、現存の化学物質にはcas番号を有していないものが多く存在している。加えて、中国での新規化学物質申請はcas番号なしでも可能で、登録後5年間はその品名のSDS等での未公開も認められている。このような状況をふまえて、SDS以外での化学品名開示も認めていただきたい。

- ・昨年、商務部/税関総局が発表した二重物項目と技術輸出入許可証管理弁法第6条の規定に基づき、化粧品で汎用される「トリエタノールアミン」配合商品では、二重物項目と技術輸入許可証の要求を受ける可能性が高く、化粧品企業としては輸入障壁になることを懸念している。一部の地方では既に当該運用が始まっており、多くの企業が限られた仕組みの中で従来以上の時間とコストをかけて通関している声も届いており、他国のような量制限など、除外規定を設けていただけるよう中央への意見出しをしていただくことを要望したい。多数の地域から声が上がること、ビジネス環境へ影響が出ないよう、除外運用などを設けることを要望として届けていただきたい。
- ・「固形廃棄物の輸入禁止」に関し、固形廃棄物の定義を明確にして欲しい。また、中国での輸入時に指定検査機関で検査して該非を判定することができるが、当該検査機関は税関からの委託しか受けない(一般企業からの委託を受けない)ため、輸入業者は貨物到着前に、当該貨物が輸入禁止品に該当するか、明確にすることができない。従い、貨物を出荷する前に、該非が判定できるように改善をお願いしたい。
- ・海事局によるホワイトリストの導入には感謝したい。しかしながら、ホワイトリストに収載されていてもリスク回避のために100%成分開示を要請してくる船会社が多く存在する。船会社へのホワイトリスト活用の啓蒙をお願いしたい。
- ・昨年のAEO認証制度の変更もあり、AEO認証申請する企業が増加していると理解している。しかしながら、我々としては「認証に通らなかった企業は、1年以内に税関に認証の再申請をしてはならない」という規定は長すぎると感じている。そこで、この規定を定めた背景・理由を説明いただきたい。

④金融

- ・非貿易送金(コミッションおよび裁判関連費用等)について、対外送金可能な取引が制限されていることに加えて、関連規制による対外支払要件(取引内容およびエビデンス等)が細部まで明文化されておらず、業務遂行に支障をきたしている。まずは、関連規制の撤廃および緩和をご検討いただいた上、関連規制で求められる要件を具体的かつ文章で明示いただきたい。

事例1(コミッション)：在日本の本社同士で取引は決まったが、商流が中国国内(Supplierの中国工場仕入、→Customerの中国国内企業売り等)というような場合においては、中国国内取引に係るコミッションに該当するため対外送金が認められていない。取引実態に基づき、中国国内取引に係るコミッションであっても支払を認めていただきたい。

…本件は解決済み。

事例2(裁判関連費用)：裁判に必要となる供託金について、日本への払い戻しなどが非貿易送

金として差し止められるケースが多発している。送金にあたり必要とするエビデンスなど、制度の明文化を進めていただきたい。

…「銀行が実質優先の原則に基づき、取引の真实性を把握した後に手続を行う」とご回答いただいているが、銀行が判断に迷う事例が生じた場合、銀行と管轄当局が事前協議を行い、明確な対応方針を明示いただきたい。

事例3(契約解除賠償金)：成約後、貨物出荷前に当事者双方間で、契約を解除し、海外の買主から中国の売主に解約賠償金(5万米ドル超)を支払うことに合意し、解約協議書を締結する予定であるが、この解約賠償金を受領するに際し、解約協議書等の書類のほか、判決書や仲裁判断もエビデンスとして銀行より提示要求されている。当事者間で既に合意済事項であり、判決書や仲裁判断まで要求される事は過剰要求であり、貿易取引の実情に合わせ、非貿易送金業務を柔軟的に取り扱いいただきたい。

- ・中国国内取引において、中国以外の国に存在する企業から、わが社売掛金に対する保証を取得して取引を行うケースがあるが、クロスボーダー規制により、中国以外の海外の国から保証金を受取ることができないと認識している。昨年度に続き、この規制の緩和(撤廃)についてご検討いただきたい。また、この検討に加え、昨年度にご回答いただいたご提案(保証金専用口座の開設)について、より具体的な内容をご教示いただきたい。
- ・中国企業における海外からの融資債務(以下、対外債務)に関して、国内の保証人が海外の債権者に対しクロスボーダー保証を差し入れるスキームは、中国外貨管理上取扱不可である旨、銀行および外貨管理局より回答あり。さらに、上記対外債務に関して、中国企業が持っている動産への抵当権を設定するスキームも、抵当権登記を取り扱う当局から、登記不可との回答あり。上述両スキームは中国のクロスボーダー担保の関連法令上のいわゆる内保外貸・外保内貸のいずれにも該当せず、禁止事項には該当しないものである。法令に明記されていない妨げを撤廃し、法令のとおりを実施いただきたい。
- ・日本の親会社が中国企業に対して保有する営業債権(売掛金)を中国の現地法人に譲渡することについて、法律では認められていると了解しているものの、譲渡代金の送金が認められていない(金融機関経由、外貨管理局に問い合わせた結果)。現地法人において、営業債権(売掛金)の回収の方が合理的なケースもあるため、送金を認めていただきたい。

例えば、日本の親会社は中国企業に対して商品を販売する輸出取引があり、日本の親会社は中国企業に対して営業債権(売掛金)を保有。しかし、中国企業から期日を過ぎても入金がなく、海外から営業債権を回収することが物理的に困難な状況と判断したため、日本の親会社は子会

社である中国の現地法人に同営業債権を譲渡することを検討。その際、クロスボーダーにおける親子会社間での営業債権譲渡は可能だが、外貨管理規制上、営業債権譲渡に係る譲渡代金の送金（中国子会社から日本親会社への送金）ができない事が判明し、結局、営業債権の譲渡を断念したケースがあった。債権譲渡ができて、譲渡代金の送金ができなければ意味がなく、外貨管理局のルール上、クロスボーダーにおける営業債権譲渡に係る送金を認めてほしい。

- ・「除外項目」に含まれる「生活消費関連」支出には物価高騰が該当するとのご回答をいただいているが、どのような事例に適用できるのか不明瞭であるため、具体的事例を交えてご説明いただきたい。

「個人外匯管理弁法」および「個人外匯管理弁法実施細則」で定められている「外国人の年間人民元購入上限額が5万米ドル相当」の引き上げについて、引き続きご検討いただきつつ、国家関係部門への働きかけをお願いしたい。

- ・国家税務総局公告（2018）28号十三条について承知した。一方、同第十四条では、「諸事情により発票を入手できない場合、代替資料の手配により、損金算入可能」との規定があり、具体的に、①発票を発行できない原因を証明する資料、②契約書または協議書、③支払証憑、が必須資料と記載されている。ただ、実務上は、これらの真実性を証明する証憑を整備しても、損金算入が確実に可能（以降の税務調査を受けない）という確証が持てず、証憑の様式や記載項目等を明確化していただきたい。

- ・国有資産監督管理委員会が指定する評価事業者（会計事務所等）が出した評価額の開示にあたり、算出に用いた計算式および各種前提条件などの詳細を明記するようにしていただきたい。

売買当事者間での金額合意があった場合においても、「国有資産評価管理弁法」および「施行細則」「資産評価機関管理暫定弁法」「公認評価士資格制度暫定規定」に基づき、評価事業社による評価額との乖離幅が±10%以上になった場合、売買当事者間で再度金額交渉が必要となる。当該規則の撤廃または乖離許容幅の拡大などをご検討いただきつつ、国家関係部門への働きかけをお願いしたい。

- ・2015年8月6日付「最高人民法院關於審理民間借貸案件適用法律若干問題的規定」で企業間の金銭貸借が認められたにもかかわらず、人民銀行「貸款通則」には人民銀行から許可を取得した金融機関のみが貸付業務を可能とする条文（21条）が残るため、企業グループ内を含めた企業間の転貸ができない状況にある。この転貸禁止ルールを廃止して、グループ企業間の直接貸付を認めていただきたい。また、2020年9月9日の金融分科会で外管局より「今回の質問は企業グループ内の転貸に限るから、持ち帰って人民

銀行調査本部に反映し、優先的に考慮していただけるか検討する。」の発言に対して、進展と新たな政策動向があれば、随時情報共有いただきたい。もし一般企業間の貸付が対象外なのであれば、その旨を明確にいただきたい。

- ・多国籍企業がグループ資金を集中運営する所謂グループファイナンスにおいて、通常はマスター会社が外部から資金を調達し、グループ内企業へ転貸する形で資金提供を行うが、現状、クロスボーダーでの調達資金について転貸金利の全額に増値税が課される。しかし、他の国際金融センターではクロスボーダーの金利収入を非課税とするケースもある。そのため、グループ内企業はオフショア市場調達が有利となる場合があり、多国籍企業にとっては、上海においてこの部分の増値税コストがクロスボーダーグループファイナンスを拡大する際のネックとなる。この点について、増値税の控除、税の減免、還付による財政補助等により、上海における多国籍企業のさらなる競争力の強化についてご検討いただきたい。2021年建議の回答により国家税収制度に関するものとの回答があり、内容については理解しているが、引き続き国家税務総局への働きかけをお願いしたい。
- ・過小資本税制において、企業は関連会社からの借入がその純資産の2倍（金融会社は5倍）を上回る部分を損金処理できない場合があり、グループファイナンス拡大の妨げになっている。この係数（関連会社からの借入÷純資産）を計算する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるように、規程を見直しおよび明確な通達の形で明文化していただきたい。また、金融当局だけでなく、税務当局からの支援もお願いしたい。2倍を超えても損金処理できる条件として、独立取引原則を証明できる資料である【特殊事項文書】の提出が必要だが、書類が煩雑な上、各地税務当局の取り扱いも若干違うところがあるため、都度各地税務当局と確認の上、資料を準備する必要があるため、非常に時間と手間が掛かる。

【対応案】

1. グループファイナンスで資金運用をしている企業集団に対して、その係数（関連会社からの借入÷純資産）を計算する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるように、規程の見直しおよび明確な通達の形で明文化していただきたい。他の金融センター所在国では国外からの借入を過小資本税制の対象とするケースはあるが、中国では国内借入（グループファイナンスを通じた預託を含む）も対象に含み厳しい制度となっている。
2. 上記1が対応できない場合は、独立取引原則を証明するための手続と必要書類の簡素化を検討していただきたい。2021年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連

するものである旨理解をしているが、引き続き関係当局への働き掛けをお願いしたい。

- ・現状、一般投資としての株式取得については借入金の充当が認められておらず、企業は自己資金を充てる必要がある。事業会社の経済活動として合理性が認められる取引については借入資金の活用を可能とし、少数株主としての合併事業への参画時の資金調達円滑化を図ることで、企業活動の効率性のさらなる向上に資すると思われるため、借入資金について、その用途の柔軟性を高める検討をお願いしたい。或いは、一事一議で許可が得られる場合の要件を予め提示していただきたい。
- ・自由貿易試験区においては、自由貿易の促進、グローバル資金の誘致を目標に、クロスボーダー資金移動の完全な自由化の実現に向けて注力されており、自由貿易試験区では多様化した外債調達制度を導入すること、さらなる規制緩和として関連する外債管理制度措置を廃止することを検討いただくことを提案する。最近では、ハイテク企業に対して最大1,000万米ドルの外債枠を付与する施策が発表された。自由貿易区の重要な構成部分、自由貿易区に進出する貿易会社にもさらなる外債限度額を与えることで、企業の上海FTZエリアにおけるグローバルビジネス展開（例えば新型オフショア国際貿易等）の利便性が向上する。
- ・外資系損害保険会社においても、中国国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすべく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法人から同一企業グループに属する法人に拡大いただきたい。現行規定では、異なる地域に存在する同一法人の財産や責任に係る保険を一括して引き受けることが可能だが、異なる地域に存在する同一企業グループに属する法人の保険を一括で引き受けることはできない。銀行保険監督管理委員会に働きかけの上、当該規定の改定を求めたい。
- ・2021年12月31日、中国人民銀行が公布した「地方金融監督管理条例(草案意見募集稿)」のうち、条例第11条「地方金融組織(の中のファイナンスリース会社)は地元サービスの原則を堅持し、地方金融監督管理部門が承認した区域範囲内で業務を営み、原則として省級行政区域をまたいで業務を展開してはならない」、という規定案について、日系リース会社経営への悪影響回避、日系企業に対する良好な設備投資環境の保障、日系機械設備メーカーに対する販売促進手段制限の回避のために、第11条の削除につき中国人民銀行と交渉してほしい。

⑤ 税務

- ・諸外国で導入されている連結納税制度(Tax consolidation/ combined reporting)の中国への導入を検討いただきたい。なお、連結納税制度とは親会社と同一視する一定の子会社集団を含めて企業集団全体を一つの「課税単位」と

みなし課税する制度であり、日欧米等の先進国では既にこの連結納税制度を導入済みである。こうした中、在中国企業に対して企業組織に係る法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、導入を検討いただきたい。2020年～2021年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連するものである旨理解をしているが、企業にとっては重要な論点であり、引き続き関係当局への働き掛けをお願いしたい。

- ・税務上の繰越欠損金について、現状のルールでは繰越年限は5年となっているが、この繰越期限をさらに長く設定していただきたい。繰越欠損金の繰越期間が5年と言うのは国際的に見ても最低水準にとどまっており、繰越期間を無制限としている国も多い。中国企業としても企業組織に係る法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、延長を検討いただきたい。2020年～2021年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連するものである旨理解をしているが、企業にとっては重要な論点であり引き続き関係当局への働き掛けをお願いしたい。
- ・電子發票促進のため、電子發票の発行・受領・保管が可能な共通のプラットフォームシステムの政府側での構築を検討いただきたい。

現状、電子發票に関する要求が厳格であり、これらの要求をすべて満たすよう各社が独自にインフラシステムを構築するのは困難である。

- ・外国籍人員の個人所得税に関する免税優遇規定が2023年末まで延長されたことに感謝している。本規定の外資系企業への経営影響は非常に大きいことから、2024年以降も延長いただきたい。
- ・非居民企業(外国企業)間における、株式譲渡に係る税務手続を簡素化いただきたい。企業投資性資産の入替え促進や申告漏れなどによるコンプライアンスリスク低減のため、手続も簡素化していただきたい。
- ・財税[2012]39号 財政部家務務総局関于出口貨物勞務増値税和消費稅政策的通知

上記より、a.通関業務とb.輸出して海外客先と外貨決済を行う企業が異なっても輸出税還付(免除)政策が適用されるが、以下対象エリアでは有効である一方、「保税區」は対象とはならず、恩恵を受けられていない。

① 輸出加工区／② 保税物流園區／③ 保税港區／④ 綜合保税區／⑤ 珠海越境工業區(珠海公園)／⑥ 中國ハホルゴス國際國境協力センター(中國支援地域)／⑦ 保税物流センター(B型)(以下、特別地域)に販売する取引。

保税区（上海自由貿易区に属する）も対象に含めていただくようお願いしたい。

具体的な問題としては、国内A社が通関後に保税区に登録されているB社に販売。その後、B社が輸出した場合に、A社が輸出税還付を受けることができないケースがある。実態としては通常の輸出と変わらず、対象エリアに指定がないために還付を受けられないのは、貿易取引の制約となるため改善いただきたい。

⑥通信

- 基礎电信业务および付加価値电信业务（特にPaaS, IaaSを始めとしたクラウド事業）への参入に関する外資規制（合弁会社に限定された参入形態、最低資本金等）に関して、早期の包括的な規制撤廃に向けて、上海市が中央に対して影響力を行使することを求める。

特にPaaS, IaaS関連業務については、サービスの影響度が低いものは規制緩和するようリスクベースのアプローチ等についてもご検討いただきたい。

また、电信业务の許可・変更などの手続面での相談を受け付ける市政府窓口の設置や、上海市が新たな実施案の策定や規制緩和を計画する際に日系企業との意見交換や説明会を実施いただくことを切に期待する。

⑦会社運営

- 車両抵当登記の手続窓口は公安局（車両管理局）であるが、未だに電子営業許可証での抵当手続が中国国内どこでも受け入れられていない/開始されていない状況。引き続きフォローおよび改善のサポートをお願いしたい。
- 「中華人民共和国市场主体登記管理条例」が2022年3月1日から実施された事に伴い、経営範囲の用語は市場监督管理局が指定する規範用語を使わなければならない。既存経営範囲に照らして、その用語を規範用語への転換を行ったところ、文字数は既存経営範囲の文字数より大幅に増えている場合がある。一方、当局の登記システム上、経営範囲入力文字数に900文字という制限があり、900文字を超えた内容を入力できないため、経営範囲内容の削除が強いられることがある。法的に制限されていない以上、企業は自分の経営範囲を決定する権利を持ち、登記システムの入力文字数制限により、経営範囲を削除せざるをえなくなる合理性がなく、登記システムの改善を検討いただきたい。
- 「中華人民共和国市场主体登記管理条例」等の新しい会社登記関連法令においては、海外株主、外国人非常勤董事に対する実名認証の方法が明確に規定されておらず、実務上、海外株主の代表取締役や現地法人の外国人非常勤董事等の顔の正面を映しながら、自分の名前を日本語で読みあげる録画の提出を求められることがある。このような実名認証の方法は、非常に手間

がかかると共に不便である。現状のままでは、外資系企業の中国への投資を阻害する一因となり得る恐れもあるため、簡易で効果的な実名認証方法を検討いただきたい。

- 弊社が有するリース債権に対して、返済期日を迎えても返済しない、さらには数回督促しても返済しない顧客がいる場合には、最終的には法的強制力（起訴）に基づく債権回収を行っている。ただし、上海市裁判所における起訴受理可能件数には実質的に毎月一定の上限があり、それ以上の数の起訴対象顧客がいた場合には、起訴タイミングを翌月に延期せざるを得ない状況となっている。契約順守の商習慣を一般市民にも根付かせるため、また会社の財務健全性を保ち、中国金融リスクをミニマイズするため、裁判所の運営体制を拡充させて起訴受理可能件数を増やしていただきたい。
- 帰国留学生等に対する関連優遇策（例えば住宅手当等）について、優秀人材を継続確保する観点から手当補助の期間延長措置等を検討していただきたい。また、在中国の外国籍留学生等を地域本部企業にて現地採用するにあたって、帰国留学生と同様の優遇策を制度化し実施いただきたい。

⑧食品・化粧品

- 乳製品、肉類、野菜・果物等の青果物等の輸入規制について、引き続き日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき早期の緩和措置を検討するよう、国家関係部門へ働きかけをお願いしたい。
- 福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、一部の食品、農産物に関して輸入の再開を認めていただき感謝するが、引き続き日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲の規制となるように見直すよう、国家関係部門への働きかけをお願いしたい。
- 「化粧品ラベル管理弁法」が2021年6月に公布され、2022年5月より実施、また実施前登録届出申請に対しては2023年5月前までの猶予期間を設けていただけのため、化粧品企業は現在多数の既存品や新製品で弁法対応に向けて全力で取り組んでいる。一方、この運用は、多くの品質安全基本表示のみならず、さまざまな訴求やデザイン性等のマーケティング要素も含むため、輸入化粧品の特性や魅力を著しく低下させ、企業の大きな負担になっているのも事実である。特に原産国規制と中国規制の乖離による不可避課題は、中国専用の資材変更追加を余儀なくされ、中国のお客様が国外で購入することを後押しする形にもなりかねず、原産国法定表示に対する中文説明付加などの従来運用継続、オーバーラベル対応など、消費者にとっての商品魅力伝達や企業負荷低減ができる猶予処置、あるいは、ラベル要求情報量の増大に対する小容量容器対応も大きな課題であり、消費者生活のデ

デジタル化が急速に進む環境下で、2次元バーコード応用等を可能にする電子対応法規の早期整備を強く要望している声を、日系企業が多く所在する上海市政府より中央へ働きかけて欲しい。

- 上海市では7月に上海市浦東新区化粧品産業創新發展若干規定を發表するなど、化粧品産業の革新的な發展、化粧品分野における新しいモデルの産業形態の育成など、化粧品分野における先進的な取り組みを打ち出していただけたことに感謝申し上げる。上海における化粧品企業の科学技術イノベーションがいつそう進むべく、世界的な動物試験廃止の推進、サステナビリティに対する企業や消費者の意識向上を図るなど、世界的に注目される環境に配慮した先行基準づくりの拠点になることを期待する。
- 《化粧品注冊備案資料管理規定》有関事項的公告（2021年第35号）で定められた補充報告では疫病影響を鑑みて、他の地方に先駆けて期間延長の措置を設置していただけたこと、さらに数多くの勉強会などの開催により企業の法規理解にご尽力いただいたことに深く感謝申し上げます。一方、原料安全性情報の登録完備では、来年からの新製品届出・登録申請、および従来製品でも2023年5月1日までに、使用された全ての原料が対象とされており、それぞれの安全性情報を提出しなければならない。ただし、海外の原料メーカーに中国規制を周知させた上で必要書類を揃えるよう、化粧品メーカーから働きかけているものの、現状も原料メーカーの中で対応できる企業が一部に限られている実態があり、化粧品メーカーとして苦慮しているところである。原料安全性情報の登録に関しては、制度自体の上海MPAによる柔軟な運用を認めて貰うこと、さらには化粧品メーカーの実情を踏まえNMPAへの緩和に向けた働きかけをしていただけることを要望する。
- 2021年度のご回答を踏まえ、國務院薬品管理監督部門への登録または届出が免除されない点は理解をしたが、新原料登録手続の簡素化可能性については国家薬品监督管理局にフィードバックをお願いしたい。

⑨ 上海市の政策（自由貿易試験区）

- 越境ECポジティブリストについて、一般貿易で輸入が許可されているもの（清酒、鰹節、水溶性食物繊維、チョコレートなど）について、財政部など国家部門に積極的に提案し、追加していただきたい。
- 昨年度同様に以下のポイントを要望する。尚、21年度回答で「同一貴金属の定義および規格は国の権限事項に該当する」と回答いただいたが、過去わが社が山東省・青島で貴金属リース貿易を実施した実績があるので、上海市商務委員会としての本件に対するご意見を伺いたい。
中国国内の石油精製業者や石化品製造業者等

の産業実需家向けに、第三国との貴金属リース貿易を行い、上記中国国内顧客向けに貴金属のリース取引を検討しているが、リース貿易により物品を輸入することについて、「税関輸出入貨物徴税管理弁法」で個別に章を設けて規定を設けているものの、どのような種類の物品についてリース貿易方式での輸入が認められるかについて明確に規定されていない。また、リース貿易での輸出における同一として見做される貴金属の定義については、国際慣習（国際的には、国際認証を取得している地金については、ナンバリング如何に関わらず、同質・同量であれば同価値と見做される）に応じていただきたい。

- 渡航後、隔離期間があることが事業上のネックとなっている。感染対策の一環であることは十分理解しているものの、2022年9月現在、上海では集中隔離7日間および自宅観察3日間について、例えばワクチン接種者はこれら隔離の短縮あるいは自宅観察期間を省略するなどの対応を検討いただきたい。
- 入境後にコロナ陽性が判明した場合、金山の公共衛生センターに収容されるが、事前の説明もなく移送される。また、個室ではなく2~3人部屋で、特に中国語を理解しない外国人にとっては大きなストレスであり、非常に耐え難い環境となっている。感染対策の一環であることは十分理解しているものの、言語対応や病室の配慮等、隔離の環境について改善をお願いしたい。
- ロックダウンで2か月以上企業活動ができない期間が続いていたが、企業負担削減に対して効果的な政策は少なく、中国投資や従業員給与削減、中国での事業規模縮小や撤退等を考えざるを得ない状況となっている。企業の業績低迷は雇用不安にも繋がっているため、ロックダウン明けの「リベンジ消費」も2年前ほどの力強さがなく、それは各種経済指数にも表れている。

補助金設置や税務優遇、景気刺激策等を幅広く実施いただき、企業の事業推進や拡大を支援いただきたい。

- 上海市のロックダウン中、封鎖となった倉庫と運営を継続していた倉庫が混在していた。復工の優先順位が低い物品については理解するが、一例としてライフラインと直結する食品添加剤において他社製品は許可が出ていたにも関わらず、当該倉庫には区の商務委員会、街道から物流再開の許可が一向に下りなかった等がある。そのため、早期に物流再開ができなかった事で顧客（食品会社）のサプライチェーンに支障を与えた。特殊な状況下ではあるが、ライフラインにかかわる物品の物流の維持を図っていただきたい。
- システム改修により高鉄の乗車がパスポート可能になったこと、外国籍旅行客の領収書受け取り可能期間が乗車日から30日から180日に延長されたことに感謝している。現在国鉄集団において検討されている電子インボイスについても

早期に導入いただきたい。

⑩地域性外国商会

- ・外商投資法第27条に従い、上海日本商工クラブが法律・行政法規および規則の規定に照らして関連の活動を実施し、自らの適法な権益を維持・保護できるようお願いしたい。

※上記内容は2022年12月16日上海市に提出したものです。

江蘇省

江蘇省の経済動向

2022年の江蘇省の域内総生産（GRP）は前年比2.8%増の12兆2,875億6,000万元（全国のGDPの10.2%を占める）となった。成長率は上海市（0.2%減）を3.0ポイント上回ったが、全国（3.0%）を0.2ポイント下回った。第二次産業は3.7%増の5兆5,888億7,000万元でGRP全体に占める割合は45.5%、第三次産業は1.9%増の6兆2,027億5,000万元でGRP全体に占める割合は50.5%となり、全体に占めるウエイトが最も大きかった。固定資産投資の伸び率は3.8%、社会消費品小売総額は0.1%増と微増だがプラスを維持できた。貿易総額は4.8%増の5兆4,454億9,000万元だった。江蘇省の対内直接投資は実行ベースで全国1位、実行額は5.7%増の305億ドルとなり、華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）全体の41.4%を占め、前年と同じだった（表1）。

表1：江蘇省の経済動向（2022年）

項目	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	122,876	2.8
第1次産業 (億元)	4,959	3.1
第2次産業 (億元)	55,889	3.7
第3次産業 (億元)	62,028	1.9
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	-	5.1
固定資産投資額 (億元)	-	3.8
インフラ投資額 (億元)	-	8.2
民間投資額 (億元)	-	2.9
不動産開発投資額 (億元)	-	△7.9
社会消費品小売総額 (億元)	42,752	0.1
貿易総額 (億元)	54,455	4.8
輸入額 (億元)	19,639	0.4
輸出額 (億元)	34,816	7.5
対内直接投資		
契約ベース (億ドル)	-	-
実行ベース (億ドル)	305	5.7
消費者物価指数 (CPI)	-	2.2
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	60,178	4.2

出所：江蘇省統計局の発表をもとにジェトロ作成

<地方政府との交流の状況>

① 蘇州高新区管理委員会・蘇州日商倶楽部座談会

- ・開催日時：2022年4月21日
- ・中国側参加者：蘇州高新区管理委員会
- ・日本側出席者：蘇州日商倶楽部
- ・交流内容：日系企業と日本人を対象にした一連の新型コロナウイルス感染に係る課題のヒアリング。事前にアンケートを実施。

② 蘇州市商務局・蘇州日商倶楽部面談会

- ・開催日時：2022年5月30日
- ・中国側参加者：蘇州市商務局
- ・日本側出席者：蘇州日商倶楽部
- ・交流内容：新型コロナウイルス感染拡大からの生産・

操業再開に関する面談。日系企業が直面する課題を伝達する主旨。

③ 蘇州官民対話

中日（蘇州）地方発展合作示範区陽澄湖創新合作發展サミット・新産業發展と合作サロン

- ・開催日時：2022年7月13日
- ・中国側参加者：蘇州市人民政府
- ・日本側出席者：在上海日本国総領事館、蘇州日商倶楽部
- ・交流内容：蘇州内の各行政区で持ち回りで行われていた蘇州官民対話。昆山での実施。

④ 蘇州官民対話

中日（蘇州）地方発展合作示範区 工作意見交換体制 2022年エネルギー・インターネット産業發展合作座談会

- ・開催日時：2022年9月7日
- ・中国側参加者：蘇州市人民政府
- ・日本側出席者：在上海日本国総領事館、蘇州日商倶楽部
- ・交流内容：蘇州内の各行政区で持ち回りで行われていた蘇州官民対話。相城区での実施。

<建議>

① 日中間の渡航について

査証申請に必要な中国政府発行招聘状の不要化、中国入国後の隔離の撤廃など、日本人駐在員の赴任や一時帰国が容易になった点には非常に感謝する。

ただ、日本から出張者を短期派遣しようとした場合、査証申請に数週間の時間がかかってしまう。コロナ前と比較すると、日中往來の不便さが依然として残り、事業活動の支障となっている。短期滞在の査証免除制度を早期に再開していただきたい。

② コロナに関する通知

コロナに関する政府当局指示について、指示開始の際には通知されるが、措置の終了が明確に宣言されないため、いつまで継続すべきかどうかの判断が難しい。

防疫措置は緩和したが、例を挙げると一部の輸入貨物取扱者はPCR検査を継続しているケースがある。措置の終了が通知されないため、罰則を受けるリスクを懸念してのことであるが、当局から通知を受けた防疫措置について、やめ時の判断が困難である。

措置の終了時期についての明確な宣言や、措置変更の際に、それまでの措置を終了した上で変更する旨の明確な宣言を希望する。

③ 新規赴任時の手続について

新規赴任者が着任後中国で生活を始めるにあたり、居留許可証の取得や銀行口座の開設が必

要になってくる。銀行口座を開設するには居留許可証の提示が求められるので、まず居留許可証を入手する必要がある。また、国内の大手銀行では、居留許可証を含めた必要資料の口座開設前審査期間を設けている。まず居留許可証を申請・入手、口座開設前審査というスケジュールを進めると、約1カ月間は銀行口座を持ってないため、その間生活が大変不便である。居留許可証の発給に係る時間の短縮を希望する。

④ 化学系企業への環境要求について

近年の中国政府の環境保護方針は十分に理解する。一方で、特に蘇州地域では、化学系製造業が事業規模を拡大する際に、排ガスや排水の総量増加の許可を得ることが非常に厳しく、事業拡大の障害となっている。

企業側では環境改善の取り組みとして高効率処理装置の導入等を行い環境負荷低減に努力し、排ガスや排水の汚染濃度の低減を積極的に実施している。

より合理的な許可判断をお願いしたい。

⑤ 関税ルール運用について

化学系企業が保税原料を輸入・加工する場合、手冊に登録し厳格に管理して生産に使用しているが、保税原料を生産投入した場合の損耗率（収率）について、蘇州地区では0%の運用ルールがある。しかしながら、地域によっては損耗率（収率）が異なっており、例を挙げると、深圳では、損耗率2%まで認められている。

関税ルールの運用には地域差があるため、運用の統一を要請したい。

⑥ 電力供給について

2021年の9月末から10月にかけて、電力不足に伴い、蘇州では企業に対する大規模な電力制限が行われた。2022年の8月中旬にも小規模であるが電力制限が行われた。

電力制限下では、生産減少や生産停止の通達が前日の夜等直前となったことから大変な混乱が起きた。また、企業側の負担を減らすべく、調整が続けられていたことは理解できるが、一度制限指示をだし、その後、調整の結果、制限を回避したという通知が、制限日の直前であり、企業側では調整が間に合わず稼働できないという事態も発生した。

突然の電力制限によりサプライチェーン全体が混乱し、企業として大きな損失が発生する。

電力供給の不足がないよう、また予告のない電力制限指示がなきよう、計画的な発電能力の確保をお願いしたい。

なお、CO₂排出量削減の政府方針は十分に理解しており、太陽光パネルの設置など再生エネルギーの利用に関し、積極的な対応を実施・検討している日系企業は多い。

浙江省

浙江省の経済動向

2022年の浙江省の域内総生産（GRP）は前年比3.1%増の7兆7,715億元（全国のGDPの6.4%を占める）となった。成長率は全国（3.0%）をわずかに0.1ポイント上回った。産業別では、第二次産業が3.4%増の3兆3,205億元、第三次産業が2.8%増の4兆2,185億元でGRP全体に占める割合はそれぞれ42.7%、54.3%となった。固定資産投資は9.1%増となり、成長率は全国（4.9%）を4.2ポイント上回った。貿易総額は13.1%増の4兆6,837億元であった。浙江省への対内直接投資は実行額で5.2%増の193億ドルであった。先行指標となる契約額は12.7%増の434億ドルだった（表2）。

表2：浙江省の経済動向（2022年）

項目	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	77,715	3.1
第1次産業 (億元)	2,325	3.2
第2次産業 (億元)	33,205	3.4
第3次産業 (億元)	42,185	2.8
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	21,900	4.2
固定資産投資額 (億元)	-	9.1
インフラ投資額 (億元)	-	7.6
民間投資額 (億元)	-	-
不動産開発投資額 (億元)	12,940	4.4
社会消費品小売総額 (億元)	30,467	4.3
貿易総額 (億元)	46,837	13.1
輸入額 (億元)	12,511	10.7
輸出額 (億元)	34,325	14.0
対内直接投資		
契約ベース (億ドル)	434	12.7
実行ベース (億ドル)	193	5.2
消費者物価指数 (CPI)	-	2.2
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	71,268	4.1

出所：浙江省統計局の発表をもとにジェトロ作成

浙江省への対内直接投資を実行ベースで都市別にみると、湖州市は前年比48.9%増と成長率1位であった。杭州市の投資額は78億1,238万ドルと浙江省全体の40.5%を占め、引き続き大きな投資額を維持したが、前年比4.4%減と成長がマイナスに転じた。投資額上位3位の杭州市、寧波市（37億2,658万ドル）、嘉興市（31億5,760万ドル）を合計すると、浙江省の投資総額の76.1%を占めた。

<建議>

環境・省エネ、都市開発等における問題点・要望

- ①工場立退きに当たっての十分な情報開示および補償の確保を要望する。
- ②工業用地譲渡条件について透明性の確保を要望する。
- ③電力制限規制の撤廃ならびにやむを得ない制限時には事前通知の徹底を要望する。

- ④環境政策にかかわる紹介、解説をセミナーのような形で幅広く行っていただくことを要望する。その際、日本企業の接点となるJETRO等の日本の機構を通じ、日系企業に多様な環境情報を紹介いただくことを要望する。
- ⑤化学品や危険物関連規制の漸進的・合理的な実施を要望する。
- ⑥バランスの取れた環境規制への取り組みを要望する。
- ⑦廃棄物処理に対する環境整備を要望する。

通関上の問題点・要望

- ⑧輸出入通関手続の明確化・簡素化と関税負担の軽減を要望する。
- ⑨関税率見直しに関する周知を徹底するとともに、適正な導入期間を設けていただくよう要望する。

金融に関する問題点・要望

- ⑩外貨換金規制の緩和を要望する。
- ⑪企業の海外送金ならびに海外投資に関し送金金額の上限撤廃を要望する。

日系企業の円滑な活動支援への要望

- ⑫対外開放、持続的成長の堅持と良好な日中ビジネス環境実現を要望する。
- ⑬日系企業クラブ等への活動支援と交流促進を要望する。

その他

- ⑭税務管轄区間をまたがる事業所の移転の円滑化を要望する。
- ⑮建設業における分公司設立・納税指導の廃止やさまざまな制限緩和を要望する。
- ⑯食品安全法に対する細則策定を要望する。
- ⑰企業のガバナンスが強化できるような政策の策定、実施を要望する。
- ⑱政府管理下の大型プロジェクトに関する入札について、公平性、公開性を改善いただくよう要望する。
- ⑲不動産物件の用途変更・企業登記の際の規制緩和を要望する。
- ⑳海外との通信環境の改善を要望する。
- ㉑交通、医療を中心とした生活環境の改善を要望する。
- ㉒2023年9月より杭州ではアジア大会開催が予定されている。その際に工場稼働停止の要請等の計画がある場合は、できる限り早く開示をお願いしたい。可能であれば稼働は継続させていただきたい。
- ㉓外資企業に対する優遇政策があれば、漏れなく

全て情報提供をお願いしたい。現状ではこちらから調べて申請する形式となっており、そもそも優遇政策がある事を知らない企業も多い。

安徽省

安徽省の経済動向

2022年の安徽省の域内総生産（GRP）は前年比3.5%増の4兆5,045億元となり、成長率は中国全体（3.0%）を0.5ポイント上回った。産業別に見ると、第一次産業が4%増の3,514億元、第二次産業が5.1%増の1兆8,588億元、第三次産業が2.2%増の2兆2,943億元とそれぞれGRP全体の7.8%、41.3%、50.9%を占めた。第三次産業の構成比が第二次産業を超え、半分以上を占めた。固定資産投資は前年比9%増、社会消費品小売総額は0.2%増で、いずれも全国の伸び率（4.9%増、0.2%減）を上回った。貿易総額は7,531億元で、前年比8.9%増加した。輸入額は1.9%減の2,767億元、輸出額は16.4%増の4,764億元となった。また、対内直接投資の実行額は17.8%増の21億6,000万ドルとなり、契約額は42億9,000万ドルとなった（表）。

表：安徽省の経済動向（2022年）

項目	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	45,045	3.5
第1次産業 (億元)	3,514	4
第2次産業 (億元)	18,588	5.1
第3次産業 (億元)	22,943	2.2
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	-	6.1
固定資産投資額 (億元)	-	9
インフラ投資額 (億元)	-	19.6
民間投資額 (億元)	-	3.2
不動産開発投資額 (億元)	6,812	△6.2
社会消費品小売総額 (億元)	21,518	0.2
貿易総額 (億元)	7,531	8.9
輸入額 (億元)	2,767	△1.9
輸出額 (億元)	4,764	16.4
対内直接投資		
契約ベース (億ドル)	42.9	-
実行ベース (億ドル)	22	17.8
消費者物価指数 (CPI)	-	2
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	45,133	4.9

出所：安徽省統計局

2022年、安徽省に直接投資した企業は475社であった。対内直接投資契約額は42億9,000万ドル、実行額は21億6,000万ドルで、前年比17.8%増加した。2022年末までに世界500強企業のうち89社が安徽省内に180社の企業を設立した。

新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、安徽省の2022年通年の工業生産付加価値額、社会消費品小売総額はそれぞれ6.1%増、0.2%増となった。

<建議>

- ①日本語（もしくは英語）での現地投資環境情報ならびに現地規制情報の発信強化を要望する。
- ②円滑な事業運営に向けた支援・協力を要望する。
- ③企業の海外送金に関する制限緩和を要望する。

- ④日本人および日本語対応可能な医師がいる病院や、日本人学校の設置など駐在員の生活環境の改善を要望する。特に医療面や、医薬品の確保（2022年の新型コロナ蔓延時期は、薬局では品切れ状態であった）については、在留邦人に緊急事態が発生した場合に、いつでもサポート依頼をできる窓口を明確にして欲しい。
- ⑤日本人在住者と政府当局との交流のサポートを要望する。
- ⑥日本への直行便再開（大阪）、直行便の開通（東京）、短期滞在の査証免除制度の再開など交通インフラの整備・利便性の推進を要望する。

第3章 華南地域(広東省、福建省、海南省)

広東省

2022年の広東省の域内総生産(GRP)は12兆9,118億5,800万元、成長率は1.9%であった。5.5%前後と定めていた成長率の目標を大きく下回る結果となった。

投資が景気を下支えした一方、消費、貿易の伸び率は新型コロナウイルス感染症の影響により前年比で減速した。広東省日系企業における経営上の問題点の第1位は「従業員の賃金上昇」(80.2%)、第2位は「調達コストの上昇」(67.4%)、第3位は「競合相手の台頭(コスト面で競合)」(66.3%)であった。

広東省の経済動向

2022年の広東省のGRPは12兆9,118億5,800万元、成長率は1.9%であった。産業別では、第一次産業が5.2%増の5,340億3,600万元、第二次産業は2.5%増の5兆2,843億5,100万元、第三次産業は1.2%増の7兆934億7,100万元だった。

項目別にみると、固定資産投資(農家含まず)は前年比2.6%減(前年の伸び率と比べ8.9ポイント低下)だった。社会消費品小売総額は前年比1.6%増(8.3ポイント低下)の4兆4,900億元となった。

貿易額は前年比0.5%増(16.2ポイント低下)の8兆3,102億9,000万元だった。うち、輸出が5.5%増(10.7ポイント低下)の5兆3,323億4,000万元、輸入が7.4%減(24.8ポイント低下)の2兆9,779億5,000万元だった。

具体的問題点、改善要望

2022年は新型コロナウイルス感染症により、企業の操業に大きな影響が発生した。上海市におけるロックダウンの影響で、広東省の製造業企業にもサプライチェーンの乱れが生じ、7月の工業付加価値増加額は前年同月比23.1%減となった。10月には広東省でのコロナ感染拡大により、同14.4%減となった。

ジェトロが2022年8~9月に実施した進出日系企業実態調査によると、広東省の黒字企業の割合は74.8%と、全省市の中で最も高かったが、拡大意欲は27.3%と、全省市の中で最も低くなった。

<地方政府等との交流の状況>

ジェトロ広州事務所は在広州日本国総領事館、各商工会と協力し、広東省政府との関係強化を続けており、2022年

度には広州市、深圳市、東莞市との意見交換会を下記の通り行った。

広州市と日系企業との意見交換会

- 2023年3月30日
- 広州市側参加者：広州市商務局局長、広州開発区投資促進局局長等 計50名
- 日本側参加者：在広州日本国総領事館、ジェトロ広州事務所、日本商工会企業等 計50名
- 交流内容：生活環境、都市・交通、ビジネス環境、産業政策など4分野の14問を要望し、広州市関連政府部門から回答を得た。

深圳市と日系企業との意見交換会

- 2022年10月26日
- 深圳市側参加者：深圳市人民政府秘書長、深圳市商務局副局長、深圳市外事弁公室副主任、深セン市政務サービスデータ管理局、深セン市衛生健康委員会等関連部門担当者など 計14名
- 日本側参加者：在広州日本国総領事館、ジェトロ広州事務所、深セン日本商工会会員企業等 計35名
- 交流内容：新型コロナウイルス防疫措置、養老保険や技術投資に関する政府支援策など、全7項目の要望や質問を提起し、深セン市関連政府部門と意見交換を実施。

東莞市と日系企業との意見交換会

- 2022年9月28日
- 東莞市側参加者：東莞市人民政府副市長、市外事局局長、市商務局副局長、市投資促進局副局長等 計18名
- 日本側参加者：在広州日本国総領事館、ジェトロ広州事務所、東莞東部日本人会、東莞日系企業連絡会、東莞石龍日本人会等 計12名
- 交流内容：外国人の工作許可証更新、香港と東莞間の越境物流、外国人A類人材に対する個人所得稅還付等9つの問題を提起し、東莞市関連政府部門と意見交換を実施。日系企業が優遇策を良く理解および活用するために、ジェトロと東莞市商務局は、今後、定期的に在東莞日系企業向けにセミナーを開催し、政策情報の提供を行うことについて合意した。

<建議>

各現地政府との意見交換会にて日系企業から提出された主な課題・要望、および企業訪問時に提起された問題を以下の通り建議事項としてまとめた。

生活環境にかかわる課題・要望

大湾区の補助手当に関し、粵港澳大湾区の9都市では、大体7月～8月に当該補助金の申請を開始していたが、2022年度においては、まだ開始されておらず、いつ開始される予定か教えていただきたい。

ビジネス環境関係（電力、環境、通関）にかかわる課題・要望

中国の環境規制対応が厳しくなる中、緊急の工場立ち入り監査が行われることがある。生産状況の都合もあるため、前もっての連絡をいただきたい。また、環境監査等の年次計画の共有を要望する。

2021年の夏期、広州地区の一部では電力使用制限による突然の生産停止指示や突然の停電により生産調整や停電による損失が発生した工場があった。その後電力事情については2022年に電力供給安定に関する施策があったが、具体的な対策進捗やその効果、また2023年の見通しなどを共有いただきたい。また、万が一の電力規制については、バランスの良い規制と早めの事前アナウンスを実施いただく事で製造業界に混乱や損失が発生しないように要望する。

炭素排出権取引にかかわる課題・要望

炭素排出権取引に関して、22年8月に広東省政府が初めて有償競売の方式で企業に一部の排出権を与えていただいた取り組みに感謝している。ところが、競売方式についての情報公開が不十分であったため、参加企業は即時にリアルタイムのデータの入手ができず、思うような取引結果が得られなかった。また政府による競売取引後に市場価格が急上昇しており、企業側の負担が増えるリスクが非常に高い状況になっている。政府による競売を四半期毎に1回の頻度で実施していただき、定期的に炭素排出権を市場に出すようお願いしたい。また、毎回の入札数に上限を設置し、残りの入札可能数をリアルタイムに表示することで、参加企業が入札するかどうかを選択できるようにするよう要望する。

項目別にみると、固定資産投資が前年比7.5%増（前年の伸び率と比べ1.5ポイント上昇）、社会消費品小売総額は前年比3.1%増（6.1ポイント低下）の2兆1,050億元となった。

貿易額は前年比7.6%増（23.3ポイント低下）の1兆9,829億元で、うち輸出が12.3%増（15.4ポイント低下）の1兆2,140億元、輸入が0.9%増（34.8ポイント低下）の7,688億元だった。

対内直接投資額（実行ベース）は、前年比1.8%増の49億9,000万ドルだった。

具体的要望、問題点

福建省の日系企業は、主に福州市、アモイ市とその近郊に進出している。

福建省進出日系企業の課題について、第1位は「為替変動」「従業員の賃金上昇」（73.9%）、第3位は「調達コストの上昇」（70.0%）となっている。特に人材の確保は課題となっており、一般ワーカー、技術者ともに省・市別で上位5都市に入っている。

<建議>

労務上の課題・要望

特に製造業企業において、採用したワーカー・スタッフの離職率が非常に高くなり、企業活動に影響している。派遣会社、社員紹介制度、ネット求人など、各社採用の手を広げているが、ほとんどの企業で同じく離職率が増加傾向にある。福建省の日系企業の安定した事業運営のためにも、政府にサポートいただくことを要望する。

行政サービスにかかわる課題・要望

政府部門が企業に政策を通知する際は、そこで求められる必要書類等の提出期限が直前であることがよくある。補助金等に関する政策については、早めに企業宛に連絡することを要望する。また、インターネット上でも情報を入手できる場合、あわせて企業側へ周知することを要望する。

福建省

2022年の福建省の域内総生産（GRP）は5兆3,109億元、成長率は4.7%であった。固定資産投資、消費、貿易いずれも前年比増となったが、伸び率は前年より低下した。ジェトロのアンケートでは、為替変動が最大の課題となったが、従業員の賃金上昇や調達コストの上昇も引き続き課題となっている。

福建省の経済動向

2022年の福建省の域内総生産（GRP）は5兆3,109億元、成長率は4.7%であった。産業別にみると第一次産業は3.7%増の3,076億2,000万元、第二次産業は5.4%増の2兆5,078億元、第三次産業は4.0%増の2兆4,955億元であった。

海南省

2022年の海南省の域内総生産（GRP）は6,818億2,200万元、成長率は0.2%であった。

貿易額は前年比36.8%増（20.9ポイント低下）の2,009億4,700万元で、うち輸出が120.7%増（140.3ポイント上昇）の772億6,000万元、輸入が12.8%増（60.8ポイント低下）の1,286億8,700万元となった。

海南省の経済動向

2022年の海南省の域内総生産（GRP）は6,818億2,200

万元、成長率は0.2%であった。産業別にみると第一次産業は3.1%増の1,417億7,900万元、第二次産業は1.3%減の1,310億9,400万元、第三次産業は0.2%減の4,089億4,900万元であった。

項目別にみると、固定資産投資（農家含まず）が前年比4.2%減（前年の伸び率と比べ5.0ポイント低下）、うち、非不動産開発投資が2.5%増となった。社会消費品小売総額は前年比9.2%減（35.4ポイント低下）の2,268億3,500万元となった。

貿易額は前年比36.8%増（20.9ポイント低下）の2,009億4,700万元で、うち輸出が120.7%増（140.3ポイント上昇）の772億6,000万元、輸入が12.8%増（60.8ポイント低下）の1,286億8,700万元だった。

2022年の海南離島免税品消費額は前年比80%増となる495億元となった。

具体的要望、問題点

海南自由貿易港に対する日系企業の関心は非常に高い。

海南省には2022年2月末時点で9店舗の免税店が運営されているが、いずれも大手国有企業が運営している。現行の許認可制度には外資企業の参入規制は明記されていないが、実際に許可されているのは全て国有企業となっている。

また、海南省は人口が全島で1,000万人弱と、人材面に課題を抱えている。政府は高度人材の誘致などにさまざまな優遇政策を設けているものの、慢性的なワーカー不足が課題となっている。

もに、許認可手続の際は内資・外資の区別なく公平な審査を行っていただくよう要望する。

< 建議 >

海南自由貿易港に関する課題・要望

- ①海南自由貿易港政策に関するより良いビジネス環境を構築するため、日系企業との意見交換のプラットフォームを活用し、定期的な交流を行うことを要望する。
- ②海南省は人口が全島で950万人と非常に少なく、人材面で課題を有している。高度人材の誘致に関してはさまざまな優遇策を設けているが、労働者の誘致・教育に関する優遇策も設け、人材面の政策の充実を図っていただくよう要望する。
- ③海南省への投資・貿易をする際、外資企業に対する優遇策は日系企業からの注目が非常に高いため、制度をいち早く整えていただくとともに、日本企業へも幅広く周知いただくよう要望する。
- ④島内免税店について、法規上は外資による投資は制限していないものの、外資企業に対する審査が認められづらく、現在は中国企業5社による実質的な寡占状態となっている。免税店の運営について外資企業も運営に参入できるよう、外資系企業向けのマニュアルを整備していただくこと

第4章 東北地域（瀋陽市、大連市）

2022年の遼寧省の域内総生産（GRP）は前年比2.1増の2兆8,975億1,000万元（約57兆9,502億円、1元＝約20円）だった。吉林省は1.9%減、黒龍江省は2.7%増となり、東北3省は中国全体の実質GDP成長率（3%）を下回る成長率となった。

2022年の遼寧省の経済動向

遼寧省の一定規模以上の企業の工業付加価値額は前年比1.5%減と、全国平均（3.6%増）を5.1ポイント下回った。その中でも、ハイテク製造業（16.6%増）による付加価値額は2ケタ増と好調だった。

固定資産投資総額は前年比3.6%増と、全国平均（5.1%増）を1.5ポイント下回った。産業別では、インフラ投資額が38.8%増、ハイテク製造業投資は4.9%増となった。

社会消費品小売総額は前年比2.6%減の9,526億2,000万元だった。都市住民1人あたり平均可処分所得額は2.2%増と、伸び率が全国平均（1.9%増）を上回った。

貿易総額は、前年比2.4%増と全国平均（7.7%増）を5.3ポイント下回る7,907億3,000万元だった。うち、輸出額が8.2%増の3,584億6,000万元、輸入額が2.0%減の4,322億8,000万元となった。

遼寧省統計局は「経済は安定的に回復している」との認識を示した（2023年1月20日付発表）。

瀋陽市、大連市の2022年の経済動向

瀋陽市

2022年の域内総生産は前年比3.5%増の7,695億8,000万元となった。産業別にみると、第一次産業が2.1%増、第二次産業が3.7%増、第三次産業が3.5%増だった。

一定規模以上の企業の工業付加価値額は前年比3.1%増となった。

固定資産投資額は前年比6.1%増だった。

社会消費品小売総額は前年比3.0%減の3,864億5,000万元で、都市住民1人あたり平均可処分所得額は2.2%増の5万1,702元となった。

貿易総額は前年比0.7%減の1,406億6,000万元で、うち輸出額が7.7%増の522億3,000万元、輸入額が5%減の884億3,000万元だった。対内直接投資額（実行ベース）は39億2,000万ドルとなった。

2021年6月現在の瀋陽日本人会の法人会員数は103社。

大連市

2022年の域内総生産は前年比4%増の8,430億9,000万元

となった。産業別にみると、第一次産業が3.2%増、第二次産業が4.5%増、第三次産業が3.7%増となった。

一定規模以上の企業の工業付加価値額は前年比5.1%増と、全国平均（3.6%増）を上回った。

固定資産投資額は前年比6.5%増だった。

社会消費品小売総額は前年比3.3%減の1,846億9,000万元となった。都市住民1人あたり平均可処分所得額は2.7%増の5万1,904元となった。

貿易総額は前年比12.8%増の4,792億1,000万元で、うち輸出額が8%増の2,086億7,000万元、輸入額が16.7%増の2,705億4,000万元だった。

外務省「海外在留邦人数統計」によると、2021年10月1日時点の日系企業数は1,783社、在留邦人数は3,062人（2022年10月1日）。2023年2月現在の瀋陽日本商工会の会員数は667会員。

表：遼寧省、瀋陽市、大連市の経済動向（2022年）

項目	遼寧省		瀋陽市		大連市	
	金額	伸び率 (%)	金額	伸び率 (%)	金額	伸び率 (%)
GRP(域内総生産)(億元)	28,975.1	2.1	7,695.8	3.5	8,430.9	4
第1次産業(億元)	2,597.6	2.8	335.2	2.1	563.0	3.2
第2次産業(億元)	11,755.8	△0.1	2,885.5	3.7	3,712.5	4.5
第3次産業(億元)	14,621.7	3.4	4,475.1	3.5	4,155.4	3.7
工業生産付加価値額(一定規模以上、億元)	-	△1.5	-	3.1	-	5.1
固定資産投資額(億元)	-	3.6	-	6.1	-	6.5
インフラ投資額(億元)	-	38.8	-	-	-	-
不動産開発投資額(億元)	-	△18.6	-	△23.1	-	-
社会消費品小売総額(億元)	9,526.2	△2.6	3,864.5	△3.0	1,846.9	△3.3
貿易総額(億元)	7,907.3	2.4	1,406.6	△0.7	4,792.1	12.8
輸入額(億元)	3,584.6	8.2	522.3	7.7	2,705.4	16.7
輸出額(億元)	4,322.8	△2.0	884.3	△5.0	2,086.7	8.0
対内直接投資						
契約ベース(億ドル)	-	-	-	-	-	-
実行ベース(億ドル)	-	-	39.2	375.1	20.3	16.7
消費者物価指数(CPI)	-	2.0	-	1.7	-	2.2
都市住民1人あたり可処分所得(元)	44,003	2.2	51,702.0	2.2	51,904	2.7

出所：遼寧省、瀋陽市、大連市の各統計局

<地方政府との交流の状況>

① 大連中日アカシア懇談会

大連市政府と在瀋陽日本総領事館とのイニシアチブにより、2019年に発足され、大連日本商工会および大連

に駐在する各機関や企業が抱える課題について、日中双方で意見交換を行い、課題解決を促すと共に、多分野にわたる大連市と日本の交流関係を発展させていくことを主旨とするプラットフォームである。

- ・諸事情により、年度中開催に至らなかったが、それに向けての「投資環境改善建議」内容や議題に対して、市政府各部門から書面の回答があり、実務ベースでの交流がある程度できた。

② 大連市副市長・商務局と交流

- ・開催日時：2022年4月22日
- ・大連市側参加者：大連市政府副市長、商務局党委書記・局長、他
- ・日本側出席者：大連日本商工会会長、調査企画委員長、事務局長、日本人学校理事長
- ・交流内容：日系企業の抱える問題のヒアリング、解決方策に関する意見交換。

③ 大連市普湾経済区との交流

- ・開催日時：2022年4月29日
- ・中日生態モデル新城定礎式へ参加。

④ 大連市生態環境局との分科会

- ・開催日時：2022年5月11日
- ・大連市側参加者：生態環境局/大気環境および気候変化対応処関係者・外事弁公室
- ・日本側出席者：大連日本商工会、大連領事事務所、ジェトロ大連
- ・交流内容：大気汚染による操業規制に関する企業への対応、今後の政策展開（改善の方向性）について議論。

⑤ 大連市外事弁公室と交流

- ・開催日時：2022年10月27日
- 大連市側参加者：大連市外事弁
- 日本側出席者：大連領事事務所、ジェトロ大連、大連日本商工会、各駐連機構
- 夕食を取りながら地方政府と企業の交流を深めた。
- ・同年、数回の小規模交流会を開催
- 交流内容：暖房費問題・人材確保・企業負担軽減について議論。
- ・大連市外事弁公室主催の「重点6大園区」視察に協力し、金普新区、高新園区、長興島経済区、太平洋イノベーション区、金州湾臨空経済区、北黄海経済開発区視察。

⑥ 大連市税務局と日系企業懇談会

- ・開催日時：2022年5月23日
- ・大連市側参加者：大連市税務局副局長、税務局各部署の責任者、商務局、外商投資企業家協会
- ・日本側出席者：大連日本商工会、企業代表約30名が参加
- ・交流内容：税務優遇策と納税サービスに関する最新施策の説明に加えて、質疑応答が行われた。

⑦ 大連市高新区「海聚高新 創新未来」活動に参加 (2022年5月17日)

⑧ 大連市重点園区対日交流商談会に参加 (2022年5月20日)

⑨ RCEP関連

- ・2022年5月30日大連国際商務局起動式に参加、大連日本商工会会長がRCEP特別顧問職を拝命。
- ・同年7月25日 大連自由貿易区RCEP発展チャンスフォーラムおよび中日（大連）経済貿易協力対話会が開催され、大連日本商工会、駐連機構、金融機関、企業代表が参加。

⑩ 大連市国際貿易促進委員会と「外資企業交流会」

- ・日時：2022年7月15日
- ・大連市側参加者：大連市国際貿易促進委員会、商務局、外商投資企業家協会
- ・日本側参加者：大連日本商工会、各駐連機構、日系企業代表
- ・交流内容：外資企業の問題と課題を収集し、直接国務院に報告する特別チームから、大連に進出した日系企業が直面する課題をヒアリングされた。

⑪ 第26回大連国際自動車展示会開幕式

- ・2022年9月24日に開催され、在大連領事事務所、ジェトロ大連、大連日本商工会等の代表が参加。

⑫ 2023大連市外国友人新春レセプションに参加 (2023年2月5日)

⑬ 2023金普新区中外企業家新年会に参加 (2023年1月16日)

<建議>

瀋陽市 投資環境にかかわる建議（問題点・改善要望）

生産拠点周辺の基礎インフラ整備

現状：

瀋陽市に進出している日本企業の多くは製造業であり、生産拠点周辺の基礎インフラ整備（電力・水道・ガス、排水、道路、公共交通等）は、安定した事業活動を行う上で非常に重要かつ死活問題である。前年度の建議後に改善が見られるケースもあるが、依然として雨天時の排水不良、大雪時の除雪作業の遅れが見られる地区があり、企業の生産活動に与える影響は引き続き大きい。基礎インフラ整備の遅れは新たな優良企業誘致に対する障壁となるばかりでなく、既進出企業の瀋陽からの移転・撤退につながるリスクとなる可能性もあると考える。

建議：

基礎インフラ未整備は、企業の安定した事業活動の支障となるだけでなく、瀋陽市の経済発展への貢献を低下させる要因ともなり得る事象である。生産拠点および周辺地域における基礎インフラ環

境のさらなる改善を要望する。特に雨天時の排水不良地区は前年から大きな改善は見られておらず早急な対応をお願いしたい。また電力制限をはじめとする各種の要請には当地に進出する企業として協力を惜しまないが、事業活動への影響を最小限に抑えるため、できる限り前広に情報提供をお願いしたい。

大連市 投資環境にかかわる建議（問題点・改善要望）

① 日本語人材や工場労働者、高度なIT系人材といった人材の確保と定着に向けた施策

現状：

近年、大連市の大学を卒業した優秀な人材の大連市外への流出が問題となっている。大連市は、新卒者に対する家賃補助や住宅購入補助などの政策実施により、優秀な人材の大連市へのつなぎ止めや市外からの人材招致に力を入れているが、人材流出に歯止めはかかっている。そうした中で、日本語人材の採用が年々難しくなっている。また、既存の製造業においても、製造に携わる人材（工員）の採用が難しくなっている。このように人材の確保が難しくなっている点は、日系企業の投資を呼び込むうえで課題となるほか、事業継続の重大なリスクとなっている。

建議：

各企業が実施する社員向け日本語教育への助成や大学教育の充実など人材定着のための施策や、新卒者に対する住宅手当政策の拡充、高度なIT系人材への優遇施策に加え、製造に携わる人材の確保に向けた施策を要望する。

② 通関関連規則の変更時における書面通知と検査頻度の軽減

現状：

大連にいる日系企業にとって、港湾利用のメリットを維持することが非常に重要である。中国経済の発展に伴い大連の地理的優位性は相対的に低くなっているとされているが、物流の中心として引き続き強みを維持し発展させていくことが重要だと考える。一方、関連規制の突然の運用変更により港湾物流自体が機能停止に陥ることが多く、輸出入自体に影響が出ている。また、その場合は口頭やWeChatでの通知が多く、そのため関係会社や日本本社への報告に苦労する場面が多い。加えて、化学品や危険品の輸入時の税関検査率が高く、納期問題や経費増になっている。

建議：

規則や運用ルール変更等の通知は正式な文章でお願いしたい。また、化学品、危険品においては、AEO高級認証取得済みの企業に対する検査頻度の軽減のご検討を要望する。

③ 中国短期滞在(15日以内)の査証免除措置の再開

現状：

2020年以降の新型コロナウイルス感染症に対するさまざまな対応の結果、2023年1月8日、中国においては新型コロナウイルス感染症が伝染病予防上の「乙」類扱い

となり、ゼロコロナ政策が終了したと認識しているが、日本に対して中国短期滞在(15日以内)の査証免除措置がまだ停止されたままとされている。

建議：

コロナ前の事業活動の勢いを取り戻すために、日本との人的往来の活性化が必須の要件と考え、現在停止となっている中国短期滞在(15日以内)の査証免除措置の早急な再開を要望する。

④ 大気汚染による操業規制の緩和および再生可能エネルギー施設導入における各種優遇措置

現状：

大気汚染レベルが一定の水準を超えた場合、大気汚染物質排出企業は、A、B、C、Dの4段階の「管理レベル」に応じて操業を制限されるが、認定基準が厳しすぎるため、設備の改善に多額の投資を行っても、実際にAランクを獲得できた企業は一社もないのが現状である。また、「管理レベル」の認定は実際の排出濃度が反映されていない。

また、中国政府が掲げる2030年までのCO₂排出ピークアウト、2060年までのカーボンニュートラルの実現に、企業側も積極的に取り組んでいるが、まだ各種優遇施策や支援について具体化されていない。

建議：

以上のような状況から、実際の大气汚染物質排出濃度を重視した管理レベル認定基準への早期見直しを実施していただくよう要望したい。また、以前出された緊急通達は、当日からの操業を規制するものがほとんどであった。やむを得ず操業規制の通達を出される場合においても、翌日以降からの規制にするなど、企業への配慮をお願いしたい。

また、企業における再生可能エネルギー施設導入において、政府側の各種優遇措置を早急に具体化するように要望する。

⑤ 定年退職者に対する暖房費や五険一金など雇用にかかる企業負担の軽減

現状：

大連市における定年退職者に対する暖房費については、企業が積み立てた基金から大連市が支給するか、あるいは企業が直接支給するかのいずれかである。定年退職者向けの暖房費負担は老後の生活を支えるという社会政策にかかわるものであり、本来、企業が直接負担すべきものではない。中国の他都市では、市政府が基本養老保険社会統一運営基金より定年退職者に対する暖房費を支給しているケースがある。また、大連市では雇用にかかる五険一金の企業負担も他都市に比べて大きいと言わざるを得ない。2019年に廃止となった住宅貨幣補助の相当分を手当等の名目で従業員へ支給継続している企業も多く、住宅積立金制度改革の形骸化と言わざる得ない状況が見られる。

建議：

定年退職者に対する暖房費の企業負担廃止、および五険一金の企業負担軽減を要望する。

第5章 中部地域(湖北省、湖南省、江西省、河南省)

湖北省、湖南省、江西省、河南省

2022年は、前年と比較して新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が大きくなったものの、中部地域では比較的安定しており、成長速度は減速し安定に向かいつつあるものの、多くの経済指標は成長傾向にある。2022年における湖北省、湖南省、江西省、河南省の域内総生産（GRP）成長率は、それぞれ前年比4.3%、4.5%、4.7%、3.1%となり、いずれも伸び率は前年より低下したものの、成長は続いている。特に感染拡大の深刻な影響を受けた湖北省は2020年に多くの経済指標でマイナス成長を記録したが、徐々に制限が解除されたことや、企業の操業再開支援や消費クーポンの発行などの政策的支援もあり、2021年末までに同省のGRP成長率はプラスに転じた。2022年は4.3%増と前年比8.6ポイント減となったものの、成長は続けている。

また、日本人会組織は、湖北省武漢市の武漢日本商工会(会員企業：163社、2023年1月時点)、湖南省の湖南日本人会(会員数約100名程度)の2つがある。これらの地域では、各省・市政府や日本人会組織と協力しつつ、ジェトロが積極的な投資環境改善に向けた取り組みを実施している。

湖北省の経済動向

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の感染拡大によって深刻な影響を受けた湖北省は、2022年の域内総生産（以下、GRP）が約5兆3,734億9,200万元（前年比4.3%増）となった。中国全体の実質GDP成長率（3.0%増）を1.3ポイント上回り、回復・成長傾向を維持しているが、前年（12.9%増）から8.6ポイント減となった。また、2022年の全国各省(直轄市、自治区)別では第7位となった。GRPを産業別に見ると、第一次産業が4,986億7,200万元（前年比3.8%増）、第二次産業が2兆1,240億6,100万元(前年比6.6%増)、第三次産業が2兆7,507億5,900万元(前年比2.7%増)となった。第二次産業のうち、一定規模以上の企業の工業生産付加価値額は前年比7.0%増となり、41業種中32業種で増加、12業種では2ケタ増を記録した。ハイテク技術製造業は21.7%増となり、一定規模以上の工業企業全体の12.1%を占めた。

固定資産投資額は前年比15.0%増となり、特にインフラ設備にかかる投資が15.9%増となった。

コロナの感染拡大により特に大きな影響を受けたといわれた個人消費についても、引き続き回復傾向がみられる。消費の動向を示す社会消費品小売総額は2兆2,164億8,000万元(前年比2.8%増)となり、2019年とほぼ同等の水準まで回復した。自宅で買い物ができるサービスへの需要が高まったことから、インターネット上での小売総額は前年比7.2%増となった。また、都市住民1人あたりの可処分所得は4万2,626元(前年比

5.8%増)、農村住民1人あたりの可処分所得は1万9,709元(前年比7.9%増)となった。

貿易額は前年比14.9%増の6,170億8,000万元となり、伸び率は中国全体（4.4%増）を上回ったほか、初めて6,000億元を上回った。そのうち輸出総額は20.0%増の4,209億3,000万元、輸入総額は5.4%増の1,961億5,000万元となった。品目別では、電気機械製品が最も多く、同製品の貿易額は前年比2.3%増の3,033億4,000万元と、貿易額の49.2%を占めた。また、輸出はハイテク設備が59.2%増の187億7,000万元と大きく伸びた。一方、輸入では銅鉱砂、鉄鋼砂、原油の合計輸入額が前年比35.4%増の405億4,000万元となり、輸入全体の20.7%となった。

貿易相手国・地域別では、ASEANとの貿易額が前年比32.1%増の982億1,000万元で最多となり、EUが8.8%増の755億9,000万元、米国が6.6%減の674億元となった。日本との貿易額は8.4%減の367億元となった。

湖南省の経済動向

湖南省経済は順調な回復を遂げている。2022年のGRPは4兆8,670億3,700万元(前年比4.5%増)となった。産業別にみると、第一次産業が4,602億7,300万元(前年比3.6%増)、第二次産業が1兆9,182億5,800万元(前年比6.1%増)、第三次産業が2兆4,885億600万元(前年比3.5%増)となった。第二次産業では、一定規模以上の工業付加価値総額の成長率は7.2%増となった。

2022年における固定資産投資は前年比6.6%増となった。

湖南省の社会消費品小売総額は2.4%増の1兆9,050億6,600万元となった。都市住民1人あたりの可処分所得は4万7,301元(前年比5.4%増)、農村住民1人あたりの可処分所得は1万9,546元(前年比6.8%増)となった。

貿易総額は、前年比20.2%増の7,058億2,000万元となった。そのうち輸出総額は25.3%増の5,154億5,000万元、輸入総額は8.3%増の1,903億6,000万元となった。品目別では、電気機械製品が輸出入ともに多かった。電気機械製品の輸出額が18.3%増の2,123億7,000万元で輸出総額の41.2%を占めた。電気機械製品の輸入額は5.5%増の601億5,000万元と輸入総額の31.6%を占めた。貿易相手国・地域別では、ASEANとの貿易額が56.8%増の1,497億元で最大となっており、米国が3.4%増の822億1,000万元、EUが2.7%増の624億2,000万元とそれに続いた。

江西省の経済動向

2022年の江西省の経済は比較的順調な成長を続けている。江西省の2022年のGRPは、3兆2,074億7,000万元(前年

比4.7%増)となった。GRPを産業別にみると、第一次産業が2,451億5,000万元(前年比3.9%増)、第二次産業が1兆4,359億6,000万元(前年比5.4%増)、第三次産業が1兆5,263億7,000万元(前年比4.2%増)となった。固定資産投資額も前年比8.6%増と拡大傾向にある。

社会消費品小売総額は1兆2,853億5,000万元(前年比5.3%増)となり、都市住民1人あたりの可処分所得は4万3,697元(前年比4.8%増)、農村住民1人あたりの可処分所得は1万9,936元(前年比6.7%増)となった。

貿易総額は、前年比34.9%増の6,713億元となった。そのうち輸出総額は38.7%増の5,088億4,000万元、輸入総額は24.2%増の約1,624億6,000万元となった。品目別では、江西省が支柱としている電子情報産業関連製品が28.8%増の1,746億6,000万元であったほか、リチウム電池産業関連製品が3.5倍の396億8,000万元となった。貿易相手国・地域別では、ASEANとの貿易額が前年比66.8%増の1,330億4,000万元で最多となり、米国が10.6%増の764億7,000万元、EUが22.4%増の638億5,000万元となった。

河南省の経済動向

2022年の河南省の経済は順調な回復を遂げているが、消費の面では回復が遅れている。GRPは3.1%増の6兆1,345億500万元となった。GRPを産業別にみると、第一次産業は5,817億7,800万元(前年比4.8%増)、第二次産業は2兆5,465億400万元(前年比4.1%増)、第三次産業は3兆62億2,300万元(前年比2.0%増)となった。

固定資産投資額は6.7%増となった。

社会消費品小売総額は2兆4,407億4,100万元(前年比0.1%増)となり、都市住民1人あたりの可処分所得は3万8,484元(前年比3.7%増)、農村住民1人あたりの可処分所得は1万8,697元(前年比6.6%増)となった。

一方で、貿易総額は8,524億1,000万元で前年比4.4%増となり、中部各省の中で1位、全国で9位となった。そのうち、輸出額は5,246億9,940万元(前年比5.2%増)となり、輸入額は3,277億1,436万元(前年比3.2%増)となった。

2022年の日系企業の動向、新型コロナウイルスの影響(湖北省)

2022年には多くの場所でコロナ対策が強化された。4月頃から武漢市内を始め、湖北省の多くの施設で健康コードもしくは48時間以内のPCR検査陰性証明の提示を求められるようになった。その後、7月や9月に新型コロナウイルスの感染が確認され、一部地域が封鎖されるなどの事態が発生した。

2022年7月上旬、武漢日本商工会およびジェトロ武漢事務所は湖北省進出日系企業に対し実態調査を実施した。2022年の事業については、55.0%の企業が「おおむね年初計画通り」と回答した。2025年以降の中期的事業展望についても、41.0%が「現状を維持する」、37.0%が「規模を拡大する」と回答した。要望としては、日本との定期航空便の早期再開、新型コロナウイルス感染症対策(隔離措置など)の緩和、人件費上昇に対

する支援(減税、補助金等)、外国人の中国駐在にかかる就労許可、査証・居留証取得にかかる柔軟な対応、日本国総領事館の設立にかかる支持等が挙げられた。同調査結果は、ジェトロ武漢から湖北省政府(外事弁公室、商務庁)に説明した。

10月以降は省市レベルで明文化した規制は変えずに、区や街道、社区などの行政レベルで厳格な対応を求める事例が相次いだ。日系企業にも操業停止となったり、入居するビルが封鎖されて出勤できなくなったりと大きな影響を被ったほか、飲食店やショッピングモールが閉鎖されるなど生活面でも大きな影響が出た。

2022年11月下旬、武漢日本商工会およびジェトロ武漢事務所は湖北省進出日系企業に対し実態調査を実施した。2022年の事業について、「おおむね年初計画通り」とする回答が54.5%、「規模を縮小する」とする回答が35.1%(7月調査時では37.0%)となった。2025年以降の中期的計画については27.3%が「現状の規模を維持」、45.5%が「事業を拡大する」と回答した。要望としては、新型コロナウイルス感染症対策(隔離措置等)の緩和、日本との定期航空便の早期再開、外国人の中国駐在にかかる就労許可、査証・居留証取得にかかる柔軟な対応、日本国総領事館の設立にかかる支持、人件費上昇に対する支援(減税、補助金等)等が挙げられた。同調査結果は、ジェトロ武漢から湖北省政府(外事弁公室、商務庁)に説明した。

前述の厳格な新型コロナウイルス関連規制は12月上旬には大幅に緩和されたが、その後に新型コロナウイルスの感染が拡大、武漢在住日本人の間でも感染が報告されたが、2023年4月時点ではすでに落ち着き、平常運転に戻っている。PCR検査の陰性証明が求められるのは病院や学校などの一部施設のみとなっている他、省をまたぐ移動も緩和されており、経済活動の回復が進んでいる。

<地方政府との主たる交流状況>

湖南省貿易促進委員会と湖南省日系企業との座談会(2022年7月8日)

- 中国側参加者：湖南省貿易促進委員会・副会長、湖南省対外友好協会・副会長ほか湖南省政府関係者
- 日本側参加者：湖南省日系企業代表12社、ジェトロ武漢
- 交流内容：湖南省貿易促進委員会からの「湖南省日系企業から当地のビジネス投資環境の問題点等を聴取し、改善につなげたい」とする呼びかけに応じ開催したもの。日系企業からは、主に以下の問題意識につき言及。
 - ① 安定的な電力供給とエネルギー使用料金の安定を実現してほしい。万一減電措置などを実施せざるを得ない場合、余裕を持った早めの事前通知をお願いしたい。
 - ② 雇用調整助成金などの援助を希望する。新型コロナなどにより会社が休業状態に追い込まれても、当地日系企業は「雇用第一」を主たる方針とし、安易に「契約解除」はしない。そのため、売上はほとんどないのに労務費は発生するため会社経営は正直非常に厳しい。当地政府から「雇用調整助成金」などの補助をいただけると大変ありがたい。
 - ③ 工場のグリーン化、技術改造プロジェクト実施に伴う補助金などの情報が欲しい。各社ともに自主的に工場のグリーン化に取り組んでおり、こういった対応に政府支援

が期待できるのか教えてほしい。

- ④ 資源価格の高騰も企業の抱える困難の1つ。鋼材原料、化学原料等の価格安定化についても、協力願いたい。
- ⑤ 国内外サプライチェーンのさらなる円滑化。危険物取り扱いについてもルールの適切な緩和を求める。
- ⑥ 外資参入規制のさらなる緩和。農産品、漢方、種子などについても、関心を持つ外資企業は少なくないと思われる。
- ⑦ 防疫対策の調整による、入国時隔離期間の短縮。コロナ禍の環境下、ここ数年の人の往来の欠如により、当地における生産拡大や商品開発はスローダウンを余儀なくされている。国外ではすでに相互往来が正常化しており、中国のビジネス環境の向上のためにも、駐在員の心身の健康維持のためにも、ぜひ隔離措置の緩和を進めていただきたい。
- ⑧ 長沙と日本とをつなぐ直航便の再開を希望する。
- ⑨ 高速鉄道利用時、空港利用時の自動改札などを、外国籍人員も利用できるようにしていただきたい。空港での英語対応可能者の拡充にも期待する。
- ⑩ 一般道での危険運転の取り締まりを強化していただきたい。
- ⑪ パスポート預託期間の短縮(預託証では銀行口座作れない)。
- ⑫ パスポート預託証での銀行口座開設(銀行口座がないと電子マネー決済できない)。
- ⑬ 工作許可証申請の際に、卒業証明書等に対応していただきたい。卒業証書原本は紛失している事例も数多い。
- ⑭ 就労ビザ発給を60歳以上に緩和してほしい(現状、副総経理級以上でないと取れない)。
- ⑮ 各種登録での外国人パスポートへの対応を進めてほしい。

Japan Festival武漢(日本嘉年華 武漢駅)の開催 (2022年7月22日~24日)

- ・湖北省政府、武漢市政府、武漢日本商工会、湖北日本人有志会は、日中国交正常化50周年の機会に、日中双方の文化交流、経済交流を目的としたJapan Festival武漢(日本嘉年華 武漢駅)を開催。
- ・開幕式では、日本大使館公使、湖北省外事弁公室主任、武漢日本商工会会長からの挨拶のほか、来賓・スポンサーによる「湖北省における日中交流起動式典」のテープカットが行われた。

名称：Japan Festival武漢(中国語での名称「日本嘉年華武漢站」)

日程：2022年7月22日(金)~24日(日)

会場：漢街

出店数：約40ブース

主催：湖北省人民政府外事弁公室、武漢市人民政府外事弁公室、Japan Festival武漢実行委員会

支援：一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構

後援：日本大使館、ジェトロ武漢、武漢日本商工会、武漢日本人有志会、日本湖北総商会ほか

武漢日本商工会とジェトロ武漢による湖北省政府、武漢市政府への湖北省進出日系企業問題意識文書の提出・説明(2022年3月、7月、11月、2023年1月)

- ・武漢日本商工会とジェトロ武漢は、定期、不定期に実態

調査を実施し、湖北省内の日系企業の業況や問題意識を集約、湖北省政府・武漢市政府(湖北省外事弁公室、湖北省商務庁、武漢市外事弁公室、武漢市商務局ほか)に説明し、対応改善などを要望する取り組みを継続している。(上記「日系企業の動向、新型コロナウイルスの影響(湖北省)」にも掲載の通り)

- ・2023年3月時点で湖北省進出日系企業が抱える主な問題意識は以下の通り。

- ① 日本と武漢との定期航空便の早期再開
- ② 人件費上昇に対する支援措置(減税、補助金等)
- ③ 外国人の中国駐在にかかる就労許可、査証・居留証取得にかかる柔軟な対応
- ④ 法規執行の安定性・透明性・利便性の維持・確保
- ⑤ 日本国総領事館の設立にかかる支持
- ⑥ 現地職員確保に対する支援
- ⑦ 工場のグリーン化、スマート化に伴う湖北省の助成政策(補助金等)の説明会開催
- ⑧ 夏季集中豪雨に伴う浸水被害防止の徹底
- ⑨ 工場運営、生活維持のための電力等エネルギーの安定供給確保
- ⑩ 武漢新港(陽羅港)の取り扱い貨物の範囲拡大(電池、化学品等)

湖北省商務庁、武漢市商務局主催「外資企業交流サロン」での省政府・市政府との交流(2022年9月27日)

- ・本件座談会は、湖北省商務庁、武漢市商務局が各国・地域(米、英、仏、韓、日、蘭、独、香港、台湾等)の企業代表等を招き、当地での経済活動や今後の展望、政府への要望を聴取するため開催されたもの。ただし出席者約80名の大半は日系企業関係者であった。
- ・日本代表企業として、ジェトロ武漢から、法規執行の安定性・透明性・利便性の維持・確保、工場のグリーン化、スマート化に伴う湖北省の助成政策(補助金等)の説明会開催、工場運営、生活維持のための電力等エネルギーの安定供給確保、武漢新港(陽羅港)の取り扱い貨物の範囲拡大(電池、化学品等)について対応を求めた。

<建議>

- ① 日本と武漢、日本と長沙の定期航空便の早期再開
- ② 外国人の中国駐在にかかる就労許可、査証・居留証取得に関する柔軟対応の継続
- ③ 日本国総領事館の設立にかかる支持
- ④ 法規執行の安定性・透明性・利便性の維持・確保
- ⑤ 人件費上昇に対する支援(減税、補助金等)
- ⑥ 工場運営、生活維持のためのエネルギーの安定供給確保
- ⑦ 夏季集中豪雨に伴う浸水被害防止の徹底
- ⑧ 工場グリーン化等に伴う助成政策の外資企業への適用

第6章 西部地域(重慶市、四川省、陝西省)

1. 重慶市

省市別で中国最大の人口を有する直轄市・重慶市は、成都市と並んで中国西南地区の中核都市として内陸部の経済を牽引している。特に日系企業にとっては、古くから自動車・二輪車や電子機器を始めとした製造業の一大拠点としての地位を有している。

2020年1月に国家プロジェクトとして批准された「成都-重慶地区両都市経済圏」(中国語では成渝地区双城経済圏) 建設計画に則り、成都市と重慶市を結ぶ地域の開発が急速に進められ、ポテンシャルを有する中国第4の広域経済圏として多くの日系企業から注目を集めている。

2022年の重慶市経済は、新型コロナウイルス感染拡大による大規模な行動制限や夏場の電力逼迫により数々の困難を迎えたが、それらを乗り越えた同年末から2023年にかけて防疫措置も大きく緩和された。2023年以降は人的往来も回復し、経済発展も加速することが期待される。

重慶市の経済動向

2022年の重慶市経済は多くの困難に見舞われた。特に8月の電力不足および11月の大規模な外出制限の際には、工業生産が対前年同月比でマイナスまで落ち込んだ。

2022年の重慶市の域内総生産(GRP)は2兆9,129億元で前年比2.6%増にとどまり、中国全体の3.0%増を下回った。規模以上工業付加価値額増加値は前年比3.2%増だった。産業別にみると、自動車産業は前年比10.2%増、二輪産業は前年比6.4%減だった。

消費動向を示す社会消費品小売総額は2022年、前年比0.3%減で中国全体の前年比0.2%減とほぼ同水準であった。飲食業収入は前年比1.9%減と新型コロナ感染拡大による外出制限が足かせとなった。一方、スマートフォンやウェアラブル端末がそれぞれ7.8%増、15.9%増と高い伸びを示した。

2022年の重慶市の固定資産投資総額は前年比0.7%増にとどまり、中国全体の5.1%増を大きく下回った。また貿易総額は8,158億元で前年比2.0%増にとどまり、中国全体の4.4%増を大きく下回った。

表: 重慶市の経済動向(2022年)

項目	金額	伸び率(%)
GRP(域内総生産)(億元)	29,129	2.6
第1次産業(億元)	2,012	4.0
第2次産業(億元)	11,694	3.3
第3次産業(億元)	15,423	1.9
工業生産付加価値額(一定規模以上、億元)	-	3.2
固定資産投資額(億元)	-	0.7
インフラ投資額(億元)	-	9.0
不動産開発投資額(億元)	-	△20.4
社会消費品小売総額(億元)	13,900	△0.3
貿易総額(億元)	8,158	2.0
輸入額(億元)	2,913	2.9
輸出額(億元)	5,245	1.5
消費者物価指数(CPI)	-	2.1
都市住民1人あたり可処分所得(元)	45,509	4.6

出所: 重慶市統計局、重慶市税関

日系企業の進出状況

重慶市の進出日系企業数は自動車・二輪等の輸送用機器、IT・電子関連、物流関連企業等を中心に234社となっている(2021年10月現在、在重慶日本国総領事館調べ)。日系商工会組織としては、重慶日本クラブがあり2023年3月時点で法人会員86社が加入している。なお、在留邦人数は約240名である(2022年10月現在、在重慶日本国総領事館調べ)。

重慶市では2022年にHOYA株式会社が京東方科技集団(BOE)と新たに合併会社を設立、2024年の生産開始に向けて工場建設中である。

日系企業の業績動向および課題

2022年秋にジェトロが現地日系企業に対して実施したアンケート調査(2023年2月公表)によると、2022年の営業利益(見込み)が「黒字」と回答した重慶日系企業の割合は68.0%で前年の59.1%から増加した。「赤字」と回答した企業も前年の27.3%から16.0%に減少した。中国全体では「黒字」が前年の72.2%から64.9%に減少しているのと比較し、在重慶日系企業の営業利益の状況は回復傾向にあるようだ。また、今後の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した日系企業の割合は、中国全体では前年の40.9%から大きく減少して33.4%だったのに対して、重慶市では52.0%と前年の50.0%を上回り、全省市中最高数値であった。隣接する四川省が2番目に高い割合だったことと併せ、西南地区では事業拡大の意向を持つ日系企業が多いことがうかがえる。

経営上の問題点として在重慶日系企業の多くが挙げたのが、「調達コストの上昇」（75.0%）、「競合相手の台頭」（64.0%）であり、いずれも中国全体の比率を大きく上回った。原材料や部品の調達先として「現地調達」と回答した企業の割合は、中国全省市中で重慶市が前年に引き続き最も高く82.9%であった。

脱炭素化への取り組み状況について、「すでに取り組んでいる」と回答した重慶日系企業の割合は60.0%であり、全省市中で最も高い比率であった。具体的な内容として「省エネ・省資源化」が76.2%と多数の企業が取り組んでいるほか、「エネルギー源の電力化」と回答した企業も38.1%と全省市中で最も高いのが重慶市であった。

< 建議 >

① 日系企業との直接対話の継続的な実施

2020年以前に定期的に開催されてきた直接対話は重慶市で操業する日系企業にとっては業務上の課題等を直接伝えることができる貴重な機会である。防疫措置が大幅に緩和された2023年以降は重慶市政府関連部門と日系企業との直接対話の機会を継続的に設けていただきたい。

② 労働力不足の改善

重慶市の日系製造業から、慢性的な労働力不足の状態が続き、安定的な生産に支障を来しているとの声が挙がっている。労働力不足は重慶市で製造業を営む企業にとって事業環境上の大きな課題になっているとともに、新規投資や拡大投資の可能性を阻害する要因になっている。周辺地域の職業訓練学校の卒業生が重慶市に集まるような働きかけや政策措置を取るなどして、十分な労働力が供給されるよう要望する。

③ 行政サービスの質の向上

市政府幹部が、対外開放の推進、事業環境の改善に積極的な姿勢を示す一方で、一部の日系企業からは、助成制度の利用や認証手続、各種行政手続など色々な場面で、プロセスが不透明、当局から十分な説明が得られない、対応が不親切、担当者によって言うことが違うなどといった不満の声が聞かれる。市政府の対外開放の推進、事業環境の改善に向けた努力や意識が、企業の直接窓口となる末端の行政部門の現場にまでしっかりと行き渡っているとは言えない。当地日系企業に対する行政サービスの質の向上、行政各当局の対応の改善を要望する。

④ 電力供給に関する問題への対応

2021年に続き2022年も大規模な電力供給制限が発生した。2023年以降は、企業の生産活動に支障を来さないよう、電力供給制限にあたって十分な準備期間を考慮した告知を行っていただくほか、代替電源や変電設備、送電ルートの確保など、電力供給能力の向上を図っていただきたい。

⑤ 重慶市に投資した企業のさらなる発展に向けた優遇政策の措置・適用

企業誘致の際には各種の優遇政策が用意され、政府も親身な対応を見せるが、投資した後に事業の拡大を図るにあたり利用可能な優遇措置が少ないという声がある。追加投資を行う場合など、投資企業が成長する過程の各段階で利用可能な優遇政策の整備を要望する。また、企業誘致等を目的に、市および区のレベルで企業と個別に優遇施策に関する協定等を締結しているケースがあるが、財源上の理由等で税金還付等が約束通り履行されないケースがあり、着実な実施をお願いしたい。

⑥ 外国人就労許可制度の柔軟な運用と手続の緩和

現行の外国人就労許可制度の運用において、年齢や学歴、就業経験等に関わらず、発行基準の柔軟な適用により円滑に就業許可が与えられるよう、当地の状況や各社の状況に応じた制限の緩和、発行基準の柔軟な適用を要望する。当地に赴任してから就業許可証および居留許可証の取得までの一連の手続の簡素化を要望する。

⑦ 成都-重慶地区両都市経済圏などによってもたらされる効果の提示

成都-重慶地区両都市経済圏について、日系企業からは、当該経済圏が日系企業にどのようなメリットをもたらすのかよくわからないという声が多く聞かれる。企業のビジネス環境がどのように改善し、企業にどのような効果をもたらされるのかを、具体的にわかりやすく提示していただくよう要望する。また、両都市経済圏に加えて、昨今は「陸海新通道」「中新項目」「長江経済帯」といった経済振興スローガンの提示とそれへの協力を求められるケースがあり、同様に具体的なメリットの提示をお願いしたい。また、これらに関連するイベントへの出席を求められるケースがあるが、具体的なメリットがない中では積極的に協力しづらい。

⑧ 西部大開発の優遇政策における不平等な競争環境の是正

中国政府の西部大開発の政策に基づき、「西部地区奨励類産業目録」に記載のある業種は企業所得税が15%の優遇を受けられることになっているが、外資企業への適用は「西部地区奨励類産業目録」ではなく「外商投資奨励産業目録」に基づく。このため、「西部地区奨励類産業目録」に記載があっても「外商投資奨励産業目録」に記載がない業種では、外資企業は優遇税率の恩恵を受けることができない。同じ業種でも「西部地区奨励類産業目録」によって恩恵を受ける内資企業と外資企業の間で、税負担の適用に不平等が生じる制度設計となっており、公正な競争が妨げられる。かかる不平等の是正を要望する。

⑨ 交通マナーの改善

市内の至る所で路上駐車が多く、住宅地の比較

的細い道路では大型車のすれ違いができずに渋滞の原因ともなっている。また、歩道への駐車、バイクの走行、工事による歩道封鎖など、歩行者の安全が確保されていないという指摘もある。渋滞箇所の個別原因究明を進めつつ、路上駐車や交通マナー違反の取り締まり強化、渋滞緩和のための迂回道路の新設、割り込み防止のための中央分離帯の設置、観光客の無謀な横断防止措置、ナンバー規制のみならず走行車両の総量規制を行うなど道路事情の改善を要望する。

⑩ 日中間の人的往来回復のための直行便の早期再開

2022年末から2023年初にかけて新型コロナウイルス防疫措置が大幅に緩和されたものの、当地と日本との間での旅客直行便ははまだ運行されていない。市として、早期の再開と便の増加に向けた積極的な対応をお願いしたい。

2. 四川省・成都市

2020年の国勢調査で中国4番目の2,000万人都市となった四川省成都市は、中国西南地区の経済の中核都市として成長を牽引している。歴史ある豊かな文化的背景を有する四川省成都市は、自動車や二輪、ITなど既存の産業集積に根差す生産拠点としての投資環境の良さ、高いポテンシャルを有する一大消費市場としての魅力などから多くの日系企業から注目を浴びてきた地域である。

さらに、2020年に国家級プロジェクトとして批准された「中日(成都)都市建設・現代サービス業開放協力モデルプロジェクト」および「中日(成都)地域発展協力モデル区」により、成都における日中協力の進展が期待されている。

2022年は新型コロナウイルス感染拡大による外出制限やさまざまな厳しい防疫措置により四川省経済も大きな影響を受けた。さらに全国的な酷暑は四川省では深刻な雨不足と相まって未曾有の電力逼迫をもたらし、特に四川省の工業生産に多大な影響を及ぼした。

困難を乗り越えた2023年以降、中国国内および日中両国間の人的往来が回復、活発化すれば、サプライチェーン再構築の面でも、フロンティア市場の開拓という面でも、四川省成都市に対して再び熱い視線が注がれることになるだろう。

四川省・成都市の経済動向

2022年は四川省・成都市の経済にとって厳しい一年であった。

2022年3月から5月まで続いた上海のロックダウンにより通関手続および長江物流が麻痺、サプライチェーンの一部を長江に依存している四川省の製造業にも影響をもたらした。また、夏場に中国全土を覆った酷暑による電力需要の急増の中、四川省では深刻な雨不足に見舞われ発電ダムの水位が限界水位を下回り、水力発電に電力供給の大部分を依存する四川省では前代未聞の電力不足に陥った。この未曾有の電力逼迫により、四川省全域で数週間にわたって全ての工場の原則的な操業停止の措置がとられた。さらに工業部門のみならず商業部門や民生部門でも厳しい節電を余儀なくされる事態となった。2022年9月に入ると新型コロナウイルス感染者が急拡大し成都市全体で大規模な外出制限が行われ、街角から人の姿が消える事態となった。さらに12月には全国に先駆けて新型コロナウイルス感染急拡大が生じた。

厳しい一年であったが、2022年の四川省の域内総生産（GRP）は中国全体（前年比3.0%増）とほぼ同値である前年比2.9%増を確保した。成都市も2.8%増を確保した。9月に成都市で大規模な外出制限措置が取られた際は、政府支援と企業努力による「バブル生産方式」で工業生産は維持され、サプライチェーンへの影響は最小限に食い止められた。工業生産付加価値額は中国全体が前年比5.1%増だったのに対し四川省は3.8%増、成都市は5.6%増であった。

消費動向を示す社会消費品小売総額は2022年、中国全体が前年比0.2%減であったのに対し四川省は0.1%減、成都市は1.7%減であった。

2022年の四川省の貿易総額は、前年比4.4%増だった中国全体の数値を上回る6.1%増で初めて1兆元を超えた。特に輸出額が前年比9.2%増と大幅な増加を見せた。成都市の貿易総額は前年比1.6%増にとどまった。

日系企業の進出状況

四川省の進出日系企業数は自動車等の輸送用機器、IT・電子関連、物流、小売・飲食関連企業等を中心に502社となっている（2021年10月現在、在重慶日本国総領事館調べ）。日系商工会組織としては、成都日本商工クラブがあり2022年8月時点で法人会員134社・団体、個人会員11人が加入している。なお、四川省の在留邦人数は約340名である（2022年10月現在、在重慶日本国総領事館調べ）。

四川省成都市では2022年4月に株式会社FOOD & LIFE COMPANIESが新たに成都寿司郎餐飲を設立、同年11月に人気回転寿司チェーン「スシロー」成都1号店を開業させた。また四川省資陽市では、株式会社桃屋が建設を進めてきた瓶詰ザーサイ工場が2023年3月に新たに生産を開始する予定。

表：四川省および成都市の経済動向（2022年）

項目	四川省		成都市	
	金額	伸び率 (%)	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	56,750	2.9	20,818	2.8
第1次産業 (億元)	5,964	4.3	588	3.8
第2次産業 (億元)	21,157	3.9	6,404	5.5
第3次産業 (億元)	29,628	2.0	13,825	1.5
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	-	3.8	-	5.6
固定資産投資額 (億元)	-	8.4	-	5.0
不動産開発投資額 (億元)	-	△4.2	-	10.4
社会消費品小売総額 (億元)	24,105	△0.1	9,097	△1.7
貿易総額 (億元)	10,077	6.1	8,346	1.6
輸入額 (億元)	3,862	1.3	3,341	△1.4
輸出額 (億元)	6,215	9.2	5,005	3.7
消費者物価指数 (CPI)	-	2.0	-	2.4
都市住民1人あたり可処分所得(元)	43,233	4.3	54,897	4.3

出所：四川省人民政府新聞弁公室、成都市統計局

日系企業の業績動向および課題

2022年秋にジェトロが現地日系企業に対して実施したアンケート（2023年2月公表）によると、2022年の営業利益（見込み）が「黒字」と回答した四川省の日系企業の割合は47.7%で、全省市中最も高かった前年の84.0%から劇的に低下、一転して有効回答数10社以上の12省市のうち四川省が圧倒的に最も低い結果となった（2番目に低い天津市が60.7%）。また「赤字」と回答した日系企業の割合は31.8%で、こちらも同様に有効回答数10社以上の12省市のうち四川省が最も高かった。営業利益悪化の理由として挙

げられたのは「新型コロナに起因する行動制限の影響」が72.7%と最も高く、また「新型コロナに起因するコスト上昇」も全省市では最も高い50.0%の企業が回答していた。回答項目には無かったが、2022年夏場の大規模な電力制限も在四川省日系企業の営業利益に多大な影響を及ぼしたとみられる。

一方、2023年の営業利益見通しを「改善」と回答した企業の割合から「悪化」と回答した企業の割合を差し引いた“DI値”をみると、四川省は37.2ポイントと全省市で最も高い値となった。四川省の多くの日系企業が2022年の業績悪化を特殊要因による一過性のもので2023年には改善に向かうとみていることがうかがえる。

今後の事業展開の方向性に関して、「拡大」と回答した企業は中国全体では前年の40.9%から大きく減少して33.4%にとどまり過去最低の水準となったが、四川省では前年の45.8%から微増し46.5%となった。同じく前年度から微増した重慶市(52.0%)と共に西南地区の日系企業は事業拡大の意向が強いことがみてとれた。また、経営上の問題点として「コスト・価格面での競合相手の台頭」、「電力不足・停電」を挙げた企業が、四川省は他省市に比して多かった。

脱炭素化への取り組みに関して、四川省と重慶市の日系企業では半数以上が「すでに取り組んでいる」と回答、全省市の中で最も高い割合だった。また、市場からの排出削減のクレジット購入を行っている」と回答した四川省の日系企業は12.1%に達し、全省市の中で最も高い割合だった。

<地方政府との交流の状況>

中国貿促会外資企業座談会

- ・ 2022年6月30日
- ・ 中国側参加者：中国国際貿易促進委員会、国際貿易促進委員会四川委員会
- ・ 日本側参加者：在成都外資系企業 約50社
- ・ 交流内容：中国国際貿易促進委員会の会長が北京から来訪、在成都の外資系企業との座談会が開催された。日系企業も数社が参加し、同委員会と意見交換・質疑が行われた。

在成都日系企業と四川省政府との意見交流会

- ・ 2022年11月1日
- ・ 中国側参加者：四川省国際貿易促進委員会、四川省外事弁公室、四川省投資促進局、
- ・ 日本側参加者：在成都日系企業計33社/団体、在重慶日本国総領事館、ジェトロ成都事務所 ほか
- ・ 交流内容：在成都日系企業と四川省政府各部門が一堂に会し、日系企業の操業環境や経営上の課題等について政府側に説明すると共に政策に関する意見表明や質疑応答を行った。また四川省政府側からは近年の外資優遇政策等について説明があった。

<建議>

①日本企業の関心やニーズを踏まえた情報発信

四川省や成都市、省内各市は日本向けに積極的な誘致広報活動を展開しているが、省・市政府のアピールの多くは投資誘致を目的とした開発区や産業園区の投資環境に関するものが多い。多くの日本企業にとって、内陸部に対する関心は投資ではなく内販拡大であり、日本企業が必要としているのは、具体的なビジネスニーズや市場情報、潜在顧客の有無やパートナー候補に関する情報である。日本企業の関心やニーズを踏まえた効果的な情報発信を行っていただくよう要望する。加えて、日系企業に対して、地元パートナーの紹介や日中企業間の交流機会の創出を積極的に行っていただくよう要望する。

②日系企業と省市政府との直接対話の継続

2022年11月に四川省政府と在成都日系企業とが一堂に会する対面での意見交換会が実現した。2023年以降も定期的に、ビジネス上の課題解決や事業環境の改善または四川省および成都市の政府や企業と日系企業とのビジネス交流を発掘するような直接対話の機会を設けたい。

③日中モデルプロジェクトの推進に向けた優遇政策、規制緩和の実施

「中日(成都)都市建設・現代サービス業開放協力モデルプロジェクト」の推進と「中日(成都)地域発展協力モデル区」の効果的な運営を図るため、他の都市には見られない成都市ならではの優遇措置や全国に先駆けた規制緩和の適用を要望する。

④成都-重慶地区両都市経済圏によってもたらされる効果の提示

成都-重慶地区両都市経済圏について、その建設の現状や計画について適時に説明いただくとともに、ビジネス機会の創出やビジネス環境の改善など、日系企業にとってのメリットを具体的に提示していただきたい。

⑤カーボンニュートラルへ向けたクリーンエネルギーの積極的なPR

在成都の日系企業(製造業)で、1年間の生産工程におけるカーボンニュートラルを達成する企業が出現し始めた。もともとクリーンな電源構成を持つ四川省は、中国国内でも最もカーボンニュートラルの達成が容易な地域であり、当地の投資環境としての大きな魅力である。ぜひ、積極的にこの点をアピールし、投資誘致に活用してほしい。また、引き続き、外資系企業でもカーボンニュートラル達成の認定が受け易くなるよう、制度整備を進めてほしい。

⑥企業と金融機関との取引に関する属地主義的制限の撤廃

現在、当地に進出する企業が行うオフショア決済

取引（うち資本項目）において、同一省内の銀行でしか取扱いが認められないといった制限がある（※1）。成都-重慶地区両都市経済圏の形成の動きに合わせて、成都市と重慶市それぞれに立地する銀行とその取引先の間ではオフショア取引が自由に行えるよう制限の撤廃を要望する。

（※1）規定上は企業所在地の金融当局（外貨管理局）への備案を経て取扱いが可能とされているが、当局がこの備案を受け付けないというのが実態。

別の問題として、成都市では、進出時の資本金開設口座について、同一省市にある銀行で口座開設するよう金融当局から指導が入る（※2）との声が挙がっている。このような指導は、進出企業にとっては金融機関の選択を制限するものであり、域外の銀行にとっては当地に進出する取引先に対する営業活動を阻害する要因ともなっている。こうした属地主義的な制限の撤廃を要望する。

（※2）規定上は地域制限がなくなっているにもかかわらず、当局から口頭指導が入るケースがある。重慶市でも同様の事例がある。

⑦ 西部大開発の優遇政策の適用に関する不平等の是正

中国政府の西部大開発の政策に基づき、「西部地区奨励類産業目録」に記載のある業種は企業所得税が15%の優遇を受けられることになっているが、外資企業への適用は「西部地区奨励類産業目録」ではなく「外商投資奨励産業目録」に基づく。このため、「西部地区奨励類産業目録」に記載があっても「外商投資奨励産業目録」に記載がない業種では、外資企業は優遇税率の恩恵を受けることができない。同じ業種でも「西部地区奨励類産業目録」によって恩恵を受ける内資企業と外資企業の間で、税負担の適用に不平等が生じる制度設計となっており、公正な競争が妨げられる。かかる不平等の是正を要望する。

⑧ 外資小売店舗におけるタバコ販売の規制にかかわる制限の緩和

現在、タバコの販売が外資企業に認められておらず、タバコ販売が可能な他の内資企業との間で、直接的な売上に限らず、集客力の面においても、不平等な競争を強いられる要因となっている。四川省内のコンビニエンスストアの日本資本の比率が高まっていることから、一般消費者の利便性向上のためにも当該制限の撤廃、緩和を要望する。

⑨ 日中間の人的往来回復のための直行便増便

2022年末から2023年初にかけて新型コロナウイルス防疫措置が大幅に緩和されたものの、当地と日本との間での旅客直行便は毎週1便にとどまっている。日系航空会社も含めた直行便の運行数が早期に新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復することを要望する。

3. 陝西省

2022年の陝西省の域内総生産（GRP）の実質成長率は4.3%で、前年の6.5%から2.2ポイント減少したが、全国の実質GDP成長率（3.0%）を1.3ポイント上回った。2023年の経済成長率の所期目標は、5.5%前後としている。

2022年の経済状況

2022年の陝西省の域内総生産（GRP）は前年比4.3%増の3兆2,772億6,800万元だった。GRPを産業別にみると、第一次産業は前年比4.3%増の2,575億3,400万元、第二次産業は6.2%増の1兆5,933億1,100万元、第三次産業は2.6%増の1兆4,264億2,300万元だった。消費者物価上昇率は2.1%（2021年は1.5%）、固定資産投資額（農家を除く）は前年比8.1%増（2021年は前年比3.0%減）、一定規模以上の工業生産は7.1%増（2021年は前年比7.6%増）、社会消費品小売総額は1.5%増（2021年は前年比6.7%増）だった。陝西省の住民1人当たり可処分所得は5.4%増の3万116元となった。貿易総額は、前年比2%増の4,835億3,000万元、うち輸出は17.8%増の3,011億3,000万元、輸入は1,824億元、貿易収支は1,187億3,000万元の黒字だった。

陝西省の特徴

陝西省の省都・西安市はシルクロードの起点として、古くから国際的な交易や文化の交流が行われてきた。近年は、中国が国家戦略として進める「一帯一路」（シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロード）構想におけるシルクロード経済帯の起点として注目されている。また、「一帯一路」構想を担い、中国の内陸経済を牽引することへの期待から、2017年4月には、中国（陝西）自由貿易試験区が設立された。

陝西省は中国の地理的中心に位置し、中国の東西南北を結ぶ交通のハブである。西部大開発プロジェクトの進展に伴い、陝西省では高速道路、高速鉄道の開通、西安咸陽国際空港の拡張など、急速にインフラ建設が進む。鉄道では、中央アジア、欧州に至る国際貨物列車「長安号」が開通しており、2022年の運行本数は4,639本、貨物輸送量は411万7,000トン、運行本数、貨物輸送量、重箱率の指標において全国でトップを占めている。2022年には西安国際港区で198本の越境EC専用列車が運行し、越境ECの取引額は35億1,000万元となり前年比40.4%増加した。航空では、中国西安咸陽国際空港が全国十大空港の1つとなっている。

陝西省は、教育レベルが高く、高等教育の在校生は100万人を超え、人口10万人当たりの高等教育在校生数が全国3位となっている。2022年の技術契約取引額は3,053億5,000万元に達した。豊富な科学教育資源を生かして航空宇宙産業、IT産業、先端農業等の分野で中国を代表する産業基盤が形成されている。陝西省における優秀な人材と産業基盤を生かした研究開発と技術革新は、中国全体の産業の高度化においても重要な役割を担っている。

国際都市を目指して

すでに進出している企業が陝西省で安定して操業でき、外国人が過ごしやすい環境を整備することが、先進的な取り組みをする外国企業や外国人旅行者の誘致につながり、陝西省が目標とする内陸の改革開放の高地の建設に有益と考える。陝西省に進出する日系企業が、いっそう発展を遂げ、陝西省の経済発展に寄与するために挙げた建議を整理すると、以下の3点に集約される。

第一に、予見可能性の向上である。環境規制への対応では、自社やサプライヤーが地域の大気汚染濃度が高まったときなどに急に操業停止の指示を受けて安定供給の責任を果たすことが困難になり、顧客の信用を失っている事例があった。また、突然の停電で事業停止を余儀なくされた企業もある。すでに進出している企業が陝西省で安定して操業し、発展できるよう、インフラを整え、規制措置は公平かつ合理的なルールを前広に書面で公式に発表することを要望する。

第二に、外国人も過ごしやすい環境の整備である。古都・西安を有する陝西省は元来海外からの観光客が多く、国際文化旅行都市として発展を目指している。こうした海外からの観光客や生活する外国人も過ごしやすい環境を整備することが、陝西省の持つ都市としての魅力の海外への発信となり、さらなる企業や旅行者の誘致につながるものと考えられる。

第三に、総合的な視野に立った公平で迅速な行政サービスの提供である。陝西省が、世界銀行の報告書「ビジネス環境の現状（Doing Business）」をベンチマークし、陝西省のビジネス環境と競争力が、中国国内の経済が発展している地域の水準に追いつき追い越すよう取り組んでいることを歓迎したい。投資環境の改善にあたっては、陝西省進出企業の実情に即したものとなるよう、政策・法令・計画の策定過程で日系企業を含む関連企業との情報交換、調整を十分に行うことを要望する。

対話を通じた互恵関係の構築に向けて

2022年は前年に引き続き中国における新型コロナウイルスの影響により陝西省関係当局と在陝西省日系企業との意見交換会の実現には至らなかったが、意見交換会を継続的に行うことにより相互理解が深まることで、陝西省の投資環境が改善し、企業の円滑な事業展開につながり、競争力のある産業が成長するという互恵関係の構築を目指したい。陝西省関係当局と在陝西省日系企業との定期的な対話・交流の実施を希望する。

<建議>

1. 安定操業環境の確保

① 電力供給

2022年夏季は何度か停電が発生し、住居のエアコンやエレベーターが使用できず特に私生活に

において不便の多い年であった。また、突発的な工場への電力使用量制限要請や緊急工事による送電停止も発生し一時的に工場稼働を停止したため、生産遅延も発生した。電力供給量不足解消に向けたインフラ対応策を要望する。

② 通関

通関手続において同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税區、物流園區または保税港區の運用や規則、規定に対する解釈も地域や担当者により異なる。通関一体化の推進に伴い改善がみられる部分もあるが、税関総署等の関連部門に対して、窓口人員への研修の強化やより詳細なマニュアルの整備などにより全国で統一的な運用を行うよう希望する。

③ 環境政策

日系企業が法令遵守を適切に行うにあたり、生態環境庁、各区政府当局による監視や取り締まりなど執行面において、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、企業に対する行政指導を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。生態環境部は、「一刀切（個別事情を顧みない一刀両断措置）」は固く禁じると発表しているが、環境監査が突発的に実施され、明確な理由なく工場の一時的な休業もしくは営業停止指示を受け顧客の信用を失っている企業もある。操業停止の対象となる事業者を選定する際の客観的基準の公表、改善実施の猶予期間設定、事前通知の徹底等、公平かつ合理的なルールを構築することを要望する。

揮発性有機化合物（VOC）排出量削減においては、大気汚染状況が黄色、橙色、赤色警報等の発令時には生産規制が要求され、計画的な生産活動ができない。VOCの排出量や設置している環境設備など客観的な基準を設けて、対策を採っている企業は安定供給の責任を全うできるよう、工場稼働規制の要求基準の見直しを要望する。また同状況下において排ガス処理設備がない旧型トラックの運行が禁止され部品納入や製品の出荷が不安定になるため改善を要望する。

④ 駐在員、人材

製造業における技術指導および会社全体の管理に熟練した日本から派遣する駐在員に関して、高齢化の問題もあり就業が難しくなってきた。また慢性的に製造ワーカーの供給が不足している。これらについて効果のある政策措置を要望する。

2. 総合的視野に立った取り組み

政策周知、情報交換

日系企業は法令遵守に誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、法令遵守を適切に行うことができるよう、法制度解釈の統一的運用、制度変

更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。策定される政策・法令・計画が企業の実態に即したものとなるよう、政策・法令・計画の策定過程で日系企業を含む関連企業との情報交換、調整を十分に行うことを要望する。